
平成 1 7 年度
事業報告書

平成 1 8 年 9 月

日本商工会議所

目 次

I 総括的概要	1
II 事項別状況	32
1. 法人の概要	32
2. 定款および規約等	33
(1) 定 款	33
(2) 規約（規則・規程）	34
3. 組 織	35
(1) 会 員	36
(2) 特別会員	36
(3) 第26期役員	37
(4) 第26期議員	39
(5) 第26期委員会	40
(6) 第26期特別顧問	41
(7) 第26期顧問・参与	41
4. 選挙および選任等	41
(1) 議 員	41
(2) 常 議 員	41
(3) 役 員 等	41
(4) 顧問・参与	41
5. 事 務 局	42
6. 庶 務	43
(1) 文 書	43
(2) 叙勲・国家褒章・表彰	43
(3) 慶弔・その他	46
7. 会 議	47
(1) 会員総会	47
(2) 議員総会	60
(3) 常議員会	64
(4) 監 事 会	65
(5) 委 員 会	65
(6) 特別委員会	70
(7) 小委員会等	72
(8) 政策委員会	75
(9) 日本商工会議所会頭・副会頭会議	76
(10) その他の会議	76

8. 事業	81
(1) 各種事業活動	81
1 国際会議等	81
2 レセプション・懇談会等	100
3 貿易振興事業	102
4 在外日本(人)商工会議所等との連携	104
5 中小企業国際化対策事業	105
6 情報化推進事業	107
7 中小企業景況調査事業	111
8 C C I - L O B O 調査事業	111
9 P L 保険制度	112
10 日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度、商工会議所個人情報漏えい保険制度	112
11 65歳雇用導入プロジェクト中小企業普及啓発事業	113
12 商工会等児童健全育成活動助成事業	113
13 商工会等育児支援助成事業	115
14 J A N メーカコードの登録受付業務	116
15 経営安定特別相談事業	117
16 消費税円滑化対策事業	119
17 企業等 O B 人材活用推進事業	119
18 創業人材育成事業	121
19 Chambers カード事業・慶弔サービス事業	133
20 休業補償プラン	133
21 広報事業	133
22 1級販売士資格更新講習会	139
23 D C プランナー資格更新通信教育講座	140
24 全国統一演習研修事業(経営指導員 W e b 研修)	140
25 青年部関係事業	140
26 女性会関係事業(全国商工会議所女性会連合会)	145
27 「アレグリア2」商工会議所会員優待サービス事業	148
28 商工会議所観光振興大会 2005	148
29 J A P A N ブランド育成支援事業	151
30 草の根 e ラーニング・システム整備事業	152
31 中小商業ビジネスモデル連携支援事業	152
(2) 意見活動	154
(3) 刊行物等	342
(4) 技術・技能の普及	343
(5) 経営改善普及事業	355
(6) 研修会等	357
(7) 後援・協賛事業	361

9. 対処すべき課題	365
Ⅲ 関係団体等	366
1. (財)全国商工会議所共済会	366
2. 日本珠算連盟	367
3. 国際珠算協会日本国内委員会	368
4. (社)日本販売士協会	369
5. 全国観光土産品連盟	370
6. 全国観光土産品公正取引協議会	371
7. (財)日本産業協会	372
8. (財)日本産業デザイン振興会	373
9. (社)日本商事仲裁協会	374
10. (財)日本ファッション協会	376
11. (株)キャリアック (商工会議所福利研修センター)	377
12. (財)日本容器包装リサイクル協会	378
13. 商工会議所年金教育センター	379

I 総括的概要

平成 17 年度のわが国経済は、原油・素材価格の高騰や、米国や中国の経済動向、財政赤字など、景気減速に対する不安要素を抱えながらも、主として輸出および大企業・製造業を中心とした設備投資の増大に加え、企業部門の好調さが家計部門にも及び始めるなど、全体的には内需主導による景気回復の動きが見え始め、日経平均株価も年度末には 1 万 7,000 円台まで回復した。

しかしながら、デフレは依然として解消しておらず、また、地方経済や中小企業においては、あまねく景気回復を実感できる状況にはなく、むしろ、大企業と中小企業、大都市と地方の間での格差が目立つようになってきた。さらに、少子高齢化の進展と社会保障制度改革、まちづくりや地域コミュニティの再生と地域産業の振興、経済のグローバル化に対応した諸外国との経済連携の推進など、わが国は幾多の重要な課題に直面しており、安心できる将来像の構築が強く求められている。

当所では、年末の 18 年度政府予算の編成や税制改正等のタイミングに合わせて、わが国経済の再生と活力増進に向けた諸施策の実現について、昨年度に引き続き強力で求めた。こうした働きかけの結果、平成 18 年度中小企業対策関連予算については、総額 1,616 億円と前年度比 6.6%減となったが、いわゆる「三位一体改革」に伴う地方向け補助金 169 億円の廃止に伴う都道府県への税財源の委譲を考慮すると、前年度比 3.2%増の水準となったなど、要望項目の多くが実現した。また、「まちづくり 3 法」の抜本的な見直しについても、当所の要望の多くが認められ、ほぼ要望に沿った形での改正案が平成 18 年 2 月に国会に提出され、同年 5 月に可決・成立した。

他方、自由貿易を推進する WTO 新ラウンドを補完する形で、世界各国・各地域間で経済連携協定 (EPA)、自由貿易協定 (FTA) 締結の動きが活発な中、マレーシア・フィリピン・タイ等との間で、EPA・FTA に向けた政府間交渉が行われた。当所では、二国間・多国間経済委員会の活発化などを通じ EPA・FTA の推進を図ったほか、平成 18 年 7 月に発効したマレーシアとの EPA に基づく特定原産地証明書の発給については、当所が国内唯一の指定発給機関となり、関係商工会議所の協力を得て一元的な発給体制を構築した。

こうした内外の情勢下、当所においては、山口会頭の強力なリーダーシップのもと、各地商工会議所と緊密な連携を図りつつ、『健康な日本』のさらなる飛躍に向けて積極的に取り組んだ。

なお、平成 17 年度事業活動の特徴的な成果<トピックス>としては、次のような事項があげられる。



総会であいさつする山口会頭

平成 17 年度事業活動の特徴的な成果＜トピックス＞

○ 政策提言活動

平成 17 年度のわが国経済は、全体的には内需主導による景気回復の動きが見え始めるものの、デフレは依然として解消しておらず、当所では、デフレからの早期脱却と安心できる将来像の構築に向けて、7月に開催した夏季政策懇談会において「政策アピール」を採択するなど、わが国経済の再生と活力増進に向けた諸施策の実現について強く訴え続けた。

その結果、18年度中小企業対策関連予算は総額 1,616 億円と前年度比 6.6%減となったが、三位一体改革に伴う地方向け補助金 169 億円の廃止に伴う都道府県への税財源の委譲を考慮すると、実質的に前年度比 3.2%増の水準となった。

また、政府系中小企業 3 金融機関については、政策金融改革の中で、組織的には一つの機関に統合されることになったが、その機能は、18 年 5 月の行政改革推進法成立に際して衆参両院の行革特別委員会で採択された附帯決議の中で、ユーザーである中小企業者の立場に立った要望趣旨が反映された。

○ 税制改正

税制については、税制小委員会及び事業承継対策特別委員会において具体的な検討がなされ、平成 17 年 9 月にとりまとめられた「平成 18 年度税制改正に関する要望」において、わが国中小企業の活力強化に資する税制措置等の実現を要望した。その後、10 月から 12 月にかけて、全国の商工会議所とともに積極的な陳情活動を展開した結果、留保金課税の負担軽減、事業承継税制の拡充、中小企業投資促進税制の拡充・延長、交際費の損金算入特例の延長、土地税制等の負担軽減など多くの要望事項が実現した。

なお、当所をはじめとする経済界をあげて導入に反対している「環境税」については、前年度に引き続き、18 年度改正での導入は見送られることとなった。

○ 創業・経営革新支援と中小企業対策の強化

創業希望者を支援するため創業塾（5,264 名参加）を開催した。また、自社の経営を見直して経営革新・新事業展開等を目指す経営者を支援するため第二創業コース（3,660 名参加）を開催するとともに、「第二創業事例集」を取りまとめ、発刊した。

このほか、優れた経営ノウハウや技術開発能力等を有する企業等 OB 人材と、新事業展開等を図ろうとする中小企業とのマッチングを支援する「企業等 OB 人材活用推進事業」を全国展開し、17 年度は全国で 1,751 名の OB 人材が新規登録され、1,033 件のマッチングが成立した。

一方、中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望活動の成果として、政策金融改革において借り手の中小企業の視点に立った検討、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の成立、中小企業再生支援協議会の機能強化、中小企業の資金調達の多様化等が実現した。

○ 総合的なまちづくりの推進と地域産業の振興・ものづくり支援

平成 16 年度に引き続き、「まちづくり特別委員会」において、まちづくり 3 法（都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法）の抜本的見直しについて検討を重ねるとともに、政府・与党等に対しまちづくり 3 法の抜本的見直しについて要望活動を行った結果、当所の要望にほぼ沿った内容の都市計画法・建築基準法の改正案、中心市街地活性化法の改正案が、平成 18 年 2 月、通常国会に提出され、両案とも同年 5 月に参議院本会議で可決・成立した。また、まちづくり 3 法見直し問題を特集した「実践！まちづくり」（別冊「石垣」）を発刊。続いて、「まちづくり 3 法見直しに関する説明会」を開催し、その後、ブロック別商工会議所連合会との共催により、全国 9 ブロックで説明会を開催するとともに、各地商工会議所が主催する個別の説明会にも担当者を派遣した。このほか、18 年 4 月には、まちづくりに関する相談窓口として「まちづくり 110 番」を開設したほか、「まちづくり条例研究センター」の運営や同センター主催の「まちづくり条例実践セミナー」の開催などを通じ、まちづくり条例制定を支援した。

一方、6 月に「平成 18 年度観光振興施策に関する要望」を取りまとめ、「観光立国にふさわしい

観光行政の実現」「まちづくりと観光振興の一体的推進」等を政府・関係機関等に働きかけるとともに、10月には、全国の商工会議所関係者等約1,500人の参加を得て「商工会議所観光振興大会2005 in 倉敷」を岡山県倉敷市において開催した。

また、16年度に引き続き「JAPANブランド育成支援事業（中小企業庁委託）」を実施し、地域資源を活かし、内外市場で通用するブランド力の育成・強化を図るため、商工会議所が地域の企業等をコーディネートしつつ、市場調査、専門家招聘、試作品開発、海外展示会への参加等の取り組みを行うプロジェクトを総合的に支援した。

○ 諸外国とのFTA・EPAの推進と国際ビジネス支援

当所では、引き続き日本マレーシア経済協議会やASEAN・日本経済協議会日本委員会など二国間・多国間経済委員会において、在外日本人商工会議所とも連携し、FTA・EPAの締結による貿易・投資の自由化・円滑化等について検討を行い、適宜政府および関係機関に意見・要望活動を行った。こうした活動によって、特に日マ間では、17年12月に両国首脳による協定への署名が行われ（発効は18年7月13日）、わが国で3番目のEPA締結となった。

日マレーシアEPAに基づく特定原産地証明書の発給については、当所が日本国内唯一の指定発給機関となって、各地商工会議所の協力を得て特定原産地証明書の一元的な発給体制を構築すべく、「FTA特恵原産地証明に関する研究会」等の場で検討を行い、18年7月13日の同協定発効を受けて、発給業務を開始した。

また、中小企業の国際ビジネス支援については、東アジア地域の在外日本人商工会議所等の中に「中小企業委員会」を設置して、当該国の日系中小企業への経営相談事業等を行ったほか、日印経済委員会をはじめとする二国間経済委員会や全国商工会議所中国ビジネス研究会等と連携し、投資環境説明会・商談会や講演会を開催した。

○ 新時代に対応した商工会議所事業の展開

本格的なネット社会を迎えるなか、会計実務においても電子会計が普及している現状を踏まえ、6月に「電子会計実務検定試験」を、また、個人レベル、基幹業務、企業全体のそれぞれのレベルでITを利活用した生産性の向上等経営実務に寄与することを目的として、18年3月に「日商PC検定試験」をネット試験として創設した。また、ビジネススキルをeラーニングにより身近で手軽に学べる機会を提供する「草の根eラーニングサービス」（経済産業省委託事業）の整備を進めることとなり、同実証モデル事業を実施した。

一方、特定認証業務の認定を取得して15年3月から実施している「ビジネス認証サービス」について、電子入札コアシステム対応電子証明書、一般行政手続用電子証明書及び行政書士用電子証明書の合計3種類の電子証明書の発行を引き続き行い、行政機関（中央省庁、自治体等）における電子入札や電子申請等、ビジネス認証サービス電子証明書が利用可能な手続きの拡大を図り、加えて（財）日本容器包装リサイクル協会の電子入札への対応や行政書士会単位での割引販売等を通じて、さらなる普及を図った。

○ 特定退職金共済制度に関する検討

中小企業にとって代表的な退職給付の積立制度であった適格退職年金は、平成24年3月に廃止されることになっているが、特定退職金共済制度への積立資産の非課税移換が認められていないことから、17年9月に「適格退職年金から特定退職金共済への非課税移換に関する要望」を取りまとめ、全国の商工会議所とともに精力的に要望活動を行った。

その結果、18年度税制改正の審議において、特定退職金共済については、受給権確保を担保とする仕組みを法律上で位置づけたうえで、非課税移換のため所要の措置を講じるべく検討を進めることとなった。

これを受けて、関係省庁において必要な法整備の検討作業が行われることとなり、当所では、各地商工会議所の特定退職金共済の運営実態を踏まえた制度設計等を要望していくため、18年2月にワーキンググループを設置し、検討を開始した。

各種事業項目についての総括的概要は以下のとおりである。

1. 全国商工会議所の総力を結集した迅速・的確な政策提言とその実現

(1) 日本経済の活力強化策を要望

平成 17 年度のがわが国経済は、主として輸出および大企業・製造業を中心とした設備投資の増大に加え、企業部門の好調さが家計部門にも及び始めるなど、全体的には内需主導による景気回復の動きが見え始めた。しかしながら、デフレは依然として解消しておらず、また、地方経済や中小企業においては、あまねく景気回復を実感できる状況にはなく、むしろ、大企業と中小企業、大都市と地方の間での格差が目立つようになってきた。加えて、少子高齢化の急速な進展の中で、国民は社会保障制度の持続性など将来に対する大きな不安を抱いていた。

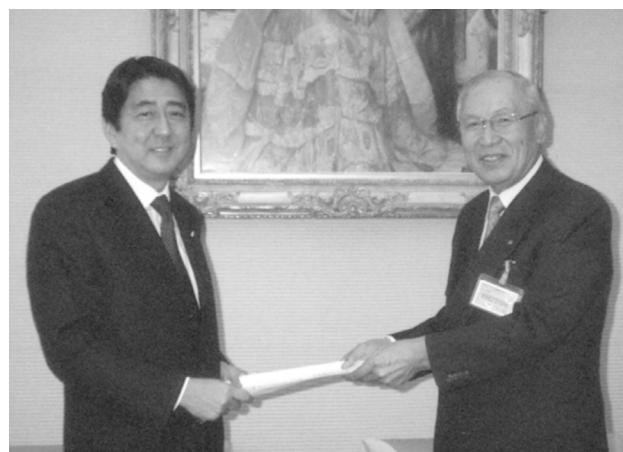
こうした状況を踏まえ、当所では、当面の課題として内需主導による持続的かつ安定的な経済成長の実現と安全・安心な社会の構築に向けて、7月に開催した夏季政策懇談会において「政策アピール」を採択し、①“まず増税ありき”の財政再建路線の見直し、②少子化対策の抜本的拡充、③コンパクトなまちづくり推進のための新たな枠組みの構築、④中小企業対策予算の拡充と政府系中小企業3金融機関の統廃合・縮小に反対、⑤経済連携協定（EPA）の戦略的展開と中小企業の国際競争力強化の支援、の5項目の実現を求めた。

一方、景気回復の動きを続けてきたわが国経済は、原油価格の高騰や海外経済の動向など先行き依然として不安定要因を抱えていた他、長期にわたるデフレの影響等により、地域中小企業をめぐる経営環境は、なお厳しい状況が続いていた。

こうした中で、10月31日に、特に当面する重要課題である税制改革、政策金融改革及びまちづくり3法見直し問題の3項目について、当所の意見を「ポジション・ペーパー」として表明した。併せて、10月31日に発足した第3次小泉内閣に対し、「第3次小泉改造内閣に望む」において、①コンパクトなまちづくり推進のための新たな枠組みの構築、②政府系中小企業3金融機関の機能強化、③中小企業関係税制の是正・拡充等、④国民が安心できる社会保障制度改革の断行、⑤国民や企業が納得できる財政再建の取り組み、⑥少子化対策の抜本的な拡充、の6項目をわが国の抱える当面の課題として、早急に対策を講じるよう要望した。



小泉首相に「政策アピール」を手渡す山口会頭



安倍内閣官房長官に要望

さらに、二階経済産業大臣、谷垣財務大臣、北側国土交通大臣、川崎厚生労働大臣との各懇談会、公明党幹部との懇談会、政府・政党における審議会・委員会・研究会等の諸会議での意見陳述等を通じて、わが国経済の再生と活力増進に向けた諸施策の実現について強く訴え続けた。

こうした働きかけに対し、「まず増税ありきの財政再建路線の見直し」については、経済財政諮問会議等において、「財政健全化」と「成長力・競争力強化」を中心とする歳出・歳入一体改革のあり方に関する議論がスタートしたほか、行政改革の具体的な目標や時間軸が盛り込まれた「行政改革推進法案」が通常国会に提出され、18年5月に成立した。社会保障制度改革については、予防医療や新しい高齢者医療制度などを柱とする「医療制度改正法案」が通常国会に提出され、18年6月に成立した。



二階経産大臣に要望する山口会頭

「少子化対策の抜本的拡充」については、官房長官や少子化担当大臣、厚生労働大臣など少子化関係閣僚と経済界や労働界で構成する「子育て官民トップ懇談会」が設置され、官民一体となつての取り組みの必要性が確認されたほか、18年度予算に児童手当の拡充や出産一時金の増額、中小企業対象の育児休業助成金などが盛り込まれた。

「コンパクトなまちづくり推進のための新たな枠組みの構築」については、「中心市街地活性化法改正案」が通常国会に提出され、18年5月に成立した（8月22日施行）。また、「都市計画法・建築基準法改正案」も18年5月に成立した（5月31日公布。段階的に施行され、公布後1年6ヵ月以内の政令で定める日から全面施行）。

「中小企業対策予算の拡充と政府系中小企業3金融機関の統廃合・縮小に反対」については、まず、中小企業対策予算の拡充については、厳しい財政状況のもと、18年度中小企業対策関連予算は総額1,616億円と前年度比6.6%減となったが、三位一体改革に伴う地方向け補助金169億円の廃止を考慮すると、前年度比3.6%増の水準となった。政府系中小企業3金融機関については、政策金融改革の中で、組織的には一つの政策金融機関に統合されることになったが、その機能は、18年5月の行政改革推進法成立に際して衆参両院の行革特別委員会で採択された附帯決議の中で、ユーザーである中小企業者の立場に立った要望趣旨が反映された。

「経済連携協定（EPA）の戦略的展開と中小企業の国際競争力強化の支援」については、EPA締結交渉では、17年5月にマレーシア、9月にタイとの間で大筋合意が得られた。その後、17年12月に日マ首脳会談において協定への署名が行われた（シンガポール・メキシコに続き3ヵ国目）。また、韓国、ASEAN全体、インドネシア、チリとの間で政府間交渉が進められた。さらに、インド、スイス、オーストラリア、ベトナム、ブルネイとの間で政府間交渉入りに向けての準備・検討が行われた。中小企業への国際競争力強化の支援については、EPAを活用したビジネス展開等に関する情報提供・個別相談、在外日本人商工会議所における専門家等の相談指導、中小企業者の販路拡大を図

るための展示・オフィス機能を有するスペースの提供を行う支援事業等への予算措置が講じられた。

(2) 少子化問題への取り組み

平成 16 年の合計特殊出生率が過去最低の 1.29 を記録したのち、17 年には出生数が死亡数を下回り、ついに人口減少社会に突入した。当所では、「人口減少問題はわが国の将来を決定づける基本的かつ最大の問題である」という認識の下、7 月の「政策アピール」、11 月の「第 3 次小泉改造内閣に望む」などにおいて、①少子化克服のため今後 5 年間で重点強化期間と位置づけて資源を優先配分し、実効性の高い対策を講じるべき、②将来の国を支える出産および子育てへの先行投資という観点から、少子化対策予算を抜本的に拡充すべき、と政府に少子化問題への緊急かつ抜本的な対応を求めた。具体的には、「経済的負担の軽減」として児童手当の拡充や児童税額控除の創設、医療費や教育費の軽減などを要望したほか、「子育てと仕事の両立への支援」として、保育所の整備や育児休業支援助成金の拡充など企業へのインセンティブの付与などを要望した。こうした働きかけに対し、18 年度予算では、児童手当の拡充（小学校 3 年生から 6 年生までへの支給対象年齢引き上げ等）や中小企業向けの育児休業支援助成金などが盛り込まれた。また、17 年 5 月に官房長官や少子化担当大臣、厚生労働大臣などの少子化関係閣僚と経済界や労働界などで構成する「子育て官民トップ懇談会」が設置され、商工会議所から、今後は、中小企業といえども企業の社会的責任として仕事と子育ての両立支援を進める必要があるとし、政府に中小企業における両立支援策の充実へ向けた対策の拡充（税制優遇などのインセンティブの付与等）を強く要望した。また、結婚、出産、子育ての楽しさや喜びなどに関する国民の意識改革の必要性も強調したところ、同懇談会で官民挙げての国民的な運動の必要性が確認された。

(3) 社会保障問題への取り組み

急速な少子高齢化が進展する中、国民や企業に対する社会保険料の引き上げ等の公的負担増は、厳しい国際競争の中にある企業の競争力低下や新規雇用、個人消費への悪影響等を通じて、経済社会の活力低下に繋がりがかねないことから、当所では、国民や企業が納得できる負担と給付の水準を考慮し、贅沢ではなくとも持続可能な社会保障制度の早期確立を目指して、7 月の「政策アピール」や 11 月の「第 3 次小泉改造内閣に望む」などにおいて、社会保障制度全体の改革の必要性を政府に要望した。

社会保障個別分野の改革に関し、介護については、17 年 6 月に介護保険制度改正法が成立したが、16 年 7 月の「介護保険制度の見直しに関する意見書」の多くの提案が反映され、当所はじめ経済団体が強く反対した被保険者範囲の対象拡大は見送られた。

医療については、18 年度医療制度改革に向けた議論に対し、17 年 7 月に「医療制度改革に関する意見」を公表し、地域特性を生かした効率的な医療提供体制の構築を目指し、医療機関の役割分担、IT 化等を通じた患者本位の医療の提供、混合診療の全面解禁、規制緩和による民間活力の有効活用、望ましい終末期医療に関する国民的コンセンサスの形成、包括払い方式の原則化、ジェネリック医薬品による薬剤費抑制などを要望した。また、後期高齢者医療については、75 歳以上の高齢者を対象とする新たな高齢者医療制度の創設を要望した。こうした働きかけに対し、12 月の政府・与党の「医療制度改革大綱」及び 18 年 3 月に国会に提出された「医療制度改正法案」には商工会議所の意見の大部分が反映された。同法案に反映されていない医療給付費の総額抑制・目標管理（名目成長率の範囲内）等については、18 年 2 月の川崎厚生労働大臣との懇談会の場等を通じて改革の実現を要請し

た。

年金については、公的年金のスリム化が不可避である中、公的年金を補完する企業年金の重要性に鑑み、6月の「中小企業関係施策に関する要望」において、中小企業にとって最適な企業年金制度を構築しやすいものとするため、特別法人税の撤廃、確定拠出年金の拠出限度額の一段の引き上げ、確定拠出年金におけるマッチング拠出等を要望した。9月の「適格退職年金から特定退職金共済への移換に関する要望」では、平成24年3月までに廃止が決定している適格退職年金制度の非課税移換の対象に「特定退職金共済制度」を追加すべきであると要望した。

(4) 行財政改革と真の地方分権の実現

地域総合経済団体である商工会議所は、小さくて効率的な政府の実現に向けた「行財政改革の推進」と地域活性化に資する「真の地方分権の実現」の重要性に鑑み、行財政改革小委員会等であるべき姿等について検討し、政府に要望した。

平成17年7月の「政策アピール」や11月の「第3次小泉改造内閣に望む」において、小泉総理の強力なリーダーシップのもと、構造改革の総仕上げとして、公務員総人件費の大幅削減（5年間で国・地方10%を大幅に上回る純減）など聖域なき行財政改革の断行を要望した。「小さくて効率的な政府」に立脚した業務の要・不要の見直し、市場化テストなどの民間開放や規制改革の推進、公務員給与の地域の官民格差是正などを強く求めた。こうした働きかけに対し、政府は12月に「行政改革の重要方針」を閣議決定、18年3月には同方針を法案化した「行政改革推進法案」を国会に提出した。同法案には行財政改革推進の具体的な目標や時間軸（国家公務員数：今後5年間で5%純減、地方公務員数：4.6%以上の純減など）が盛り込まれたが、当所要望の改革目標値に届いていない部分（公務員総人件費削減など）については、更なる行政改革の断行を政府に要望した。政策金融改革については、民間金融機関では充足することが困難な中小企業金融の実態を十分踏まえ、政府系中小企業3金融機関による政策金融の機能・役割を強化する方向で検討すべきと強調した。

「真の地方分権の実現」については、地方が独自の判断と責任によって、多様な個性や特色を活かした地域づくりを行えるよう「地方にできることは地方に」という原則の下、権限や必要な税財源を思い切って国から地方に移譲し、地域の活性化に繋がる三位一体改革や市町村合併の推進などを支援した。三位一体改革では、わが国全企業数の9割弱を占め、創業、経営革新等を通じて、地域経済の活性化、雇用の維持や創出に大きな役割を果たしている小規模事業に向けた対策が地方公共団体の自主性を活かした事務・事業となったことから、12月の「三位一体の改革に関する要望」において、地方自治体に対し、地域の経済環境や小規模事業者の実態に応じ、商工会議所等とより緊密な連携をとっていくよう強く要望した。

(5) 中小企業等における税負担軽減の実現

税制については、税制小委員会及び事業承継対策特別委員会において具体的な検討がなされ、平成17年9月にとりまとめられた「平成18年度税制改正に関する要望」において、わが国中小企業の活力強化に資する税制措置等の実現を要望した。その後、10月から12月にかけて、全国の商工会議所とともに積極的な陳情活動を展開した結果、平成18年度与党税制改正大綱において、全体的には増税基調の中、中小企業への特別な配慮がなされ、多くの要望事項が実現した（主な事項は以下の通り）。

「留保金課税」については、課税対象について、現行の「同族関係者3グループで株式50%超」

が「1グループで50%超」に限定されるとともに、留保控除について、現行の所得基準「35%」、定額基準「1,500万円」がそれぞれ「50%」（大企業は40%）、「2,000万円」へ拡大。併せて、現行の「自己資本比率50%以下」の中小企業に対する課税不適用措置に代わり、新たな留保控除として、中小法人において自己資本比率が30%に満たない場合における実際の自己資本比率と30%との差の部分の金額に相当する控除額が認められた。以上により、平均並みの配当を行えば留保金課税は課されないこととなった。

「事業承継税制」に関しては、相続税の物納制度について、手続きの明確化・迅速化等の観点から、物納許可基準の緩和・明確化、物納手続きの迅速化・明確化、その他納税者の利便の向上等の見直しが行われた。その結果、赤字法人の株式でも譲渡制限株式でなければ物納対象として認められることとなった。

「中小企業技術基盤強化税制」については、15年度に講じられた研究開発税制の控除率の上乗せ措置（3%）は適用期限の到来をもって廃止されたが、各事業年度における試験研究費のうち増加相当額の税額控除率につき5%を加える措置が講じられた（2年間の時限措置）。その結果、中小企業等の場合は、恒久的な部分が12%であることから、増加額に対して合計17%の税額控除となる。

「中小企業投資促進税制」については、適用対象資産（7%税額控除または30%特別償却の対象資産）に一定のソフトウェア及びデジタル複合機を追加するとともに、適用対象資産から電子計算機以外の器具備品を除外した上で、適用期限が2年間延長された。これは、IT投資促進税制（後述）の廃止に伴い、中小企業のソフトウェア投資について同制度で対応するもの。

「交際費課税」については、現行措置（資本金1億円以下の中小企業において400万円の9割まで損金算入可）が2年間延長された。また、一人当たり5,000円以下の飲食費（役職員間の飲食費は除く）は「会議費」として取り扱われ、損金算入が認められた。

その他中小企業関係税制については、「設立5年以内の中小企業者等に対する欠損金の繰戻還付措置（1年間）」は、2年間延長された。「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」は、年間の合計損金算入限度額を300万円までとした上で、現行措置（取得価額が30万円未満の減価償却資産を損金算入する）が2年間延長された。

その他税制では、研究開発促進税制について、15年度に講じられた増加試験研究費の税額控除制度及び税額控除率の2%の上乗せ措置は、適用期限の到来をもって廃止された。その上で、試験研究費の総額に係る税額控除制度について、試験研究費のうち増加相当額の税額控除率につき5%を加える措置が講じられた（2年間の時限措置）。この結果、増加額に対し合計13~15%の税額控除となる（参考・中小企業の場合は前述の中小企業技術強化基盤税制により17%となる）。

「IT投資促進税制」については、現行制度は一旦廃止した上で、産業競争力の向上に資する設備等であって情報セキュリティ対策等に対応したものを取得等した場合に、10%税額控除または50%特別償却措置を行う「情報基盤強化税制」が創設された（2年間の時限措置）。

「役員賞与」については、予めの定めに基づいて確定時期に確定額を支給する役員給与（役員報酬及び役員賞与）の損金算入が認められた。なお、「減価償却制度」については、抜本的税制改正と合わせ総合的に見直しを検討することとされた。

「不動産登記に係る登録免許税」については、土地に関する売買による所有権移転登記や所有権の信託の登記の税率が半減された（2年間の時限措置）。「不動産取得税の特例」については、宅地等の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置が、3年間（18~20年度）延長されたほか、

住宅用土地・家屋、店舗・事務所用土地について、標準税率（本則4%）を3%とする特例措置が3年間延長された。

固定資産税については、16年度から講じられている地方公共団体の条例による減額措置（条例減額制度）が3年間延長された。中心市街地活性化のための税制措置は、今後の関係法律の整備に伴い所要の税制措置が行われることとなった。また、住宅税制については、「住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例」は適用期限が2年間延長されるとともに、「既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除」及び「住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置」が創設された。

「定率減税」については、18年から半減されることになっているが、今般の税制改正により、残り半分についても、19年から廃止されることが決定された。なお、与党税制改正大綱において、前年度同様、景気への配慮が盛り込まれた。「寄付金税制」については、所得税における寄附金控除の適用下限額が5千円（現行1万円）に引下げられた。

三位一体改革における国から地方への税源移譲の一環で、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実施されることとなった。

商工会議所が強く要望をしていた「適格退職年金から特定退職金共済への非課税移換」については、法律の整備を前提として非課税移換が認められることとなった。今後、法的整備に向けて具体的な検討が行われることとなる。

当所をはじめとする経済界をあげて導入に反対している「環境税」については、前年度に引き続き、18年度改正での導入は見送られることとなった。

(6) 社会情勢の変化に適応した雇用環境整備への対応

商工会議所による職業紹介の事業化については、平成16年3月1日に施行された改正職業安定法により、商工会議所が会員向けに行う無料職業紹介事業について許可制から届出制に緩和されたのを受け、各地商工会議所に会員サービスの一環として無料職業紹介事業を手がける動きが広がっている。今後、地域の雇用情勢や会員企業の人材ニーズを把握している商工会議所による職業紹介事業を推進し、地域における雇用のミスマッチの解消や人材移動の円滑化を実現するため、雇用対策事業の具体化を検討する。

一方、15歳から24歳までについてみると、有効求人倍率は他の世代と比較し高い数値を示しているものの、完全失業率も高い水準にあるなど、今後の日本経済を担う若年労働者を取り巻く雇用環境は依然として厳しい。また、これまで日本経済を牽引してきた団塊世代が定年退職の時期を迎えることで予想される熟練技能を持つ労働者の不足が社会問題となっており、団塊世代から若年労働者への円滑な技能伝承が課題となっている。当所は平成15年度、16年度と若年者の雇用促進・人材育成に関する提言をとりまとめたが、17年度も6月と9月に発表した中小企業施策に関する要望の中で、ジョブカフェやインターンシップ、日本版デュアルシステムなどを活用した若年者の雇用促進・人材育成を要望した。その結果、18年度もジョブカフェによる若年者の就業促進・人材育成を行うとともに、労働者の実践的な職業能力の開発及び向上のために事業主が行う職業訓練として、OJT(On-the-Job Training)と教育訓練機関における座学を組み合わせる「実習併用職業訓練」を位置付け、一定の基準を満たす実習併用職業訓練を実施する事業主を支援する制度を創設するなど、政府は引き続き若年者の雇用促進・人材育成に積極的に取り組んでいくことになった。

さらに、外国人労働者の受け入れについても、上記の中小企業施策に関する要望に、高度人材外国

人の積極的な受け入れ、一定の管理の下におけるわが国で不足が予想される分野の人材受け入れの検討、外国人研修・技能実習制度の運用緩和・拡充の要望を盛り込んだ。現在、政府・与党内で外国人労働者問題に関する議論が行われており、今後、当所も適宜、意見・要望活動を行っていくことにしている。

(7) 労働関係法規の見直しへの対応

産業構造の変化が進展する中で、平成16年度に引き続き、厚生労働省を中心に労働関係法規の見直しについて検討が行われた。当所では、中小企業が置かれている現状を考慮したうえで労働法制の規制緩和や適切な雇用対策が講じられるよう、審議会等の場を通じて意見を反映させるとともに、労働法制の改正等への中小企業の円滑な対応や中小企業の実態に即した雇用・労働環境の整備を支援するため、法制度等の周知・啓発を行った。

就業形態の多様化、個別労働関係紛争や長時間労働者の増加に対応するためとして、厚生労働省は労働契約に関する包括的なルールとしての労働契約法制の制定、ならびに労働時間に関する法制度の見直しを行うべく、学識委員で構成される研究会において議論を行い、労働契約法制は17年9月、労働時間制度は18年1月に研究会における議論をとりまとめた報告書が発表された。この後、厚生労働省は議論の場を労働政策審議会労働条件分科会に移し、使用者代表、学識経験者で構成される公益代表および労働者代表の三者による議論を開始した。当所では、分科会の動きに合わせて労働小委員会を開催、委員から出た意見を踏まえ、労働契約法制については新たな法制化を前提とせず、中小企業の経営実態を踏まえた対応を検討すべき旨を主張するとともに、労働時間制度についても中小企業経営の実態に沿った制度とするよう、商工会議所推薦委員を通じ分科会の場で主張した。厚生労働省は18年のうちに分科会における議論を終え、19年の通常国会へ本件に関する関連法案を提出する意向だが、中小企業の経営、人事・労務管理に多大な影響を及ぼす恐れがあるため、就業規則と労働条件の関係や労働契約の終了の場面におけるルールの明確化、時間外労働の削減、自律的労働にふさわしい労働時間制度の創設など個々の項目について、労働小委員会にて引き続き検討を進め、適宜、意見・要望活動を行っていくことにしている。

平成9年の改正から10年近くが経過した「男女雇用機会均等法」について、厚生労働省雇用均等分科会は16年9月以降、均等法の施行状況についての議論を行うとともに、男女雇用機会均等の更なる推進のための方策について審議を行った。当所は17年7月に発表された中間的とりまとめに関するパブリックコメントに労働小委員会名で意見を提出するとともに、分科会の動きに合わせて労働小委員会にて議論を行った。その結果、労働者が性別で差別されることなく、その能力を十分発揮することができる雇用環境の整備については賛同する一方、その場合であっても労使自治を基本とすべきであるとともに、中小企業の実態を無視し、経営コストの増加につながる概念の法制化には反対である旨を強く主張した。平成18年3月には、審議会の議論を踏まえ、「間接差別の禁止」、「妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止」などを盛り込んだ改正法案が国会に提出され、6月15日に成立した。今後は、18年秋以降に分科会において、「間接差別の禁止」、「妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止」などの指針について議論が行われることになっており、当所としても引き続き、中小企業の実態を踏まえた意見を主張していくことにしている。

最低賃金制度については、厚生労働省中央最低賃金審議会や「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、産業別最低賃金を含む最低賃金制度の在り方について検討を進める方針が示されているこ

とから、厚生労働省は16年9月から研究会を開催、17年3月に報告書を取りまとめた。その後、議論の場は労働条件分科会の下に設置された最低賃金部会に移り、産業別最低賃金の見直しの方向性や地域別最低賃金のあり方について公労使三者による議論が行われた。部会では当初、労使双方による今後のあり方についての意見発表が行われ、これらを踏まえたうえで公益委員から11月、今後の最低賃金制度の在り方の骨子についての試案が、労使双方に提示された。試案には、当所がかねてから要望していた産業別最低賃金の廃止が盛り込まれた一方、一定の職種の労働者について賃金の下限を定める「職種別設定賃金」の創設、地域別最低賃金の決定基準の一つである「労働者の生計費」について生活保護との整合性を考慮することの明確化などが盛り込まれた。当所としては、産業別最低賃金の廃止には賛成である一方、「職種別設定賃金」については導入後の中小企業に対する影響が不明確であり賛否を判断できないこと、また、地域別最低賃金の決定基準の見直しについては労働の対価である賃金と社会福祉としての生活保護とは根本が異なるとして反対の意を表明した。厚生労働省は18年の通常国会への関連法案提出を視野に17年中のとりまとめを目指したが、労使双方の意見の隔たりが大きいため断念し、18年度も引き続き議論が行われている。

雇用保険制度のうち、事業主が保険料を全額負担している雇用保険三事業について見直しの議論が開始された。17年末に閣議決定された「行政改革の重要方針」に「廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする」と明記されたことを受け、厚生労働省は雇用保険の失業等給付の事業に資するかとの観点から、事業主団体の参画により抜本的、継続的な見直しの体制の確立を基本方針として、具体的な見直し作業に着手した。当所は事業主団体として見直し作業に参画、これまで各種要望で主張してきた内容を基本に意見を発表した。

法制度等の周知・啓発については、18年4月1日施行の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律について、中小企業における賃金・人事処遇制度の見直しや継続雇用制度導入など高齢者雇用の確保を通じた法改正への円滑な対応を支援するため、各地における説明会の実施など普及啓発活動等を行うことを目的とする65歳雇用導入プロジェクトを厚生労働省より受託、普及啓発用パンフレットを作成し各地商工会議所を通じて中小企業に配布したほか、全国47商工会議所にて普及啓発説明会を開催するなど、積極的な普及啓発活動を行った。

(8) 経済法規に関する問題への取り組み

経済法規小委員会で各種経済関連の法改正についての検討を行い、法務省等に意見書を提出した。また、改正独占禁止法の政省令に対して、独占禁止法改正問題懇談会を東京商工会議所と共同で開催し、公正取引委員会に対して意見書を提出した。

信託法改正について、法務省は、80年前に制定されて抜本改正が行われてこなかった同法の現代化を行う観点から、法制審議会信託法部会において信託法の見直しに関する審議を行い、平成17年7月に「信託法改正要綱試案」を公表した。これに対し、当所は8月に「『信託法改正要綱試案』に対する意見」を取りまとめ、法務省に提出した。その結果、第164回通常国会に提出された「信託法案」(18年6月18日の閉会后、衆議院で閉会中審査)において、いわゆる「後継ぎ遺贈型」の受益者連続の信託規定の創設やいわゆる限定責任信託制度の導入などが盛り込まれた。

法令外国語訳・実施推進検討会議中間報告について、内閣官房は、法令外国語訳推進のための基盤整備に関する検討を行う観点から、法令外国語訳・実施推進検討会議において審議を行い、17年10月に「法令外国語訳・実施推進検討会議中間報告」を公表した。これに対し、当所は11月に「法令

外国語訳・実施推進検討会議中間報告に関する意見」をとりまとめ、内閣官房に提出した。その結果、法令外国語訳・実施推進検討会議の最終報告（18年3月）において、法令外国語訳推進のための基盤整備、翻訳推進体制の整備、翻訳された法令の利用を容易にする体制整備など、要望事項が実現した。

会社法省令について、法務省は、17年6月に成立した会社法に関し、11月に「会社法関係の法務省令案」を公表した。これに対し、当所は経済法規小委員会において、中小企業における実務の円滑化の観点から検討し、12月に東京商工会議所と連名で『会社法関係の法務省令案』に対する意見」をとりまとめ、法務省に提出した。その結果、18年2月に公表された「会社法施行規則」、「会社計算規則」及び「電子公告規則」において、株主総会をいわゆる集中日に開催する際の開催理由の記載義務の緩和、中小企業等における個別注記表の記載義務の緩和などの要望事項が実現した。

消費者契約法の改正について、内閣府は、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るために、一定の消費者団体に事業者の不当な行為に対する差止請求権を認める新たな制度について、国民生活審議会消費者団体訴訟制度検討委員会において検討し、12月に「消費者契約法の一部を改正する法律案（仮称）の骨子」を公表した。これに対し、当所は経済法規小委員会において、消費者を過度に保護し、正当な事業活動を萎縮・阻害するなど、健全な経済活動を損なうことのないような制度とするとの観点から検討し、18年1月に『消費者契約法の一部を改正する法律案（仮称）の骨子』に対する意見」をとりまとめ、法務省に提出した。その結果、第164回通常国会に提出された「消費者契約法の一部を改正する法律案」（5月31日可決・成立。19年6月7日施行）において、適格消費者団体認定の厳格化などが盛り込まれた。

一方、17年4月に成立した改正独占禁止法に関し、公正取引委員会は6月に「公正取引委員会規則原案」、7月に「公正取引委員会政令案」を相次いでパブリックコメントに付した。これに対し当所は東京商工会議所と共同で独占禁止法改正問題懇談会を開催し、8月に東京商工会議所と連名で、『公正取引委員会規則原案』に対する意見」および『公正取引委員会政令案』に対する意見」をとりまとめ、公正取引委員会に対して提出した。その結果、「公正取引委員会規則」（10月公表）においては排除措置命令前の手続の厳格化など、「公正取引委員会政令案」（10月公表）においては購入カルテル等の類型の公表が盛り込まれるなど、当所の要望が実現した。

なお、改正独占禁止法については、同法の附則に基づき、内閣官房長官の下に独占禁止法基本問題懇談会が17年7月に設置され、概ね2年以内を目途に、独占禁止法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討が進められている。これに対し、当所は、当所推薦の委員を通じて同懇談会で意見を表明している。

(9) 中小企業会計の統合、周知・普及に向けた取組み

当所はじめ日本公認会計士協会、日本税理士会連合会および企業会計基準委員会の4団体は、中小企業が計算書類を作成するに当たり、抛ることが望ましい会計処理を示すものとして、また、「会社法」（17年6月成立）により新設される「会計参与」が抛るべき会計処理を示すものとして、中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」、日本税理士会連合会「中小社会計基準」、日本公認会計士協会「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」を統合し、8月3日に「中小企業の会計に関する指針」として公表した。その上で、ホームページ等により、同指針の中小企業への周知・普及

に努めた。

その後、4団体では、企業会計基準委員会が公表した各種の企業会計基準および18年5月1日施行の会社法・会社法関係省令を踏まえ、同指針の改正作業に取り組んだ（改正版は18年4月28日に公表）。

また、中小企業基盤整備機構と連携して、各地商工会議所で「中小企業会計啓発・普及セミナー」を開催し、中小企業会計の周知・普及に努めた。

(10) 地球温暖化をめぐる諸問題への対応

わが国の温暖化対策については、平成14年3月に策定した「地球温暖化対策推進大綱」の基本的考え方において、「環境と経済の両立」を大前提として、6%削減約束の達成への取組みが経済活性化や雇用創出等にもつながるよう、仕組みの整備・構築を図ることになっている。京都議定書発効を受け、17年4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画では、「環境と経済の両立」という基本的考え方が改めて明記された。当所では、「平成18年度税制改正に関する要望」において、「環境税は、温室効果ガスの総排出量に応じて課税するまさに経済統制的な手法であり、『環境と経済の両立』を阻害するものであるため、その導入には断固反対である」とし、環境税の導入には断固反対である旨を改めて表明した。

こうした活動の結果、18年度税制改正での導入は見送られ、17年12月に公表された与党税制改正大綱には、「環境税については、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まる事を踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する」と記載された。

今後、再び環境税の導入の是非をめぐる議論が予想されるため、あらゆる機会を捉えて環境税導入反対を表明し、関係各所に働きかけることが必要である。一方、京都議定書の目標達成には、ライフスタイルの変更など、国民一人ひとりの大きな変革が大切であり、産業界としても引き続き温暖化対策に積極的に取り組むことが必要であることから、当所では17年7月21日に取りまとめた「地球温暖化防止対策運動の推進について」において、地域中小企業の自主的な取組みを支援するなど、地球温暖化防止対策運動を積極的に推進していくことを表明した。また、18年1月20日には、当所をはじめとする産業界、各種団体、関係省庁等34団体で組織する「地球温暖化対策に係る国民運動の運営会議」が運営する総合情報発信ウェブサイト「地球温暖化防止ポータル」がオープンし、各地商工会議所が取り組む温暖化防止に関する活動、イベント等を周知している。

石綿（アスベスト）問題について、政府は11月に「石綿による健康被害の救済に関する法律案」大綱を発表したが、石綿被害の原因者を特定できないまま、責任の有無にかかわらず、労働者を雇用するすべての事業主を対象を絞り費用負担を課すなど費用負担のあり方が合理性に欠けていることから、当所では、「公的救済が必要とすれば、石綿による便益を直接受けた企業は別として、一般会計で対処すべき」との意見を、政府・与党、関係省庁に提出した。しかし、石綿による健康被害については、個別的な因果関係の立証は困難なものの、すべての事業者が事業活動を通じて石綿の使用による経済的利得を受けていることに着目し負担を求めることとした、などの理由で費用負担の対象は変更されず、同法は国会で2月3日政府原案通り可決され、2月17日に施行された。

(11) 教育問題への取り組み

当所では、将来の日本を担う人材育成の観点から「教育のあり方」について、教育問題小委員会などを中心に検討を重ねた。その際、中央教育審議会などで審議されている教育問題（教育基本法改正、義務教育改革、小中学生の職業体験の拡充、学習指導要領の見直し等）について、文部科学省等を招き、商工会議所としての意見を強調した。キャリア教育の推進については、文部科学省の国立教育政策研究所の事業所向けアンケート調査に協力し、今後の施策や指導の改善などを支援した。文部科学省のキャリア・スタート・ウィーク（中学校における5日間以上の職場体験の実施）や早寝早起き朝ごはん運動などにも協力した。

(12) 憲法改正論議への対応

憲法改正論議が高まり、国会等から地域経済を支える商工業者の団体としての意見を求められたことから、16年度に「憲法問題に関する懇談会」を設置し、前文や安全保障、国民の権利と義務・公共の利益の関係、地方分権、教育、改正の発議などを中心に検討を重ね、17年6月に報告書を発表した。

(13) L O B O 調査による景気動向の迅速な把握とその活用

平成元年4月にスタートしたL O B O 調査（早期景気観測システム）については、10年度より導入した商工会議所イントラネットによる調査・回収が各地商工会議所に定着し、より迅速な調査が可能となった。17年度には調査対象の一層の拡充を図る（18年3月現在、405商工会議所管内の2,589業種組合等）とともに、景気動向のよりの確かつ迅速な把握に努めた。また、この調査結果を各種政策提言等の裏付けとして有効に活用し、要望活動を展開した。

2. 中小企業の再生、セーフティネットの整備・拡充、成長・発展支援

(1) 中小企業対策に関する政策提言活動を展開

地域経済発展や雇用創出の担い手として、またわが国経済のダイナミズムの源泉として活躍が期待されている中小企業を支援するため、6月に「平成18年度中小企業関係施策に関する要望」を、また9月には、「平成18年度中小企業・小規模事業対策の拡充・強化に関する要望」をとりまとめ、実現に努めた。

その結果、ものづくり基盤技術の高度化のための研究開発等への支援により、わが国製造業の国際競争力の強化および新たな事業の創出を目的とした「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」が成立した。

また、上記の要望の他にも、6月に全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会と連名にて「政府系金融機関の見直しに対する要望」を、さらに「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ（案）」に対する意見」をとりまとめ、借り手の立場より中小企業金融の円滑化に関して要望を行った。

その結果、政策金融改革および信用補完制度の見直しにおいては、中小企業者等の借り手の視点に立った見直しの検討が行われることとなった。また、中小企業再生支援協議会の支援機能強化や、担

保や保証に過度に依存しない中小企業の資金調達が多様化への検討等がなされた。

(2) 金融問題への取り組み

信用補完制度について、中小企業庁は、同制度のあり方について包括的に検討を行う観点から、中小企業政策審議会基本政策部会及び信用補完制度のあり方に関する小委員会において、同制度の見直しに関する審議を行い、17年5月に「信用補完制度のあり方に関する小委員会とりまとめ(案)」を公表した。当所では金融問題・中小企業政策合同小委員会において、同案を検討し、中小企業の経営実態を十分に踏まえ円滑な資金調達に支障が生じるようなことのないような制度にすべきであるとの観点から、6月に『信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ(案)』に対する意見を取りまとめ、中小企業庁へ提出した。その結果、「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」(6月、中小企業政策審議会基本政策部会)において、利用者の利便性向上に資する事務の簡素化・効率化、中小企業者への資金供給の円滑化のための担い手の多様化、対象となる保証制度や時期等に関する柔軟な対応など、当所の要望事項が盛り込まれた。

また、事業再生の円滑化のための対応策については、経済産業省が、産業構造審議会新成長政策部会事業再生小委員会において、早期事業再生を円滑化するための仕組みについて審議を行い、18年1月に「事業再生の円滑化のための対応策(案)」を公表した。当所では金融問題・中小企業政策合同小委員会において同案を検討し、2月に『事業再生の円滑化のための対応策』に対する意見を経済産業省へ提出した。その結果、「事業再生の円滑化のための対応策(案)への意見及び回答について」(2月、事業再生小委員会)において、事業再生に関するコンサルティング機能の強化、中小企業再生支援協議会の活用・機能強化の検討など、当所の要望事項が盛り込まれた。

(3) 「創業塾」等の創業・経営革新支援事業を全国で展開

中小企業庁の補助事業として、創業人材育成事業(創業塾・第二創業コース)を実施した。

創業予定者に対し、創業に係るビジネスプランを完成させ、創業に必要な実践能力を習得してもらうことを目的とした創業人材育成事業「創業塾」(30時間程度)を全国で延べ159回(受講者5,264名)開催した。

また、既に事業を営んでいる者や若手後継者に対し、新事業を展開するために必要な経営戦略、組織マネジメント等の知識・ノウハウを体得し、実現可能な第二創業アクションプランを完成させることを目的とした「第二創業コース」(20~30時間程度)を全国で延べ146回(受講者3,660名)開催するとともに、本事業の一環として、第二創業コース受講者による事例を取りまとめた「第二創業事例集」を発刊した。

さらに、創業・第二創業に取り組む人材を発掘し、創業塾・第二創業コースの受講を促進するため、全国8カ所で創業・第二創業挑戦支援フォーラムを実施した。

なお、創業・経営革新の支援拠点として、今年度より全国118カ所にシニアアドバイザーセンターが設置され、このうち60カ所が商工会議所に設置されており、当所は情報提供などの支援活動を行った。

(4) 企業等OB人材マッチング事業の全国的な活動

新事業展開等を図るために人材を必要としている中小企業と、退職後も自らの知識・経験などのノ

ノウハウを活かしたいという意欲を持った優れた経営ノウハウや技術開発能力等を有する企業等OB人材とのマッチングを支援する「企業等OB人材活用推進事業」を、中小企業庁の委託により15年度から開始し、3年目となった。

当所内に設置する「企業等OB人材マッチング全国協議会」では、成功事例創出のため、活用事例集の作成、OB人材活用マニュアルの改訂、マッチングコーディネーター研修会や現地ミーティングの開催、ホームページによる情報提供など、マッチング成功事例の創出を促進するため、多彩な活動を行った。また、本事業を通じたOB人材の中小企業等への支援活動に対する国民の理解、社会的評価の向上、潜在的な活動人材の意識喚起のために、新聞・雑誌・WEB等各種媒体による広報活動の強化を図るなど、企業等OB人材と中小企業ニーズとの効果的マッチングを支援するための全国的な活動を展開した。

各都道府県レベルにおいては、幹事商工会議所を母体とした「企業等OB人材マッチング地域協議会」が全ての都道府県に設置されたことにより全国での支援体制が整い、ホームページの作成・管理、企業等OB人材の発掘・登録、マッチングデータベースへの登録、マッチング、既存マッチング組織の把握と連携支援等を行った。

さらに、17の企業等OB人材マッチング組織をモデル事業先として委託し、活用事例等を全国協議会のホームページで紹介し、本事業成果の普及を図った。

こうした活動の結果、17年度は新たに1,751名のOB人材が登録され、平成18年9月現在の登録OB人材総数は5,431名となっている。また、事業成果としてのマッチング件数も1,033件と大幅に増加した。(16年度は506件)

(5) 中小企業金融対策の推進

経営指導を金融面から補完する小企業等経営改善資金融資（マル経）制度について、貸付限度額の特例（別枠450万円）措置の取扱い期間の延長などに関して、各種会議や資料提供等を通じて周知徹底・利用促進を図るとともに、マル経総合研修会（事故対策義務研修会）やブロック別中小企業相談所長会議等を通じて円滑な運用・推進に努めた。17年度の商工会議所におけるマル経制度の推薦実績は、件数で31,555件、金額で1,171億7,750万円となり、全国の融資実績（商工会を含む）は1,963億1,063万円で、当初貸付規模5,000億円に対する消化率は39.3%となっている。

また、中小企業再生支援協議会の機能強化についても、平成17年度においては2,798社からの相談を受け、477社の再生計画支援を行い、438社の案件が完了しており、さらに着実な成果を挙げた。

このほか、商工中金との提携ローンスキームをはじめ、各地商工会議所における地域金融機関とのローン提携状況をイントラネット、会議所ニュース等を通じ、随時、集約・還元するとともに、その拡充に努めた。

(6) 倒産防止特別相談事業の展開

6月から7月にかけて全国3ヵ所（函館、東大阪、徳島）において商工調停士研究会ならびに担当者講習会を開催するとともに、11月には東京で全国商工調停士会を開催した。

経営安定特別相談室を設置している232商工会議所の17年度の相談受付件数の合計は1,818件であり、そのうち1,354件が商工調停士等のアドバイスによって倒産を回避することができた。業種別では、製造業（635件）、小売業（622件）、建設業（587件）の順に多く、規模別では小企業が依然

半数以上を占めており、次いで小規模企業、中小企業の順となっている。

経営不振に陥った原因としては受注・販売不振、関連企業の倒産が多かった。

(7) 中小企業の技術開発支援

産学官連携による共同研究を支援促進するため、中小企業と大学・研究機関による地域新生コンソーシアム（共同研究体）研究開発事業等の諸施策を推進した。

特に、中小企業の技術開発を支援し、新事業の創出に寄与するため、平成10年に創設された中小企業技術革新制度（SBIIR）の普及、情報の提供等を図ることを目的として、11月に東京109名、2月に神戸49名の参加者を得て「SBIIR推進セミナー」を開催した。



全国で150名以上が参加した
SBIIR推進セミナー

(8) 消費税の制度改正に関する周知活動

平成16年4月からの消費税の制度改正に伴い、新たに消費税の課税対象となった事業者および新たに本則課税が義務づけられた事業者等に対し、中小企業庁の委託により講習会および相談事業等を実施するとともに、テキスト・Webサイトの作成等による情報提供を行った。

税務申告書の作成指導・代行を行う税務指導は全国で6,225回開催され、5万6,595人が相談に訪れた。事業者向けテキスト「これでスッキリ！はじめての消費税申告」を130万部作成し、事業者の理解を深めるためのPR活動を行った。

(9) 新企業年金の啓発・普及

商工会議所年金教育センター（理事長：植松敏・当所専務理事）を通じ、全国各地に広がる商工会議所の幅広いネットワークを活用し、関係省庁をはじめ年金や金融関連の諸団体とも緊密な連携を図りながら、特に中小企業における最適な企業年金・退職金制度の導入と運営を図るための環境づくりに努めた。

同センターでは、中立・公平な立場からの企業年金・退職金制度に関する啓発・普及活動をはじめ、企業年金・退職金制度に関するセミナーの講師を養成するための研修会の開催、各地商工会議所が開催するセミナーへの講師紹介、確定拠出年金法第22条の範囲を踏まえた個別企業における投資教育への支援、企業年金・退職金制度や65歳までの雇用延長対策に関する啓発用パンフレット・書籍等の作成・頒布、ホームページ（<http://www.cci-nenkin.jp>）を活用した企業年金・退職金制度等に関する情報提供、企業年金・退職金制度に係る人材育成のためのDCプランナー（企業年金総合プランナー）支援活動、企業年金・退職金制度の改善のための政策提言などの活動を積極的に推進した。

特に、12月7日には、「今こそ改革！退職金“2007年問題”を超えて～確定拠出年金200万人時代・65歳雇用延長・適年廃止の処方箋～」をテーマに、「商工会議所年金フォーラム2005」を開催し、ポスト団塊世代をにらみ、優秀な人材確保や従業員のモチベーション向上などにつながる退職給付制度を再構築するためのヒントを探った（共催：日本商工会議所・東京商工会議所・（社）金融財政事情

研究会、後援：中小企業庁・厚生労働省等）。このフォーラムには、中小企業の経営者やDCプランナー（＝企業年金総合プランナー）等 820 人が参加。年金専門家による基調講演をはじめ、DCプランナーや企業の年金担当者による事例発表、金融機関等の確定拠出年金の担当者によるパネルトーク、各界の有識者によるパネルディスカッションのほか、商工会議所年金教育センターの登録講師のボランティアによる企業年金や雇用延長対策に関する無料相談会を行い、中立・公平な立場からのアドバイスを行った。

また、中小企業における人事制度や企業年金・退職金制度などを再構築するうえで参考となる各種の情報を提供するために、「商工会議所ネットワークマガジン（CCI-PEC）」の第2号を14万部作成し、各地商工会議所や協賛企業等を通じて無料で配布した。さらに、早稲田大学日本橋キャンパスとの連携により、「企業年金シンポジウム（11月11日）」や「退職給付コンサルタント養成講座（18年2月9日～3月16日）」を開催し、企業年金・退職金制度に係る人材育成に努めた。

3. 総合的なまちづくりの推進と地域産業の振興

(1) まちづくり3法の抜本の見直しに向けた取り組み

わが国が健全で持続的な成長を図っていくためには、地域経済・社会を活性化させることが不可欠であり、特に、地方の中心市街地の空洞化問題を克服し、新しいまちづくりを推進することが極めて重要であるとの認識の下、平成16年度に引き続き、「まちづくり特別委員会」（委員長：板橋敏雄・足利商工会議所会頭）において、まちづくり3法（都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法）の抜本の見直しについて検討を重ねるとともに、政府・与党等に対しまちづくり3法の抜本の見直しについて要望活動を行い、その実現に努めた。

まず、中心市街地活性化への取り組みに悪影響を及ぼすような農地を転用した無秩序な郊外開発が続いている状況などに鑑み、17年4月に、中小企業関係4団体連名で、「農振法・農地法の一層厳格な適用に関する要望」をとりまとめ、政府・与党等に対して要望活動を行った。

次いで、まちづくり3法見直しに向けた検討が各界において本格化してきたことを受け、まちづくり特別委員会において、有識者等からのヒアリング・海外制度の調査・各地商工会議所へのアンケート調査の実施、また、別途「ワーキンググループ」を設置しての専門的な研究などにより、総合的なまちづくり推進のための各種方策について精力的に検討し、17年6月にその成果を中間的にとりまとめ、政府をはじめ、各界における検討資料として公表した。その後、17年7月には、本中間とりまとめをもとに、中小企業関係4団体連名で「まちづくり推進のための新たな枠組みの構築に関する要望」をとりまとめ、小泉内閣総理大臣、中川経済産業大臣、北側国土交通大臣をはじめ、自民党中心市街地再活性化調査会「まちづくり三法見直し検討ワーキングチーム」（甘利明座長）の幹部等の要路に要望した。本要望では、今後、人口減少や地方財政の逼迫が予想される中、中心市街地における既存のストックや多様な都市機能の集積を活用し、伝統・文化が継承され、事業機会や活力があふれ、高齢者にも環境にもやさしく、歩いて暮らせる、安全・安心で美しい21世紀型のまちの再構築（コンパクトなまちづくり）を図り、コミュニティの再生と共生によるまちづくりを推進することを求めた。

さらに、まちづくり3法制定後の関連政策のレビューを行う経済産業大臣の諮問機関である「産業

構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議」（篠原常務理事が委員参加）において、まちづくり3法の抜本的見直しを求めるとともに、同会議が17年9月～10月に行った中間取りまとめ（案）のパブリックコメントに対して意見を提出した。また、国土交通大臣の諮問機関である「社会資本整備審議会中心市街地再生小委員会」、及び「同市街地の再編に対応した建築物整備部会」が12月～18年1月に行った報告（案）のパブリックコメントに対しても、意見を提出した。

こうした取り組みの結果、17年12月、自民党「まちづくり三法見直し検討ワーキングチーム」において、①まちづくりの基本理念の創設、責任体制の明確化、②ゾーニング強化と広域規制の導入、③農地関連規制の強化、④「商業空間」から「生活空間」としての中心市街地再生、⑤予算に関する「選択と集中」の強化、⑥税制等の支援措置、⑦地域における中心市街地活性化の推進、などを柱とする最終取りまとめが行われた。また、12月に「産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議」、さらに18年2月には「社会資本整備審議会」で同様の内容の答申が行われた。

全国の商工会議所を挙げた要望活動の結果、当所の要望にほぼ沿った内容の都市計画法・建築基準法の改正案、中心市街地活性化法の改正案が、18年2月、通常国会に提出され、両案とも同年5月に参議院本会議で可決・成立した。また、改正案に対しては、衆参両院の関係委員会の採決に際して、農地関係部局と連携した秩序ある土地利用や大規模小売店業者等の社会的責任などについて、それぞれ附帯決議が行われた。改正都市計画法・建築基準法は、同年5月31日に公布され、今後段階的に施行され、1年6ヵ月以内に全面施行となる。また、改正中心市街地活性化法は、同年6月7日に公布され、8月22日に全面施行された。

今回の改正により、中心市街地の活性化支援と、計画的な土地利用規制の合わせ技による、新たなまちづくりの仕組みとツールが整備された。なお、大店立地法関係については、法律自体は改正しないものの、同法第4条に基づく指針の改定により、対象を商業施設からサービス施設へ拡大することとなった。また、改正中心市街地活性化法に大店立地法特区措置が設けられ、出店手続きの簡略化が図られた。さらに、改正中心市街地活性化法に事業者の責務規定が創設され、この責務規定を受けて、退店時の対応等について業界が自主的に社会的責任を果たすよう経済産業省が関連業界団体に対し、業界ガイドラインの作成などを強力に指導することとされ、18年6月に、同ガイドラインが公表された。

(2) 新しいまちづくりのための説明会等を開催

18年2月、中心市街地活性化法改正案、および都市計画法・建築基準法改正案が閣議決定、国会に提出されたことを受け、今回の法改正の趣旨および改正のポイントについての普及啓発を図るため、まちづくり3法見直し問題の特集した「実践！まちづくり」（当所月刊誌「石垣」の別冊）を発刊した。続いて同月に各地商工会議所役員を対象に、「まちづくり3法見直しに関する説明会」を開催し、197商工会議所、277名の参加者があった。その後、3月には、ブロック別商工会議所連合会との共催により、商工会議所会員、地方自治体職員、商店街関係者、NPOなどのまちづくり関係者などを対象に全国9ブロックで説明会を開催し、1,581名の参加者があった（内訳：357商工会議所624名、76自治体123名、その他834名）。また、5月には、中心市街地活性化基本計画の策定や中心市街地活性化協議会設置に意欲のある地域の担当者を対象に、「新しいまちづくり研修会」を開催し、

257名が参加した（内訳：166 会議所で 205 名、27 自治体で 34 名、その他 18 名）。また、各地商工会議所が主催する個別の説明会にも日商から担当者を派遣した。

さらに、国会審議の状況や新しいまちづくりに向けた各地商工会議所、地方自治体の対応状況などについて商工会議所インターネット等において情報収集・提供を行うとともに、18 年 4 月に、まちづくりに関する相談窓口として「まちづくり 110 番」を開設し、新たなまちづくりに向けて準備を始める地域を支援した。

このほか、当所をはじめとする関係 11 団体で構成する「まちづくり条例研究センター」の運営や同センター主催の「まちづくり条例実践セミナー」の開催などを通じ、地域における計画的な土地利用、良好な景観形成、大型店やナショナルチェーン店等と地域との共生などを目的としたまちづくり条例制定を支援した。



まちづくり3法見直しをわかりやすく解説した「実践！まちづくり」

(3) 「商工会議所観光振興大会2005 in 倉敷」を開催

17 年 6 月に「平成 18 年度観光振興施策に関する要望」を取りまとめ、「観光立国にふさわしい観光行政の実現」「まちづくりと観光振興の一体的推進」等を政府・関係機関等に働きかけるとともに、商工会議所が主体となって観光振興による地域活性化に取り組んだ。

10 月には、全国の商工会議所関係者等約 1,500 人の参加を得て「商工会議所観光振興大会 2005 in 倉敷」を岡山県倉敷市において開催した。大会では講演、パネルディスカッション等のほか、須田寛・観光小委員会委員長が、各地商工会議所で活発化している観光振興事業の取組みの現状と今後の方向性について報告した。さらに、参加者の満場一致で「倉敷アピール」を採択し、商工会議所が「地域力を発揮し、個性豊かな観光地づくり、地域ブランドの確立、観光人材の育成、新しい切り口による観光振興の先頭に立つ」ことを宣言した。

また、ホームページ「観光振興ナビゲーター」で、全国から収集した各地商工会議所の観光振興事例、観光イベント情報や各省庁等の支援施策等の情報発信を行った。



約 1,500 人が参加した「商工会議所観光振興大会 2005 in 倉敷」

(4) 地域産業の振興・ものづくり支援

各地商工会議所がものづくり支援機関として、地域・中小企業の総合的なコーディネーターとしての役割を果たせるよう、日商ホームページ「ものづくり情報ナビゲーター」やイントラネット等を通じ、各地商工会議所のものづくり振興や地場産業活性化に向けた取り組み事例、行政等の各種支援策などの情報を提供した。

また、16年度に引き続き「JAPANブランド育成支援事業（中小企業庁委託）」を実施し、地域資源を活かし、内外市場で通用するブランド力の育成・強化を図るため、商工会議所が地域の企業等をコーディネートしつつ、市場調査、専門家招聘、試作品開発、海外展示会への参加等の取り組みを行うプロジェクトを総合的に支援した。

4. 諸外国とのFTA・EPAの推進と国際ビジネス支援

(1) FTA・EPA締結の推進

近年、世界の通商交渉の枠組みは、特定国・地域とのFTA・EPAの締結が重視されてきている。特に資源に乏しいわが国が、持続的な経済発展を遂げるためには、諸外国との貿易・投資の自由化・円滑化は不可欠であるが、諸外国に比べてわが国の取組みが遅れていることは否めない。

そのような中、EPA交渉において、平成16年11月のフィリピンとの大筋合意に続き、17年5月にマレーシア、同年9月にタイとの間で大筋合意が得られ、その後、17年12月に日マ両国首脳により協定への署名が行われた（発効は18年7月13日：シンガポール・メキシコに続き3カ国目）。

日マEPAについては、日本マレーシア経済協議会において、わが国産業界の意見を取りまとめ、累次に亘り協定の早期締結を求める意見書を政府に提出するなど交渉の進展を積極的に支援した。

また、ASEAN全体、インドネシア、チリとの間で政府間交渉が進められた。特にASEAN全体との交渉は、2度の交渉後中断状況にあったが、わが国政府からの要請を受け、ASEAN・日本経済協議会を母体に「官民合同ワークショップ」を開催した結果、18年4月から交渉が再開されるなど大きな成果を挙げた。

この他、インド、スイス、豪州、ベトナム、ブルネイとの間で政府間交渉入りに向けての準備・検討が行われているが、特にインド、豪州については、産官学による研究会に二国間委員会の代表を派遣した。

(2) EPA特定原産地証明書発給への取組み

日マEPAに基づく特定原産地証明書の発給について、当所が国内唯一の指定発給機関となって、各地商工会議所の協力を得て特定原産地証明書の一元的な発給体制を構築すべく、「FTA特恵原産地証明に関する研究会」等の場で検討を行い、18年7月13日の同協定発効を受けて、発給業務を開始した。

(3) 訪欧経済ミッションの派遣と諸外国との交流強化

9月24日～10月2日の9日間、山口会頭を団長に各地商工会議所正副会頭等、総勢49名からなる訪欧経済ミッションを、イタリア、フランス、スペインの3カ国に派遣した。

政府首脳、経済界代表、日本人商工会議所幹部等と、現地経済の現状、EU拡大後の展望、日本企業との協力分野、進展著しい中国との経済関係のあり方、および進出日系企業が抱える諸問題等について意見交換を行い、訪問国とわが国との良好な経済関係の構築を図った。

また、諸外国からの経済ミッション等の受け入れを通じ、経済交流の促進と関係の強化を図った。

(4) 中小企業の国際ビジネス支援

商工会議所会員中小企業の海外との事業拡大に資するよう、日印経済委員会、全国商工会議所中国ビジネス研究会（登録メンバー：18年3月末時点 417社・団体）など商工会議所に事務局を置く二国間経済委員会や研究会、在日各国大使館や政府関係諸機関等と連携し、中国・インド・ベトナムなど会員企業の関心の高い地域を中心に、投資環境説明会・商談会や講演会を開催した。

また、メールマガジンやインターネット等の活用により、貿易や投資に関する情報のみならず、マクロ経済動向や経済関連法令などビジネスに有益な情報提供機能の強化を図るなど、中小企業の国際ビジネス支援を行った。

(5) 二国間・多国間経済委員会活動の活性化

日印経済委員会では、17年4月の小泉総理訪印に合わせ幹部が訪印し、日印ビジネスリーダーズ・ダイアログを開催した。また、18年1月にはデリーで、両国の貿易・投資の拡大などを課題に第33回目の合同委員会を開催するとともに、西ベンガル州へミッションを派遣した。さらには、ビジネス・セミナーを累次にわたり開催し、インドのプロモーションを積極的に行った。

日豪経済委員会では、愛知万博の開期にあわせて17年9月に第43回合同会議を開催した。会議では、両国経済関係の活発な議論のほかに愛知万博見学も実施された。閉会式では、日豪FTAの重要性について共同声明が採択され、その後、同年11月には日豪FTAの可能性を研究する政府間共同研究が開始された。

日智経済委員会では、産業界を代表して日智FTA産学官共同研究会に委員を派遣した。17年5月に開催した第23回日智経済委員会では、この共同研究会の進捗を睨み、FTAをテーマの中心として議論が行われた。これらの活動は、同年11月の日智FTA交渉入りの合意に寄与した。

また、日比経済委員会では、18年2月に第26回合同委員会をマニラで開催するとともに、会議終了後、BIMP・東ASEAN成長地域の開発協力の一環として、ミンダナオ島ダバオに官民合同経済視察団を派遣した。

この他、エジプト・バングラデシュ等の委員会では、合同会議及びビジネス・セミナーを開催し、委員会活動の活性化を図った。

(6) 在外日本人商工会議所等との連携強化による現地進出日本企業の事業環境の改善

東アジア地域では、数多くの日本企業が活動しているが、引き続き韓国、中国、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、タイ、香港の8ヵ国・地域の在外日本人商工会議所等の中に「中小企業委員会」を設置し、当該国の日系中小企業への経営相談を行うとともに、事業環境の改善を図るため、現地政府への意見・要望活動等を行った。

5. 新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開

(1) 中小都市等商工会議所会頭と日商会頭・副会頭との懇談会の開催

地区内人口 10 万人未満あるいは地区内人口 10 万人以上であっても常議員会のメンバーではない「中小都市等」の商工会議所の意見を、当所の政策要望や運営などに一層反映させる目的で、平成 18 年 2 月 15 日に『中小都市等商工会議所会頭と当所会頭・副会頭との懇談会』を「地域経済の再生策を考える」をテーマとして開催した。会合には当所側から山口会頭はじめ 7 人の副会頭（名古屋・箕浦会頭、京都・村田会頭、新潟・上原会頭、福岡・田尻会頭、高松・綾田会頭、広島・宇田会頭、仙台・丸森会頭）が出席した。他方、中小都市等商工会議所側から、各ブロックを代表して、美幌・中川会頭、黒石・中村会頭、加賀・吉田会頭、上尾・富永会頭、伊東・稲葉会頭、名張・辰巳会頭、彦根・北村会頭、田辺・中田会頭、府中・松坂会頭、川之江・星川会頭、諫早・栗林会頭の 11 人が出席し、それぞれ地域経済の現状と課題ならびに商工会議所の取り組みなどについて発言がなされた。その後、参加者間で意見交換を行った。



地域経済の再生策について意見交換

(2) 各地商工会議所運営および事業活動円滑化の支援

商工会議所法の運用に関する相談をはじめ、会員サービス事業、特色ある事業への先進的な取り組みに関する事例の照会など、商工会議所運営上の様々な問題についての相談に対し、的確な対応を図った。また、運営委員会や全国商工会議所専務理事・事務局長会議（於：愛知県名古屋市）等を通じて、商工会議所の組織・財政基盤の強化や中心市街地活性化問題について意見交換を行うなど、各地商工会議所の運営への支援に努めた。さらに、各地商工会議所の会員数等の状況および財政状況を調査するとともに、各地商工会議所が実施する特定退職金共済制度や商工会議所事務局における改正高年齢者雇用安定法への対応、及び個人情報保護対策について実態を調査し、各地商工会議所に情報提供を行った。

(3) 特定退職金共済制度に関する検討ワーキング・グループ

中小企業にとって代表的な退職給付の積立制度であった適格退職年金が、14 年度の確定給付企業年金法等の施行に伴い、平成 24 年 3 月に廃止されることになっている。既存の適格退職年金は、確定給付企業年金、確定拠出年金、中小企業退職金共済等への積立資産の非課税移換が可能とされているが、17 年 3 月末までに解約された 2 万件のうち 7 割が契約解除後の移換先が不明になっていることが判明した。不明となっている企業においては、退職給付金制度が廃止されている可能性が高く、中小企業従業員の労働環境の悪化、退職後の生活の不安定化につながり、ひいては、中小企業の円滑な人材確保にとって大きなマイナスとなることが懸念される。

こうした問題に対して、各地商工会議所からの要望や運営小委員会での議論を踏まえ、適格退職年

金から他制度への移換を図る中小企業の選択肢を広げ、より多くの企業で退職給付金制度が継続できるようにするため、17年9月14日に「適格退職年金から特定退職金共済への移換に関する要望」を取りまとめ、商工会議所等が実施している特定退職金共済への非課税移換について、関係各所への要望活動を行った。18年度税制改正に向け、各地商工会議所からも地元選出国會議員等へ精力的な陳情活動を行った結果、18年度の税制改正の審議において、特定退職金共済については受給権保護を担保とする仕組みを法律上で位置づけたうえ、適格退職年金から特定退職金共済に年金資産を非課税で移換するための所要の措置を講じるべく検討を進めることとなった。

これを受けて、関係省庁において必要な法整備の検討作業が行われることとなり、当所としては、各地商工会議所の特定退職金共済の運営実態を踏まえた制度設計等を要望していくために、全国商工会議所から公募して決めた19名による「特定退職金共済制度に関する検討ワーキング・グループ」を18年2月に設置した。このワーキング・グループでは、特定退職金共済の現状把握、法整備の方向性や内容についての意見具申、法制化に対応する実務面の方法の検討等を行うことを目的とし、第1回の会合を18年3月22日に開催した。平成18年度以降も、法整備の進捗状況等を踏まえ、継続して活動を行っていくこととしている。

(4) 全国商工会議所の休業補償プラン、チェンバーズカード等会員サービス事業の一層の普及推進

9年12月に商工会議所の会員事業所向けサービス事業として創設した全国商工会議所の休業補償プランは、商工会議所ならではのスケールメリットを活かした割安な所得補償保険という特徴を活かし、中小企業における従業員の福利厚生支援策の一つとして、広く全国の会員事業所に定着してきている。17年度も引き続き、商工会議所における導入促進ならびに会員事業所における一層の普及奨励を図り、各地商工会議所での加入促進活動を支援した。18年3月末現在、402商工会議所で実施され、加入件数（人数）は23,359人となっている。

チェンバーズカード事業については、全国5,300店舗に及ぶ優待店で割引サービスが受けられる一般カードの個人向けサービスに加えて、経理事務の省力化や手許現金の圧縮による資金運用の効率化、予算・経費管理の合理化が図れる事業所カードの法人向けサービスを広く会員に普及させるべく努めた。18年3月末現在、152商工会議所で実施され、カード発行枚数は約5万3,000枚となっている。

また、7年から実施の安価な掛金で葬儀など各種慶弔に関するサービスを受けることのできる慶弔サービス制度の18年3月末現在の加入者は、270事業所（574人）となっている。

(5) 「商工会議所合併に関する手引き」の作成

16年4月の商工会議所法の改正により、商工会議所同士の合併手続き規定等が設けられ、合併に伴う負担の軽減が図られたとともに、商工会議所同士の市内の一部地域での合併や飛び地となる合併等が行えるよう地区に関する規定の見直しが行われているが、17年4月1日には、津商工会議所と久居商工会議所が合併し、法改正後最初の商工会議所同士の合併事例となったほか、さいたま商工会議所と岩槻商工会議所が18年4月1日の合併に向け準備を進めるなど、商工会議所同士の合併に向けた動きが各地で見受けられた。

そこで、商工会議所法の改正により創設された合併手続規定をもとに、商工会議所の合併の進め方や、最低限必要な知識等を簡潔にまとめた「商工会議所合併に関する手引き」を作成し、合併に向けて取組む商工会議所の支援に取り組んだ。

(6) ビジネス認証サービス（電子証明書発行事業）の推進拡充

15年3月12日に特定認証業務の認定を取得し開始したビジネス認証サービスでは、16年2月2日から一般行政手続用電子証明書（タイプ1-E）および行政書士用電子証明書（タイプ1-G）の発行サービスを開始して、15年から発行していた電子入札コアシステム対応電子証明書（タイプ1-A）を含めて3種類の電子証明書を発行することになったが、行政機関（中央省庁、自治体等）における電子入札や電子申請等、ビジネス認証サービス電子証明書が利用可能な手続きの拡大を図り、加えて（財）日本容器包装リサイクル協会の電子入札への対応や行政書士会単位での割引販売等を通じて、17年度も引き続いてその普及とサービス拡充に努めた。

また、IT研究会を開催し、電子認証事業について、地方自治体の電子入札導入の状況等に関して意見交換を行いつつ、今後の普及・広報戦略について協議した。

(7) 電子会計実務検定試験の開始

本格的なネット社会を迎えるなか、会計実務においてもパソコンソフト等の活用による電子会計が、業種・業態、企業規模を問わず普及している現状を踏まえ、電子会計の実践およびこれに対応できる人材の育成に資するため、6月に「電子会計実務検定試験」を創設し、9月から初級試験を開始した。初級は、企業の経理担当者や一般社会人、学生・生徒などを受験対象とし、簿記の理論や知識を前提に、請求書や領収書の見方・取り扱い、会計データの入力、各種電子帳簿書類の出力といった基礎的な知識・スキルを問う内容になっている。

試験創設とともにその普及を図るため、7月には東京と大阪で各地商工会議所、教育機関等を対象に説明会を開催（東京・大阪合わせて約300人が参加）するとともに、試験範囲を網羅しサンプル問題やその解説などを盛り込んだ「公式ガイドブック」を会計ソフト別に順次発行した。また、各地商工会議所との連携のもと、会計ソフト会社等の協力も得て、同試験の学習も可能で試験会場の拡充に取り組んだ（18年6月現在、試験会場約160カ所）。

さらに、企業の会計・財務責任者を受験対象とし、会計以外の関連業務データとの連携、決算書・資金繰り表等による損益の状況や資金の状況のとらえ方、電子会計データの保管・管理等に関する知識・スキルを問う中級試験を、18年4月から開始した。



企業における会計・
財務の即戦力を目指す
「電子会計実務」テキスト

(8) 日商PC検定試験の創設

昭和60年から施行してきた「日本語文書処理技能（日商文書技能）検定試験」、および平成7年から施行してきた「ビジネスコンピューティング検定試験」は、パソコンの操作技能にとどまらず、企業実務でのIT活用能力を問う内容により、企業、教育機関等からは高い評価を得るとともに、両検定試験併せて受験者は延べ380万人に達している。

一方で、昨今では、試験内容が企業実務の現状を反映していない面が見られることや、紙媒体による試験方法が受験者、教育機関のニーズにあっていないなど、各方面より試験内容・方法の見直しを求める声が寄せられるとともに、本格的なネット社会を迎え、両検定試験において問われるビジネス文書の作成能力や業務データの処理・分析能力などに加えて、情報機器およびこれに繋がるネットワークの利活用による事務能力や情報収集・発信能力などを試験内容に取り込む必要性が指摘されていた。

こうしたことから当所では、各地商工会議所および試験会場となっている教育機関等の意見・要望を踏まえ、両検定試験の内容と試験方法を見直すこととし、ネット社会における企業人材の育成・能力開発ニーズに対応し、企業実務でITを利活用する実践的な知識、スキルの修得に資するとともに、個人レベル、基幹業務、企業全体のそれぞれのレベルでITを利活用した生産性の向上等実務に寄与することを目的とする、「日商PC検定試験」をネット試験として創設し、18年度より施行を開始することとした。これにより、日本語文書処理技能検定試験とビジネスコンピューティング検定試験は、17年度をもって終了した。

本検定試験は、主としてビジネス文書の作成と取扱いを問う「日商PC検定試験（文書作成）」と、主として業務データの活用と取扱いを問う「日商PC検定試験（データ活用）」の二分野で構成し、それぞれ独立した試験として施行し、企業実務における文書作成や表計算などのアプリケーションソフトの利活用能力を問うとともに、ネットワーク環境下におけるITの利活用に資する知識・スキルを問う内容になっている。1級～3級のうち、3級は18年4月から、2級は7月から施行を開始している。

また、本検定試験の普及を図るため、11月～18年3月にかけては、各地商工会議所担当者や各種教育機関等の指導者、関係者を対象に全国各地で説明会を開催した（計1,500人が参加）。さらに、本検定試験のための指導・学習教材として、公式テキストを順次刊行するとともに、指導者を対象とした研修会の開催やメールマガジンによる各種情報提供など、全国の試験会場における本試験の指導、実施を強力に支援した。

(9) ネット試験の推進・拡充

IT（情報技術）時代に対応した新たな試験方法として、試験の施行から採点、合否判定までをインターネットを介して実施するネット試験は、受験申込み手続きが簡便で、随時施行できることに加えて、試験問題や答案用紙等の紙媒体の運搬・管理もなくなるため、各地商工会議所および試験会場における事務負担が大幅に軽減されるものである。当所では、15年度より、このネット試験を推進しており、新たな検定試験をネット試験として相次いで開発するとともに、全国各地で受験可能となるよう試験会場の拡充に取り組んできた。

17年度は、このネット試験のシステムを利用して、電子メール活用能力、日商ビジネス英語、EC実践能力、電子会計実務（9月施行開始）の4つの検定試験を施行し、EC実践能力1級を10月



ネット社会のデジタル仕事術を学べる
「日商PC」テキスト

から、日商ビジネス英語2級を18年1月から施行するなど上級試験の施行も開始した。

また、日商PC検定試験の18年4月からの施行開始に向けて、試験会場の設備負担（VPN装置等）なくセキュリティ環境を確保できる新たな試験プログラムを開発するとともに、各地商工会議所との連携・協力のもと、既存検定の試験会場を中心に、大学、高校、専門学校、パソコンスクール等の教育機関にネット試験の施行を働きかけた結果、全国各地で試験会場が続々と誕生し、18年6月末時点でネット試験会場数は、約1,500ヵ所となった。

(10) 草の根eラーニング事業の実施

当所では、ITを活用した人材育成、能力開発支援事業として、ネット試験の施行とともに、時間や場所の制約なく、多数を対象に学習コンテンツを提供できるeラーニング事業についても研究・検討を進めており、eラーニングによる学習コンテンツの開発・提供および学習成果を測定、証明するための新たな検定試験の創設、さらには、eラーニングを活用した研修等の受講と資格取得をワンストップで可能とする、各地商工会議所およびネット試験会場を核とした学習拠点の全国整備を計画している。

一方、政府においては、若年者雇用問題対策の一環として、産業人材育成を支える新たな社会的な仕組みを構築するため、若者・フリーターや中小企業の従業員等が、就職・仕事に役立つ知識、ビジネススキルをeラーニングにより身近で手軽に学べる機会を提供する「草の根eラーニングサービス」の整備を進めることとなり（経済産業省委託事業）、当所においても、今後の事業計画に呼応することから、これに参画し、同実証モデル事業を実施した。

モデル事業では、商工会議所、大学、専門学校、パソコンスクール、人材派遣会社など、全国46ヵ所にeラーニングが受講できる学習センターを設置し、入社内定者、派遣前社員等を対象とする、基本的なビジネス知識・スキルの習得する学習プログラムや、営業職・販売職に必要とされる実践的な知識・スキルを学ぶ学習プログラムなど、4つのeラーニングプログラムを開発・提供した。同時に、受講者がより効果的・持続的に学習を進められるように、学習センターにおいて受講者のサポートにあたる、学習アドバイザーの育成にも取り組んだ。

同事業においては、9月～18年1月の実施期間に2,600人の受講者を集めるとともに、受講者からは学習コンテンツ、学習システム、学習アドバイザーの支援サービスに高い評価を得た。他方、学習コンテンツの数（種類）や学習アドバイザーの役割と育成、eラーニング自体の特徴やメリットに対する理解、事業の広報・普及などで課題が示された。

当所では、18年度も引き続き同モデル事業を実施し、eラーニング事業に関する研究・検証をさらに進め、19年度以降は商工会議所独自の人材育成事業としてeラーニングサービスを提供する予定である。

(11) 計算能力検定試験の普及

職業能力として必要な計算能力や論理的思考力の向上を図ることを目的とした「計算能力検定試験」（15年11月創設）は、既に1級（高校1年修了程度以上）～8級（小学校3年修了程度）試験を施行しているが、17年度は、9級（小学校2年修了程度）と10級（小学校1年修了程度）の施行を開始し、一層の普及拡大を図った。

なお、試験の内容をより具体的に表すために、18年度から「計算力・思考力検定試験」に名称を

変更することを決定した。

また、本検定試験の後援団体である日本数学協会（会長：上野健爾・京都大学教授）の事務局は、17年3月までは当所内にあったが、17年度から独立し、埼玉大学内に移転した。同協会の17年度末（18年3月末）の会員数は、正会員910、賛助会員12であった。

(12) TOAS（商工会議所トータルOAシステム）のシステム見直しと活用支援

Windows版の後継バージョンとして14年7月にリリースしたWeb版は、17年度もユーザー商工会議所からの意見等を反映し、プログラムの改善に努めた。

また、各地商工会議所におけるTOASの円滑な運用および高度な活用を支援していくため、ユーザー商工会議所からの日常業務上における電子メールによる質問・回答のほか、TOAS/Web版ホームページ、メーリングリストでの情報提供、TOASパートナー等との連携により、TOASの操作や運用に関する質問やトラブル等にきめ細かく対応した。

このほか、Web版コード等の設定・データ活用研修会の開催、各都道府県商工会議所連合会主催のWeb版体験セミナーへの講師派遣等、積極的にTOASの導入や活用のためのスキルアップを支援した。

(13) オンラインマーク制度の運用

近年の企業・消費者間（B to C）の電子商取引、いわゆるインターネットショッピングの急速な普及に伴うトラブルの増加に対応するため、当所と各地商工会議所は12年5月より消費者保護および健全なEC市場の発展と事業者の育成に資することを目的にオンラインマーク制度を運用しており、17年度末時点でのマーク発行件数は317件となっている。

(14) PR活動を積極的に展開

「石垣」（月刊）、「会議所ニュース」（旬刊）、ホームページ、会頭記者会見、各種プレスリリースなどを通じて商工会議所活動の積極的なPRを行った。

「石垣」では、地域経済の中核で活躍する全国の商工会議所関係者に対し、企業経営や地域振興・産業振興に役立つ情報や問題解決のヒントを提供した。創刊25周年を機に、6月には全ページカラー化を図り、「日本商工会議所のビジネス情報誌」として誌面・内容を刷新した。特集ページを大幅に増やし、厳選した新企画、さらには人気コーナー「まちの解体新書」における各地域のまちづくりの事例紹介など内容の充実を図った。また、18年2月には、改正まちづくり3法の内容や、新たな仕組み・支援策のほか、先進的な地域や人物事例などを紹介した「実践！まちづくり」（「石垣」別冊）を記念出版した。

一方、「会議所ニュース」についても、変形組みを多用した変化のある紙面づくりに努め、当所や各地商工会議所の活動を中心としたきめ細かな情報提供を行った。また、改正まちづくり3法に関連した特集（7月11日号、8月21日号、11月1日号、18年1月1日号、2月21日号）や「観光振興大会2005 in 倉敷」の特集（1月1日号）等、当所事業と連動した記事・解説を詳細に掲載するなど、誌面内容を充実させ情報発信機能を強化した。

さらに、各地商工会議所の役員・常議員（希望登録制）に会頭コメント、会頭記者会見、重要会議等の内容を電子メールで速報する「ニュースファイル」の送信件数は80回に及んだ（18年3月末送

信登録先 1,708 人)。

そのほか、編集実務の初級者を対象にした「会報づくり研修会」を開催し、会報づくり等による商工会議所の広報活動のあり方等について情報提供に努めたほか、各地商工会議所会報の発行を支援する「所報サービス」(記事提供システム)の一層の充実を図った。

(15) 各種検定試験のPR促進

検定ホームページ (<http://www.kentei.ne.jp>) は、年間の総ページビュー数が約 2,850 万 (延べ 1,100 万人の利用) にのぼっており、年々増加している。また、電話で検定試験に関する情報を確認できる「検定情報ダイヤル (TEL: 03-5777-8600)」は、年間約 28,000 件の利用があった。さらに、メールマガジン「Quali (クオリ)」を、毎月 1 回、約 3,500 人を対象に配信した。

例年、検定試験が集中する直前の 4 月と 9 月を検定試験の「PR 月間」と位置付けており、17 年度においても、各地商工会議所の協力を得ながら、会報や検定ホームページ、PR ポスター (32 万枚)、「商工会議所検定試験ガイド」(20 万部) 等の各種広報媒体を活用し、企業や教育機関等に対して、全国一斉の集中した PR 活動を展開した。また、全国紙や資格・検定関連情報誌・紙への PR 記事の提供を行った。

これらの結果、17 年度の各種検定試験の受験者数は、約 820,000 人となった。

(16) 各種検定試験の厳正施行と制度改善

「商工会議所検定試験に係る管理規則」(13 年 9 月制定) に基づく厳正施行の徹底と身分証明書による受験者の本人確認 (16 年度から実施) の厳格な実施により、施行上の大きなトラブルはなく、企業や教育機関等から、商工会議所の検定試験は厳正公正である、という高い信頼と評価を得た。各種検定試験の厳正施行については、定例の検定担当職員研修会や業務・検定担当者会議などの諸会議等を通じて、各地商工会議所の理解と協力を求めるとともに、試験の直前には、イントラネットや E メール等で注意喚起するなど、あらゆる機会を活用して周知徹底に努めた。

受験者や指導者、教育機関、企業等からの意見・要望を踏まえた各種検定試験の制度改善については、合格証明書のサイズと書式の統一 (税理士受験用の簿記 1 級を除く) や販売士検定試験の科目体系の改定に対応する 3 級ハンドブックの改訂 (検定試験は、3 級が 18 年度から、2 級が 19 年度から、1 級が 20 年度から、それぞれ新しい科目体系に基づき実施する) などを行った。DC プランナー認定試験では、試験 (資格) 内容の理解を深めてもらうことを目的に、通称 (企業年金総合プランナー) を付与し、18 年 4 月から正式名称に併記することとした。

また、受験者の利便性の向上により、受験者数の拡大を図ることを目的に、各地商工会議所におけるインターネットによる各種検定試験の受験申込・受付のためのシステムをとりまとめ、イントラネットや研修会等を通じて PR し、普及に努めた。

(17) 全国商工会議所青年部連合会・全国商工会議所女性会連合会の活動支援

全国商工会議所青年部連合会 (日本 YEG) では、全国 9 ブロック (北海道、東北、関東、北陸信越、東海、近畿、中国、四国、九州) で青年部ブロック大会を開催するとともに、「第 25 回全国大会」を日本国際博覧会「愛・地球博」の開催に合わせ 7 月に愛知県豊田市で開催し、約 5,100 名が参加した。「美の分科会」では、アジア商工会議所連合会 (CACC I) 青年企業家委員会委員長アナ・マ

リー・ペリケ氏と荒濱会長が対談し、その成果を「愛知宣言」として採択し、全国に発信した。さらに、18年2月には、北海道登別市で約1,200名の参加を得て「第23回全国会長研修会」を開催し、各地商工会議所青年部（YEG）の意識高揚・連携強化等を図った。

各地YEG活動への支援事業として、「第5回YEG大賞」を実施した。さらにIT情報化戦略として、エンジェル・タッチの有効活用、総合データベースシステムの充実を図った。

会員企業へのビジネス支援事業として、「YEG第二創業支援プロジェクト」（創業人材育成事業）を実施した。さらにWEB上のビジネス交流サイト「ご縁満開YEGビジネスサイト」の利用促進を図るとともに、このビジネスサイト上での交流を補完する意味で、ビジネス交流会リーダーセミナーおよびビジネス交流会を開催した。

本会の表記について、「日本商工会議所 全国商工会議所青年部連合会」という表記は2つの団体があるようでわかりづらく、また日本を代表する青年部組織としての意識付けを強くするために「日本商工会議所青年部」に変更した。呼称についても、「商青連」という呼称は関係者以外にはわかりづらく、YEGブランド確立の視点からも「YEG」を使用する方が良いと判断し、「日本YEG」に変更した。

また、今年度取りまとめた「Renovationへの提言」の1つとして、会員総会・全国大会・全国会長研修会のあり方等の根本を検討し、7月に電子会員総会、11月～12月に全国会長研修会・会員総会、2月～3月に全国大会・会員総会を実施する年間事業サイクルを決定し、21年度から実施することとした。

なお、18年3月末現在の青年部設置数は444カ所（設置率84.8%）、うち日本商工会議所青年部加入は400カ所（加入率90.0%）となっている。



過去最高5千人以上が参加した
日本YEG・全国大会



地域女性会の使命を再確認した
全商女性連総会

全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）は、9月に名古屋市において、「第37回全国商工会議所女性会連合会名古屋総会」を開催し、全国から1,050名が参加した。同総会においては、4つの委員会（総務、政策、広報、企画調査）の活動報告として、長谷川総務委員長（全商女性連副会長、大阪商工会議所女性会会長）より、女性会設置と全商女性連への加入促進等について報告があり、秋山政策委員長（全商女性連副会長、横浜商工会議所女性会会長）からは、少子化問題、仕事と子育て両立支援に関するこれまでの取り組みの報告のほか、省エネルギー問題への取り組みについて各地女性会へ協力依頼がなされた。また、瀧広報委員長（全商女性連副会長、京都商工会議所女性会会長）か

らは、ホームページをはじめとする広報の拡充、10月に行われる「女性経営者等による日中交流訪中団」等について説明があり、最後に、加藤企画調査委員長（全商女性連副会長、名古屋商工会議所女性会会長）より、「第4回女性起業家大賞」をはじめとする女性起業家の支援等について報告があった。

その後、「第4回女性起業家大賞」の表彰式が行われ、最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）を受賞された園田正世さん（北極しろくま堂有限会社 代表取締役）、および優秀賞（全商女性連会長賞）をスタートアップ部門で受賞された織田静香さん（HELLO TOMORROW JAPAN ORDER BODY LAB 代表）、グロース部門で受賞された石川幸千代さん（有限会社 ゼネラルフード事業スタジオ 代表取締役）に、それぞれ盾と副賞が贈られた。

また、続いて行われた「全商女性連表彰式」では、特別功労者14人、会員増強など組織強化に取り組んだ10女性会、ほかの女性会の範となる事業活動を展開した1女性会が表彰された。

なお、18年3月末現在の女性会設置数は425カ所、うち、全商女性連加入数は405カ所（加入率95.3%）となっている。

(18) 各方面より利用がすすむキャリアック

キャリアック（商工会議所福利研修センター）は、商工会議所、会員企業をはじめ各方面から幅広い利用があった。17年度は約1万9,000人に利用されたが、その内訳は、研修利用が76%、福利厚生利用が24%となっており、会員事業所の研修・福利厚生を支援する共同施設として、利用者から好評を得ている。

当所においても、各種セミナー、シンポジウム、イベント、研修会等の開催にあたり積極的に利用するとともに、「石垣」、「会議所ニュース」での記事掲載のほか、インターネットを利用したPRや関連団体、企業を中心としたPR活動を積極的に展開し、利用促進に努めた。

Ⅱ 事項別状況

1. 法人の概要

(1) 所在地

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目2番2号

TEL (03) 3283-7823

FAX (03) 3211-4859

URL <http://www.jcci.or.jp>

E-mail : info@jcci.or.jp

(2) 沿革

①変遷

わが国商工会議所制度は、明治11年に当時の関税不平等条約改正等の問題について、商工業者の意見を代弁する機関として、東京商法会議所が設立されたことに始まる。その後、全国の主要都市に相次いで設立され、明治25年には15の商工会議所がその連合体として「商業会議所連合会」を結成した。

日本商工会議所は、大正11年6月に「商業会議所連合会」を母体として誕生し、名称・組織の変更など様々な変遷を経て、昭和29年に現行「商工会議所法」に基づく特別認可法人として改編、現在は平成13年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画により民間法人化され、今日に至っている。

②根拠法

ア. 設立根拠法

商工会議所法（昭和28年法律第143号）

イ. 業務関連法

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）

③主管省庁名

経済産業省 経済産業政策局経済産業政策課

④設立年月日

大正11年6月29日

⑤目的

日本商工会議所は、全国の商工会議所を会員とする総合経済団体であり、全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内および国外の経済団体と提携すること等によって商工会議所の健全な発達を図り、もってわが国商工業の振興を図ることを目的としている。

⑥主な事業内容（定款第6条）

- 1 全国の商工会議所の意見を総合してこれを公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること
- 2 行政庁等の諮問に応じて、答申すること
- 3 国民経済及び国際経済に関する調査研究を行なうこと
- 4 国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行を行なうこと
- 5 国内商事取引に関して商工会議所の行なう事業に関し、連絡又はあつ旋を行なうこと

- 6 国内及び国外において、博覧会、見本市等を開催し、又はこれら等の開催のあっ旋を行なうこと
 - 7 国際商事取引の紛争に関するあっ旋、調停又は仲裁を行なうこと
 - 8 商工会議所の行なう商工業に関する技術及び技能の普及又は検定に関する指導を行なうこと
 - 9 商工会議所の行なう商工相談事業に関する指導を行なうこと
 - 10 国内における経済団体との提携又は連絡を行なうこと
 - 11 国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行なうこと
 - 12 商工業に関して、観光事業の総合的な改善発達を図ること
 - 13 国際親善に関する事業を行なうこと
 - 14 商工会議所が設置する施設等に係わる債務の保証及びそれに付帯する事業を行なうこと
 - 15 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事項を行なうこと
- ⑦国庫補助金等（各年度とも実績額）

（単位：万円）

区 分		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
国庫補助金等	国庫補助金	44,809	64,390	83,551
	その他(委託費)	145,682	177,066	203,626
	計	190,491	241,456	287,177
	一般会計	190,168	241,240	287,177
	特別会計	323	216	————
	会計名	電源開発	電源開発	————
政府出資金額		————	————	————
財政投融资		————	————	————
借入金等 (借入先)		0	0	0

2. 定款および規約等

(1) 定 款

平成 18 年 3 月 16 日開催の第 103 回通常会員総会において、以下のような変更認可申請案が承認された。
 (平成 18 年 4 月 3 日付けで経済産業大臣の認可取得)

①変更理由

(1) 第 6 条

当所が、日メキシコ経済連携協定、日マレーシア経済連携協定及び今後締結される経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する事務及びそれに付帯する事業を行うことができるようにするため。

なお、特定原産地証明書について規定する「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第四百四十三号）」

については、日マレーシア経済連携協定等今後国会承認を経る経済連携協定に対応すべく、一般法化等の所要の整備を行うための改正法案が、開会中の通常国会に提出されたところ。

(2) 第 58 条の見出し

「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和五十六年法律第七十五号）」の施行に伴い、商工会議所法第 80 条により準用されている商工会議所法第 38 条の見出しが一部改正されたため。

(3) 第 59 条の見出し

「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百五十号）」の施行に伴い、商工会議所法第 80 条により準用されている商工会議所法第 39 条の見出しが一部改正されたため。

②変更箇所（※アンダーラインの部分）

（事業）

第 6 条 本商工会議所は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

(1)～(14) 省略

(15) 特定原産地証明書の発給に関する事務及びそれに付帯する事業を行なうこと。

(16) 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

（定款その他の書類の備付け及び閲覧）

第 58 条 （省略）

（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）

第 59 条 （省略）

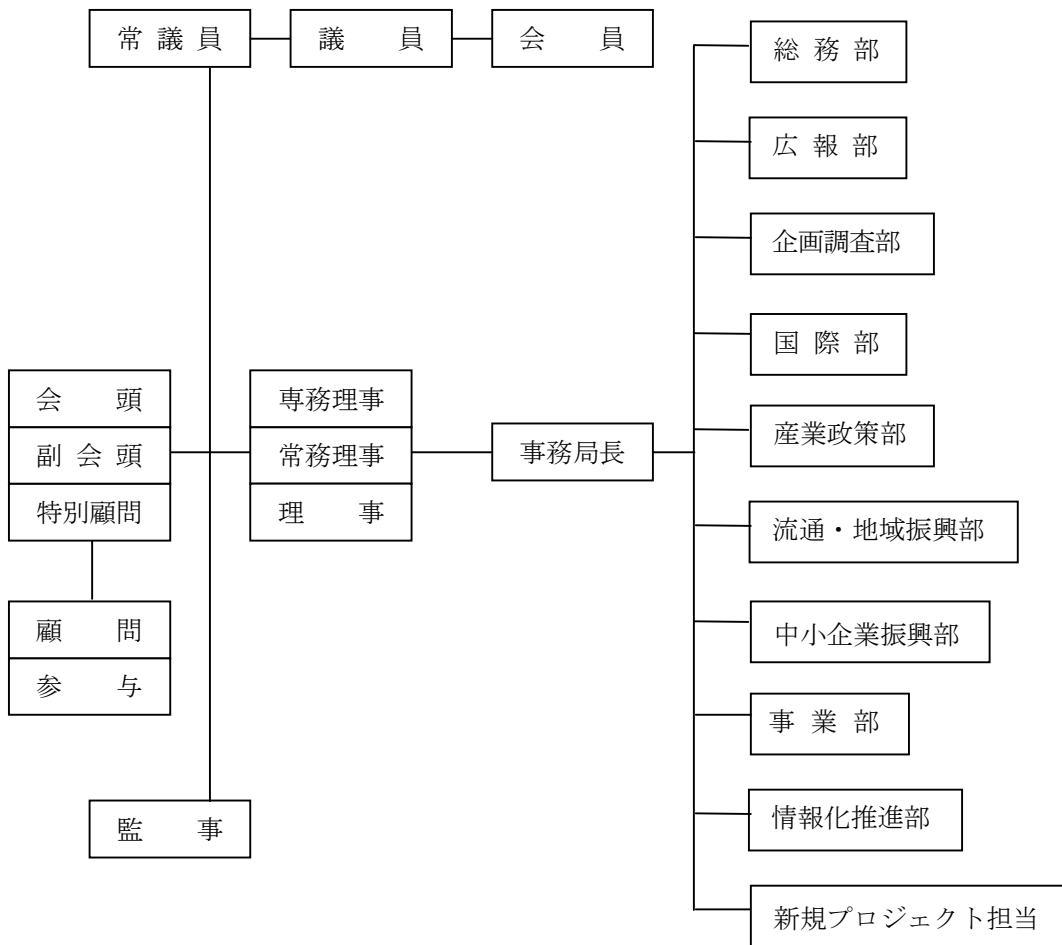
（実施の時期）

1 第 6 条、第 58 条の見出し、第 59 条の見出しの改正規定は、平成 18 年 4 月 3 日から実施する。

(2) 規 約（規則・規程）

本年度においては、規約の変更は行われなかった。

3. 組 織



(1) 会 員 (平成 18 年 3 月 31 日現在)

平成 17 年度末における日本商工会議所の会員数は、523 商工会議所で、地域別会員数は下表のとおり。

都道府県別	会員数	都道府県別	会員数	都道府県別	会員数
北海道地区	42	東 京	8	岡 山	13
東北地区	46	神 奈 川	14	広 島	13
青 森	7	山 梨	2	山 口	14
岩 手	10	静 岡	16	四 国 地 区	29
宮 城	6	東 海 地 区	49	徳 島	6
秋 田	6	岐 阜	15	香 川	6
山 形	7	愛 知	22	愛 媛	11
福 島	10	三 重	12	高 知	6
北陸・信越地区	51	近 畿 地 区	71	九 州 地 区	80
新 潟	16	福 井	7	福 岡	19
富 山	8	滋 賀	7	佐 賀	8
石 川	7	京 都	8	長 崎	9
長 野	20	大 阪	20	熊 本	9
関 東 地 区	103	兵 庫	18	大 分	11
茨 城	8	奈 良	4	宮 崎	9
栃 木	9	和 歌 山	7	鹿 児 島	11
群 馬	10	中 国 地 区	52	沖 縄	4
埼 玉	16	鳥 取	4		
千 葉	20	島 根	8		
				合 計	523

(2) 特別会員 (平成 18 年 3 月 31 日現在)

平成 17 年度末における特別会員は次のとおり。

商工会議所 (国外) (17)	商工会議所連合会 (15)	その他団体・法人 (5)
盤谷日本人商工会議所	北海道	協同組合連合会日本専門店会連盟
ソウル・ジャパン・クラブ	富山県	K D D I 株式会社
フィリピン日本人商工会議所	長野県	全国米穀販売事業協同組合
在仏日本商工会議所	茨城県	全国青色申告会総連合
デュッセルドルフ日本商工会議所	栃木県	商工組合中央金庫
ニューヨーク日本商工会議所	群馬県	
南加日系商工会議所	埼玉県	
ブラジル日本商工会議所	千葉県	
シドニー日本商工会議所	神奈川県	
リオ・デ・ジャネイロ日本商工会議所	静岡県	
マレーシア日本人商工会議所	三重県	
シンガポール日本商工会議所	福井県	
パラ一日系商工会議所	滋賀県	
在垂日本商工会議所	山口県	
メキシコ日本商工会議所	愛媛県	
南アフリカ日本人商工会議所		
中国日本商工会		

(3) 第26期<平成16年11月1日～平成19年10月31日>役員(平成18年3月31日現在)

役員の様職、定数、氏名、経歴は次のとおりである。(敬称略)

役職	定数	氏名	経歴
会頭 (非常勤)	1人	山口 信夫	(東京商工会議所会頭) 旭化成(株)代表取締役会長
名誉会頭 (非常勤)		稲葉 興作	(東京商工会議所) 石川島播磨重工業(株)相談役
副会頭 (非常勤)	5人	野村 明雄	(大阪商工会議所会頭) 大阪ガス(株)代表取締役会長
		箕浦 宗吉	(名古屋商工会議所会頭) 名古屋鉄道(株)取締役相談役
		高梨 昌芳	(横浜商工会議所会頭) 高梨乳業(株)代表取締役会長
		村田 純一	(京都商工会議所会頭) 村田機械(株)代表取締役会長
		水越 浩士	(神戸商工会議所会頭) (株)神戸製鋼所代表取締役会長
副会頭に 準ずる者 (非常勤)	6人	上原 明	(新潟商工会議所会頭) 新潟日産自動車(株)代表取締役社長
		田尻 英幹	(福岡商工会議所会頭) 西部瓦斯(株)取締役相談役
		綾田 修作	(高松商工会議所会頭) (株)百十四銀行代表取締役会長
		高向 巖	(札幌商工会議所会頭) (株)北洋銀行取締役頭取
		宇田 誠	(広島商工会議所会頭) (株)広島銀行取締役会長
		丸森 仲吾	(仙台商工会議所会頭) (株)七十七銀行会長
専務理事 (常勤)	1人	植松 敏	平成5年7月 公正取引委員会委員 平成11年9月 東京商工会議所専務理事 平成11年9月 日本商工会議所専務理事
常務理事 (常勤)	1人	篠原 徹	平成8年6月 中小企業庁小規模企業部長 平成9年7月 資源エネルギー庁石炭・新エネルギー部長 平成10年7月 日本商工会議所常務理事
常議員 (非常勤)	51人	高野 洋藏	(函館商工会議所会頭) (株)道水代表取締役会長
		鎌田 力	(小樽商工会議所会頭) 小樽信用金庫理事長
		高向 巖	(札幌商工会議所会頭) (株)北洋銀行代表取締役頭取
		高丸 修	(旭川商工会議所会頭) 旭川トヨタ自動車(株)代表取締役会長
		林 光男	(青森商工会議所会頭) 青森三菱電機機器販売(株)取締役社長
		斎藤 育夫	(盛岡商工会議所会頭) (株)岩手銀行取締役会長
		丸森 仲吾	(仙台商工会議所会頭) (株)七十七銀行会長
		山澤 進	(山形商工会議所会頭) (株)ヤマザワ代表取締役社長
		佐藤 勝三	(福島商工会議所会頭) 佐藤工業(株)取締役会長
		上原 明	(新潟商工会議所会頭) 新潟日産自動車(株)代表取締役社長
		八嶋 健三	(富山商工会議所会頭) (株)北陸銀行特別参与
		宮 太郎	(金沢商工会議所会頭) (株)大和取締役相談役
		仁科 恵敏	(長野商工会議所会頭) (株)マルイチ産商代表取締役会長
		井上 保	(松本商工会議所会頭) (株)井上代表取締役社長
		加藤 啓進	(水戸商工会議所会頭) 茨城自動車(株)代表取締役社長
		築 郁夫	(宇都宮商工会議所会頭) (株)福田屋百貨店取締役会長
		曾我 孝之	(前橋商工会議所会頭) 中屋商事(株)代表取締役社長

		平 沼 康 彦	(さいたま商工会議所会頭)	埼玉トヨペット(株)代表取締役会長
		千 葉 滋 胤	(千葉商工会議所会頭)	(株)ケーブルネットワーク千葉代表取締役会長
		長 澤 明 彦	(川崎商工会議所会頭)	J F E ジーエス(株)顧問
		荻 野 浩	(甲府商工会議所会頭)	(株)オギノ会長
		松 浦 康 男	(静岡商工会議所会頭)	(株)静岡銀行代表取締役会長
		中 山 正 邦	(浜松商工会議所会頭)	浜松倉庫(株)代表取締役社長
		小 島 伸 夫	(岐阜商工会議所会頭)	(株)十六銀行取締役頭取
		佐 藤 元 彦	(豊橋商工会議所会頭)	ヤマサちくわ(株)代表取締役社長
		森 田 力	(一宮商工会議所会頭)	(株)マルエム商会代表取締役社長
		田 村 憲 司	(津商工会議所会頭)	日本土建(株)代表取締役会長
		江 守 幹 男	(福井商工会議所会頭)	日華化学(株)代表取締役会長
		宮 崎 君 武	(大津商工会議所会頭)	大津板紙(株)代表取締役社長
		高 橋 光 壽	(守口門真商工会議所会頭)	光亜興産(株)取締役社長
		尾 上 壽 男	(姫路商工会議所会頭)	グローリー工業(株)代表取締役会長
		西 口 廣 宗	(奈良商工会議所会頭)	(株)南都銀行代表取締役頭取
		島 正 博	(和歌山商工会議所会頭)	(株)島精機製作所代表取締役社長
		八 村 輝 夫	(鳥取商工会議所会頭)	(株)鳥取銀行代表取締役会長
		丸 磐 根	(松江商工会議所会頭)	(株)山陰合同銀行代表取締役会長
		岡 崎 彬	(岡山商工会議所会頭)	岡山瓦斯(株)取締役社長
		宇 田 誠	(広島商工会議所会頭)	(株)広島銀行取締役会長
		林 孝 介	(下関商工会議所会頭)	サンデン交通(株)代表取締役社長
		津 川 清	(徳島商工会議所会頭)	水穂蒲鉾(株)代表取締役会長
		綾 田 修 作	(高松商工会議所会頭)	(株)百十四銀行代表取締役会長
		大 亀 孝 裕	(松山商工会議所会頭)	ダイキ(株)取締役会長
		入 交 太 二 郎	(高知商工会議所会頭)	入交グループ(株)代表取締役会長
		田 尻 英 幹	(福岡商工会議所会頭)	西部瓦斯(株)取締役相談役
		重 湊 雅 敏	(北九州商工会議所会頭)	東陶機器(株)代表取締役会長
		指 山 弘 養	(佐賀商工会議所会頭)	(株)佐賀銀行代表取締役会長
		松 藤 悟	(長崎商工会議所会頭)	松藤商事(株)代表取締役社長
		中 尾 保 徳	(熊本商工会議所会頭)	(株)鶴屋百貨店代表取締役会長
		安 藤 昭 三	(大分商工会議所会頭)	(株)大分銀行会長
		小 林 貞 雄	(宮崎商工会議所会頭)	(株)テレビ宮崎代表取締役会長
		大 西 洋 逸	(鹿児島商工会議所会頭)	鹿児島海陸運送(株)代表取締役会長
		仲 井 真 弘 多	(那覇商工会議所会頭)	沖縄電力(株)会長
監 事	3人	渡 邊 靖 彦	(秋田商工会議所会頭)	秋田中央交通(株)代表取締役社長
(非常勤)		小 沢 一 彦	(横須賀商工会議所会頭)	日本水産観光(株)代表取締役
		宮 本 浩 一 郎	(宇部商工会議所会頭)	宇部興産(株)顧問
理事	4人	中 島 芳 昭	平成 6年 5月	日本商工会議所広報部長
(常勤)	以内		平成 9年 5月	日本商工会議所理事・産業部長
			平成 12年 4月	日本商工会議所理事・事務局長

坪 田 秀 治 平成 11 年 4 月 日本商工会議所参事
 平成 12 年 4 月 日本商工会議所産業政策部長
 平成 14 年 6 月 日本商工会議所理事・産業政策部長
 近 藤 英 明 平成 8 年 4 月 日本商工会議所中小企業振興部長
 平成 12 年 4 月 日本商工会議所企画調査部長
 平成 16 年 4 月 日本商工会議所理事・企画調査部長

(4) 第 26 期<平成 16 年 11 月 1 日～平成 19 年 10 月 31 日>議員 (平成 17 年 3 月 31 日現在)

議員商工会議所名 (※印は議員に準ずる者)、定数は次のとおりである。

選 挙 区 名 ()内は議員数	商 工 会 議 所 名
北 海 道 (8)	函館、小樽、札幌、旭川、室蘭、釧路、帯広、※網走、稚内
東 北 (9)	青森、八戸、盛岡、一関、仙台、秋田、山形、※米沢、福島、郡山
北陸信越 (9)	新潟、上越、長岡、※柏崎、富山、高岡、金沢、上田、長野、松本、※飯田
関 東 (22)	水戸、日立、※石岡、※ひたちなか、栃木、宇都宮、※足利、高崎、前橋、桐生、川越、川口、さいたま、※本庄、千葉、木更津、市川、習志野、八王子、立川、川崎、相模原、甲府、静岡、浜松、沼津
東 海 (10)	岐阜、大垣、※可児、羽島、岡崎、豊橋、半田、一宮、※豊田、四日市、津、伊勢
近 畿 (14)	福井、※鯖江、大津、綾部、宇治、※堺、※東大阪、貝塚、豊中、守口門真、大東、姫路、尼崎、高砂、龍野、奈良、和歌山
中 国 (10)	鳥取、松江、岡山、倉敷、※津山、広島、呉、福山、※東広島、下関、宇部、徳山
四 国 (5)	徳島、※鳴門、高松、※観音寺、松山、今治、高知
九 州 (13)	福岡、北九州、大牟田、筑後、佐賀、長崎、佐世保、熊本、※人吉、別府、大分、宮崎、鹿児島、鹿屋
沖 縄 (2)	那覇、沖縄
定 数	1 0 2 (※議員に準ずる者は 1 8)

(5) 第26期<平成16年11月1日～平成19年10月31日>委員会(平成18年3月31日現在)

委員会名	委員長(商工会議所)	副委員長
<委員会>		
政策	室伏 稔(日本・東京)	東京、大阪、名古屋、横浜、足利、倉敷、観音寺
産業経済	村田 純一(京都)	〔委員長代理〕渡辺 祥二(豊田)
国際経済	大橋 信夫(東京)	釧路、石巻、三条、上田、桐生、川崎、長崎
観光	高向 巖(札幌)	〔委員長代理〕安藤 昭三(大分)
中小企業	小池 俊二(大阪)	千歳、水戸、横須賀、泉佐野、境港、新居浜、那覇
地域活性化	箕浦 宗吉(名古屋)	〔委員長代理〕丸 磐根(松江)
税制	池田 守男(東京)	小樽、日光、伊勢、倉敷、高知、大川、宮崎
労働	伊藤 雅人(東京)	〔委員長代理〕井上 裕之(東京)
情報化	西村 貞一(大阪)	燕、宇都宮、本庄、青梅、東大阪、松山、久留米
環境・エネルギー	金谷 俊宗(広島)	〔委員長代理〕松村 保雄(柏崎)
国民生活	田尻 英幹(福岡)	柏崎、弘前、小松、諏訪、熊谷、松阪、津山、今治
教育	水越 浩士(神戸)	〔委員長代理〕松浦 康男(静岡)
運営	高梨 昌芳(横浜)	駒ヶ根、石岡、福知山、岸和田、呉、飯塚、筑後
<特別委員会>		
行財政改革	丸森 仲吾(仙台)	〔委員長代理〕中山 正邦(浜松)
事業承継対策	神谷 一雄(日本)	いわき、佐久、古河、高崎、立川、大垣、福井
広報	綾田 修作(高松)	〔委員長代理〕榎崎 彰男(八王子)
信用基金管理	上原 明(新潟)	米沢、加茂、黒部、小牧、北大阪、府中、日南
表彰	植松 敏(日本)	〔委員長代理〕重 渕 雅 敏(北九州)
まちづくり	板橋 敏雄(足利)	帯広、八戸、高岡、小田原、富士、守口門真、岩国
		〔委員長代理〕佐藤 元彦(豊橋)
		室蘭、栗山、さいたま、船橋、亀岡、鳥取、延岡
		〔委員長代理〕島村 元紹(東京)
		苫小牧、青森、太田、桑名、八尾、岡山、尾道
		〔委員長代理〕海野 肇(ひたちなか)
		恵庭、郡山、中津川、泉大津、東広島、丸亀、諫早
		〔委員長代理〕山本 忠安(日立)
		稚内、松戸、岡崎、津、綾部、徳山、徳島
		〔委員長代理〕大和田 達郎(石岡)
		大阪、京都
		〔委員長代理〕中尾 良和(堺)
		旭川、盛岡、松本、川口、四日市、大田、福山
		〔委員長代理〕植松 敏(日本)
		酒田、福嶋、上越、蒲郡、尼崎、出雲、有田
		〔委員長代理〕米田 徳夫(姫路)
		長岡、敦賀、守口門真

(6) 第26期<平成16年11月1日～平成19年10月31日>特別顧問(平成18年3月31日現在)

田中 順一郎	(三井不動産(株)会長)	佐々木 幹夫	(三菱商事(株)取締役会長)
川本 信彦	(本田技研工業(株)特別顧問)	浅地 正一	(日本ビルサービス(株)特別顧問)
安西 邦夫	(東京ガス(株)会長)	井上 裕之	(愛知産業(株)社長)
池田 守男	(株資生堂会長)	関家 憲一	(株ディスコ代表取締役会長)
室伏 稔	(伊藤忠商事(株)相談役)	児玉 幸治	((財)日本情報処理開発協会会長)
神谷 一雄	(松久(株)社長)	中村 胤夫	(株三越社長)
氏家 純一	(野村ホールディングス(株)取締役会長)	池田 彰孝	(SMK(株)代表取締役会長)
齋藤 朝子	(株山翠楼代表取締役社長)	渡邊 佳英	(大崎電気工業(株)代表取締役社長)
杉山 和男	(電源開発(株)顧問)	溝口 道郎	(鹿島建設(株)常任顧問)

(7) 第26期<平成16年11月1日～平成19年10月31日>顧問・参与(平成18年3月31日現在)

①顧問

奥田 碩	((社)日本経済団体連合会会長)	北城 恪太郎	((社)経済同友会代表幹事)
福井 俊彦	(日本銀行総裁)	佐々木 幹夫	((社)日本貿易会会長)
渡辺 修	(日本貿易振興機構理事長)		

②参与

高橋 淑郎	井川 博	守屋 一彦	西川 禎一	波田野 雅弘
佐々木 修	谷村 昭一	下島 松雄		

4. 選挙および選任等

(1) 議員

選任は行われなかった。

(2) 常議員

選任は行われなかった。

(3) 役員等

①会頭・副会頭

選任は行われなかった。

②監事

選任は行われなかった。

③特別顧問

選任は行われなかった。

④専務理事・常務理事・理事

選任は行われなかった。

(4) 顧問・参与

選任は行われなかった。

5. 事務局

事務局機構および主な横成員（平成18年3月31日現在）

①国内事務所

部（室）	役職	氏名	部（室）	役職	氏名	
総務部	理事・事務局長	中島芳昭	産業政策部	理事・部長	坪田秀治	
	部長	土橋和則		課長	佐藤健志	
	副部長	小松靖直		課長	荒井恒一	
	課長	栗原博		流通・地域振興部	部長	高橋和憲
課長	奈良秀二	副部長	枋原克彦			
部長	宇津井輝史	課長	高山祐志郎			
副部長	逸見久雄	中小企業振興部	部長		戸田藤男	
課長	湊元良明		課長	星川孝宣		
理事・部長	近藤英明		主任調査役	堤三一		
主任調査役	島津圭一		事業部	部長	青山伸悦	
主任調査役	塩見広太郎	副部長		岩崎浩平		
主任調査役	河合毅	副部長		立松祐之		
国際部	理事	近藤英明		情報化推進部	部長	高野時秀
	部長	山田清	課長		西谷和雄	
	担当部長	山田光良	新規プロジェクト担当		部長	青山伸悦
	課長	岡山英弘			担当付部長	小野明
	課長	中村仁				
	課長	赤木剛				
	課長	鈴木良男				
	課長	會本尚				
	主任調査役	塩見広太郎				
	主任調査役	三宅正志				
主任調査役	内田一雄					

②駐在員事務所

・ソウル事務所 所長 岩間信弥

Seoul Office of The Japan Chamber of Commerce and Industry

C/o SJC (Seoul Japan Club)

8th fl, Press Center Bldg, 25 1-ku, Taepung-ro, Chung-ku, Seoul, THE REPUBLIC OF KOREA

TEL. 82-2-3210-2411

FAX. 82-2-3210-2413

E-mail. jccisel@soback.kornet.net

③事務局員数（平成18年3月31日現在）

平成16年度	平成17年度	増減
101	103	2

【注】定数なし

6. 庶務

(1) 文書

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの発信および受信数は次のとおり。

月別	発信数		計	月別	受信数		計
	国内	国外			国内	国外	
4月	8,942	391	9,333	4月	5,922	782	6,704
5月	7,961	256	8,217	5月	5,000	512	5,512
6月	12,261	419	12,680	6月	5,138	699	5,837
7月	22,221	418	22,639	7月	5,069	748	5,817
8月	10,127	199	10,326	8月	4,678	333	5,011
9月	8,431	659	9,090	9月	5,269	1,015	6,284
10月	11,647	527	12,174	10月	5,382	799	6,181
11月	10,902	288	11,190	11月	5,539	480	6,019
12月	10,247	264	10,511	12月	5,319	489	5,808
1月	11,162	359	11,521	1月	6,180	537	6,717
2月	17,714	375	18,089	2月	4,947	625	5,572
3月	12,819	279	13,098	3月	6,846	499	7,345
計	144,434	4,434	148,868	計	65,289	7,518	72,807

(2) 叙勲・国家褒章・表彰

①叙勲（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

ア．春の叙勲（4月29日発令）

○旭日小綬章

砂川商工会議所（元）会頭 阿部 博一	富良野商工会議所（元）会頭 日下 博克
苫小牧商工会議所（元）会頭 中村 光雄	小諸商工会議所会頭 香坂 勝
浦安商工会議所（元）会頭 板倉 敬一	多摩商工会議所会頭 峯岸 松三
豊橋商工会議所会頭 佐藤 元彦	山陽商工会議所（元）会頭 山崎 一二
日南商工会議所会頭 田中 静	
白石商工会議所（元）会頭 佐藤 孝一	新井商工会議所（元）会頭 田中 弘太郎
須坂商工会議所会頭 廣田 宏	茅野商工会議所会頭 小川 哲男
飯山商工会議所会頭 上海 徳右衛門	八街商工会議所会頭 宮田 俊男
佐倉商工会議所（元）会頭 細谷 周三	鳥羽商工会議所会頭 中村 幸昭
宮津商工会議所（元）会頭 和田 庄市	安芸商工会議所（元）会頭 春田 誠郎
日向商工会議所（元）会頭 黒木 数義	奄美大島商工会議所（元）会頭 田中 道男

○旭日双光章

むつ商工会議所（元）会頭 鷹架 武一	甲府商工会議所（元）副会頭 遠藤 和治
大東商工会議所（元）会頭 上田 陽造	三次商工会議所副会頭 前川 裕佑
筑後商工会議所（元）会頭 牧之内 繁男	
岡谷商工会議所副会頭 小口 成人	草加商工会議所会頭 高橋 登
宇治商工会議所副会頭 中村 英一	大洲商工会議所副会頭 檜田 芳文

イ. 秋の叙勲（11月3日発令）

○旭日中綬章

秋田商工会議所（元）会頭 辻 兵吉	岡崎商工会議所（元）会頭 大川 博美
-------------------	--------------------

○旭日小綬章

恵庭商工会議所（元）会頭 玉川 進	君津商工会議所（元）会頭 色部 晋司
草津商工会議所会頭 北村 辰雄	
岩内商工会議所会頭 馬場 柳太郎	千歳商工会議所会頭 神野 昇
古川商工会議所会頭 狩野 壽一	小松商工会議所会頭 加納 實
大田原商工会議所会頭 東郷 肇	守山商工会議所会頭 川嶋 次男
伊丹商工会議所（元）会頭 小西 新右衛門	鳥取商工会議所（元）会頭 米原 正博

○旭日双光章

佐野商工会議所会頭 亀田 好二	八王子商工会議所副会頭 外池 孝雄
赤穂商工会議所会頭 桃井 光男	
栗山商工会議所（元）会頭 小林 米三郎	小樽商工会議所（元）副会頭 大野 泰成
土浦商工会議所（元）会頭 神林 正雄	栃木商工会議所（元）副会頭 渡邊 統
大阪商工会議所（元）女性会会長 尾崎 公子	笠岡商工会議所（元）会頭 吉岡 洋介
東予市商工会議所（元）副会頭 秋山 幸	

②国家褒章（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

ア. 春の褒章（4月29日発令）

○藍綬褒章

郡山商工会議所副会頭 丹治 一郎	行田商工会議所（元）副会頭 小澤 誠邦
------------------	---------------------

横須賀商工会議所（元）副会頭 大屋 正衛 秦野商工会議所会頭 宇山 忠男
 江南商工会議所（元）会頭 福田 清成 安来商工会議所会頭 並河 勉
 郡山商工会議所会頭 大高 善兵衛 新津商工会議所（元）副会頭 川崎 松雄
 大和商工会議所副会頭 曾根 徳次 犬山商工会議所副会頭 坂野 秀生

イ. 秋の褒章（11月3日発令）

○藍綬褒章

大和高田商工会議所副会頭 中井 隆男 新居浜商工会議所副会頭 嶋田 祐二
 大洲商工会議所（元）会頭 村上 五郎

③表彰

ア. 第102回日本商工会議所表彰（平成17年9月15日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数
規則第1条（商工会議所に特に功労のあった者）		5商工会議所・ 5名
規則第2条第2項 （永年勤続役員・議員）	50年	1商工会議所・ 1名
	40年	15商工会議所・ 18名
	30年	63商工会議所・ 104名
	20年	114商工会議所・ 268名
規則第2条第1項 （退任役員・議員）		124商工会議所・ 283名
規則第3条 （永年勤続職員）	40年	11商工会議所・ 13名
	30年	100商工会議所・ 139名
	20年	113商工会議所・ 160名
	10年	120商工会議所・ 187名

○商工会議所表彰（マル経資金関係）11商工会議所

岩内、黒石、山形、氷見、真岡、半田、桑名、紀州有田、大竹、萩、八女

イ. 第103回日本商工会議所表彰（平成18年3月16日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数
規則第1条（商工会議所に特に功労のあった者）		該当なし
規則第2条第2項 （永年勤続役員・議員）	50年	2商工会議所・ 2名
	40年	12商工会議所・ 14名
	30年	36商工会議所・ 58名
	20年	99商工会議所・ 273名
規則第2条第1項 （退任役員・議員）		98商工会議所・ 151名
規則第3条 （永年勤続職員）	40年	4商工会議所・ 4名
	30年	41商工会議所・ 49名
	20年	39商工会議所・ 47名
	10年	48商工会議所・ 62名

○商工会議所表彰（組織強化関係・事業活動）

・会員増強：16商工会議所

釧路、白石、天童、小諸、秩父、春日部、町田、焼津、蒲郡、犬山、姫路、紀州有田、

庄原、萩、新居浜、津久見

・高組織率：17 商工会議所

札幌、紋別、能代須賀川、白山、下諏訪、足利、日光地区、草加、岩槻、浜松、高山、豊橋、龍野、安来、倉敷、西条

・財政基盤強化：15 商工会議所

遠軽、美幌、大曲、黒部、佐久、草加、岩槻、八王子、島田、各務原、豊田、碧南、浜田、加世田、沖縄

(3) 慶弔・その他

慶弔電報等

	慶 祝	弔 慰
電報・メッセージ等	134 件	30 件
出 席	36 件	0 件

7. 会 議

(1) 会員総会

①第 102 回通常会員総会

○日 時 平成 17 年 9 月 15 日 (木) 9 時 30 分～12 時

○場 所 帝国ホテル (3 階「富士の間」)

○来 賓

<政党>

自由民主党政務調査会長 与謝野 馨 殿

民主政策調査会長 仙 谷 由 人 殿

公明党幹事長 冬 柴 鐵 三 殿

社会民主党党首 福 島 みずほ 殿

○出席者 372 商工会議所・654 名

委任状による出席 151 商工会議所

○議 長 山口会頭

○議事録署名人 白石商工会議所・太宰会頭、大府商工会議所・伊東会頭

○表 彰

日本商工会議所第 102 回表彰 (表彰の項参照)

○議 事

植松専務理事より開会の宣言。山口会頭から挨拶が述べられた後、山口会頭が本総会の議長に選任された。

議長から、議事録署名人に白石商工会議所・太宰会頭ならびに大府商工会議所・伊東会頭を指名した。

(議案第 1 号) 平成 16 年度事業報告 (案) について

(議案第 2 号) 平成 16 年度収支決算 (案) について

議案第 1 号については植松専務理事から、引き続き議案第 2 号については篠原常務理事から一括して説明があり、横須賀商工会議所・小沢会頭の監査報告の後、両案とも異議なく承認された。なお、議案第 2 号の「収支決算 (案)」について、収入総計 (一般会計と広報特別会計の合計) は 51 億 2,035 万円となり、予算対比で 3 億 8,461 万円の減 (▲7.0%)、前年度決算対比で 4 億 1,947 万円の増 (8.9%)、また、支出総計 (同じく、一般会計・広報特別の会計) は 50 億 4,637 万円となり、予算対比で 4 億 5,859 万円の減 (▲8.3%)、前年度決算対比では 4 億 2,646 万円の増 (9.2%) となり、収支 7,397 万円となったこと等の説明があった。

②第 103 回通常会員総会

○日 時 平成 18 年 3 月 16 日 (木) 15 時～16 時 45 分

○場 所 帝国ホテル 3 階「富士の間」

○出席者 360 商工会議所・513 名

委任状による出席 153 商工会議所

○議 長 山口会頭

○議事録署名人 富山商工会議所・八嶋会頭、館山商工会議所・高橋会頭

○表 彰

日本商工会議所第 103 回表彰（表彰の項参照）

○議 事

植松専務理事より開会の宣言。山口会頭から挨拶が述べられた後、山口会頭が本総会の議長に選任された。

議長から、議事録署名人に富山商工会議所・八嶋会頭ならびに館山商工会議所・高橋会頭を指名した。

（議案第 1 号）平成 18 年度事業活動計画（案）について

植松専務理事から、（1）「政策提言活動とその実現」、（2）「中小企業の健全な成長・発展と、創業・経営革新への挑戦支援」、（3）「コンパクトでにぎわいのあるまちづくりの推進と地域産業の振興」、（4）「諸外国との F T A ・ E P A の推進と国際ビジネス活動支援」、（5）「新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開」の 5 項目を重点課題とする「平成 1 8 年度事業活動計画（案）」について説明がなされた。

（議案第 2 号）平成 18 年度収支予算（案）について

篠原常務理事から、「平成 18 年度収支予算（案）」について、全体の予算規模は 64 億 8,776 万円となり、前年度予算対比で 9 億 4,781 万円増(17.1%)、前年度決算見込対比で 8 億 6,770 万円増(15.4%)となるなどの説明がなされた。

以上、議案第 1 号および第 2 号についてそれぞれ説明が行われた後、両案につき審議したところ、いずれも異議なく承認された。

（議案第 3 号）日本商工会議所定款の一部変更（案）について

篠原常務理事から、「日本商工会議所定款の一部変更（案）」について説明がなされ、異議なく承認された。その内容は、定款第 6 条について、日本商工会議所が特定原産地証明書の発給事業を行うことができるように、第 15 号に「特定原産地証明書の発給事務及びそれに附帯する事業を行うこと」を記載するとともに、これまで第 15 号に記載されていた「その他の事業」を第 16 号に繰り下げる。また、商工会議所法の条文の見出しが一部変更されたことに伴い、定款第 58 条と第 59 条の見出しに記載の「備付（そなえつけ）」という文字に送り仮名の「け」を付すこととするもの。

なお、本件については、速やかに経済産業大臣に認可申請を行うこととする。

平成 18 年度事業活動計画

～実行する、信頼される、愛される商工会議所へ全力での取り組みを～

平成 18 年 3 月 16 日

日本商工会議所

わが国経済は、好調な業績を背景とする企業の設備投資の拡大に支えられ、全体としては拡大基調を維持している。しかしながら、原油価格をはじめとする原材料価格は高止まり、また、これまで輸出先として日本経済の回復に寄与してきた米中経済の先行きは決して楽観ばかりはできないなど、未だ先行き不透明感は拭えず、地方経済や中小企業があまねく景気回復を実感できる状況にないのが現状である。

一方、わが国は、行財政改革、少子化問題、社会保障制度改革をはじめ、経済活動を含む社会全般に及ぶ様々な分野において構造改革を迫られており、将来に安心感を持てる国づくりを目指し、持続的な経済発展を遂げるためには、痛みを伴ってでも乗り越えなければならない課題は多い。

以上のような認識に立ち、平成 18 年度においては、会員、商工業者、地域社会の多様化するニーズに応えるべく、日本商工会議所と全国商工会議所とのネットワークをさらに強固にし、政策実現力をより一層強化するとともに、「健康な日本」のさらなる飛躍に向けて邁進することとする。

このため日本商工会議所は、以下の 5 点を重点課題として、下記の諸事業を強力に推進する。

1. 政策提言活動とその実現

適切な経済運営とともに、行財政改革、少子化問題、社会保障、税制・金融、まちづくり、経済連携問題等、わが国経済社会の潜在力をフルに発揮する持続的な発展を目指した政策提言活動を展開するとともに、教育問題、地球環境問題、国際関係等について、政府・与党をはじめとする要路に、全国商工会議所ネットワークを活用した迅速・的確な政策提言を行う。

2. 中小企業の健全な成長・発展と、創業・経営革新への挑戦支援

日本経済のダイナミズムの源泉である中小企業の活性化を促進するため、金融対策、人材確保などの諸施策の普及・推進を図るとともに、創業・経営革新（第二創業）への挑戦支援、表彰・顕彰制度の奨励等を通じて、活力ある中小企業経営者の発掘・支援に努める。

3. コンパクトでにぎわいのあるまちづくりの推進と地域産業の振興

人口減少時代の社会に対応したコンパクトでにぎわいのあるまちづくりの推進や、低迷する地場産業の活性化を図るため、「まちづくり 3 法」の改正に円滑に対応するとともに、地域資源を活かした地域ブランド力の育成・強化に向けた取り組みを支援する。併せて、まちづくり運動の一環として、産業観光など新しい切り口による観光振興への取り組みを支援する。

4. 諸外国との F T A ・ E P A の推進と国際ビジネス活動支援

国際経済環境の変化を踏まえ、W T O 交渉や新たな F T A ・ E P A の締結に関わる取り組みを強化す

ることにより、各国・地域との貿易・投資の自由化・円滑化等を推進するとともに、中小企業の国際ビジネス活動を支援する。

5. 新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開

商工会議所を取り巻く環境が厳しさを増す中、効率的で活力ある地域経済社会を実現するため、地域総合経済団体にふさわしい商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化への取り組みを支援する。また、同一経済圏の商工会議所および他の経済団体との連携に向けた自主的な取り組みを支援する。さらに、新しい時代に対応した機能・システムを通じて、中小企業のIT社会への対応や人材育成・能力開発への取り組みを支援するとともに、各種収益事業の強化策を検討する。

記

I. 政策提言活動とその実現

1. 「健康な日本」のさらなる飛躍を目指す中で、全国の商工会議所の総合調整、連絡機関としての機能を十分に果たすことができるよう、次の諸会合や媒体等により、日本商工会議所会頭と全国の商工会議所会頭等役員との緊密な意見交換を行う。

(1) 会頭・副会頭会議、常議員会、議員総会、会員総会において活発な討議を行う。

(2) ブロック総会等の機会を活用して、各地商工会議所会頭等と日本商工会議所会頭との意見交換を実施する。

(3) 日本商工会議所夏季政策懇談会を開催する。

(4) 「日商ニュースファイル」、「Eメール通信」、「石垣」、「会議所ニュース」等により、情報提供を行う。

(5) 各地商工会議所の協力により、LOBO等、各種調査・アンケート等を実施するとともに、その結果のフィードバックを行う。

2. デフレ克服を確かなものとするとともに、日本経済の活力向上と国際競争力の強化を図り、わが国経済社会の潜在力をフルに発揮する持続的発展を実現するため、委員会・小委員会等において、わが国の経済運営に関する意見集約を図り、提言・要望活動を行う。また、わが国の中長期的な国家運営、社会・経済運営、企業経営に関する総合的な重要政策課題について調査・研究を行い、提言・要望活動を行う。

3. 「地域活性化に繋がる真の地方分権」と「小さくて効率的な政府」の実現を目指すため、「行財政改革小委員会」を中心に、三位一体改革、規制改革、公務員改革など行財政改革全般に関する諸問題について調査・研究を行い、提言・要望活動を行う。特に、国および地方における公務員の大幅な純減など、財政再建のための歳出抑制策としての行財政改革の推進について調査・研究を行う。

4. 現在、社会保障制度は少子高齢化の急速な進展に伴い、財政面や制度構造面等から危機的状況に陥っており、国民の将来不安の一因となっている。このため、「社会保障問題小委員会」を中心として、

国民や企業が納得できる負担と給付の水準等を勘案し、将来にわたり持続可能かつ信頼性の高い社会保障制度の再構築を目指して、年金・医療・介護など社会保障制度全体を総合的に調査・研究し、制度改革についての提言・要望活動を行う。

5. 「国民生活委員会」において、少子化対策、21世紀における国民健康づくり運動の推進、体育・スポーツ振興、ボランティア活動など国民の生活・福祉・健康に係わる諸問題について調査・研究するとともに、情報収集・提供等を行う。
6. 政策委員会提言「教育のあり方について」（平成14年10月発表）に基づき、「教育問題小委員会」を中心として、わが国の将来を担う人材の育成を目指し、教育基本法の改正の推進をはじめ、義務教育の在り方など含めた教育問題全般について調査・研究を行い、提言・要望活動を行う。また、職場体験をはじめキャリア教育の推進等について検討するとともに、各地商工会議所に対する情報収集・提供等を行う。
7. 本格的な人口減少・高齢化時代に適応しつつ、活力ある経済社会を実現する観点から、今後、政府等において検討が進められる歳出・歳入の一体改革および消費税を含む税体系の抜本的改革の議論に対応する。また、産業競争力の強化に資する法人課税の実現に向けた提言・要望活動を行う。
8. 政策金融改革における詳細な制度設計および「政策金融改革関連法案」（仮称）等の策定に際し、ユーザーである中小企業者の立場に立った形での実現が図られるよう提言・要望活動を行う。
9. 平成19年にかけて見直しの議論が行われている独占禁止法をはじめ、企業活動に関連する法律等について、政府における制定・改正などの動向を注視しつつ、必要に応じ検討を行い、企業活動の実態に即した方向となるよう提言・要望活動を行う。
10. 中小企業の立場に立ち、企業活力を阻害している労働関係法制の規制緩和や適切な雇用対策が講じられるよう、また、現在検討されている労働契約法制化問題や、労働時間制度のあり方等について適切な措置が図られるよう、審議会等の場を通じて意見を反映させる。また、労働法制の改正等への中小企業の円滑な対応を支援するため、引き続き、法制度等の周知・啓発を図る。
11. 雇用の流動化や就業形態の多様化に対応し、地域における雇用のミスマッチの解消、人材移動の円滑化、職業能力開発を通じた人材育成、中小企業における安定した人材確保等を図るため、職業紹介の事業化の推進など、商工会議所における雇用対策事業の具体化を検討する。また、少子高齢化、経済のグローバル化に備えて平成15年度に取りまとめた提言「少子高齢化、経済グローバル化時代における外国人労働者の受け入れのあり方について」の実現に努める。
12. 地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策などの環境問題およびエネルギー問題に関する動向等について、広報・啓発活動を展開するとともに、これらについて実効ある対策が講じられるよう提言・要望活動を行う。特に、地球温暖化対策については、京都議定書目標達成計画を踏まえ、各地商工会

議所との連携のもと、地域における地球温暖化防止対策運動の推進を図る。

13. LOBO（早期景気観測）調査の調査対象地域や数の拡大など調査内容の充実を図りつつ、景気動向の迅速かつ的確な把握に努め、提言・要望活動に活用する。

14. 全国商工会議所の総力を結集して、提言・要望の実現に努めるとともに、要望等の実現状況や成果を地域社会に広く周知する。

また、事業活動の内容や成果について、「石垣」、「会議所ニュース」を通じ幅広くPRするとともに、商工会議所の役割と存在意義を強くアピールするため、引き続き会頭記者会見等、マスコミに対するパブリシティ活動の一層の充実を図るほか、日本商工会議所や各地商工会議所の事業活動を当所ホームページ上の「ニュースライン」に掲載するなど、インターネットによる情報発信を有効かつ積極的に推進する。

Ⅱ. 中小企業の健全な成長・発展と、創業・経営革新への挑戦支援

1. 中小・小規模企業の自助努力や再生を支援するため、創業・経営革新、人材確保、金融対策、技術革新等の政府諸施策の普及・推進を図るとともに、次の活動を積極的に展開する。

(1) 中小・小規模企業の創業・経営革新を支援するため、創業塾および経営革新塾（旧：「第二創業コース」）を各地商工会議所の協力を得ながら全国各地で開催していくとともに、創業塾や経営革新塾参加者の掘り起こしのための「創業・経営革新挑戦支援フォーラム」を実施する。また、創業に関する個別事例を各地商工会議所に提供するための「創業事例集」を作成する。

(2) 各地商工会議所の実施する中小企業支援に対する取り組み・活動事例やシニアアドバイザーセンター事業、地域中小企業支援センター事業についての一層の情報収集に努め、各地商工会議所が必要な情報を迅速に提供していく。

(3) 経営革新や技術開発等への取り組みを人材面から支援する「企業等OB人材マッチング事業」について、47都道府県すべてに設置された地域協議会を中心とした全国の商工会議所での事業展開を支援するとともに、モデル事業の取り組みを支援し、多数のマッチング成立事例の創出を推進する。

(4) 中小・小規模企業の資金調達の円滑化を促進するため、セーフティネット保証・貸付等の普及・推進に努めるとともに、新しい多様な金融手法等について情報提供を行う。

(5) 小企業等経営改善資金融資制度（マル経）の普及・推進および事故・不正防止を図るため、研修会を開催するとともに、調査・分析および情報提供を行う。また、マル経制度の現状を鑑み、本制度の維持・存続を図っていくための見直しの検討に対し、適宜対応していく。

(6) 中小企業金融に関する動向を把握し、必要に応じて商工会議所としての意見・要望に反映すべくその実態の調査・取りまとめ等を行う。

(7) 「中小企業再生支援協議会」の活動に関する各地商工会議所からの要望・ニーズを踏まえながら、政府等に対して制度面での一層の環境整備を要望していくとともに、地域の実情に応じたきめ細かな中小企業再生の取り組みを支援するための情報提供を行う。

(8) 経営安定特別相談事業の一層の普及を図るべく、商工調停士等を対象とする各種セミナー・研究

会および各地商工会議所を対象とする講習会等を実施する。併せて、災害・倒産影響等に対する各種特別相談窓口の迅速な設置および相談対応の充実を図る。

また、各地商工会議所における相談支援事業の高度化を図るため、当所がインターネット上に開設している「倒産防止特別相談室関連データベースシステム／Web版」の利用を推進する。

- (9) 技術開発や商品化等を支援するための国の補助金・委託費等について、中小企業への支出機会の増大を図るため、政府等への要望活動を行うほか、SBI R（中小企業技術革新制度）推進協議会が各地商工会議所と共催で開催する「SBI R推進セミナー」や同協議会ホームページ等を通じて、補助金・委託金の募集など関連情報の積極的な提供を行う。
 - (10) 商工会議所が地域の中小企業と大学などの研究機関をコーディネートするための積極的な役割を果たせるように、各地商工会議所の産学官連携事業の展開に必要な情報提供等を行う。
 - (11) 中小企業を取り巻く不公正取引を調査・把握し、その取引適正化対策を促進させるため、「不公正な取引事例に関するモニタリングシステム」等を通じて構築されているデータベースの利用を推進する。
 - (12) 平成16年4月の消費税の制度改正（免税点の引き下げ、簡易課税制度適用上限の引き下げ、総額表示方式の導入）に伴い、小規模事業者等が容易に税務申告を行えるように、各地商工会議所の協力のもと、講習会、相談事業および税務書類作成指導を実施する。また、ホームページ「WEB消費税ガイド」やメールマガジン等により、対象事業者に資する情報提供を行う。
 - (13) 各地商工会議所の人的体制の充実・強化を図り、全国の経営指導員等が、地域中小・小規模企業の高度化・多様化するニーズに対応して、創業・経営革新につながる提案型指導を行えるようにするため、平成16年度に経営指導員向けに開発した「eラーニングによるWeb研修システム」の一層の普及・活用を図る。
2. 三位一体改革によって、経営改善普及事業等に係る国の補助金が平成18年度から廃止され、国から地方に税源移譲されることになったが、今後の小規模事業者への経営改善指導等をはじめとする中小・小規模企業対策について、各地商工会議所が引き続き円滑に実施できるよう、「中小企業政策小委員会」等において調査・研究を行い、関係方面への提言・要望活動を展開するとともに、情報収集・提供を行う。
 3. 中小企業の活力増進を図るため、事業承継円滑化のための税制措置の確立をはじめ中小企業関係税制のより一層の是正・拡充を目指した提言・要望活動を展開する。また、会社法、税法、民法、信託法など幅広い観点から事業承継問題を検討するため平成17年10月に設立された「事業承継協議会」への参画を通じ、中小企業の事業承継の円滑化の方策について調査・研究を行う。
 4. 平成17年3月に金融庁が策定した「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」を踏まえ、中小企業金融の円滑化・多様化、事業再生などに関する調査・研究を行い、必要に応じ提言・要望活動を行う。
 5. 「中小企業の会計に関する指針」（平成17年8月公表）について、新会社法の施行（平成18年5月予定）を踏まえ、日本税理士会連合会等関係3団体と共同で内容の改定を行うとともに、同指針

の中小企業への周知・普及に努める。また、中小企業の経営実態に即した企業会計のあり方について、調査・研究を行う。

6. 「知的財産立国」を支えるわが国の中堅・中小企業が、容易に知的財産権を取得・保持できる環境の実現に向けて提言・要望活動を行うとともに、各地商工会議所や他の知的財産関係団体との連携のもと、中小企業に対し知的財産に関する普及啓発に努める。
7. 日本経済全体の活性化に向けて、革新的な中小企業・経営者等を励まし、全国各地で新たな産業や市場の担い手となる多くのビジネスリーダーの発掘を行うために、各地商工会議所における表彰・顕彰制度の創設・運営の奨励・支援を行う。
8. 循環型社会の形成促進を図るため、中小企業が実施する容器包装の再商品化事業について、財団法人日本容器包装リサイクル協会からの受託業務を引き続き円滑に実施し、特定事業者と同協会との契約締結促進を図る。また、容器包装リサイクル法の見直しの結果を踏まえ、制度の広報・啓発活動を展開する。
9. 企業の個人情報漏えいリスクの備えとなり、個人情報管理体制の向上を支援する「日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度」への加入促進を図るため、その周知・普及に努める。
10. PL（製造物責任）保険制度への加入促進を図るため、その周知・普及に努める。

Ⅲ. コンパクトでにぎわいのあるまちづくりの推進と地域産業の振興

1. コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを推進するため、「まちづくり特別委員会」における検討等を踏まえ、次の事業を実施する。
 - (1) 改正まちづくり3法（中心市街地活性化法・大規模小売店舗立地法・都市計画法）に、各地商工会議所が円滑に対応できるよう支援するため、まちづくり3法改正に関する説明会・情報交換会等を開催し、まちづくり運動を国民運動として全国的に推進する。
 - (2) 前年度に引き続き、「まちづくり特別委員会」において、人材育成等まちづくり推進のための方策を検討するとともに、中心市街地活性化法の改正に伴い新たに設置される「中心市街地活性化協議会」（仮称）やタウンマネジメントのあり方と商工会議所の関わり方等について調査・研究し、適切な対応を図る。また、まちなか居住や中心市街地の土地・建物の有効活用等を促進するための中心市街地活性化税制や、後継者が希望を持てるような事業承継税制の確立を要望する。

このほか、各地のまちづくりへの取り組み事例を収集し、全国にPRすることによって、各地におけるコミュニティの再生と共生のまちづくりを促進する。
 - (3) 中小事業者の競争力向上に向け、多様化する消費者ニーズや社会的要請に対応した新たなビジネスモデルの開発を支援する「中小商業ビジネスモデル連携支援事業」を推進する。
 - (4) 「まちづくり条例研究センター」の運営を通じ、各地における計画的な土地利用、大規模集客施設と地域との共生などに資するまちづくり条例制定への取り組みを積極的に支援する。

また、商工中金等関係機関との連携により、各地商工会議所が取り組む地域活性化の取り組みを支援する。

2. 観光振興の推進のため、「観光小委員会」における検討等を踏まえ、次の事業を実施する。
 - (1) 商工会議所のイニシアティブによって、地域における「観光する心」を育てるとともに、新たな観光資源の発掘、広域連携の推進等、戦略的な取り組みをさらに進めていくため、「商工会議所観光振興大会2006」（平成18年10月12－13日、於：函館市）を開催する。
 - (2) 産業観光をはじめ、都市型観光、インバウンド（外国人観光客の誘致）、ご当地検定の実施など観光人材の育成等、各地商工会議所が単独・連携して実施する観光振興への取り組みを促進する。また、このため、観光振興団体等との連携を強化する。
3. ものづくりの振興を図るため、次の事業を実施する。
 - (1) 各地商工会議所等が中心となり、地域資源を活かし、国内外の市場で通用するブランド力の育成・強化を図る「JAPANブランド育成支援事業」において、コンセプトメイキングや市場調査などブランド戦略策定の取り組みを推進するほか、製品開発・改良、展示会出展などのブランド確立のための取り組みを複数年度にわたり支援する。
 - (2) 各地商工会議所が小規模事業者と協力して、全国規模のマーケットを狙った新事業展開を図る「小規模事業者新事業全国展開支援事業」において、特産品開発、観光資源開発およびその販路開拓のための取り組みを支援する。
 - (3) 「ものづくり等地域産業活性化支援協議会（ものづくり支援協議会）」（当所を含めてJETRO等関係11機関で構成）において、各地商工会議所のものづくり振興のための取り組みを支援する。
4. 地域づくりに関する人材育成、情報の収集・提供を行うため、次の事業を実施する。
 - (1) 地域づくりを担う人材を育成し、共生のまちづくりを推進するため、各地商工会議所役職員と会員企業をはじめ地方自治体職員・民間事業者・NPOとの連携交流を図る「地域振興セミナー」を開催するとともに、各地商工会議所役職員を対象とした研修会等を開催する。
 - (2) 提言・要望活動等に資するため、各地商工会議所等を対象とした地域活性化（まちづくり・観光振興、ものづくり）に関する実態調査を行う。
 - (3) 各地におけるまちづくり、観光振興、ものづくりに関する先進的な取り組みを全国的な運動として促進するため、地域活性化委員会および観光委員会のほか、当所ホームページ等（「まちづくり情報ナビゲーター」、「ものづくり情報ナビゲーター」、「観光振興ナビゲーター」、メールマガジン「まちづくりニュース」、「石垣」・「会議所ニュース」）を活用して、積極的な情報収集・提供を行う。

IV. 諸外国とのFTA・EPAの推進と国際ビジネス活動支援

1. 「国際経済小委員会」を中心に、WTO（世界貿易機関）交渉や新たな自由貿易協定（FTA）・経済連携協定（EPA）に係わる調査研究・提言等への取り組みを強化することによって交渉・検討

の円滑な進展の支援を図り、各国・地域との貿易・投資の自由化・円滑化等を推進する。

2. 今後発効が見込まれる日本とマレーシア、タイ等とのEPAに基づく特定原産地証明書の発給体制を構築するとともに、新たな国・地域とのEPA交渉の進展を踏まえつつ、適正な特定原産地証明書発給業務に関する調査・研究を行う。
3. 会頭を団長とするハイレベル・ミッションをインドに派遣し、訪問国の政府・経済界との交流・親善を図る。また、新興市場の投資環境等について調査・研究するための実務型ミッションの派遣や諸外国からの経済ミッションの受け入れ等を通じ、経済交流の促進と友好親善関係の強化に努める。
4. 多国間・二国間経済委員会の活性化ならびに在外日本人商工会議所との連携強化を通じ、日本企業のビジネス環境の整備を図るとともに、相互経済交流を促進する。
特に、設立40周年を迎えるアジア商工会議所連合会（CACC I）の記念総会（於：台北）に多数の国内関係者の出席を得て、域内商工会議所間の関係強化を図る。
5. 各地商工会議所および関係諸機関との連携により、海外投資ならびに知的財産権の保護等に関するセミナー・個別相談事業の拡充を図り、中小企業の国際ビジネス活動を支援する。

V. 新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開

1. 「ビジネス認証サービス」において、現在発行している3種類の電子証明書のさらなる普及促進を図るとともに、新規サービスの開発に取り組む。
また、新たに運用開始となる行政機関の入札・申請システム、ならびに運用は開始されているものの、限られた数種類の電子証明書のみしか利用できない手続き等において、当所発行の電子証明書が利用できるようシステムの拡大に努める。
併せて、電子認証事業に関する啓発のため、各地で電子認証セミナーを開催するほか、必要に応じて電子証明書の利用に関する操作研修会の開催、講師の派遣を行う。
2. 大学等との産学連携により、地方出身学生を対象とする人材育成事業を強力に推進する。その一環として、全国の商工会議所のネットワークを活用し、東京等で学ぶ地方出身の学生が地元会員企業に就職したり家業を担う後継者を育成するなどのキャリアアップ支援を通じ、地方への円滑な人材還流・供給を図る。また、各地商工会議所によるインターンシップ等の就職支援事業をはじめ、産業界のニーズに対応した職業能力開発セミナーやIT（情報通信技術）を活用した基本的な社会人教育、地域の就職情報の拡充の方策等に対する積極的な協力をを行う。
3. パソコンソフト等によるビジネス文書の作成や業務データの処理・分析、さらにはネットワークの利活用による業務処理・管理や情報収集・発信等、企業実務においてITを利活用する実践的な知識・スキルの修得に資することを目的に創設した「日商PC検定試験」の普及を図る。

4. 企業、特に中小企業におけるパソコンソフト等による電子会計の実践とこれに対応する人材の育成に資することを目的に創設した「電子会計実務検定試験」について、上級レベルの試験を実施しその普及に努める。
5. インターネットを活用した「ネット試験」として施行しているその他の各種検定試験の普及・拡大を図るとともに、これによる新たな資格試験の研究・開発に継続して取り組む。

また、ネット試験会場が、資格試験のみならず、就業能力、実務能力の向上に資する各種のeラーニングや集合研修を提供することにより、地域における人材育成の拠点となるよう、各地商工会議所と連携しながら、大学、専門学校をはじめとする教育機関等における環境整備を支援する。
6. 若年者や中小企業従業員等を対象にeラーニングサービスを提供する「草の根eラーニング事業」をもとに、新たな学習コンテンツを開発・提供するとともに、学習拠点（学習センター）を全国に拡充する。さらに、指導にあたる講師（学習アドバイザー）を養成・認定するため、カリキュラムを策定し研修を実施する。
7. 小売業を取り巻く環境の激変等に伴い、販売士検定試験の科目体系を、より実践的かつ専門的な内容に順次改定する。3級については新科目体系に基づく試験の施行と、試験が円滑に運営されるための十分な啓発・PRに努めるとともに、2級についてはハンドブックの改訂、1級については運営面での改善を行う。
8. 人材育成に関する総合ウェブサイトに関係機関の協力を得て新たに立ち上げ、各種検定試験情報をはじめ、効果的な学習方法や取得資格の活用事例、求人・求職関連情報など、各種情報を体系的に提供する。
9. 検定ホームページ（<http://www.kentei.ne.jp>）やメールマガジンをはじめ既存の各種広報媒体を有効に活用し、検定受験者や教育機関、企業等に対する情報提供やPRを強力に推進する。
10. 各種検定試験の厳正公正な施行の周知徹底に引き続き努め、社会からの高い信頼と評価を維持、向上させる。特に、ネット試験の普及を踏まえ、全ての試験会場で厳正公正かつ円滑にネット試験が実施されるよう、運営体制を確立していく。

また、受験者や指導者、教育機関、企業等からの意見・要望を踏まえて各種検定試験の制度改善を図るなど、より受験しやすい環境を整備する。
11. 珠算（そろばん）の普及を図る日本珠算連盟、数学文化の向上を図る日本数学協会、販売士制度の普及を図る社団法人日本販売士協会の運営を支援する。
12. 健全な電子商取引市場に寄与するオンラインマーク制度のより一層の普及を図るため、事前審査制度から自己申告誓約制度への変更等、消費者の信頼を維持しつつより取得しやすいマーク制度の運用改善および同制度の周知・広報活動を積極的に行う。

13. 流通分野のIT化を促進するため、各地商工会議所と協力してJANメーカーコードの円滑な受付と一層の普及を図る。
14. イン트라ネットによる各地商工会議所事業・運営等の事例紹介等、情報提供の充実を図り、各地商工会議所に対して、よりの確かつ迅速な支援を行う。
15. 「全国商工会議所専務理事・事務局長会議」において、各地商工会議所が抱える組織・財政基盤強化等に関する情報・意見交換を行い、各地商工会議所の今後の運営の参考に資する。また、「運営小委員会」において、各地商工会議所の運営面・事業面・法制面の諸課題等を検討しその解決の方策を探る。
16. 中小企業等における従業員の退職金積立制度の維持、ひいては中小企業等における人材確保・経営基盤の確立という観点から、適格退職年金から特定退職金共済への非課税移換を実現すべく、適切な法整備がなされるよう、関係省庁に対し働きかける。
それとともに、各地商工会議所において適切な特定退職金共済の運営がなされるよう、制度実施体制・方法の改善を図る。
17. 各地商工会議所の財政基盤の強化に資するため、Chambersカード事業、休業補償プラン等の会員サービス事業について普及促進・改善に努めるとともに、新規事業の開発を検討する。
18. 各地における商工会議所等の合併に関して、引き続き、研究、情報提供等を行い、その自主的な取り組みを支援する。また、必要に応じ、商工会議所法ならびに関係法令の適用や実務面での課題等につき検討を行い、運用の改善等を関係方面に働きかける。
19. TOAS/Web版未導入の商工会議所への普及・周知のための説明会、ならびに商工会議所担当者に対する研修会を実施する。
20. 商工会議所会員加入促進のための各地商工会議所活動のPRに資する当所公認サイト「CHAMBER WEB (チェンバーウェブ)」を、最新情報や中小企業の経営課題解決への一助となる情報の提供媒体として広く利活用されるよう、さらなるコンテンツの拡充等を図る。
21. 日本商工会議所や各地商工会議所の役割や存在意義を広く周知するため、次の広報活動を展開する。
 - (1) 「広報特別委員会」において、各地商工会議所の広報活動の強化に資する情報の提供を行う。
 - (2) 「石垣」および「会議所ニュース」の内容の充実を図るとともに、購読者の一層の拡大を図る。
特に、「石垣」については、創刊25周年(平成17年度)を記念して出版した「実践!まちづくり」の販売促進を通じてPRに努める。
 - (3) 各地商工会議所における会報づくりを支援するため、「所報サービス」の提供を通じて様々な分野の連載記事等を編集・配信するほか、各地商工会議所職員を対象とした「会報編集担当者研修会」を開催し、商工会議所の広報活動の一層の支援強化を図る。

22. 以下の事業を通じて、各地商工会議所女性会等（以下、女性会）の活動を積極的に支援するとともに、全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）の事業および組織のより一層の拡充・強化を図る。
- (1) 「女性起業家大賞」を実施し、創業という観点から女性企業家を支援する。
 - (2) 仕事と子育ての両立支援等、少子化問題に関する取り組みを活発化する。
 - (3) 女性会およびその役員・会員で、女性会の運営に関して功労のあった者を「全商女性連表彰規則」に基づき表彰する。
 - (4) 「石垣」やホームページを通じて、全商女性連および女性会の活動等を情報発信する。
23. 以下の事業を通じて、各地商工会議所青年部（以下、青年部）の活動を積極的に支援するとともに、全国商工会議所青年部連合会（日本YEG）の事業および組織のより一層の拡充・強化を図る。
- (1) 青年部の活動ノウハウを共有化するため「YEG事業データベース」を充実整備するとともに、「YEG大賞」事業の実施により先進的活動の普及促進を図る。
 - (2) 青年部の組織運営支援のためのグループウェア「エンジェルタッチ」について、日本YEG加盟青年部に対する一層の普及と導入支援を行う。
 - (3) 青年部会員が参加できる「YEGビジネスサイト」を充実させるとともに、「YEGビジネスプランコンテスト」の実施により各メンバーの経営革新を支援する。
 - (4) 青年部会員向けにメールマガジンを発行する（約1万通）。
 - (5) 日本YEG役員経験者によるOB会「二重橋クラブ」の活動・交流支援を図る。
 - (6) 「石垣」やホームページを通じて、日本YEGおよび青年部の活動等を情報発信する。
24. 各地商工会議所における個人情報の管理体制の構築・強化を支援するため、引き続き、「商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度」への加入促進を図る。また、自然災害等に対応するため新たに創設し、平成18年3月から実施する「商工会議所向け災害補償共済制度」への加入促進を図る。
25. 「商工会議所福利研修センター（キャリアック）」を活用して、各地商工会議所の役職員を対象とした研修等の一層の充実を図る。平成18年度は、総務、経理、検定、政策・調査、貿易証明をはじめとする全国商工会議所の各担当者向け研修会をキャリアックにおいて実施する。
- また、日本商工会議所と各地商工会議所の職員交流研修を引き続き実施する。

以上

(2) 議員総会

①第 192 回議員総会

- 日 時 平成 17 年 4 月 21 日（木）10 時 00 分～11 時 00 分
- 場 所 名鉄ニューグランドホテル 7 階「扇の間」
- 出席者数 93 名
- 議 長 山口会頭
- 議事録署名人 川崎商工会議所・長澤会頭、姫路商工会議所・尾上会頭
- 議 事

(1) 農振法・農地法の一層厳格な適用に関する要望（案）について

農振法・農地法の一層厳格な適用に関する要望（案）について、植松専務理事から、①国は農地の確保について、食料の安全保障、地球環境問題への対応、まちづくり等の総合的な観点に立ち農林水産省をはじめとする関係省庁間の連携を強めること、②中心市街地に悪影響を及ぼすような農転等を伴う無秩序な郊外開発が行われないよう、新たな指針・ガイドラインを地方自治体に示し、農振法・農地法とその関係法令等の一層厳格な適用を徹底すべきことの 2 点を要望していく旨の説明がなされ、異議なく承認された。

(2) 「今後の中小企業の支援体制のあり方等に関する研究会」報告書について

篠原常務理事から、全国商工会連合会と合同で開催してきた「今後の中小企業の支援体制等のあり方に関する研究会」の報告書について、商工会サイド、商工会議所サイドから、かなり異なる意見があったが、双方が合意できる事項について取りまとめた旨説明がなされた。また、同報告書の要点として、①商工会議所・商工会においては、各団体における組織・事業等の改革を優先課題として取り組み、現段階で新たに両団体の合併に係る法整備には慎重であるべきこと、②両団体の培ってきたノウハウ・強み等を活かし補完することで、地域中小・小規模企業の立場を尊重した協力体制を築いていくこと、③各地域においても、両団体の共通認識や相互理解を深め、事業等の連携を促進していくこと等について説明がなされ、了承された。

(3) 中小企業新事業活動促進法および有限責任事業組合（LLP）制度の創設について

篠原常務理事から、4 月 13 日に施行された中小企業新事業活動促進法については、従来の中小企業支援三法から新たに加えられた中小企業の連携による新事業（新連携）等の変更点について、有限責任事業組合（LLP）制度の創設については、出資者全員の有限責任制、内部自治原則、共同事業性の確保と構成員課税等の特徴などが説明され、了承された。

(4) 地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成 17～18 年度）について

井上特別顧問から、地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成 17～18 年度）について、策定の経緯と概要について説明がなされた。また、本件に関する当所の要望の実現状況については、金融庁へ働きかけてきた地域密着型金融機関に対する一律の数値目標の設定はなされなかったが、各金融機関が自主的に計画を策定し、その中に数値目標を盛り込むよう努めることとなり、中小企業への円滑な資金供給に支障がきたさないように今後の運用、中小企業の金融の実態を注視しながら活動していく必要がある旨の説明がなされ、了承された。

(5) その他

本年 4 月より全国商工会議所青年部連合会の会長に就任された荒濱健太郎氏（米子商工会議所青年部）から挨拶があった。

②第 193 回議員総会

- 日 時 平成 17 年 9 月 14 日（水） 11 時 30 分～12 時 30 分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル 7 階）
- 出席者数 105 名
- 議 長 山口会頭
- 議事録署名人 水戸商工会議所・加藤会頭、福井商工会議所・江守会頭
- 議 事

(1) 第 102 回通常会員総会への提案事項について

第 102 回通常会員総会への提案事項である「平成 16 年度事業報告（案）」について植松専務理事から、「平成 16 年度収支決算（案）」について篠原常務理事から、それぞれ説明があり、異議なく承認され、翌日の会員総会に付議することとなった。なお、「収支決算（案）」については、収入総計（一般会計と広報特別会計の合計）は 51 億 2,035 万円（予算対比で 3 億 8,461 万円の減（▲7.0%））、支出総計は 50 億 4,637 万円（予算対比で 4 億 5,859 万円の減（▲8.3%））、収支は 7,397 万円となったこと等の説明がなされた。

(2) 平成 18 年度税制改正に関する要望（案）について

植松専務理事から、新たな事業承継税制の確立、中小企業関連税制の是正・拡充、経済活力強化のための法人課税の見直し等、各地商工会議所の意見・要望を踏まえてとりまとめた「平成 18 年度税制改正に関する要望（案）」について説明がなされ、異議なく承認された。

(3) 適格退職年金から特定退職金共済への移換に関する要望（案）について

篠原常務理事から、「適格退職年金から特定退職金共済への移換に関する要望（案）」について説明がなされ、異議なく承認された。本要望は、平成 14 年の確定給付企業年金法の施行に伴い、適格退職年金制度が平成 24 年 3 月までに廃止されるが、その際、民間主体で実施されている特定退職金共済制度は非課税移換対象となっていないことから、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の 3 団体が連名でとりまとめたもの。

(4) 平成 18 年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望（案）について

小池中小企業委員長（大阪・副会頭）から、現在の中小企業対策予算の規模はあまりにも小さく、大幅な拡充強化が必要であること等を訴えた「平成 18 年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望（案）」について説明がなされ、異議なく承認された。

(5) まちづくり特別委員会副委員長（案）について

篠原常務理事から、「まちづくり特別委員会」の副委員長について、守口門真商工会議所の高橋光壽会頭（光亜興産株式会社取締役社長）への委嘱について説明がなされ、異議なく承認された。

(6) 全国商工会議所青年部連合会ならびに全国商工会議所女性会連合会活動報告について

「全国商工会議所青年部連合会」の活動について商青連の荒濱会長から、また、「全国商工会議所女性会連合会」の活動について全商女性連の齋藤会長から、それぞれ報告がなされた。

(7) その他

篠原常務理事から、米国のハリケーン「カトリーナ」の災害について、日本商工会議所では義援金のとりまとめを行わないことから、各地商工会議所および会員企業が義援金を拠出する際は、日本赤十字社の募金活動（受付期間：平成 17 年 9 月 6 日～10 月 6 日）に直接応じていただきたい旨説明がなされた。

③第 194 回議員総会

- 日 時 平成 18 年 1 月 19 日（木）13 時 00 分～13 時 50 分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル 7 階）
- 出席者数 102 名
- 議 長 山口会頭
- 議事録署名人 浜松商工会議所・中山会頭、熊本商工会議所・中尾会頭
- 議 事

(1) 日商・東商経済ミッションについて

植松専務理事から、本年の日商・東商主催の海外経済ミッションについて、良好な経済関係の構築を図るとともに、高成長が続く先進的な知識集約型産業の状況と活用についての理解を深める等を目的として、インドを訪問したい旨説明がなされ、異議なく承認された。訪問時期は 9 月下旬～10 月初旬を予定するが、具体的な日程は、現地の主要行事等の状況により確定することとなった。

(2) 平成 18 年度政府予算案について

篠原常務理事から、通常国会で審議される「平成 18 年度政府予算案」について、予算のフレームや中小企業対策関連予算を中心に説明がなされ、了承された。

(3) まちづくり問題に関する動き等について

篠原常務理事から、まちづくり問題に関する動き等について説明がなされ、了承された。

その中で、まず、国土交通省社会資本整備審議会の「中心市街地再生小委員会報告（案）」および「市街地の再編に対応した建築物整備部会報告（案）」のパブリックコメントに対し、328 商工会議所から約 15,700 件（依頼ベース）の意見が提出された旨報告がなされ、謝辞が述べられた。

次に、中心市街地活性化法見直し（案）に関して、これまで商工会議所が提案してきた「まちづくり推進法（仮称）」の考えを取り入れた「中心市街地の活性化に関する法律」が制定されること、また、都市計画法・建築基準法見直し（案）に関して、準工業地域の取り扱いについて一部調整があったものの、都市計画法全体では、郊外に行くほど規制が厳しくなる体制へ移行し、①ゾーニング強化、②広域調整の仕組みの創設、③開発許可制度の見直し、④農地関連規制の強化、⑤都市計画提案制度の拡充など、商工会議所の要望事項が全て実現したこと等の説明がなされた。

また、各地商工会議所に対しては、行政や関係団体等との連携を図りながら、3 法見直しを先取りした取り組みに早期に着手していただくよう求めるとともに、2 月 15 日（水）開催予定の第 10 回地域活性化委員会（兼まちづくり 3 法見直しに関する説明会）において関係省庁より説明を受ける予定であることから、同委員会へ担当者を派遣いただくよう依頼がなされた。

④第 195 回議員総会

- 日 時 平成 18 年 3 月 16 日（木）11 時 30 分～12 時 30 分
- 場 所 帝国ホテル 2 階「孔雀西の間」
- 出席者数 109 名
- 議 長 山口会頭
- 議事録署名人 山形商工会議所・山澤会頭、鳥取商工会議所・八村会頭

○議 事

(1) 第 103 回通常会員総会への提案事項について

第 103 回通常会員総会への提案事項である①「平成 18 年度事業活動計画（案）」について植松専務理事から、引き続き、②「平成 18 年度収支予算（案）」および③「日本商工会議所定款の一部変更（案）」について篠原常務理事から、それぞれ説明がなされた後、いずれも承認され、原案通り会員総会に付議することとなった。

なお、「平成 18 年度事業活動計画（案）」は、(1)「政策提言活動とその実現」、(2)「中小企業の健全な成長・発展と、創業・経営革新への挑戦支援」、(3)「コンパクトでにぎわいのあるまちづくりの推進と地域産業の振興」、(4)「諸外国との F T A ・ E P A の推進と国際ビジネス活動支援」、(5)「新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開」の 5 項目を重点課題としている。

「平成 18 年度収支予算（案）」は、全体の予算規模は 64 億 8,776 万円となり、前年度予算対比で 9 億 4,781 万円増 (17.1%)、前年度決算見込対比で 8 億 6,770 万円増 (15.4%) となる。

また、「日本商工会議所定款の一部変更（案）」は、定款第 6 条について、日本商工会議所が特定原産地証明書の発給事業を行うことができるように、第 15 号に「特定原産地証明書の発給事務及びそれに附帯する事業を行うこと」を記載するとともに、これまで第 15 号に記載されていた「その他の事業」を第 16 号に繰り下げる。さらに、商工会議所法の条文の見出しが一部変更されたことに伴い、定款第 58 条と第 59 条の見出しに記載の「備付（そなえつけ）」という文字に送り仮名の「け」を付し「備付け」とする。

(2) 行政改革推進法案の概要について

篠原常務理事から、行政改革推進法案の概要について、(1) 政策金融改革、(2) 独立行政法人の見直し、(3) 特別会計改革、(4) 総人件費改革、(5) 資産・債務改革の 5 つの重点項目につき説明がなされ、了承された。

その中で、政策金融改革の残された論点である商工中金の完全民営化にあたっては、中小企業金融の重要性に鑑み、単なる普通銀行とするのではなく、中小企業向けの専門金融機関として、その財務基盤の維持をしかるべき措置で担保していただくべく、日本商工会議所では主要閣僚に対し陳情活動等を行っている旨の報告がなされた。

また、各関係機関の詳細設計については 3 月末に中間報告が出され、行政改革推進法案の成立後、速やかに詳細設計の成案が決定される予定となっており、政策金融改革の具体的な実現は正にこれからが正念場となることから、各地商工会議所においても、引き続き、中小企業金融機能の維持・強化に向けてご協力いただきたい旨の依頼がなされた。

(3) その他

全国商工会議所青年部連合会の荒濱会長から、呼称を従来の「商青連」から「日本 Y E G」へ、また表記を「日本商工会議所青年部」に変更した旨の報告がなされた。また、4 月より新会長として、帯広 Y E G の國枝氏が就任する旨の説明がなされた。

(3) 常議員会

回数・日時	場所・出席者数 (議事録署名人)	議 事
第 541 回 4. 21 10 時～11 時	名鉄ニューグランド ホテル 出席者数 44 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (川崎・長澤会頭 姫路・尾上会頭)	(1)農振法・農地法の一層厳格な適用に関する要望(案)について (2)「今後の中小企業の支援体制のあり方等に関する研究会」報告書について (3)中小企業新事業活動促進法および有限責任事業組合(LLP)制度の創設 について (4)地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17 ～18年度)について
第 542 回 6. 16 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 55 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (函館・高野会頭 長崎・松藤会頭)	(1)「憲法問題に関する懇談会報告書」(案)について (2)まちづくり特別委員会中間とりまとめについて (3)平成18年度中小企業関係施策に関する要望(案)について (4)政府系金融機関の見直しに対する要望(案)について (5)平成18年度観光振興施策に関する要望(案)について (6)電子会計実務検定試験の創設(案)について (7)「平成16年度保証事業等事業報告書(案)」及び「平成16年度信用基金 特別会計収支計算書(案)」について (8)商工会議所観光振興大会2005について ※昼食懇談会 演題:「日中関係をどうみる」 ゲストスピーカー:拓殖大学 学長 渡辺 利夫 氏
第 543 回 7. 21 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 58 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (盛岡・斉藤会頭 一宮・豊島会頭)	(1)委員会委員長代理の就任について (2)夏季政策懇談会の概要および政策アピールについて(追認) (3)医療制度改革に関する意見(案)について (4)まちづくり推進のための新たな枠組みの構築に関する要望について(追 認) (5)第102回日本商工会議所表彰(案)について (6)地球温暖化防止対策運動の推進について(申し合わせ)(案) (7)中小企業の会計に関する指針(案)について ※昼食懇談会 演題:「非上場企業と新たな会社法制について」 ゲストスピーカー:東京大学大学院法学政治学研究所 教授 江頭 憲治郎 氏
第 544 回 9. 14 11 時 30 分 ～12 時 30 分	国際会議場 出席者数 58 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (水戸・加藤会頭 福井・江守会頭)	(1)第102回通常会員総会への提案事項について (2)平成18年度税制改正に関する要望(案)について (3)適格退職年金から特定退職金共済への移換に関する要望(案)について (4)平成18年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望(案)につ いて (5)まちづくり特別委員会副委員長(案)について (6)全国商工会議所青年部連合会ならびに全国商工会議所女性会連合会活動 報告について
第 545 回 10. 20 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 59 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (小樽・鎌田会頭 宮崎・小林会頭)	(1)訪欧経済ミッションの概要報告について (2)商工会議所観光振興大会2005の概要報告等について (3)原油価格の高騰による中小企業対策について (4)政府系金融機関の見直しに関する動向について (5)まちづくり問題に関する動きについて (6)パキスタン北部地震によるパキスタン及びインドへの災害義援金につい て ※昼食懇談会 演題:「今後の原油価格の動向と経済への影響」 ゲストスピーカー:財団法人日本エネルギー経済研究所 常務理事 十市 勉 氏
第 546 回 11. 17 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 52 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (前橋・曾我会頭)	(1)「第3次小泉改造内閣に望む」について(追認) (2)平成18年度各種検定試験の施行日(案)および販売士検定試験の受験料 等の改定(案)について (3)日商PC検定試験の創設(案)について (4)まちづくり問題に関する動き等について

	鹿児島・大西会頭)	※昼食懇談会 演題：「今後の中東情勢について」 ゲストスピーカー：財団法人 中東調査会 上席研究員 大野 元裕 氏
第 547 回 12. 15 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 59 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (豊橋・佐藤会頭 下関・林会頭)	(1)「石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する意見」(案)につい て (2)「三位一体の改革に関する要望」(案)について (3)「日 A S E A N 包括的経済連携協定の早期締結を求める」について (追認) (4)「日智経済連携協定交渉入り合意について」について (追認) (5)平成 18 年度税制改正の方向性について (6)まちづくり問題に関する動き等について (7)政府系金融機関の見直しについて (8)法政大学との産学連携におけるキャリアアップ支援モデル事業について (9)各地商工会議所活動の P R に対する支援について ※昼食懇談会 演題：「2006 年のマーケット展望」 ゲストスピーカー：メリルリンチ日本証券株式会社 調査部 チーフ債券ストラテジスト 熊谷 亮丸 氏
第 548 回 18. 1. 19 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 58 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (浜松・中山会頭 熊本・中尾会頭)	(1)日商・東商経済ミッションについて (2)平成 18 年度政府予算案について (3)まちづくり問題に関する動き等について ※昼食懇談会 演題：「2006 年の経済見通しと経済政策」 ゲストスピーカー：学習院大学経済学部 教授 岩田 規久男 氏
第 549 回 2. 16 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 56 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (川崎・長澤会頭 大分・安藤会頭)	(1)第 103 回日本商工会議所表彰 (案) について (2)日馬経済連携協定等に基づく特定原産地証明書の発給について (案) (3)「厚生労働省と日本商工会議所との懇談会」概要報告について (4)まちづくり 3 法の見直しについて ※昼食懇談会 演題：「司法制度改革 —日本司法支援センターと裁判員制度を中心として—」 ゲストスピーカー：法務大臣 杉浦 正健 氏
第 550 回 3. 16 11 時 30 分 ～12 時 30 分	帝国ホテル光の間 出席者数 58 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (山形・山澤会頭 鳥取・八村会頭)	(1)第 103 回通常会員総会への提案事項について (2)行政改革推進法案の概要について

(4) 監事会

- 日 時 平成 17 年 9 月 13 日 (火) 10 時 45 分～11 時 50 分
- 場 所 日商会議室 A
- 出席者 5 名
- 内 容 平成 16 年度事業報告・同収支決算について、事務局から事業報告書 (案) および収支決算書 (案) に基づいて説明があった後、出席監事 3 名により監査が行われた。

(5) 委員会

期 日	委 員 会 名	出席者数	議 題 ・ 講 師 等
6. 15	第 6 回産業経済・第 1 回労働合同委員会	178 名	(1)「日本 21 世紀ビジョンについて」 内閣府 経済社会システム 企画官 池永 肇恵 氏 (2)「新 J I S マーク制度について」 経済産業省 産業技術環境局 認証課長 片山 啓 氏 (3)「今後の労働契約法制の在り方について」

			厚生労働省 労働基準局監督課 課長 芋谷 秀信 氏
6.15	第7回産業経済・第7回中小企業合同委員会	185名	(1)「信用補完制度の見直しについて」 中小企業庁 金融課長 橋高 公久 氏 (2)「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ(案)に対する意見について(追認)」 (3)「政府系金融機関の見直しに対する要望(案)について」
6.15	第3回観光委員会	185名	(1)「平成18年度観光振興施策に関する要望(案)について」 (2)「商工会議所観光振興大会2005について」 (3)「その他」
6.15	第3回税制委員会	185名	「人材投資促進税制について」 経済産業省 経済産業政策局 産業人材参事官補佐 松山 泰浩 氏
6.15	第6回中小企業委員会	185名	(1)平成18年度中小企業関係施策に関する要望(案)について (2)その他
6.15	第7回産業経済・第7回中小企業合同委員会	185名	(1)信用補完制度の見直しについて 中小企業庁 金融課長 橋高 公久 氏 (2)信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ(案)に対する意見について(追認) (3)政府系金融機関の見直しに対する要望(案)について (4)その他
6.16	第1回環境・エネルギー委員会	185名	(1)「廃棄物・リサイクルガバナンスガイドラインについて」 経済産業省 製造産業局化学物質管理課 総括補佐 辻本 圭助 氏 (2)「京都議定書目標達成計画について」 経済産業省 産業技術環境局 環境政策課長 伊藤 仁 氏 (3)「地球温暖化防止活動の推進について」
6.16	第5回運営委員会	185名	(1)電子会計実務検定試験の創設(案)について (2)その他
7.20	第4回地域活性化委員会	176名	(1)中心市街地への都市機能の集約とまちなか居住の推進について 国土交通省 住宅局市街地建築課長 井上 俊之 氏 (2)青森のまちづくりについて 青森商工会議所 常議員・タウンマネージャー 加藤 博 氏
7.20	第1回国民生活委員会	103名	(1)医療制度改革の方向性について 厚生労働省 保険局 保険課長 今別府 敏雄 氏 (2)医療制度改革に関する意見(案)について (3)社会保障問題小委員会委員について
7.20	第8回産業経済・第8回中小企業合同委員会	176名	(1)「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005について」 内閣府 企画官(経済財政運営統括) 間宮 淑夫 氏 (2)「新産業創造戦略2005について」 経済産業省 経済産業政策局 産業再生課長 横尾 英博 氏
7.20	第6回運営委員会	110名	(1)販売士検定試験の科目体系の見直し(案)について (2)草の根eラーニング・システム整備事業について (3)その他
7.21	第9回中小企業委員会	134名	(1)中小企業新事業活動促進法による支援について 中小企業庁 経営支援部 経営支援課 課長補佐 久保 隆治 氏 (2)その他

9. 13	第2回教育委員会	102名	(1)義務教育改革について 文部科学省 大臣官房審議官(初等中等教育担当) 山中 伸一 氏 (2)日本学生支援機構について 日本学生支援機構 政策企画部長 芝田 政之 氏 (3)その他
9. 13	第4回税制委員会	128名	「平成18年度税制改正に関する要望(案)について」
9. 13	第4回観光・第5回地域活性化 合同委員会	132名	(1)都市再生における中心市街地活性化への取り組みについて 都市再生本部 事務局長 澤井 英一 氏 (2)京都観光振興と京都検定について 京都商工会議所 専務理事 小堀 脩 氏 (3)レジャー白書2005の概要について 財団法人社会経済生産性本部 余暇創研 研究主幹 丁野 朗 氏
9. 13	第7回運営委員会	130名	(1)平成16年度事業報告(案)および平成16年度収支決算(案) について (2)適格退職年金から特定退職金共済への移換に関する要望 (案)について (3)その他
9. 14	第10回中小企業委員会	128名	(1)平成18年度中小企業・小規模事業対策予算概算要求につ いて 中小企業庁 長官官房参事官 川口 修 氏 (2)平成18年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関す る要望(案)について (3)電子債権について 経済産業省 経済産業政策局 産業資金課長 市川 雅一 氏 (4)その他
10. 19	第4回国際経済・第2回環境・エ ネルギー合同委員会	115名	(1)「地球温暖化対策としての公共交通利用の推進について」 国土交通省 総合政策局 交通計画課長 佐々木 良 氏 (2)「六者会合後の朝鮮半島情勢と日本の立場」 慶應義塾大学 法学部長 小此木 政夫 氏
10. 19	第6回地域活性化委員会	125名	(1)当面の商業対策等について 中小企業庁 経営支援部 商業課長 保坂 伸 氏 (2)国土交通省の中心市街地活性化対策等について 国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課長 大藤 朗 氏 (3)地域資源を活かしたまちづくり 佐原商工会議所 会頭 小森 孝一 氏
10. 20	第11回中小企業委員会	90名	(1)中小・地域金融機関による中小企業金融の円滑化に向けた 取り組みについて 金融庁 監督局 銀行第二課長 川上 尚貴 氏 (2)中小企業顕彰制度について 八尾商工会議所 専務理事 辻田 幸男 氏 理事・中小企業相談所長 大堀 裕央 氏 (3)その他
11. 16	第2回国民生活委員会	134名	(1)医療制度構造改革試案について 厚生労働省 保険局保険課長 今別府 敏雄 氏 (2)その他

11. 16	第 5 回観光・第 7 回地域活性化 合同委員会	130 名	(1)国土形成計画の策定について 国土交通省 大臣官房審議官 (国土計画局) 蔵元 進 氏 (2)地域提案型雇用創造促進事業 (パッケージ事業) の概要 厚生労働省 職業安定局 地域雇用対策室 室長補佐 榎野 一美 氏 (3)福島商工会議所の地域活性化事業について 福島商工会議所 事務局長 羽田 幸弘 氏
11. 16	第 8 回運営委員会	93 名	(1)「平成 18 年度各種検定試験の施行日 (案) および販売士 検定試験の受験料等の改定 (案) について」 (2)「日商 P C 検定試験の創設 (案) について」 (3)「草の根 e ラーニング事業について」 (4)「個人情報漏えい賠償責任保険制度について」
11. 17	第 9 回産業経済・第 12 回中小企 業・第 5 回税制合同委員会	90 名	(1)「企業等 O B 人材活用推進事業の取り組みについて」 企業等 O B 人材マッチング静岡協議会 会長 (浜松商工会議所 専務理事) 伊藤 寿章 氏 企業等 O B 人材マッチング静岡協議会 コーディネーター 櫻本 昂之 氏 (2)「小企業等経営改善資金融資制度 (マル経制度) の現状と 課題」 中小企業庁 小規模企業参事官 垣水 純一 氏 (3)「信用保証料率の弾力化について」 中小企業庁 企画官 梁嶋 利道 氏 (4)「事業承継協議会について」
12. 14	第 5 回国際経済委員会	118 名	(1)東アジア諸国との経済連携協定交渉の現状について 経済産業省 通商政策局 経済連携課長 上田 英志 氏 (2)「日 ASEAN 包括的経済連携協定の早期締結を求める」につ いて (追認) (3)「日智経済連携協定交渉入り合意について」 (追認) (4)その他
12. 14	第 6 回観光・第 8 回地域活性化 合同委員会	168 名	(1)まちづくり問題に関する動き等について (2)長野市中心市街地の再開発の実例とその問題点について 長野商工会議所 専務理事 塚田 國之 氏
12. 14	第 9 回運営委員会	152 名	(1)法政大学との産学連携によるキャリアアップ支援モデル 事業について (2)各地商工会議所活動の P R に対する支援について (3)国家公務員倫理規程の改正について 国家公務員倫理審査会事務局首席参事官 井上 利 氏 (4)平成 18 年度事業活動計画 (素案) について (5)商工会議所向け災害補償共済制度の創設等について (6)その他
12. 15	第 13 回中小企業・第 6 回税制合 同委員会	103 名	(1)「政府系金融機関の見直しについて」 内閣官房 行政改革推進事務局 特殊法人等改革推進室参事官 橋高 公久 氏 (2)「平成 18 年度税制改正の方向性について」 中小企業庁 事業環境部 財務課長 平井 裕秀 氏 (3)「三位一体の改革に関する要望 (案) について」
18. 1. 18	第 9 回地域活性化委員会	160 名	(1)改正中心市街地活性化法の概要と新たな TMO の仕組み づくりについて 中小企 [A1] 業庁 経営支援部 商業課長 保坂 伸 氏 (2)中小企業高度化支援事業と中心市街地活性化について 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 業務統括役 藤田 義文 氏 (3)まちづくり問題に関する動き等について (4)第六十二回神宮式年遷宮「お木曳行事」のご案内について 伊勢商工会議所 副会頭 堀崎 萱二 氏

1. 18	第2回情報化・第10回運営合同委員会	138名	(1)今後の中小企業のIT化支援策について 経済産業省商務情報政策局情報化人材室長 野口 正 氏 (2)各地商工会議所における特徴的な事業等について ○「苦情・クレーム博覧会」について 福井商工会議所 商工相談所次長 嶋田 浩昌 氏 ○「エコマーカ事業」について 泉大津商工会議所 専務理事 和田 泰一 氏 (3)その他 ○冊子小包郵便サービスについて
1. 19	第14回中小企業・第7回税制合同委員会	140名	(1)「平成18年度税制改正(国税)について」 財務省 主税局 総務課長 永長 正士 氏 (2)「平成18年度税制改正(地方税)について」 総務省 自治税務局 企画課長 株丹 達也 氏 (3)「平成18年度中小企業関連対策予算案および財政投融资計画の概要について」 中小企業庁 政策調整官(政策企画官) 南 亮 氏
2. 15	第6回国際経済・第11回運営合同委員会	194名	(1)ITを活用した人材育成事業等について 北大阪商工会議所 専務理事 岩城 宏司 氏 (2)今後の特定原産地証明書の発給制度について 経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部貿易管理課原産地証明室長 山越 伸子 氏 (3)日馬経済連携協定等に基づく特定原産地証明書の発給について(案) (4)その他
2. 16	第10回地域活性化委員会(まちづくり3法見直しに関する説明会)	287名	(1)まちづくり3法の見直しについて 国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課長 山崎 篤男 氏 (2)中心市街地活性化法改正(案)および支援・助成措置ならびに大店立地法関連について 中小企業庁 経営支援部 商業課長 保坂 伸 氏 (3)中心市街地活性化法の改正と中心市街地活性化支援策について 国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課 企画専門官 渡邊 浩司 氏 (4)中小企業高度化支援事業と中心市街地活性化について 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 業務統括役 藤田 義文 氏 (5)当所からの報告事項
2. 16	第7回観光・第15回中小企業合同委員会	112名	(1)小規模事業者新事業全国展開支援事業について 中小企業庁 経営支援部 小規模企業参事官室 課長補佐 佐藤 恭一 氏 (2)三位一体改革に関する各地商工会議所の対応について 長野商工会議所 専務理事 塚田 國之 氏 福岡商工会議所 専務理事 橋本 洸 氏 (3)アスベスト対策に係る低利融資の創設について 経済産業省産業技術環境局環境ユニット 環境指導室 課長補佐 岩松 潤 氏 (4)その他
3. 15	第10回産業政策・第7回国際経済・第3回国民生活合同委員会	120名	(1)知的財産権をめぐる最近の状況と商標法等の改正について 特許庁 総務課 制度改正審議室室長 田川 和幸 氏 (2)加速する「中国プラス1」 ～わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告より～ 国際協力銀行 企業金融部中堅・中小企業支援室長 宍戸 和郎 氏 (3)子育てゆうゆうふなばし推進委員会の取組みについて 子育てゆうゆうふなばし推進委員会 委員長 杉田 定大 氏

			(4) 船橋商工会議所および船橋市における子育て支援の取組みについて 船橋商工会議所 専務理事 平川 道雄 氏 (5) その他
3. 15	第 16 回中小企業委員会	125 名	(1) 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(案)について 中小企業庁経営支援部技術課長 後藤 芳一 氏 (2) 新たな災害対策・「中小企業BCP(事業継続計画)策定運用指針」について 中小企業庁経営安定対策室長 児嶋 秀平 氏 (3) 中越地震 震災からの商工業の復興(事例発表) 小千谷商工会議所 専務理事 梅澤 良孝 氏 (4) その他
3. 15	第 12 回運営委員会	88 名	(1) 平成 18 年度事業活動計画(案)および収支予算(案)について (2) 日本商工会議所定款の一部変更(案)について (3) 日本商工会議所検定事業関連表彰(案)について (4) 日商マスター認定制度の改正(案)について (5) その他

(6) 特別委員会

特別委員会名	期 日	出席者数	議 題 等
第 3 回まちづくり特別委員会	4. 6	28 名	(1) 講演「農地制度の概要等について」 農林水産省農村振興局 農村政策課長 飯高 悟 氏 (2) 農振法・農地法の一層厳格な適用に関する要望(案)について (3) 意見交換 (4) 中心市街地活性化のための税制措置等について (5) 今後のスケジュールについて (6) 事例発表 ○加藤委員(青森商工会議所常議員) ○河木 豊田商工会議所副会頭
第 3 回まちづくり特別委員会ワーキンググループ会合	4. 13	15 名	(1) 講演「中心市街地活性化策について～長野のまちづくりの経験を踏まえて～」 ㈱まちづくり長野 タリマネージャー 服部 年明 氏 (2) 中心市街地活性化のための税制措置について (3) 討議 (4) 今後のスケジュール等
第 4 回まちづくり特別委員会	4. 27	24 名	(1) 講演「中心市街地・中小商業活性化における課題」 中小企業庁 商業課長 横山 典弘 氏 (2) 中心市街地活性化対策について (3) まちづくり特別委員会中間取りまとめの方針・構成について (4) 今後のスケジュールについて
第 5 回まちづくり特別委員会	5. 20	28 名	(1) 講演「共生によるまちづくり」 全国商店街振興組合連合会 理事長 桑島 俊彦 氏 (2) 「まちづくり特別委員会中間取りまとめ(案)」について (3) 今後のスケジュールについて
第 2 回事業承継対策特別委員会	5. 30	29 名	(1) 講演「事業承継関連法制等研究会報告について」 中小企業庁 事業環境部 財務課長 平井 裕秀 氏 (2) 質疑応答・意見交換 (3) 中心市街地活性化のための税制措置について
第 6 回まちづくり特別委員会	6. 13	18 名	(1) 「まちづくり特別委員会中間取りまとめ(案)」について (2) 各委員からの地域のまちづくりに関する状況報告 (3) 今後のスケジュールについて

第2回信用基金管理特別委員会	6.15	16名	(1)平成16年度保証事業等事業報告書(案)及び同信用基金特別会計収支計算書(案)について (2)その他
第8回表彰特別委員会	7.20	15名	(1)第102回日本商工会議所表彰(案)について — 特別功労者表彰、役員・議員表彰、職員表彰 — 商工会議所表彰(マル経資金関係) (2)その他
第3回事業承継対策特別委員会	7.28	33名	(1)講演「中堅・中小企業の後継者問題とM&A」 (株)日本M&Aセンター 情報開発部 副部長 笹川 敏幸 氏 (2)質疑応答・意見交換
第4回事業承継対策特別委員会	9.2	30名	(1)講演「中小企業の事業承継対策と信託」 中央三井信託銀行株式会社 事業金融部 業務第一グループ 主席調査役 大山 雅巳 氏 (2)質疑応答 (3)「平成18年度事業承継円滑化のための税制改正に関する要望項目(案)」について
第7回まちづくり特別委員会	10.6	20名	1.視察:京阪電鉄「古川橋駅」周辺(門真市) 2.会議 (1)まちづくり問題に関する動き等経過報告について (2)「産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会商業部会合同会議」中間取りまとめ(案)に関するパブリックコメントへの意見について (3)TMO(タウン・マネジメント機関)のあり方と商工会議所の関わりについて
第8回まちづくり特別委員会	12.7	28名	(1)まちづくり3法見直しに関する政府・与党等の動きと日商の対応について ①自民党・公明党・与党協議会 ②経産省「産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会商業部会合同会議」 ③国交省 社会資本整備審議会「都市計画・歴史的風土分科会」、「建築分科会 市街地の再編に対応した建築物整備部会」 (※パブリックコメントへの対応) (2)各地の動き ①福島県商業まちづくりの推進に関する条例 ②北海道、富山県、兵庫県、福岡県、熊本県などの動き (3)今後のスケジュールについて
第9回表彰特別委員会	18.2.15	15名	(1)第103回日本商工会議所表彰(案)について — 特別功労者表彰、役員・議員表彰、職員表彰 — 商工会議所表彰(組織強化関係)、(財政基盤強化関係) (2)その他
第9回まちづくり特別委員会	3.9	28名	(1)まちづくり3法見直しに関する経過報告 (2)講演「中心市街地活性化法改正案並びに支援措置等について」 中小企業庁経営支援部商業課 課長 保坂 伸 氏 (3)講演「これからの『まちづくり』について」 国土交通省 大臣官房参事官 岡田俊郎 氏 (4)まちづくり3法見直しに関する今後の対応[アクションプラン]について
第10回表彰特別委員会	3.14	13名	(1)商工会議所検定事業関連表彰(案)について (2)その他
第3回信用基金管理特別委員会	3.15	18名	(1)平成18年度保証事業等事業計画(案)について (2)平成18年度信用基金特別会計収支予算(案)及び資金計画(案)について (3)その他

(7) 小委員会等

特別委員会名	期 日	出席者数	議 題 等
第 1 回行財政改革小委員会	4. 28	8 名	(1) 講演 「郵政民営化法案について」 内閣官房郵政民営化準備室 内閣参事官 小風 茂 氏 (2) 意見交換 (3) その他
第 4 回税制小委員会	5. 9	29 名	(1) 講演「財政再建と今後の税負担のありかた」 (株)ニッセイ基礎研究所 研究員 篠原 哲 氏 (2) 中心市街地活性化のための税制措置について (3) その他
第 2 回労働小委員会	5. 12	10 名	(1) 講演「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会 中間とりまとめ」について 厚生労働省 労働基準局監督課 調査官 秋山 伸一 氏 (2) 意見交換 (3) その他
第 2 回金融問題・第 3 回中小企業政策合同小委員会	5. 20	17 名	(1) 「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ(案)」について 中小企業庁 事業環境部 金融課長 橘高 公久 氏 (2) 「中小企業の会計に関する指針」について (3) その他 ・「政府系金融機関の見直し」の論点について
第 2 回社会保障問題小委員会	5. 20	6 名	(1) 講演 「医療制度改革の方向性」について 厚生労働省 保険局 保険課長 今別府 敏雄 氏 (2) 協議 医療保険制度改革に関する意見(論点) (3) その他(今後のスケジュール等)
第 2 回金融問題・第 3 回中小企業政策合同小委員会	5. 20	10 名	(1) 「信用補完制度の見直し状況について」 中小企業庁事業環境部金融課長 橘高 公久 氏 (2) 「中小企業会計統一指針について」 (3) その他
第 8 回観光小委員会	6. 3	17 名	(1) 「国際競争力のある観光立国の推進」について 国土交通省総合政策局観光企画課 専門官 西村 健吾 氏 (2) 平成 1 8 年度観光振興施策に関する要望(案)について (3) 商工会議所観光振興大会について (4) 産業観光推進会議について (5) その他
第 1 回環境小委員会	6. 13	12 名	(1) 「京都議定書目標達成計画について」 (2) 「廃棄物・リサイクルガバナンスガイドラインについて」 (3) 「温暖化対策への取り組みについて」 (4) その他
第 3 回社会保障問題小委員会	6. 14	7 名	(1) 協議 医療制度改革に関する意見(素案) (2) その他
第 2 回運営小委員会	6. 16	18 名	(1) 会費口数と選挙権個数について (2) 今後の中小企業の支援体制のあり方等に関する研究会報告書等について (3) その他
第 2 回教育問題小委員会	7. 1	12 名	(1) 講演「今、若者に何が起きているか」 放送大学 教授 宮本 みち子 氏 (2) 意見交換 (3) その他
第 5 回税制・第 2 回行財政改革合同小委員会	7. 12	25 名	(1) 講演「我が国財政の将来と今後の課題」 財務省 主計局主計企画官(財政分析) 宮崎 成人 氏 (2) 意見交換 (3) その他

独占禁止法改正問題懇談会第9回会合	7.26	22名	(1)説明 「独占禁止法改正に伴う公正取引委員会規則原案について」 公正取引委員会 審査局管理企画課企画室長 徳力 徹也 氏 (2)議題 ①公正取引委員会 パブリックコメント募集に対する意見案について ②内閣府 独占禁止法基本問題懇談会における議論への対応 ③その他
第9回観光小委員会	8.26	18名	(1)「商工会議所観光振興大会2005」の準備状況について (2)「商工会議所観光振興大会2005」大会アピール(案)について (3)各地商工会議所における観光振興事業の現状と今後の方向性(案)について (4)「商工会議所観光振興大会2006」の開催地等の選定について (5)産業観光推進会議について (6)その他
第6回税制小委員会	9.8	26名	(1)講演「平成18年度税制改正の見通しについて」 経済産業省 経済産業政策局 企業行動課長 鈴木 英夫 氏 (2)平成18年度税制改正に関する要望(案)について (3)その他
第3回労働小委員会	10.13	10名	(1)講演「男女雇用機会均等政策について」 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長 石井 淳子 氏 (2)最低賃金制度について (3)今後の労働契約法制の在り方について (4)労働関係分野における当面の課題 (5)その他
第3回教育問題小委員会	10.18	8名	(1)説明「義務教育改革について」 文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課長 前川 喜平 氏 (2)意見交換 (3)その他
第3回運営小委員会	10.20	19名	(1)会費口数と選挙権個数について (2)「適格退職年金から特定退職金共済への移換に関する要望」について (3)商工会議所のPRについて (4)その他
第4回労働小委員会	11.10	10名	(1)講演「使用者側から見た今後の労働契約法制について」 ・・・平17.9.15研究会報告を読んで」 第一協同法律事務所 弁護士 伊藤 昌毅 氏 (2)最低賃金制度について (3)男女雇用機会均等法について (4)その他
第4回社会保障問題小委員会	11.11	5名	(1)講演「医療制度構造改革試案」について 厚生労働省 保険局 保険課長 今別府 敏雄 氏 (2)意見交換 (3)その他
第5回労働小委員会	11.29	9名	(1)講演「労働政策審議会雇用均等分科会における取りまとめに向けた検討のためのたたき台について」 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長 石井 淳子 氏 (2)最低賃金制度について (3)労働契約法制について (4)労働時間等設定改善指針について (5)その他

第2回経済法規小委員会	12. 2	18名	(1)①講演「消費者団体訴訟制度について」 内閣府 国民生活局 消費者団体訴訟制度検討室長 鈴木 敏之 氏 ②意見交換 (2)①「会社法関連省令について」 法務省 大臣官房 参事官 相澤 哲 氏 ②意見交換 (3)その他
第3回行財政改革小委員会	12. 16	7名	(1)説明「特別会計の見直しについて」 財務省主計局法規課 主計企画官兼公会計室長 井上 誠一 氏 (2)意見交換 (3)その他
第10回観光小委員会	12. 19	14名	(1)「商工会議所観光振興大会 2005」の開催報告について (2)「商工会議所観光振興大会 2006」の準備状況について (3)「商工会議所観光振興大会 2007」の開催地募集について (4)富山商工会議所の観光振興事業の取り組みについて 富山商工会議所 常議員 吉田 栄一 氏 (5)産業観光推進会議中間報告について (6)観光小委員会としての今後の検討事項について (7)その他
第4回教育問題小委員会	18. 1. 17	9名	(1)講演「職場体験学習の意義」について ふじみ野市立大井東中学校教諭 堀川 博基 氏 (2)説明「キャリア教育の推進」について 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導調査官 宮下 和己 氏 (3)その他
第4回運営小委員会	1. 19	19名	(1)適格退職年金から特定退職金共済への非課税移換について (2)商工会議所のPRについて ○関東商工会議所連合会「商工会議所の広報・PR活動」に関するプロジェクト・チームの検討状況について 足利商工会議所 専務理事 中島 衆雄 氏 ○東京商工会議所のブランドアップ推進運動について 東京商工会議所 理事・広報部長 宇津井 輝史 氏 (3)その他
第7回税制小委員会	1. 30	27名	(1)講演「税制改正をめぐる今後の課題と展望」 経済産業省 経済産業政策局 企業行動課長 鈴木 英夫 氏 (2)意見交換 (3)その他
第3回金融問題・第4回中小企業政策合同小委員会	2. 9	24名	(1)「事業再生の円滑化のための対応策(案)」について 経済産業省 経済産業政策局 産業再生課長補佐 萩原 崇弘 氏 (2)意見交換 (3)その他
第6回労働小委員会	2. 17	10名	(1)講演「『今後の労働時間制度に関する研究会』報告書ならびに労働政策審議会労働条件分科会の審議状況について」 厚生労働省 労働基準局 監督課長 大西 康之 氏 (2)男女雇用機会均等法改正の方向性について (3)最低賃金制度の見直しに関する議論の経過について (4)その他

第8回税制・第5回中小企業政策合同小委員会	2.23	34名	(1)講演「金利と財政をめぐる議論」 (株)三菱総合研究所 政策・経済研究センター 主任研究員 後藤 康雄 氏 (2)講演「リース会計基準の改正の動向について」 社団法人リース事業協会 副会長・専務理事 平野 達郎 氏 東京リース株式会社 経理部長 鼻輪 光雄 氏 (3)その他
第5回社会保障問題小委員会	2.28	9名	(1)講演「今後の企業年金制度の課題について」 厚生労働省 年金局 企業年金国民年金基金課長 神田裕二 氏 (2)今後の社会保障制度改革における検討課題等について (3)その他
第11回観光小委員会	3.6	14名	(1)「商工会議所観光振興大会2007」の開催地選定について (2)「商工会議所観光振興大会2006」の準備状況について (3)平成18年度の観光小委員会の検討事項等について (4)その他
第9回税制・第4回行財政改革合同小委員会	3.23	25名	(1)講演「財政健全化に向けた課題」 (株)日本総合研究所 調査部長 湯元 健治 氏 (2)意見交換 (3)その他

(8) 政策委員会

期 日	委 員 会 名	出席者数	議 題 ・ 講 師 等
4.4	第2回政策委員会	33名	講演「構造改革と経済財政の中期展望」について 内閣府大臣官房審議官(経済社会システム担当) 堀田 繁 氏
5.19	第3回政策委員会	26名	講演「社会保障制度の今後」について 中央大学研究開発機構 教授 貝塚 啓明 氏
7.7	第4回政策委員会	26名	講演「人口減少と日本の経済・社会の行方」 法政大学 社会学部・大学院政策科学研究科 教授 小峰 隆夫 氏
10.21	第5回政策委員会	26名	講演「真の地方分権のための「三位一体改革」の実現」 全国知事会会長 麻生 渡 氏(福岡県知事)
11.28	第6回政策委員会	24名	講演「郵政民営化の議論をめぐって」 内閣官房郵政民営化推進室 室長 渡辺 好明 氏
1.17	第7回政策委員会	22名	講演「行政改革の重要方針」について 行政改革推進事務局 事務局長 松田 隆利 氏 説明「浜松市における行財政改革への取り組み」について 浜松商工会議所 会頭 中山 正邦 氏
3.9	第8回政策委員会	20名	講演 わが国のあるべき少子化対策～欧米の事例を踏まえて～ 慶應義塾大学 教授 樋口 美雄 氏

(9) 日本商工会議所会頭・副会頭会議

回数	期日	出席者数	議題
357	4. 21	15名	農振法・農地法の一層厳格な適用に関する要望(案)について、ほか
358	6. 16	12名	「憲法問題に関する懇談会報告書」(案)について、ほか
359	7. 21	12名	夏季政策懇談会の概要および政策アピールについて(追認)、ほか
360	9. 14	16名	平成16年度事業報告(案)および平成16年度収支決算(案)について、ほか
361	10. 20	14名	政府系金融機関の見直しに関する動向について、ほか
362	11. 17	14名	「第3次小泉改造内閣に望む」について(追認)、ほか
363	12. 15	14名	「石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する意見」(案)について、ほか
364	18. 1. 18	14名	平成18年度政府予算案について、ほか
365	2. 16	13名	日馬経済連携協定等に基づく特定原産地証明書の発給について(案)、ほか
366	3. 15	11名	平成18年度事業活動計画(案)ならびに収支予算(案)について、ほか

(10) その他の会議

① 公明党幹部と日本商工会議所幹部との懇談会

- 期日 4月5日 ○場所 キャピトル東急ホテル ○出席者 31名
 ○懇談事項 「中小企業対策・税制」「まちづくり」「少子化対策・社会保障制度改革」「外国人労働者問題」「教育問題」等

② 公明党幹部と日本商工会議所幹部との懇談会

- 期日 7月21日 ○場所 ホテルニューオータニ ○出席者 26名
 ○懇談事項 「財政再建」「少子化対策」、「まちづくり三法の見直し問題」「中小企業対策」等

③ 民主党幹部と日本商工会議所幹部との懇談会

- 期日 7月26日 ○場所 キャピトル東急ホテル ○出席者 17名
 ○懇談事項 「財政再建」「少子化対策」、「まちづくり三法の見直し問題」「中小企業対策」等

④ 商工会議所観光振興大会 2005

- 期日 10月14日、15日 ○場所 岡山県倉敷市
 ○内容 観光振興大会「観光振興で地域力を発揮しよう！」
 15日 大会・懇親会 倉敷市民会館・倉敷チボリ公園アンデルセン交流館 <参加者>1500名
 16日 分科会
 第1分科会「産業観光の振興促進」
 JFE スチール(株)西日本製鉄所/三菱自動車工業(株)水島製作所 <参加者> 130名
 第2分科会「まちづくりと観光振興」
 倉敷市民会館・倉敷屏風祭会場/倉敷アイビースクエア <参加者> 200名
 第3分科会「地域文化と観光振興」
 倉敷市民会館・倉敷屏風祭会場・大原美術館/倉敷アイビースクエア
 <参加者> 120名

⑤ 公明党幹部と日本商工会議所幹部との懇談会

- 期日 10月31日 ○場所 衆議院第一議員会館 第二会議室 ○出席者 24名
 ○懇談事項 「平成18年度税制改正要望」「政府系金融機関の見直し問題」「まちづくり問題」等

⑥二階経済産業大臣と中小企業関係4団体との懇談会

○期 日 11月21日 ○場 所 キャピトル東急ホテル ○出席者 39名
○懇談事項 「金融政策改革」「18年度税制改正」「まちづくり三法の見直し問題」等

⑦厚生労働省幹部と日本商工会議所幹部との懇談会

○期 日 18年2月16日 ○場 所 赤坂プリンスホテル ○出席者 23名
○懇談事項 「少子化対策」「社会保障制度」「労働契約法制」「労働時間制度」「最低賃金制度」「適格退職年金制度から特定退職金共済制度への非課税移換」等

⑧日本労働組合総連合会(連合)との懇談会

○期 日 18年3月16日 ○場 所 帝国ホテル ○出席者 27名
○懇談事項 「春季労使交渉について」「格差問題について」

⑨まちづくり3法見直しに関するブロック別説明会

<北陸信越>

○期 日 3月2日 ○場 所 ホテルハイマート(上越市) ○参加者 128名
○内 容 「中心市街地活性化法改正(案)および支援・助成措置についての説明(中小企業庁商業課)」など

<北海道>

○期 日 3月8日 ○場 所 北海道経済センター ○参加者 134名
○内 容 同上

<東北六県>

○期 日 3月17日 ○場 所 仙台商工会議所 ○参加者 111名
○内 容 同上

<関東>

○期 日 3月20日 ○場 所 東京商工会議所 ○参加者 249名
○内 容 同上

<中国>

○期 日 3月22日 ○場 所 メルパルク広島 ○参加者 122名
○内 容 同上

<四国>

○期 日 3月23日 ○場 所 高松商工会議所 ○参加者 137名
○内 容 同上

<東海>

○期 日 3月27日 ○場 所 名古屋商工会議所 ○参加者 215名
○内 容 同上

<九州>

○期 日 3月27日 ○場 所 福岡商工会議所 ○参加者 201名
○内 容 同上

<近畿>

○期 日 3月29日 ○場 所 大阪商工会議所 ○参加者 284名
○内 容 同上

⑩各部別会議

総務部

開催期日	会議名
18.1.5	経済3団体共催2005年新年祝賀パーティー（於：ニューオータニ）

国際部

開催期日	会議名
6.23～24	14大都市商工会議所貿易証明担当者会議（名古屋）
8.4～5	14大都市商工会議所国際担当部長会議（名古屋）
18.1.18	第1回FTA特恵原産地証明に関する研究会（名古屋）
1.31	平成17年度第1回商工会議所貿易関係証明運営委員会・第2回FTA特恵原産地証明に関する研究会（東京）
2.16～17	14大都市商工会議所国際担当部長会議（横浜）

産業政策部

開催期日	会議名
4.28	産業懇談会
5.30	産業懇談会
6.29	産業懇談会
7.29	産業懇談会
8.31	産業懇談会
9.30	産業懇談会
10.28	産業懇談会
11.29	産業懇談会
12.28	産業懇談会
18.1.30	産業懇談会
2.28	産業懇談会
3.30	産業懇談会

企画調査部

開催期日	会議名
4.8	第7回憲法問題に関する懇談会
5.26	第8回憲法問題に関する懇談会

流通・地域振興部

開催期日	会議名
9.8～9.9	まちづくり条例実践セミナー
18.2.2～2.3	まちづくり条例実践セミナー

中小企業振興部

開催期日	会議名
11.30	S B I R推進セミナー（東京）
18.2.22	S B I R推進セミナー（神戸）

事業部

開催期日	会議名
4.18	第4回ネット社会就業能力開発部会
5.20	平成17年度印刷・運送管理体制連絡会議
5.23	第1回検定担当職員懇談会
6.6	第5回ネット社会就業能力開発部会
7.6	第1回IT活用能力検定試験制度研究会
7.7	(財)全国商業高等学校協会との連絡会
8.4	第2回IT活用能力検定試験制度研究会
10.5	第3回IT活用能力検定試験制度研究会
10.11	第2回検定担当職員懇談会
11.8	第4回IT活用能力検定試験制度研究会

情報化推進部

開催期日	会議名
5.17	ビジネス認証サービス管理運営委員会・IT研究会
6.3	ビジネス認証サービス管理運営委員会・IT研究会
10.28	オンラインマーク事業研究会
12.9	オンラインマーク事業研究会
18.3.24	ビジネス認証サービス管理運営委員会・IT研究会

新規プロジェクト担当

開催期日	会議名
5.14～15	第1回商工会議所年金教育センター登録講師ブラッシュアップ研修会・第7回商工会議所年金教育センター登録講師養成研修会
5.27	商工会議所年金教育センター第7回理事会
11.11	企業年金シンポジウム
12.7	商工会議所年金フォーラム2005
18.2.9～3.16	退職給付コンサルタント養成講座（毎週木曜日、合計6回開催）

各種検定関係会議等

検定名	会議名	開催期日
珠算	珠算能力検定試験作問委員会 1級満点合格審査会	4/13, 4/27, 5/9, 5/23, 6/8, 6/11, 6/22, 7/13, 8/3, 8/17, 9/14, 9/29, 10/5, 10/26, 11/16, 12/7, 12/14, 12/21, 2/1, 2/8 7/20, 11/16, 3/8
簿記	簿記検定部会 第110回簿記検定試験1級審査会 第111回簿記検定試験1級審査会 簿記検定参与および委員打合会 制度見直しワーキング	5/27, 8/19, 8/26, 9/2, 9/9, 9/22, 9/30, 2/24, 3/3, 3/10, 3/17, 3/22, 3/24 7/12 12/19 12/19 4/15
販売士	第4回販売士検定参与会議 中央検定試験委員会(1級合否判定会議) 試験問題検討ワーキンググループリーダー会議	7/7 3/10 5/6, 5/14, 5/30, 7/21, 7/28, 8/9, 8/23, 10/18, 10/27, 11/25, 12/19, 12/22, 12/27, 1/5
日本語文書処理技能	日本語文書処理技能検定試験検定部会 日本語文書処理技能検定試験検定部会ワーキング 日本語文書処理技能検定試験検定部会1級審査会	4/25, 6/14, 7/11, 7/20 5/10, 5/16, 6/1, 6/27, 6/29, 7/26, 8/1, 8/2, 8/10, 8/16 11/9
コンピュータビジネス	ビジネスコンピューティング検定部会 ビジネスコンピューティング1級審査会	6/10, 7/8, 10/14, 11/18, 1/20 3/29
日商マスター	日商マスター認定・研修部会 マスタークラブ代表者会議	6/14, 7/12, 11/1, 12/6, 1/10, 1/31, 2/21 2/4
日商ビジネス英語	日商ビジネス英語問題検討	7/19, 11/24
実践能力 EC	EC実践能力検定部会	7/13, 9/12
電子実務会計	部会 ワーキング	8/5, 8/30, 10/12, 12/7, 3/27 7/8, 8/22, 10/6, 10/22, 11/9, 11/30, 12/14, 12/26, 1/6, 2/22, 3/22, 3/30

(注) 電子メール活用能力検定試験研究ワーキングは開催せず。

8. 事業

(1) 各種事業活動

1. 国際会議等

(1) 太平洋経済委員会（PBE C）

1) 日本委員会平成 17 年度年次総会

6 月 7 日（28 名）

a. 講演「中国の政治リスクが経済に与える影響」

慶應義塾大学 総合政策学部長 小島 朋之 氏

b. 第 38 回香港国際総会について

c. 太平洋経済委員会日本委員会の活動について

d. 日本委員会平成 16 年度収支決算（案）ならびに平成 17 年度収支予算（案）について

e. 役員・委員等の異動について

f. 直接企業メンバー制について

2) 第 38 回香港国際総会

6 月 11 日～14 日

基調テーマ「環太平洋地域：世界経済を先導する」

（550 名）

a. WTO 設立 10 周年記念特別講演 “WTO 設立 10 周年”

WTO 全体セッション WTO と世界経済：利益の最大化と持続的成長

b. 同時並行会議Ⅰ 国際金融の健全性－環太平洋地域からの視点

c. 同時並行会議Ⅱ 戦争、テロ、災害、病気－環太平洋地域からの視点

d. 同時並行会議Ⅲ エネルギーと環境－環太平洋地域からの視点

e. 同時並行会議Ⅳ 労働とアウトソーシング－環太平洋地域からの視点

f. 全体セッション 企業の社会的責任の管理

g. 全体セッション グローバル経済への挑戦

h. 全体セッション 中国－消費者そして投資家として

i. 全体セッション アジア経済－自燃する成長エンジン

日本側：29 名

参加国：22 カ国・地域（オーストラリア、カナダ、チリ、中国、香港、台湾、コロンビア、インドネシア、日本、韓国、マカオ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、ロシア、シンガポール、スリランカ、タイ、イギリス、アメリカ、ベトナム）

3) JICA 太平洋民間協力研修「商工会議所訪問プログラム」

7 月 11 日

参加国：7 カ国（チリ、中国、インドネシア、パプアニューギニア、ペルー、タイ、ベトナム）から 15 名

4) 第 38 回 PBE C 香港国際総会報告会

7 月 12 日（17 名）

5) P B E C釜山中間会議

11月19日 (24名)

- a. P B E Cの現状のレビュー
- b. P B E Cを前進させるための討議
- c. 結論と役員会への提案事項
- d. その他

日本側：5名

参加国：6カ国・地域（香港、日本、中国、マレーシア、韓国、メキシコ）

開催地：釜山（韓国）

6) 日本委員会拡大幹事会

5月13日 (14名)

- a. P B E C第38回香港国際総会について
- b. P B E C第7回環境表彰について
- c. P B E Cメンバーシップ制度変更と日本委員会の対応方針について

11月2日 (17名)

- a. 釜山MTMにおける日本の対応等について
- b. D C M制におけるP B E Cの現状について
- c. 釜山MTM (11月19日) について

2月15日 (20名)

- a. P B E C日本委員会の改組について
- b. 釜山中間会議 (MTM) の結果概要について
- c. P B E Cの今後の方向性について

(2) アジア商工会議所連合会 (C A C C I)

1) 企画委員会

4月19日

- 議題
- a. 第70回C A C C I理事会について
 - b. 2005年度C A C C I活動について
 - c. 商工会議所マネジメント研修
 - d. ユーロチェンバーとの連携
 - e. 政策提言
 - f. 会員増強
 - g. 第2回地方商工会議所表彰
 - h. その他

出席者：約13名（日本からは鈴木国際部課長）

参加国・地域：4カ国（日本、韓国、インド、グルジア）

開催地：トビリシ（グルジア）

2) 第70回理事会

10月27日～28日

- 議題
- a. 財政報告について
 - b. 会員加入について
 - c. 次期C A C C I役員について
 - d. 政策提言
 - e. 表彰
 - f. C A C C I展示会委員会の創設

g. 次回会議

h. その他

出席者：約 150 名

日本からの出席（溝口特別顧問をはじめ 3 名）

参加国・地域：正会員 15 商工会議所と非加盟国の 4 商工会議所

日本・韓国・インド・香港（九龍）・グルジア・バングラデシュ・スリランカ（セイロン）・台湾（中華民国工商協進会・中華民国国際経済合作協会）・シンガポール・フィリピン・モンゴル・ネパール・ウズベキスタン・インドネシア・（オブザーバー：アルメニア・アゼルバイジャン・フランス（パリ）・トルコ（イスタンブール））

開催地：トビリシ（グルジア）

3) 商工会議所マネジメント研修

1 月 10 日～28 日 目的：アジア地域の開発途上国から商工会議所等経済団体の中堅幹部を日本に招聘し、経済団体運営についての研修を実施

J I C Aからの委託事業

プログラム：＜講義等＞

- a. J I C Aブリーフィング
- b. カントリーレポート発表
- c. 日本の中小企業施策について
- d. 商工会議所の運営・役割について
- e. アクション・プラン発表

場所：J I C A東京国際研修センター、日商・東商

<視察>

視察先：東商大田支部および同管内工場、中小企業大学校東京校、各地商工会議所（広島、東広島）等

参加国：8 カ国 10 名（中国、インドネシア、モンゴル、フィリピン、スリランカ、バングラデシュ、カンボジア、ベトナム）

(3) A S E A N ・日本経済協議会日本委員会（A J E C）

1) 日 A S E A N 各国政府による承認

A S E A N 側より、民間経済活動は政府の支持がなければ有効に機能しないとの指摘があり、当協議会は日 A S E A N 各国政府（日 A S E A N 経済大臣会合、A S E A N + M E T I 高級経済事務レベル会合（S E O M））の承認を得た。

2) 合同役員会

7 月 28 日（8 名） 議題 a. 日 A S E A N 各国政府による承認
b. 今後の進め方
c. その他

日本側：5 名（溝口会長代理ほか）

A S E A N 側：3 名

開催地：バンコク（タイ）

3) 日ASEAN経済連携ワークショップ

2月10日・11日 （第一日目）産業界セッション
(87名) （第二日目）政府間セッション

日本側：31名

ASEAN側：56名

開催地：ジャカルタ（インドネシア）

4) 日ASEAN包括的経済連携協定の早期締結を求める提言の取りまとめ

12月2日 日商、日本経団連、経済同友会、日本貿易会の経済四団体連名による提言を小泉総理や二階経済産業大臣をはじめ関係各方面に提出した。

5) 経済連携協定（EPA）に関する懇談会

6月16日（70名） 議題 a. 日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定交渉の現状について
b. AJCEP交渉をフォローする産業界の体制について
c. ASEAN・日本経済協議会の本年度の活動について

開催地：東京

11月18日（35名） 講話「日ASEAN包括的経済連携協定交渉の現状と今後の課題について」

経済産業省 通商政策局アジア大洋州課長 西山圭太氏

12月22日（47名） 議題「東アジアサミット等の概要ならびに今後の課題」

開催地：東京

6) ASEAN関連会合への参加・協力

9月29日 ASEAN+3経済大臣と東アジア・ビジネス・カウンシル（EABC）メンバーとの懇談会

出席者：溝口会長代理ほか

開催地：ビエンチャン（ラオス）

12月12日 第6回東アジア・ビジネス・カウンシル（EABC）会合

出席者：溝口会長代理ほか

開催地：クアラルンプール（マレーシア）

7) 「我が国経済協力の成功経験を踏まえた『ジャパン・ODAモデル』の推進」に関する説明会

7月25日（54名） 講話 経済産業省 貿易経済協力局長 中嶋誠氏

開催地：東京

(4) 日印経済委員会

1) 第33回日印経済合同委員会会議

1月23日（75名） 議題 (1) 両国経済の現状と展望
(2) 日印の投資の現状と展望
(3) 日印相互協力の有望分野及び変貌するインド
①インフラ
②IT&ITサービス
③食品加工

④変貌するインドー女性層の経済成長への貢献

日本側：35名

インド側：40名

開催地：ニューデリー（インド）

※1月21日の成田空港降雪の影響で22日成田空港発の日本航空が欠航したため、日本側参加予定者21名が欠席となった。

1月24日

インド要人表敬

- ・カマル・ナート商工大臣
- ・プリドヴラージ・チャーヴァン首相府国務大臣
- ・ダヤニデイ・マラン通信・IT大臣
- ・ファルキー財務省局長

1月25日～27日

西ベンガル州訪問（コルカタ）

- ・ブッタデーブ・バッタチャルジー州首相表敬
- ・ニルパム・セン産業大臣表敬
- ・三菱化学ハルデア工場視察
- ・地元経済界との懇談会及び日本総領事主催夕食会

2) 日印経済委員会平成17年度総会兼第33回日印経済合同委員会会議事前打合せ会

1月17日(50名)

来賓挨拶 経済産業省 通商政策局局長 北村俊昭氏

講話 a. 「最近の日印関係」

外務省 アジア大洋州局南西アジア課 課長 清水信介氏

b. 「最近のインド経済情勢及び日印経済関係」

経済産業省 通商政策局アジア大洋州課 課長補佐 飯泉英敏氏

議題 a. 第33回日印経済合同委員会会議について

b. 委員の異動

c. 日印経済委員会規約について

d. 平成16年度活動報告(案)及び収支決算(案)

平成17年度活動報告(案)及び収支決算見込み(案)

平成18年度活動計画(案)及び収支予算(案)について

3) 小泉首相訪印関連行事

4月28日～29日(22名)

小泉首相の訪印に合わせ、日印経済委員会から新田常設委員長はじめ主要企業幹部が訪印し、下記の通りニューデリーにて関係行事を実施。

4月28日

榎駐印日本大使・宮地デリー日本商工会会長他との朝食懇談会

チダン・バラム財務大臣表敬

カマル・ナート商工大臣表敬

アショク・ガングリー投資委員会委員表敬

モンテックシン・アルワリア国家計画委員会副委員長表敬

4月29日

ビジネスリーダーズ・ダイアローグ

インド経済界による小泉首相歓迎昼食会参加

- インド外務省主催パーリヤメンタリーフォーラム参加
マンモハン・シン首相主催小泉首相歓迎晩餐会参加
- 4月25日(22名) 小泉首相訪印ビジネスリーダーズ・ダイアログ担当者打合せ会
5月27日(40名) 小泉首相訪印関連行事の結果報告会
- 4) 第4回日印官民投資対話
4月13日(日本側参加:20名 インド側参加者:36名)
日本側代表:日下経済産業省審議官
インド側代表:アショク・ジャー 商工省次官
プログラム:①オープニング・セッション
②日本からの対インド投資促進
③クロージング・セッション
④インド側主催ビジネスランチ
開催地:東京
- 5) 「インディア・ケム 2006」
11月22日(20名) レディー・インド石油化学省次官が、インディア・ケム 2006 のプロモーションの為に来日し、インドの化学産業とインディア・ケム 2006 について説明。
3月23日(20名) 2006年11月8日~10日にムンバイで開催される「インディア・ケム 2006」への日本からの参加企業の円滑な出展手続きのために準備委員会(委員長:新田勇常設委員長)の第1回設立総会を開催し本イベントの支援を開始。
- 6) 懇談会・セミナー
4月13日(254名) デスティネーション・インディアセミナー
講師:カマル・ナート商工大臣他
6月9日(94名) 榎泰邦・駐インド日本大使講演会
10月21日(60名) タミルナード州印日商工会議所ミッション投資セミナー
11月14日(92名) ケララ州投資セミナー
講師:ラムナートケララ州産業インフラ開発公社 G.M. 他
12月1日(85名) ハリアナ州投資セミナー
講師:ブピンダ・シン・フダ・ハリアナ州政府首相他
3月24日(28名) 2006/2007年度インド連邦予算説明会
講師:タクール駐日インド大使館公使
3月24日(18名) 印日議員フォーラム一行(スレッシュ・プラブ会長他)との懇談会
- 7) その他
a. セミナー・イベント後援
7月28日 インドビジネスセミナー
(主催:KPMG、海外投融資情報財団)
10月1日~2日 ナマステ・インディア 2005(代々木公園)
(主催:NPO日印国交樹立50周年記念事業を盛り上げる会他)
- b. 実施調査
12月13日~1月10日 インドの貿易・投資環境上の問題点についての調査

c. 表敬訪問関係

- 4月15日 自民党総合政策研究所での新田常設委員長のブリーフィング
- 5月25日 インド産業連盟派遣インド若手議員団との懇談
- 6月8日 小滝チェンナイ・インド総領事の新田常設委員長表敬
- 7月27日 プラフル・パテル世界銀行副総裁（南アジア担当）との意見交換会
- 10月6日 チャクラボルティ・インド中央労働組合西ベンガル州委員長の新田常設委員長表敬
- 10月21日 タミルナード州印日商工会議所ミッションの日印常設委員会幹部表敬
- 11月9日 インド産業連盟派遣インド国会議員団との懇談会
- 12月1日 フッダ・ハリアナ州首相一行と常設委員会幹部との懇談

d. 日印共同研究会（J S G）への委員派遣

日印経済関係の強化のため設置されたJ S Gの産業界代表委員として当委員会より新田常設委員長および岡部トヨタ自動車専務取締役を推薦。

8) 日印常設委員会 アドバイザリーグループ会合

6月30日、8月2日、9月21日、11月10日、12月16日、3月1日

(5) 日本・スリランカ経済委員会

1) 要人表敬

9月6日 ウヤンゴダ・スリランカ大使の室伏委員長への表敬（着任挨拶）

(6) 日本・パキスタン経済委員会

1) 懇談会

8月9日（15名） パキスタン・ショーカット・アジーズ首相歓迎昼食懇談会

1月19日（22名） フセイン・パキスタン上院外交委員長一行との懇談会

講話 a. 「パキスタンと周辺諸国を巡る最近の状況」

フセイン・パキスタン上院外交委員長

2) パキスタン北部地震義援金募金

10月8日にパキスタン北部で発生した地震災害に対する義援金を日本・パキスタン経済委員会、日本商工会議所、日本経済団体連合会、経済同友会、日本貿易会、日印経済委員会、日印協会の7団体連名で募金。募金総額386,678,287円の目録を12月22日に社会長より日本赤十字社近衛社長に手交。同日、ニアズ駐日パキスタン大使に報告。

3) その他

5月17日 掛林経済産業省通商交渉官と社会長との懇談

5月20日 田中駐パキスタン日本大使と社会長との懇談

6月16日 社会長とニアズ駐日パキスタン大使との懇談

8月11日 社会長 愛知万博・パキスタンナショナルデー式典参加

9月12日 ランジャ・パキスタン輸出促進庁イスラマバード事務所長の山田事務総長表敬

12月27日

山本P J B F 副会長と山田事務総長との懇談

(7) 日本・バングラデシュ経済委員会

1) 第14回日本・バングラデシュ商業・経済協力合同委員会会議

7月14日(81名) 全体会議(1)

対バングラデシュ投資及び日本バングラデシュ貿易の現状と展望

全体会議(2)

a. バングラデシュ労働力の活用

b. ODAを活用したインフラ整備

参加者内訳

日本側: 27名

バングラデシュ側: 54名

開催地: 東京

7月14日(17名) カレダ・ジア・バングラデシュ人民共和国首相と日本企業CEOとの懇談会

2) 日本・バングラデシュ経済委員会平成17年度総会兼第14回日本・バングラデシュ商業・経済協力合同委員会会議事前打合せ会

7月11日(22名) 講話 a. 「バングラデシュの政治・社会情勢と日バ関係全般」

外務省 アジア大洋州局南西アジア課 首席事務官 斉田幸雄氏

b. 「バングラデシュの経済情勢と日バ経済関係」

経済産業省 通商政策局アジア大洋州課 課長補佐 飯泉英敏氏

議題 a. 第14回日本・バングラデシュ商業・経済協力合同委員会会議について

b. 委員の異動

c. 平成16年度収支決算(案)並びに平成17年度収支予算(案)について

3) バングラデシュ・ビジネスセミナー

7月14日(188名)

a. 特別ゲスト講演 カレダ・ジア・バングラデシュ人民共和国首相

b. バングラデシュ政府と(財)国際研修協力機構(JITCO)との研修・実習制度に関する討議議事録調印式及びスピーチ

c. バングラデシュにおける投資機会及び日バ貿易について

d. 日本バングラデシュ商工会議所からの発表

4) 懇談会・セミナー

12月7日(68名) バングラデシュ輸出加工区セミナー

講師 a. バングラデシュ首相府官房長 Md. ディダルル・アーサン氏

b. バングラデシュ輸出加工区技術担当理事 アブ・レザ・カーン氏他

5) 要人表敬

6月10日

ラーマン・バングラデシュ投資庁長官の野島委員長表敬

6) バングラデシュ訪問(訪問者)

9月8日~10日面会者(野島委員長)

- a. ジア・バングラデシュ首相
- b. カーン・バングラデシュ外務大臣
- c. ラーマン・バングラデシュ投資庁長官（兼エネルギー 副大臣）
- d. フダ・バングラデシュ交通大臣
- e. 堀口・駐バングラデシュ日本大使
- f. ハシナ・バングラデシュ前首相
- g. ホセイン・バングラデシュ商工会議所連合会会長

会合への出席：第2回ジャパン・トレード・フェア開会式

1月28日～2月1日（山田事務総長）

- 内容：a. バングラデシュ商工会議所連合会との懇談
- b. ダッカ日本人商工会との懇談
 - c. 堀口・駐バングラデシュ日本大使との懇談
 - d. アダムジー経済特区（EPZ）視察

7) マスメディア対応（対応者）

- 6月13日 バングラデシュ「デイリースター」（野島委員長）
- 6月29日 バングラデシュ記者団（野島委員長）

8) その他

- 5月9日 マトゥール・日本バングラデシュ商工会議所会頭の野島委員長表敬
- 7月13日 東京商工会議所とダッカ商工会議所との協力協定調印式
- 7月14日 マトゥール・日本バングラデシュ商工会議所会頭の山田事務総長表敬
- 8月5日 ウディン・バングラデシュ大使館商務参事官の山田事務総長への新任挨拶
- 11月9日 野島委員長のイスラム・バングラデシュ大使への訪バ報告
- 11月25日 野島委員長の佐々江・外務省アジア大洋州局長への訪バ報告
- 3月2日 タリク・ラーマン・バングラデシュBNP党幹事長代理歓迎夕食会

(8) 日比経済委員会

1) 平成17年度総会

- 9月8日（37名） 講話「比の最新政治情勢および日比関係について」

駐日フィリピン大使 ドミンゴL. シアゾン Jr. 氏

- 議題 a. 平成16年度収支決算書(案)ならびに平成17年度収支予算書(案)について
- b. 第26回日比経済合同委員会について

2) 第26回日比経済合同委員会に係る結団式

- 2月17日（28名） 議題 a. 最近の比情勢等についてのブリーフィング

外務省 アジア大洋州局 南東アジア第二課長 滝崎成樹氏
 経済産業省 通商政策局 経済連携課 課長補佐 阿部一郎氏

- b. 第26回日比経済合同委員会について
- c. ダバオ官民合同経済視察団について

3) 第26回日比経済合同委員会

- 2月24日(115名) 議題 a. 観光産業における成長機会
b. 鉱山業における投資機会
c. 新たなビジネスチャンスについて
d. 人の移動について
リタイアメント・プロジェクト
バイオ・ディーゼル燃料ー信頼できる石油代替燃料
フィリピンのバイオ・エタノール燃料
e. 日系企業のビジネス環境整備について
f. フィリピンにおけるその他の投資機会

日本側: 51名

フィリピン側: 64名

開催地: マニラ

4) 表敬・懇談

- 4月8日(6名) フィリピン貿易産業省(DTI) サントス長官の日比経済委員会代表世話人表敬訪問
6月6日(7名) ラザロ・ラグナ州知事、サンチェス・バタンガス州知事との懇談
9月15日(6名) ガルシア・セブ州知事との懇談(外務省招聘)
9月20日 辻日比経済委員会代表世話人の愛知万博フィリピン・ナショナル・デー式典への参加
11月9日(14名) ARMMイスラム自治州青年との懇談(外務省招聘)

5) 視察団派遣

- 2月26日~28日 ダバオ官民合同経済視察団
(22名)

6) 調査協力

- 10月15日~3月20日
経済産業省フィリピン・IT人材活用のための取引マッチングシステム
ムージビリティ調査への委員派遣

7) 義援金協力

- 3月8日~31日 フィリピン・レイテ島の地滑り災害に対する義援金募金
(委員企業に呼びかけ)

(9) 大メコン圏ビジネス研究会

1) 平成17年度総会ならびに第1回勉強会

- 7月22日(25名) 平成17年度総会
議題 a. 平成16年度事業報告(案) および収支決算書(案) について
b. 平成17年度事業計画(案) および収支予算書(案) について
第1回勉強会
議題 a. 講演「最近のタイ経済情勢およびビジネス環境について」

日・タイビジネスネットワーク 代表 元田 時 男 氏

b. 講演「ミャンマーの最近の政治・経済情勢について」

大阪産業大学 経済学部 教授 桐 生 稔 氏

2) 第2回勉強会

11月28日(18名) 議題 a. 講演「東西回廊と大メコン圏におけるラオス経済の現状と将来」

鈴鹿国際大学 国際学部 教授 鈴 木 基 義 氏

b. 講演「最新のミャンマー情勢について」

大阪産業大学 経済学部 教授 桐 生 稔 氏

3) 第3回勉強会

3月22日(33名) 議題 a. 講演「ベトナム改正外資法(共通投資法と統一企業法)および最新の政治・経済の動きについて」

ベトナム経済研究所 所長 窪 田 光 純 氏

b. 講演「最新のカンボジアの投資環境について」

国際協力銀行 企業金融部 参事役 鏑 木 伸 二 氏

4) 商談会の開催

7月19日(63名) ベトナム企業との商談会

5) 会長の交代

2月1日 高原友生会長に代わって室伏稔氏が新会長に就任した(高原前会長は当研究会の顧問に委嘱された)

(10) 日本マレーシア経済協議会

1) 平成17年度総会兼日マ経済協議会第26回合同会議日本代表団結団式

9月7日(32名) 講話 a. マレーシア情勢と日マ関係 -政治・外交面を中心に-

外務省 アジア大洋州局 南東アジア第二課長 滝 崎 茂 樹 氏

b. マレーシア情勢と日マ関係 -経済面を中心に-

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課長 西 山 圭 太 氏

議題 a. 日マ経済協議会第26回合同会議について

b. 平成16年度収支決算(案)、平成17年度収支予算(案)について

c. 委員の異動について

開催地: 東京

2) 日マ経済協議会第26回合同会議

9月13日(70名) 議題 a. 日マ間の貿易・投資の変化

b. 日マ経済連携協定-民間分野における可能性

「日マEPA交渉の現状および今後の対応」

「FTA時代のアセアン自動車産業とマレーシア」

c. 環境とビジネス

「循環社会の構築に向けて - 産業界の役割と責任 -」

「マレーシアにおけるLFG回収及び発電事業」

「アジアにおけるグリーン調達」

d. マレーシアへの投資促進

「マレーシアにおけるハラル・フードのハブ機能の可能性」

日本側：45名

マレーシア側：25名

開催地：東京

3) 幹事会

6月30日（16名）

4) 日・マレーシア経済連携タスクフォース

5月31日（51名） 第4回タスクフォース会合

5) 懇談会等

7月5日（14名） ムサ・アマン・サバ州首席大臣一行との懇談会

12月13日（6名） アズマン・ハシム・マ日経済協議会会長との懇談会

6) イベント後援

4月22日 マレーシアにおけるビジネス機会セミナー（マレーシア工業開発庁主催）

7) その他

日マ両国政府主導によるマレーシア日本国際工科大学に関する会議への参加

(11) 日本・エジプト経済委員会

1) 第6回日本・エジプト経済合同委員会会議

4月22日（94名） 議題 a. 「エジプトにおける貿易・投資の機会、イラクを含む第三国との三角協力」

b. 「日本・エジプト間の貿易・投資の拡大についての提案と要望」

日本側：43名

エジプト側：51名

開催地：東京

2) 第6回日本・エジプト経済合同委員会会議打合せ会

4月18日（23名） 講話 a. 「エジプトの経済情勢と日・エ経済関係」

経済産業省 通商政策局 通商交渉官 掛林 誠 氏

b. 「エジプトの政治・社会情勢及び日・エ関係全般」

外務省 中東アフリカ局 中東第一課 課長 岡 浩 氏

議題 a. 第6回日本・エジプト経済合同委員会会議について

b. 委員の異動

3) セミナー

4月22日（204名） エジプト・ビジネスセミナー

（日本・エジプト経済委員会、エジプト・日本経済委員会、駐日エジプト大使館と共催）

特別ゲスト講演

・ファイザ・アブル・ナガ国際協力大臣

・モハメド・アブエル・エニエン上院議員他

4) 懇談会

7月21日(27名) ラシッド・エジプト対外貿易産業大臣歓迎昼食懇談会

5) その他

11月24日(20名) エジプト家具ミッションによる大塚家具ショールーム視察アレンジ

11月24日(8名) 梅田日本・エジプト経済委員会とサウジ・エジプト日本経済委員会委員長との懇談

11月25日(4名) アラー・エズ・エジプト・日本経済委員会事務総長との打合せ

(12) 日豪経済委員会

1) 第17回日豪／豪日経済委員会運営委員会

9月11日(20名) 議題 a. 第43回日豪経済合同委員会会議の日程・議題
b. 第44回日豪経済合同委員会会議
c. 次回運営委員会
d. 日豪EPA／FTAに関する政府間共同研究会
e. 2006年日豪交流年
f. マラッカ海峡における航路と安全確保の問題
g. 中国の将来と世界経済に与える影響
h. 技術的問題—FTAの経験

日本側：9名

豪州側：11名

開催地：名古屋

2) 拡大幹事会

7月29日(23名) 議題 a. 講話「最近の日豪経済関係等について」

外務省 アジア大洋州局大洋州課首席事務官 田中一成氏

経済産業省 通商政策局アジア大洋州課企画官 末広峰政氏

b. 第43回日豪経済合同委員会会議について

3) 平成17年度総会兼第43回日豪経済合同委員会会議日本代表団結団式

9月1日(56名) 議題 a. 講話

外務省 アジア大洋州局審議官 高田稔久氏

経済産業省 通商政策局通商交渉官 掛林誠氏

b. 第43回日豪経済合同委員会会議について

c. 日豪経済委員会委員の異動及び活動報告

d. 平成16年度日豪経済委員会収支決算(案)並びに平成17年度日豪経済委員会収支予算(案)

4) 第43回日豪経済合同委員会会議

9月11日～13日 議題 a. 基調講演「世界経済の安定的発展と日豪の役割」

(209名)

b. 第1回全体会議「日豪両国経済情勢の見通し」

c. 愛知万博説明会および見学

d. 第2回全体会議「アグリビジネス：貿易及びその他の問題」

- e. 第3回全体会議「資源・エネルギー：新たな動向」
- f. 第4回全体会議「環境：ビジネスの挑戦」（パネルディスカッション）
- g. 第5回全体会議「日本と豪州：交流の深化」

日本側参加者：126名

豪州側参加者：83名

開催地：名古屋

5) 表敬・懇談

- 4月20日（22名） ジョン・ハワード豪州首相主催昼食懇談会
- 4月20日 小泉首相と今井会長・室伏副会長の懇談
- 12月22日 麻生外務大臣と今井会長・室伏副会長の懇談

6) 日豪交流年

- 10月14日 第2回日豪交流年実行委員会への協力
- 2月28日 第3回日豪交流年実行委員会への協力

7) 日豪政府間共同研究

- 3月30日 第3回日豪共同研究会への参加（三井物産、西友、日本自動車工業会）

(13) 日本ニュージーランド経済委員会

1) 幹事会

- 4月25日（14名） 議題 a. 講話「最近のニュージーランド情勢について」
外務省 アジア大洋州局大洋州課長 三澤康氏
- 12月9日（13名） 議題 a. 講話「最近のニュージーランド政治経済情勢」
外務省 アジア大洋州局大洋州課課長補佐 大西善治氏
- b. 前回の経済人会議の反省と今後の進め方

2) 平成17年度総会兼第32回日本ニュージーランド経済人会議日本代表団結団式

- 7月1日（35名） 議題 a. 来賓ブリーフィング
外務省 アジア大洋州局大洋州課長 三澤康氏
経済産業省 通商政策局アジア大洋州課企画官 鈴木裕道氏
- b. 第32回日本ニュージーランド経済人会議について
- c. 日本ニュージーランド経済委員会委員の異動について
- d. 日本ニュージーランド経済委員会役員を選任について
- e. 日本ニュージーランド経済委員会平成16年度収支決算（案）ならびに平成17年度収支予算（案）について

3) 第32回日本ニュージーランド経済人会議

- 7月6日・7日 議題 a. 基調講演「地球環境の現状と日NZ産業界の役割」
(92名)
- b. 愛・地球博の説明およびツアー
- c. 貿易と投資
- d. 農林水産品
- e. 環境とビジネス

f. 運輸・観光

日本側参加者：59名

NZ側参加者：33名

開催地：名古屋

4) 表敬・懇談

- 6月1日(57名) ヘレン・クラーク・ニュージーランド首相歓迎昼食会(NZ大使館と共催)
- 1月16日(6名) ディビッド・テイラー・ニュージーランド外務貿易省北東アジア局長の大國委員長表敬
- 11月24日 ニュージーランド投資ワークショップ(ニュージーランド大蔵省事務次官ジョン・ホワイトヘッド氏との懇談)への協力(NZ大使館主催)
- 2月27日 ジョン・マッキノン・ニュージーランド外務貿易省次席事務次官の下島事務総長他表敬

(14) 日西経済委員会

表敬

- 6月28日 エステル・カルボ マドリッド商工会議所貿易担当顧問の山田事務総長表敬
- 9月14日 ミゲル・アンヘル・ペスケラ カンタブリア州政府産業・労働・技術開発省大臣ミッションとの懇談(山田事務総長応接)

(15) 日亜経済委員会

1) 平成17年度総会(紙上)

- 8月10日
- a. 平成16年度活動報告(案)
 - b. 平成17年度活動計画(案)
 - c. 平成16年度日亜経済委員会収支決算(案)
 - d. 平成17年度日亜経済委員会収支予算(案)
 - e. 日亜経済委員会異動一覧
 - f. 日亜経済委員会委員名簿

2) 表敬・懇談

- 5月19日(4名) 永井愼也駐亜大使の佐々木会長表敬
- 6月15日(4名) ダニエル・アダン・ポルスキ駐日アルゼンチン共和国大使の佐々木会長表敬
- 10月20日(4名) 永井愼也駐亜大使の佐々木会長表敬
- 3月23日(8名) アルフォンソ・プラットガイ前アルゼンチン共和国中央銀行総裁の佐々木会長表敬

3) その他(後援)

- 7月13日 アルゼンチン観光促進セミナーへの後援
主 催：アルゼンチン共和国大統領府観光局、アルゼンチン共和国大使館
- 11月30日～12月10日 アルゼンチン経済交流共同派遣団への後援
主 催：社団法人大阪輸出入協会、社団法人大阪国際ビジネス振興協会、大来

財団日本評議委員会

(16) 日智経済委員会

1) 平成 17 年度総会兼第 23 回日智経済委員会日本代表団結団式

5 月 23 日 (36 名)

a. 講話

外務省 中南米局長 坂 場 三 男 氏

経済産業省 通商政策局中南米室長 吉 岡 健一郎 氏

b. 第 23 回日智経済委員会

c. 平成 17 年度日智経済委員会日本国内委員会総会

d. 日智 E P A / F T A 共同研究会 (産学官) の進捗報告

2) 第 23 回日智経済委員会

5 月 26 日～27 日 (176 名)

議題 a. 第 1 回全体会議「両国経済及びビジネス環境の現状と展望」

b. 第 2 回全体会議「農林水産品ビジネスの現状と今後の可能性」

c. 第 3 回全体会議「資源ビジネスの現状と今後の可能性」

d. 第 4 回全体会議「日智自由貿易協定 (FTA) の進捗状況と今後の展望」

e. 第 5 回全体会議 (パネルディスカッション) 「両国を取り巻く経済環境の変化と新たな挑戦 ～地域統合の進展ならびに成長する中国経済の影響～」

f. チリビジネスミーティング (チリ企業との商談会)

主 催 : チリ大使館

後 援 : 日本貿易振興機構、東京商工会議所、日智経済委員会日本国内委員会

日本側 : 81 名

チリ側 : 95 名

開催地 : 東京

3) 日智 F T A 検討会

4 月 21 日～22 日

日本・チリ E P A / F T A 第 2 回共同研究会への参加 (團野座長)

開催地 : チリ (サンチャゴ)

7 月 21 日～22 日

日本・チリ E P A / F T A 第 3 回共同研究会への参加 (團野座長)

開催地 : アメリカ (ロサンゼルス)

11 月 1 日 (23 名)

日智 F T A 検討会第 10 回会合

議題 a. 日本・チリ E P A / F T A 共同研究会報告

b. F T A 検討会の今後の活動について

4) 意見書

11 月 30 日

日智経済連携協定交渉入り合意について

(※小泉首相および関係 4 省庁へ提出)

5) 表敬・懇談

10 月 11 日 (3 名)

小川元駐チリ大使の佐々木委員長表敬

- 11月14日(27名) アジア太平洋商工会議所(サンチャゴ)代表団の下島事務総長表敬
3月11日 佐々木委員長のミシェル・バチエレ大統領就任式参加
- 6) メディア対応(対応者)
- 2月24日 エル・メルクリオ紙(山田国際部長)

(17) A P E Cビジネス諮問委員会(A B A C)

1) 2005年第2回会議

5月10日～13日(委員43名、委員代理5名他)

- ・行動計画監視委員会
- ・貿易投資自由化円滑化作業部会
- ・金融サービス作業部会
- ・能力構築作業部会
- ・技術作業部会

開催地:北京(中華人民共和国)

2) 2005年第3回会議(委員36名、委員代理9名他)

7月31日～8月3日

- ・行動計画監視委員会
- ・貿易投資自由化円滑化作業部会
- ・金融サービス作業部会
- ・能力構築作業部会
- ・技術作業部会

開催地:クアラ・ルンプール(マレーシア)

3) 2005年第4回会議

11月14日～16日(委員46名、委員代理10名他)

- ・行動計画監視委員会
- ・貿易投資自由化円滑化作業部会
- ・金融サービス作業部会
- ・能力構築作業部会
- ・技術作業部会
- ・A P E C首脳との対話(11月18日)

開催地:釜山(大韓民国)

4) A B A C/A P E C報告会

12月14日(73名)

12月19日(60名)

5) A B A C日本支援協議会総会

7月14日(58名)

(18) 全国商工会議所中国ビジネス研究会

会員企業の対中ビジネスの支援強化等を目的とし、実際のビジネス交渉やトラブル解決などの相談

先の紹介、中国進出成功事例、模倣品対策、中国各地の経済開発区や地方自治体の投資環境情報等の提供を行う。

1) 全国商工会議所中国ビジネス研究会（東京商工会議所貿易部会共催）講演会

4月12日（火） 講演 a. 「中国経済の現状と展望」

拓殖大学 学長 渡辺利夫氏

講演 b. 「中国の政治リスクが経済に与える影響」

慶應義塾大学 総合政策学部学部長 小島朋之氏

2) 全国商工会議所中国ビジネス研究会第2回アドバイザーグループ会議

10月15日（木） 議題 a. 講演「中国人民元レート制度の改革について」

日本銀行 国際局 企画役 岡寄久実子氏

b. 最近の中国問題について

・今後の人民元の動向と影響について

・中国における政治リスクについて

c. 全国商工会議所中国ビジネス研究会の活動について

・活動実績と今後の予定について

・訪中ミッションの派遣について

3) 中国における模倣品対策等相談事業

中国で既にビジネスを行っている、また、これから中国とのビジネスを計画している会員企業に対して、現地での模倣品問題など知的財産権の侵害によるトラブルや対策等に関する相談事業を実施。

4) その他

随時、本研究会会員企業宛にメールマガジンを配信（3月27日時点で第40号を発行）。また、全国商工会議所中国ビジネス研究会ホームページの内容の充実に努めるとともに、関係諸機関と連携し、会社設立・輸出手続き・外貨管理等に関する実務的な対中ビジネスの相談に対応した。

(19) その他国際関係会議

5月17日（60名） 台湾輸出加工園區投資セミナー

10月28日（170名） パラグアイ・ビジネスセミナー（東京）

10月28日（50名） 日米経済協議会運営委員会兼第42回日米財界人会議打合せ会（朝食会）

11月13～14日 第42回日米財界人会議（ワシントン）
（159名）

(20) 視察団派遣

①訪欧経済ミッション

1) ミッション担当者打ち合わせ会

8月1日（19名）

2) ミッション結団式

9月15日（27名） 講話 ①イタリア、フランス、スペインの政治・社会動向について

外務省 欧州局 審議官 丸山純一氏

②イタリア、フランス、スペインの経済について

議題 ・ 訪欧経済ミッションについて

3) 訪欧経済ミッション

9月24日～10月2日

メンバー 山口信夫日本・東京商工会議所会頭を団長に、東商副会頭等、各地商工会議所会頭等総勢49名

訪問地 イタリア（ローマ）、フランス（パリ）、スペイン（マドリッド）

内 容

1) イタリア（ローマ）

- a. アドルフォ・ウルソ生産活動副大臣表敬
- b. マリオ・バルダッサーリ経済・財政副大臣表敬
- c. ウンベルト・ヴァッターニ・イタリア貿易振興会(ICE)会長との会見
- d. イタリア商工会議所連合会との懇談会
- e. 松原日本大使主催夕食懇談会

2) フランス（パリ）

- a. グルドー・モンターニュ大統領首席外交補佐官表敬
- b. クリスチヌ・ラガルド貿易担当大臣との朝食懇談会
- c. パリ商工会議所との懇談会
- d. 平林日本大使・後藤在仏日本商工会議所会頭との懇談会

3) スペイン（マドリッド）

- a. ペドロ・ソルベス第二副首相兼経済・大蔵大臣表敬
- b. アルフレッド・ボネット貿易長官表敬
- c. スペイン商工海運会議所最高評議会との懇談会
- d. 島内日本大使主催夕食懇談会

②APEC中小企業ミッション

8月28日～9月3日

メンバー 小池俊二・日商中小企業委員長を団長に総勢31名で構成

訪問地 大韓民国（大邱、ソウル）

内 容

1) 大邱

- a. APEC中小企業ビジネスフォーラム2005
- b. 染色技術研究所訪問

2) ソウル

- a. 大韓商工会議所訪問
- b. 大島正太郎・駐大韓民国日本国特命全権大使表敬訪問
- c. ソウルジャパンプラブとの懇談会
- d. 中小企業庁との懇談会

2. レセプション・懇談会等

日 時	内 容
4月 1日	ペテル・ヴルシヤンスキー駐日スロヴァキア大使の山口会頭表敬
4月 12日	ホワン・カルロス・モンドラゴン日本コロンビア商工会議所専務理事の近藤理事表敬
4月 14日	K. K. モディC A C C I会長の植松専務理事表敬
4月 14日	熊澤英明駐チェコ日本国大使の山口会頭表敬
4月 14日	フリオ・ホセ・ファブレガ・パナマ商工省投資・生産促進部長の山田国際部長表敬
4月 20日	モーセン・タライ駐日イラン大使との打合せ（山田国際部長応接）
5月 16日	ベルギー・ルクセンブルグ商工会議所及びオランダ・マーストリヒト商工会議所
5月 17日	曾参寶・台湾經濟部輸出加工区管理处長の植松専務理事表敬
5月 19日	ドラクーリス・フンドゥカコス・アテネ商工会議所会頭の植松専務理事表敬
5月 23日	マルティン・ヤーン・チェコ共和国経済担当副首相の山口会頭表敬
5月 26日	中国桂林市及び広西チワン族自治区人民政府投資誘致視察団の神谷特別顧問表敬訪問
6月 6日	島内憲駐スペイン日本国大使の山口会頭表敬
6月 15日	李上甲・(財)台日経済貿易発展基金会董事・常任特別顧問の植松専務理事表敬
6月 16日	ケヴァルト・ブリュッセル商工会議所国際部長来所(山田国際部長応接)
7月 1日	ラルフチャウ香港貿易発展局首席駐日代表の帰任挨拶(山田国際部長応接)
7月 1日	劉曉江・中国山東省開発区訪日代表団副庁長表敬（山田国際部長応接）
7月 12日	中国内陸部市長訪日交流団の会議所表敬訪問（山田国際部長応接）
7月 15日	メキシコ・モンテレイ工科大学学生代表団の山田国際担当部長表敬
7月 18日	大島正太郎在大韓民国特命全権大使の山口会頭表敬
7月 26日	リー・パウエル・世界経済フォーラム本部アジア担当責任者の山田国際部長表敬
8月 4日	エクレム・デミルタス・イズミール商工会議所会頭による植松専務理事表敬
8月 23日	袁越・中国広州市対外貿易経済合作局副所長の表敬（山田国際部長応接）
8月 25日	グエン・タン・シュアン・ベトナム・ホーチミン市投資貿易促進センター副理事長の会議所表敬（山田国際部長応接）
8月 31日	原田親仁外務省欧州局長の山口会頭表敬
9月 2日	大嶋英一在フィリピン日本大使館首席公使兼マニラ総領事の赴任挨拶（山田国際部長応接）
9月 5日	ウンベルト・ヴァッターニ・イタリア貿易振興会会長の植松専務理事表敬
9月 7日	フロレンス・パールリ・パリ・イル・ド・フランス地方開発局会長の山田国際部長表敬
9月 9日	竹内佐和子経済協力開発機構（OECD）次期事務総長候補の山口会頭表敬
9月 13日	アレハンドロ・アジェイラ・メキシコ・ハリスコ州ハリスコ貿易センター局長の山田国際部長表敬
9月 15日	カテネフ・サンクトペテルブルグ商工会議所(ロシア)会頭の植松専務理事表敬
9月 21日	河村武和EU（欧州連合）日本政府代表部大使の山口会頭表敬
9月 27日	アウグスト・シモンス・パナマ商工会議所会頭の近藤理事表敬

10月 4日	高野紀元駐独日本国大使の山口会頭表敬
10月 12日	ステファノ・アントニニ・イタリア・ロンバルディア州プロモーションミッションとの懇談
10月 13日	趙勇・中国中華全国青年連合会会長の山口会頭表敬
10月 17日	サライリ・トルコ青年実業家協会会長一行の植松専務理事表敬
10月 21日	ヴァンティングルン・ユーロチェンバー・ディレクターの山田国際部長表敬
10月 24日	ホセ・マリア・イサルド・マドリッド商工会議所副会頭と山田国際部長との懇談
10月 27日	白沢寿一在パラグアイ日本商工会議所会頭の山田国際担当部長表敬
10月 27日	コーカ・ヤーノシュ・ハンガリー経済運輸大臣の植松専務理事表敬
10月 28日	張行如・中国山東省煙台市副主席の会議所表敬（山田国際担当部長応接）
11月 4日	原聰駐ポルトガル日本国大使の山口会頭表敬
11月 4日	マリオ・ボーヴァ駐日イタリア大使の山口会頭表敬
11月 4日	オスカー・モツワハエ駐日ボツワナ共和国大使の近藤理事表敬
11月 11日	鄭世松・台日商務協議会会長の植松専務理事表敬
11月 11日	ドラクエティス・フンドゥカーコス・アテネ商工会議所会頭他の植松専務理事表敬
11月 21日	プーチン・ロシア連邦共和国大統領歓迎昼食会（山口会頭出席）
11月 21日	フレデリック・レ・ロックス・パリ経済開発公社理事との懇談
11月 22日	ペトロフ・ロシア連邦商工会議所副会頭と植松専務理事との懇談
11月 29日	ポンピニット・タイ王国商業会議所副会長の篠原常務理事表敬
11月 30日	サーメック・チェコ投資庁局長の山田国際部長表敬
11月 30日	イオアニス・パパゲオルガキス・アテネ商工会議所理事の山田国際部長表敬
12月 2日	宋国卿・中国河南省商務庁副庁長の会議所表敬（山田国際部長応接）
12月 2日	中央アジア・コーカサス諸国経済団体若手幹部職員へのブリーフィング
12月 6日	カマルディン・ブルネイ商工会議所会頭の植松専務理事表敬
12月 8日	インドネシア地方貿易研修・振興センター研修生へのブリーフィング
12月 8日	キルギス経済団体幹部へのブリーフィング
12月 12日	中村雄二駐イタリア日本国大使の山口会頭表敬
12月 19日	ヒラチャン・ネパール商工会議所連盟名誉通商特使と山田国際部長との懇談
2月 16日	ハミド・ジャファー・ブルネイ第一次産業省事務次官の植松専務理事表敬
2月 20日	チャールズ・レイク在日米国商工会議所会頭の山口会頭表敬
2月 21日	ジョゼフ・キャロン駐日カナダ大使の山口会頭表敬
3月 6日	ジャンパオロ・ガンシ・フィレンツェ商工会議所プロモフィレンツェ担当コマーシャルディレクターとの懇談
3月 15日	赤坂国正ニューヨーク州経済開発局国際部長の山田国際部長表敬
3月 28日	櫻井本篤在ニューヨーク日本国総領事館総領事の山口会頭表敬
3月 30日	細野昭雄駐エルサルバドル日本国大使の植松専務理事表敬
3月 30日	李上甲・(財)台日経済貿易発展基金会董事・常任特別顧問の植松専務理事表敬

3. 貿易振興事業

海外との商取引の拡大に資するため、日本の関係企業・業界の紹介等を行うとともに、海外の企業の情報を提供した。また、経済連携協定の締結が活性化している中、先行事例であるアセアン共通実効特惠関税制度等を踏まえ、原産地証明発給手続きに関する調査研究を行った。

(1) 海外取引照会

- ① 海外からの取引商談を促進するため、海外の企業向けにインターネットの日商ホームページ（英文）の中に日本の関係企業の情報を掲載した。
- ② 手紙・ファクス・電子メール・電話を通じて、あるいは直接来所して取引の斡旋を依頼する海外の企業に対し、日本の関係企業・業界等の紹介を行った。
- ③ 海外からの取引紹介希望者に対して、インターネットの日商ホームページ（英文）上に直接書き込みができるサービスを紹介し、貿易取引の促進に努めた。
- ④ 海外より受信した手紙・ファクス・電子メールは 4,338 通で国別内訳は次の通り。

・国別内訳

中 国	430 通
イ ン ド	389 通
パ キ ス タ ン	337 通
ア メ リ カ 合 衆 国	303 通
ア ラ ブ 首 長 国 連 邦	241 通
ト ル コ	187 通
バ ン グ ラ デ シ ュ	184 通
香 港	118 通
ナ イ ジ ェ リ ア	107 通
そ の 他	2,042 通

また、輸出入取引に係る商品別・地域別の内訳はそれぞれ次の通り。

・海外商取引照会の商品別・地域別内訳（4,408件）

—日本からの輸入希望—

地域別 商品別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	国籍不明	合計
電機	9	2	0	7	79	4	0	5	106
輸送用機器	35	3	3	13	65	13	3	7	142
光学・精密機器	9	3	0	8	89	5	0	4	118
一般機器	47	3	2	14	100	17	3	9	195
鉄鋼	38	2	0	7	14	9	2	3	75
化学製品	30	1	0	12	52	8	0	5	108
繊維	20	2	0	13	71	8	0	2	116
皮革	12	2	0	9	58	5	0	2	88
木材	14	1	0	4	9	4	0	2	34
プラスチック	10	1	0	1	6	1	2	2	23
セメント	13	0	0	3	6	0	0	1	23
食料品	27	3	0	11	37	2	0	3	83
宝飾品	19	2	1	12	70	2	1	6	113
その他	182	12	3	66	296	22	3	17	601
合計	465	37	9	180	952	100	14	68	1825

—日本への輸出希望—

地域別 商品別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	国籍不明	合計
電機	41	6	0	2	1	4	0	2	56
輸送用機器	39	3	1	4	6	6	0	4	63
光学・精密機器	87	5	1	7	2	5	0	5	112
一般機器	99	3	1	17	6	21	0	2	149
鉄鋼	37	0	0	4	8	9	0	2	60
化学製品	73	3	9	16	8	12	0	4	125
繊維	236	5	6	11	6	33	0	7	304
皮革	75	0	3	3	12	3	0	6	102
木材	9	1	4	6	24	2	0	2	48
プラスチック	16	0	1	3	2	0	0	1	23
セメント	37	0	3	2	16	6	0	4	68
食料品	110	8	26	39	32	44	4	6	269
宝飾	161	10	6	15	20	25	1	6	244
その他	611	24	30	102	58	103	3	29	960
合計	1631	68	91	231	201	273	8	80	2583

—その他の紹介—

合併	151
投資	36
その他	3,023

⑤ 取引紛争・仲裁

受信したクレームの件数は24件で、内容としては契約不履行、手数料不払いが多く、その他内容相違もあった。クレームについては、(社)日本商事仲裁協会の協力を得て、解決を図った。

(2) 特恵原産地証明書の発給体制の整備

① 経済連携下における原産地証明書発給手続きに関する調査研究事業

原産地証明書の申請・発給手続きの詳細は、各国それぞれが定めるものであるが、多くの経済連携協定(EPA)においては、「原産地規則」の下に「運用上の手続き」という細則が定められている。EPAが異なれば、「運用上の手続き」に違いが出てくることはやむを得ないことであるが、審査・判定・発給の手続きにあまりに大きな違いがあると、申請者、発給機関、輸入地税関に不便が生じかねない。

そのため、国際経済交流財団の委託を受け、先行事例であるアセアン共通実効特恵関税制度(ASEAN-CEPTスキーム)、北米自由貿易協定(NAFTA)、日墨EPAなどの「運用上の手続き」を踏まえるとともに、わが国産業界の声を反映しつつ、経済連携下における特恵原産地証明書の簡便かつ確実な審査・判定・発給のあり方を模索し、あるべき「運用上の手続き」に盛り込むべき項目等を策定した。

・調査研究委員会

第1回 2月23日(木)16:30~18:30

第2回 3月10日(金)15:00~17:00

・現地ヒヤリング調査

ハノイ(ベトナム) 2006年3月6日(月)~10日(金)

バンコク(タイ) 2006年3月14日(火)~17日(金)

4. 在外日本(人)商工会議所等との連携

海外で事業活動を行っている日本企業は、国や地域別に日本(人)商工会議所等を組織し、日系企業相互の連携を図るとともに、現地政府・経済界との交流を推進し、当該国との相互理解に努めている。

当所は、これらの在外日本(人)商工会議所等の事業活動を積極的に支援している。74カ所の在外日本(人)商工会議所等と資料の送付等を通じ常時情報交換を行うとともに、その内18カ所の商工会議所等については、当所の特別会員として相互の連携を深めている。フィリピン日本人商工会議所、中国日本商会、シドニー日本商工会議所には、現地からの要請により当所職員を事務局長として出向させている。

また、11月10日・11日の2日間、タイのバンコクにおいてアセアン・オセアニア日本(人)商工会議所の事務局長会議を開催し、各国の日本人商工会議所等の運営基盤の強化および会員サービスの充実を図るため、活動の現状と問題点について意見交換を行った。

さらに、各地商工会議所はじめ関係団体の経済ミッション派遣が活発化している中、当所ではこれら各地商工会議所等の要請に応じて、在外日本(人)商工会議所等および現地商工会議所等に対し、次表のとおり便宜供与の依頼を行った。

平成 17 年度便宜供与リスト

依頼元	期日	依頼先	内容
敦賀商工会議所	7 月 29 日	釜山商工会議所	表敬訪問
前橋商工会議所	9 月 2 日	盤谷日本人商工会議所	表敬訪問
船橋商工会議所	9 月 9 日	中国日本商会	懇談会
市川商工会議所	9 月 22 日	ソウル・ジャパン・クラブ	表敬訪問
可児商工会議所（異業種 2 1 世紀 クラブ）	9 月 22 日	釜山商工会議所	企業視察
	9 月 24 日		企業視察
高知県商工会議所連合会	11 月 7 日	パース日本商工会議所	施設訪問
	11 月 9 日	シドニー日本商工会議所	表敬訪問
高崎商工会議所	11 月 24 日	マレーシア日本人商工会議所	企業視察 懇談会
千葉商工会議所	11 月 24 日	ホーチミン日本商工会	表敬訪問
甲府商工会議所	2 月 9 日	盤谷日本人商工会議所	表敬訪問
千葉商工会議所	2 月 17 日	台日経済貿易発展基金会	企業視察 表敬訪問
熱田神宮（神道国際友好学会）	3 月 10 日	ニューヨーク日本商工会議所	表敬訪問
関西経済連合会	3 月 15 日	シドニー日本商工会議所	懇談会
	3 月 16 日	ジャカルタ・ジャパン・クラブ	懇談会

5. 中小企業国際化対策事業

①海外事業

中小企業庁の支援を受け、昭和 58 年度より海外駐在員事務所において、海外進出後の中小企業に対し、現地社会への融和・定着を図るための個別相談やコミュニティ活動等を実施してきたが、日系中小企業が現地で活動するうえで隘路事項となっている法制、税制、為替管理等の改善を図り、中小企業の円滑な現地化を支援する必要性から、12 年度より事業内容を組み替え、当所ソウル事務所、インドネシア、シンガポール、タイ、中国、フィリピン、マレーシア、香港の各日本人商工会議所等において、アジア地域へ進出している日本企業、これから海外進出を検討している日本企業への情報提供など、以下の事業を行った。

ア. 中小企業経営インフラ整備事業

海外日本人商工会議所等に「中小企業委員会」を設置。進出日系企業からの意見聴取、各地における実態調査を行い、日系企業の経営活動上の隘路事項について、当該国政府および政府関係機関等に対する要望を取りまとめた。

各地の事業の実施状況

国・地域名	中小企業委員会等	実態調査
韓国	4回	1回
中国	9回	4回
インドネシア	12回	1回
フィリピン	26回	2回
マレーシア	14回	2回
シンガポール	3回	0回
タイ	13回	1回
香港	8回	0回
合計	89回	11回

イ. 中小企業専門指導事業

進出後の中小企業が直面する業種別問題、専門的問題および広域的な問題について、現地コンサルタントと連携して指導を行った。特にインターネットおよび電子メールによるオンラインの指導体制を整備し、指導を通じて得られた意見・要望事項について、中小企業委員会と連携して対応した。

各地における専門指導実施状況

国・地域名	主な相談内容	件数
韓国	韓国における取引先企業の照会 労働問題に関する相談 韓国投資、ビジネス上の相談 商工会議所、JETRO等日系相談機関照会等	148
中国	事業活動上での問題について ビジネス進出について 人事・労務問題について 労務問題について 税務問題について ビジネス情報提供	76
インドネシア	労務問題について 税法関連問題について 投資について VISAと就労許可について ビジネス情報提供	201
フィリピン	現地事情照会 労務問題について 税務問題について 進出の検討について 取引照会 人材発掘、育成について	67
マレーシア	労務問題について 取引照会 ビジネス情報提供	30
	労務・雇用問題について 企業所手続きについて	

シンガポール	税務問題について 取引照会 ビジネス情報提供	43
タイ	取引照会 法律・税務問題について 労働問題について 会社設立について ビジネス情報提供	107
香港	取引照会 会社設立について 税務問題について 労働問題について 中国関連情報 ビジネス情報提供	37
合計		709

②国内事業

・APEC中小企業会議派遣事業

8月に 韓国（大邱）で開催されたAPEC中小企業会合に参加し、わが国中小企業が直面する諸問題について情報・意見交換等を行った。

名 称：APEC中小企業会議ミッション

日 時：平成17年8月29日(月)～9月3日(土)

訪問地：韓国（大邱、ソウル）

参加数：31名

6. 情報化推進事業

①ビジネス認証サービス（電子証明書発行事業）の充実

ア. ビジネス認証サービスタイプ1のサービス拡充

ビジネス認証サービスでは、16年2月2日から一般行政手続用電子証明書（タイプ1-E）および行政書士用電子証明書（タイプ1-G）の発行サービスを開始して、15年から発行していた電子入札コアシステム対応電子証明書（タイプ1-A）を含めて3種類の電子証明書を発行することになったが、行政機関（中央省庁、自治体等）における電子入札や電子申請等、ビジネス認証サービス電子証明書が利用可能な手続きの拡大を図り、加えて容器包装リサイクル協会の電子入札への対応や行政書士会単位での割引販売等、17年度も引き続いてその普及とサービス拡充に努めた。

1) 利用料金

ビジネス認証サービスタイプ1に関する料金は、次のとおり。

		タイプ 1-E	タイプ 1-A (有効期間 1年30日)	タイプ 1-A (有効期間 2年30日)	タイプ 1-G
通常料金	会員	12,600円	14,700円	26,250円	12,600円
	非会員	14,700円	15,750円	29,400円	14,700円
複数枚割引料金	会員	11,550円	—	25,200円	11,550円
	非会員	13,650円	—	28,350円	13,650円
失効・再発行割引料金（残り 有効期間1年以上）	会員	10,500円	—	21,000円	10,500円
	非会員	12,600円	—	24,150円	12,600円
失効・再発行割引料金（残り 有効期間半年以上1年未満）	会員	11,550円	—	23,100円	11,550円
	非会員	13,650円	—	26,250円	13,650円

注1. 送料・消費税込みの価格

2. ICカード方式のタイプ1-Aには、ICカードリーダーライター（認証セット CD-ROM とセットで会員・非会員とも送料・消費税込み 12,600円）が必要となる。
3. 複数枚割引は、1事業所が1回の申し込みにおいて同じタイプの電子証明書を複数枚購入する場合に適用される（タイプ1-Aで有効期間が1年30日のものを購入する場合を除く）。
4. 失効・再発行割引は、電子証明書の利用者が、残り有効期間が半年以上ある電子証明書の失効申請と同時に新しい電子証明書の取得申し込みをする場合に適用される（タイプ1-Aで有効期間が1年30日のものを購入する場合を除く）。

イ. ビジネス認証サービス管理運営委員会の開催

運用規程第14条で設置が定められており、運用規程等に改定・変更がある場合には、本委員会の検討・承認を経て実施されることとなっている。また、他の認証局との相互接続の開始決定を行う機関としても位置づけられている。

1) 委員構成

10 商工会議所（郡山、富山、松本、東京、浜松、名古屋、福井、大阪、福岡、北九州）

10名

2) 開催日

第1回 5月5日、第2回 6月3日、第3回 3月24日

3) 検討結果

運用規程の変更点について説明のうえ了承されるとともに、指定調査機関および監査人からの指摘事項とその対応について報告が行われた。

ウ. 電子認証セミナー開催への支援

商工会議所等による電子認証に関するセミナー開催にあたり、当所では旅費と謝金を負担して講師

の派遣等の支援を行った。商工会議所、県の商工会議所連合会、県の行政書士会等で計 38 回のセミナーが開催され、講師の派遣等の支援を行った。

②商工会議所情報基盤の整備

・商工会議所情報ネットワークの充実と活用推進

商工会議所間における情報基盤の強化を目的に開設した「商工会議所イントラネット」について、掲載情報をさらに充実させ、情報の共有と活用推進に努めた。

③オンラインマーク制度の運用

オンラインマーク制度は、消費者保護および健全な EC（電子商取引）市場の発展と事業者の育成に資することを目的に 12 年 5 月から実施されている。本制度では、事業者の实在が確認され、なおかつ特定商取引に関する法律（旧訪問販売法）を遵守している通信販売事業者のホームページに認証マークが発行される。17 年度末時点での地域センター（各地商工会議所）は全国 375 ヶ所、マーク発行数は 317 件となっている。

ア. オンラインマーク制度の概要

1) 対象となる通信販売事業者

日本国内に在住し、かつ、1 年程度の事業実績を有し、インターネット・ホームページを通じて消費者等に対して最終消費財を販売する事業者。ただし、公序良俗に反する事業者またはこれに類する事業者は対象としない。

2) 認証内容

消費者に対して認証すべき内容を「①实在の認証」と「②特定商取引に関する法律（特定商取引法）等が定める広告表示義務項目の表示並びに申込画面の設定方法が適正であること及び不適切な誇大広告表現がないこと」の 2 点とし、認証事業者はホームページに O S T 認証マーク（オンラインマーク）を貼付する。

3) 实在認証

新規申請の場合は全ての事業者を実訪確認（実訪調査では实在確認と実態把握を行うが、本制度では实在のみを認証）している。

4) ホームページ審査による表示内容の認証

a. 販売（特定商取引に関する法律）の表示義務 9 項目が適正に表示されていること

名称（個人事業者の場合は屋号又は氏名）	住所（本社、事務所）	連絡先（電話番号）
商品等の価格	送料等の付帯費用	料金の支払い時期及び方法
商品等の引渡し時期	商品特約制度の有無	代表者又は業務責任者の氏名

b. 申込画面の設定方法が適切であること

- ・顧客がパソコンの操作を行う際に、最終的な申込みとなることを容易に認識できるように表示していること
- ・顧客が申込みの内容を容易に確認及び訂正できるようにしていること

c. 業法による誇大広告表現がないこと

5) 審査の種類と方法

- a. 新規審査 ホームページ審査、書類審査、実態調査
- b. 定期審査 3カ月ごとのホームページ審査
- c. 更新審査 1年ごとの更新手続き、ホームページ審査
- d. 変更審査 ホームページ審査、実態調査

6) 料 金

区 分	小規模事業者	中小企業	大企業
新規申請料	10,000 円 (税込 10,500 円)		
実態調査費	地域センターが定める		
マーク使用料(年間)	15,000 円 (税込 15,750 円)	30,000 円 (税込 31,500 円)	60,000 円 (税込 63,000 円)

7) 運用体制

当所は「総合センター」として、制度運用の総合調整、認証システムの開発・運用管理、不正使用者対策、消費者相談、運用状況の把握分析等の業務を行う。各地商工会議所は「地域センター」として、申請受付、審査、実態調査、適正化指導、認証情報の登録、マークの発行、マーク使用契約の締結、料金の徴収、更新手続き等の業務を行う。また、14年度より希望する地域センターについて、総合センターによるホームページ審査の代行業務を開始しており、地域センターの負担を軽減すべく努めた。17年度は5商工会議所について代行審査を行った。

④ I T研究会（旧：ネットワーク化研究会）の開催

TOASの開発・普及、CINの推進等をはじめ、商工会議所全体の情報化の方針・戦略を実務的に検討するために設置された研究会で、17年度は電子認証事業について研究・検討を行った。

ア. 委員構成

10 商工会議所（郡山、富山、松本、東京、浜松、名古屋、福井、大阪、福岡、北九州）

10 名

イ. 開催日

第1回 5月5日、第2回 6月3日、第3回 3月24日

ウ. 検討結果

電子認証事業について、地方自治体の電子入札導入の状況等に関して意見交換を行いつつ、今後の普及・広報戦略について協議した。

⑤ TOAS（商工会議所トータルOAシステム）活用推進事業

ア. TOASに関する運用管理について

TOASの開発、改良、マニュアルの作成等にかかる経費は、12年度から「TOAS運用管理費」としてユーザー商工会議所で分担することとし、17年度においては、262商工会議所に負担していただいた。

イ. プログラムの改善

- 1) 日々寄せられるユーザー商工会議所からの要望に対して、改善プログラムの提供により対応した。

ウ. ユーザー商工会議所、TOASパートナーへの情報提供

TOASユーザー商工会議所、TOASパートナーに対して、Webサイト(<http://www.jcci.or.jp/toas/web/>)、メーリングリスト (toas@cin.or.jp) を通じて、適宜情報提供を行った。「TOASパートナーシップ制度」に登録されている事業者は、全国で65社登録(18年3月現在)となっている。

エ. TOAS Q&A専用受付メールの対応

TOASユーザー商工会議所やTOASパートナーから寄せられるシステム操作やエラー対処などに関する問い合わせについて、当所では、TOAS Q&A専用の受付メール (toasqa@cin.or.jp) において受付・回答し、充実したサポートに努めた。

オ. TOAS研修会の開催

1) TOAS/Web版コード等の設定・データ活用研修会の開催

TOASを運用するにあたり必要となる初期設定やデータベースの活用に関する知識について研修を実施した。

開催日：平成17年7月28日～29日 参加者数：17名

8月2日～3日 参加者数：11名

8月4日～5日 参加者数：15名

平成18年1月19日～20日 参加者数：18名

2月2日～3日 参加者数：16名

2) TOAS体験セミナーの開催支援

都道府県商工会議所連合会等が主催するTOAS導入に関する説明会に対して、当所から講師の派遣を行い、各地商工会議所がTOASを円滑に導入できるよう支援した(宮城県で実施)。

7. 中小企業景況調査事業

本調査事業は、中小企業庁・中小企業総合事業団が、昭和55年から四半期毎に行っている全国の景気調査の一環として協力実施しているもので、調査には154商工会議所、8,000企業が参加している。

17年度においても、調査実施商工会議所の経営指導員が景況感等の聞き取り調査を行い、その結果を報告書に取りまとめ、調査対象企業、各地商工会議所などに配布した。

8. CCI-LOBO調査事業

平成元年4月より、地域の景気動向を迅速・的確に把握し、政策提言や企業経営に役立たせるために、全国の商工会議所間に構築された「商工会議所早期景気観測システム(CCI-LOBO(Chamber of Commerce and Industry-Quick Survey System of Local Business Outlook))」を活用して景気調査を行っている。

毎月、原則として20日～25日に調査参加商工会議所を通して業種組合等に対し経営状況等のマインドについてヒアリングを実施し、翌月初めまでにその結果をとりまとめ、関係各方面に公表するとともに、政策提言活動の裏付け資料として活用した。

17年度(18年3月現在)の参加状況は次の通り。

対象商工会議所 405カ所

対象業種組合等

建設業	379	製造業	625	卸売業	232
小売業	742	サービス業	611	合計	2,589 組合等

9. PL 保険制度

「中小企業PL保険制度」、「全国商工会議所PL団体保険制度」の一層の加入・普及の促進を図るため、ホームページや「会議所ニュース」等を通じてPL保険制度ならびにPL事故例等について情報提供を行った。

17年度（17年7月～18年3月）の加入状況は、マスコミを騒がす大きなPL事故が発生していないことなどが影響し、前年度をやや下回った。

一方、海外でのPL事故をカバーする「全国商工会議所中小企業海外PL保険制度」については、加入件数は前年度をわずかに下回ったものの、保険料は前年度を上回った。

保険制度名	加入件数		保険料	
	平成16年	平成17年	平成16年	平成17年
中小企業PL保険制度	42,101件	40,380件	2,549,521,459円	2,516,600,723円
全国商工会議所PL団体保険制度	93件	90件	50,373,380円	42,912,773円
全国商工会議所中小企業海外PL保険制度	63件	62件	36,379,230円	38,558,580円

10. 日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度、商工会議所個人情報漏えい保険制度

(1) 日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度

16年11月1日から募集を開始した（保険始期は平成17年3月1日）本保険制度は、加入者に個人情報管理体制の現状分析や漏えい防止策などをアドバイスする「リスク診断サービス」を無料で提供、また、万一、個人情報漏えい事故が発生した場合には、損害賠償金や謝罪広告の掲載費用、見舞金・見舞品購入費用などについて保険金が支払われる。

16年度および17年度の本保険制度の加入者及び保険料は次のとおり。

保険制度名	加入件数		保険料	
	平成16年度※	平成17年度	平成16年度※	平成17年度
日本商工会議所 個人情報漏えい賠償責任保険制度	1,891件	2,863件	392,561,230円	588,719,880円

※1～3月

(2) 商工会議所個人情報漏えい保険制度

17年2月4日から募集を開始した（保険始期は平成17年4月1日）本保険制度は、商工会議所等を加入対象にしたもので、各地商工会議所における個人情報保護法への取組状況をチェックする、「個人情報リスク診断サービス」を無料で提供、また、万一、個人情報漏えい事故が発生した場合には、損害

賠償金・訴訟費用・弁護士への着手金・成功報酬、事故解決のため要した費用などについて保険金が支払われる。

17年度（17年4月～18年3月）の加入状況は次の通り。

保険制度名	加入件数	保険料
商工会議所個人情報漏えい賠償共済制度	274件	26,610,860円

1.1. 65歳雇用導入プロジェクト中小企業普及啓発事業

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（改正高年齢者雇用法）」の改正による65歳までの雇用の確保について、企業の自主的な取り組みを促すため、昨年度に引き続き、厚生労働省の委託を受け、各地商工会議所の協力の下、普及啓発説明会の実施など啓発推進員による普及啓発活動を実施した。事業の主な内容は次のとおり。

①改正高年齢者雇用法に関する説明会の実施

中小企業事業主等を対象に、改正高年齢者雇用法の内容について周知を図るため、全国47カ所で説明会を開催した。

②パンフレットの配布

改正高年齢者雇用法に関するパンフレットを作成し、各地商工会議所を通じて中小企業事業主等に計78,850部を配布した。

③改正法の周知・相談受付のための啓発推進員の配置

当所に啓発推進員9名を配置し、本事業全般に係る事務を行うほか、上記説明会に出向き、普及啓発を行うとともに、各地域における実態把握に努めた。

1.2. 商工会等児童健全育成活動助成事業

（財）こども未来財団による助成を活用し、12商工会議所において幼児または小・中学生に対する健全育成活動を企業の厚生施設、広場公園、公的集会場等や山野を活用して実施する事業を支援した。助成総額は400万円（内訳：@40万・8カ所、@20万円・4カ所）。なお、17年度より、助成金の上限が40万円および20万円に変更になった。

平成17年度商工会等児童健全育成活動助成事業実施会議所リスト

会議所名	事業内容	参加者数（人）
能代	① のしろこども七夕 ② こども冬まつり	幼 700
		小 750
		中 50
		老 100
		その他 100
		1,700

加茂	<ul style="list-style-type: none"> ① 灯ろう流し ② 夕日コンサート ③ うきうき桃釣り大会 ④ 加茂ふるさと桐カルタ大会 ⑤ チビッコみこしパレード ⑥ 夢の加茂未来マップ展 ⑦ うちわ作り体験教室 ⑧ 種飛ばし大会 ⑨ 浮き輪でわなげ大会 	幼 1,430 小 2,720 中 320 老 1,710 <u>その他 1,920</u> 8,100
所沢	<ul style="list-style-type: none"> ① 第26回「ちびっ子フェスティバル」相撲大会 ② ちびっ子フワフワ（ぞうさん）およびチビッコランド 	幼 150 小 959 中 0 老 0 <u>その他 0</u> 1,109
大野	<ul style="list-style-type: none"> ① 夏のカントリースクール ② 自然観察採集会 ③ 秋の自然を楽しむ会 	幼 1 小 64 中 0 老 5 <u>その他 37</u> 107
明石	<ul style="list-style-type: none"> ① 明石商工会議所青年部主催『YEGだよ全員集合！明石地元産業交流まつり』 ② 明石商工会議所青年部主催『第9回ハイハイベビー競争』 	幼 183 小 42 中 15 老 0 <u>その他 約630</u> 約870
洲本	<ul style="list-style-type: none"> ① 三熊山市民健康へのつどい ② 体験航海 ③ ビッグツリー製作 	幼 1,200 小 153 中 0 老 0 <u>その他 85</u> 1,438
加西	<ul style="list-style-type: none"> ① 第19回子供相撲大会 ② クリスマス体験教室 	幼 24 小 242 中 2 老 0 <u>その他 0</u>

		268
尾道	① おどりパレード ② 前期リーダー・育成指導者講習会 ③ 球技大会 ④ 運動会	幼 280 小 1,890 中 70 老 0 <u>その他</u> 730 2,970
徳島	① 第8回徳島ひょうたん島川祭り（Tシャツアート展・ペットボトルレース） ② 小学生（環境・ゴミ問題）作文・絵画コンクール表彰式	幼 0 小 424 中 33 老 2 <u>その他</u> 111 570
今治	① 新造船進水式見学会（今治造船株式会社今治工場） ② 新造船進水式見学会（浅川造船株式会社） ③ 地場産業工場見学会（渦潮電機株式会社） ④ 新造船進水式見学会（檜垣造船株式会社） ⑤ 新造船進水式見学会（株式会社新来島波止浜どっく）	幼 24 小 332 中 40 老 0 <u>その他</u> 21 417
豊後高田	① 少年少女ふれあいナイトハイク ② 自然環境学習桂川リバーウォーク ③ 家族親睦クリスマス会	幼 18 小 93 中 1 老 0 <u>その他</u> 91 202
串間	① （都井岬火祭り）伝統芸能交流まつり ② 親子ふれあいグランドゴルフ大会	幼 505 小 1,017 中 505 老 2,030 <u>その他</u> 7,012 11,069

1 3. 商工会等育児支援助成事業

（財）こども未来財団による助成を活用し、1 商工会議所において幼児または小学生を対象に、商店街の空店舗を利用して、子どもを一時的に遊ばせたり、世代間の交流を図るような場所を確保するための事業を支援した。助成総額は100万円（内訳：@50万・2カ所）。

平成17年度商工会等育児支援活動助成事業実施会議所リスト

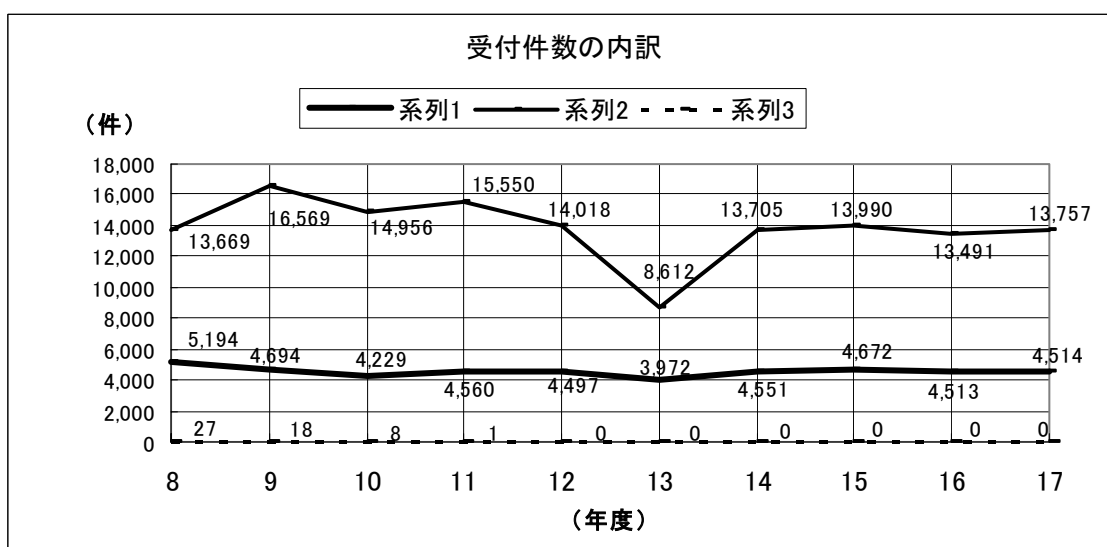
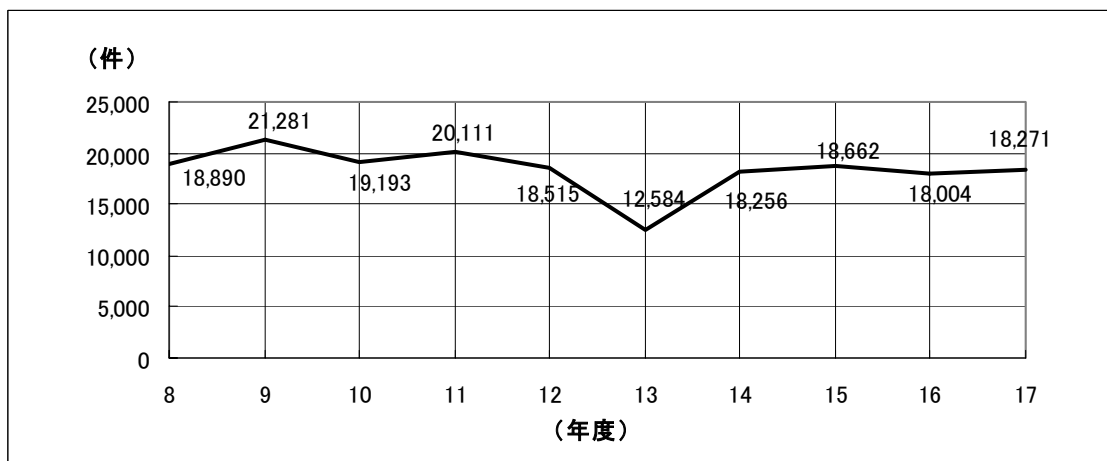
会議所名	事業内容	利用者数(人)
柏崎	名称：キッズマジック 活動内容：親子で楽しめるふれあい広場（屋内大型児童遊戯施設）の運営 ① 季節のイベントの実施（クリスマス等行事にあわせたイベントの実施） ② 各種カルチャー講座の実施（お絵かきクラブ、ジュニアダンス他） ③ おもちゃ博物館の運営（無料貸し出しの実施） ④ 絵本の読み聞かせ会の実施 ⑤ 一時預り保育「ちびっこ館」との連携による預り事業の補完	142 (開催日1日あたりの平均)
多摩	名称：多摩センター子育てつどいの広場 COUCU（クク） 活動内容： ① アートギャラリーに以下のような機能を持たせ、常駐スタッフが管理し、来街者の利用に供する。 ・親子が休憩したり、安心してくつろいだり、遊んだりできるスペース（授乳やおむつ交換・昼寝など） ・他の親子と交わり、ふれあいを持てるスペース ・買い物待ちの父親に居心地のよいスペース ・子育てに関する情報交換、多摩センターに関する各種情報発信、来場者からのアンケート・ヒアリングなどによる情報収集のスペース ② スタッフによるひろばサポート（友達作り、子育て相談、子供向けイベントの実施など）。	113 (開催日1日あたりの平均)

14. JANメーカーコードの登録受付業務

昭和60年8月から（財）流通システム開発センターの委託を受けて開始したJANメーカーコード登録受付業務については、POS（販売時点情報管理）機器を導入する小売店が増加してきたことに伴い、登録受付実施商工会議所は当初の218商工会議所から16年度末には522商工会議所へと拡大している。各地商工会議所で受け付けた登録申請書は、当所を経由して（財）流通システム開発センターへ送付され、付番・管理される。

本年度の商工会議所の登録受付件数は合計18,271件で、受付開始以来の累計は、321,974件に達している。

新規登録	更新登録	合計
4,514	13,757	18,271



15. 経営安定特別相談事業

17年度の企業倒産件数(負債総額1千万円以上)は13,170件(前年度13,186件)、負債総額は6兆1,220億円(同7兆2,622億円)で、件数ベースで見ると昨年とほぼ同数である。また、上場企業(店頭上場を含む)倒産は、計8件が発生した。

業種別では、建設業の倒産が全倒産の3割近くを占めているが、それぞれの業種での倒産減少が目立ち、原因別では、販売不振が8,485件で全体の6割以上を占めた。

このような中、全国商工会議所233カ所の相談室における受付件数は1,818件。業種別では小売業(417件)、建設業(402件)、製造業(399件)の順に多く、経営不振に陥った原因の内訳をみると、不況型倒産にみられる「受注・販売不振」が736件、構成比40.4%と最も高い割合となっている。次いで「関連企業の倒産」が多く217件、同11.9%であった。

経営安定特別相談事業は事業の推進ならびに各相談室の円滑な運営を図るため、全国3カ所でブロック別商工調停士研究会ならびに担当者講習会を開催した。また、全国の商工調停士の情報交換を目的とした全国商工調停士会を東京で開催した。例年この商工調停士会で商工調停士の表彰を行っていたが、16年度からは倒産防止相談事業の見直し等の一環により、商工調停士表彰制度が廃止された。

相談事業関連データベース事業は、四半期ごとの相談状況報告および事例案件をデータベース化し、各

地相談室の利用に供した。

さらに、広報用ポスター・パンフレットを作成、配布して当事業の普及を促した。また、各相談室が実施する講習会の資料用に「自己チェックリスト」「ミニガイド」を作成、配布した。

① 事業実績

	件 数	構 成 比
受 付 件 数 (内 訳)	1,818 件	—
受注・販売不振	736 件	40.4%
関連企業の倒産	217 件	11.9%
既往のしわよせ	164 件	9.0%
高利・融手の利用	85 件	4.7%
支払条件の悪化	81 件	4.1%
経営計画の失敗	126 件	6.9%
放 漫 経 営	57 件	3.1%
そ の 他	331 件	18.2%
処 理 終 結 件 数 (内 訳)	1,843 件	—
倒 産 回 避	1,354 件	73.5%
調 停 不 能	301 件	16.3%
整 理	187 件	10.2%

② 講習会の開催

「経営安定特別相談室」設置商工会議所担当者講習会

開催年月日	開催地	対象ブロック	出席者数
6月3日	函館	北海道・東北・関東	87名
6月10日	大阪	中部・近畿	43名
7月13日	徳島	中国・四国・九州・沖縄	75名
計	3カ所		205名

③ 商工調停士研究会の開催（全国商工会連合会との共催）

開催年月日	開催地	対象ブロック	出席者数
6月2日	函館	北海道・東北・関東	187名
6月9日	大阪	中部・近畿	127名
7月13日	松江	中国・四国・九州・沖縄	168名
計	3カ所		482名

④ 全国商工調停士会の開催（全国商工会連合会との共催）

開催年月日	開催地	出席者数
11月4日	キャピトル東急ホテル（東京）	332名

⑤ 経営安定特別相談事業に係る広報・普及活動（全国商工会連合会と共同作成）

種 類	作成部数
ポスター	8,721 枚
パンフレット	222,380 部
自己チェックリスト	116,384 枚

16. 消費税円滑化対策事業

平成16年4月からの改正消費税法の実施により影響を受ける事業者等を支援するため中小企業庁の委託により次のとおり事業を行った。

・事業概要／実施状況

<各地商工会議所の実施事業>

(1) 事業者向け講習会（説明会）の実施

各地商工会議所の積極的な開催により計2,019回実施（1会議所平均：約4回）。

受講者数51,318人。

(2) 税務相談（個別相談）の実施

各地商工会議所の積極的な開催により計5,587回実施（1会議所平均：約11回）。

相談者数32,035人。

(3) 税務指導（税務申告書の作成指導・代行）

各地商工会議所の積極的な開催により計6,225回実施（1会議所平均：約12回）。

相談者数56,595人。

(4) 経営指導員等研修会の実施

幹事商工会議所の開催により経営指導員等に対して消費税の制度改正に関する研修会を85回実施。

延べ受講者3,590人。

<日本商工会議所の実施事業>

(1) 事業者向け講習会等で使用するテキスト「これでスッキリ！はじめての消費税申告」を作成・頒布した。

(2) 「Web消費税ガイド」（平成15年度作成）を通じて、税務専門家の監修により、消費税の仕組み、記帳方法、税額算定、消費税総額表示方式等に関する情報提供を行った。また、メールマガジンの発行をはじめ、Web閲覧者から寄せられた疑問点等を踏まえて随時、情報を追加した。

(3) 改正消費税および消費税申告の啓発普及を図るために、新聞広告による全国的な広報活動を実施した。

17. 企業等OB人材活用推進事業

商品開発、マーケティング、研究開発、新事業開発など、経営戦略の見直しや新事業の展開を図るために人材を必要としている中小企業やベンチャー企業と、退職後も自らの知識・経験などのノウハウを活かしたいという意欲を持った企業等OBとのマッチングを支援する事業を、中小企業庁の委託により15年度新規に実施、3年目となった。

企業等OB人材の活用を推進するため、日商内に「企業等OB人材マッチング全国協議会」を設置し、成功事例の創出のため、活用事例集の作成、現地ミーティングの実施、ホームページ（<http://www.obji>

nzai.jp/)による情報提供、本事業の普及啓発活動等を実施し、企業等OB人材と中小企業ニーズとの効果的マッチングを支援するための全国的な活動を展開した。

各都道府県レベルにおいては、地域の企業等OB人材の活用のための草の根的事業を展開するため、幹事商工会議所を母体とした「企業等OB人材マッチング地域協議会」が全ての都道府県に設置されたことにより全国での支援体制が整い、企業等OB人材の発掘・登録、マッチング、既存マッチング組織の把握と連携支援等を行った。

さらに、企業等OB人材による中小企業支援活動を実施しているマッチング組織17カ所を対象に、委託事業として中小企業支援の先駆的・モデル的な活動を実施し、その成果の普及により事業推進を図った。

17年度のOB人材の登録数は1,751名、マッチング実績は照会件数2,573件、成立件数1,033件となっている（平成18年3月末現在）。

なお、平成18年3月末現在のデータベース登録数は、4,633名。

① 諸会議の開催

ア. 企業等OB人材活用推進委員会

開催期日	出席者数	場 所
4月14日	22名	東 京

イ. 現地ミーティング

開催期日	出席者数	場 所
10月27日～28日	42名	仙 台
11月10日～11日	41名	福 岡
計	83名	

ウ. 説明会

説明会名	開催期日	出席者数	場 所
平成17年度企業等OB人材活用推進事業 第1回説明会	4月28日	72名	東 京
平成18年度企業等OB人材マッチング地域協議会事業に関する説明会	平成18年 2月8日	67名	東 京
平成18年度企業等OB人材マッチングモデル事業公募に係る説明会	2月16日	46名	東 京
平成17年度企業等OB人材マッチングモデル事業報告会	3月3日	33名	東 京
計		218名	

エ. 企業等OB人材マッチングモデル事業委託先選考委員会

開催期日	出席者数	場 所
平成18年3月28日	15名	東 京

オ. マッチングコーディネーター研修会

開催期日	出席者数	場 所
6月24日	47名	東 京

カ. 作成物

- (ア) 企業等OB人材活用マニュアル（改訂版）
- (イ) 企業等OB人材マッチング事業活用事例集

18. 創業人材育成事業

中小企業庁の補助事業として、創業人材育成事業（創業塾・第二創業コース）を実施した。

「創業塾」は各地商工会議所と日本商工会議所が主催し、創業を希望する方を対象に開催する講座で、事業開始の心構え、ビジネスプラン（事業計画）作成研修、融資制度や創業事例の紹介など、実際の創業に役立つ内容を提供している。さらに女性のみを対象とした女性塾や、より専門的・実践的な内容の習得を希望するものを対象としたステップアップコースを実施している。

平成17年度は、全国133商工会議所で延べ159回の「創業塾」（女性塾・ステップアップコース含む）を実施し、合計5,264名の参加者を集めた（平成11年度から平成17年度までの累計では延べ823回、合計33,487名が参加）。講座修了者を対象にした追跡アンケート結果によれば、回答者の約3割が創業を実現している。

「第二創業コース」は各地商工会議所と日本商工会議所が主催し、既に事業を営んでおり、かつ将来を見据えて新しい事業にチャレンジしたい二代目や若手後継者、あるいは、新事業の展開などを実現しさらなる飛躍を図りたい経営者、既に創業し第二の成長段階へのステップを踏み出したい経営者などを対象に開催する講座で、成功のための経営戦略、組織マネジメント等の知識・ノウハウの体得を支援している。

平成17年度は、全国139商工会議所で146回、全国商工会議所青年部連合会が1回の計147回の「第二創業コース」を実施し、合計3,660名の参加者を集めた。

さらに、平成17年度は第二創業コース受講者による経営革新・新事業展開事例をとりまとめた「第二創業事例集」を作成した。

また、創業・第二創業に取り組む人材を発掘し、創業・第二創業コース受講を促進するため、意欲ある中小企業あるいは創業を希望する方々を対象に、8ヵ所で創業・第二創業挑戦支援フォーラムを実施した。

平成17年度創業人材育成事業実績

(1) 創業塾 133 会議所 159 回開催

会議所名	開催日	参加者	全講座出席者
札幌①	6/21（火）、23（木）、25（土）、28（火）、30（木）、7/2（土）、9（土）	49	19
札幌②	9/6（火）、8（木）、10（土）、13（火）、15（木）、17（土）、10/1（土）	28	10
札幌③	11/21（月）、24（木）、12/1（木）、3（土）、5（月）、8（木）、12（月）	25	6
釧路	9/10（土）、11（日）、23（金）、24（土）、25（日）	14	3
北見	9/23（金）、10/1（土）、2（日）、15（土）、16（日）	37	15
盛岡	7/2（土）、3（日）、9（土）、10（日）、16（土）	50	26
水沢	9/10（土）、17（土）、24（土）、10/1（土）、8（土）	17	4

仙台	9/27 (火)、28 (水)、29 (木)、30 (金)、10/1 (土)、4 (火)、5 (水)、6 (木)、7 (金)	41	20
秋田①	7/16 (土)、17 (日)、23 (土)、24 (日)、30 (土)	39	21
秋田②	8/20 (土)、21 (日)、27 (土)、28 (日)、9/3 (土)	23	8
秋田③	10/29 (土)、30 (日)、11/6 (日)、13 (日)、19 (土)	21	9
能代	11/5 (土)、6 (日)、12 (土)、19 (土)、20 (日)	15	8
山形	9/10 (土)、11 (日)、17 (土)、10/1 (土)、2 (日)	13	5
鶴岡	10/5 (水)、8 (土)、12 (水)、15 (土)、19 (水)、25 (火)、29 (土)	17	5
福島	10/1 (土)、8 (土)、15 (土)、16 (日)、22 (土)	30	13
郡山	8/20 (土)、27 (土)、9/3 (土)、10 (土)、17 (土)	38	18
原町	9/4 (土)、7 (水)、9 (金)、11 (日)、14 (水)、16 (金)、22 (木)、28 (水)、30 (金)、10/2 (日)	27	9
新潟	8/20 (土)、27 (土)、9/3 (土)、10 (土)、17 (土)	35	18
三条	10/25 (火)、27 (木)、31 (月)、11/2 (水)、4 (金)、7 (月)、9 (水)、11 (金)、14 (月)、16 (水)	21	4
上越	10/5 (水)、12 (水)、19 (水)、26 (水)、11/1 (火)、9 (水)、16 (水)、19 (土)、20 (日)	31	4
長岡 (ステップ)	9/28 (水)、10/4 (火)、8 (土)、12 (水)、15 (土)、19 (水)、29 (土)	43	7
富山	7/4 (月)、6 (水)、11 (月)、13 (水)、15 (金)、20 (水)、25 (月)、27 (水)、29 (金)、8/3 (水)	47	16
高岡①	7/23 (土)、24 (日)、26 (火)、27 (水)、28 (木)、30 (土)、31 (日)	34	15
高岡②	1/17 (火)、19 (木)、21 (土)、22 (日)、25 (水)、28 (土)、29 (日)	34	18
金沢	9/12 (月)、13 (火)、14 (水)、15 (木)、16 (金)	23	18
加賀	7/9 (土)、16 (土)、8/11 (木)、19 (金)、29 (月)、9/6 (火)、13 (火)、17 (土)、10/3 (月)	21	2
長野	10/26 (水)、29 (土)、11/2 (水)、5 (土)、9 (水)、12 (土)、16 (水)	42	17
諏訪①	6/4 (土)、5 (日)、11 (土)、12 (日)、18 (土)	25	11
諏訪②	2/4 (土)、5 (日)、11 (土)、18 (土)、19 (日)	27	18
小諸	10/9 (日)、16 (日)、23 (日)、30 (日)、11/6 (日)	34	29
土浦 (女性)	8/20 (土)、27 (土)、9/3 (土)、10 (土)、17 (土)	15	6
古河	9/4 (日)、10 (土)、17 (土)、23 (金)、10/2 (日)	22	11
石岡	7/16 (土)、23 (土)、30 (土)、8/6 (土)、20 (土)	33	16

ひたちなか (女性)	9/10 (土)、17 (土)、24 (土)、10/1 (土)、2 (日)	19	13
栃木	10/3 (月)、6 (木)、11 (火)、14 (金)、17 (月)、20 (木)、25 (火)、 28 (金)、11/1 (火)、4 (金)、8 (火)	32	14
宇都宮	8/28 (日)、9/4 (日)、11 (日)、18 (日)、25 (日)	35	14
足利	6/14 (火)、16 (木)、21 (火)、23 (木)、28 (火)、30 (木)、 7/5 (火)、7 (木)、12 (火)、14 (木)、22 (金)	61	24
小山	9/3 (土)、10 (土)、17 (土)、10/1 (土)、8 (土)	24	9
日光地区①	8/29 (月)、31 (水)、9/2 (金)、5 (月)、7 (水)、9 (金)、 12 (月)、14 (水)、21 (水)、26 (月)	25	7
日光地区②	11/1 (火)、4 (金)、7 (月)、11 (金)、15 (火)、17 (木)、21 (月)、 25 (金)、29 (火)、12/1 (木)	31	9
佐野	9/14 (水)、21 (水)、28 (水)、10/5 (水)、12 (水)、19 (水)、 26 (水)、11/1 (火)、9 (水)、16 (水)、19 (土)、20 (日)	31	9
高崎	10/11 (火)、12 (水)、13 (木)、14 (金)、17 (月)、18 (火)、 19 (水)、20 (木)、21 (金)、24 (月)	42	15
太田	9/3 (土)、10 (土)、17 (土)、24 (土)、10/1 (土)	33	13
川口	7/10 (日)、16 (土)、24 (日)、30 (土)、8/6 (土)	18	9
熊谷	11/13 (日)、20 (日)、27 (日)、12/4 (日)、11 (日)	31	21
さいたま (女性)	7/23 (土)、24 (日)、31 (日)、8/6 (土)、7 (日)	55	22
上尾	7/9 (土)、16 (土)、23 (土)、30 (土)、8/6 (土)	27	13
狭山	9/4 (日)、11 (日)、18 (日)、25 (日)、10/2 (日)	30	19
千葉	7/16 (土)、17 (日)、23 (土)、30 (日)、8/6 (土)	44	28
松戸	10/15 (土)、22 (土)、23 (日)、29 (土)、30 (日)	33	13
習志野①	9/23 (金)、24 (土)、10/1 (土)、8 (土)、9 (日)	47	35
習志野②	12/17 (土)、18 (日)、1/9 (月)、14 (土)、15 (日)	33	17
東京①	7/2 (土)、9 (土)、16 (土)、23 (土)、30 (土)	63	29
東京②	10/1 (土)、8 (土)、15 (土)、22 (土)、29 (土)	63	28
東京③	1/28 (土)、2/4 (土)、11 (土)、18 (土)、25 (土)	67	34
武蔵野	6/26 (日)、7/3 (日)、10 (日)、17 (日)、18 (月)	25	13
青梅	7/9 (土)、16 (土)、17 (日)、18 (月)、23 (土)	49	40
立川	10/15 (土)、16 (日)、22 (土)、23 (日)、29 (土)	53	37
町田	6/19 (日)、21 (火)、23 (木)、28 (火)、30 (木)、7/5 (火)、 7 (木)、12 (火)、17 (日)	39	20
小田原	8/6 (土)、21 (日)、27 (土)、9/3 (土)、11 (日)	28	12
平塚	9/17 (土)、24 (土)、10/1 (土)、8 (土)、15 (土)	30	20

相模原①	6/4 (土)、11 (土)、18 (土)、25 (土)、7/9 (土)、30 (土)、 8/27 (土)、9/10 (土)	44	22
相模原②	7/3 (日)、17 (日)、24 (日)、31 (日)、8/7 (日)、21 (日)、 11/3 (木)	22	4
相模原③	10/1 (土)、8 (土)、22 (土)、29 (土)、11/5 (土)、12 (土)、 19 (土)	56	18
海老名	10/2 (日)、16 (日)、30 (日)、11/6 (日)、13 (日)	47	22
甲府	10/2 (日)、8 (土)、9 (日)、15 (土)、16 (日)	30	18
静岡	7/30 (土)、8/6 (土)、13 (土)、20 (土)、27 (土)	39	28
浜松	9/27 (火)、30 (金)、10/4 (火)、7 (金)、11 (火)、14 (金)、 18 (火)、21 (金)、25 (火)、28 (金)	40	33
沼津	10/1 (土)、8 (土)、15 (土)、16 (日)、22 (土)	28	9
三島 (女性)	9/10 (土)、11 (日)、17 (土)、18 (日)、24 (土)	27	18
島田	9/3日 (土)、10日 (土)、17 (土)、24 (土)、10/1 (土)	34	12
岐阜	10/16 (日)、23 (日)、30 (日)、11/3 (木)、13 (日)	21	6
各務原	11/19 (土)、26 (土)、27 (日)、12/3 (土)、10 (土)	20	3
可児	8/28 (日)、9/4 (日)、11 (日)、18 (日)、25 (日)	31	14
名古屋①	7/17 (日)、24 (日)、31 (日)、8/6 (土)、7 (日)	36	20
名古屋② (女性)	9/18 (日)、25 (日)、10/2 (日)、9 (日)、16 (日)	39	20
豊橋	9/17 (土)、18 (日)、24 (土)、25 (日)、10/1 (土)	27	12
一宮	9/18 (日)、25 (日)、10/2 (日)、9 (日)、16 (日)	33	9
豊川	7/16 (土)、23 (土)、24 (日)、30 (土)、31 (日)	24	7
刈谷	9/3 (土)、10 (土)、17 (土)、24 (土)、10/1 (土)	33	8
豊田① (ステップ)	10/1 (土)、8 (土)、15 (土)、22 (土)、29 (土)	44	15
豊田②	11/19 (土)、26 (土)、12/3 (土)、10 (土)、17 (土)	43	11
津島①	10/15 (土)、22 (土)、29 (土)、11/5 (土)、12 (土)	40	17
津島② (ステップ)	11/26 (土)、12/3 (土)、11 (日)、17 (土)、18 (日)	20	5
小牧	11/5 (土)、12 (土)、19 (土)、26 (土)、12/3 (土)	29	12
四日市	6/18 (土)、19 (日)、25 (土)、7/2 (土)、3 (日)	34	14
津	9/4 (日)、11 (日)、18 (日)、24 (土)、25 (日)	39	13
伊勢 (鳥羽と共催)	6/11 (土)、12 (日)、18 (土)、19 (日)、25 (土)	38	23
鈴鹿	10/29 (土)、11/5 (土)、12 (土)、26 (土)、27 (日)	40	12

桑名	7/24 (日)、31 (日)、8/7 (日)、21 (日)、28 (日)	29	14
福井	7/23 (土)、24 (日)、30 (土)、31 (日)、8/3 (水)	27	17
武生①	9/3 (土)、4 (日)、10 (土)、11 (日)、17 (土)	22	6
武生②	10/29 (土)、30 (日)、11/5 (土)、13 (日)	16	3
八日市	10/1 (土)、8 (土)、15 (土)、22 (土)、29 (土)	58	15
京都	9/10 (土)、17 (土)、24 (土)、10/1 (土)、8 (土)	43	30
宇治	10/22 (土)、29 (土)、11/5 (土)、12 (土)、19 (土)	47	15
大阪	11/19 (土)、22 (火)、26 (土)、29 (火)、12/1 (木)、3 (土)、 6 (火)、10 (土)	40	19
堺	9/3 (土)、10 (土)、17 (土)、23 (金)、24 (土)	21	17
岸和田	6/7 (火)、8 (水)、9 (木)、11 (土)、14 (火)、15 (水)、16 (木)、 18 (土)	33	26
茨木①	8/27 (土)、9/3 (土)、10 (土)、17 (土)、24 (土)	39	22
茨木② (ステップ)	10/15 (土)、22 (土)、29 (土)、11/5 (土)、12 (土)	29	12
吹田	9/10 (土)、17 (土)、18 (日)、23 (金)、24 (土)	28	13
豊中①	7/16 (土)、17 (日)、23 (土)、30 (土)、8/6 (土)	16	15
豊中②	2/4 (土)、5 (日)、11 (土)、14 (火)、18 (土)、25 (土)	37	29
泉佐野	12/3 (土)、4 (日)、7 (水)、8 (木)、10 (土)、11 (日)	36	24
神戸	6/4 (土)、11 (土)、18 (土)、25 (土)、7/2 (土)、9 (土)	22	9
姫路	6/18 (土)、25 (土)、7/2 (土)、9 (土)、16 (土)	37	20
尼崎	8/27 (土)、9/3 (土)、10 (土)、17 (土)、23 (金)	26	21
明石① (女性)	8/19 (金)、23 (火)、26 (金)、9/2 (金)、6 (火)	48	15
明石②	9/27 (火)、10/1 (土)、4 (火)、8 (土)、11 (火)、15 (土)、18 (火)、 22 (土)	54	14
西宮 (女性)	9/3 (土)、10 (土)、17 (土)、10/1 (土)、8 (土)	32	17
伊丹 (女性)	6/11 (土)、18 (土)、25 (土)、7/2 (土)、9 (土)	32	16
三木	7/9 (土)、16 (土)、23 (土)、30 (土)、8/6 (土)、20 (土)、 10/1 (土)	17	4
高砂①	6/25 (土)、7/2 (土)、9 (土)、16 (土)、23 (土)、30 (土)	16	9
高砂② (ステップ)	8/20 (土)、27 (土)、9/3 (土)、10 (土)、17 (土)、24 (土)	15	5
龍野	7/11 (月)、21 (木)、8/1 (月)、11 (木)、22 (月)、9/1 (木)、7 (水)、12 (月)、22 (木)、10/3 (月)、13 (木)、24 (月)、11/2 (水)	25	0

加古川①	7/16 (土)、23 (土)、30 (土)、8/6 (土)、20 (土)、27 (土)	20	5
加古川②	10/29 (土)、11/5 (土)、12 (土)、19 (土)、26 (土)、12/17 (土)	35	2
鳥取	10/1 (土)、9 (日)、16 (日)、22 (土)、29 (土)	32	18
米子	11/5 (土)、12 (土)、19 (土)、26 (土)、12/3 (土)	24	8
松江	10/1 (土)、8 (土)、15 (土)、22 (土)、29 (土)	42	14
岡山	11/12 (土)、19 (土)、20 (日)、26 (土)、27 (日)	38	19
倉敷 (玉島・児島・ 笠岡・井原・高 梁・総社・新見 商工会議所・倉 敷地域中小企 業支援センタ ーと共催)	7/24 (日)、30 (土)、31 (日)、8/6 (土)、7 (日)	21	4
広島	10/10 (月)、15 (土)、16 (日)、22 (土)、23 (日)	42	24
福山	9/10 (土)、17 (土)、24 (土)、10/1 (土)、8 (土)、15 (土)	37	22
廿日市	10/1 (土)、2 (日)、8 (土)、15 (土)、16 (日)	26	12
宇部	6/1 (水)、15 (水)、29 (水)、7/13 (水)、27 (水)、8/10 (水)、 24 (水)、9/7 (水)、21 (水)、10/8 (土)	31	6
山口	7/2 (土)、10 (日)、17 (日)、24 (日)、31 (日)	22	11
防府	10/21 (金)、24 (月)、28 (金)、31 (月)、11/6 (日)、13 (日)、 20 (日)	26	17
徳島	8/20 (土)、22 (月)、24 (水)、27 (土)、29 (月)、31 (水)、 9/3 (土)	30	3
阿南①	10/4 (火)、6 (木)、7 (金)、11 (火)、13 (木)、14 (金)、20 (木)、 21 (金)、24 (月)、28 (金)	37	13
阿南② (女性)	2/1 (水)、3 (金)、8 (水)、9 (木)、16 (木)、20 (月)、21 (火)、 24 (金)、27 (月)、28 (火)	46	9
高松	9/3 (土)、10 (土)、17 (土)、10/1 (土)、8 (土)、15 (土)	23	9
観音寺	1/22 (日)、29 (日)、2/5 (日)、11 (土)、12 (日)	33	14
善通寺①	7/3 (日)、10 (日)、17 (日)、24 (日)、31 (日)	40	7
善通寺② (女性)	9/4 (日)、10 (土)、11 (日)、17 (土)、18 (日)	28	2
善通寺③ (ステップ)	10/16 (日)、23 (日)、30 (日)、11/6 (日)、13 (日)	32	0
松山	8/19 (金)、20 (土)、25 (木)、27 (土)、9/2 (金)、9/3 (土)	14	8
高知	10/23 (日)、30 (日)、11/6 (日)、13 (日)、20 (日)	43	17

福岡① (女性)	7/16 (土)、23 (土)、30 (土)、8/6 (土)、7 (日)	60	31
福岡②	10/29 (土)、11/5 (土)、12 (土)、19 (土)、26 (土)	54	14
久留米①	5/7 (土)、8 (日)、15 (日)、21 (土)、22 (日)	28	16
久留米②	10/8 (土)、9 (日)、15 (土)、16 (日)、29 (土)	27	21
北九州	7/2 (土)、3 (日)、9 (土)、10 (日)、17 (日)	34	17
大牟田	10/1 (土)、2 (日)、8 (土)	23	12
飯塚	11/6 (日)、12 (土)、13 (日)、19 (土)、20 (日)	29	18
佐賀	9/12 (月)、13 (火)、15 (木)、16 (金)、20 (火)、22 (木)、26 (月)、 27 (火)、29 (木)、30 (金)	20	7
武雄	8/30 (火)、9/13 (火)、20 (火)、27 (火)、10/13 (木)、18 (火)、 27 (木)、28 (金)、11/8 (火)、15 (火)、27 (日)	44	1
長崎	9/2 (金)、5 (月)、7 (水)、9 (金)、12 (月)、14 (水)、16 (金)、 21 (水)、26 (月)、28 (水)	40	6
佐世保	10/1 (土)、2 (日)、8 (土)、15 (土)、16 (日)	28	9
熊本	7/23 (土)、24 (日)、30 (土)、8/6 (土)、7 (日)	17	9
八代	10/22 (土)、23 (日)、29 (土)、30 (日)、11/5 (土)	25	10
大分	9/3 (土)、4 (日)、11 (日)、17 (土)、18 (日)	22	12
宮崎	8/2 (火)、4 (木)、9 (火)、18 (木)、23 (火)、25 (木)、30 (火)、 9/1 (木)、13 (火)	43	11
鹿児島	8/1 (月)、4 (木)、6 (土)、9 (火)、11 (木)、18 (木)、23 (火)、 27 (土)	40	13
鹿屋	8/28 (日)、9/4 (日)、11 (日)、18 (日)、25 (日)	34	22
国分	6/17 (金)、18 (土)、21 (火)、22 (水)、24 (金)、25 (土)、27 (月)、 28 (火)	28	12
那覇	10/1 (土)、8 (土)、15 (土)、23 (日)、29 (土)	76	18
浦添	11/6 (日)、13 (日)、20 (日)、27 (日)	28	13

※ (女性) とは、女性のみを対象とした女性塾のこと。

※ (ステップ) とは、より専門的・実践的内容の習得を希望するものを対象としたステップアップコースのこと。

(2) 第二創業コース 139 会議所 147 回開催

会議所名	開催日	参加者	全講座出席者
札幌	11/9 (水)、15 (火)、25 (金)、29 (火)、12/6 (火)、9 (金)、13 (火)、 17 (土)	27	7
旭川	10/4 (火)、7 (金)、8 (土)、11 (火)、14 (金)、18 (火)、21 (金)、 25 (火)、28 (金)、11/1 (火)、4 (金)	20	4

室蘭	10/27 (木)、29 (土)、11/1 (火)、8 (火)、15 (火)、18 (金)、 21 (月)、25 (金)、12/3 (土)	25	8
網走	10/1 (土)、6 (木)、15 (土)、20 (木)、29 (土)、11/10 (木)、 19 (土)	21	4
苫小牧	10/3 (月)、5 (水)、12 (水)、19 (水)、26 (水)、11/1 (火)、4 (金)、 9 (水)、12 (土)、26 (土)	16	5
盛岡	10/15 (土)、22 (土)、29 (土)、11/5 (土)、12 (土)	44	17
一関	10/1 (土)、8 (土)、15 (土)、22 (土)、29 (土)、11/5 (土)	20	10
仙台	10/11 (火)、13 (木)、15 (土)、18 (火)、20 (木)、25 (火)、27 (木)、 29 (土)	20	6
秋田	10/20 (木)、27 (木)、11/3 (木)、10 (木)、17 (木)	22	12
能代	10/1 (土)、2 (日)、8 (土)、9 (日)、10 (月)	15	5
酒田	11/16 (水)、29 (火)、12/2 (金)、7 (水)、8 (木)、14 (水)	15	3
米沢	9/1 (木)、8 (木)、15 (木)、21 (木)、28 (水)、10/6 (水)、13 (木)、 20 (木)、27 (木)、11/2 (水)	21	3
福島	10/11 (火)、13 (木)、18 (火)、20 (木)、25 (火)、27 (木)、 11/1 (火)、4 (金)、8 (火)、10 (木)、16 (水)	26	2
郡山	10/1 (土)、8 (土)、15 (土)、22 (土)、29 (土)	31	7
白河	10/17 (月)、19 (水)、24 (月)、26 (水)、31 (月)、11/4 (金)、 7 (月)、9 (水)、14 (月)、17 (木)	30	7
須賀川	11/25 (金)、29 (火)、12/1 (木)、6 (火)、9 (金)、13 (火)、16 (金)、 20 (火)	15	3
新潟	10/13 (木)、18 (火)、26 (水)、29 (土)、11/2 (水)、9 (水)、 16 (水)	30	5
柏崎	10/18 (火)、24 (月)、28 (金)、11/4 (金)、8 (火)、14 (月)、 17 (木)、22 (火)、1/19 (木)	20	1
新津	10/13 (木)、17 (月)、20 (木)、24 (月)、27 (木)、31 (月)、 11/7 (月)、10 (木)、14 (月)、16 (水)	27	12
燕	10/6 (木)、7 (金)、12 (水)、13 (木)、14 (金)、19 (水)、20 (木)、 26 (水)、27 (木)、28 (金)	19	7
糸魚川	9/1 (木)、8 (木)、15 (木)、22 (木)、29 (木)	60	14
加茂	11/18 (金)、21 (月)、24 (木)、28 (月)、30 (水)、12/2 (金)、 6 (火)、8 (木)、12 (月)、15 (木)	24	3
富山	9/28 (水)、30 (金)、10/3 (月)、12 (水)、14 (金)、17 (月)、 24 (月)、26 (水)、28 (金)、31 (月)	20	1
高岡	12/4 (日)、8 (木)、10 (土)、11 (日)、14 (水)、16 (金)、18 (日)	29	8
砺波	7/21 (木)、28 (木)、8/4 (木)、11 (木)、18 (木)、27 (土)、 9/1 (木)、8 (木)、30 (金)	23	6
小松	8/29 (月)、9/1 (木)、5 (月)、8 (木)、12 (月)、15 (木)、22 (木)、 26 (月)、29 (木)、10/3 (月)	8	7
輪島	9/7 (水)、14 (水)、20 (火)、27 (火)、10/4 (火)、11 (火)、18 (火)、 25 (火)、31 (月)、11/18 (金)	16	0
諏訪	9/8 (木)、15 (木)、22 (木)、29 (木)、10/6 (木)、20 (木)、27 (木)、 11/2 (水)	29	6
下諏訪	9/15 (木)、22 (木)、29 (木)、10/6 (木)、13 (木)、20 (木)、 27 (木)、11/2 (水)、10 (木)、17 (木)	24	7

伊那	11/5 (土)、12 (土)、19 (土)、26 (土)、12/3 (土)	21	12
石岡	8/19 (金)、22 (月)、26 (金)、29 (月)、9/2 (金)、5 (月)、9 (金)、11 (日)	34	8
栃木	7/28 (木)、8/4 (木)、11 (木)、22 (月)、25 (木)、9/1 (木)、8 (木)、15 (木)	37	4
宇都宮	10/28 (金)、11/1 (火)、2 (水)、8 (火)、11 (金)、15 (火)、18 (金)、22 (火)、25 (金)、29 (火)	17	8
足利	11/8 (火)、11 (金)、15 (火)、17 (木)、22 (火)、24 (木)、29 (火)、12/1 (木)、6 (火)、8 (木)、13 (火)、20 (火)	53	20
鹿沼	9/8 (木)、22 (木)、10/13 (木)、27 (木)、11/10 (木)、17 (木)、24 (木)	15	1
小山	8/5 (金)、11 (木)、19 (金)、26 (金)、9/2 (金)、7 (水)、16 (金)、20 (火)、28 (水)、10/4 (火)	25	7
日光地区	10/26 (水)、28 (金)、11/1 (火)、4 (金)、7 (月)、11 (金)、14 (月)、18 (金)、22 (火)	24	5
佐野	9/15 (木)、22 (木)、29 (木)、10/6 (木)、13 (木)、20 (木)、27 (木)、11/2 (水)、10 (木)、17 (木)、19 (土)、20 (日)	40	9
高崎	8/27 (土)、9/3 (土)、10 (土)、17 (土)	25	8
前橋	9/6 (火)、8 (木)、13 (火)、15 (木)、20 (火)、22 (木)、27 (火)、29 (木)	30	10
伊勢崎	10/1 (土)、8 (土)、15 (土)、22 (土)、29 (土)	18	8
川越	9/10 (土)、17 (土)、10/1 (土)、8 (土)、22 (土)	17	6
川口	9/25 (木)、10/2 (日)、9 (日)、16 (日)、23 (日)	16	3
さいたま	8/20 (土)、27 (土)、9/3 (土)、4 (日)	15	11
秩父	9/6 (火)、8 (木)、13 (火)、15 (木)、20 (火)、22 (木)、27 (火)、29 (木)、10/4 (火)、6 (木)	24	9
飯能	10/30 (日)、11/13 (日)、20 (日)、27 (日)、12/4 (日)、18 (日)	16	4
上尾	9/4 (日)、11 (日)、18 (日)、25 (日)	15	5
狭山	9/2 (金)、9 (金)、16 (金)、22 (木)、30 (金)	13	6
草加①	6/8 (水)、10 (金)、15 (水)、17 (金)、22 (水)	19	4
草加②	11/8 (火)、10 (木)、15 (火)、17 (木)、22 (火)	17	9
春日部	11/5 (土)、12 (土)、19 (土)、26 (土)、12/3 (土)	18	11
千葉	10/15 (土)、22 (土)、29 (土)、11/5 (土)、11 (金)、18 (金)	22	7
松戸	11/30 (水)、12/4 (日)、10 (土)、11 (日)	21	10
市原	10/8 (土)、12 (水)、15 (土)、19 (水)、26 (水)、11/2 (水)、9 (水)、12 (土)	15	4
習志野	10/12 (水)、19 (水)、28 (金)、11/4 (金)、8 (火)、16 (水)、24 (木)、29 (火)	18	2
八千代	9/7 (水)、14 (水)、21 (水)、28 (水)、10/5 (水)、12 (水)、19 (水)、26 (水)、11/2 (水)、9 (水)	22	6
君津	9/5 (月)、8 (木)、12 (月)、15 (木)、20 (火)、22 (木)、26 (月)、29 (木)、10/3 (月)、6 (木)	27	6
東京	11/4 (金)、10 (木)、18 (金)、25 (金)、12/2 (金)、9 (金)	28	8
武蔵野	11/6 (日)、13 (日)、20 (日)、27 (日)	19	10
町田	10/14 (金)、18 (火)、21 (金)、25 (火)、11/1 (火)、8 (火)、11 (金)、15 (火)、22 (火)、25 (金)	19	5

横浜	9/28 (水)、10/5 (水)、12 (水)、19 (水)、26 (水)、11/2 (水)、9 (水)、30 (水)、12/7 (水)、14 (水)	21	7
小田原	9/26 (月)、10/5 (水)、14 (金)、17 (月)、11/9 (水)、15 (火)、29 (火)	23	8
相模原①	5/18 (水)、6/14 (火)、7/12 (火)、19 (火)、8/9 (火)、9/13 (火)、20 (火)、10/11 (火)、11/8 (火)、15 (火)、27 (日)	25	10
相模原②	5/28 (土)、7/2 (土)、23 (土)、27 (水)、8/6 (土)、20 (土)、9/24 (土)、10/21 (金)、22 (土)、29 (土)、11/26 (土)、12/3 (土)	20	6
相模原③	9/29 (木)、10/6 (木)、13 (木)、26 (木)、11/2 (木)、9 (水)、10 (木)、16 (水)、17 (木)	20	4
甲府	6/21 (火)、23 (木)、28 (火)、30 (木)、7/5 (火)、7 (木)、12 (火)、14 (木)、19 (火)、21 (木)	33	6
静岡	10/1 (土)、8 (土)、15 (土)、22 (土)、29 (土)	30	22
浜松	9/30 (金)、10/21 (金)、28 (金)、11/4 (金)、11 (金)、18 (金)、23 (水)、26 (土)	21	1
沼津	11/26 (土)、27 (日)、12/3 (土)、10 (土)、18 (日)	24	9
島田	11/1 (火)、8 (火)、15 (火)、19 (土)、22 (火)、29 (水)、12/6 (水)、13 (水)	44	8
大垣	9/30 (金)、10/7 (金)、14 (金)、21 (金)、28 (金)、11/4 (金)、11 (金)、18 (金)、25 (金)、12/2 (金)	25	6
美濃	8/6 (土)、20 (土)、9/3 (土)、10 (土)、24 (土)、10/3 (月)、12 (水)、14 (金)、29 (土)	25	6
各務原	6/2 (木)、3 (金)、13 (月)、14 (火)、27 (月)、28 (火)、29 (水)、7/19 (火)、20 (水)、26 (火)、27 (水)、8/8 (月)	28	6
可児	10/1 (土)、8 (土)、15 (土)、22 (土)、29 (土)	25	7
名古屋	9/29 (木)、10/6 (木)、13 (木)、20 (木)、27 (木)、11/2 (木)、11/10 (木)	83	14
豊橋	9/21 (水)、26 (月)、28 (水)、10/3 (月)、5 (水)、12 (水)、17 (月)、19 (水)、24 (月)、26 (水)	33	6
半田	9/9 (金)、27 (火)、10/4 (火)、11 (火)、25 (火)、11/1 (火)、15 (火)、22 (火)、12/6 (火)、12 (月)	40	10
一宮	9/29 (木)、10/6 (木)、13 (木)、20 (木)、28 (金)、11/4 (金)、10 (木)、17 (木)、24 (木)、12/1 (木)	29	2
蒲郡	9/27 (火)、10/4 (火)、11 (火)、18 (火)、25 (火)、11/1 (火)、8 (火)、15 (火)、21 (月)、22 (火)、26 (土)	29	0
豊川	9/8 (木)、15 (木)、22 (木)、29 (木)、10/6 (木)、14 (金)、20 (木)、27 (木)、11/2 (水)、11/5 (土)	21	3
碧南	9/8 (木)、15 (木)、21 (水)、29 (木)、10/6 (木)、11 (火)、21 (金)、25 (火)、11/10 (木)、17 (木)	31	0
安城	10/5 (水)、12 (水)、19 (水)、26 (水)、11/2 (水)、9 (水)、16 (水)、24 (木)、12/1 (木)、7 (水)	33	5
春日井①	10/5 (水)、7 (金)、11 (火)、13 (木)、19 (水)、20 (木)、25 (火)、27 (木)	15	9
春日井②	11/2 (水)、8 (火)、15 (火)、16 (水)、22 (火)、29 (火)、12/6 (火)、7 (水)	19	9
大府	7/5 (火)、12 (火)、19 (火)、26 (火)、8/2 (火)、9 (火)、16 (火)、23 (火)、30 (火)、9/6 (火)	29	3
四日市	10/13 (木)、18 (火)、20 (木)、25 (火)、27 (木)、11/1 (火)、8 (火)、10 (木)、15 (火)、17 (木)	18	3
伊勢	11/17 (木)、24 (木)、12/1 (木)、6 (火)、	21	7

津	11/21 (月)、22 (火)、12/12 (月)、13 (火)、1/16 (月)、17 (火)、23 (月)、24 (火)	26	17
松阪	9/9 (金)、10 (土)、22 (木)、10/1 (土)、8 (土)	25	9
鈴鹿	10/22 (土)、29 (土)、11/5 (土)、12 (土)、26 (土)	23	5
福井	9/8 (木)、9/13 (火)、27 (火)、10/4 (火)	15	9
敦賀	10/12 (水)、17 (月)、27 (木)、31 (月)、11/9 (水)、16 (水)、12/1 (木)、7 (水)	15	5
武生	10/15 (土)、16 (日)、18 (火)、25 (火)、11/1 (火)、8 (火)、15 (火)、22 (火)、29 (火)	17	3
大野	10/13 (木)、18 (火)、20 (木)、25 (火)、27 (木)、11/8 (火)、10 (木)、14 (月)、16 (水)、17 (木)	15	2
京都	11/5 (土)、12 (土)、19 (土)、26 (土)、12/10 (土)	21	4
舞鶴	9/13 (火)、15 (木)、17 (土)、20 (火)、22 (木)、27 (火)、29 (木)、10/1 (土)	37	14
福知山	1/13 (金)、20 (金)、27 (金)、2/3 (金)、10 (金)、11 (土)、12 (日)	34	16
岸和田	10/28 (金)、11/2 (水)、4 (金)、8 (火)、12 (土)、15 (火)、22 (火)、26 (土)	16	1
豊中	9/13 (火)、20 (火)、27 (火)、10/4 (火)、11 (火)、18 (火)	17	14
大東	11/19 (土)、26 (土)、12/3 (土)、10 (土)	29	11
神戸①	10/12 (水)、26 (水)、11/9 (水)、18 (金)、19 (土)、30 (水)、12/2 (金)、7 (水)	23	8
神戸②	10/3 (月)、17 (月)、24 (月)、31 (月)、11/7 (月)、14 (月)、21 (月)、29 (火)、12/20 (火)、22 (木)、26 (月)、1/10 (火)、23 (月)	56	15
姫路	10/5 (水)、12 (水)、19 (水)、26 (水)、11/2 (水)、9 (水)	22	5
尼崎	10/18 (火)、25 (火)、11/1 (火)、8 (火)、15 (火)、22 (火)、29 (火)	36	7
明石	11/7 (月)、10 (木)、14 (月)、17 (木)、21 (月)、26 (土)、12/5 (月)、10 (土)	34	3
西宮	10/15 (土)、22 (土)、29 (土)、11/5 (土)、12 (土)、19 (土)	19	8
伊丹	10/14 (金)、18 (火)、21 (金)、25 (火)、28 (金)、11/8 (火)、11 (金)、15 (火)、18 (金)、22 (火)	17	5
三木	9/2 (金)、16 (金)、30 (金)、10/14 (金)、28 (金)、11/11 (金)、19 (土)、12/9 (金)	19	6
和歌山	11/2 (水)、4 (金)、7 (月)、9 (水)、11 (木)、14 (月)、16 (水)	28	13
御坊	9/1 (木)、8 (木)、15 (木)、22 (木)、29 (木)、10/6 (木)、13 (木)、20 (木)、27 (木)	31	10
倉吉	9/7 (水)、21 (水)、28 (水)、10/5 (水)、12 (水)、19 (水)、26 (水)、11/2 (水)、9 (水)、16 (水)	28	12
出雲	10/4 (火)、5 (水)、11 (火)、12 (水)、18 (火)、19 (水)、25 (火)、26 (水)、11/1 (火)、2 (水)	20	11
益田	11/8 (火)、11 (金)、15 (火)、18 (金)、22 (火)、25 (金)、29 (火)	22	9
岡山 (備前・西大 寺と共催)	8/19 (金)、22 (月)、24 (水)、26 (金)、29 (月)、31 (水)、9/2 (金)、5 (月)、7 (水)、10 (土)、11 (日)	32	7
倉敷	9/3 (土)、4 (日)、11 (日)、18 (日)、25 (日)	21	2
玉野	9/13 (火)、20 (火)、27 (火)、10/4 (火)、11 (火)、13 (木)、18 (火)、25 (火)、27 (木)、31 (月)	17	4

広島	10/15 (土)、16 (日)、22 (土)、29 (土)、30 (日)	24	12
呉	7/6 (水)、13 (水) 20 (水)、27 (水)、8/3 (水)	21	9
福山	10/29 (土)、11/5 (土)、12 (土)、19 (土)、26 (土)、12/3 (土)	29	9
府中	9/25 (日)、10/2 (日)、9 (日)、23 (日)、30 (日)	17	7
廿日市	9/3 (土)、4 (日)、17 (土)、18 (日)	15	6
下関	10/7 (金)、12 (水)、19 (水)、22 (土)、26 (水)、11/2 (水)、5 (土)、9 (水)	21	3
宇部	6/9 (木)、23 (木)、7/7 (木)、9 (木)、25 (月)、8/5 (金)、18 (木)、9/2 (金)、11 (日)、14 (水)、29 (木)、10/13 (木)、22 (土)	28	3
山口	9/7 (水)、14 (水)、21 (水)、28 (水)、10/5 (水)、12 (水)、19 (水)、26 (水)、11/2 (水)、9 (水)	31	3
萩	9/15 (木)、22 (木)、29 (木)、10/6 (木)、13 (木)、23 (日)、11/6 (日)、13 (日)	22	0
徳島	11/19 (土)、22 (火)、26 (土)、28 (月)、30 (水)、12/2 (金)	13	9
鳴門	9/7 (水)、14 (水)、21 (水)、28 (水)、10/5 (水)、12 (水)、18 (火)、26 (水)	25	6
高松	10/14 (金)、17 (月)、19 (水)、21 (金)、24 (月)、26 (水)、28 (金)、11/2 (水)、4 (金)、7 (月)、9 (水)、11 (金)	29	1
善通寺①	7/21 (木)、22 (金)、26 (火)、28 (木)、29 (金)、8/2 (火)、3 (水)、4 (木)、5 (金)、9 (火)、10 (水)、11 (木)	30	2
善通寺②	11/7 (月)、9 (水)、11 (金)、14 (月)、16 (水)、18 (金)、22 (火)、24 (木)、28 (月)、30 (水)	55	6
今治	9/2 (金)、6 (火)、9 (金)、13 (火)、16 (金)、20 (火)、	25	9
高知	8/24 (水)、31 (水)、9/7 (水)、14 (水)、21 (水)、28 (水)、10/5 (水)、12 (水)、19 (水)	46	1
福岡	9/3 (土)、10 (土)、17 (土)、24 (土)、25 (日)	21	2
久留米①	7/10 (日)、16 (土)、17 (日)、24 (日)	19	6
久留米②	1/14 (土)、15 (日)、21 (土)、22 (日)	18	10
佐賀	10/17 (月)、18 (火)、20 (木)、21 (金)、24 (月)、25 (火)、27 (木)、28 (月)	16	2
伊万里	9/14 (水)、21 (水)、28 (水)、10/5 (水)、11 (火)、19 (水)、26 (水)、11/2 (水)、9 (水)、16 (水)	30	4
佐世保	11/5 (土)、6 (日)、12 (土)、13 (日)	30	12
熊本	8/21 (日)、24 (水)、27 (土)、30 (火)、9/3 (土)	19	10
山鹿	10/24 (月)、26 (水)、28 (金)、31 (月)、11/2 (水)、4 (金)、11 (金)、16 (水)、18 (金)、21 (月)	20	4
宮崎	10/31 (月)、11/7 (月)、14 (月)、21 (月)、30 (水)、1/12 (木)	42	23
鹿児島	9/3 (土)、9 (金)、10 (土)、16 (金)、20 (火)、26 (月)	29	3
加世田	10/1 (土)、2 (日)、8 (土)、9 (日)、15 (土)、16 (日)	18	12
出水	10/7 (金)、12 (水)、14 (金)、17 (月)、19 (水)、21 (金)、22 (月)、	28	21
串木野	6/21 (火)、28 (火)、7/5 (火)、12 (火)、26 (火)、27 (水)、8/2 (火)、3 (水)	27	6
那覇	9/12 (月)、20 (火)、27 (火)、10/6 (木)、13 (木)、18 (火)、25 (水)、11/1 (火)、7 (月)	35	8
青年部	1/18 (水)、19 (木)、20 (金)	19	18

(3) 創業・第二創業挑戦支援フォーラム

ブロック名	会議所名	開催日
北陸信越	十日町	10/22 (土)
関東	土浦	10/28 (金)
関東	東京	11/12 (土)
東海	恵那	10/14 (金)
近畿	敦賀	9/17 (土)
中国地方	倉吉	11/4 (金)
四国	松山	2/24 (金)
九州	大分	10/22 (土)

19. Chambersカード事業・慶弔サービス事業

Chambers カード事業については、全国 145 万の会員ネットワークを生かし、全国 5,300 店舗における割引等の優待サービスを展開。個人カード、および企業を対象とした、社用経費の削減効果を持つ事業所カードと個人・法人両部門を幅広くカバーできるカードとして広く認知されている。未実施商工会議所には、カード導入を要請するとともに、利用促進を図るための「会議所ニュース」等での広告やパンフレット、インターネット掲載など、広報媒体により一層の普及に努めた。なお、17 年 3 月末現在で、Chambers カード事業実施の覚書を締結した商工会議所数は 152、カードの発行実績は口座数で 38,447、枚数で 53,446 枚となっている。

また、7 年 10 月から実施の安価な掛金で葬儀など各種慶弔に関するサービスを受けることのできる慶弔サービス制度の 18 年 3 月末現在の加入者は、270 事業所 (574 人) となっている。

20. 休業補償プラン

9 年 12 月に商工会議所の会員事業所向けサービス事業の 1 つとして創設した「全国商工会議所の休業補償プラン」は、商工会議所ならではのスケールメリットを活かした割安な所得補償保険という特徴を活かし、中小企業における従業員の福利厚生支援策の一つとして、広く全国の会員事業所に定着している。

17 年度も引き続き、商工会議所における導入促進ならびに会員事業所における一層の普及奨励を図り、各地商工会議所での加入促進活動を支援した。18 年 3 月末現在、402 商工会議所で実施され、加入件数 (人数) は 23,359 名となっている。

21. 広報事業

① 広報紙 (誌) 等

(1) 「会議所ニュース」 (新聞型)

創刊 昭和 28 年 4 月 (平成 18 年 3 月通算 2221 号)

サイズ ブランケット判 (一般紙と同じ)

ページ 平均 8 ページ

発行頻度 旬刊 (1・11・21 日発行)、平成 17 年度発行回数 31 回 (うちカラー版 17 回)

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員・会員、関係団体、中央官庁、
地方自治体など

(2) 「石垣」 (雑誌型)

創刊 昭和55年6月（平成18年3月通算310号）

・平成17年5月号まで

サイズ A4判

ページ 76ページ

・平成17年6月号から

サイズ A4判変型

ページ 68ページ

発行頻度 月刊（毎月10日発行）

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員・会員、中央官庁など

(3) 「所報サービス」（各地商工会議所が発行する会報の紙（誌）面づくりに協力するため、記事情報を提供）

提供記事本数：毎月7本 利用商工会議所数：391商工会議所（平成18年3月現在）

(4) 「日商ニュース・ファイル」（日商の最近の動きを、希望する各地商工会議所正副会頭・常議員・監事の方々へメールで紹介）

送信回数：80回 利用人数：1,708人

② 記者会見

ア. 会頭・副会頭定例会見

	開催日	内 容	出席者数
一 木 会	4月7日	景気動向、中小企業会計、原油価格、中国国内の反日運動、中小企業再生、ペイオフ、社会保障問題	18名
	5月12日	JR西日本の脱線事故、景気見通し、カネボウ株の上場廃止報道、子育て支援、消費税問題、政府系金融機関の統合	18名
	6月2日	ノーネクタイ・ノー上着スタイル（クールビズ）、社会保険庁改革、骨太の方針2005、中小企業の東南アジアへの進出、企業トップの責任	19名
	9月1日	解散・総選挙、郵政民営化、マニフェスト、原油高、景気見通し	16名
	10月6日	日商・東商の訪欧経済ミッション、政府系金融機関の見直し問題、景気認識、内閣改造、原油価格、村上ファンドによる阪神電鉄株の買占め	19名
	11月9日	株価・景気認識、日銀の量的金融緩和策の解除、日本経団連御手洗会長内定、消費税、原油高、政府系中小3金融機関の統廃合、道路特定財源の一般財源化	18名
	1月12日	大雪の影響、灯油価格の高騰、省庁再々編、消費税引上げ	14名
	2月9日	秋篠宮紀子さまのご懐妊、皇室典範改正、経済格差の拡大、社会のモラル、まちづくり3法改正、春闘、心の健康	16名
	3月2日	商工中金の民営化、日本航空の内紛問題、送金指示メール問題、量的金融緩和、金融教育	16名

	開催日	内 容	出席者数
会 頭 会 見	4月21日 （於：名古屋）	愛・地球博、名古屋経済、敵対的企業買収など、景気認識など、中国問題、新卒採用	17名
	6月16日	憲法改正についての意見、政府系金融機関の見直しに対する要望、橋梁談合事件、西武鉄道株事件、景気認識、靖国神社参拝問題、原油相場の問題	17名
	9月14日	衆院総選挙結果、小泉総裁の任期、民主党、景気認識、原油高、金融の量的緩和政策	17名

10月20日	政府系金融機関の統廃合問題、楽天・TBSの経営統合問題、原油価格、郵政民営化後の会社のトップ人事、総理の靖国参拝問題、日本経団連の次期会長人事	17名
11月17日	政府系金融機関の統廃合問題、新規国債発行30兆円枠、日銀の量的金融緩和、特別会計改革、成田空港談合問題、郵政会社トップ人事、プーチン大統領の訪日	19名
12月15日	景気と税制改正大綱、石川名誉会頭のご逝去、石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する意見、まちづくり3法見直し問題、賃上げ、会頭の後任者の条件	16名
1月19日	ライブドア強制捜査、東京証券取引所における取引停止、国会開催、日本郵政株式会社	17名
2月16日	川崎厚生労働大臣との懇談、政府系金融機関の民営化・統廃合、財政構造改革、中小企業の景況、春闘、量的緩和の解除、オリジン東秀の買収、日本航空（JAL）社長の退陣要求	18名
3月15日	金融政策、春季労使交渉、外国人労働者の受入れ、政府系金融機関の民営化、神戸空港	16名

イ. その他記者会見

開催日	内 容	出席者数
7月5日	中小企業関係4団体長会見 〔「まちづくり推進のための新たな枠組みの構築に関する要望」について〕	14名
7月20日	日商夏季政策懇談会記者会見 〔夏季政策懇談会政策アピール、消費税、郵政民営化と政局問題、天下り問題、プロ野球〕	19名
10月31日	緊急記者会見 〔政府系中小3機関の統廃合、消費税等税制改革、まちづくり3法見直し〕	18名
1月5日	経済3団体長記者会見（於：ホテルニューオータニ） 〔2006年の景気見通し、量的緩和政策をめぐる問題、消費税率の引き上げ、春季労使交渉に臨む基本姿勢、小泉構造改革への評価、ポスト小泉、企業不祥事の根絶に向けて〕	449名

③ 会頭コメントの発表

発表日	内 容
4月4日	郵政民営化法案骨子について
4月18日	フジテレビとライブドアの提携合意について
4月27日	郵政民営化法案の閣議決定について
5月17日	1-3月期GDP速報について
6月15日	橋梁談合事件での追加告発について
6月29日	会社法成立について
7月1日	6月の日銀短観について
7月5日	郵政民営化法案の衆院通過について
8月1日	日タイ経済連携協定締結基本合意について
8月8日	郵政民営化関連法案の参院否決について
8月12日	4-6月期GDP速報について
8月19日	各党の政権公約（マニフェスト）について
8月30日	衆院選公示について
9月11日	衆議院議員選挙結果について
10月14日	郵政民営化関連法案の成立について
10月17日	小泉総理の靖国神社参拝について
10月25日	バーナンキ次期FRB議長指名について
10月25日	環境税の具体案について
10月28日	自民党の新憲法草案について
10月31日	内閣改造（第三次小泉改造内閣）について

11月11日	7-9月期GDP速報について
11月11日	西川善文日本郵政初代社長の内定について
11月15日	紀宮さまのご結婚に際して
11月18日	日智経済連携協定交渉入り合意について
11月22日	中山素平氏のご逝去について
11月29日	政府系金融機関改革の基本方針について
12月2日	円相場の120円台下落について
12月13日	日・マレーシア経済連携協定の署名について
12月15日	石川六郎氏のご逝去にあたって
12月15日	平成18年度与党税制改正大綱について
12月20日	平成18年度予算財務省原案について
1月23日	堀江貴文ライブドア社長の逮捕について
2月17日	10-12月期GDP速報について
3月9日	金融の量的緩和の解除決定について
3月23日	2006年公示地価について
3月31日	前原民主党代表の辞意表明について

④ 会頭インタビュー・取材

月 日	媒体名	内 容
7月12日	日本経済新聞社	戦後の経済史を振り返る
8月3日	産経新聞社	戦後60年
9月7日	フジサンケイビジネスアイ	第3回勇気ある経営大賞
9月9日	日刊工業新聞社	日本の未来に対する商工会議所の主張
10月25日	読売新聞社	企業は誰のものか
12月15日	フジサンケイビジネスアイ	日本経済の展望
12月26日	日刊工業新聞社	2006年の景気診断
12月27日	時事通信社	新年の景気見通し、政策要望など
3月9日	NHK	日銀の量的緩和策の解除
3月10日	日刊工業新聞社	景気見通し

⑤ 記者発表

発表日	形態	種別	内 容
4月1日	資料配布	その他	合併により新たに発足する商工会議所について
4月5日	資料配布	事業	第4回女性起業家大賞の実施について～「感動・変革への挑戦」をキーワードに、女性起業家を表彰～
4月21日	資料配布	提言・要望	「農振法・農地法の一層厳格な適用に関する要望」について
4月28日	資料配布	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
4月28日	資料配布	その他	平成17年5月の主な行事予定について
5月31日	資料配布	その他	平成17年6月の主な行事予定について
5月31日	資料配布	取材依頼	「みやげ品見本市ジャパン2005」の開催について（取材のお願い）
6月1日	資料配布	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
6月1日	資料配布	事業	平成17年度JAPANブランド育成支援事業プロジェクト

			ト案件の採択について
6月6日	資料配布	取材依頼	記者会見のご案内（中小企業の会計に関する指針（案）の公開に当たって）
6月16日	資料配布	提言・要望	「憲法改正についての意見」（報告書発表）について
6月16日	資料配布	提言・要望	「政府系金融機関の見直しに対する要望」について
6月16日	資料配布	提言・要望	「平成18年度中小企業関係施策に関する要望」について
6月16日	資料配布	事業	「電子会計実務検定試験」の創設について
6月21日	資料配布	事業	「商工会議所観光振興大会2005－観光振興で地域力を発揮しよう－」の開催について
6月28日	資料配布	取材依頼	平成17年度日本商工会議所夏季政策懇談会の開催について（取材のお願い）
6月30日	資料配布	取材依頼	「まちづくり推進のための新たな枠組みの構築に関する要望」について（記者会見のご案内）
6月30日	資料配布	調査結果	商工会議所L O B O（早期景気観測）調査結果
6月30日	資料配布	その他	平成17年7月の主な行事予定について
7月5日	資料配布	提言・要望	「まちづくり推進のための新たな枠組みの構築に関する要望」について
7月12日	資料配布	取材依頼	平成17年度日本商工会議所夏季政策懇談会の開催について（取材のお願い）
7月12日	資料配布	国際活動	日本商工会議所「訪欧経済ミッション」同行取材のお願い
7月20日	資料配布	提言・要望	日本商工会議所夏季政策懇談会 政策アピールについて
7月21日	資料配布	提言・要望	「医療制度改革に関する意見」について
7月21日	資料配布	その他	「地球温暖化防止対策運動の推進について（申し合わせ）」
7月29日	資料配布	その他	平成17年8月の主な行事予定について
8月1日	資料配布	調査結果	「全国商工会議所会頭アンケート結果」について
8月2日	資料配布	調査結果	商工会議所L O B O（早期景気観測）調査結果
8月3日	資料配布	提言・要望	「中小企業の会計に関する指針」の公表について
8月29日	資料配布	事業	「第4回女性起業家大賞」受賞者決定について～感動・変革への挑戦～
8月31日	資料配布	取材依頼	「まちづくり条例実践セミナー」の開催について（取材のお願い）
8月31日	資料配布	その他	平成17年9月の主な行事予定について
9月2日	資料配布	調査結果	商工会議所L O B O（早期景気観測）調査結果
9月2日	資料配布	国際活動	第43回日豪経済合同委員会会議の開催について
9月6日	資料配布	国際活動	「日本・米国中西部会 第37回日米合同会議」開催のご案内
9月7日	資料配布	取材依頼	「商工会議所観光振興大会2005－観光振興で地域力を発揮しよう－」の開催について（取材のお願い）

9月7日	資料配布	取材依頼	第102回通常会員総会の開催について（取材のお願い）
9月14日	資料配布	提言・要望	「平成18年度税制改正に関する要望」について
9月14日	資料配布	提言・要望	「平成18年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望」について
9月14日	資料配布	提言・要望	「適格退職年金から特定退職金共済への移換に関する要望」について
9月14日	レクチャー	事業	第102回通常会員総会について
9月30日	資料配布	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
9月30日	資料配布	その他	平成17年10月の主な行事予定について
10月5日	資料配布	取材依頼	北側国土交通大臣と山口会頭との会談について
10月6日	資料配布	調査結果	「政府系金融機関の見直し問題に関するアンケート調査結果」について
10月14日	資料配布	提言・要望	商工会議所観光振興大会2005－観光振興で地域力を発揮しよう－倉敷アピールについて
10月14日	資料配布	国際活動	パキスタン北部地震に対するパキスタン及びインドへの義援金について
10月26日	資料配布	その他	ニセモノ相談ネットワークの拡充及び広報キャンペーンの展開について
10月31日	資料配布	その他	平成17年11月の主な行事予定について
11月1日	資料配布	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
11月17日	資料配布	事業	「日商PC検定試験」の創設について
11月30日	資料配布	その他	平成17年12月の主な行事予定について
12月1日	資料配布	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
12月2日	資料配布	提言・要望	「日ASEAN包括的経済連携協定の早期締結を求める」提言について
12月9日	資料配布	取材依頼	日本商工会議所と法政大学との産学連携におけるキャリアアップ支援モデル事業創設について（共同記者発表）－地域づくりに貢献する学生の人材育成支援スキームの構築－
12月13日	資料配布	事業	平成17年度（第46回）全国推奨観光土産品審査会入賞品の決定（速報）について
12月15日	資料配布	提言・要望	「石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する意見」について
12月21日	資料配布	その他	平成18年「山口会頭年頭所感」について
12月21日	資料配布	その他	故石川六郎葬儀・告別式について
12月22日	資料配布	取材依頼	「第2回みやげ品見本市ジャパン2006春」の開催について
12月27日	資料配布	調査結果	「全国商工会議所会頭アンケート結果」について
12月27日	資料配布	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
12月27日	資料配布	その他	平成18年1月の主な行事予定について

1月16日	資料配布	取材依頼	財務省と日本商工会議所との意見交換会について（取材のお願い）
1月19日	資料配布	その他	故 石川六郎 合同葬の取材要領について（ご案内）
1月31日	資料配布	その他	平成18年2月の主な行事予定について
2月1日	資料配布	調査結果	商工会議所L O B O（早期景気観測）調査結果
2月2日	資料配布	取材依頼	日本商工会議所公認サイト『CHAMBER WEB』のグランドオープンについて＜共同記者発表＞
2月6日	資料配布	事業	平成18年度「企業等OB人材マッチングモデル事業」委託先を募集
2月8日	資料配布	取材依頼	厚生労働省幹部と日本商工会議所幹部との懇談会について（取材のお願い）
2月20日	資料配布	取材依頼	第103回通常会員総会の開催について（取材のお願い）
2月28日	資料配布	その他	「実践！まちづくり」の発売について
2月28日	資料配布	その他	平成18年3月の主な行事予定について
3月2日	資料配布	調査結果	商工会議所L O B O（早期景気観測）調査結果
3月8日	資料配布	取材依頼	日本商工会議所・連合 首脳懇談会について（取材のお願い）
3月15日	レクチャー	事業	第103回通常会員総会について
3月31日	資料配布	調査結果	商工会議所L O B O（早期景気観測）調査結果
3月31日	資料配布	その他	平成18年4月の主な行事予定について
3月31日	資料配布	その他	日商・東商の事務局人事について（4月1日付）

2.2. 1級販売士資格更新講習会

販売士検定試験は、5年ごとの資格の更新制度を採用している。資格を更新するためには、「資格更新講習会」または「資格更新通信教育講座」を受講する必要がある。このうち、1級の「資格更新講習会」は、当所主催で開催しており、17年度の開催地、受講者数等は下表のとおり（2級・3級は各地商工会議所で開催）。

開催地	開催日	会場	受講者数
東京A	平成17年10月21日（金）	日精ホール	170名
大阪A	平成17年11月11日（金）	大阪商工会議所	153名
東京B	平成17年11月25日（水）	日精ホール	115名
福岡	平成18年1月13日（金）	福岡商工会議所	58名
大阪B	平成18年1月20日（金）	大阪商工会議所	44名
東京C	平成18年1月27日（金）	日精ホール	58名
合計			601名

※17年度の1級資格更新対象者数は908名で、このうち、66.1%にあたる601名が講習会を受講した。

23. DCプランナー資格更新通信教育講座

DCプランナー認定試験（1級、2級）は、2年ごとの資格の更新制度を採用している。資格を更新するためには、「資格更新通信教育講座」等を受講する必要がある。資格登録者のうち、資格の有効期間が平成18年3月31日で満了となる1級DCプランナー（352名）と2級DCプランナー（2,361名）を対象とした「資格更新通信教育講座」を商工会議所年金教育センターおよび社団法人金融財政事情研究会の協力のもと、開講した。

17年度の受講者数等は下表のとおり。

級	開催月	受講者数
1級	平成17年9月	300名
2級	平成17年9月（第1次募集）	730名
	平成17年12月（第2次募集）	698名
	合計	1,728名

※2級の9月と12月は同じ内容で、受講対象者の都合により、開催月を選択できる。

24. 全国統一演習研修事業（経営指導員Web研修）

全国の経営指導員等が、地域中小企業・小規模事業者の高度化・多様化するニーズに対応し、創業・経営革新につながる提案型指導ができるよう、平成16年度に経営指導員向けに開発した“EラーニングによるWeb研修システム”の運用が開始された。このWeb研修の一層の普及・活用を図っていくことで、各地商工会議所の人的体制の充実強化につなげるものである。

また、Web研修の効果測定が実施され、その結果がシニアアドバイザーの選定要件のひとつとして採用された。

25. 青年部関係事業

① 全国商工会議所青年部連合会の組織

会長 荒濱健太郎（米子商工会議所青年部）

会員数 400 青年部（平成18年3月31日現在）

特別会員数 53 連合会 ※ブロック連合会 9 都道府県連合会 44（同上）

② 第43回会員総会

期日 平成17年7月7日

場所 名鉄トヨタホテル（愛知県豊田市）

出席者 306 青年部（うち委任状出席 244 青年部）

議事

審議事項

（1）平成16年度事業報告（案）について

（2）平成16年度収支決算（案）について

（3）平成18年度会長候補者選任について

報告事項

- (1) 第26回(平成18年度)全国大会の開催期日について
- (2) 平成18年度ブロック大会の主管青年部・開催期日について
- (3) 平成17年度ブロック代表理事会議報告
- (4) 平成17年度各委員会活動報告

③ 第44回会員総会

期 日 平成17年11月12日
場 所 東京商工会議所ビル7階国際会議場(東京都千代田区)
出席者 261青年部(うち委任状出席129青年部)
議 事

審議事項

- (1) 平成18年度役員を選任(案)について

報告事項

- (1) 第27回(平成19年度)全国大会の開催地について
- (2) 第24回(平成18年度)全国会長研修会開催地・開催日について
- (3) 平成16年度事業報告・決算の日商総会承認について
- (4) 平成17年度ブロック代表理事会議報告
- (5) 平成17年度各委員会活動報告

④ 第45回会員総会

期 日 平成18年2月18日
場 所 日本工学院アリーナ(北海道登別市)
出席者 330青年部(うち委任状出席154青年部)
議 事

審議事項

- (1) 規約改正に関する件
- (2) 平成19年度会長候補者選任に関する件
- (3) 平成18年度事業計画(案)に関する件
- (4) 平成18年度収支予算(案)に関する件
- (5) 平成18年度役員補充に関する件

報告事項

- (1) 年間事業サイクル変更について
- (2) 全国商工会議所青年部連合会の呼称・標記について
- (3) 平成17年度ブロック代表理事会議報告
- (4) 平成17年度各委員会活動報告

⑤ 第25回全国大会

期 日 平成17年7月7日～10日
場 所 トヨタスタジアム 他(愛知県豊田市)
参加者 5,107名
主なプログラム 記念講演
(講師 岡部 聡氏 トヨタ自動車株式会社 専務取締役)

分科会・全国町おこし物産展・グローバルビジネス交流プラザ

⑥ YEG東京サミット

期 日 平成17年11月12日～13日
場 所 東京商工会議所ビル（東京）、東京国際フォーラム
参加者 584名
主なプログラム 記念講演
（講師 株式会社ライブドア取締役社長兼CEO 堀江貴文氏）
ビジネス交流会リーダーセミナー
（講師 マスターカード・インタナショナル・ジャパン 増渕 正明氏）
全国YEGビジネス交流会
（参加者 74名）
翔生塾
（参加者 265名）
（講師 日経ベンチャー 編集長 奥寺憲徳氏
株式会社NCネットワーク 代表取締役社長 内原康雄氏
株式会社ローソン 代表取締役社長兼CEO 新浪剛史氏）

⑦ ブロック大会

ア. 四国ブロック大会（新居浜）

期 日 平成17年9月9日～11日
場 所 リーガロイヤルホテル新居浜・新居浜市民文化センター
参加者 645名
主なプログラム 記念講演
（講師 宇宙飛行士 毛利 衛氏）
式典、分科会、物産展

イ. 近畿ブロック大会（敦賀）

期 日 平成17年9月16日～17日
場 所 敦賀市民文化センター・きらめきみなと館
参加者 942名
主なプログラム 記念講演
（講師 衆議院議員・国際政治学者 舩添要一氏）
式典、分科会

ウ. 東北ブロック大会（能代）

期 日 平成17年9月22日
場 所 能代キャッスルホテル・能代文化会館
参加者 806名
主なプログラム 記念講演
（講師 株式会社ライブドア取締役社長兼CEO 堀江貴文氏）
式典、分科会

エ. 北海道ブロック大会（石狩）

- 期 日 平成 17 年 10 月 7 日～8 日
場 所 花川北コミュニティセンター
参加者 413 名
主なプログラム 記念講演
(講師 元東京大学大学院 新領域科学研究科メディア環境学分野助教授
武邑光裕氏)
式典、分科会、物産展
- オ. 東海ブロック大会 (恵那)
期 日 平成 17 年 10 月 13 日～15 日
場 所 恵那文化センター
参加者 937 名
主なプログラム 記念講演
(講師 タレント・コラムニスト・エコロジー空間プロデューサー
ジョン・ギヤスライト氏)
式典、分科会、物産展
- カ. 北陸信越ブロック大会 (十日町)
期 日 平成 17 年 10 月 21 日
場 所 十日町地域地場産業振興センター
参加者 723 名
主なプログラム 記念講演
(講師 株式会社アルビレックス新潟代表取締役会長 池田 弘氏)
式典、分科会 新潟県中越大地震写真展
- キ. 九州ブロック大会 (大分)
期 日 平成 17 年 10 月 22 日～23 日
場 所 大分文化会館
参加者 1,406 名
主なプログラム 記念講演
(講師 キャセイ産業株式会社代表取締役社長 大島修治氏)
式典 分科会、物産展
- ク. 関東ブロック大会 (土浦)
期 日 平成 17 年 10 月 27 日～28 日
場 所 ホテルマロウドイン筑波・土浦市民会館
参加者 1,102 名
主なプログラム 記念講演
(講師 元株式会社ヤマト運輸代表取締役 都築幹彦氏)
式典、分科会、物産展
- ケ. 中国ブロック大会 (倉吉)
期 日 平成 17 年 11 月 4 日～5 日
場 所 倉吉未来中心

参加者 661名
 主なプログラム 記念講演
 (講師 映画監督 大林宣彦氏、歌手 伊勢正三氏)
 式典、分科会、物産展

⑧ 第22回全国会長研修会

期日 平成18年2月17日～18日
 場所 日本工学院(北海道登別市)
 参加者 1,167名

⑨ 役員会

回	開催日	場所	出席者数	回	開催日	場所	出席者数
159	4.16	米子商工会議所 (鳥取県米子市)	63名	163	11.11	東京商工会議所ビル (東京都千代田区)	62名
160	5.27	コラッセふくしま (福島県福島市)	62名	164	12.2	東京商工会議所ビル (東京都千代田区)	61名
161	7.8	名鉄トヨタホテル (愛知県豊田市)	64名	165	18.2.17	日本工学院 (北海道登別市)	59名
162	8.25	東京商工会議所ビル (東京都千代田区)	59名	166	3.11	ママカリフォーラム (岡山県岡山市)	63名

⑩ 平成17年度新規加入青年部

会員(1青年部): 都城

⑪ 平成16年度ブロック代表理事会議・各委員会の活動状況

I. ブロック代表理事会議

1. 第25回全国大会(豊田)、第23回全国会長研修会(登別)支援、協力
2. 各地ブロック大会支援、協力
3. 単会、県連、ブロックと商青連の現状と今後について
4. 各地ブロック間における情報交換および連携と協力
5. 未設置、未加入青年部の設置、加入促進

II. 各委員会

◆総務委員会

1. 会員総会、役員会の運営
2. ～YEG東京サミット～全国会長会議の開催
3. エンジェル・タッチの活用の推進
4. 会員拡大に関する活動
5. YEGグッズに関する検討
6. 日本YEGとして対応が求められる事項の窓口

◆企画委員会

1. 第25回全国大会愛知大会への助言・調整

2. 第23回全国会長研修会登別会議に関する事業
3. 第24回全国会長研修会並びに第27回全国大会開催地決定に関する事業
4. 第26回全国大会および第24回全国会長研修会主管地への助言
5. 各地9ブロック大会式典への助言・調整
6. ブロック大会開催地連絡会議の開催
7. 各大会の「開催の手引き書」の見直し作業
8. 各種大会主管地と、エンジェル・タッチの電子会議室を使った指導助言、並びに各種調整業務

◆研修委員会

1. “翔生塾”の開催
平成17年11月13日（東京）、参加者265名
2. YEG大賞の企画、運営
応募総数112事業
3. コミュニティビジネス協議会の担当窓口
4. 第二創業支援プロジェクトの開催
39プラン応募
集合研修会：参加者19名、平成18年1月18日、19日、20日

◆広報委員会

1. YEGホームページの更新・充実
2. YEGメールマガジンの発行
3. YEG機関紙「翔生」の発行
4. 各地単会の情報収集とその全国発信
5. YEGブランドの外部への情報発信
6. 取材活動

◆YEG情報ネット委員会

1. 「ご縁満開YEGビジネスサイト」の広報啓蒙活動およびサイトの充実
2. 「YEGビジネス交流会リーダーセミナー」「YEGビジネス交流会」の開催
3. 「エンジェル・タッチ」「YEG事業データベース」の広報啓蒙活動

◆YEG未来創造委員会

1. YEG中長期ビジョンの検証組織改革とそれに伴う規約改正
2. 年間事業サイクルの検討
3. その他、各委員会横断的に検討を要する事項

26. 女性会関係事業（全国商工会議所女性会連合会）

ア. 組織

会長 齋藤朝子（東京商工会議所女性会会長）

会員数 405 商工会議所女性会（平成18年3月末日現在）

平成17年度新入会員 長浜商工会議所女性会
備前商工会議所女性会
豊前商工会議所女性会

イ. 会 議

全商女性連のより円滑な運営と会員交流を促進するため、総会、役員会などを開催するとともに、各部会活動の強化を図った。

(ア) 総 会

第37回総会

期 日：平成17年9月2日（金）

場 所：ウエスティンナゴヤキャッスル（愛知県名古屋市）

参加者：1,050名

○主な次第：（1）内閣総理大臣メッセージ（代読）

（2）委員会活動報告

- ・女性会設置と全商女性連への加入促進
- ・少子化問題、仕事と子育て両立支援に関するこれまでの取り組みの報告
- ・ホームページをはじめとする広報の拡充等
- ・第4回女性起業家大賞をはじめとする女性起業家の支援等

（3）第4回女性起業家大賞授賞式

（4）全国商工会議所女性会連合会表彰制度 授与式

（5）次回開催地（三重県）女性会への会旗引渡し

○記念講演会 テーマ：「改善と経営」

トヨタ自動車株式会社 張富士夫取締役副会長

(イ) 常任理事会（3回）

6月21日（於 カリアック）、9月2日（於 名古屋）、2月28日（於 東京）

(ウ) 理事会（3回）

6月21日（於 カリアック）、9月2日（於 名古屋）、2月28日（於 東京）

(エ) 会長・副会長会議（2回）

7月28日（於 東京）、2月28日（於 東京）

(オ) 監事会

期 日：平成17年6月9日（木） 出席者：4名

期 日：平成17年6月21日（火） 出席者：3名

(カ) 委員会

①総務委員会

第1回 期日：平成17年6月21日（火） 出席者：14名

第2回 期日：平成18年2月28日（火） 出席者：12名

②政策委員会

第1回 期日：平成17年6月21日（火） 出席者：17名

第2回 期日：平成18年2月28日（火） 出席者：14名

③広報委員会

第1回 期日：平成17年6月21日（火） 出席者：11名

第2回 期日：平成18年2月28日（火） 出席者：13名

④企画調査委員会

第1回 期日：平成17年6月21日（火） 出席者：11名

第2回 期日：平成18年2月28日（火） 出席者：12名

(キ) その他会議

①女性会担当者意見交換会

期日：平成17年6月21日（火）出席者：13名

②「第4回女性起業家大賞」本審査会

期日：平成17年8月12日（金）出席者：8名

③「女性起業家大賞」最優秀賞受賞者と全商女性連企画調査委員会委員との懇談会

期日：平成18年3月10日（金）出席者：17名

ウ. 総会・全国大会開催地の決定

平成20年～平成22年までの開催地は下記の通り

開催年	形式	開催地女性会	参加対象
平成20年	全国大会	沖縄県商工会議所女性会連合会	全会員
平成21年	全国大会	長野県商工会議所女性会連合会	全会員
平成22年	全国大会	宮崎商工会議所女性会	全会員

〔参考〕平成18年、19年の開催地は下記の通り

開催年	形式	開催地女性会	参加対象
平成18年	全国大会	三重県商工会議所女性会連合会	全会員
平成19年	総会	富山商工会議所女性会	正副会長等

エ. 女性起業家を支援

昨年に引き続き「女性起業家大賞」を実施した。今年度で第4回となる。

「女性起業家大賞」受賞者

最優秀賞 園田 正世（北極しろくま堂有限会社 代表取締役）

<スタートアップ部門(創業5年未満)>

優秀賞 織田 静香（HELLO TOMORROW JAPAN ORDER BODY LAB 代表）

奨励賞 平舘 美木（株式会社H i m e & C o m p a n y 代表取締役社長）

竹川 博子（株式会社 タケカワダイヤツール 代表取締役）

特別賞 宮下 啓子（有限会社 あしすと 代表取締役）

明石 春枝（J i n a サロン 代表）

久富 一代（株式会社 久富 代表取締役）

<グロース部門(創業5年以上10年未満)>

優秀賞 石川 幸千代（有限会社 ゼネラルフード事業スタジオ 代表取締役）

奨励賞 降矢 恭子（有限会社 スピカ・麦の穂 代表取締役）

特別賞 山口 智子（有限会社 英語教育研究所 代表取締役）

オ. 環境保全の推進

「環境・ゴミ問題」をテーマとして各地女性会で実施する小学生作文・絵画コンクールに対し、表

表彰を贈呈した。(贈呈女性会数 15 ヶ所)

<作文部門>

日商會頭賞 3 点、全商女性連會長賞 3 点、全商女性連會長・単會女性會會長連名賞 10 点

<繪畫部門>

日商會頭賞 6 点、全商女性連會長賞 6 点、全商女性連會長・単會女性會會長連名賞 25 点

カ. 広報活動の強化と国際交流の促進

女性会に対する理解の促進、単会の組織強化に寄与するため、商工会議所女性会パンフレットを作成し頒布(実績 89 ヶ所、8,824 冊)するとともに、女性会活動の活性化を図るため、「石垣(月刊誌)」「会議所ニュース(旬刊紙)」の有効活用を通じて、各地女性会活動の広報に努めた。

また、経済産業省の外郭団体である世界経済情報サービスとジェトロ厚生会が主催した「女性企業経営者等の日中交流訪中団」を後援するとともに、女性会メンバー 19 人が参加。10 月 8 日から 6 日間の日程で中国の北京と上海を訪問した。一行は、中国女性経営者の企業を視察したほか、女性経営者らと経営上の問題点や成功の秘訣などについて意見交換を行い、交流を深めるとともにビジネスチャンスを探った。

キ. 講演会の実施

まちづくり問題ならびに商工会議所と女性会が主体となって実施している子育て支援事業の事例について 2 月 28 日(火)に講演会を実施した。

ク. 調査活動の実施

各地女性会の実情を的確に把握し、今後の事業活動に資することを目的に現状調査を実施した(隔年実施)。

27. 「アレグリア 2」商工会議所会員優待サービス事業

フジテレビ等が主催するエンターテインメント「アレグリア 2」の日本公演チケットを、商工会議所の会員を対象に、特別優待価格(定価の 2 割引)で提供する福利厚生サービス事業を 16 年度に引き続き実施した(17 年度は東京と大阪での追加公演分を実施)。

公演期間	開催地	チケット	
		売上枚数	売上高
17. 8. 12~9. 25 (全 64 公演)	大阪	580 枚	4,852,400 円
17. 10. 13~11. 13 (全 45 公演)	東京	241 枚	1,922,800 円
合計	—	821 枚	6,775,200 円

28. 商工会議所観光振興大会 2005

平成 16 年 3 月にとりまとめた「地域における『ニュー・ツーリズム』展開に関する提言」を踏まえ、商工会議所会員の観光に対する意識改革と普及啓発を図り、街づくり運動の一環として観光振興を促進することを目的に、平成 17 年 10 月 14 日から 15 日に「商工会議所観光振興大会 2005」を岡山県倉敷市

で開催した。

1) 内容

〔第一日目〕 平成 17 年 10 月 14 日(金)、於：倉敷市民会館

12:00～ (受付開始)

13:00～ (開 会)

(歓迎セレモニー)

演奏と画像スクリーンによる観光倉敷の紹介

13:25～ (開会の辞) 日本商工会議所常務理事 篠原 徹

(歓迎挨拶) 倉敷商工会議所会頭 大原 謙一郎 氏

(来賓挨拶) 国土交通省 総合観光政策審議官 柴田 耕介 氏

岡山県知事、岡山県観光連盟会長 石井 正弘 氏

13:40～ (報 告) 日本商工会議所観光小委員会委員長 須田 寛 氏

13:50～ (基調講演) 東京大学名誉教授、大原美術館館長 高階 秀爾 氏

14:40～ (休 憩)

14:50～ (パネルディスカッション)

テーマ：「産業力、文化力、人間力が拓く観光創造」

コーディネーター：多摩大学教授 望月 照彦 氏

パネリスト：東京大学名誉教授、大原美術館館長 高階 秀爾 氏

(株)島津興業代表取締役社長 島津 公保 氏

フリーアナウンサー 青山 佳世 氏

16:15～ (大会宣言採択)

日本商工会議所観光小委員会委員長代理 滝沢 靖六 氏

(次回開催地挨拶)

16:30～ (閉 会)

(移 動) シャトルバスにて、順次、倉敷チボリ公園へ移動

(公園内自由散策)

18:00～ (交 流 会) 於：倉敷チボリ公園アンデルセンホール

(歓迎セレモニー) 倉敷天領太鼓 (ソロ打ち)

(開会挨拶) 倉敷商工会議所副会頭 森田 昭一郎 氏

(歓迎挨拶) 日本商工会議所会頭 山口 信夫

倉敷市長 古市 健三 氏

(乾 杯) 岡山県商工会議所連合会会長 岡崎 彬 氏

(夜間景観照明案内) 照明デザイナー 石井 幹子 氏

19:20～ (閉会挨拶) 倉敷商工会議所副会頭 永田 妙子 氏

(移 動) シャトルバスにて順次、美観地区へ移動

20:00～ (大原美術館 夜間特別オープン ～22:00)

(倉敷美観地区散策 (ライトアップ))

〔第二日目〕 平成 17 年 10 月 15 日(土)

※第一分科会「産業観光の振興促進」 主会場：J F E スチール(株)西日本製鉄所

8:00～ (移 動) 貸し切りバスにて主要宿泊ホテルより乗車

9:00～ (開 会)

(事例発表・意見交換会) 於：J F E スチール(株)西日本製鉄所

コーディネーター：倉敷商工会議所副会頭、三菱自動車工業(株)水島製作所執行役員・所長
作所執行役員・所長 松本 伸 氏

パネリスト：倉敷商工会議所常議員、J F E スチール(株)西日本製鉄所総務部長

戸田 裕史 氏

日本商工会議所 観光小委員長 須田 寛 氏

門司まちづくり 21 世紀の会事務局長、門司港レトロ倶楽部 浜崎 いつ子氏

11:00～ (昼 食)

12:00～ (見学会・エクスカージョン)

J F E スチール(株)西日本製鉄所、三菱自動車工業(株)水島製作所

16:00 頃 (解 散) J R 岡山駅、J R 倉敷駅

※第二分科会「まちづくりと観光振興」 主会場：倉敷市民会館

9:00～ (開 会)

(ビデオ鑑賞) 「大原孫三郎の産業論」

9:30～ (事例発表・意見交換会) 於：倉敷市民会館

コーディネーター：倉敷商工会議所常議員、くらしきTMO副会長、

倉敷木材(株)代表取締役社長 大久保 憲作 氏

パネリスト：倉敷商工会議所副会頭、くらしきTMO会長、倉敷製帽(株)代表取締役

岡 荘一郎 氏

境港市観光協会会長 梶田 知身 氏

(帯広市) 北の起業広場協同組合専務理事 久保 裕史 氏

(徒歩見学) 倉敷塀風祭

案内：ボランティアガイド

12:30～ (昼 食) 於：倉敷アイビースクエア「オパールの間」

13:30～ (エクスカージョン)

「下津井」経由「野崎家旧宅」

16:00 頃 (解 散) J R 岡山駅、J R 倉敷駅

※第三分科会「地域文化と観光振興」(見学会)

9:00～ (開 会)

(ビデオ鑑賞) 「大原孫三郎の産業論」

9:30～ (見 学 会) A. 美術文化コース

大原美術館 (説明聴取の後見学)

B. 産業文化コース

倉紡記念館、アイビー学館など (説明聴取の後見学)

コーディネーター：倉敷商工会議所常議員・観光部会長、

(株)倉敷アイビースクエア取締役社長 森 喬 氏

(徒歩見学) 倉敷塀風祭

案内：ボランティアガイド

12:30～ (昼 食) 於：倉敷アイビースクエア「オパールの間」

13:30～ (エクスカージョン) 宝福寺、吉備路、吉備津神社

16:00 頃 (解 散) J R岡山駅、J R倉敷駅

2) 参加者数

14日 本大会：約1300名

15日 第1分科会：約130名

第2分科会：約200名

第3分科会：約120名

3) 参加費用

1万5千円(消費税込み)

4) 共催

日本商工会議所、倉敷商工会議所

5) 後援

経済産業省、国土交通省、(社)日本観光協会、(社)日本ツーリズム産業団体連合会、
独立行政法人国際観光振興機構

6) 協賛

アクサ生命保険株式会社、商工組合中央金庫、全日本空輸株式会社、株式会社日本航空

2.9. JAPANブランド育成支援事業

平成16年度に引き続き「JAPANブランド育成支援事業(中小企業庁委託事業)」を実施した。同事業は、地域の特性を活かした製品の魅力・価値を更に高め、全国さらには海外のマーケットにおいても通用する高い評価(ブランド力)を確立すべく、商工会議所・商工会等が地域の企業等をコーディネートしつつ行う、マーケットリサーチ、専門家の招聘、コンセプトメイキング、新商品開発・評価、デザイン開発・評価、展示会参加(海外展示会についてはジェトロと連携)等の取組みを行うプロジェクトについて、総合的に支援を行うもの。当所と全国商工会連合会の連携・協力体制のもと、商工会議所・商工会等から支援すべきプロジェクトの提案書を募集し、民間有識者等により構成されるプロジェクト採択審査委員会を開催(2回)し、審査のうえ、再委託先となる実施機関30カ所(商工会議所16カ所、商工会14カ所)のプロジェクトを決定した。

また、各地の円滑な事業展開を図るため、各種の情報提供を中心に試作品開発や展示会出展等に係る事務処理等について積極的に助言・支援をするとともに、民間有識者等によるプロジェクト事業推進委員会を開催(2回)し、現地調査を踏まえた報告書の取りまとめを行った。また、前年度実施事業について外部機関による事業評価および事業への取組みをまとめた広報用DVDを作成し、本事業の一層の普及促進を図った。

平成17年度JAPANブランド育成支援事業の再委託先16件(商工会議所が実施主体のもの)は以下

の通り（順不同）。

小樽、旭川、弘前、会津若松、川口、五泉、加茂、岡谷、高山、四日市、輪島、京都、御坊、府中、高松、福岡

30. 草の根eラーニング・システム整備事業

中小企業における人材育成・キャリアの開発に資するとともに、学生、フリーター等の若年者の就業能力向上とキャリア形成を支援するため、経済産業省の委託により、新入社員、入社内定者、派遣前社員等を対象とした、企業人として修得しておくべき基本的なビジネス知識、スキルの習得する学習プログラムや、わが国の就業人口の多くを占め、人材ニーズとしても大きい営業職・販売職に必要とされる実践的な知識・スキルを学ぶ学習プログラムなど、4つのeラーニング学習プログラムを開発するとともに、受講者がより効果的に学習を進められるように、eラーニングをサポートする学習アドバイザーを育成し、eラーニング・モデル事業を実施した。

2,621名の受講者が、商工会議所、大学、専門学校、パソコンスクール、人材派遣会社など、全国46カ所の学習センターでeラーニング・サービスを利用し、半数以上の1,321名が受講修了した。これらの受講者や受講者を派遣した企業、学習アドバイザー等に対して、アンケート調査等を行い、コンテンツの評価、利用満足度、投資効果の金銭的評価、就業・就職への寄与、事業評価、要望事項など今後の事業展開に向けた成果と課題など報告をまとめた。

学習プログラム	受講者数	修了者数	修了率
営業職の基礎	407	145	35.6%
販売職の基礎	277	89	32.1%
ビジネスパーソン基礎 (社会人意識の喚起を含む)	1,937	1,087	56.1%
計	2,621	1,321	50.4%

31. 中小商業ビジネスモデル連携支援事業

平成17年度より、中小企業庁の補助事業として、「中小商業ビジネスモデル連携支援事業」を実施した。

本事業は、中小事業者等が各地域の商工会・商工会議所と連携した新たなビジネスモデルを開発するための調査研究事業に必要な経費の一部を補助するとともに、新たに開発されたビジネスモデルを広く普及させることを目的とする。17年度は2次の募集に対し、全国から合計40件余りの応募があり、うち19件が採択され、①個店・商店街の活性化及び地域コミュニティの再生、②シニア世代・若年世代を対象とした市場開拓、③地域ブランド・企業ブランドの創出、④環境問題に対応した事業、などの調査研究に取り組んだ。

事業の推進にあたっては、民間有識者等による採択審査・事業普及推進委員会を開催（4回）したほか、各地の円滑な事業展開を図るため、現地調査等を行った。また、19件の事業概要、見出された成果及び課題、今後の方向性等を、「事業報告書」として取りまとめ、ホームページにおいて公表し、本事業成果の普

及推進を図った。

平成 17 年度中小商業ビジネスモデル連携支援事業実施商工会議所は以下の通り。

札幌、能代、鶴岡、いわき、諏訪、下諏訪、佐久、東京（2 件）、八王子、横須賀、各務原、春日井、武生、大阪（2 件）、加古川商工会議所青年部、今治、大牟田

(2) 意見活動

- 第1号（4月13日） 「京都議定書目標達成計画（案）」に関するパブリックコメント募集に対する意見
- 第2号（4月21日） 農振法・農地法の一層厳格な適用に関する要望
- 第3号（5月30日） 容器包装リサイクルにおける小規模事業者適用除外継続に関する要望
- 第4号（6月） まちづくり特別委員会 中間とりまとめ
- 第5号（6月6日） 「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ（案）」に対する意見
- 第6号（6月16日） 平成18年度中小企業施策に関する要望
- 第7号（6月16日） 政府系金融機関の見直しに対する要望
- 第8号（6月16日） 憲法問題に関する懇談会報告書―憲法改正についての意見―
- 第9号（6月16日） 平成18年度観光振興施策に関する要望
- 第10号（6月20日） 「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」中間とりまとめに対する意見
- 第11号（7月5日） まちづくり推進のための新たな枠組みの構築に関する要望
- 第12号（7月20日） 日本商工会議所夏季政策懇談会政策アピール
- 第13号（7月21日） 医療制度改革に関する意見
- 第14号（7月21日） 地球温暖化防止対策運動の推進について（申し合わせ）
- 第15号（8月） 第三次環境基本計画策定に向けた考え方（計画策定に向けた中間とりまとめ）に対する意見
- 第16号（8月3日） 「公正取引委員会規則原案」に対する意見
- 第17号（8月23日） 「公正取引委員会政令案」に対する意見
- 第18号（8月31日） 「信託法改正要綱試案」に関する意見
- 第19号（8月31日） 今後の男女雇用機会均等対策に関する意見
- 第20号（9月14日） 平成18年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望
- 第21号（9月14日） 平成18年度税制改正に関する要望
- 第22号（9月14日） 適格退職年金から特定退職金共済への移換に関する要望
- 第23号（10月31日） 当面の諸課題に関するポジション・ペーパー
- 第24号（11月7日） 第3次小泉改造内閣に望む
- 第25号（11月10日） 法令外国語訳・実施推進検討会議中間報告に関する意見
- 第26号（11月30日） 日智経済連携協定交渉入り合意について
- 第27号（12月2日） 日ASEAN包括的経済連携協定の早期締結を求める
- 第28号（12月15日） 三位一体の改革に関する要望
- 第29号（12月15日） 『石綿による健康被害の救済に関する法律案』大綱に対する意見について
- 第30号（12月28日） 「会社法関係の法務省令案」に対する意見
- 第31号（1月24日） 「消費者契約法の一部を改正する法律案（仮称）の骨子」に対する意見
- 第32号（2月10日） 「事業再生の円滑化のための対応策」に対する意見

1. 「京都議定書目標達成計画（案）」に関するパブリックコメント募集に対する意見

平成 17 年 4 月 13 日

日本商工会議所

地球温暖化問題は、人類共通・全世界的な課題であり、すべての排出国の協力がなければ解決できない問題である。

しかしながら、京都議定書については、最大の温室効果ガス排出国である米国等が参加しないことによって、地球温暖化対策として実効性が極めて乏しいものとなっている。一方、批准した先進国の中でも省エネの進んだわが国の負担は、EU等に比べて著しく大きなものとなるなど、非常に不利な条約によって、国際的な義務を負わなければならない状況にある。

温室効果ガス排出量が基準年比で増えている現状の中であって、目標達成計画に沿って実行するのは容易なことではない。目標実現のためには、ライフスタイルの変更など、国民一人ひとりに大きな変革を求めなければならない。

このため、政府においては、国民に本計画を十分説明し、理解を求めながら具体策を講じていく必要がある。

なお、「京都議定書目標達成計画（案）」に関する具体的な意見は、以下の通りである。

記

1. 温室効果ガスの排出抑制は経済や国民生活に大きな影響を及ぼすものであるだけに、地球温暖化対策の推進にあたっては、「環境と経済の両立」という大原則のもと、真に実効のある対策を実施しなければならない。現行の地球温暖化対策推進大綱に引き続き、地球温暖化対策の基本的考え方として「環境と経済の両立」が明記されたことは、評価したい。

2. 環境税については、「真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である」とされているが、環境税は、温室効果ガスの排出量に応じて課税するまさに経済統制的な手法であり、「環境と経済の両立」を阻害するものとして、その導入には断固反対である。

昨年、環境省が提案した「環境税の具体案」では、化石燃料の価格上昇により使用削減等を図る価格インセンティブ効果や、財源効果等により温室効果ガスの排出抑制を図るとしていた。環境省の主張通りであれば、最近の原油価格の高騰により、すでに価格インセンティブ効果が生じる条件は満たされているはずであり、これ以上の増税は必要ないことになる。また、財源効果に関しても、17年度地球温暖化対策推進大綱関係予算は、すでに政府全体で1.1兆円に達しており、さらなる追加財源が必要という点も明確にされていない。本当に財源が必要であるならば、安易に増税に走るのではなく、既存の予算の重点配分や効率的な執行により捻出していくべきである。

3. 産業界は、これまで長年にわたり省エネルギー努力や環境対策に関する技術開発等を進めてきた

結果、世界最高レベルのエネルギー効率を実現している。こうした省エネルギー努力等は、産業界として引き続き取り組んでいくものの、地球温暖化問題の解決のためには、企業のみならず、国、自治体、市民といった各主体がそれぞれに積極的な取り組みを行わなければ実現できるものではない。国に求められるのは、各主体の自主的・積極的な取り組みが最大限発揮されるよう、環境整備を図ることであり、一方的な規制強化や政府と産業界の協定締結、キャップ・アンド・トレード型の国内排出量取引制度など、経済統制につながる手法はとるべきでない。

4. 京都議定書の目標達成のためには、温室効果ガスの排出量の伸びの顕著な民生・運輸部門における削減を図ることが必要であり、産業界としてもそのための積極的な協力を行っていくことが重要である。

例えば、大型店等をはじめとする小売業は、地域密着型の産業として消費者と直接接点を有していることから、社会的責任の一環として、地球温暖化対策への取り組みが期待される。国民自身が自らの消費行動や生活様式の見直しを円滑に行うことができるよう、事業者としても、社会的責任の一環として、積極的な活動を展開していくことが必要である。

5. 目標達成のために国民に積極的な取り組みを求める以上、国や地方自治体が率先垂範して温暖化対策に取り組むことが必要である。国等の率先垂範に関して、国民にわかりやすいかたちで、実効ある方策を具体的に明記すべきである。

一般に、環境に配慮した製品等は、そうでない製品等に比べて価格が割高となる傾向があると言われていたが、政府調達において、環境負荷の低減に資する製品等を積極的に採用していくことにより、民間における環境配慮製品等の開発、普及を促進させる効果が期待される。国や地方自治体等は、すでにグリーン購入に取り組んでいるが、例えば高効率空調機など、その導入により大きな省エネルギー効果が見込める製品等の調達にあたっては、グリーン購入法の趣旨を最大限活かし、イニシャルコストのみならずランニングコストも勘案し、さらに製品の耐用年数全体を通じて削減が見込まれる温室効果ガス排出量など、環境負荷の低減の程度をあわせて総合的に評価する調達方式を導入すべきである。

6. 地球温暖化問題の解決には、米国や中国・インドなど主要な温室効果ガス排出国が参画した、真に公平で実効性ある枠組みを構築していくことが何よりも重要である。第二約束期間に向けた枠組み交渉においては、あらゆる国が参加し、真に地球規模での温暖化防止につながる枠組みの構築を目指すよう、外交努力を行う必要がある。

以 上

<提出先>

内閣官房

<実現状況>

「平成 18 年度税制改正要望」参照。

2. 農振法・農地法の一層厳格な適用に関する要望

平成 17 年 4 月 21 日
日 本 商 工 会 議 所
全 国 商 工 会 連 合 会
全 国 中 小 企 業 団 体 中 央 会
全 国 商 店 街 振 興 組 合 連 合 会

我々中小企業 4 団体は、昨年 7 月に「まちづくりに関する要望」を決議し、国会・政府等の関係先に現行「まちづくり 3 法」の抜本の見直し等を訴えた。その際、農業振興地域からの除外（農振除外）や農地の転用（農転）を伴う大型店立地などの無秩序な郊外開発が多発し、中心市街地の衰退をもたらす一因となっている旨指摘してきたところである。その後、国会、政党、政府の関係審議会等において、「まちづくり 3 法」の抜本の見直しの検討が本格化しつつある。しかし、こうした中であっても、農転等を伴った無秩序な郊外開発はいっこうにあとを絶たない。

農振除外・農転制度は「農振法」「農地法」に基づき、優良農地の確保や計画的な土地利用の推進、並びに農業の健全な発展などの観点から運用されることになっているが、農転後の開発などについて都市計画法との連携はなく、また、その開発による中心市街地への影響等も考慮されず、タテ割りに運用されている。このため、全体として無秩序な土地利用になりやすい。仮に、中心市街地の活性化に取り組み、衰退を阻止しようとする市町村長がいても、各方面からの圧力もあって農転等が行われてしまう事例もある。

一方、今般 3 月 25 日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、カロリーベースの食料自給率は、平成 15 年度 40%から同 27 年度 45%に引き上げることが目標とされ、これに伴い、農地確保は一層重要になると考えられる。また、これまで毎年膨大な農業予算を投入して、多額の行政投資が注ぎ込まれた農地はいわば「国民的財産たる公共財」であり、食料安全保障の観点からも将来にわたって良好な農地として有効利用を図ることが不可欠と考えられ、安易な農転等が行われる合理的理由はない。他方、官民の投資が行われてきた中心市街地も「国民的財産たる公共財」的性格を有するものであり、仮にもこれに悪影響を及ぼすような農転等が行われるならば、二重の意味で国家的な損失となる。さらに、地球環境問題への対応、国土保全、田園景観の形成等の面からも農地の確保は重要性を増している。

上記の状況を踏まえ、政府は早急に下記対策を実施されるよう強く要望する。なお、我々は、今後取りまとめる「まちづくり 3 法」の抜本の見直しに関する提言の中でも、まちづくりの観点に立った農転問題等に対するより具体的な対応策について、意見を申し述べる予定である。

記

- (1) 国は、農地の確保について、食料の安全保障、地球環境問題への対応、国土の保全、田園景観の形成、及び、まちづくり等、総合的な観点に立ち、農林水産省をはじめとする関係省庁間の連携を強めること。
- (2) 国は、中心市街地に悪影響を及ぼすような農転等を伴う無秩序な郊外開発が行われることがないよう、農振除外・農転に関する新たな指針・ガイドラインを地方自治体に示し、いやしくも安易な農転等が行われることがないよう、農振法・農地法とそれに基づく関係法令等の一層厳格な適用について徹底すべきこと。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

- 衆議院国土交通委員会における「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成 18 年 4 月 11 日）において、「三、都道府県の準都市計画区域の指定に当たっては、秩序ある土地利用を図るため、農地関係部局等と連携を図ることにより、準都市計画区域制度の活用が図られるよう努めること。」と記された。
- 参議院国土交通委員会における「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成 18 年 5 月 23 日）において、「五、都道府県による準都市計画区域の指定について、秩序ある土地利用を促すとともに、優良農地の保全に、資する観点から農地関係部局等との積極的な連携・協力の下にその活用が十分図られるよう努めること」と記された。

3. 容器包装リサイクルにおける小規模事業者適用除外継続に関する要望

平成 17 年 5 月 30 日
日 本 商 工 会 議 所
全 国 商 工 会 連 合 会
全 国 中 小 企 業 団 体 中 央 会
全 国 商 店 街 振 興 組 合 連 合 会

「容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）」が施行され、まもなく 10 年が経過する。容器包装リサイクル法により、消費者の分別排出、市町村による分別収集・選別保管、事業者による再商品化という役割分担に基づき、各主体がリサイクルに取り組むことで、容器包装廃棄物の排出抑制、再生資源の利用促進、一般廃棄物の減量などの着実な成果を挙

げている。

現在、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ、及び、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において容器包装リサイクル法の施行状況について見直しの議論が行われているが、このうち小規模事業者の適用除外について継続することを要望する。

小規模事業者は、容器包装リサイクル法の施行時から再商品化義務について適用除外とされてきた。これは、資本、人材等経営資源の面で制約がある小規模事業者の特性に鑑みれば、再商品化義務を課した場合に委託料の算定などの事務負担が大きいこと、また、小規模事業者は、用いる容器包装の量が僅少（1割程度）であることに比べ事業者の数が極めて多く、費用対効果の点で非効率であることによるものである。こうした状況は現在でも変わりはない。さらに、適用対象となりうる小規模事業者の数は推定100万程度という説もあるが、現状では把握できていない。これを捕捉するにはもれなく調査する必要があり、しかも、毎年3.1%の企業が開業し、4.5%が廃業する状況において、それらを常時把握するには、莫大なコストがかかる。仮に小規模事業者に再商品化義務を課すならば、社会全体のコストは増大し、効率的な資源の有効利用等を図ることは不可能となる。

このため、小規模事業者に係る再商品化義務について適用除外とすることは、合理性があると考えられる。また、市町村の一般廃棄物に対する処理責任に鑑みれば、引き続き、税で処理することが適切である。なお、小規模事業者といえども行政サービスの対価として、市町村に住民税均等割や固定資産税等を納税している。

以 上

<提出先>

産業構造審議会環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会
容器包装リサイクルワーキンググループ 座長 郡 篤 孝 殿

<実現状況>

小規模事業者適用除外継続を盛り込んだ改正法が18年6月に成立した。

4. まちづくり特別委員会 中間とりまとめ

平成 17 年 6 月
日本商工会議所

はじめに

「まちづくり 3 法」（大店立地法・中心市街地活性化法・改正都市計画法）の制定から約 7 年を経たが、中心市街地の衰退は全国的に一層深刻さを増し、郊外においては、無秩序な大規模開発が増加している。これに伴い、社会・文化・生活・環境面、行財政面など、様々な分野で弊害が発生しており、構造的な沈滞感・閉塞感をもたらし、「地域全体の危機」とも言える状況にある。

日本商工会議所は、「まちづくり 3 法」の制定時、あるいはそれ以前から地域の窮状とその対策について機会あるごとに提言してきたが、危機的な現状に鑑み、平成 16 年 7 月に「まちづくりに関する要望」（当所を含む全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会の中小企業関係 4 団体連名）をまとめ、政府・国会等に対し、現行まちづくり 3 法の総合的・抜本的な見直しと、立地企業と地域との共生によるまちづくりを強力に求める運動を開始した。これが契機となって、政府・与党をはじめ各方面でまちづくり 3 法見直しに向けた議論が本格化している。

また、日本商工会議所は、まちづくり 3 法の抜本的見直しを含むまちづくり問題を多角的・専門的に検討するため、平成 16 年 11 月に本「まちづくり特別委員会」を設置した。その後特別委員会において、有識者等からのヒアリング、海外制度の調査、各地商工会議所へのアンケート調査等を実施し、それらの結果を踏まえた、総合的なまちづくり推進のための各種方策について議論を重ねている。また、特別委員会は、ワーキンググループを設け、各種データ等の収集・分析などより詳細な検討を行っている。

さらに、当所を含む中小企業関係 4 団体は、まちづくり 3 法の抜本的見直し等のための検討が始まっているにもかかわらず、中心市街地活性化への取り組みに悪影響を及ぼすような農地を転用した無秩序な郊外開発が続いていること、及び、去る 3 月 25 日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」における食料自給率の引き上げに伴う農地確保の必要性が高まっているとして、平成 17 年 4 月には、先行的に「農振法・農地法の一層厳格な適用に関する要望」をとりまとめ、政府・国会等に要望活動を行った。

今般、本特別委員会は、各界における検討が本格化してきていることに対応し、これまでの検討成果を中間的にとりまとめた。政府をはじめ各界における検討に資することを期待する。なお、特別委員会は今後とも検討を続け、必要に応じ、適宜検討結果をとりまとめる予定である。

1. まちづくり問題の現状

(1) まちづくりと中心市街地活性化

まちづくりとは、中心市街地の既存ストックを活用しつつ、多様な都市機能を維持・発展させ、周辺の農村地域や自然環境とも調和した、安全・安心で美しい、豊かで潤いのある地域経済社会を構築していくことである。まちづくり問題は、行政はもとより、まちに住み、まちで働く者ひとりひとりが真剣に考え、地域全体のテーマとして捉える必要がある。この中では、中心市街地の活性化が問題の核心であり、単に商業問題の視点で捉えるべきではない。

中心市街地は、長い歴史の中で伝統・文化を育み、行政、商業、都市型製造業、居住、教育、医療、福祉、創業、娯楽など、様々な都市機能が集積しており、住民や来街者の多様なライフスタイルを満たす重要な役割を担っている。

特に、①少子高齢社会が進む中で、車社会に対応できない高齢者等の交通弱者に対するケアやコミュニティの場を提供していること、②新規創業などの苗床機能を有していること、③中心市街地（商業地）の固定資産税が自治体財政の大きな柱となっていること、④コミュニティが地域の防犯機能を果たしていること、⑤交流人口の増加が地域の雇用や産業振興に貢献していること、⑥公共交通機関が発達し、地球環境にやさしいことなど、中心市街地でなければ果たせない多くの社会的な役割を有している。

(2) 中心市街地の空洞化に伴い発生している経済・社会問題

①雇用機会喪失、空き店舗問題、コミュニティ崩壊による伝統・文化の衰退等

多くの中心市街地においては、空洞化により雇用機会が失われる一方で、居住者の減少や高齢化が進み、商業活動の衰退や後継者難等から新規投資が行われず空き店舗や老朽店舗が放置されている。これがまちの魅力を減少させ、賑わいや人口減少の悪循環をもたらしている。また、商業機能の喪失は高齢者に生活の不便をもたらしている。さらに、コミュニティの崩壊により地域の伝統・文化が衰退し、治安や青少年問題も悪化している。特に、消防団員のなり手が不足する等安全・安心のまちづくりに支障をきたしている。

また、農地転用を伴う無秩序な郊外開発は、市街地と周辺の農村地域との経済の循環関係を崩壊させるとともに、中心市街地衰退に拍車をかけ、「地域全体の危機」とも言うべき状況を招いている。

②行政投資の無駄の発生等

無秩序な郊外開発によって中心市街地が空洞化すれば、中心市街地への過去の行政投資が無駄となり、固定資産税も減収となる一方で、郊外の道路・上下水道などの新規投資や補修費用が継続して必要となるなど、行政投資の非効率が発生する。

一方、大規模な農地転用や無秩序な郊外開発によって、優良農地や田園景観が失われつつある。特に、これまで毎年膨大な農業予算を投入して、多額の行政投資が注ぎ込まれた農地は「国民的財産たる公共財」であり、食料安全保障の観点からも将来にわたって良好な農地として有効利用を図ることが不可欠である。他方、官民の投資が行われてきた中心市街地も「国民的財産たる公共財」であり、これに悪影響を及ぼすような農地転用が行われるならば、二重の意味で国家的な

損失となる。また、農地確保は、地球環境問題への対応、国土保全の面からも重要性を増している。

(3) 「自由放任主義」の下での市場の失敗の発生

小売商店数は、昭和 57 年の 172 万店をピークに一貫して減少し、平成 16 年には 123 万店まで減少しているが、総合スーパーを中心に売り場面積は一貫して増加し、販売効率が急激に悪化し、過剰床の状況にある。こうした状況の中でも、「市場競争原理」、「自由放任主義」の下で、右肩上がりの経済を前提とした経営計画に基づく行過ぎた出店競争が続き、大手流通資本の破綻が相次いできた。これにより、各地で大型空き店舗等が発生し、失業者対策、後継店舗対策、取り壊し費用の発生など、地域に多くの負の遺産がもたらされ、地域経済に大きなダメージを与えている。また、大型店が増えても雇用が増えるとは限らず、現実には、小売業全体の従業者数は平成 11 年を境に減少に転じ、特に、パート・アルバイト等の増加を上回る正社員・職員の減少が起きている。

このように、流通産業の一部においては、いわゆる市場の失敗が現実には生じており、この修復のために地元の行政や地域の経済に莫大なコストがかかっているが、当事者の大型店はこうしたコストを殆ど負担していない場合が多い。

(4) 中心市街地の空洞化と郊外開発の進行の要因

① 郊外の住宅開発、及び事業所や公共機関の郊外移転

過去半世紀の間に、都市が過密化する一方で、良質な居住環境を備えた住宅地への需要の高まりを受けて、郊外部で住宅開発が進み、計画的に新市街地（ニュータウン）の整備が図られた。また、低廉な地価の郊外地域に事業所や工場、産業施設等が次々と移転することにより、地域の産業・技術集積の喪失・弱体化を招いた。さらに、中心市街地の地価高騰や駐車場不足などから、行政庁舎や病院等の公共機関の郊外移転が加速し、人の流れを大きく変えた。行政庁舎、病院や社会福祉施設の建設など、国や都道府県等が作る公共公益施設等については、農地法に基づく農地転用許可や都市計画法に基づく開発許可が不要であり、こうした法体系にも問題がある。

これらが、都市のスプロール化を招き、中心市街地の衰退や賑いの喪失、居住者の減少などの空洞化が発生することとなった大きな要因の一つと考えられる。

② 「開発が開発を呼ぶ」構造と不十分な土地利用規制

特に近年は、モータリゼーションの進展により、郊外の幹線道路沿いに大規模開発が進み、まさに「開発が開発を呼ぶ」構造となっている。一方、地域間競争の下で、市町村長が雇用や税収の増加を目的に大規模集客施設等を積極的に誘致するケースも多く、当該立地市町村の中心市街地のみならず、周辺市町村のまちづくりにも大きな影響を及ぼしている。

また、最近では、農地への大型店などの大規模開発が数多く計画されたり、商業地域以外の工場跡地等に大型の商業施設等が立地するなど、農振解除、農地転用を含め、わが国の土地利用制度が諸外国に比べて緩やかなことに問題がある。

③ まちづくりに関する長期ビジョンとコンセンサスの不足等

上述のとおり、わが国においては、これまで、高度経済成長と人口増加を前提とした郊外開発

に軸足を置いた都市拡大政策がとられてきた。一方、今後は、少子高齢社会が進展し、地方財政も厳しさを増すが、それに対応した長期的な地域のまちづくりビジョンがない。このため、伝統・文化、行政、商業など、様々な都市機能を持つ中心市街地の重要性について国民的なコンセンサスがなく、無秩序な郊外開発により行政投資の無駄が発生している状況などについて国民の理解が不足している。

また、国、都道府県、市町村、団体、住民、TMO（タウンマネジメント機関）などの役割分担や責任の所在が不明確であったことから、まちづくりは商店街・商業者やTMOのためといった誤解も多く、まちづくりについて地域の理解と協力が得られない場合がある。

さらに、まちづくり3法の運用にあたり、関係者のコミュニケーションや地域のコンセンサスの形成を図るための、まちづくりについて話し合う場が不足している。

④まちづくり3法等の制度的な問題とタテ割り行政の弊害

「まちづくり3法」の制定にあたり、政府は「WTO・GATS（世界貿易機関・サービス貿易協定）の下では、大店法を廃止せざるを得ないが、3法を一体として活用すれば、大型店の立地調整を含む街づくりに支障はない」と説明した。

特に、ゾーニングに関しては、改正都市計画法等を活用して、諸外国でも行われている中心市街地活性化等のための郊外開発の規制等が行われ得ることをコミットしたが、現実には、タテ割り行政により、中心市街地活性化に取り組む一方で郊外開発を促進するなど、多くの矛盾が発生し、それに伴う弊害が生じている。

また、都市計画法に基づく開発許可や農地法に基づく農地転用許可などの運用について連携はなく、各法に定められた技術的な審査基準をクリアすれば許可される。

さらに、地方分権の進展によって、地域地区等に関する法律の権限が市町村長に集中する一方、大型店の商圈は大きくなり、周辺市町村のまちづくりに大きな影響を与えているが、都道府県知事に、大型店の立地について広域調整を行う権限がない。このため、どんなに中心市街地活性化に努力しても、周辺市町村に大型店が立地すれば、そうした努力は水泡に帰することとなる。

この結果、現行のまちづくり3法では対策が見出せないため、都道府県や市町村が、独自のまちづくり条例を制定することで対応せざるを得ない状況に追い込まれている。

⑤大型店等の「焼畑式」経営手法

地域密着型の産業として消費者である地域住民と直接の接点を有する小売店には、企業の社会的責任として、地域を育て、地域と共生する経営姿勢が期待されているが、郊外に立地する大型店の一部には、いわゆる「焼畑式」、「トロール底引き網式」といわれる手法により、中心市街地の市場と賑わいを根こそぎ奪い、地域に大きな打撃を与え、採算が悪化すると次の市場を求めて撤退し、まちの構造・景色を一変させてしまうものがある。こうした無秩序な出退店は、地域経済に大きな打撃を与えている。このような企業行動による地域経済への悪影響をなくすためには、地域コミュニティの維持や豊かな生活環境の実現等に向け、景観の保全等も前提として、秩序ある出退店のルールや調整メカニズムの構築が不可欠である。

⑥商店街等の自助努力の不足

商店街や中小小売店の中には、後継者・新規創業者不足、消費者ニーズへの対応不足、組織的マネジメント不足などから消費者や来街者にとって魅力を欠き、郊外の大型店に客足を奪われているケースがある。また、地権者の中には店舗や土地が空いているにもかかわらず、景気回復をじっと待って空き店舗や老朽店舗、空き地のまま放置しているケースも多く、こうしたことがまちの魅力を減少させ、賑わい喪失の悪循環をもたらしている。さらには、地域のまちづくりを担う人材の確保・育成への取り組みも不十分である。

2. まちづくり問題への提言

(1) 提言にあたっての基本的視点

①国としての少子高齢社会におけるまちづくりビジョンの明示

平成17年4月に経済財政諮問会議がとりまとめた「日本21世紀ビジョン」においては、人口減少時代の到来を迎え、2030年の目指すべき将来像として「コンパクトなまちづくり」が提起されている。この実現に向けて、今後、各地域において、中心市街地活性化を図り、中心市街地における居住人口を増加させるとともに、地域経済への波及効果の観点から、昼間人口や内外の交流人口の増加を図っていくことが求められている。このため、国として少子高齢社会におけるまちづくりのビジョンを明示し、国民の理解を得ることが必要である。

併せて、平成16年12月に施行された景観法の基本理念に基づき、自然、歴史、文化と人々の生活や経済活動が調和した土地利用に努め、豊かな生活環境の創造と美しい国づくりの実現に向けて、国民ひとりひとりの自覚と地域社会への協調を求めることが必要である。

②地域におけるまちづくり推進のためのグランドデザインの作成とコンセンサスの形成

国としてのまちづくりビジョンの明示を受けて、各地域において、地域の伝統・文化が継承され、次世代を担う若者が生まれ育った土地を大切にし、そこで暮らし仕事を持ちたい、商売をしたいと思うような、その地域に住む人が誇りを持てるような活力のあるまちづくりを推進するためのグランドデザイン、あるいは地域再生のためのビジョンを地域住民合意の下につくることが必要である。

このため、まちづくりについて話し合う常設の協議会を設置し、まちづくりに携わる関係者間のコミュニケーションを図ったり、まちづくりに関する計画の策定や関係法令に基づく個別案件の諸手続きを行う前にコンセンサスの形成を図ることが必要である。

③コンパクトシティの形成

まちづくりの目指すべき方向としては、欧米諸国がサステイナブルなまちを目指して、コミュニティを重視し、住む人が誇りを持ち、他の地域から尊敬され、訪れたいくなるような魅力あるまちづくりに取り組んでいることを、わが国としても大いに参考にすべきである。具体的には、都市の成長を管理する考え方に基づき、既存ストックを活かし、周辺の自然環境や郊外の農村・田園地帯と調和した「コンパクトシティの形成」を目指すべきである。

④中心市街地への都市機能の集約

高齢者にもやさしい歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを目指し、まちなか居住を促進するとともに、行政庁舎、病院・社会福祉施設、教育機関、事業所など、生活に必要な都市機能は、可能な限り中心市街地に集約していくことが必要である。特に、まちなか居住を促進するために、行政においても郊外の公営住宅などを建て替える場合はまちなかで行うこと、また、民間の中心市街地における住宅整備、居住が促進されるような税制措置やインセンティブを講じることなどが必要である。また、中心市街地において病院などの公共公益施設等を建て替える際に、土地が狭隘なため十分な床面積や駐車場を確保することができず、郊外に移転せざるを得ないケースがあることから、このような場合には、防災性の向上などを条件に、建蔽率や容積率などをはじめ、建築基準法等の規制を緩和することなどにより、中心市街地に立地できるような環境整備を図ることも必要である。

⑤都市と農村との交流を通じた地域内経済循環の形成

中心市街地活性化を図るためには、一方で、農村経済の活性化や生活環境の整備を図り、農家を守り、自然環境を守る取り組みが必要不可欠である。地産地消など農業と商工業との連携をはじめ、グリーンツーリズムへの取り組み、農業体験学習の実施など、都市と農村との交流活動を通じた農業の振興を図ることが必要である。中心市街地と周辺の農村地域が有機的に結びついた「循環型社会」を形成し、地域内での経済循環に努めることが肝要である。

しかし、全国展開する大型店の中には、独自の仕入れルートや物流網を持ち、地域外からの仕入れを行うことにより、地域の経済循環を弱めているものもある。大型店も中心市街地も地域の一員として、地産地消に努めていかなければならない。

都市と農村を通じたこうした総合的な取り組みにより、地域の大切な財産である文化、歴史、自然環境などが守られ、「健康な日本」の裾野が全国に広がる契機となる。

⑥諸外国における大規模開発（大型店等）の規制

WTO（世界貿易機関）の下で、フランス・イタリアは、GATS（サービス貿易協定）を留保し、大型店の出店調整を行っている。

わが国同様GATSを批准しているイギリス、ドイツ、アメリカにおいても、都市計画などの観点から立地調整を行い、調和あるまちづくりを進めている。諸外国における大規模開発（大型店等）に対する立地規制の内容について見ると、例えば、イギリスは、全国土を網羅する「都市農村計画法」に基づいて大型店の立地調整を行っており、中心市街地での立地を検討したかどうか、既存の商業集積の活性・採算に与える影響はどうか、公共交通機関が利用できる場所かどうか、などについて設置者の立証を義務付け、開発を審査している。ドイツも、建設法典において、都市計画の枠組みの中で、大型店の立地を中心地区と大型店のための特別地区に制限しており、さらに、都心に影響する商品リストなどの作成により、中心部と郊外での販売品目の調整を行っている。アメリカも、連邦法にはないが、州及び各自治体が、ゾーニングに加え、環境保護、都市の成長管理などの必要から、大型店の立地について、それぞれ独自の規制を行っているのが大半である。

これらの規制は、まちづくりのために必要な社会的規制・コントロールと考えられており、い

ずれもGATS違反とはされていない。わが国においてもこうした考え方を参考にすべきである。

⑦都道府県の広域調整に向けた動き

国内でも、福島県は、まちづくりと生活者の利益の視点に立って、大型店の広域的な立地調整を行うまちづくり条例の制定作業を先駆的に進めている。また、新潟県は、「21世紀新潟県都市政策ビジョン」においてこれまでの拡大・拡散傾向の都市づくりを方向転換し、「コンパクトな都市」をキーワードとした都市づくりを進めていくこととし、福岡県でも、大型店の立地調整を視野に入れて中心市街地再生に向けた検討を開始している。これらの取り組みは、現行のまちづくり3法に大型店の広域調整を行う仕組みがないことに起因しており、諸外国の事例を参考に、わが国においても広域調整の仕組みを早急に導入する必要がある。

⑧大型店等との共生によるまちづくり

商店街も大型店も、消費者のために必要なものであり、大事なことは、大型店がまちづくりに資する場所に立地し、両者が両立・共生したまちづくりを進めることである。大型店の立地調整は、「自由放任主義」の下で発生する市場の失敗の地域への悪影響を未然に防止するための措置である。「大型店と中小小売店との対立」の構造として捉えるのではなく、市場の失敗を排除しつつ、共生によるまちづくりを目指すために必要な社会的規制・コントロールである。

⑨商店街等の自助努力

中心市街地の衰退や厳しい競争社会の中で、商店街や中小小売店自身が競争力や魅力を失っていることも事実である。商店街や中小小売店も自助自立の精神を旨とし、個々の店舗が消費者にとって魅力ある商品やサービスの提供に努めることはもとより、変化する消費者ニーズを的確に捉え、経営革新に不断に取り組んでいく必要がある。また、地権者の意識改革を求め、空き店舗へのテナント導入を促進するなど、商店街が一体となって人気小売店の誘致や不振店の入れ替え（テナントミックス）などの組織的マネジメントを行い、アミューズメント機能を併せ持つ魅力ある業種・業態の商業集積に変化していく必要がある。さらには、様々なアイデアを盛り込んだイベントを開催するなど、消費者が望み、楽しめる小売業、飲食業、サービス業等が中心市街地において常に展開される、まさにアミューズメントパーク、テーマパークのようなまちづくりに取り組み、来街者を増やしていく努力が必要である。一方で、こうした取り組みの基盤となる後継者、新規創業者、まちづくりのリーダーとなる人材の確保・育成にも努めていかなければならない。

こうしたやる気と情熱を持った商店街等の自助努力が大型店等との共生や支援策拡充の大前提である。

⑩環境にやさしいまちづくり

平成17年2月に京都議定書が発効し、地球温暖化対策への国民的な取り組みが求められている。こうした状況の中で、地球温暖化ガスの排出が増える車を使わざるを得ない郊外立地の大型店、また、24時間営業を行うエネルギー多消費型の大型店は、国・人類をあげて地球温暖化対策に取り組もうとする状況に全く逆行するものである。公共交通機関の発達した環境負荷の少ない中心

市街地を重視した、高齢者にもやさしい歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めることは、わが国の環境対策の面から極めて重要である。

⑩ 中心市街地活性化のための税制措置

中心市街地活性化を図る観点から、郊外開発が有利な制度を見直し、中心市街地の土地・建物の有効活用、事業所等の立地、まちなか居住の促進などを推進するための政策ツールとして、固定資産税、都市計画税、相続税、法人税・所得税などの税制措置を活用する必要がある。

(2) まちづくり推進のための新たな枠組みの構築

① まちづくりの理念の確立

少子高齢化が進展し人口の減少が予想され、また、地方財政が逼迫する中で、中心市街地における既存のストックや多様な都市機能の集積を活用し、伝統・文化が継承され、事業機会や活力があふれ、高齢者にも環境にもやさしく、歩いて暮らせる、安全・安心で美しい21世紀型の都市の再構築（コンパクトなまちづくり）を図る。

② 「まちづくり推進法」（仮称）制定による他の関係法令との連携強化

コンパクトなまちづくりに関する理念を示し、この理念に基づき関連する法令の連携を図り、さらに、国及び自治体双方で、まちづくり推進のための体系的な枠組みを構築する。このため、現行「中心市街地活性化法」を発展的に改め、現行法が担っている中心市街地活性化の役割に加え、まちづくり3法等を運用する際の横串的な機能を担う「まちづくり推進法」（仮称）を制定する。

(3) 「まちづくり推進法」（仮称）の制定

まちづくりを進めていくためには、政府・地方自治体・産業界・団体・住民など、国民全体の支持・協力のもと、中心市街地のみならず郊外の農地も含め、国民的なコンセンサスの下に、総合的な対策を講じていく必要がある。

このため、上記の「まちづくり推進法」（仮称）を制定し、法目的を現行法の目的である「市街地の整備改善及び商業等の活性化」に加え、コンパクトシティにおける多様な都市機能の強化とし、まちづくり3法等関係法令の連携・整合性を確保する。また、これらを盛り込んだ「まちづくり推進計画」（仮称）を議会の議決により作成する。

合わせて、まちづくり3法等を補完する、各地の地域事情に沿ったまちづくり条例制定の取り組みを支援する。

【具体的提案事項】

まちづくり推進法（仮称）の制定

1. 国に関する事項

- (1) 国としてまちづくりの大切さを宣言し、まちづくりの理念を示すこと。
- (2) 国・都道府県・市町村・団体・住民など、まちづくりに係わる全ての関係者の役割と責任を明示すること。

- (3) 現行の中心市街地活性化法を発展的に改め、新しい法目的を、現行法の目的である「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進」のみならず、まちづくり推進法の趣旨に沿ってコンパクトシティの中核をなすインナーシティ（既成市街地）が持つ多様な都市機能（文化、行政、商業、都市型製造業、居住、教育、医療、福祉、創業、娯楽、等々）の強化とし、併せて郊外開発の抑制を盛り込むこと。
- (4) 本法に基づき、まちづくりに関する施策について、関係行政機関相互の緊密な連絡を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする「まちづくり推進本部」（仮称）を設置すること。本推進本部に、その事務を処理させるため、事務局を置くこと。
- (5) 本推進本部において、都市の成長を管理する考え方にに基づき、都市機能を市街地に集約し、周辺の自然や地球環境を含む環境と調和したコンパクトなまちづくりを基本理念とする日本版PPG「まちづくりに関する大綱」（仮称）を閣議決定すること。また、まちづくりを進めるための基礎的条件である土地利用に関する法制度を統一的なもの（例えば、「都市農村計画法」（仮称）の制定）とするため、大綱において、段階的な整合性を図るための工程表を明示すること。
- (6) 基本的に1市町村に1区域とされている中心市街地について、地域の実情に応じて細分化することを認めること。また、実効性を確保するため、中心市街地の面積について、目安を示すこと。
- (7) 国は、地方自治体による各地域の事情に応じた「まちづくり条例」の制定について、その環境整備を図ること。

2. 都道府県に関する事項

- (1) 都道府県は、農地を含む「全県土を対象とした土地利用マスタープラン」（仮称）を作成すること。また、高規格幹線道路や広域幹線道路の沿道が開発されやすい状況となっているため、このマスタープランに、幹線道路沿道の開発抑制の考え方も盛り込むこと。
- (2) 都道府県は、「都道府県まちづくり推進協議会」（仮称）を設置すること。

3. 市町村に関する事項

- (1) 市町村は、現行中心市街地活性化法に基づく「中心市街地活性化基本計画」を含む市町村全域を対象とした「まちづくり推進計画」（仮称）を作成すること。
- (2) 同計画の目的には、現行中心市街地活性化法に基づく「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進」のみならず、まちづくり推進法（仮称）の趣旨に沿って、まちなか居住の促進や、行政庁舎、病院・福祉施設、教育機関、事業所などコンパクトシティの中核をなすインナーシティ（既成市街地）が持つ生活に必要な様々な都市機能の強化を加え、併せて郊外開発の抑制を盛り込む。また、同計画は、市町村の審議会の検討、公聴会やパブリックコメント等を経て、議会の議決により作成することとし、社会環境・経済環境の変化に応じて定期的な見直しを行い、より実態に即した計画とすること。

(3) 同計画において市町村、団体、商業者、地権者、住民など関係者の役割分担やTMO（タウンマネジメント機関）などの執行体制を明確化すること。特に、同計画の作成主体である市町村が、財政負担を含め、推進に責任を持つこと。

(4) 市町村は、「市町村まちづくり推進協議会」（仮称）を設置すること。

4. まちづくり3法等の整合性の確保

(1) 関係省庁及び自治体は、「まちづくりに関する大綱」（仮称）に沿って、相互の緊密な連絡を確保するとともに、施策の体系化、連携を図り、総合的かつ効果的な推進を図ること。

(2) 関係省庁及び自治体は、都市計画法・建築基準法、「大規模集客施設立地法」（仮称）、農地法・農振法等の関係法令の運用に当たり、「全県土を対象とした土地利用マスタープラン」（仮称）と市町村が策定する「まちづくり推進計画」（仮称）との整合性を確保すること。

(3) 都道府県及び市町村に設置された「まちづくり推進協議会」（仮称）は、まちづくりに関するコミュニケーションの場とし、まちづくりに関する計画の策定や関係法令に基づく個別案件の諸手続きを行う前に関係者のコンセンサス形成を図ることにより、関係法令の整合性確保に資すること。

（4）都市計画法の改正

わが国においては、都市計画法、農地法など土地利用に関する法律等がタテ割りに存在し、それによって生じる規制の狭間を狙った無秩序な郊外開発等が行われている。現行の都市計画法においては、「開発許可」や「線引き」制度について、まちづくりに及ぼす社会的影響を評価する審査項目や広域調整を行う仕組みがなく、一部の地域を除いて最低の基準を満たせば大規模開発が可能であり、まちづくりに及ぼす社会的影響がどんなに大きくても、これを止めることができない法体系となっている。また、行政庁舎、病院・社会福祉施設の建設など、国や都道府県等が作る公共公益施設等については、開発許可が不要となっていることにも問題がある。

このため、まちづくりの観点から、こうした原則自由の法体系を抜本的に改め、都市計画区域の内外を問わず、予め定められたゾーン以外では、一定の手続きなしには開発をできない制度とする。また、大規模開発については、まちづくりに及ぼす社会的影響を評価し、都市計画法の手続きの中で、住民や関係者の意見を聴取のうえ許可する制度とする。さらに、一定規模以上の開発案件を対象とした広域調整の仕組みを創設する。その際には、国として、都道府県による「全県土を対象とした土地利用マスタープラン」（仮称）の制定を促進するとともに、市町村が作成する「都市計画マスタープラン」との整合性を十分に確保した上で、運用が行われることが望ましい。また、国・都道府県等が作る公共公益施設等についても開発許可の対象とする。

併せて、準工業地域や近隣商業地域では、無制限に大型の商業施設の建築等が可能であり、用途地域における建築物の用途制限が、その本来の機能を果たしていないため、建築基準法により、各用途において建築可能な商業施設の規模を厳しく制限する。

なお、上記のような都市計画法の制度改正に併せ、民間からの開発のための用途地域の変更等の

提案を認める制度も創設する。

【具体的提案事項】

都市計画法の改正

1. 大型店を含む大規模集客施設の立地の適否については、従来どおり都市計画法で判断すること。
2. 現行都市計画法においては、一部の地域を除いて最低の基準を満たせば大規模開発が可能であり、まちづくりに及ぼす社会的影響が大きくても、これを止めることができないため、こうした原則自由の法体系を抜本的に改め、都市計画区域の内外を問わず、予め定められたゾーン以外では、一定の手続きなしには開発をできない制度とすること。併せて、民間からの開発のための用途地域の変更等の提案も認めることとし、コンセンサスが得られた場合は都市計画法の手続きを経て開発を可能とすること。
3. 用途地域が定められていない白地地域においては、用途制限がほとんどなされていないほか、立地規制が厳しい調整区域にあっても大規模開発は例外的に許可が可能とされているため、白地地域においても、大規模施設等の立地に係る用途制限を強化するほか、調整区域における大規模開発を例外扱いすることのない制度とすること。
4. 都市計画区域外の地域であって、農振地域内の農用地を含む大規模開発が潜在的に可能な平地については、都市計画法の一定の網をかけることとし、農振解除、農転が行われれば、ただちに都市計画法の手続きが可能となるようにすること。
5. 用途地域における建築物の用途制限については、工業地域や第2種住居地域等でも大型の商業施設等の建築が可能となっているため、建築基準法により、各用途において建築可能な商業施設の規模を厳しく制限すること。また、土地の所有者等の全員の合意を必要とする建築協定の要件を緩和すること。
6. 行政庁舎、病院・社会福祉施設の建設など、開発許可が不要とされる国・都道府県等が作る公共公益施設等についても、開発許可の対象とすること。
7. 現行の開発許可は、市街化調整区域以外は技術基準の審査のみであることから、都市計画区域の内外を問わず、一定規模以上の開発案件の開発許可においては、現行の技術基準の審査項目に加え、当該案件がまちづくりに及ぼす社会的影響に関する審査項目を追加し、都市計画法の手続きの中で、住民や関係者の意見を聴取のうえ開発を許可する制度とすること。その際、現行の大店立地法を改めた「大規模集客施設立地法」(仮称)の立地前のアセスメントの手続きを終了した案件については、まちづくりに及ぼす社会的影響に関する審査項目の条件を満たしたものとすること。

8. 郊外の幹線道路の沿道が開発されやすい状況となっているため、「全県土を対象とした土地利用マスタープラン」（仮称）に基づき、幹線道路の沿道の開発抑制の方針が打ち出された場合、その実効を担保するため、都市計画区域外でも市街化区域並みの規制ができるようにすること。

9. 一定規模以上の案件を対象にした次のような広域調整メカニズムを導入すること。

また、広域調整のための基準として、「全県土を対象とした土地利用マスタープラン」（仮称）を活用すること。なお、その際には、市町村が作成する「都市計画マスタープラン」との整合性を十分に確保した上での運用を行うこと。

(1) 開発許可に関する広域調整メカニズムは、次のとおりとする。

① 開発許可権限が都道府県知事にある場合は、知事が調整を行うものとし、案件に係る市町村の意見を聞くことを義務付ける。都道府県をまたがる案件は、関係都道府県による協議を義務付け、協議が不調なら国の許可権限とする。

② 開発許可権限が市町村長にある場合は、案件に係る市町村による一定期間の協議の手続き制度を導入し、関係市町村との調整を義務付ける。

協議が不調な場合、当事者のいずれかが都道府県知事の許可権限とすることを申し立てることができるものとし、都道府県知事は、関係市町村の意見を聞いて判断する。都道府県をまたがる案件は、関係都道府県による協議を義務付け、協議が不調なら国の許可権限とする。

(2) 開発許可以外の問題（線引きや用途指定など）に関する広域調整のメカニズムは、次のとおりとする。

周辺市町村は、案件が立地する市町村に対し、立地に伴うまちづくりに対する影響を理由として協議を申し入れることができる。申し入れがあった場合、関係市町村による一定期間の協議を義務付け、協議が不調な場合には都道府県による調整とし、同様に不調の場合には国による調整とする。

(5) 「大規模集客施設立地法」（仮称）の制定

競争激化を背景とした店舗の大型化、複合化、郊外化は、当該立地市町村の中心市街地はもとより、市町村や県をまたいで広範な地域のまちづくりに大きな影響を与えているが、現行法の法目的は、大規模小売店が出店する際の極めて狭い範囲の生活環境の保持に限定され、こうした問題には対応できず、実態に即していない。

また、エンターテイメント機能を付加した大型店の複合化に対応できず、設置者の出店後における届出事項、指針、都道府県の意見・勧告の遵守状況をチェックする制度もない。さらに、退店すれば、失業者対策など地域にとって多くの社会問題が発生するが、こうした市場の失敗を最小化するための調整メカニズムやルールがない。

このため、提言にあたっての基本的視点で指摘した事項を実現するために、現行法を改め、「大規模集客施設立地法」（仮称）を制定し、大規模集客施設の立地が、まちづくり推進法（仮称）に基づくまちづくり推進計画（仮称）との整合性が図られているかどうか、また、当該立地により発

生する地域の生活環境に対する影響、社会環境に対する影響、経済環境に対する影響を事前に評価するとともに、立地後もフォローアップするための社会的規制とする。

【具体的提案事項】

大規模集客施設立地法（仮称）の制定

1. 現行の大店立地法を改め、「大規模集客施設立地法」（仮称）を制定すること。
2. 本法の対象は、一定規模以上の大規模店舗のほかアミューズメント等の大規模集客施設とすること。
3. 本法では、都市計画法等のゾーニングにより立地場所が決まった案件について、当該案件とまちづくり推進法（仮称）に基づくまちづくり推進計画（仮称）との整合性、さらには、当該立地により発生する地域の生活環境に対する影響（交通渋滞・騒音・廃棄物問題、景観の悪化、地球環境を含む環境問題など）、社会環境に対する影響（高齢者等の買い物の利便性の低下、青少年の健全な育成に対する悪影響など）、経済環境に対する影響（自治体の税収や地域雇用への影響、地域内経済循環への影響、行政投資効率の悪化や行政投資の追加負担の問題など）をアセスメントすること。この場合、前述の「全県土を対象とした土地利用マスタープラン」（仮称）を活用すること。
4. 本法では、立地前の周辺への影響の評価のみならず、立地後の営業中、撤退時の各段階で周辺地域に問題が生じれば、法運用主体である都道府県知事が改善を勧告できること。
5. 法運用主体である都道府県知事は、立地案件について、立地・周辺の市町村長からまちづくりに影響があるとの申し出があれば、関係市町村の意見を聞かなければならない。また、県をまたがる影響があるとして協議を申し入れる都道府県があれば、一定期間の協議を行わなければならない。協議が不調で、関係都道府県が上申すれば、調整権限は国に移ること。
6. 本法の立地前のアセスメントの手続きを終了した案件については、都市計画法上の開発許可のうち、まちづくりに及ぼす社会的影響に関する審査項目の条件を満たしたものとすること。
7. 大型店等の社会的責任を担保する仕組みとして、新設か既存かを問わず、大規模集客施設の設置者に対し、地域貢献や退店の影響を緩和する措置を含むマニフェストの作成、法運用主体への届出を義務付ける。法運用主体は、マニフェストの内容について意見を表明し、必要な場合、マニフェストの実施に関する協定を締結するよう求めることができる。また、設置者は、マニフェストの達成状況を毎年法運用者に報告しなければならない、法運用者はその報告について評価を行い公表すること。

（6）農振法、農地法の改正

農振解除・農転制度は、優良農地の確保や計画的な土地利用の推進、並びに農業の健全な発展などの観点から運用されることになっているが、農転後の開発などについて都市計画法との連携はなく、また、その開発による中心市街地への影響等も考慮されず、タテ割りに運用され、これらを

調整する仕組みもない。このため、中心市街地の活性化に取り組み、衰退を阻止しようとする市町村長がいても、各方面からの圧力もあって農転後に大規模集客施設等の無秩序な郊外開発が行われ、中心市街地に悪影響を及ぼすケースが増加している。また、行政庁舎や病院の建設など、国や都道府県等が作る公共公益施設等については、転用許可が不要となっている。

こうした制度上の問題を都市計画法の抜本改正により改めることとし、農振法、農地法は、食料の安全保障、地球環境問題への対応、国土の保全、田園景観の形成等の観点から一層厳格な運用を図る。

【具体的提案事項】

農振法・農地法の改正

1. 農振解除、農転により無秩序な郊外開発が行われ、これが食料の安全保障、地球環境問題、国土の保全、田園景観の形成、及び中心市街地活性化等のまちづくりに悪影響を及ぼしている。このため、農転等を伴う無秩序な郊外開発が行われることのないよう、農振解除、農転に関する新たな指針・ガイドラインを地方自治体に示し、関係法令等の一層厳格な適用について徹底すること。
2. 農振解除の案件は法定の機関で審査することとし、その機関の委員、及び農業委員会の委員には、住民団体や環境団体、商工会議所等の代表を含むこと。
3. 行政庁舎や病院の建設など、農地転用許可が不要とされる公共公益施設建設のための公共転用についても、農地転用許可の対象とすること。
4. 一定規模以上の農振解除案件について、周辺市町村は、協議を申し入れることができる。申し入れがあった場合、関係市町村による一定期間の協議を義務付け、協議が不調な場合には都道府県による調整とし、同様に不調の場合には国による調整とすること。
5. 農地転用申請の公告制度を導入するとともに、周辺の市町村または都道府県が意見を申し立てることができる制度を導入する。意見の申し立てがあった場合、許可権者である都道府県知事または国は、意見を申し立てた関係市町村または都道府県の意見を聞いて許可、不許可を判断すること。

(7) まちづくり条例の制定促進

まちづくり推進法（仮称）を制定し、まちづくり3法等の整合性が確保されても、地域の状況は歴史的背景や伝統・文化などによって多種多様であり、その地域に住む人が誇りを持てるような活力のあるまちづくりを実現するためには、各地域が地域住民合意の下に、地域の特色を活かしたまちづくりをきめ細かく行っていくことが必要である。

現在、一部の都道府県において、大型店の広域調整、企業の社会的責任・地域貢献、地産地消を目的とする条例の検討が進んでいる。また、市町村レベルでも、生活環境の保持をはじめ、都市環境の形成、自然環境の保全、計画的な土地利用、大型店やナショナルチェーン店等と地域との共生などを目的とした様々な分野のまちづくり条例が制定され、住民、事業者、行政等が主体的に取り組むべきそれぞれの責務を定め、良好なまちづくりの推進を図っている。国としても、地域事情に沿

ったまちづくり条例やその運用の基本となる指針等を制定しやすくするための環境整備に努めることが必要である。

(8) 中心市街地活性化対策の拡充

① まちなか居住等の推進

賑わいがあり、高齢者にもやさしい歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを実現するためには、まちなか居住を促進するとともに、行政庁舎、医療・福祉施設、教育機関、事業所など、生活に必要な都市機能は、可能な限り中心市街地に集約していくことが必要である。このため、例えば、下記のような対策や支援策を講じることが必要である。

- ・ 中心市街地における住宅整備を促進するとともに、医療・福祉施設、教育機関、事業所等の生活に必要な都市機能をまちなかに集約するための税制措置やインセンティブを拡充すること。
- ・ SOHOやインキュベーション施設など、都市型産業創出の苗床となる施設のまちなかへの立地を促進すること。
- ・ 起業家育成・新事業創出など、まちなかにおける創業支援事業の実施に対する支援策を拡充すること。
- ・ まちづくり交付金、まち再生まるごと支援事業、街なか居住再生ファンドなど、各種支援策を拡充すること。
- ・ 建築基準法の建蔽率や容積率の緩和などにより、病院などの公共施設が中心市街地に立地できるような環境整備を図ること。

② 商店街等の自助努力と新陳代謝の推進

まちづくりの柱の一つとしての中心市街地の活性化を図ることが重要であり、前述した中心市街地活性化法をはじめとする「まちづくり3法」の抜本的見直し等法制度面からの対策とともに、財政、金融、税制の総合的な支援策が不可欠である。しかし、これらの大前提となるのが、地域の事業者による自助努力はもちろんのこと、地元市町村等の行政、商工会議所等の団体などの関係者による支援・協力であり、まちづくりの最終的な成否もこれにかかっている。このため、例えば、下記のような自助努力や支援・協力を努めることが必要である。

- ・ 空き店舗等を活用して事業者の育成、特に新規創業者の育成に努めること。
- ・ 地域のまちづくりを担うリーダーとなる人材の確保・育成に努めること。
- ・ 一店逸品運動、大学・地域住民・NPOとの連携等により、個店や地域の魅力向上に努めること。
- ・ アミューズメント機能を併せ持つ魅力ある業種・業態の商業集積に取り組み、様々なアイデアを盛り込んだイベントを開催するなど、消費者が望み、楽しめるアミューズメントパーク、テーマパーク的な機能の強化に努めること。
- ・ 商店街組織への加入促進、青少年にとって好ましくない店舗・業種の制限、公道利用の緩和など、中心市街地、商店街活性化を目的とした条例の制定を促進すること。

また、経営不振や後継者問題等から空き店舗のままとしているケースなど、一部には、地域の事業者・商店街等に経営に対する意欲等に疑問が呈される場合があることも事実であり、新陳代

謝が重要になっている。このため、転廃業を希望する商業者等に対する、相談体制の確立、金融・税制の支援が必要である。

③TMOへの支援拡充

中心市街地活性化のためには、TMOの運営基盤と機能強化を図ることが不可欠であり、下記のような支援策の拡充が必要である。

- ・中心市街地活性化法において法定TMOになり得る組織として一定の要件を満たしたNPO法人が追加され、中小小売商業高度化事業（ハード事業）を実施できることになったが、さらに、空き店舗を活用した事業や各種イベント等のソフト事業を実施するNPO法人への支援策を拡充すること。
- ・TMOの活動範囲について、少子化対策や防災対策に関する事業のほか、米国のBIDや英国のTCMも参考に見直すとともに、地域のコンセンサス形成を円滑に進めるためにTMOの法的権限の強化や地権者の協力を得る仕組みを創設すること。
- ・中心市街地からの固定資産税収の一部をTMOの人件費、運営費に充当する仕組みを創設するなど、TMOの財政基盤を強化すること。
- ・補助事業の複数年化、行政サービスの業務委託、ショッピングセンター経営士など専門人材の確保・長期派遣など、公的支援を強化すること。
- ・商工会議所が係わるTMOが、テナントミックスや空き店舗対策事業など、中心市街地活性化を目的とする事業を行う際、融資が必要な場合に日本商工会議所信用基金の保証対象とすること。
- ・「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」において、補助事業等により取得した財産は第三者に貸し付けたり、金融機関から融資を受ける場合の担保とすることが制限されているが、TMOが行う中心市街地活性化事業については、この規定を緩和すること。

④空き店舗対策・テナントミックス等の推進

まちの魅力や賑わいの喪失をもたらす空き店舗の解消を目指す必要がある。空き店舗への新規出店が進まない理由としては、高い賃料、改装費負担、既存老朽建物の存在があげられる。このため、地権者の意識改革を求めるとともに、下記の対策を講じる必要がある。

- ・信託制度を活用することで、地権者にとっての契約や資金調達の不安・負担を解消して、地権者の土地活用、再開発意欲を喚起すること。
- ・TMOが仲介することで、地権者の賃貸上のトラブルの不安を解消し、空き店舗の賃貸借を促進すること。このため、無担保・無保証融資、信用保証制度の拡充、国庫補助金財産処分制限規定の撤廃、不動産取得税、固定資産税等の減免措置を講じること。
- ・商店街が一体となって、人気店・業種の誘致や不振店の入れ替え（テナントミックス）など、商店街や地域で組織的に管理する仕組みを構築すること。
- ・大型空き店舗活用支援事業を拡充すること。
- ・都市の中心部への居住を促進し、定住人口を確保するために、中心市街地の空き店舗を解体し、住宅等の整備を行う際の支援措置を講じること。
- ・中心市街地の空き店舗を活用した、地域の産業創出の苗床となるインキュベーションプラ

ザ・チャレンジショップ、子育て支援施設、高齢者サロンの設置や、起業家育成・新事業創出など創業支援事業の実施に対する支援を拡充すること。

⑤ 中心市街地活性化のための税制措置

中心市街地で土地・建物を保有しているにもかかわらず、空き店舗や空き地のまま放置している地権者にその有効活用を促すため、下記の税制措置を検討することが必要である。

1. 固定資産税等

- ・自動車税のグリーン化の考え方を固定資産税に取り入れ、中心市街地活性化基本計画に則り、同計画の推進に資する土地等について課税を軽減する一方、中心市街地活性化基本計画の推進を阻害している土地等について、固定資産税を重課すること。
- ・現行中心市街地活性化法における地方税の不均一課税に伴う減収補填について、店舗の新設、更新にも適用するなど大幅に拡充すること。
- ・現行の特別土地保有税とは別に、中心市街地活性化を阻害する土地の保有に対して課税する、「特別不動産保有税」を創設すること。

2. 都市計画税

- ・都市計画および中心市街地活性化基本計画を阻害する土地・家屋に対する都市計画税について、税率を引上げること。
- ・一定規模以上の大規模集客施設の立地は、道路や上下水道など都市基盤インフラとなる都市計画施設に負荷を与えることから、原則として市街化区域において課税されている都市計画税について、市街化調整区域、非線引き白地地域のほか、都市計画区域外であっても課税対象に加えること。

3. 相続税

- ・小規模宅地等の相続税の課税の特例に関し、中心市街地における事業用宅地について、以下の措置を講じること。
 - a) 相続人が業種転換等により新たな事業を実施する場合にも、特定事業用宅地の特例の対象と認める。
 - b) 不動産貸付業、駐車場業であっても、中心市街地活性化に資するのであれば、特定事業用宅地の特例の対象と認める。
 - c) 宅地の有効活用を促すため、何らかの事業を継続しなければ、小規模宅地特例の適用から除外する。
- ・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算特例の対象に、中心市街地活性化に資する事業用資産を加えること。
- ・中心市街地活性化基本計画区域内において、基本計画の趣旨に合致しない事業用資産については、かねてから日本商工会議所が主張してきた、5年程度の事業継続を前提に課税対象額の5割を控除する包括的な事業承継税制の対象から除外すること。

また、高齢者にもやさしい歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを目指し、まちなか居住を促進するとともに、事業所などを可能な限り中心市街地に集約するため、下記の税制措置を検討することが必要である。

- ・所得税・法人税郊外の事業用または居住用土地・建物を譲渡して中心市街地活性化基本計画区域内の土地・建物を買換え、引き続き事業または居住の用に供した場合に、課税の繰延べ、譲渡に係る特別控除・軽減税率、他の所得との損益通算および繰越控除措置を講じることにより、中心市街地への流入を促進させること。

⑥都市と農村との連携強化

まちづくりを進めていくためには、中心市街地の活性化を図る一方で周辺農村部の農地や自然を守り、都市と農村の交流を通じて地域内での経済循環に努め、地域全体の振興を図る必要がある。商工会議所は、これまでもチャレンジショップにおける農産品の販売などを通じて交流に努めてきたが、今後は、商工会議所が商工業者、NPO、農業関係団体等と連携をとりながら、都市と農村を結ぶコーディネーターとして、より一層交流・連携を進めるべきであり、例えば、下記のような活動に取り組む必要がある。

- ・農村地域と販売協定を結び、中心市街地の空き店舗を活用して直販するなど、地産地消に取り組むこと。
- ・農協等と協力し、地域の特産品を活かした商品開発等に取り組むこと。
- ・農業会議所や農協等と常設の協議会などを設置し、新産業の創出やまちづくり活動に協力して取り組むこと。
- ・農業や農村体験の場の提供や市民農園の開設など、農村や農地の利用機会の拡大に取り組むこと。
- ・グリーンツーリズムなど、まちづくり運動としての観光振興に取り組むこと。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、与党等

<実現状況>

「まちづくり推進のための新たな枠組みの構築に関する要望（平成17年7月）」を参照。

5. 「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ（案）」に対する意見

平成17年6月6日

日本商工会議所

信用補完制度は、これまで半世紀にわたり中小企業者の円滑な資金調達に必要不可欠な存在としてあり続けてきた。一方この間、わが国の経済構造は大きく変化しており、また近年、中小企業をめぐる金融環境についても、不良債権処理の進展や地域金融機関におけるリレーションシップバンキングの機能強化等の取組み、スコアリングモデル等の活用や担保・保証に依存しない多様な金融手法の導入など、大きな変革を遂げつつある。このような外部環境の変化に即しつつ、中小企業者が今後とも安定的に資金を調達していくためには、中小企業者にとって欠くべからざる存在となっている信用補完制度についても、より実態にあった形での見直しが必要となってきた。

こうした状況のもと、中小企業政策審議会基本政策部会信用補完制度のあり方に関する検討小委員会において、多岐にわたる検討が行われ、このたび「とりまとめ（案）」が公表された。今般の見直しは、中小企業の経営実態を十分に踏まえ、円滑な資金調達に支障が生じるようなことのないように行われなければならない。本制度見直しが、中小企業者の安定的かつ円滑な資金調達の持続・向上に資することを強く期待するところである。

なお、「とりまとめ（案）」に対する具体的意見は下記のとおりである。

記

1. 包括的な運用改善による利用者の利便性向上

本制度見直しの前提は、信用保証協会自身の自助努力による変革である。そのためには、信用保証協会の審査能力の向上、規律の強化とともに、業務効率化等を通じた制度の運用改善および利便性の向上が強く求められるところである。信用保証協会の現行の事務体制は、時として、中小企業者に混乱を生じさせ、円滑な資金調達を阻害するおそれもある。このため、協会により異なる書類の様式や解釈の統一、業務の電子化等による利便性の向上を早急に実現されたい。また、保証料の分割払いについても、中小企業者の負担を勘案し、支払い回数の増加等の弾力的な対応を検討されたい。

中小企業者への経営支援については、信用保証協会・金融機関のほか、各地商工会議所をはじめ税理士・公認会計士・中小企業診断士等が必要に応じ連携するなど、幅広い支援体制を構築していく必要があることから、これら関係者が一層連携しやすいような環境整備・体制づくりを強く希望する。ただし、審査面における協力体制の構築に関し、一般的な案件の審査を金融機関に一元化することについては、中小企業金融の現場における実態把握など、信用保証協会の審査力の低下を招くことがないよう、十分慎重に検討する必要がある。

再生支援機能については、モラルハザードにつながらないよう留意しつつ、保証付き債権譲渡および求償権の放棄・譲渡の弾力化と、求償権先への新規保証の実施を図られたい。

担い手の多様化に関しては、中小企業者への資金調達の円滑化につながるものであれば、大いに推

し進めるべきである。ただし、信用保証協会の保証対象に信託会社やファイナンス会社等を追加する場合には、既存の担い手である金融機関や地方公共団体等と同様に、モラルハザードや事故率に関する十分な検討が望まれる。

保証料の弾力化については、信用リスクを一定程度考慮した保険料の体系は、公平かつ柔軟な制度の実現の観点から必要とは思われるが、信用リスクに応じるがために保証料率の過度な引上げが行われることのないよう、政策的な配慮が必要である。

2. 金融機関との適切な責任分担と協調のあり方

本制度見直しの目的は、あくまでも中小企業者の安定的かつ円滑な資金調達の持続・向上である。信用保証協会と金融機関との責任分担と協調のあり方についての検討は、そのための手段であり、同時に信用保証協会と金融機関との間の問題であると言える。重要なのは、両者の十分なコミュニケーションが図られ、共同責任のもとでさらに円滑な中小企業金融が実現することであり、本制度見直しによって中小企業者の資金調達が阻害されることがあってはならない。

当面は「部分保証制度」と「負担金方式」とのいずれかを金融機関が選択することとしているが、選択に際しては、いずれの方法を採用する場合であっても、中小企業者への貸出姿勢に悪影響が生じないことが事前に十分確認され、同時に、そのことが、借り手である中小企業者に客観的に説明されることを前提とすべきである。また、一定期間後に制度の実施状況や利用者の声を踏まえて方式の統一の適否について検討することに関しても、利用者である中小企業者等の声を聴くための仕組みを具体的に講じ、定期的なフォローアップを実施すべきである。そのうえで、中小企業者の資金調達が阻害されたとの指摘がなされた場合には、「方式の統一の適否」のみならず、「部分保証制度」と「負担金方式」の選択制度そのものの適否も含めて、改めて見直しを行うべきである。

3. 持続的な運営基盤の確立

前述のとおり、今般の制度見直しは、信用保証協会自身の業務改善が前提である。信用保証に係る具体的な収支改善の取組みは、平成15年度の保険料改定効果を見極めつつ、中小企業金融公庫保険部門の事務の合理化や、本制度見直しによる影響等について評価を行ったうえで、不断の努力をもって実施されたい。

地方公共団体の制度融資の中には、信用補完制度におよぼす影響が大きいものもあることから、今般の見直しに際しては、そうした制度融資の有効性についても十分検証すべきである。もとより、地方公共団体がその運用責任を果たさなければならないことは言うまでもない。

4. 信用補完制度の運営規律の強化と適切な評価

信用保証協会のガバナンスについては、「業務運用改善」や「責任分担と協調のあり方」と同様に重要なテーマであり、中小企業金融公庫保険部門のガバナンスとともにその強化を図られたい。

金融機関が策定する予定の「地域密着型金融推進計画」に信用補完制度の利用に関する考え方や計画などを盛り込むことは、利用者の利便性を高め、地域金融の円滑化に資することから賛成である。ただし、その際、金融当局が画一的な目標設定の要請や指導を行うならば、信用補完制度のみならず、中小企業の金融自体に大きな影響がおよぶ恐れもあることから、中小企業金融全体の円滑な運営を歪めることのないよう、常に十分な配慮をもって推し進めることが必要である。

なお、今般の見直しを中小企業者にとって真に実効あらしめるものとするためには、信用保証協会や各金融機関の取組み状況や、中小企業金融におよぼす影響について適切にフォローアップを行う必要があるが、この点については、「とりまとめ（案）」では必ずしも明確にされていない。関係当局においては、今後とも、利用者である中小企業者の意見を十分に聴き、その意見次第では、改めて弾力的な対応や見直しの方向性について再検討を行うべきである。

以 上

<提出先>

経済産業省中小企業庁

<実現状況>

「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」（平成 17 年 6 月。中小企業政策審議会基本政策部会）における実現状況は以下の通り。

○包括的な運用改善による利用者の利便性向上

①事務の簡素化・効率化について

「各保証協会での様式・手続の相違は、広域的な活動を行う金融機関や中小企業者にとっては不便であり、全国信用保証協会連合会を中心として、早急に様式や事務手続きの統一化、必要書類の簡略化を図ることが必要」とされた。

②担い手の多様化について

「中小企業者への資金供給の円滑化のためには、その担い手を多様化し、選択肢を拡大することも有効な方策」とされた。

③保証料の弾力化について

「保証料体系をより柔軟なものとするためには、保証制度との整合性の観点から、保険設計においても、現在、中小企業者に一律である保険料率について、信用リスクを一定程度考慮した保険料体系の構築が必要である」とされた。

○金融機関との適切な責任分担と協調のあり方

「中小企業金融における信用補完制度の重要性に鑑み、その導入の対象となる保証制度や時期等については、柔軟に検討することが望まれる」とされ、中小企業者への配慮がなされた。

○持続的な運営基盤の確立

保証協会は、「自らの財政上の問題のみを理由として、保証業務に制約が加わるような事態に陥らないよう、保証収支の改善等に普段の努力が必要」とされた。

平成 18 年度 4 月より保証料率の見直しがなされたが、保証料の弾力化については、信用リスクに応じることがために保証料率の過度な引上げが無いように、政策的な配慮がなされた。また、セーフティネット保証、特別小口保証（国の特別小口保険を利用した保証に限る。）、売掛債権担保保証などの特別な保証制度については弾力化の対象外となった。

信用保証協会と金融機関との責任分担のあり方等については今後、制度見直しを行う予定。

6. 平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望

平成 17 年 6 月 16 日

日本商工会議所

わが国経済は、主に大企業製造業等の牽引により最悪期を脱し回復基調にあるものの、中小企業や地域経済への本格的な広がりには至っておらず、長期に亘ったデフレ不況等により、地域中小企業の足元での景況感は引き続き厳しい状況が続いている。加えて、昨今では海外経済の減速による輸出増勢の鈍化、IT・デジタル関連分野における生産調整、原油・素材価格の高止まり等の影響から、景気回復度合いが緩やかになっており、先行き懸念もみられる。

日本の企業数の 99%以上を占める中小企業は、地域経済の活力の源泉であり、日本経済の基盤を成し、また、雇用の 7 割を支え、経営者や従業者と生計を一つにする家族を含めれば、国民の相当数が中小企業と深い関わりがあると考えられ、消費面からも重要な位置付けにある。

わが国経済の活性化を図るために、新たな事業展開等に挑戦する意欲と能力のある中小企業が、その活力を存分に発揮できるよう、自助努力への支援策の強化・拡充が不可欠であり、中小企業・小規模事業対策予算については、国および都道府県がそれぞれ責任をもって十分かつ安定的に確保すべきである。

以上の観点を踏まえ、中小企業・小規模事業対策予算の拡充など平成 18 年度中小企業関連施策に関して、下記事項を強く要望する。

記

<主要事項>

I 中小企業・小規模事業対策予算の十分かつ安定的な確保

- ◆中小企業・小規模事業対策予算の十分かつ安定的な確保
- ◆三位一体改革が進展する中での、地方自治体による小規模事業対策予算等の執行を担保する制度的な仕組みの確立

II 創業促進と経営革新など中小企業の成長支援

- ◆創業塾・第二創業コースの一層の拡充とスタートアップ期の創業者支援のためのフォローアップ事業の創設
- ◆中小企業新事業活動促進法について、申請手続き指導、審査の迅速化等利便性の高い法制度の運用と支援体制の強化

III 金融セーフティネットの整備・充実と中小企業の再生

- ◆金融セーフティネット貸付・保証の充実と無担保・無保証融資の促進
- ◆政府系中小企業金融機関各々の持ち味を活かした融資機能強化

◆中小企業の資金調達の一層の円滑化に資する信用補完制度の適正な見直し

◆中小企業再生支援協議会の機能強化と再生ファンドの設立促進

IV 中小企業の活力増進のための税制改革

◆5年程度の事業継続を前提に課税対象額の5割を控除する等包括的な事業承継税制の確立

◆留保金課税制度の撤廃

◆中小企業投資促進税制、IT投資促進税制、中小企業技術基盤強化税制、少額減価償却資産の特例制度等設備投資・試験研究促進のための税制措置の維持・拡充

◆環境税の導入反対

V 中心市街地・商店街の活性化と地域産業の振興

◆「まちづくり3法」の早急な抜本的見直し

◆商店街等の自助努力やTMOへの支援拡充

◆「観光立国推進戦略会議」提言の着実な実行と観光振興予算の拡充

◆「JAPANブランド育成支援事業」の拡充と地域ブランド創出の支援強化

VI グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

◆中小企業分野での協力を含む質の高い経済連携協定（EPA）の早急かつ戦略的拡大

◆東アジア等へ進出する中小企業や輸出振興のための支援の拡充

VII 中小企業の人材育成支援等

◆「草の根eラーニング事業」の推進等若年者を中心とする人材育成・就業促進対策の強化

◆中小企業の戦略的な人材経営の促進

重点要望項目（個別事項）について

I 中小企業・小規模事業対策予算の十分かつ安定的な確保

三位一体改革が進展する中で、中小企業対策予算については、国および都道府県がそれぞれ責任をもって十分かつ安定的に確保されたい。中小企業は、企業における雇用の約7割を支えるほか、地域における新産業創出の重要な担い手であり、わが国経済に極めて大きな貢献をしている。しかしながら、中小企業対策予算は、わが国経済を支える中小企業の技術革新支援と経営革新の裾野拡大、産業競争力を支える人材育成・確保の推進を図るには、政府予算全体の中でその規模があまりにも小さいといわざるを得ない。

また、平成18年度から都道府県への税財源の移譲が決定されている小規模企業等活性化補助金・事務局長設置費をはじめとする各種の小規模事業対策が、三位一体改革の進展によって大きく後退し、各地商工会議所における地域小規模事業者のための相談指導体制が弱体化しないよう、国・都道府県において、小規模事業対策予算ならびに補助対象職員の人件費の安定的かつ十分な確保を図られたい。加えて国においては、地方自治体において確実に予算執行されることを担保する制度的な仕組みを確立されたい。

Ⅱ 創業促進と経営革新など中小企業の成長支援

1. 創業・第二創業（経営革新）支援

（1）創業・第二創業（経営革新）支援策の拡充強化

地域の活性化や雇用の創出に貢献する新規創業や第二創業（経営革新）を強力に支援するため、創業人材育成事業（創業塾・第二創業コース）を一層拡充されたい。また、創業希望者の啓発、中小企業・小規模事業者に対する第二創業（経営革新）の必要性の啓発等を目的とする「創業・第二創業セミナー」（仮称）を創設されたい。

（2）スタートアップ期の創業者に対するフォローアップ事業の創設

創業直後のスタートアップ期にある創業者は、経営上の困難を乗り越える知識やノウハウが乏しいため、事業から退出する危険性が高いことが明らかになっていることから、創業者が一定の経験を積むまでの期間（創業後5年程度まで）の支援策として、当該事業者が行う他の事業者との交流・情報交換やビジネスプラン作成・見直しなどに対し支援を行うフォローアップ事業を創設されたい。

2. 中小企業の成長支援とものづくり力強化

（1）中小企業新事業活動促進法による支援体制の強化

使い易さ、分かり易さを追求して、創業・経営革新支援施策体系全般を整理・統合・充実させるなど法制定の趣旨に鑑み、申請手続き指導、審査の迅速化等利用者が活用しやすい制度運用を図られたい。また、新連携支援における地域戦略会議による責任あるフォローアップはもちろん、プロジェクトの計画認定・承認後、関係各機関の支援を円滑に実行されたい。

（2）中小企業活性化のための実のある支援措置の創設

地域中小企業の活性化に資するため、新商品や新技術の開発の促進、販路開拓や受発注の拡大など、商工会議所が自己財源をもって独自に行う全国のモデルとなるような事業に対して、商工会議所からの提案に基づいて助成を行うなどの支援措置を創設されたい。

（3）技術開発の支援促進とSBI Rの支出目標額の一層の増額

産学官連携による共同研究を支援促進するため、中小企業と大学・研究機関による地域新生コンソーシアム（共同研究体）研究開発事業など諸施策を拡充されたい。また、中小企業の技術開発を支援するSBI R（中小企業技術革新制度）について、より多くの中小企業者の利用が可能となるように支出目標額（特定補助金等）の一層の増額を図られたい。また、各制度の周知期間・募集期間を十分に確保するなど中小企業者の応募の利便性の更なる向上を図られたい。

（4）企業等OB人材活用推進事業の拡充

企業等OB人材活用推進事業は、人材問題を抱える中小企業支援策として有効であり、平成19年に定年を迎え始める“団塊の世代”（2007年問題）の人材活用の一つとして注目されている。

については、全国47都道府県に設置された地域協議会において、継続的なOB人材の発掘ならびにマッチング事例の多数創出を促進するため、マッチング組織との一層の連携を図るとともに、広報活動およびマッチング機能の強化ならびにOB人材データベースの充実に向けて必要かつ十分な予算措置を図られたい。

（5）中小企業のIT化支援策の総合的推進

①電子行政手続き普及への利用者インセンティブの付与

「e-Japan 戦略」に基づき、総務省、国土交通省をはじめ、都道府県等の入札が電子化されるなど、電子政府・電子自治体の構築は進んでいるが、電子手続きの利用については必ずしも期待通りには普及していない。電子行政手続きの普及促進のためには、利用者が紙による手続きよりもメリットを具体的に感じられるようにすることが必要である。電子行政手続きは行政機関における事務の合理化に著しい効果が期待できることから、合理化効果を利用者に還元するとの考え方にに基づき、電子行政手続きの手数料等を引き下げ、かつ、処理期間の短縮を図るなどの具体的メリットを利用者が感じられるような措置を講じられたい。

②デジタルデバインド（情報格差）の解消

I T（情報通信技術）革命の進展が、企業活動に大きな変革をもたらしているが、中小企業の間では今なお、いわゆるデジタルデバインド（情報格差）が濃く残っており、ネットワーク社会の恩恵を十分に受けられない企業が少なくない。中小企業・小規模事業者における I T 武装の立ち遅れは、日本経済の基盤の立ち遅れにつながる恐れが大きい。中小企業の I T 化支援施策に対しては、十分な予算措置を講じ、多角的な支援措置を継続していただきたい。

③ブリッジ認証局に接続している電子証明書の共通利用および電子手続きシステムの共通化

行政手続きの電子化に伴い、既に多くの中小企業が民間認証局の発行する電子証明書を取得している。ところが、多くの行政機関が、行政機関ごとまたはシステムごとに利用できる電子証明書に制限をつけているところから、複数の行政機関に手続きをしようとする、複数種類の電子証明書の購入が必要となっている。利用者の立場に立ち、ブリッジ認証局に接続している電子証明書は共通に利用できるように変更すべきである。また、行政機関ごとに手続きのシステムが異なる場合が多いが、中小企業にとって利用の障害となるこの点を解決すべく基本的なシステムの共通化を実施されたい。

（6）新会社法の施行に向けた周知活動等の実施

新会社法の施行によって、機関設計が柔軟化される等により、個々の企業がその時々の状況、成長段階に応じて、定款自治により最も適した形態、運営方法を選択できることが可能となる。また、既存の有限会社は、有限会社として存続するか、株式会社へ移行するかを選択できることになる。そのため、中小企業が新会社法による多様な選択肢に円滑に対応できるよう、新会社法を分かりやすく記載した冊子の作成・配布、セミナーの開催支援、ホームページでの情報提供等、きめ細かな周知活動等を実施することによって、新会社法の積極的な普及浸透を図られたい。

（7）ADR（裁判外紛争解決手続）制度の活用

商事取引に関する紛争解決方法として ADR（裁判外紛争解決手続）への関心が高まっており、その拡充・活性化のため昨年、ADR 法が公布された。今後は、制度が広く活用されるよう、調停および仲裁業務等に対応できる人材育成や、セミナー・フォーラムの開催等を、積極的に協力・支援するため、予算措置を拡充・強化されたい。

（8）中小企業における円滑な知的財産権の取得等のための環境整備

知的財産を積極的に活用することは、わが国の産業競争力を強化し、地域経済の活性化を図るために極めて有効である。政府は、知的財産推進計画に基づき「知的財産立国」の実現へ向けた施策の充実を図っているが、中小企業においても容易に知的財産権を取得・保持し、その活用ができるよう、特許権取得に係る費用減免、海外特許に係る助成措置の拡充、特許取得等に関する税制上の優遇措置の創設等、国内外への特許出願等の円滑化のための支援策を講じられたい。ま

た、特に、地域の中小企業が知的財産を十分に活用できるよう、平成 17 年度に設置された「地域知財戦略本部」の積極的活用を図りたい。

(9) 下請取引の適正化と下請事業者への配慮

親事業者による下請事業者に対する不当なしわよせが生じることの無いよう、下請代金支払遅延等防止法の厳守を徹底されたい。また、下請中小企業振興法に基づく振興基準を周知し、下請事業者に対する下請代金の早期支払い、下請事業者との十分な協議を踏まえた取引対価の決定等下請事業者への配慮を行うよう努められたい。

(10) 中小企業への事業継続計画（BCP）の普及

自然災害等の不測の事態の発生に当たり、できるだけ事業を中断せずに早期に通常状態に復旧するために、米国企業では平時に策定しておくことが一般化している事業継続計画（Business Continuity Plan）が、わが国の中小企業にも広く普及するよう、その方法等につき検討されたい。

(11) 「中小企業の会計に関する指針（仮称）」の普及浸透

中小企業の資金調達や取引の円滑化のために、計算書類の作成と開示が重要となっており、また、めまぐるしく変化する経営環境の中で、自社の経営状況を的確に把握するためにも、財務情報の精度の向上を図ることが求められている。さらには、新会社法の成立により、取締役・執行役と共同して計算書類を作成する会計参与制度の新設も予定されており、中小企業における会計整備の必要性、重要性が高まっている。ついては、日本商工会議所をはじめとする民間 4 団体が策定予定の「中小企業の会計に関する指針」について、「中小企業の会計の質の向上に向けた推進計画」に基づき、セミナー、研修会の実施や中小企業への普及浸透、相談・指導を行う人材育成について、積極的に実施するとともに、WEB等の活用により、効果的な周知広報を図られたい。

(12) 「高度部材産業・ものづくり中小企業強化プログラム」（仮称）の推進

昨年 5 月に制定された「新産業創造戦略」にある燃料電池や情報家電、ロボットなど重点 7 分野の産業育成の推進を図るため、これらの先端的新産業分野等の競争力の源泉となる高度部材産業集積と、それを支える「匠の中小企業」を強化する「高度部材産業・ものづくり中小企業強化プログラム」（仮称）を定めた上で、サポーティングインダストリーを重点的に支援されたい。

(13) 中小企業の事業承継やM&Aをサポートする支援体制の構築

中小企業の円滑な事業承継を図るため、地域において、承継に係る具体的な手法を適切に提供することができる官民によるネットワークの構築等、支援体制の充実を図られたい。

(14) 成長中小企業を対象とした出資事業の拡充

中小企業基盤整備機構が実施するベンチャーファンド出資事業や「がんばれ！中小企業ファンド」出資事業の予算を拡充するとともに、プロジェクトファイナンス型の投融資の普及に向けたPRを強化されたい。

Ⅲ 金融セーフティネットの整備・充実と中小企業の再生

1. 景気動向に十分配慮した金融政策の展開

わが国経済は、景気指標に明るさも見られているものの、デジタル関連の在庫調整や、原油・素材価格の高止まり、輸出の鈍化傾向など、先行き懸念は依然として多く、未だしっかりと成長

軌道に乗ったという実感はもてないでいる。景気が踊り場から脱し、持続的な経済成長を図るためには、内需主導の自律的な景気回復の実現が不可欠である。日銀はさる5月の政策委員会・金融政策決定会合において当座預金残高が目標を下回ることを容認したが、景気回復には、今が重要な時期であり、景気動向を十分配慮し、柔軟な金融政策運営を行うべきである。

2. セーフティネットなど金融対策の充実

(1) 金融セーフティネットの充実・多様化

現下の景気回復は中小企業や地域経済への本格的な広がりには至っておらず、特に中小企業は厳しい経営を強いられている経済環境の下、挑戦する意欲と能力のある中小企業や、債務を抱えながらも本業が順調な中小企業が貸し渋りや貸し剥しにより経営破綻に追い込まれることがないよう、万全な中小企業の金融セーフティネットが引続き必要である。資産価値の下落や民間金融機関のリスク負担能力低下の中で、不動産担保や個人保証に依存した従来型融資が限界に直面する状況下において、政府系金融機関や信用補完制度等を有効に活用し、セーフティネット貸付・保証の一層の充実を図るとともに、無担保・無保証融資制度の促進など中小企業、ベンチャー企業の資金調達の円滑化・多様化に引き続き注力されたい。

また、信用保証協会・政府系金融機関においては、既往の債権について期限の延長や返済条件の緩和などにより事業継続が見込まれる場合には、個々の事業者の実情に十分配慮し、一層の弾力的な対応を講じ、地域における金融機能が一層安定確保できるよう、引き続き注力されたい。

(2) 中小企業金融の円滑化

「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」では、金融機関が自主的に定める「地域密着型金融推進計画」について金融庁がフォローアップを行うこととされている。しかしながら、その際、目標達成ばかりを求めるならば、地域金融機関における不良債権処理を過度に加速化させ、その結果、挑戦する意欲と能力のある中小企業や、債務を抱えながらも本業が順調な中小企業が、貸し渋り等による経営破綻に追い込まれることが懸念される。このため、金融庁においては、金融機関の自主性を尊重するとともに、地域経済の状況を十分踏まえ、一方的な監督、指導は行わないよう、十分配慮されたい。

(3) 政府系金融機関の機能強化

「創業」・「経営革新」・「再生」等への金融支援は企業の存続・発展および地域経済の再生・振興のために必要なものであるが、いずれもリスク評価が困難であり、民間レベルでの円滑な融資は期待しがたい分野である。金融セーフティネット機能に加えて、これらの分野においても、政府系金融機関の役割は従来に増して大きくなってきている。また、担保・保証に過度に依存することのない融資や、様々なリスクに対応しつつ、民間の地域金融機関と協調しながら多様な資金供給が円滑に行なわれるための「呼び水」としても、政府系金融機関の存在意義は大きくなってきている。さらに、政府系金融機関によるまちづくり・市街地開発等の地域開発支援や地域経済活性化の機能も今後ともに必要であり、維持すべきである。

商工組合中央金庫・中小企業金融公庫・国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関はそれぞれ組織形態やユーザーの違いにより、その機能も異なっており、これらの機能を統合してしまえば、各機関がそれぞれの分野で培ってきた「目利き」のようなノウハウが薄れ、審査判断の拠り所が専ら定量的・数値的データとなってしまうたり、中小企業への非価格サービスや育成・指導

力などの機能が低下する可能性がある。さらに、統合によって組織が大きくなる分、小規模事業者が軽んじられたり、審査スタンスがいずれかの機関に引きずられ微妙に変わるといった弊害も生じ易くなる。政府系中小企業金融機関の統合によって、このような事態になることは、厳にあってはならないことである。従って、政府系中小企業金融機関は、各々の培った専門的な持ち味を活かしつつ、各機関ごとにその貸付規模・組織・機能を強化するべきである。

(4) 信用補完制度の適正な見直し

信用補完制度の見直しは、あくまでも中小企業者の安定的かつ円滑な資金調達の持続・向上のために行うものであり、これによって中小企業者の資金調達が阻害されることがあってはならない。信用保証協会と金融機関においては、十分なコミュニケーションを行い、共同責任の下でさらに安定的かつ円滑な中小企業金融を行うことを強く期待したい。中小企業者への経営支援については、信用保証協会・金融機関の他にも、各地商工会議所をはじめ税理士・公認会計士・中小企業診断士等が必要に応じ連携しあって幅広い支援を行う必要があることから、関係者が一層連携し易いような環境整備・体制づくりを強く希望する。

信用保証協会の業務運営については、様式や解釈の統一、業務の電子化等による利便性の向上を早急に実現されたい。また、保証料の分割払いについても中小企業者の負担を勘案し、支払い回数増加等の弾力的な対応を検討されたい。保証料率については、信用リスクに応じるがために過度な引上げが無いように、政策的な配慮をすべきである。

「部分保証制度」と「負担金方式」との選択を金融機関が行うにあたっては、いずれを採用しても中小企業者への貸出姿勢に悪影響が生じないことを事前に十分に確認の上、またその旨を客観的に説明できることを前提に実施すべきである。さらに、中小企業者等の利用者の声を聴くための仕組みを具体的につくった上で、定期的なフォローアップを行うべきである。この仕組み等によって中小企業者の資金調達が阻害されるような事態が認められた場合には、本制度見直しそのものの適否も含めて、改めて検討すべきである。

(5) 金融検査マニュアル別冊の周知および弾力的な運用

中小企業をめぐる金融環境の円滑化を図るため、昨年改訂された金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の趣旨・内容に関して、中小企業の経営実態を十分に踏まえた弾力的な運用がなされるよう、金融検査官に対する指導の徹底、金融機関および借り手である中小企業・小規模事業者に対する周知を図られたい。また、金融機関の目利き機能を高めるための支援策等についても、引き続き検討されたい。

(6) 小企業等経営改善資金（マル経）の充実

小企業等経営改善資金（マル経）融資について、利用者の利便性向上のため以下の措置を講じられたい。

- ①平成18年3月31日で期限切れとなる貸付限度枠の別枠措置(450万円)を本枠(限度額1,000万円)に統合。
- ②返済期間の特例措置（運転資金5年、設備資金7年）の恒久化。
- ③国民生活金融公庫が行う生活衛生関係営業者に対する設備資金について、事業者の利便性向上のため、小企業等経営改善資金(マル経)の融資対象に追加。

(7) 倒産防止共済制度の共済金貸付限度額の引き上げ等

厳しい経営環境が続く中で、中小企業の経営安定に資するため、中小企業基盤整備機構の実施

する倒産防止共済制度の掛金限度額および共済金貸付限度額を引き上げるとともに、貸付額に応じた掛金権利消滅の割合（現行は貸付額の10%）を引き下げられたい。

（８）小規模企業向け災害対策の拡充強化

経営基盤の脆弱な小規模企業にとって、自然災害による被害の多くは企業存亡の危機となる。被災直後の小規模企業が当面すぐに必要な事業資金を負担無く、かつ遅滞無く調達することができるよう、小規模企業共済制度の災害時貸付の利率を無利子化し、貸出上限の1,000万円を撤廃するとともに、審査手続きを簡素化し即日交付ができる体制を整えられたい。

3. 中小企業の再生の促進

（１）中小企業再生支援協議会の機能強化

中小企業の再生を一層加速させるべく、窓口相談、再生計画策定支援業務の強化、再生計画策定後の計画実施のフォローアップの充実等支援措置を一層強化することにより、中小企業再生支援協議会の機能強化を図られたい。このため、中小企業再生支援協議会が万全な相談・支援体制を確保できるよう、常駐専門家の増員や研修等に必要な予算を十分確保されたい。

また、中小企業再生支援協議会が取り扱う案件について、整理回収機構、信用保証協会等の関連機関との連携も一層強化されたい。

（２）再生ファンドの設立促進

地域の中小企業を対象とした再生ファンドが各地で組成されてきているが、引き続き、中小企業基盤整備機構の「中小企業再生ファンド出資事業」の積極的な活用等による再生ファンドの設立および出資を促進されたい。

IV 中小企業の活力増進のための税制改革

1. 包括的な事業承継税制の確立

わが国の相続税の課税理念には、経営の承継による事業の継続という観点が欠落しており、事業用資産について一般の財産とは区別なく課税が行われる。事業用資産は、企業が継続的に活動していくための基本的な基盤であり、一般の財産とは性格を異にするものである。しかも、事業用資産への課税は、円滑な事業承継を阻害し、長年培われてきた経営ノウハウや技術、さらには雇用機会の喪失を招くなど、わが国経済にとって大きなマイナスである。

このため、事業用資産については非課税とすべきであるが、まずは欧州諸国の例に見られるように、5年程度の事業継続を前提に課税対象額の5割を控除するといった制度を創設するなど、包括的な事業承継税制の確立を図るべきである。

あわせて、取引相場のない株式について物納が円滑に認められるよう、物納手続きを改善するとともに、取引相場のない株式の評価方法についても改善を図るなど、事業承継円滑化のための税制措置を講じるべきである。

2. 中小法人税制等の拡充

（１）留保金課税制度の撤廃

同族会社の留保金課税は、中小企業にとって経営基盤の強化と新規事業展開等、企業活力の再生を図るために必要な内部留保の拡充を阻害するものとなっている。平成15年度改正において、

平成 17 年度までの時限措置として、資本金 1 億円以下で自己資本比率 50%以下の中小企業については課税停止とする措置が講じられたが、法人税率と所得税最高税率との格差が大幅に縮小されている今日、もはや留保金課税の存在意義は失われており、同制度については直ちに全面的に廃止すべきである。

(2) 設備投資・試験研究促進のための税制措置の維持・拡充

中小企業の活力強化の観点から、中小企業投資促進税制、IT 投資促進税制、中小企業技術基盤強化税制など試験研究促進のための税制措置、少額減価償却資産の特例制度等については維持・拡充を図るとともに、減価償却資産の法定耐用年数の短縮化、法定残存価額および償却可能限度額の見直し等、減価償却制度の見直しを行うべきである。

(3) 中小企業に対する法人税の軽減税率の適用金額の引き上げ等

わが国が持続的な発展を遂げるためには、わが国経済を支える存在である中小企業の体質強化と活力増進を図ることが必要である。このため、法人税の中小企業軽減税率について、昭和 56 年以来据え置かれている適用所得金額の引き上げ等を行うべきである。

(4) ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

わが国経済の活力を将来にわたって維持・強化していくためには、ベンチャー・新規創業企業の存在が極めて重要である。このため、ベンチャー企業への投資ロスと他の所得との損益通算の創設、繰越控除期間の 3 年から 5 年への延長、創業後 5 年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除の創設など、エンジェル税制の拡充等により税制面における支援措置を講じるべきである。また、設立 5 年以内の中小企業者等に対する欠損金の 1 年間の繰戻還付措置については維持・拡充を図るべきである。

(5) 交際費の損金算入規制の撤廃

交際費は、法人の事業の遂行にあたり支出するものであり、企業会計原則においては、費用として全額損金に算入可能となっている。このため、税法上においても、交際費について全額損金算入を認めるべきである。

3. 環境税の導入反対および温暖化対策支援措置の拡大

京都議定書が発効し、わが国の温室効果ガス排出量は 90 年比で増えている状況にあるため、目標達成は非常に困難を伴うことになる。目標達成には、ライフスタイルの変更など、国民一人ひとりに大きな変革を求めていかなければならないことから、政府は、国民に目標達成計画を十分説明し、理解を求めて具体策を講じていかなければならない。温室効果ガスの排出抑制は、経済や国民生活に大きな影響を及ぼすものであるだけに、地球温暖化対策の推進にあたっては、「環境と経済の両立」という大原則のもとで進めていく必要がある。環境税は、温室効果ガスの総排出量に応じて課税するまさに経済統制的な手法であり、「環境と経済の両立」を阻害するものであるため、その導入には断固反対である。

温暖化問題に対しては、中小企業が環境に配慮した経営に自主的、前向きに取り組めるよう、政府系金融機関の活用による資金面の援助や技術開発面等を支援する措置を講じられたい。また、地域において中小企業の温暖化対策を進めていく取り組みが重要であり、各地域における温暖化防止対策の推進を図られたい。

V 中心市街地・商店街の活性化と地域産業の振興

1. 中心市街地・商店街活性化対策の抜本的拡充

全国の中心市街地・商店街の衰退が一層深刻になっている状況に鑑み、「まちづくり3法」（大店立地法・中心市街地活性化法・改正都市計画法）の抜本的見直し等を急ぐとともに、下記の中心市街地・商店街活性化対策を展開されたい。なお、法制度の見直し等を含むまちづくり問題全体に関しては、別途、提言を取りまとめる予定。

(1) 商店街等の自助努力と新陳代謝の推進

地域の事業者に対する個店や地域の魅力アップのための自助努力や、地元市町村等の行政、団体などに対する事業者への支援・協力について啓発するとともに、事業者の新陳代謝を進めるため、転廃業希望者に対する事業売却や譲渡に係わる相談体制の整備を含む支援体制の確立を図られたい。

(2) TMOへの支援拡充

- ①地域のコンセンサス形成を円滑に進めるためにTMOの法的権限を強化するとともに、地権者の協力を得る仕組みづくりを支援されたい。また、中心市街地からの固定資産税収の一部でTMOの人件費、運営費を助成するなど、TMO運営に対する市町村による支援を促進されたい。さらに、TMOのネットワーク化による連携強化、TMOに対する「実効性確保診断・サポート事業」の拡充、補助事業の複数年化、行政サービスの業務委託、大手小売企業OBやショッピングセンター経営士等の実務家の確保・長期派遣など、TMOへの支援を強化されたい。
- ②商工会議所が係わるTMOが、テナントミックスや空き店舗対策事業など、中心市街地活性化を目的とする事業を行う際、融資が必要な場合に日本商工会議所信用基金の保証対象とされたい。
- ③中心市街地活性化法において、法定TMOになり得る組織として一定の要件を満たしたNPO法人が追加され、中小小売商業高度化事業（ハード事業）を実施できることになったが、さらに、空き店舗を活用した事業や各種イベント等のソフト事業を実施するNPO法人への支援策を拡充されたい。

(3) 空き店舗対策・テナントミックス等の推進

- ①信託制度の活用を促進し、地権者にとっての契約や資金調達不安・負担を解消して、地権者の土地活用、再開発意欲を喚起されたい。
- ②TMOが仲介することで、地権者の賃貸上のトラブルの不安を解消し、空き店舗の賃貸借を促進するため、無担保・無保証融資、信用保証制度の拡充、国庫補助金財産処分制限規定の撤廃、不動産取得税・固定資産税等の減免措置を講じられたい。また、商店街が一体となって、人気店・業種の誘致や不振店の入れ替え（テナントミックス）など、商店街や地域で組織的に管理する仕組みの構築を支援されたい。さらに、商店街と土地所有者（ランドオーナー）が協力してまちづくりを進めるため、ランドオーナー会議などの設立を促進するとともに、活動を支援されたい。
- ③中心市街地において、空き店舗や空き地そのまま放置している地権者にその有効活用を促すため、中心市街地活性化に資する場合の土地に係わる固定資産税、都市計画税、相続税の軽減、逆の場合の土地に係る重課を検討されたい。また、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり

を目指し、まちなか居住を促進するとともに、事業所などを可能な限り中心市街地に集約するため、所得税、法人税における軽減措置を行われたい。

なお、税制措置については、別途、まちづくり問題全体の提言で要望する予定。

(4) その他の中心市街地・商店街の活性化対策

- ①まちなか居住等を促進するため、「まちづくり交付金」、「まち再生まるごと支援事業」、「街なか居住再生ファンド（基金）」などの拡充を図られたい。また、中心市街地における住宅整備を促進するとともに、医療・福祉施設、教育機関、事業所等の生活に必要な都市機能をまちなかに集約するための税制措置やインセンティブの拡充を図られたい。特に、中心市街地の空き店舗を解体し、店舗を併設した集合住宅等の整備を行う際の支援措置を講じられたい。
- ②「大型空き店舗活用支援事業」、「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」、「商店街ファンド」事業、「中小商業ビジネスモデル連携支援事業」の拡充を図られたい。
- ③商店街等が取り組む、少子化対策支援事業、高齢者等に優しい地域防災・防犯事業を支援されたい。特に、防災の観点から、老朽化したアーケードなど商店街共同施設の解体、撤去を支援されたい。
- ④SOHOやインキュベータ等、都市型産業創出の苗床となる施設のまちなか立地を促進するとともに、起業家育成・新事業創出など創業支援事業の実施に対する支援を拡充されたい。
- ⑤商店会とチェーン店等によるまちづくり協議会の設置など、全国における様々な主体が連携・協力した共生によるまちづくり活動を積極的に支援されたい。また、商業やまちづくり分野における産学官連携への取り組みを促進するとともに、支援を拡充されたい。
- ⑥国立大学等における「まちづくり学部」の設置、まちづくりのリーダーとなるタウンマネージャー等の人材の養成、まちづくり学会の創設など、まちづくり分野に関する学術研究や人材供給に積極的に取り組まれたい。
- ⑦地域におけるまちづくりへの取り組みを全国的な運動として推進するため、先進的な事例を収集し、データベースとして情報提供する取り組みを支援するとともに、国としてもそうした取り組みを促進するための環境整備を図られたい。また、通行量調査や消費動向調査など、地域ごとに異なるまちづくりに関する統計システムを統一されたい。

2. 観光振興の推進

観光立国の推進のため、昨年11月に示された「観光立国推進戦略会議」の提言の着実な実行と観光振興予算の拡充を行うとともに、地域における観光交流空間づくりへの支援を拡充されたい。

また、地域におけるホスピタリティ向上と人材の確保・育成やインバウンド振興を図るとともに、地域住民等に集客交流等の提供を行うための事業構築を支援する「サービス産業創出支援事業」を拡充されたい。

なお、観光振興については、別途、要望を行う予定。

3. 地域産業振興策の抜本的拡充

(1) 「JAPANブランド育成支援事業」の拡充と地域ブランド創出の支援

- ①地域資源を活かし、内外市場で通用するブランド力の育成・強化を目的とする「JAPAN

ブランド育成支援事業」をさらに拡充強化し、より有効に活用される仕組みを構築されたい。

②「JAPANブランド育成支援事業」で一定の成果が得られた案件などを対象に日本貿易振興機構（JETRO）による海外販路開拓支援を行う「小規模事業者海外販路開拓支援事業」の一層の拡充を図られたい。

③地域ブランドづくりの取り組みを推進する「地域ブランドアドバイザー・フォーラム事業」の拡充とともに、商工会議所などが独自に行う地域ブランド創出・育成に向けた取組みに対しても支援されたい。

（２）地場産品・伝統的工芸品の販路拡大に対する支援措置の拡充

産地組合による地場産品等の販路開拓などの取り組みや伝統的工芸品産業の振興を図るため、「地場産業等活力強化事業」、「伝統的工芸品産業支援補助金」を拡充されたい。

（３）地域の国際化を通じた海外との地域間産業交流の推進

わが国の特定地域と海外の特定地域との産業交流を従来以上に活発化し、新規産業の創出や地場産業の多角化・高度化を進めるため、日本貿易振興機構（JETRO）が実施している「Local to Local 産業交流事業」の一層の強化を図られたい。

Ⅵ グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

1. 経済連携協定の積極的展開

今後わが国が、東アジアにおける財・人・資本などの自由な流れを確保するため、質の高い経済連携協定（EPA）を、戦略的に、かつ、スピード感をもって拡大されたい。さらに、知的財産等の法制度整備や、通関システム等の貿易インフラ、日本語教育などの分野において、経済連携協定と政府開発援助（ODA）との機動的な連携を図るとともに、中小企業分野での協力を含めた包括的な協定とされたい。

2. 東アジア等へ進出する中小企業への支援の拡充・強化

東アジアやアセアン等への進出を図ろうとする中小企業に対して、現地の投資・経営環境に関する情報提供、在外日本人商工会議所など関係機関の専門家等による相談指導、低利の融資制度など、各種支援をさらに拡充・強化するとともに、それらの措置が有効に活用されるよう一層の周知に努められたい。

3. 中小企業の輸出振興のための支援の拡充・強化

輸出取引を図ろうとする中小企業に対して、現地市場等に関する情報提供、日本貿易振興機構（JETRO）など関係機関の専門家等による相談指導、海外見本市への出展助成など、各種支援をさらに拡充・強化するとともに、それらの措置が有効に活用されるよう一層の周知に努められたい。

Ⅶ 中小企業の人材育成支援等

1. 若年者を中心とする人材育成・就業促進対策の強化

若年者の高失業率ならびにフリーターの増大は、適切なキャリアの形成を妨げ、ひいては日本の経済活力を低下させかねないことから、教育・雇用・産業に係る政策連携の強化、人材育成への政策資源の重点的投入とその効率的な活用を図られたい。

(1) 新たな人材育成システムの整備

若者・フリーターや中小企業の従業員等が、就職・仕事に役立つ知識、ビジネススキルを、eラーニングにより手軽に学べる機会を提供する「草の根eラーニング事業」について、中小企業の人材育成ニーズを踏まえた新たな学習コンテンツを開発・提供するとともに、商工会議所等を活用して学習拠点を拡充するなど事業の普及・推進を図られたい。

また、若年者等が自らのキャリアプランに基づき、職業訓練、能力開発の機会をより活用しやすくするとともに、これを支援するため、「バウチャー制度」の導入を図られたい。

(2) 雇用のミスマッチの解消

①中小企業の戦略的な人材経営の促進

中小企業を中心に、雇用のミスマッチが発生しており新規採用が進まないまま現場人材の高齢化が進んでいるという深刻な状況がある。中小企業の成長のために、若年人材の確保、社内人材の育成・意識高揚など戦略的な人材経営の普及・促進を図られたい。また中小企業の魅力を若者に効果的に発信し、中小企業への就職を促進するための取り組みを推進されたい。

②ジョブカフェを通じた若年者の人材育成・就業促進

全国各地でジョブカフェ事業が展開されているが、地域の人材育成と就業促進を図るためには、中小企業に対する若年者の理解と関心を深めることが不可欠であることから、地域の特性を把握している商工会議所等をより積極的に活用するなどさらに拡充強化し、地域や産業界に有効に活用される仕組みを構築されたい。

③産業界が求める人材、能力スキルについての情報提供

労働者の主体的な能力開発や企業の人材育成投資、離職者の能力転換・向上に資するよう、人材ニーズ調査の結果等を踏まえて、産業界が求める人材、能力・スキルについて分析し、広く情報を提供されたい。

④トライアル雇用・紹介予定派遣制度の拡充

若年者の就業促進やミスマッチの解消に有効なトライアル雇用、紹介予定派遣などの仕組みについて、中小企業による活用を促進するため、実施期間の延長や対象の拡大など制度を拡充するとともに、あらゆる機会を通じて制度の周知広報を図られたい。

(3) キャリア教育・職業教育の推進

インターンシップや日本版デュアルシステムなどの制度は、若年者の就業意識の醸成やミスマッチの解消、中小企業の役割、意義についての理解を深める仕組みとして企業側の期待も高いが、関係府省相互の十分な連携が取られていないため、企業や学校など事業に取り組む現場では、真に実効性のある仕組みづくりに非常に苦心しており、結果として実効性があがっていないケースもみられる。

特に現場レベルでの省庁の壁を越えた政策連携を強化し、政府一体となって、キャリア教育・職業教育の推進に取り組まれたい。

(4) 産学連携による人材の育成

ものづくりのベテランの技やノウハウの若い世代への伝承について、地域の中小企業を含めた産業界と大学等の教育機関が協力して取り組めるよう施策を推進されたい。また、IT、サービス、MOT（技術経営）等の専門分野の人材について、大学等が産業界から求められる能力・スキルの体系化とカリキュラム・教材等の開発を行う取り組みを支援されたい。

(5) 高年齢者雇用の支援

65歳までの雇用に平成25年までに段階的に確保するため、現在、企業においては、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保のための準備が進められている。こうした動きを支援するため、高齢者雇用に関する様々な助成金制度について、手続きの簡素化など制度の改善を実施されたい。

2. 雇用保険制度の事業再構築を含めた抜本的改革

雇用保険制度は、産業構造の変化や就業形態の多様化、少子高齢化などの環境変化の中でも、持続的かつ安定的に運営できるよう、給付と負担のあり方を抜本的に見直し、制度を再構築することが重要である。

特に、事業主が保険料を全額負担する雇用保険三事業については、施策ごとに数値目標を設定し評価することになったが、本来の使命である雇用安定、雇用福祉、能力開発の達成に有効に機能しているかどうかが判然としないため、徹底的な評価を行い、廃止を含めそのあり方について抜本的な見直しを行われたい。

雇用保険制度の見直しについては、年金・医療などの社会保障負担増大に伴う企業の国際競争力低下も懸念されるため、税制や他の社会保障制度全体の改革を進める中で一体的に検討すべきである。なお、今後必要となる雇用対策の追加的コストの手当てについては、雇用保険料率の安易な引き上げによるべきではない。

3. 外国人労働者の受け入れの大幅拡大および外国人研修・技能実習制度の運用緩和・拡充等

(1) 外国人労働者の受け入れ拡大

国際競争の激化および少子高齢化社会の中で、わが国の経済・産業の活力を再び活性化させ、持続的な成長を維持していくため、外国人労働者受け入れは重要な戦略であり、以下の点を中心に推進されたい。

①高度人材外国人労働者

知識・技能を有する優れた高度人材外国人労働者について、在留資格認定要件の緩和や在留期間延長など制度の見直し、手続きの合理化・簡素化を行われたい。また、経済連携協定（EPA）に向けた政府間協議において、看護師、介護士等の日本での受け入れ緩和について、日本語および専門分野での能力確保を前提に、受け入れの道を開くべきである。

②単純労働者

今後、労働力不足が予想される製造、建設、林業、観光、看護・介護、メイドなど、わが国の経済社会や国民生活にとって不可欠な産業分野において、一定の管理の下に外国人単純労働者を受け入れる制度を創設されたい。仮に、すぐさま全国一律の制度として導入することが著しく困難であるならば、まずは構造改革特区制度を利用して、台湾方式による受け入れ制度の導入を検討されたい。

(2) 外国人研修・技能研修実習制度の運用緩和・拡充

外国人研修・技能実習制度に関して、成果が一定水準を満たしている場合の再研修・技能実習の制度化、受け入れ人数枠の拡大や、技能実習移行対象業種の拡大、研修中の夜間を含むシフト勤務の許可、受け入れ手続きの簡素化・迅速化等、近隣諸国や国内企業のニーズに沿った運用緩

和・拡充を図られたい。

特に、構造改革特区における受け入れ人数枠の規制緩和措置について、その効果を検証し、早急に全国的な規制緩和に踏み切ることが望まれる。

4. 産業別最低賃金の廃止および地域別最低賃金の引き下げ

産業別最低賃金は、地域別最低賃金が定着をみた中で、屋上屋を重ねることになっているので廃止されたい。また、中小企業を取り巻く依然として厳しい経済情勢に鑑み、地域別最低賃金は引き下げられたい。

5. 適格退職年金制度移行の円滑な促進等企業年金制度に対する一層の支援

多くの中小企業は、適格退職年金制度に加入しているが、平成 24 年 3 月末までに廃止し他の制度に移行しなければならないことから経営に及ぼす影響が大きい。このため、中小企業が複雑な制度移行を円滑・適切に進めることができるよう、適格退職年金制度の移行に係る中小企業対策を強力に推進されるとともに、そのために必要な予算措置を講じられたい。

また、中小企業にとって最適な企業年金制度を構築しやすいものとするため、特別法人税の撤廃、確定拠出年金の拠出限度額の一段の引き上げ、確定拠出年金におけるマッチング拠出、適格退職年金制度からの移行対象に「特定退職金共済制度」を新たに認めるなど、支援措置を講じられたい。

さらに、平成 18 年度に確定拠出年金法の見直しの時期を迎えることになっているが、同法の制度はもとより厚生年金基金等の企業年金制度との関係を勘案し、抜本的な見直しを図られたい。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党、全国知事会、各都道府県知事

<実現状況>

I 中小企業・小規模事業対策予算の十分かつ安定的な確保

○18 年度予算額 1,204 億円（経済産業省）。三位一体改革により、18 年度より廃止した地方向け補助金（169 億円）を考慮すると、実質前年比 73 億円の増額。

II 創業促進と経営革新など中小企業の成長支援

1. 創業・第二創業（経営革新）支援

(1) 創業・第二創業（経営革新）支援策の拡充強化

○平成 18 年度政府予算においては、昨年度並みの予算が確保された。

18 年度予算額 16.1 億円（17 年度 16.4 億円）

・創業塾 18 年度 262 箇所（17 年度 262 箇所）

・第二創業コース 18 年度 200 箇所（17 年度 200 箇所）

○セミナーは実現せず。

(2) スタートアップ期の創業者に対するフォローアップ事業の創設

○実現せず。

2. 中小企業の成長支援とものづくり力強化

(1) 中小企業新事業活動促進法による支援体制の強化

○地域の総力を上げて新連携の取組みを支援する新連携地域戦略会議事業の予算拡充。18年度予算額 8.7 億円（17年度 5 億円）。

※総予算では減額。18年度予算額 41.1 億円（17年度 46 億円）。

(2) 中小企業活性化のための実のある支援措置の創設

○実現せず。

(3) 技術開発の支援促進とSBI Rの支出目標額の一層の増額

○地域新生コンソーシアム（共同研究体）研究開発事業の平成 18 年度予算額 163 億円（17 年度 136 億円）。

○18年度のSBI R支出目標額は未定（平成 17 年度 310 億円）。

(4) 企業等OB人材活用推進事業の拡充

○実績を上げている地域協議会については、コーディネーターの増強、実績ある事業者にもモデル事業を委託等予算額の拡充。18年予算額 5.2 億円（17年度 5.1 億円）。

(5) 中小企業のIT化支援策の総合的推進

①電子行政手続き普及への利用者インセンティブの付与

○電子申請を行った場合に手数料が軽減される手続きを増やすことが検討されるとともに、電子申告・納税では、還付申告において処理期間の短縮やその他の優遇措置の検討が行われている。また、2010 年までに利用率を 50%に高めるための方策を手続きごとに策定するという政府の方針も出された。

②デジタルデバインド（情報格差）の解消

○他の中小企業にとってモデルとなりうる企業間連携システム等の開発・導入を行う中小企業者等に経費の一部を補助することにより、ITを活用した経営革新を促進するため、経済産業省で、平成 18 年度において 7.0 億円の予算措置が行われた。

③ブリッジ認証局に接続している電子証明書の共通利用および電子手続きシステムの共通化

○e-Gov ポータルサイトの抜本的見直しが図られつつあり、その中でブリッジ認証局に接続している認証局の電子証明書が共通に利用できるよう検討されている。

(6) 新会社法の施行に向けた周知活動等の実施

○中小企業庁では、引き続き「よくわかる中小企業のための新会社法 33 問 33 答」（平成 17 年 9 月・中小企業庁作成）を配布。

(7) ADR（裁判外紛争解決手続）制度の活用

○平成 18 年度予算では、「中小企業の人材確保・育成支援」として、予算措置が講じられており、その中でADRの人材育成について支援がなされる予定。

(8) 中小企業における円滑な知的財産権の取得等のための環境整備

○第 164 回通常国会で可決・成立した「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」において、中小企業が同法で定める研究開発等に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた際、

計画の認定を受けた中小企業が研究開発の成果の特許化する場合には、負担軽減措置として、特許料（1～6年分）および特許審査請求料をそれぞれ半減する（参考／通常の研究開発型中小企業に対する軽減措置は特許料<1～3年分>および特許審査請求料をそれぞれ半減）。

- 中小企業・ベンチャー挑戦支援事業（スタートアップ支援事業）において、海外出願のための経費（翻訳費用、弁理士費用など）に対する補助が拡充された（300万円を上限に経費の1／2補助）。
- 地域知的財産戦略本部（全国9箇所）については、事業予算が前年度の3.5倍（1.8億円→6.3億円）に増額され、各種事業のさらなる充実が見込まれる。

(9) 下請取引の適正化と下請事業者への配慮

- 平成16年11月に公正取引委員会より下請取引の適正化等に係る通達文書が発出され、中小企業庁もその周知に努めている。

(10) 中小企業への事業継続計画（BCP）の普及

- 平成18年2月に中小企業庁にて「中小企業BCP（事業継続計画）策定運用指針」をWEB公開し、中小企業の経営者自らがBCPを策定・運用できるよう、BCPによる危機管理のノウハウを紹介した。

(11) 「中小企業の会計に関する指針（仮称）」の普及浸透

- 中小企業基盤整備機構からの委託により、平成16年度から各地商工会議所等において開催している「中小企業会計啓発・普及セミナー」を平成18年度も引き続き開催予定。
- 平成17年8月に策定された「中小企業の会計に関する指針」については、平成18年5月に施行された新会社法にあわせ、現在、日本商工会議所をはじめとする民間4団体が改訂作業を実施（平成18年4月に公表）。

(12) 「高度部材産業・ものづくり中小企業強化プログラム」（仮称）の推進

- 基盤技術を担う中小企業への支援のため、本年4月に成立した「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づいて、モノ作り基盤技術の研究開発支援、川上・川下間のネットワークの構築支援、高専等を核とした中小企業人材育成システムの構築、軽量標準による技術の精度・信頼性の客観的な証明、基盤技術の承継の円滑化、中小企業の知的財産権の保護・活用支援を行う。
18年度予算81.4億円（新規）

(14) 成長中小企業を対象とした出資事業の拡充

- 平成18年度は、「ベンチャーファンド出資事業」（17年度160億円）、「がんばれ！中小企業ファンド」（17年度88億円）などのファンド事業全体で総額約300億円を予算化。

Ⅲ 金融セーフティネットの整備・充実と中小企業の再生

1. 景気動向に十分配慮した金融政策の展開

- 日本銀行は平成18年3月の政策委員会・金融政策決定会合において、平成13年3月以来5年間にわたって続けてきた量的緩和政策の枠組みを変更し、無担保翌日物コールレートを金融市場調節の操作目標とする金融政策に移行した。あわせて、金融政策運営の透明性をしっかりと確保する観点から、政策運営の新たな枠組み（「物価の安定」についての明確化、2つの「柱」に基づく経済・物価情勢の点検、当面の金融政策運営の考え方）を公表した。
- 日銀は、金融市場調節方針については、無担保翌日物コールレートを、概ねゼロ%で推移するよう促すとともに、長期国債の買い入れについても、当面は、これまでと同じ金額、頻度で実施するこ

ととしている。

2. セーフティネットなど金融対策の充実

(1) 金融セーフティネットの充実・多様化

○経済産業省では、資金調達の円滑化・多様化を図るべく、「ABL (Asset Based Lending) 研究会」および「電子債権の管理・流通に関する研究会」を立ち上げ、その普及啓発等に努めている。

(2) 中小企業金融の円滑化

○金融庁によれば、中小・地域金融機関の取組み実績は平成 15～16 年度の「集中改善期間」を通じて、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの強化・拡充が図られてきている。地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは、総じて着実に進捗しており、一定の評価ができるものとしている。

○金融庁は、「地域密着型金融推進計画」のフォローアップに当たっては、可能な限り、金融機関の自主性を尊重するとともに、地域経済の特性に配慮することとし、画一的な基準による評価とらないよう留意している。

(3) 政府系金融機関の機能強化

○今般の政策金融改革においては、平成 20 年度に向けて政策金融機関の組織を再編成し、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫等を統合して一つの新政策金融機関を設立することとなった。また、組織としては、国内金融を行う部門と国際金融を行う部門とに大別している。さらに、商工組合中央金庫は所属団体中小企業向けのフルバンキング機能を行う機関として完全民営化することとなった。但し、個別機関の詳細設定については未定。

(4) 信用補完制度の適正な見直し

○信用補完制度は、平成 17 年 6 月に中小企業政策審議会基本政策部会の信用補完制度のあり方に関する検討小委員会において「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ」を行い、中小企業庁においてその具体的な制度改善を行っている。具体的には、保証料率について 18 年 4 月より、中小企業者の経営状況により 0.5%～2.2%の 9 段階とし、個別には定性要因を加味して各信用保証協会が料率を決定することになる。なお、セーフティネット保証、特別小口保証等については料率弾力化の対象外となる。また、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る制度については、できるだけ早期の導入を検討することとなっている。

(5) 金融検査マニュアル別冊の周知および弾力的な運用

○平成 17 年 3 月の地域中小企業金融ヒアリング調査結果 (中小企業庁作成) によれば、金融検査マニュアル別冊改訂後に検査を受けた金融機関からは、おおむね改訂の趣旨が反映されていた。

○金融庁は、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕について、検査官に対する研修の実施等を通じて、引き続き、周知徹底を図るとともに、検査モニターにおいて当該別冊の運用状況を確認し、運用の適切性を確保している。また、様々な機会を利用し、金融機関のみならず債務者である中小企業等に対しても、引き続き、説明会等を通じ、マニュアル別冊の広報に努めている。

(6) 小企業等経営改善資金 (マル経) の充実

○実現せず

(7) 倒産防止共済制度の共済金貸付限度額の引き上げ等

○実現せず

(8) 小規模企業向け災害対策の拡充強化

- 小規模企業共済の災害貸付の審査手続き簡素化、即日交付は平成17年10月より実施済み。但し、無利子化は実現せず（従来どおり0.9%）、上限1,000万円の撤廃も実現せず。

3. 中小企業の再生の促進

(1) 中小企業再生支援協議会の機能強化

- 平成15年2月以降、8,338社の企業からの相談に応じ、うち796社の再生計画策定が完了し、更に464社は計画策定支援中。その結果、54,179名の雇用が確保されるなど、着実に成果があがっている。その他、約半数の3,764社は経営改善や資金繰りに関するアドバイス、適切な関係機関の紹介等により課題が解決している。（平成18年1月現在）

(2) 再生ファンドの設立促進

- 中小企業の再生を財務面から支援するために、地域金融機関を主体としたファンドに中小企業基盤整備機構が出資することにより、地域中小企業再生ファンドの組成を支援しており、既に9地域（大分、静岡、茨城、栃木、島根、鳥取、高知、愛知、愛媛、埼玉）でファンドが設立されている。（平成18年2月現在）

IV 中小企業の活力増進のための税制改革

1. 包括的な事業承継税制の確立

- 「平成18年度税制改正に関する要望」参照

2. 中小法人税制等の拡充

(1) 留保金課税制度の撤廃

- 「平成18年度税制改正に関する要望」参照

(2) 設備投資・試験研究促進のための税制措置の維持・拡充

- 「平成18年度税制改正に関する要望」参照

(3) 中小企業に対する法人税の軽減税率の適用金額の引き上げ等

- 実現せず。

(4) ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

- 「平成18年度税制改正に関する要望」参照

(5) 交際費の損金算入規制の撤廃

- 「平成18年度税制改正に関する要望」参照

3. 環境税の導入反対および温暖化対策支援措置の拡大

- 「平成18年度税制改正に関する要望」参照

V 中心市街地・商店街の活性化と地域産業の振興

1. 中心市街地・商店街活性化対策の抜本的拡充

- 「平成18年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望（平成17年9月）」参照。
- 人口減少社会に対応するとともに、都市機能の集約化によって社会的なコストを極力抑制し、高齢者にも環境にもやさしく、安全・安心で美しい「コンパクトなまちづくり」を推進することを目的

とし、中心市街地の活性化支援という「アクセル」と、ゾーニング等の計画的な土地利用規制という「ブレーキ」の合わせ技による、新たな仕組みと道具を整備するため、中心市街地活性化法と都市計画法・建築基準法の改正案が第164回通常国会へ提出された。

○「まちづくり推進のための新たな枠組みの構築に関する要望（平成17年7月）」を参照。

○実現状況は、「平成18年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望（平成17年9月）」を参照。

（1）商店街等の自助努力と新陳代謝の推進

○「平成18年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望（平成17年9月）」参照。

○転廃業希望者に対する事業売却や譲渡に係わる相談体制の整備を含む支援体制の確立は実現せず。

（2）TMOへの支援拡充

○「平成18年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望（平成17年9月）」参照。

○「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」は最大3年間、「まちづくり交付金」は3～5年（事業内容により異なる）の補助期間となる。

○公共サービスの質の向上、公共サービスの効率化（経費・人員の節減）、民間のビジネスチャンスの拡大を目的とする「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」が平成18年2月に第164回通常国会に提出された。

○日本ショッピングセンター協会は、18年度から、支援要請のあった中心市街地に立地する経営不振のショッピングセンターについて、再生可能と判断すればコンサルティング会社と組み、SC経営士を派遣し、テナント入れ替え案や改装日程など再生計画を策定する事業を本格化する。

○「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」、「少子高齢化等対応中小商業活性化事業」におけるソフト事業については、NPO法人も対象事業者となる。

（3）空き店舗対策・テナントミックス等の推進

○「平成18年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望（平成17年9月）」参照。

○国土交通省は、造成宅地等の円滑な処分を図るために特に必要と認められる場合に、施行者から造成宅地等を受託した一定の要件を備える信託会社等が宅地分譲できるよう、新住宅市街地開発法の一部改正案を第164回通常国会に提出した。

○改正中心市街地活性化法案（第18条）において、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が、認定中心市街地の区域内の一定規模以上の土地又は建築物その他の工作物の所有者との契約に基づき、公共空地・駐車場等（中心市街地公共空地等）を設置し、管理することができる旨が明記された。

○改正中心市街地活性化法案（第40条）において、中小小売商業高度化事業計画に、現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の相当数の所有者等の協力を得て行う取組みを盛り込むことが、主務大臣の認定要件に追加された。

（4）その他の中心市街地・商店街の活性化対策

○「平成18年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望（平成17年9月）」参照。

○経済産業省および中小企業庁は17年度、公的機関と金融機関がファンドの資金を拠出したうえで経営支援会社と業務提携し、投融資先の飲食店などに店舗の作り方や営業手法などを助言する新たな仕組みを創設。第1弾として、西武信用金庫子会社の西武しんきんキャピタルが、東京や神奈川などで商店街への出店を計画する飲食、小売業などに投資するため、中小企業基盤整備機構などの出資を受けて平成17年10月にファンドを設立した。

- アーケードの解体費用への支援については、18年度の「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」において、アーケード改修による機能向上の目的で取り壊しと設置が一体で行われる場合には一部認められる場合がある。
- 商業やまちづくり分野における産学官連携への取り組みを促進するための支援は、実現せず。
- 経済産業省は18年度、e-ラーニング、現地実習、スクーリングにより、まちづくり活動の推進役となる「街元気リーダー」の育成を支援する「街元気プロジェクト」事業として、1.1億円を予算化（17年度1.0億円）。
- 中小企業大学校は18年度、まちづくり分野の人材育成を目的に「中心市街地活性化支援研修」、「タウンマネージャー養成研修」を実施。
- 通行量調査および消費動向調査など統計システムの統一は、実現せず。

2. 観光振興の推進

- 国土交通省は18年度、観光立国の推進のため、戦略的な日本ブランドの発信と国際競争力のある観光地づくりのための事業予算を40.9億円に拡充（17年度38.8億円）。
- 国土交通省は18年度、地域の魅力の増進等を図るため、情報提供や人材育成事業に対する支援、観光地域づくりに関する調査など、地域の民間と行政が一体となった観光振興の取り組みを総合的に支援する「観光ルネサンス事業」の予算を3.5億円に拡充（17年度2.7億円）。
- 経済産業省は18年度、地域の小規模事業者と商工会議所・商工会が協力して取り組む特産品開発事業や観光資源開発事業を支援する「小規模事業者新事業全国展開支援事業」を予算化（25.1億円、新規）。
- 経済産業省は18年度、健康や集客交流などのサービス産業について、地域や事業者ネットワークにおける先導的な取り組みを支援し、新たな「オンリーワン」のビジネスモデルの確立を促進する「サービス産業創出支援事業」を予算化（29.4億円、17年度35.5億円）。
- 厚生労働省は、平成18年度、市町村や商工会議所などで構成する協議会が実施する「観光」「ものづくり」「まちづくり」など地域振興を図ることで雇用創造につなげる取組みを支援する「平成18年度地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」を実施する（1地域1年度当たり2億円が上限、同一地域における事業期間は3年）。

3. 地域産業振興策の抜本的拡充

（1）「JAPANブランド育成支援事業」の拡充と地域ブランド創出の支援

- 経済産業省は、従来のJAPANブランド育成支援事業を「ブランド確立支援事業」と位置づけ、最大で3年間に亘り継続的に支援を行うこととするとともに、地域の事業者の共通認識を醸成し、地域が一丸となったブランド育成に関する取組を掘り起こすために「戦略策定支援事業」を新たに導入し、10.1億円を予算化（17年度9.1億円）。
- 「ブランド確立支援事業」の一部として日本商工会議所、全国商工会連合会に予算化。
- 経済産業省は、地域ブランドづくりへの意識を喚起し、その取組の促進等を図るため、中小企業基盤整備機構の各支部や経済産業局等の関係機関と連携し、地域ブランドフォーラムを開催する。

（2）地場産品・伝統的工芸品の販路拡大に対する支援措置の拡充

- 経済産業省は、地場産業等活力強化事業を拡充し「産地等地域活性化支援事業」を新たに予算化（10.1

億円)。産地等活性化のため、全国的な視点から、産地の意欲的な取り組みや県域を越えて実施する広域的な販路開拓事業、マーケットのニーズを的確に捉えた商品開発および人材育成等事業を支援する。

(3) 地域の国際化を通じた海外との地域間産業交流の推進

○経済産業省は、地域における外国企業の誘致活動を支援し、対内直接投資の拡大を図る「対日直接投資促進事業」を拡充し、9.6億円を予算化（17年度9.5億円）。

VI グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

1. 経済連携協定の積極的展開

○経済連携協定（EPA）の締結交渉では、16年11月のフィリピンとの大筋合意に続き、17年5月にマレーシア、同年9月にタイとの間で大筋合意が得られた。その後、17年12月に日マ首脳会談において協定への署名が行われた。（シンガポール・メキシコに続き3カ国目）日マEPAでは、自動車・鉄鋼を含む実質上全ての鉱工業品について、協定発効後10年以内に関税が撤廃されることとなる。また、韓国、ASEAN全体、インドネシア、チリとの間で政府間交渉が進められた。さらに、インド・スイス・オーストラリア・ベトナム・ブルネイとの間で政府間交渉入りに向けての準備・検討が行われている。

○EPAを活用したビジネス展開や特定原産地証明書発給手続き等に関する情報提供・個別相談等の支援措置として、国内外でのセミナーの開催・EPAアドバイザーの設置等につき、新たにJETROに2.2億円（国内分0.9億円、海外分1.3億円）を予算化（新規）。

2. 東アジア等へ進出する中小企業への支援の拡充・強化

○在外日本人商工会議所における専門家等の相談指導について、引き続き中小企業国際化対策事業費補助金の中で予算措置。

3. 中小企業の輸出振興のための支援の拡充・強化

○海外での展示会の開催と併せ、中小企業者の販路拡大を図るための展示・オフィス機能を有するスペース提供を行う「中小企業海外マーケットアクセス支援事業費」に対し、新たにJETROに4.7千万円を予算化（新規）。また、有望な製品がありながら輸出に取り組んでこなかった中小企業等を発掘し海外販路開拓を支援する「輸出有望案件発掘支援事業」について、引き続きJETROに1.02億円を予算措置（前年同額）。（18年度JETRO輸出促進予算総額（国庫予算分）9.1億円（17年度7.6億円））

○17年度に「JAPANブランド育成支援事業」のフォロー事業の一環で中小企業等の輸出促進・販路開拓支援としてJETROに予算措置された「小規模事業者海外販路開拓支援事業」が、18年度は「ブランド確立支援事業」の一部として日本商工会議所・全国商工会連合会に予算化。

○財団法人海外貿易開発協会（JODC）が在外の日系中小企業への専門家の派遣等の支援を行う「中小企業国際展開等円滑化推進事業」に対し、引き続き1.4億円を予算措置。（17年度1.3億円）。

VII 中小企業の人材育成支援等

1. 若年者を中心とする人材育成・就業促進対策の強化

(1) 新たな人材育成システムの整備

- 「草の根eラーニング事業」については、平成18年度も継続事業として予算化(2.0億円)。

(2) 雇用のミスマッチの解消

① 中小企業の戦略的な人材経営の促進

- 中小企業における若年人材の確保を支援するため、「若者と中小企業とのネットワーク構築事業」(平成18年度予算は19億円)が始まることになった。若年者と中小企業との間における雇用のミスマッチの原因として若者の大企業志向の高まりと中小企業の魅力発信不足を挙げ、これを解消するために、ジョブカフェや教育現場等と連携し、地域の中小企業の魅力を若者や学校に発信し、地域レベルでの就職を促進することを目的とする。

② ジョブカフェを通じた若年者の人材育成・就業促進

- 経済産業省にて「ジョブカフェモデル事業」が推進される(予算52.5億円)。平成17年度のジョブカフェモデル事業は全国20箇所で行われ、平成18年1月末の実績はサービス利用者数が138万人で就職者数は7.5万人。平成18年度も全国20箇所を実施する予定。
- また、厚生労働省も「フリーター25万人常用雇用化プラン」の一環として、ジョブカフェによるきめ細かな就職支援を実施(予算26億円)。

③ 産業界が求める人材、能力スキルについての情報提供

- 経済産業省「社会人基礎力に関する研究会」が、組織や地域社会の中で多様な人々とともに仕事を行っていく上で必要な基礎的な能力について中間とりまとめを発表し、これに基づいて、企業や若年者に対するアンケート調査、プロジェクト型授業等の人材育成モデル事業、産業界と教育機関等のパートナーシップの推進等を行う。

④ トライアル雇用・紹介予定派遣制度の拡充

- 厚生労働省は、若年者試行雇用事業について対象者を拡大(60,000人→66,000人)するとともに、新たに長期若年無業者等を対象に、段階的に常用雇用への移行を促進するため、短時間勤務による試行雇用事業を実施する(予算99億円)。
- また、フリーターやニートの常用雇用化を促進するため、全国のハローワークにおいて、若年者ジョブサポーター等の担当制による一貫した就職支援措置を拡充実施する(予算6.3億円)。

(3) キャリア教育・職業教育の推進

- NPO・企業等の民間主体の経験やアイデアを活用し、ものづくり等の働くことの面白さを体系的に体験・理解できるようにするため、経済産業省と文部科学省との連携の下、「地域自律・民間活用型キャリア教育@プロジェクト」を推進(予算4.4億円)。平成17年度(予算3.4億円)は25件のモデル事業を採択し、約200校、約3万人の生徒を対象に実施。
- 厚生労働省は、労働者の実践的な職業能力の開発および向上のために事業主が行う職業訓練として、OJTと教育訓練機関における座学を組み合わせる「実習併用職業訓練」を位置付け、一定の基準を満たす実習併用職業訓練を実施する事業主を支援する制度を創設。

(4) 産学連携による人材の育成

- 厚生労働省は、熟練技能の効果的かつ効率的な習得を促進するために事業主が講ずる措置として、熟練技能に関する情報を体系的に管理し、提供すること等を規定し、そうした措置の適切かつ有効な実施が図られるよう指針を策定。また、中小企業における技能継承が円滑に図られるよう、新たに青少年を雇用し、実践的な職業能力の開発および向上を図り、技能継承の受け手となる人

材を育成する中小企業者に対する支援措置を創設（予算 3.4 億円）。

（５）高年齢者雇用の支援

- 継続雇用定着促進助成金制度は、高年齢者雇用安定法の改正に伴い、平成 18 年 4 月 1 日から支給対象年齢が 65 歳以上に変更される。

2. 雇用保険制度の事業再構築を含めた抜本的改革

- 雇用保険三事業については、平成 17 年 12 月 24 日に閣議決定された「行政改革の重要方針」において「廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする」と明記されたことを受け、厚生労働省において「雇用保険三事業見直し検討会」が発足。【平成 18 年度骨太の方針（経済財政運営と構造改革に関する基本方針）に反映予定】

3. 外国人労働者の受け入れの大幅拡大および外国人研修・技能実習制度の運用緩和・拡充等

（１）外国人労働者の受け入れ拡大

①高度人材外国人労働者

- 平成 17 年 9 月、日本とタイは日タイ経済連携協定の主要点について大筋合意。その中で、タイから日本へのヒトの移動については、タイの大学卒業と日本の大学卒業を同等と見なすことにより、現行の入管法上の一定の在留資格に該当するための大学卒業要件の明確化を図るとともに、タイ人介護福祉士の受入れの可能性については協定発効後可能であれば 1 年以内、遅くとも 2 年以内に結論に達するよう協議を継続することとなった。
- 内閣府の規制改革・民間開放推進会議は、外国人介護福祉士の就労制限の緩和や、現在は専門的・技術的分野とされていない分野における外国人労働者の受け入れについて、平成 18 年度以降、引き続き検討するとしている。

②単純労働者

- 実現せず。

（２）外国人研修・技能研修実習制度の運用緩和・拡充

- 内閣府の規制改革・民間開放推進会議は、技能実習生の安定的な法的地位を確立するため、技能実習生の在留資格創設について平成 18 年度に検討するとしている。

4. 産業別最低賃金の廃止および地域別最低賃金の引き下げ

- 「最低賃金のあり方に関する研究会報告書」を受けて平成 17 年 6 月より労働政策審議会最低賃金部会による議論が開始された。公益委員より産業別最低賃金の廃止に関する提案があったものの、それに替わる制度として提案された職種別設定賃金については、使用者側はその内容が明確ではない段階での導入は受け入れられないと反対。今後、継続して検討することになった。
- 平成 17 年度の地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会における公益委員見解として引き上げ額の目安が示されたのを受け、全ての都道府県で最低賃金額の引き上げが行われている。

5. 適格退職年金制度移行の円滑な促進等企業年金制度に対する一層の支援

- 特定退職金共済制度について、年金受給者に対する受給権保護を担保する仕組みを法律上位置づけた上で、適格退職年金から特定退職金共済へ年金資産を非課税で移換するための所要の措置を

講じるべく検討を進める。

- 中小企業庁では、中小企業が適格退職年金制度から他の制度に円滑に移行できるように、全国各地に広がる商工会議所の幅広いネットワークを活用し、平成 18 年度の新規事業として、全国 30 カ所程度の都市で適格退職年金制度からの移行対策に係る説明会を開催することになった。
- 特別法人税は、平成 19 年度末まで、凍結期間が延長されている。

7. 政府系金融機関の見直しに対する要望

平成 17 年 6 月 16 日
日本商工会議所
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会
全国商店街振興組合連合会

今般の政府系金融機関の見直しにあたっては、全企業数の 99.7%、雇用者数の 70%を占める中小企業と地域経済の健全な発展に、政府系金融機関が大きく貢献している点を見無視してはならない。われわれは以下の理由により、中小企業や地域経済の活性化のために、政府系金融機関は必要であると考えている。政府・与党におかれては、最大の利用者である地域の中小企業者の声を十分に聴いたうえで、政府系金融機関の果たす機能と役割の一層の強化を図られたい。

記

1. セーフティネット機能の必要性

現下の景気回復は地方にあまねく及んでいないと言いがたく、特に中小企業は厳しい経営を強いられている状況にある。2003 年度の国税庁の調査によると、資本金 1 億円未満の中小企業は、68%が累積欠損、40%が単年度赤字決算である。また民間の地域金融機関は、未だ不良債権処理の途上であり、その機能回復にはまだ時間を要するものと考えられる。仮に地域金融機関が健全性を取り戻したとしても、財務体質が弱い中小企業に広く、スピーディーに金融がゆきわたることは期待しがたい。

このような状況のもと、セーフティネット機能を有する商工組合中央金庫・中小企業金融公庫・国民生活金融公庫（以下、「政府系中小 3 金融機関」という。）の存在は、中小企業にとって事業を円滑に継続していくために不可欠なものである。また、かかる政府系中小 3 金融機関は、全国の多くの中小企業とそこで雇用されている従業員を各地域において支えている。

2. リスク評価が困難な分野への対応等の役割と民業補完機能の強化

「創業」・「経営革新」・「再生」等への金融支援は企業の存続・発展および地域経済の再生・振

興のために必要なものであるが、いずれもリスク評価が困難であり、地域金融機関の経営状態が常態に戻ったとしても民間レベルでの円滑な融資は期待しがたく、これら分野への政府系中小3金融機関の果たす役割は従来にも増して大きくなってきている。

また、担保・保証に過度に依存することのない融資や、様々なリスクに対応しつつ、民間の地域金融機関と協調しながら多様な資金供給が円滑に行われるための「呼び水」としても、政府系中小3金融機関の存在意義は大きなものがある。

なお、政府系中小3金融機関の貸出残高合計は景気変動と逆相関の動きとなっており民間金融機関とは補完関係にある。また、未だ景気回復途上にある近時においてさえ、政府系中小3金融機関の中小企業向け貸出シェアは1割程度の状況にあり、民業圧迫といえる量ではない。むしろリレーションシップバンキングの重要性が求められるなかにあって、政府系中小3金融機関は「目利き」機能を最大限に発揮して、創業支援をはじめとした中小企業の育成に注力し、企業の成長過程をみながら弾力的に民間金融機関にバトンタッチしている。また多くの地域金融機関との間で業務協定・覚書を締結して、協調・補完関係の維持・強化に努めている。

加えて、政府系金融機関による街づくり・市街地開発等の地域開発支援や地域経済活性化の機能は今後とも必要であり、維持すべきである。

3. 政府系中小3金融機関の専門性堅持

政府系中小3金融機関はこれまでそれぞれ固有の特色をもって存在してきた。例えば、商工組合中央金庫は資金の90%以上を自己調達しており、これを組合等を通じて幅広く融資しており、政府系金融機関で唯一の総合金融機関として多彩な機能も持っている。中小企業金融公庫は、中堅・中小企業主体に長期固定金利の融資を行うとともに、コンサルティング機能の発揮や、証券化支援、信用保険機能の活用により地域企業の育成や再生に取り組んでいる。国民生活金融公庫は、生業的な小規模・零細事業者向けの金融機関として存在しており、原則として無担保で融資している。1企業当たりの平均融資残高は615万円と、信用金庫における3,035万円と比べても極めて少額である。また、民間金融機関では対応困難な新規開業事業者にも積極的に融資を行っている。

以上のとおり、政府系中小3金融機関はそれぞれ組織形態やユーザーの違いにより、その機能も異なっており、これらの機能を統合してしまえば、各機関の有する特性が打ち消されることになりかねない。例えば、各機関がそれぞれの分野で培ってきた「目利き」のようなノウハウが薄れ、審査判断の拠り所が専ら定量的・数値的データとなってしまったり、中小企業に対する非価格サービスや育成・指導力などの機能が低下する可能性がある。さらに、統合によって組織が大きくなる分、小規模事業者が軽んじられたり、審査スタンスがいずれかの機関に引きずられ微妙に変わるといった弊害も生じ易くなる。こうしたことは、かつてのメガバンク統合等においても生じた問題であるが、政府系金融機関の見直しによってこのような事態になることは、厳にあってはならないことである。

従って、政府系中小3金融機関は、各々の培った専門的な持ち味を活かしつつ、各機関ごとにその貸付規模・組織・機能を強化すべきである。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党

<実現状況>

政策金融機関は組織的には一の機関に統合することとなったが、政策金融機能については、平成18年5月に行政改革推進法成立に際して衆参両院の各々の行革特別委員会にて、以下趣旨の附帯決議が採択され、ユーザーである中小企業者の立場に立った要望趣旨が反映された。

- ・新政策金融機関が中小企業者等の資金需要に質量ともに応え、利用者の利便性の維持・向上に努める。
- ・商工中金の完全民営化については、政府出資の相当部分の準備金化等や当分の間の金融債発行を制度的に措置し、中小企業者の資金調達に支障が生じないようにする。
- ・内外の金融秩序の混乱、大規模な災害に対処するために必要な金融については、新政策金融機関の機動的な対応を可能とするとともに、商工中金も引続き積極的な役割が担えるよう制度上明確にし、万全を期す。
- ・今後、速やかに政府の政策金融改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）で詳細な制度設計を行い、平成18年秋の臨時国会または平成19年春の通常国会にて、政策金融改革関連法案を提出する予定となっている。

8. 憲法問題に関する懇談会報告書 —憲法改正についての意見—

平成17年6月16日
日本商工会議所

はじめに

憲法の改正を巡る議論が多くに関心を集めています。先頃も、自民党の新憲法起草委員会、次いで衆参両院の憲法調査会がそれぞれ改憲要綱、最終報告書を明らかにしましたが、とくにこの1年ほどの間、国会の機関や与野党、民間団体などが、相次いで憲法の改正についての見解を表明し、国民の注目するところとなっています。

わが国では、日本国憲法を「不磨の大典」と譬え得るような情勢が長らく続いてきました。しかし、現在では、今日の世界情勢や国内政治・経済・社会の現況、そして国民の生活や意識などに照らして、現行憲法が国の基本法として望ましい姿となっているか、虚心坦懐に見直してみるべきではないか、との意識が拡がりつつあるように思われます。

そうした意識の根底には、おそらく、戦後の日本の歩みのなかで、国民のうちに長らく堆積してきた、<国の現実と憲法との間に生じた乖離>に対する違和感があるといつてよいでしょう。

1947年の現行憲法の制定当時、一敗戦国となったわが国は、その後、工業化の優等生として急速

な発展を遂げ、今やGDP世界第2位の経済大国となりました。国連の常任理事国入りをめざすまでになったそのプレゼンスに応じて、国際社会における相応の役割が求められています。東西冷戦は終結したものの、今もなお多くの地域・国家・民族が紛争の火種を抱えており、日本の近隣諸国間も例外ではありません。現行憲法が掲げる崇高な平和主義を尊びつつ、国際貢献と安全保障の新たな枠組みを示す必要はないでしょうか。

国民生活においても、所得の向上とともに人々の暮らしぶりや意識も大きく変化しています。さらに科学技術の進展を受けて、環境権やプライバシー権といった、60年ほど前の憲法制定時には想定し得なかった新しい権利について、どのように考えればよいのでしょうか。その一方で、個人の権利や自由の行き過ぎともとれる行為が、公共の福祉と衝突し、社会の健全な発展と安全の妨げになることが懸念される場面も少なくありません。「公」について国民的再考が必要であるようにも思われます。

さらに、行政のあり方についても、生活水準の向上、先進国経済へのキャッチアップを図ることが政策の重要課題であった戦後にあつては、中央集権型の執行が効率的でした。ところが、現在のように所得や資産のレベルが上がり、また都市間競争が問題となる「グローバル化」の時代にあつては、極力、地方や地域が自前の知恵と財源でその将来を切り拓く地方分権型の行政が重要とされています。地方自治の規定について踏み込み不足との指摘もある現行憲法の条文を手直しする時期ではないでしょうか。

こうした論点について、私ども「憲法問題に関する懇談会」は、昨年7月以来、近時の議論の中心的な方々からのレクチャーを交えながら、様々な意見を交わしてきました。今回、当懇談会で委員が共有した意見を提言の形で取りまとめたものがこの報告書です。

商工会議所の使命のひとつに、政策提言活動があります。地域の総合経済団体として、中小企業対策、税制等について、これまでも様々な要望や提言を行っています。今回の議論の過程では、商工会議所の会員である、全国の地方経済を支えるたくさんの企業者からも意見を伺いましたが、「経済や産業の分野だけを良くすることを中心に考えていたのでは、世の中がなかなか良い方向に向かわない、国民の公共意識や教育といった問題についても幅広く思いを致すことが、結局、経済や産業、企業を活性化することにつながる」といった思いを多くの方々が抱いていることを知らされました。

もとより、私どもは憲法の専門家ではありません。ただ、上述のような思いを集約するよい道として、国の最高法としての憲法のあり方について、幅広く考え、こうして意見を明らかにする機会を得たことはたいへん意義あることであつたと考えています。本報告書が、国民が憲法を見つめ直す一助となれば幸いです。

平成17年6月

日本商工会議所
憲法問題に関する懇談会
座長 高梨 昌芳

1. 憲法改正についての基本認識

日本国憲法は、昭和22年の施行以来58年間一度も改正されたことがない。経済のグローバル化

や科学技術の急速な進歩など、世の中の変化は著しく、憲法と現実の乖離が顕在化して久しい。こうした中、国会においては平成12年、衆参両議院に憲法調査会が設置され、これまで様々な角度から憲法改正に関する議論が行われ、先頃最終報告書が両院議長に提出された。また政党においても、自民党は党内に新憲法起草委員会を置き、これも先般、小委員会の要綱を公開し、来る11月15日の結党50周年の大会において新憲法草案を発表する予定である。その他、民主党も昨年「憲法提案の中間報告」を発表して以来、「憲法提言」の骨子を公表したばかりである。公明党も現行憲法を補強する「加憲」という立場で議論を進めていく方針を打ち出している。

このように改正に向けて活発な議論が進められている中、地域総合経済団体たる商工会議所も、全国各地の地域経済を支える企業者の声を来る改正の議論に反映させるために、意見を集約し提言していくべきと考え、懇談会を設置して、議論を進めてきた。又、このことは、今日の内外の情勢と将来を見据えて、真に必要なとされる憲法の在り方を主権者たる国民の一員として責任を持って考える良い機会であったと思う。

その中で当所は、憲法の基本的性格を『憲法とは、「主権者たる国民が代理人に託した国家権力の行使について歯止めをかけるもの」であり、国家の役割は、国民に幸福な生活を保障することであり、憲法は国家権力担当者が一般国民を統制する手段ではない。』と伝統的な認識を共有してきた。主権者たる立場には義務が伴い、権利の濫用が許されないことは当然であるが、憲法改正というと、時に、国家が国民に責務を押し付ける内容の議論が出てくることは望ましいことではない。代表民主制の下で日本国民が作る憲法であることから、時代の変化に則した世界に誇り得る新しい憲法を表明したいものである。

懇談会では、すべての条文に関して意見を取りまとめるのではなく、地域総合経済団体である商工会議所として提言することが望ましい項目を中心に議論を行い、全国各地の商工会議所の意見の集約も経て、今回の報告に至った。

2. 具体的提言(意見)

～「期待する憲法改正のポイント」～

改憲の必要性やその方向性について議論を行なった中で、「期待する憲法改正のポイント」として、特に議論が集中したのは、前文、安全保障、国民の権利と義務・公共の利益の関係、地方分権、教育、改正の発議であった。

(1) 前文

前文は、誰がみてもこの国の姿勢がはっきりわかる平易な文章で表現されるべきであり、以下の内容を盛り込むべきである。

特殊な表現や、解釈が分かれるような表現は極力避け、明確にしておく。

1 憲法は「今と将来の」国家像を世界に表明するものとする。

日本国民が国家として目指している方向が謳われているべきである。

2 「国民主権、基本的人権の尊重、平和主義」(現行憲法の三大原理)を引き続き堅持する。

国民主権、基本的人権の尊重は民主国家の基本原則であり、また侵略戦争を行なわないことを引き続き宣言することで、世界の一員としての日本の姿勢を示すべきである。

3 独立主権国家が共存する国際社会において、国民の生命、身体、財産の安全と名誉を保障する究極の共同体である日本国の構成員として、この国を大切に、相互の連帯意識を育みつつ 世界に誇れる日本人のアイデンティティーを築き上げていくことを明らかにするべきである。

これは、国民が自然に家族を愛し、その属する地域社会と国を大切に、歴史・伝統・文化を誇りに思える・・・そういう国でありたいという願いをこめている。

4 「国際社会に貢献し信頼される日本の実現を目指すこと」を宣言すべきと考える。

これらの基本原則は、児童の頃からの家庭教育や学校教育、そして社会生活を通じて自然に育まれていくべきものである。

(2) 安全保障

特に安全保障問題（第9条問題）に関しては、条文と現実との乖離が大きくなってきており、これまでの「解釈」による対応では逆に危うさを感じさせる。独立主権国家が国際法上保有しているときされる自衛権はもとより、既に国民に広く認知されている自衛隊の存在や、国際的にも評価されている戦後復興支援活動への自衛隊の派遣などの国際貢献について条文上明確に規定すべきと考える。

1 現行の第9条第1項(国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争解決の手段としては永久にこれを放棄)つまり「侵略戦争の放棄」はそのまま残し、これまでの平和憲法の根本原則は維持する。

2 第9条第2項で自衛権を保持することを明記すべきと考える。その当然の帰結として、自衛のための「戦力の保持」を明記する。

自衛権と自衛の為の戦力の保持を明確にし、無益な憲法上の解釈論争の余地をなくすためにも、条文に明記すべきである。

なお、自衛権には、集団的自衛権も含まれていることは国際法上の常識であり、それは国連憲章でも認められている「独立主権国家」が保持する自然権であり、現行憲法の下においても我が国も当然に保持していると考えられる。

3 第9条第3項を新設し、「国際社会の平和の維持・回復、並びに人道的支援」のための国際協力活動に対

する現行の自衛隊の派遣を改めて憲法で認め、これを国防活動と並んで現行自衛隊の本来業務とする。

グローバルな国際社会の中で活動する日本として、可能な限り国際平和に貢献することは当然のことであろう。

また、現実問題として、イラク復興支援、スマトラ沖地震の津波被害に対する国際協力支援などに自衛隊が出動して、機動的、組織的に活動しているにもかかわらず、その合憲性が問題にされることは適当ではない。

<集団的自衛権に関して>

集団的自衛権に関しては、本来、それが自衛権の中に含まれるというのが国際法上の常識であり、自衛権を保持することを明記する以上、集団的自衛権を当然保有していると考えべきである。(国際政治軍事情勢の実情を勘案すれば、個別的自衛権にのみ頼るのではなく、他の友好国と共同して侵略の危険に対処したほうが平和維持の観点から効果的である。)

なお、その具体的な行使の範囲や態様及び手続きに関しては、それぞれの状況に即して条約及び法律で定めることが現実的である。その際近隣諸国に不安を感じさせないように配慮することも必要であろう。

(3) 国民の権利と義務・公共の利益との関係、及び、新しい人権

1 憲法は主権者たる国民が国家機関の権力行使について歯止めをかけるものであり、国民が国家による権力濫用から身を守るためのいわば武器としての人権を規定するものであるから、個人の権利は最大限尊重され保障されるべきである。

このように、本来、憲法は国家が国民に義務を強いて統制する手段ではないが、人権を保障する舞台は国家における国民の共同生活という場である以上、国家の存続を支えるために最低限不可欠な国民の責務は憲法の中に規定されざるを得ないのも事実である。

2 但し、行き過ぎた個人主義の蔓延などの反省から、権利には当然に限界があることも改めて明確にする必要がある。

現行憲法の条文では、自由及び権利の濫用の禁止(第12条)と、人権は公共の福祉に反しない限りで尊重される(第13条)と規定されているが、「公共の福祉」に関してはその解釈が不明瞭であることもあり、「公共の利益」と表現を変更し、個人の自由と権利を保障するための調整原理として公共の利益があるということを、より明確に規定すべきである。

ここで言う「公共の利益」とは、国の安全や公の秩序、国民の健全な生活環境を確保する全ての事柄をいう。

3 新しい人権<環境権、プライバシー権、知る権利(情報享受権)、知的財産権など>について

現行憲法制定時以降に確認された人権（つまり、経済成長や技術進歩等に促された社会情勢の変化に伴って新たに認識された権利）を明示し、保護すべきである。

同時に弱者、少数派（犯罪被害者、障害者など）の権利も同等に保護されるべきことは言うまでもない。

(4) 地方自治、地方分権の推進

1 地方自治に関する現行第92条(つまり国が法律によって、事実上、地方自治の範囲を決めることができる)の改正が必要と考える。

ヨーロッパでは、地方自治こそが行財政の根本基盤であることを欧州地方自治憲章において謳っており、それが憲法でも承認されている。

一方、日本は「地方自治の本旨に基づいて」との制約が付けられているが、自治の具体的内容は国の法律で画一的に規定されることになっており、加えて明治以来の中央集権型統治により先進国への効率的なキャッチアップを追及した結果、現状は過度に中央集権的になってしまったといえる。

住民が納得して行政サービスのコストを負担し、その用途を監視し、よりニーズに適合したサービスを受けられるシステムとするためには、行財政機関が住民に近いほど好ましいという考えに立っている。

2 真の地方分権を推進するために、国と地方の役割分担を憲法上に明確に規定すると共に、必要な財源も国から地方に移譲すべきである。さらに地方の課税自主権の範囲を拡大させ、地方分権(地方自治)を憲法で名実共に推進していくようにすべきである。

但し、単一国家である以上、国家による総合調整機能は不可欠である。要は、国と地方の役割分担に応じて必要な財源の調整・配分がなされることが肝要である。例えば、福祉・教育などの、基礎レベルの維持の為に最低限度の財源保障など—自治体間の財政調整など—は国の仕事であろう。

3 地方自治体の組織は基礎的自治体と広域自治体とする。そして地方分権の基盤を強化するために、自治体の広域化をはかり、行財政コストの削減と地域の活性化を実現すべきである。そのために、今後も市町村合併を推進していくべきである。

近時においては交通や通信などの手段が格段に進歩しており、人々の活動領域は大幅に拡大している。生活圈や経済圏の広域化に対応して広域行政を目指すべきであろう。その際、道州制も有効な選択肢であるが、連邦制を目指すのであれば、あえて憲法で道州制の規定を設ける必要はないと考える。

現在では運輸・通信技術の発達により、広域自治体の形成が可能になり、行政システムの統合・合理化による行財政のスリム化メリットや、統合による住民生活の利便性向上を実現できるようになってきている。このメリットを住民に明確に開示し、住民の参加意識の向上を図るべきである。

(5)教育

1 教育問題に関しては「教育基本法」に拠るとする考え方が主流であった。

しかしながら、日本の将来を決めるのは教育であるといっても過言でないので、教育のビジョンとして「自由で安全で豊かで誇りの持てる日本、国際社会で信頼される日本の実現」を憲法に明示し、それを教育基本法（改正）に繋げていくべきである。

2 各人が「歴史・伝統・文化を尊重し、家族・友人・郷土と国を大切にし、国際社会の平和と発展に寄与すること」を望む

これを憲法で唱えるのではなく、教育基本法の改正の際に盛り込み、自然に教育のプロセスの中でそれらが育まれていくようにしてもらいたい。

3 特に集団生活における個の協調の実現は学校教育にもっとも期待するところである。

その上で、基礎教育以外の個性を引き伸ばす専門教育にも更に期待したい。

4 その他、第 89 条、（公の財産の用途制限・・・公の支配に属さない慈善、教育もしくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。）を改正し、現状の私学助成金の支出の合憲性が疑われないようにすべきである。

(6)改正の発議

憲法改正に関する現行第96条の条件について

改正発議要件を（総議員3分の2から過半数の賛成に）緩和すべきである。

憲法改正の是非の判断は国民投票により主権者国民が下すものでありながら、国会内での改正発議の要件が厳しすぎて国民投票にまでたどり着けていないのが現実である。国を取り巻く環境の変化に憲法が対応できず現実と乖離していることは不都合である。

3. その他

(1)天皇

象徴天皇制は今後とも維持すべきであろう。

女帝などの皇位継承問題は皇室典範の改正で対処すべき問題である。

(2)統治機構

1 二院制について

参議院について、今のままでは衆議院との違いが薄く、二院制を進めるために衆参両議院の位置付けを明確にし、参議院議員の選出方法等も改正し、区別すべきと考える。

2 首相公選制について

望ましくない。

実力・能力に人気に伴うとは限らない。国民が国政を委ねる長たる人物の選出は、少なくとも全国民から選挙された国会議員たちにより行なわれるほうが安全であろう。

(3) 司法改革

1 憲法裁判所の設置について

今後、時間をかけて検討していくべきであろう。

それ以前に、違憲審査に対して消極的な日本人の民族性や法意識を変えなければ憲法裁判所を創設しても意味がないのではないかという意見があった。

2 国民審査について

現在の最高裁判官の国民審査の方法は改めるべきであろう。

現在の方法に妥当性を感じている国民は少ないのではないか。投票による国民審査よりも、任期の短縮や再任の際の資格審査の導入のほうが理解されやすいであろう。

(4) 非常事態

非常事態への対処に関する項目を設定すべきである。

現行憲法では非常事態に関する条文は無いが、外国からの侵略や大規模テロ、自然災害などの非常事態に備えるための法規制の根拠規定を置くべきである。

4. 最後に

豊かさを求め「列強に追いつき追い越せ」をスローガンとした高度成長時代までと今日ではあらゆる面で環境が変わっている。特に明らかなことは、「自分だけよければそれでよい。」では、世界を相手に友好関係を保ちビジネスを行っていかねば生きていけない日本が世界で孤立するという事である。そこで、日本が、世界の中でいかに主体性を持てる国家であり、かつ、世界中で必要とされる国家であるということを示さねばならない時代になってきている。例えば、世界を「家族」として考えた場合、日本は「家族の一員」として、家族生活の中で協力していかなければならないのと同じである。

ところが昨今の不透明な景気、長引くデフレ状況、不安定な雇用と、国民の政治に対する不信任感、個人主義の行き過ぎ、少子化の進行と年金未払い問題など、日本国民の中に蔓延する先行きの不安感は大きい。

それゆえに、今回の憲法改正論議を契機に「われわれはどうあるべきなのか。国際社会においてどのように貢献していけばよいのか」を国民自らが考え、責任をもって憲法を作り上げることができれば、私たちは、秩序と理念を共有して前向きで積極的な国民生活をおくることができるようになるだ

ろう。

すべての条文に手をつける必要はない。又、賛否両論があるテーマに関しては継続審議とし、ともかく合意できる部分からでも、時代に合った憲法改正を実現することに「意義」がある。制定以来 60 年近く改正されなかった憲法に、国民が責任と関心を持つこと自体が重要なのである。

憲法を、日本のように長年、改正しなかった国はない。憲法とは、時代の変化に合わせて「その国のアイデンティティー」を内外に知らしめるものだからこそ、適宜改正され続けていくべきものではないか。

以 上

<提出先>

政府、政党等

<実現状況>

高梨座長が自民党新憲法起草委員会諮問会議の委員に就任し、会合にて商工会議所の意見をアピールした。11月22日の自民党結党50周年大会で公表された「自民党新憲法草案」に会議所の意見の多くが盛り込まれた。

現在、国会では憲法改正を決める「国民投票法案」の制定に関して審議され、秋の臨時国会への継続事項になっている。

9. 平成18年度観光振興施策に関する要望

平成17年6月16日

日本商工会議所

観光振興のためには、地域のコンセンサスのもと、その持てる自然や人的・物的資源の総合力としての「地域力」を最大限に活用するとともに、地域の魅力に磨きをかけて他地域との差別化を図り、内外に情報発信をしていくことが重要となっている。各地においても地域主導の観光地づくりや産業観光等新しい切り口による観光振興への取組み等が活発化しており、こうした意欲ある地域への支援強化は喫緊の課題となっている。

観光産業は、内外の交流人口の増加による内需振興、消費拡大、地域活性化、雇用の創出等、極めて大きな経済波及効果をもたらす21世紀のリーディング産業であり、国家的な戦略としてその振興・育成を図っていかなければならない。政府においては、昨年11月に「観光立国推進戦略会議」が取りまとめた報告書で示した4つの課題と55の提言の着実な実施を行うとともに、観光立国実現のための

振興策の拡充と実行が必要である。日本商工会議所も、昨年に引き続き、本年10月に「商工会議所観光振興大会2005」を開催し、全国各地で観光振興をまちづくり運動として強力に推進していく所存である。

上記の現状認識に立ち、当所として、平成18年度観光振興施策に関して、下記事項の実現を強く要望する。

記

1. 観光立国にふさわしい観光行政の実現

「観光立国」にふさわしい観光行政を一元的かつ迅速に推進するため、観光省（少なくとも観光庁）や観光の専任の大臣を設置するとともに、政府全体としての観光振興予算の大幅な拡充を図られたい。また、観光入込客数など、観光産業育成の基本的条件である観光統計の整備を図られたい。

2. まちづくりと観光振興の一体的推進

各地域において個性的なまちづくりを観光振興と一体的に進めることが重要であり、このため、まちづくり組織である商工会議所が活用できる支援メニューを増やされたい。特に、商工会議所等が主体となって活動しているTMO（タウンマネジメント機関）は、観光振興においても大きな推進力となると考えられるため、その財政的・人的支援を拡充されたい。

3. 魅力ある観光地づくりの推進

①産業観光振興や地域ブランドづくりへの支援

魅力ある観光地づくりを推進するために、産業観光振興のための拠点整備、建物・機械等の保存・活用、ルートづくり等地域の新たな魅力の再発見・観光資源化の取組みや、商工会議所、自治体等が協力して行う食・特産品等の地域ブランドづくりを支援する制度を創設されたい。また、改正商標法のPR等を通じ、観光振興に資する地域ブランドの適切な保護等その円滑な運用を図られたい。

②「観光ルネサンス事業」「サービス産業創出支援事業」の拡充

意欲ある中小観光事業者の育成等の観点から、地域の民間と行政が一体で取り組む観光振興策を総合的に支援する「観光ルネサンス事業」の予算額を増額するとともに、地域の交流人口を増加させるサービス産業の創出に資する事業等を支援する「サービス産業創出支援事業」の拡充、特に集客交流サービス分野の予算の増額や実施地域数の増加等、大幅に拡充されたい。

4. 地域におけるホスピタリティ向上と人材の確保・育成支援

地域における人材育成等のために商工会議所などが行う観光関連検定試験の施行・創設、地域住民・観光事業者等を対象とした啓発セミナー等への支援措置を創設するとともに、ボランティアガイド育成のための研修、地域住民を対象とした「観光カリスマ塾」や「もてなし塾」の開催及び観光分野の専門家派遣等、地域のホスピタリティ向上に資する人材確保・育成策を積極的に支援されたい。

また、国立大学法人等への観光学部・学科に加え、専門職大学院の設置等高度人材の育成強化を図られたい。

5. 「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の高度化の推進

①インバウンド振興のための地方広域連携事業の重点的な拡充

「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を官民一体となって強力に推進し、インバウンド振興のための戦略的な情報発信、今後のマーケット拡大が期待される市場におけるキャンペーンの実施を行うとともに、特に地方広域連携事業の重点的な拡充を行う等、施策の高度化を図られたい。

②外国人旅行者受け入れ促進に向けたインフラの整備

外国人旅行者の地方への回遊、広域観光を促進するため、2次交通アクセスの改善など、主要都市と地方を結ぶ交通インフラの整備を図るとともに、「観光活性化標識ガイドライン」に沿った施策を早期に実施されたい。

また、地域における「インフォメーションセンター」や質の高い公衆トイレの設置及び外国人旅行者の病気や事故への迅速な対応を可能とするシステムの構築等受け入れ体制の整備に係る取組みを支援されたい。

さらに、中国等を対象に愛知万博期間中限定で行っているビザの免除や発給要件の緩和措置の恒久化、空港の24時間化や空港施設使用料の低廉化、地方空港等におけるC I Q（通関・入国審査・検疫）の改善を図られたい。

6. 観光振興のための税制・金融措置の創設・拡充等

政府登録ホテル等の建物に対する固定資産税の軽減措置の全国完全実施を促進するとともに、地域の観光振興に資する集客施設等、軽減措置の対象拡大を検討されたい。また、修学旅行や長期滞在型家族旅行等の費用の所得控除、観光客誘致のためのイベントに対する寄附金の損金算入、外国人旅行者の消費税の免税制度、景観整備や宿泊施設等の整備に係る無担保融資制度の創設を検討されたい。

さらに、3連休制度の拡充や都道府県ごとの弾力的な休日の設定など休暇の分散化に資する制度の導入を検討するとともに、閑散期などを活用した高速道路や交通機関の観光客に対する割引制度等旅行コスト引き下げの支援措置を講じられたい。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

1. 観光立国にふさわしい観光行政の実現

○国土交通省は18年度の観光関連予算を65億円に拡充（17年度は63.2億円）。

○国土交通省は17年8月、「我が国の観光統計の整備に関する調査」を実施し、報告書を公表。我が国における宿泊施設の数や定員数を把握する「宿泊施設に関する調査」、稼働率や外国人宿泊客比率などを把握する「月次調査」、国籍別の年間宿泊客数などを把握する「年次調査」の3つの調査を平成18年度から実施。都道府県別観光統計、外国人旅行者に関する統計についても、整備に向けた取り組みを続けている。

2. まちづくりと観光振興の一体的推進

- 「まちづくり推進のための新たな枠組みの構築に関する要望（平成17年7月）」参照。

3. 魅力ある観光地づくりの推進

- 国土交通省は18年度、観光立国の推進のため、戦略的な日本ブランドの発信と国際競争力のある観光地づくりのための事業予算を40.9億円に拡充（17年度38.8億円）。
- 国土交通省は18年度、地域の魅力の増進等を図るため、情報提供や人材育成事業に対する支援、観光地域づくりに関する調査など、地域の民間と行政が一体となった観光振興の取り組みを総合的に支援する「観光ルネサンス事業」の予算を3.5億円に拡充（17年度2.7億円）。
- 経済産業省は18年度、地域の小規模事業者と商工会議所・商工会が協力して取り組む特産品開発事業や観光資源開発事業を支援する「小規模事業者新事業全国展開支援事業」を予算化（25.1億円、新規）。
- 経済産業省は、健康や集客交流などのサービス産業について、地域や事業者ネットワークにおける先導的な取り組みを支援し、新たな「オンリーワン」のビジネスモデルの確立を促進する「サービス産業創出支援事業」を拡充（18年度総額88.6億円、17年度総額78.3億円）。
- 厚生労働省は、平成18年度、市町村や商工会議所などで構成する協議会が実施する「観光」「ものづくり」「まちづくり」など地域振興を図ることで雇用創造につなげる取組みを支援する「平成18年度地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」を実施する（1地域1年度当たり2億円が上限、同一地域における事業期間は3年）。

4. 地域におけるホスピタリティ向上と人材の確保・育成支援

- 国土交通省では、「観光カリスマ塾」の実施等に加え、「観光地域プロデューサー制度」の創設を検討中。
- 平成17年度、山口大学、琉球大学で観光学科を設置。北海道大学、和歌山大学で観光関連学部、学科設立の動きがある。北海道大学では平成19年度から大学院内に観光学研究科を設置予定。
- 経済産業省は、「集客交流サービス分野」を支援対象とする「サービス産業人材育成事業」の予算を拡充（18年度6.6億円、17年度4.4億円）。テキスト、カリキュラムを検討し、実践的な教育プログラムの開発を実施する。

5. 「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の高度化の推進

- 国土交通省は、平成18年度のビジット・ジャパン・キャンペーン関係予算を35.5億円に増額（平成17年度比2.6%増）。
- 外務省は、愛知万博（愛・地球博）に合わせて実施した台湾と韓国の観光客への査証免除を恒久化。

6. 観光振興のための税制・金融措置の創設・拡充等

- 特になし。

10. 「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」

中間とりまとめに対する意見

平成17年6月20日

日本商工会議所

労働小委員会

労働契約に関する包括的なルールを整理・整備し、その明確化を図るため、厚生労働省において議論が行われているが、このほど発表された同研究会の「中間とりまとめ」について下記の通り意見を申し述べる。

記

産業構造の変化が進む中で、就業形態や就業意識が多様化し、労働契約に関する現行の法律や判例法理によるルールが、最近の労働契約関係を取り巻く状況の変化に必ずしも十分に対応できているとは言い難い。このような状況のもと、労働契約に関する紛争の解決に資する指針もしくはガイドラインを整備し、労使当事者の行動規範となるようなものを明らかにすることは意義があることと考える。

もちろん、その場合であっても、従来から主張している通り、個々の労使が十分な話し合いにより主体的に労働条件を決定することを可能とする労使自治を基本とすべきことは言うまでもない。しかしながら、「中間とりまとめ」では、労働契約の分野において民法の特例法となる労働契約法制を制定することが必要であるとしている。また、法制化にあたっては、単に判例法理を立法化するだけでなく、実体規定と手続規定とを組み合わせることや、当事者の意思が明確でない場合に対応した任意規定、推定規定を活用することにより、労使当事者の行動規範となり、かつ、具体的な事案に適用した場合の予測可能性を高めて紛争防止に役立つようなルールを形成することが必要であるとしている。仮に、各企業の実情を考慮せずに、統一的、画一的に法制化されれば、それがかえって企業活動の足枷となり、企業経営を萎縮、硬直化させ、ひいては日本経済の活力を損なうことを大いに危惧するものである。

就業形態や就業意識の多様化により、労働者ごとに個別に労働条件が決定・変更される場合が増え、それに伴う紛争も増えている状況を考えれば、むしろ個別事案にあったケースバイケースの解決方法によらざるを得ず、労働契約で定めるべき基本的な項目を除けば、統一的・画一的なルールの法制化は馴染まないものとする。平成13年に個別労働紛争解決制度が創設され、「中間とりまとめ」でも相当の実績を上げていると評価されているのも、その証左である。あくまでも労使自治の原則と契約自由の原則を最大限に尊重すべきであり、法制化を前提とするのではなく、迅速な個別労使紛争の解決の促進に資するとともに、労使双方にとっての行動規範となり、また紛争の未然防止にも役立つ指針もしくはガイドラインレベルにとどめるべきであり、労働契約に関する紛争が発生した場合は、現

状通り、個別労働紛争解決制度を活用し、最終的には民事裁判に委ねるべき性格のものである。したがって、法制化は馴染まない。

また、具体的な労働契約に関する指針もしくはガイドラインの検討にあたっては、経済活動や企業経営の実態を十分に考慮する必要がある。研究会では、検討にあたって、人事管理に関する動向、就業形態や労働者の就業意識に関する動向、労働契約をめぐる紛争やその解決の状況など、労働契約関係や労使関係を取り巻く実情を踏まえたとしている。しかしながら、「中間とりまとめ」では、例えば「請負契約や委任契約に基づいて労務を提供する者を労働契約の対象とする」ことや「労働条件の決定・変更を行う場として、常設の労使委員会を設置する」ことなど、経済活動や企業経営の実態からみても、さらに慎重な検討を要する項目も数多くある。

厳しい経済状況の中で、企業は、国際競争力を保持すべく懸命に努力しながら雇用の維持に努めている。特に、日本の企業数の99%以上を占める中小企業は、地域経済の活力の源泉として日本経済の基盤を成し、また、雇用の7割を支えている。したがって、労働契約に関する指針もしくはガイドラインの整理にあたっては、特に中小企業の実態を十分に反映してはじめて実効性のある内容となるため、十分な配慮が必要である。

いずれにしても、労働契約の「公正かつ透明なルール」を設けたとしても、その内容が企業経営や経済活動の実態に合わず、企業の競争力を失わせるようなものであれば、企業経営、ひいては経済活動の活力が失われ、結果的に雇用に悪影響を及ぼすことが懸念される。今後、研究会の最終報告の取りまとめにあたっては、企業経営や経済活動の実態を十分に踏まえた議論がなされるべきである。

以 上

<提出先>

厚生労働省

<実現状況>

平成17年9月15日に発表された「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」報告書の概要は下記の通り。

I 総論

1. 労働契約法の必要性

近年の就業形態・就業意識の多様化に伴う労働条件決定の個別化の進展や経営環境の急激な変化、集団的労働条件決定システムの機能の相対的な低下や個別労働関係紛争の増加を踏まえ、また、労働者の創造的・専門的能力を発揮できる自律的な働き方に対応した労働時間法制の見直しの必要性が指摘されていることから、労使当事者が社会経済状況の変化に対応して実質的に対等な立場で自主的に労働条件を決定することを促進し、紛争の未然防止等を図るため、労働契約に関する公正かつ透明なルールを定める新たな法律（労働契約法）が必要となっている。

2. 労働契約法の基本的考え方

労働契約法を構想するに当たっては、労使自治を尊重しつつ労使間の実質的な対等性を確保すること、労働関係における公正さを確保すること、就業形態の多様化に対応すること、紛争の予防と紛争が発生した場合に対応することを基本的な考え方とした。

3. 労働契約法の性格

労働契約法は、労働基準法とは別の民事上のルールを定めた新たな法律とし、履行確保のための罰則は設けず、監督指導は行わない（行政の関与は情報収集・提供等の援助や指針の策定にとどめ、紛争には個別労働紛争解決制度によって対応）。

労働契約法では判例法理の明文化だけでなく、今日の労働関係の下におけるより適切なルールを定立する。また、労働契約の内容の公正さを担保する強行規定は当然必要となるが、労使当事者の自主的な労働条件の決定を促し、個別の事案における予測可能性の向上を図るため、手続規定、任意規定や推定規定等も活用する。

労働基準法についても労働契約に関するルールの明確化等の観点から見直しを行い、労働契約法と労働基準法とがあいまって時代の変化に対応した適正な労働関係を実現する。

4. 労働時間法制の見直しとの関係

労働者の自律的な働き方に対応するためには、労働時間法制の見直しも検討する必要があるが、仮にその見直しを行うとすれば、労使当事者が業務内容、労働時間を含めた労働契約の内容を実質的に対等な立場で自主的に決定できるようにするための労働契約法が不可欠となる。

II 具体的内容

1. 労働契約法

[総則]

- (1) 労働契約は労使当事者が対等の立場で締結すべきことや、労働契約においては、雇用形態にかかわらず、就業の実態に応じた均等待遇が図られるべきことを規定。
- (2) 労働基準法の労働者以外の者であっても、特定の発注者に対して個人として継続的に役務を提供し、経済的に従属している場合は、労働契約法の対象とすることを検討。
- (3) 労働条件の設定に係る運用状況を常時調査討議することができ、労働条件の決定に多様な労働者の意思を適正に反映させることができる常設的な労使委員会制度を整備。また、これを就業規則の変更の合理性の推定等に活用。

(労使委員会の在り方)

- ・ 多様な労働者の利益をできる限り公正に代表できるような委員の選出方法
- ・ 委員であること等を理由とする不利益取扱いの禁止

[具体的項目]

(1) 労働関係の成立

- ① 採用内定の留保解約権の行使はその事由が採用内定者に書面で通知されている場合に限ることとし、採用内定時に使用者が知っていたか又は知ることができた事由による採用内定取消を無効とする。

- ② 試用期間の上限を定める。

(2) 労働関係の展開

- ① 就業規則による労働条件の変更が合理的なものであれば労働者を拘束する等の判例法理を明らかにする。
- ② 労働契約の変更に関し、労働者が雇用を維持した上でその合理性を争うことを可能とする「雇用継続型契約変更制度」を導入する。
- ③ 配置転換の際に使用者が講ずべき措置について指針等で示す。
- ④ 出向を命ずるには個別の合意、就業規則又は労働協約の根拠が必要であることを明らかにする。また、当事者間に別段の合意がない限り、出向中の賃金は出向直前の賃金水準をもって出向元・出向先が連帯して出向労働者に支払う義務があるという任意規定を定める。
- ⑤ 配置転換、出向等に係る権利濫用法理を明らかにする。
- ⑥ 転籍に当たっては、転籍先の情報、転籍先での労働条件等を書面で労働者に説明して同意を得なければならない、書面による説明がなかった場合や転籍後に説明と事実が異なることが明らかとなった場合は、転籍を無効とする。
- ⑦ 懲戒解雇、停職、減給の懲戒処分に当たっては、懲戒処分の内容、非違行為、懲戒事由等を書面で労働者に通知することとする。また、非違行為と懲戒の内容との均衡が必要であることを明らかにする。
- ⑧ 労働者の兼業を制限する就業規則の規定等は、やむを得ない事由がある場合を除き無効とする。
- ⑨ 退職後の競業避止義務や秘密保持義務を労働者に負わせる個別の合意等は、労働者の当該義務違反によって使用者の正当な利益が侵害されること等を要件とする。
- ⑩ 安全配慮義務や労働者の個人情報保護義務を明らかにする。
- ⑪ 留学・研修費用の返還の免除条件としての勤務期間の上限を5年とする。

(3) 労働関係の終了

- ① 解雇は、労働者側に原因がある理由、企業の経営上の必要性又はユニオン・ショップ協定等の労働協約の定めによるものでなければならないこととし、また、解雇に当たり使用者が講ずべき措置を指針等により示す。
- ② 解雇が無効とされた場合でも、職場における信頼関係の喪失等によって職場復帰が困難な場合があることから、解雇の金銭解決制度の導入について検討する。この場合、解雇についての紛争の一次的解決を図るとともに、安易な解雇を防止する仕組みとする。
- ③ 労働者が使用者の働きかけに応じて退職の意思表示を行った場合、一定期間これを撤回することができることとする。

(4) 有期労働契約

- ① 有期労働契約締結時に契約期間が書面で明示されなかった場合には、期間の定めのない契約とみなす。
- ② 「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」で定める手続を必要とし、更新があり得る旨が明示されていた場合には、差別的な雇止めや労働者が正当な権利を行使したことを理由とする雇止めはできないこととする。
- ③ 有期労働契約が試用の目的を有する場合にはその旨及び本採用の判断基準を明示させ、試用

目的の有期労働契約の法律上の位置付けを明確にする。

2. 労働基準法の見直し

(1) 労働契約に関するルールの明確化等の観点からの見直し

- ① 契約期間の上限規制の趣旨が労働者の退職制限の防止に限られることを明確化する。
- ② 採用内定期間中は解雇予告制度の適用を除外する。
- ③ 複数の事業場で働く場合の労働時間の通算規定を見直す。
- ④ 労働条件の明示事項や就業規則の記載事項及び作成手続を見直す。

(2) 第18条の2など民事的効力のみを有する規定を労働契約法に移行する。

以上

11. まちづくり推進のための新たな枠組みの構築に関する要望

平成17年7月5日
日本商工会議所
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会
全国商店街振興組合連合会

「まちづくり3法」（中心市街地活性化法・大店立地法・改正都市計画法）が制定されて約7年が経過したが、当初期待された効果は得られず、中心市街地の衰退は一層深刻さを増している。これに伴い、コミュニティが衰退し、社会・文化・生活・環境面、行財政面など、様々な分野で弊害が発生しており、これらが構造的な停滞感・閉塞感をもたらし、「地域全体の危機」とも言える状況にある。

かかる危機的状況に鑑み、我々中小企業関係4団体は、昨年7月に「まちづくりに関する要望」を共同でとりまとめ、政府・国会等に対し、現行まちづくり3法の総合的・抜本的な見直しと、立地企業と地域との共生によるまちづくりを強力に要望した。また、中心市街地活性化への取り組みに悪影響を及ぼすような農地転用を伴った無秩序な郊外開発があつてはならないことから、我々は、本年4月には「農振法・農地法の一層厳格な適用に関する要望」をとりまとめ、農地確保の観点から要望を行った。これらを契機として、国会、政党、政府の関係審議会等においてまちづくり3法等見直しに向けた議論が本格化している。

我々は、地域に拠って立つ経済団体として、今後ともコミュニティ再生や地域における共生のまちづくりに積極的に取り組んでいく所存だが、人口の減少が予想され、地方財政が逼迫する等、かつて

ない状況変化の中で、地域がこれ以上衰退し、取り返しのつかない事態に至ることを真剣に憂慮する。

また、我々は、まちづくり問題が単なる商業問題ではなく、わが国の将来を左右する重大な地域・社会問題であることを改めて訴えるとともに、今や大きな潮流とも言えるコンパクトなまちづくり推進のための新たな枠組みの構築に関し、下記事項の早急な実現を要望する。

記

1. まちづくり推進のための新たな枠組みの構築

(1) 少子高齢化が進展し人口の減少が予想され、また、地方財政が逼迫する中で、中心市街地における既存のストックや多様な都市機能の集積を活用し、伝統・文化が継承され、事業機会や活力があふれ、高齢者にも環境にもやさしく、歩いて暮らせる、安全・安心で美しい21世紀型のまちの再構築を図る、コンパクトなまちづくりについての理念を確立する

(2) 現行「中心市街地活性化法」を発展的に改め、現行法が担っている中心市街地活性化の役割に加え、まちづくり3法等を運用する際の横串的な機能を担う「まちづくり推進法」（仮称）を制定し、他の関係法令との連携を強化すること。

2. まちづくり推進法（仮称）の制定

(1) 国に関する事項

- ①国は、内閣総理大臣を本部長とする「まちづくり推進本部」（仮称）を設置し、コンパクトなまちづくりを基本理念とする「まちづくりに関する大綱」（仮称）を閣議決定すること。
- ②国は、地方自治体による各地域の事情に応じた「まちづくり条例」の制定について環境整備を図ること。

(2) 都道府県に関する事項

- ①都道府県は、農地を含む「全県土を対象とした土地利用マスタープラン」（仮称）を作成すること。
- ②都道府県は、商工会議所、商工会等や住民団体等の代表からなる「都道府県まちづくり推進協議会」（仮称）を設置すること。

(3) 市町村に関する事項

- ①市町村は、現行中心市街地活性化法に基づく「中心市街地活性化基本計画」を含む市町村全域を対象とした「まちづくり推進計画」（仮称）を作成し、同計画の目的には、生活に必要な様々な都市機能の強化を加え、併せて無秩序な郊外開発の抑制を盛り込むこと。
- ②市町村は、商工会議所、商工会等や住民団体等の代表からなる「市町村まちづくり推進協議会」（仮称）を設置すること。

(4) まちづくり3法等の整合性の確保

- ①関係省庁及び自治体は、「まちづくりに関する大綱」（仮称）に沿って、施策の体系化、連携を図ること。
- ②関係省庁及び自治体は、都市計画法・建築基準法、「大規模集客施設立地法」（仮称）、農地法・農振法等の関係法令の運用に当たり、「全県土を対象とした土地利用マスタープラン」（仮称）と「まちづくり推進計画」（仮称）との整合性を確保すること。
- ③都道府県及び市町村に設置された「まちづくり推進協議会」（仮称）において、まちづくりに関するコミュニケーションやコンセンサス形成を図ることにより、関係法令の整合性確保に資すること。

3. 都市計画法の抜本改正

- (1) 開発が原則自由となっている現行の法体系を抜本的に改め、都市計画区域の内外を問わず、予め定められたゾーン以外では、一定の手続きなしには開発をできない制度とすること。また、大規模開発については、まちづくりに及ぼす社会的影響を評価し、都市計画法の手続きの中で、住民や関係者の意見を聴取のうえ許可する制度とすること。併せて、民間からの開発のための用途地域の変更等の提案も認める制度を創設すること。
- (2) 用途地域が定められていない白地地域における大規模施設等の立地に係る用途制限を強化すること。また、市街化調整区域における大規模開発を例外扱いしない制度とすること。
- (3) 都市計画区域外の地域であって、農振地域内の農用地を含む大規模開発が潜在的に可能な平地について、都市計画法の一定の網をかけること。
- (4) 建築基準法により、各用途において建築可能な商業施設の規模を厳しく制限すること。
- (5) 国・都道府県等が作る公共公益施設等についても開発許可の対象とすること。
- (6) 都市計画区域の内外を問わず、一定規模以上の開発案件の開発許可において、現行の技術基準の審査項目に加え、まちづくりに及ぼす社会的影響に関する審査項目を追加すること。
- (7) 一定規模以上の開発案件を対象にした広域調整メカニズムを導入すること。

4. 「大規模集客施設立地法」（仮称）の制定

- (1) 現行大店立地法を改め、「大規模集客施設立地法」（仮称）を制定し、対象を、一定規模以上の大規模店舗のほかアミューズメント施設等を含む大規模集客施設とすること。
- (2) 本法の目的は、大規模集客施設の立地とまちづくり推進計画（仮称）との整合性及び当該立地により発生する地域の生活環境、社会環境、経済環境に対する影響を事前に評価するとともに、立地後もフォローアップするための社会的規制とすること。
- (3) 本法では、立地前の周辺への影響の評価のみならず、立地後の営業中、撤退時の各段階で周辺地域に問題が生じれば、法運用主体である都道府県知事が改善を勧告できるものとする。
- (4) 法運用主体である都道府県知事は、立地・周辺市町村長からまちづくりに影響があるとの申し出があれば、関係市町村の意見を聞かなければならない調整制度を導入すること。
- (5) 大型店等の社会的責任を担保する仕組みとして、新設か既存かを問わず、大規模集客施設の設置者に対し、地域のまちづくり組織や関係団体等との連携・協力等を含む地域貢献や退店の影響を緩和する措置を盛り込んだマニフェストの作成、法運用主体への届出を義務付けること。

5. 農振法・農地法の改正

- (1) 農振解除、農転に関する新たな指針・ガイドラインを地方自治体に示し、関係法令等の一層厳格な適用について徹底すること。
- (2) 農振解除の案件は法定の機関で審査し、その機関及び農業委員会の委員には住民団体や環境団体、商工会議所、商工会等の代表を含むこと。
- (3) 公共公益施設建設のための公共転用を農地転用許可の対象とすること。
- (4) 一定規模以上の農振解除案件について、周辺市町村の協議による調整制度を導入すること。

6. 中心市街地活性化対策の拡充

(1) まちなか居住等の推進

- ①住宅や、医療・福祉施設等の都市機能をまちなかに集約するための税制措置やインセンティブの拡充強化を図ること。
- ②インキュベーション施設など都市型産業創出の苗床となる施設のまちなかへの立地促進や創業支援事業等の支援策を拡充すること。
- ③まちづくり交付金、まち再生まるごと支援事業、街なか居住再生ファンドなど、各種支援策を拡充すること。

(2) 商店街等の自助努力と新陳代謝の推進

- ①商店街等の自助努力を前提とした地元市町村、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等による支援を強化すること。
- ②商店街等による商業者の育成、まちづくりを担う人材の確保、アミューズメントパーク的機能の強化等に対する支援策を拡充すること。
- ③コミュニティと商店街等を結びつけ、それらの活性化の基盤の一つとして期待される「エコポイント」の普及促進を支援すること。
- ④創業、転廃業を希望する商業者等に対する相談体制を確立すること。
- ⑤商店街組織への加入促進等を目的とした条例制定を促進すること。

(3) TMOへの支援拡充

- ①TMOの活動範囲の見直し、法的権限の強化を図ること。
- ②中心市街地からの固定資産税収の一部をTMOの人件費、運営費に充当する仕組みを創設するなど、TMOの財政基盤を強化すること。
- ③補助事業の複数年化、行政サービスの業務委託、「まちづくり専門指導員」（仮称）の設置やショッピングセンター経営士等の実務家の確保・長期派遣など、公的支援を強化すること。
- ④商工会議所又は商工会が係わるTMOが空き店舗対策事業などを行う際、融資が必要な場合に日本商工会議所信用基金又は全国商工会連合会信用基金で保証する制度を創設すること。

(4) 空き店舗対策・テナントミックス等の推進

- ①地権者の土地活用、再開発意欲を喚起するため、信託制度の活用などについて普及啓発し、活用を促進すること。

- ②TMOの仲介による空き店舗の賃貸借を促進するため、無担保・無保証融資等の拡充、国庫補助金財産処分制限規定の撤廃、不動産取得税・固定資産税等の減免を図ること。
- ③商店街や地域が一体となってテナントミックスなどを組織的に管理する仕組みの構築と支援策を拡充すること。
- ④大型空き店舗活用支援事業の拡充、中心市街地の空き店舗を解体し、住宅等の整備を行う際の支援措置を創設すること。
- ⑤中心市街地の空き店舗を活用したチャレンジショップ、子育て支援施設、高齢者サロンの設置などに対する支援策を拡充すること。

(5) 中心市街地活性化のための税制措置

- ①固定資産税及び都市計画税について、中心市街地活性化の推進に資する土地等について課税を軽減する一方、それを阻害している土地等について重課。また、現行中心市街地活性化法における地方税の不均一課税に伴う減収補填について、店舗の新設、更新にも適用すること。
- ②都市計画税について、一定規模以上の大規模集客施設は、市街化調整区域、非線引き白地地域のほか、都市計画区域外でも課税すること。
- ③相続税について、事業の用に供され、かつ、中心市街地活性化の推進に資する土地等について優遇措置を講じること。
- ④まちなか居住等を促進するため、所得税・法人税法上の居住用及び事業用資産の買換え特例等を拡充すること。

(6) 都市と農村との連携強化

- ①都市と農村との交流を通じた地域内経済循環を促進すること。
- ②商工会議所、商工会、商店街振興組合等が農業関係団体等と連携し、都市と農村のより一層の交流・連携を推進するための活動を支援すること。
- ③中心市街地の空き店舗を活用した農産物販売、市民農園など農地利用機会の拡大、グリーンツーリズムなどの促進を図ること。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、与党等

<実現状況>

- 中心市街地活性化法改正案は、平成18年5月31日、参議院本会議において可決・成立。同年6月7日公布。公布後3ヵ月以内の政令の定める日から全面施行。
- 都市計画法・建築基準法改正案は、平成18年5月24日、参議院本会議において可決・成立。同年5月31日公布。段階的に施行され、公布後1年6箇月以内の政令で定める日から全面施行。

1. まちづくり推進のための新たな枠組みの構築

○現行中心市街地活性化法をまちづくりの基本法的な法律に抜本改正し、目的も第1条において、「中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること」に改定された。

2. まちづくり推進法（仮称）の制定

（1）国に関する事項

○内閣総理大臣を本部長とする（改正中活法59条）「まちづくり推進本部」を内閣に設置（同法56条）。本部が基本方針（案）を作成し、閣議決定を経て公表する（同第8条）。

（3）市町村に関する事項

○市町村が作成する「中心市街地活性化基本計画」には、都市機能を集約し、賑わい回復を図るため、①市街地整備の改善、②都市福祉施設の整備、③まちなか居住の推進、④商業の活性化などの事業を盛り込むことが必要となる（改正中活法第9条）。また、3大都市圏および政令指定都市以外の地方都市では、基本計画の認定を受けるには、準工業地域に特別用途地区を設定し、床面積1万㎡超の大規模集客施設の立地を規制することが必要となる。

○市町村が作成する基本計画並びに認定基本計画に基づいた中心市街地活性化事業に必要な事項などを協議するため、新たに「中心市街地活性化協議会」が創設（同第15条）された。本協議会は、①まちづくり会社または中心市街地整備推進機構等と、②商工会議所等のうちからそれぞれ1団体以上が共同で規約を定めて設置し、自治体や地権者などまちづくり関係者に幅広く参加を求める。

3. 都市計画法の抜本改正

○郊外へ行くほど規制が厳しくなる体系へ移行し、床面積1万㎡超の大規模集客施設は用途地域においては商業地域・近隣商業地域・準工業地域の3地域においてのみ立地可能とする。これら以外の地域で立地する場合は都市計画の手続きが必要となる。また、都市計画提案者の範囲を一定の開発事業者等に拡大する。

○非線引き都市計画区域の用途地域以外の地域（白地地域）、および都市計画区域外に指定する「準都市計画区域」の用途地域以外の地域（白地地域）については、大規模集客施設（「床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等」以下、同じ）の立地は、原則禁止となる。また、市街化調整区域の大規模開発についての例外規定は廃止となる。

○都市計画区域外の地域は、農振地域内の農用地を含む大規模開発が潜在的に可能な平地について、準都市計画区域を指定でき、また広域的観点から指定できるよう指定権者を市町村から都道府県へ変更となる。

○病院、学校等の公共公益施設についても、開発許可の対象となる。

○用途地域の変更、地区計画による用途制限の変更の決定を行う場合に必要となる都道府県知事による

協議同意の際に、関係市町村の意見を求めることができることになる。

4. 「大規模集客施設立地法」（仮称）の制定

- 「大規模集客施設立地法」（仮称）の制定は、実現せず。
- 改正中心市街地活性化法において、認定中心市街地の場合、「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」を指定することにより大店立地法に基づく届出が不要となる。また、認定中心市街地以外の区域であっても、「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」を指定すれば手続きが簡素化される。
- 対象施設をサービス施設まで拡大することについては、経済産業省が今後、実態把握を十分に行ったうえで大店立地法第4条1項に基づく指針の改定により対応する。
- 改正中心市街地活性化法において、中心市街地活性化のための「事業者の責務」に関する訓辞規定を新設。また、本訓辞規定を受けて、退店時の対応等について業界が自主的に社会的責任を果たすよう経済産業省が関連業界団体に対し、業界ガイドラインの作成などを強力に指導する。

5. 農振法・農地法の改正

- 実現状況は、「農振法・農地法の一層厳格な適用に関する要望（平成17年4月）」を参照。

6. 中心市街地活性化対策の拡充

(1) まちなか居住等の推進

- 国土交通省は18年度、病院、文化施設など都市機能のまちなかへの立地支援のため、「暮らし・にぎわい再生事業」として90億円を予算化（新規）。
- 実現状況は、平成18年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望（平成17年9月）V.1（6）」を参照。

(2) 商店街等の自助努力と新陳代謝の推進

- 実現状況は、平成18年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望（平成17年9月）V.1（4）」を参照。

(3) TMOへの支援拡充

- TMO（認定構想推進事業者）は、今回の改正により法的効力を失い、新たに「中心市街地活性化協議会」が創設される（再掲）。
- 「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」は最大3年間、「まちづくり交付金」は3～5年（事業内容により異なる）の補助期間となる。
- 公共サービスの質の向上、公共サービスの効率化（経費・人員の節減）、民間のビジネスチャンスの拡大を目的とする「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」が平成18年5月に参議院において可決・成立。施行は、公布の日から6ヵ月を超えない範囲内で政令の定める日。
- 日本ショッピングセンター協会は、18年度から、支援要請のあった中心市街地に立地する経営不振のショッピングセンターについて、再生可能と判断すればコンサルティング会社と組み、SC経営士を派遣し、テナント入れ替え案や改装日程など再生計画を策定する事業を本格化する。
- 平成18年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望（平成17年9月）」を参照。

(4) 空き店舗対策・テナントミックス等の推進

- 実現状況は、平成18年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望（平成17年9月）」を

参照。

(5) 中心市街地活性化のための税制措置

○実現状況は、「平成18年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望（平成17年9月）」を参照。

(6) 都市と農村との連携強化

○実現状況は、「平成18年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望（平成17年9月）」を参照。

12. 日本商工会議所夏季政策懇談会政策アピール

平成17年7月20日
日本商工会議所

わが国は、本格的な人口減少・高齢化時代を迎えて、経済のグローバル化と新興諸国の追上げなど、経済、社会の両面において、かつてない厳しい構造変化に直面している。一方、景気は全体としては明るさを示しているものの、踊り場を抜け切れないでいる。そればかりか、いまだデフレは解消せず、特に地域中小企業の経営環境は厳しい状況にある。

いま、国民が求めているのは、当面の課題としてのデフレからの早期脱却と、厳しいながらも安心することができる将来像の構築である。国民が抱くこれら不安の解消なくして、わが国が将来へ向け持続的な発展を遂げることはできない。政府においては、特に下記の諸点について全力で取り組まれるよう、強く要望する。

記

1. “まず増税ありき”の財政再建路線の見直し

—財政再建は重要だが、経済成長の芽を摘んでは元も子もない。

まずは、社会保障制度も含め、聖域のない徹底した行財政改革の断行を—
国・地方とも厳しい財政状況にある中で、財政再建のための歳入増、特に消費税をはじめとする増税議論ばかりが先行している。もとより、財政再建は重要な政策課題であるが、これを急ぐあまり、景気の回復を妨げ、将来の持続的成長への芽を摘むことは許されない。また、少子高齢化社会の到来を考慮すれば、たとえデフレから抜け出たとしても、経済の成長力に制約が課され、国民の負担力にもおのずから限界が生じる。したがって、将来の構造変化を見据え、身の丈にあった歳出構造への転換が必要不可欠である。まずは、国および地方が「真に小さくて効率的な政府」の実現を目指し、聖域を設けない歳出削減をはじめ、徹底した行財政改革を断行しなければ、納税者である国民や企業の理解を得ることは到底できない。

このため、今後の財政、国民負担に特に影響を及ぼす社会保障制度について、給付水準の引下げを含め、整合性のとれた制度改革を実現する必要がある。特に、社会保障給付費のうち著しい伸びを示している医療費の総額について、伸び率を名目成長率の範囲内に抑制する目標を設定するとともに、医療に関する情報化の推進や包括払い方式の導入などを行い、さらに高齢者医療についても、自己負担の増額や終末期医療の見直しなどを図ることにより、その抑制に努めるべきである。

公務員数についても、「小さな政府」に立脚して業務の要・不要を厳しく見直し、また、市場化テストなど民間開放や規制改革を推進し、今後5年間で国・地方それぞれ10%を大幅に上回る純減を実現するとともに、地方公務員給与の地域の官民格差是正等により、総人件費を大幅に削減すべきである。

歳入改革については、経済の潜在成長力を十分に発揮させることを第一義とし、経済活力を損なわないよう配慮しつつ、税負担の公平な配分を旨とした見直しを行うべきである。国民の負担増は経済活力のみならず、景気に悪影響を及ぼすため、経済情勢の推移を慎重に見極めるなど、タイミングを計ることが重要である。

財政再建は、わが国経済全体が順調であって、はじめて達成可能となる。2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化の達成にこだわるあまり、わが国経済社会の安定的な成長・発展を損ねることがあってはならない。

2. 少子化対策の抜本的拡充

—人口減少に歯止めをかけるのは喫緊の課題。一刻の猶予も許されない。早急に方針を決めて少子化対策予算の大幅な拡充を実行に移すべし。出産・子育てへの先行的投資は、われわれ現世代の最大の責任—

人口減少問題は、わが国の将来を決定付ける基本的かつ最大の問題である。このまま出生率の低下に歯止めがかからなければ、人口減少と人口構成の歪みにより、わが国の経済社会全体に未曾有のインパクトを与えることになる。出生率を高めるためには、阻害要因の除去のみならず、子供を産み、育てることに對してインセンティブを付与することはもとより、併せて結婚、出産、子育ての楽しさや喜びについて広く国民の意識改革を図ることも必要である。

政府は今後5年間で「重点強化期間」と位置付け、少子化克服のため、あらゆる資源を優先配分し、実効性の高い対策を講じるべきである。そのため、省庁横断的な権限を有する副総理格の少子化対策専任大臣を置き、児童手当の増額など少子化対策予算を抜本的に拡充すべきである。わが国の少子化対策への公的支出は対GDP比で0.6%（約3兆円）程度に過ぎず、将来の国を支える出産・子育てへの先行的公共投資という観点から、これを直ちに、少なくとも2倍以上に引上げるべきである。

企業も社会的責任として、仕事と子育ての両立支援に向けた取り組みを進めるべきことは言うまでもないが、特に雇用者数の70%を占める中小企業における子育て支援策の充実へ向けた対策の拡充が必要である（少子化対策の具体策については別紙参照）。

3. コンパクトなまちづくり推進のための新たな枠組みの構築

—中心市街地・コミュニティを再生するため、「まちづくり3法」を抜本改正し、

「まちづくり推進法」（仮称）の制定等の実現を—

「まちづくり3法」の制定後、約7年を経過したが、無秩序な郊外開発等によって所期の目的を達

せられず、まちなかの疲弊は一層深刻さを増している。これに伴い、コミュニティが衰退し、社会・文化・生活・環境・行財政面など、さまざまな弊害が発生している。

こうした厳しい状況を打開するため、今後の人口の減少や地方財政の逼迫が予想される中、中心市街地における既存のストックや多様な都市機能の集積を活用し、よき伝統・文化を継承しつつ、事業機会や活力があふれ、高齢者にも環境にもやさしく、歩いて暮らせる、安全・安心で美しい21世紀型の都市の再構築（コンパクトなまちづくり）を図る必要がある。

このような観点に立ち、今般の日本商工会議所「まちづくり特別委員会中間とりまとめ」に盛り込まれた、①「まちづくり推進法」（仮称）の制定、②都市計画区域外であっても都市計画法の一定の網をかけることや、広域調整メカニズムの導入を含む都市計画法の抜本的改正、③「大規模集客施設立地法」（仮称）の制定、④農振法・農地法の厳格な運用等、提言の趣旨の実現を図るべきである。

また、コミュニティの再生を図り、まちづくりを進めていくためには、国民的なコンセンサスのもとに、政府・地方自治体・産業界・団体・住民などがそれぞれの立場で社会的責任を果たしていく必要があり、特に商店街や大型店・ナショナルチェーン店等が地域社会において両立、共生し、まちづくりに貢献していくことが期待される。

4. 中小企業対策予算の拡充と、政府系中小企業3金融機関の統廃合・縮小に反対

一わが国経済のダイナミズムの源泉として、構造変化の中で頑張る中小企業に思い切った支援策を一わが国企業数の99%以上を占める中小企業は、脆弱な経営資源の中で、バブル崩壊後の厳しい構造変化の波に洗われながらも、地域経済の安定化と再生、振興に極めて大きな役割を果たしている。しかしながら、そうした中小企業を支援するための中小企業対策予算は、政府予算全体の中でその規模があまりにも小さい。中小企業が、自らのダイナミズムとバイタリティを存分に発揮することができるよう、創業や経営革新、SBI R制度等の技術開発に対する支援策の充実を図るなど、思い切った中小企業対策の拡充が必要である。また、三位一体改革が進展する中で、地域小規模事業者を支援するための商工会議所の相談指導事業等が縮小することのないよう、小規模事業対策予算は、国および都道府県がそれぞれ責任をもって十分かつ安定的に確保し、確実に予算執行がなされなければならない。

これまで中小企業を支えてきたのは、政府系中小企業3金融機関による政策金融である。中小企業の経営環境が依然厳しい中であって、金融セーフティネット機能を有し、また、リスク評価が難しく民間融資が実現しにくい創業・経営革新・再生等の金融支援等を行っている3機関は、中小企業にとって必要不可欠の存在である。3機関は、各々の専門性を活かしつつ、さらに機能を強化して、引き続き中小企業にきめ細かい政策金融を行うべきである。

5. 経済連携協定（EPA）の戦略的展開と中小企業の国際競争力強化の支援

一東アジアを中心とした質の高いEPAの締結のために、今こそ政治のリーダーシップの発揮を一経済のグローバル化の進展、とりわけ、アジア・太平洋諸国を取り巻く政治、経済情勢の流動化に対応し、わが国企業の対外ビジネスの円滑な展開を可能とするためのEPAの締結を、戦略的、かつ、スピード感を持って行うことが喫緊の課題となっている。特に、中小企業を含めてわが国企業が直接投資等により、生産・流通のネットワーク構築をはじめ幅広い分野で緊密な経済関係を築いてきた東アジアを中心に、質の高いEPAの締結を急ぐべきである。

しかしながら、交渉の進捗状況等を見ると、わが国経済界の期待通りには進展していないのが実状である。

こうした現状を打開するため、いまこそ、政治のリーダーシップを発揮し、関係省庁の枠を超えた総合的な戦略策定や国内調整、対外交渉等を一元的に推進すべきである。

同時に、経済連携の推進に伴い、特に中小企業は、内外市場において大変厳しい環境に直面することになる。このため、中小企業自身が、国際競争力の強化へ向け、一層の経営努力を積み重ねるとともに、政府においても、万全な支援策を講じる必要がある。

以 上

別 紙

少子化対策の具体策について

1. 「子供を持つことの経済的負担」の軽減

①児童手当の充実

支給額を第一子月額1万円、第二子月額2万円、第三子以降月額3万円に増額するとともに、支給期間を義務教育終了までに延長

②児童税額控除の創設

義務教育終了までの児童を対象とした「児童税額控除」の創設

③医療費の軽減

児童手当支給期間中の子供の医療費の軽減および出産費用、不妊治療への健康保険の適用等

④高等教育への奨学金制度等の充実

公的な奨学金制度の充実、企業の設立する育英基金への税制面の支援措置

2. 「子育てと仕事の両立」への支援

①育児休業支援のための助成金の大幅拡充

育児休業や短時間勤務など従業員の子育てと仕事の両立を積極的に進めようとする中小企業に対する助成金制度の大幅拡充

②企業内保育所に対する助成の拡充および税制上の優遇措置

事業内託児施設助成金の拡充、企業内保育所について、設置・運営コストの税額控除および固定資産税の免除等

③大都市圏に重点を置いた保育所の整備・充実

保育所の整備・充実について、待機児童数が多い大都市圏に対する重点化

④育児休業給付の拡充

育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金の引上げ

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

1. “まず増税ありき”の財政再建路線の見直し

経済財政諮問会議等において、「財政健全化」と「成長力・競争力強化」を中心とする歳出・歳入一体改革のあり方に関する議論がスターとした。歳出改革については、平成17年12月に「行政改革の重要方針」を閣議決定、18年3月には具体的な目標や時間軸（国家公務員数：今後5年間で5%純減、地方公務員数：4.6%以上の純減など）が盛り込まれた「行政改革推進法案」が国会に提出された（18年5月に成立）。社会保障改革については、予防医療や新しい高齢者医療制度などを柱とする「医療制度改正法案」が国会に提出された（18年6月に成立）。

2. 少子化対策の抜本的拡充

18年度政府予算で、児童手当の支給期間延長（小学校3年生から6年生まで）、中小企業子育て支援助成金の創設、出産一時金の増額などが実現した。また、官房長官や少子化担当大臣などの少子化関係閣僚と経済界、労働界などで構成される「子育て官民トップ懇談会」が設置されるとともに、本懇談会において、商工会議所が子育てに関する国民の意識改革の必要性を強調したところ、官民挙げての国民運動の必要性が確認された。

3. コンパクトなまちづくり推進のための新たな枠組みの構築

○「まちづくり推進のための新たな枠組みの構築に関する要望（平成17年7月）」参照

4. 中小企業対策予算の拡充と、政府系中小企業3金融機関の統廃合・縮小に反対

政策金融機関は組織的には一つの機関に統合することとなったが、政策金融機能については、平成18年5月に行政改革推進法成立に際して衆参両院の各々の行革特別委員会にて、以下趣旨の附帯決議が採択され、ユーザーである中小企業者の立場に立った要望趣旨が反映された。

- ・新政策金融機関が中小企業者等の資金需要に質量ともに応え、利用者の利便性の維持・向上に努める。
- ・商工中金の完全民営化については、政府出資の相当部分の準備金化等や当分の間の金融債発行を制度的に措置し、中小企業者の資金調達に支障が生じないようにする。
- ・内外の金融秩序の混乱、大規模な災害に対処するために必要な金融については、新政策金融機関の機動的な対応を可能とするとともに、商工中金も引き続き積極的な役割が担えるよう制度上明確にし、万全を期す。

今後、速やかに政府の政策金融改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）で詳細な制度設計を行い、18年秋の臨時国会または19年春の通常国会にて、政策金融改革関連法案を提出する予定となっている。

5. 経済連携協定（EPA）の戦略的展開と中小企業の国際競争力強化の支援

○経済連携協定（EPA）の締結交渉では、平成16年11月のフィリピンとの大筋合意に続き、17年5月にマレーシア、同年9月にタイとの間で大筋合意が得られた。その後、17年12月に日マ首脳会談において協定への署名が行われた（シンガポール・メキシコに続き3カ国目）。日マEPAでは、自動車・鉄鋼を含む実質上全ての鉱工業品について、協定発効後10年以内に関税が撤廃されることとなる。ま

た、韓国、ASEAN全体、インドネシア、チリとの間で政府間交渉が進められた。さらに、インド、スイス、オーストラリア、ベトナム、ブルネイとの間で政府間交渉入りに向けての準備・検討が行われている。

EPAを活用したビジネス展開や特定原産地証明書発給手続き等に関する情報提供・個別相談等の支援措置として、国内外でのセミナーの開催・EPAアドバイザーの設置等につき、新たにJETROに2.2億円（国内分0.9億円、海外分1.3億円）を予算化（新規）。

- 在外日本人商工会議所における専門家等の相談指導について、引き続き中小企業国際化対策事業費補助金の中で予算措置。
- 海外での展示会の開催と併せ、中小企業者の販路拡大を図るための展示・オフィス機能を有するスペース提供を行う「中小企業海外マーケットアクセス支援事業費」に対し、新たにJETROに4.7千万円を予算化（新規）。また、有望な製品がありながら輸出に取り組んでこなかった中小企業等を発掘し海外販路開拓を支援する「輸出有望案件発掘支援事業」について、引き続きJETROに1.02億円を予算措置（前年同額）。（18年度JETRO輸出促進予算総額（国庫予算分）9.1億円（17年度7.6億円））
- 17年度に「JAPANブランド育成支援事業」のフォロー事業の一環で中小企業等の輸出促進・販路開拓支援としてJETROに予算措置された「小規模事業者海外販路開拓支援事業」が、18年度は「ブランド確立支援事業」の一部として日本商工会議所・全国商工会連合会に予算化。
- 財団法人海外貿易開発協会（JODC）が在外の日系中小企業への専門家の派遣等の支援を行う「中小企業国際展開等円滑化推進事業」に対し、引き続き1.4億円を予算措置（17年度1.3億円）。

13. 医療制度改革に関する意見

平成17年7月21日

日本商工会議所

東京商工会議所

わが国の社会保障制度は経済成長とともにサービスの充実が図られたが、この30年間で社会保障給付総額の国民所得に占める割合は約4倍に拡大した。2004年度予算ベースの社会保障給付費総額は86兆円（国民所得比23.5%）と既に国の一般会計予算規模を上回る規模にまで拡大しており、現制度を維持すると、2025年の給付費総額は152兆円（国民所得比29%）と現在の1.8倍にまで急増し、中でも医療費の伸びは著しく毎年1兆円ずつ増加する見込みである。

国と地方が750兆円もの債務を抱え、長期にわたる経済停滞に伴い、税収や保険料収入が伸び悩む中、何も改革を行わずに現状を放置すれば、社会保険料の引き上げや増税など国民や企業負担の上昇は不可避である。こうした公的負担増は厳しい国際競争の中にあるわが国企業の競争力の低下を招くとともに、新規雇用や個人消費等にも悪影響を及ぼし、経済社会の活力の低下に繋がりがかねない。

持続可能な社会保障制度構築には経済活力の維持・向上が不可欠であることから、国民と企業が納得して負担できる水準として、潜在的国民負担率は50%程度に止める必要がある。

少子高齢化の急速な進展に伴い、社会保障制度の支え手となる若年者（現役世代）が減少し、給付対象となる高齢者が急増する中、従来のように質・量ともに過度な社会保障サービスを提供し続けることは困難である。従って、今後の社会保障制度は国民生活における必要最低限のナショナルミニマム保障と位置付け、低所得者には配慮しつつ、「個人の自助」を基本原則とした制度とすべきである。つまり、贅沢ではないが、真にサービスが必要な者に適切かつ適正なサービスが効率的に提供される社会保障制度を構築する必要がある。

また、持続可能な制度の構築には国民の信頼が欠かせないが、これまでの社会保障制度改革は保険料や自己負担の引き上げなど安易に国民や企業に負担を強いる個別制度ごとのパッチワーク的な改革の繰り返しであったため、国民の制度への信頼は失墜している。政府は、国民や企業が納得する医療・介護・年金など社会保障制度全体のグランドデザインを早期に提示し、制度への信頼回復に全力を挙げる必要がある。そして、社会保障制度改革を進めるに当たっては、行財政・税制と一体的かつ総合的に改革を推進していくべきである。

現在、平成18年度医療制度改革に向けて、社会保障審議会医療保険部会などで議論が進んでいるが、以上の社会保障改革の基本的なスタンスを踏まえ、次期医療制度改革に向けて下記のとおり意見する。

記

I. 望ましい医療制度改革について

わが国の医療制度は1961年に国民皆保険が実現して以来、サービスの質・量ともに拡大し、2004年の国民医療費は3.2兆円（老人医療費は1.2兆円）と国民所得の約9%の規模に達している。特に老人医療費の伸びは著しく、何も改革を行わなければ、2025年には3.4兆円と現在の2.8倍にまで増加する見込みである。

わが国医療制度の特色である「国民皆保険」と「社会保険方式」を堅持しつつ、制度の持続性を高めるためには、給付の削減・抑制を念頭に置いた医療制度の抜本的改革が急務である。そのため、将来の若年者の負担の軽減という観点から、給付抑制に向けた「目標値の設定」は不可欠である。

また、急増が見込まれる老人医療については、一般医療とは完全に切り離した新たな制度の下で効率的な運営を行うとともに、若年者と高齢者間に生じている負担と給付における過度な世代間格差については、高齢者にも応分の負担を求めることで是正を図るべきである。

今後公的保険として過度な医療サービスを提供していくことは困難であるが、国民が将来に向けて安心した生活を送るためにも、医療サービスが大きく低下することは避けなければならない。従って、行政・保険者・医療提供者・国民が一体となって、真にサービスが必要な者に適切かつ適正なサービスが効率的に提供されるシステムを構築する必要がある。

II. 具体的な改革について

1. 医療費の総額抑制（名目成長率の伸び率の範囲内を目標）

わが国の医療保険制度は国民の経済活動で支えられているため、医療費の伸びを日本の経済規模に沿ったものとし、過大・不必要な伸びを厳しく抑制していかない限り、持続可能で安定的な制度とはなり得ない。

名目経済成長率を上回る伸びが想定されている医療費（特に、老人医療費）の急増に歯止めをかけ、国民や企業負担を抑制していかなければ、保険料引き上げや増税などによる企業の国際競争力低下や雇用などへの悪影響も生じかねない。従って、負担の上限を設定する総額抑制の目標値の導入は不可欠である。

総額抑制の方法としては、医療と密接な関係にある介護保険も併せた目標値を設定し、その目標値は「名目経済成長率の伸び率の範囲内」とすべきである。

また、給付費抑制は、医療の効率化（公的保険の守備範囲の見直しや予防対策の強化等を通じた医療費適正化、競争原理の導入など）により達成すべきであり、高齢者へのサービスの水準が大きく低下しないよう十分な配慮が必要である。

目標達成が困難な場合は、従来のように自己負担割合や保険料の引き上げなど需要サイドのみ対応するのではなく、供給サイドにも応分の負担を求めるべきであり、スライド単価制（診療報酬単価の引下げ）なども検討する価値がある。

2. 医療サービス及び提供体制の効率化

(1) 地域の特色を生かした効率的な医療提供体制の構築

医療サービスは、必要な時に誰もがサービスを受けることができるものでなければならず、そのためにも、都道府県は地域の実情に沿った医療計画を策定し、予防から治療までの住民のニーズに応じた多様なサービスを効率的に提供できる体制を構築する必要がある。

しかし、財政的に過剰なサービスを提供していくことは困難であるため、各都道府県は医療計画の策定に当たっては、最も効率的な取り組みを実施している都道府県の水準を目標として努力する必要がある。

「フリーアクセス」（患者は自由に医療機関を選び受診できる仕組み）を原則とするわが国では、かかりつけ医（診療所など）と大きな病院間との機能分担が不十分であり、患者が症状の如何に拘わらず高コストの大病院に集中する傾向がある。地域における効率的な医療提供体制を構築するため、医療機関の機能分担と医療機関相互の機能連携を積極的に推進し、各地域において、病院をその周辺のかかりつけ医が支える医療提供体制ピラミッドを構築し、相互が責任をもって役割を担い、適切な医療を効率的に提供できる環境を整備すべきである。また、医療従事者の資質の向上も図る必要がある。

また、今後の地域医療において「予防」という観点が重要となる。患者自らが健康に対する強い自覚を持ち、積極的に生活習慣病予防などに取り組むことで医療費の増加に歯止めをかける効果が見込まれる。更に、地域において医療機関の機能分担と連携を促進し、社会的入院の是正、在宅医療の推進を図る必要がある。

(2) 患者本位の医療の提供

① 医療に関する情報化の促進

現在の医療制度改革の柱に「患者本位」の医療提供が挙げられているが、患者が自らの責任と合意の下に医療を適切に選択できる（インフォームドコンセント）仕組みを浸透させるため、医療提供側は責任を持って患者に対して情報提供の徹底を図らなければならない。

その手段として、医療提供側は医療の標準化を図るとともに、電子カルテの導入やインターネット等を通じた患者への情報提供を徹底する必要がある。特に、DRG－PPS（診断群別定額支払方式）導入のためには、医療提供側のIT化の促進は不可欠である。

また、患者側も医療提供側から提供された医療情報を積極的に入手するなど、医療への参加意識を高めることにより患者側の視点を通じた医療機関の競争が促進され、医療サービスの費用対効果の向上が期待できる。

② 混合診療の全面解禁

保険診療と保険外診療との組み合わせが自由となる混合診療を解禁することにより、患者の選択肢の多様化に繋がるとともに、先進医療の普及や医療技術水準の向上等への対応が可能となる。従って、混合診療は全面解禁すべきである。また、混合診療の解禁に当たっては安全性に配慮し、保険診療範囲については、医療費の適正化に繋がる方向で見直すべきである。

③ 規制緩和による民間活力の有効活用

患者の多様なニーズに対応するため、医療安全対策の確保を前提に株式会社による病院経営などの規制緩和や医療機関相互の競争を促進すべきである。「民間にできることは民間に任せる」という原則に則り、規制緩和や民間参入支援策を積極的に導入・推進することにより、経営の効率化や安価で多様なサービスが円滑に提供される仕組みづくりを促進する必要がある。

④ 望ましい終末期医療に関する国民的コンセンサスの形成

「人生の終焉をどこでどういうかたちで迎えるか」という人間の死の迎え方についての意思を尊重することは正に人権の尊重である。自宅で安らかに死を迎えたいなどの個人の希望を尊重し、個人のみならず家族も望まない無用な延命措置は見直すべきと考える。このため、尊厳死を広く認知し、リビングウィル（患者が意思表示できなくなる前に患者の意思を明確に言語として残すこと）の法制化など望ましい終末期医療のあり方について国民的コンセンサスを形成することが必要である。

(3) 医療費効率化への見直し

① 診療報酬の見直し

診療報酬については、報酬点数そのものの見直しも重要であるが、医療費の適正化の観点から、コストを反映する体系の構築やDRG-PPS（診断群別定額支払方式）の導入、つまり、包括払い方式（定額方式）の原則化が必要である。

また、将来の医療保険を支える人材確保の観点から、小児医療・小児救急医療については、診療報酬の見直しも含め各地域において計画的に拡充すべきである。

②ジェネリック医薬品の普及・促進による薬剤費抑制

薬剤費抑制策として、ジェネリック医薬品の普及・促進を進めるべきである。そのためには、医師のジェネリック処方に対するインセンティブの向上や患者の医薬品選択制度の確立などが必要である。また、ジェネリック医薬品の品質管理や製造・供給体制の拡充も図る必要がある。

③医療と介護の連携促進

介護を必要とする高齢者の急増に対応するため、患者のQOL（Quality of Life の略：生活の質）の向上を図る観点からも在宅医療を推進すべきである。そのためには、患者の病態に応じた医療と介護の両面からの支援が必要であることから、医療と介護の役割分担を明確化し、連携強化を推進する必要がある。

3. 新たな高齢者医療制度のあり方

(1) 基本的な考え方

現行の老人保健制度は市町村が保険者になっているが、財源は各運営主体からの拠出金と公費で構成されており、制度全体の責任の所在が曖昧であるため、給付抑制インセンティブが働いていない。結果として、老人医療費の増加に歯止めがかからず、各保険者の保険財政を危機的状況に陥らせている。

高齢化に伴い急増が見込まれる老人医療費を抑制するためには、老人保健制度と退職者医療制度を廃止し、責任ある運営体制の下、高齢者を対象とした新しい制度を一般医療制度から切り離した形で創設すべきである。

(2) 高齢者医療制度のあり方

①対象

新たな高齢者医療制度の被給付権の対象となる高齢者の範囲は、現行の老人保健制度との継続性や高齢者の心身特性などを勘案し、75歳以上の高齢者を対象とする。

なお、65歳から74歳までの前期高齢者については、医療費抑制の観点から現行と同じく一般医療制度（自己負担割合3割）に引き続き加入し、生活習慣病予防等を通じた健康維持・病状の改善に

努めることとする。また、その財政調整については、国民健康保険と被用者保険（政管健保、組合健保等）の保険料のみならず公費も入れて対応すべきである。

ただし、将来的には年金受給開始年齢など社会保障制度全体の整合性を鑑み、サービス受給者である新たな高齢者医療制度の対象年齢は検討すべきである。

②保険者

75歳以上の高齢者の多くを抱える国民健康保険は市町村単位の運営となっているが、市町村は介護保険の運営も兼ねており、厳しい財政状況に陥っている。財政の安定性やリスク分担の面からも、市町村が新制度の保険者として十分な機能を効率的に発揮していくことは困難である。従って、国民健康保険の保険者機能の広域化の方向性を勘案し、都道府県を保険者とすることが妥当である。

③負担割合

高齢者と若年者の過度な世代間格差の是正という観点から、低所得者には配慮しつつ、高齢者にも応分の負担を求め、以下の負担割合とすることが妥当である。

<高齢者の患者負担>

高齢者患者の窓口負担を現行1割から2割（高額所得者は3割）とする。

<公費(税)>

最低5割を負担する。

<高齢者保険料及び現役世代からの連帯保険料>

高齢者の患者負担と公費を除いた残りの医療費を負担する。

※高齢者保険料と現役世代からの連帯保険料は人口構成等を踏まえ、上限を設けた上で設定すべき。

※徴収方法については、高齢者保険料は年金からの天引きとし、現役世代の連帯保険料は健康保険料とは区分するが、医療保険者が徴収し、納付する。

4. 保険者機能の強化

わが国の保険者は、ドイツなどの社会保険方式を採用する他国と比較すると、実質的には政府が役割を担っているため、保険者機能が発揮されない状況にある。保険者間の競争抑制的な規制の下では医療の効率化は図られ難く、保険者の責任と権限を明確化すべきである。

現在、国民健康保険と政府管掌健康保険の保険者機能を強化するため、都道府県単位を軸とした再編・統合の議論が進んでいるが、受益と負担の明確化や地域の実情にあったサービスの提供や保険財政のリスク分散などを勘案すると、保険者が責任と権限をもって機能を発揮できる適正な規模として都道府県が妥当である。

政府管掌健康保険については、国が保険者として全国をカバーしており、給付費抑制のインセンテ

ィブが働き難く、保険者機能が十分機能していない。そのため、都道府県単位に保険者を分割すると、地域の実情に応じたサービスの提供が可能となり、自主性・自立性のある運営が期待される。また、保険者間に競争原理が導入されることで医療費の効率化、適正化も図られる。

しかし、今まで一律であった保険料が都道府県単位となることで、各保険者間で保険料率に差が生じ、保険料が引き上げられる地域の収納率の悪化などの問題が懸念される。そのため、保険料率の設定に当たっては、各県の所得水準や年齢などを勘案し、各県の住民や被保険者である企業を代表する商工会議所等の意見を十分に踏まえた上で決定すべきである。

また、現在、医療保険料の徴収率は低下傾向にあるが、各保険者は保険料徴収の徹底を図る必要がある。そのためにも、現在、税と社会保険料に分かれている徴収体制は一元化すべきである。

以 上

<提出先>

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、厚生労働省、経済産業省、財務省、ほか関係省庁大臣、副大臣、幹部、東京都福祉局、社会保障審議会各委員、関係団体 等

<実現状況>

上記意見書を東京商工会議所と共にとりまとめ、厚生労働大臣等に積極的な働きかけを行った結果、医療制度関連法案には、下記の各項目が盛り込まれた。

1. 医療費の総額抑制

○生活習慣病対策や長期入院の是正など中長期的な医療費適正化のため、国が示す基本方針に即し、国及び都道府県が計画（計画期間5年）を策定。少なくとも5年毎に達成状況について評価・見直しを実施し、医療費の抑制・適正化を図る

2. 医療サービス及び提供体制の効率化

- 医療保険者に対し、40歳以上の被保険者を対象とする糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導の実施を義務付け
- 介護療養型医療施設の廃止
- 退院時調整等在宅医療の推進のための規定整備
- 都道府県が医療機関等に関する情報を住民に提供し、相談等に適切に応じる仕組みの制度化など、患者等が医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるような支援の推進
- 保険診療と保健外診療との併用について、将来的な保健導入のための評価を行うかどうかの観点から再構成
- 医療と介護の役割分担を明確化し、社会保障制度間における重複給付の解消をはかる

3. 新たな高齢者医療制度のあり方

○75歳以上の後期高齢者の保険料（1割）、現役世代（国保・被用者保険）からの支援（約4割）及び公費（約5割）を財源とする新たな医療制度を創設

- 保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が実施
- 高額医療費についての財政支援、保険料未納等に対する貸付・交付など、国・都道府県による財政安定化措置を実施
- 65歳から74歳までの前期高齢者の給費費及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、国保及び被用者保険の加入者数に応じて負担する財政調整を実施

4. 保険者機能の強化

- 政管健保の保険者は、都道府県単位毎に新たに公法人を設置する。法人の設置においては、事業主の意見を反映させるため、事業者も委員に任命する。地域の実情に応じて保険料率を設定し、全国一律の保険料率から地域毎の医療費抑制の取り組みが保険料に反映させる

14. 地球温暖化防止対策運動の推進について（申し合わせ）

平成17年7月21日
日本商工会議所

政府は京都議定書目標達成計画を策定し、6%削減へ向けた具体的な対策をとりまとめたが、温室効果ガス排出量が基準年比で増えている現状にあって、目標達成のためには、ライフスタイルの変更など、国民一人ひとりに大きな変革が求められている。

それだけに、その実現は容易なことではないが、温室効果ガスの実効ある排出抑制を図るためには、「環境と経済の両立」の原則にたちつつ、国、自治体、企業、市民などすべての主体が、それぞれの立場で積極的に取り組むことが重要である。

日本商工会議所は、地球温暖化防止対策に関する広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、各地商工会議所においても、地域の実情に応じ、下記の趣旨を踏まえて、地域中小企業の自主的な取り組みを支援するなど、地球温暖化防止対策運動を積極的に推進していくこととする。

記

1. 温室効果ガス排出抑制に関する周知・広報の推進

会報、ホームページ等での広報やセミナー・講演会などの実施を通じて、会員をはじめ地域の企業、個人等に対し、地球温暖化問題の現状や、省エネルギー行動、国民のライフスタイルの変更など、温室効果ガス排出抑制に向けた取り組みの重要性を周知、啓発する。

2. 省エネルギー対策実施事例のPRと奨励

商工会議所会員企業等において、省エネルギーに取り組み、効果をあげている事例を広く広報する。

3. 地域における省エネルギーの取組みの促進

企業のみならず、従業員や市民、家庭、学校等も交えた地域全体として、省エネルギーの取組みを働きかける。

省エネルギーの取組みとしては、例えば以下のような事項が考えられる。

- (1) 冷暖房の適正な温度設定、夏季のオフィス等での服装について、暑さをしのぎやすい軽装の励行、省エネルギー設備の導入・エネルギー消費効率の高い機器の購入、節電・節水の励行、消費者等に対する家電等の省エネ情報の提供の促進など、省エネルギー行動の実践。
- (2) 通勤や買い物の際の公共交通機関利用の促進。
- (3) 荷主と輸送事業者の連携による効率的な配送など輸送分野での省エネルギー対策の推進。
- (4) 過剰包装を断るなど廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等による資源循環型社会形成への寄与。

4. 原子力電源地域等と電力消費地の相互理解の増進等

エネルギーの安定供給の確保や環境保全、および地域の振興の観点から、発電過程で二酸化炭素を排出しない原子力発電等の促進のための環境整備に努めるとともに、原子力電源地域等と電力消費地の相互理解の増進・活発化を図る。

以 上

<実現状況>

平成 18 年 1 月 20 日、産業界、各種団体、関係省庁等 34 団体で組織する「地球温暖化対策に係る国民運動の運営会議」（事務局：経済産業省、環境省）において、「チーム・マイナス 6%」キャンペーンサイトと連携した総合情報発信ウェブサイト「地球温暖化防止ポータル」が、オープンした。本ポータルサイトでは、産業界をはじめ各種団体、関係省庁等による地球温暖化防止に向けたさまざまな活動を PR している。同運営会議のメンバーである当所も、各地 CCI が取り組む温暖化防止に関する活動、イベント等を本ポータルサイトにて周知している。平成 17 年度においては、1 月から 3 月の間に 6 会議所の取り組みを同ポータルサイトに掲載、PR した。

また、当所ホームページにおいても、各地商工会議所の取り組みについて掲載、周知している。

15. 第三次環境基本計画策定に向けた考え方(計画策定に向けた中間とりまとめ)に対する意見 (平成17年8月提出)

第三次環境基本計画策定に向けた考え方(計画策定に向けた中間とりまとめ、以下「中間とりまとめ」)に関する意見は下記の通りである。

記

「三. 今後の環境政策の展開の方向」について

1. 環境と経済の両立

環境問題に取り組む上での基本は「環境と経済の両立」である。環境負荷の低減を図るためには、技術開発の一層の促進と、あらゆる主体の参画が必要であるが、経済成長がなければ、技術革新や創意工夫を図ることもままならず、環境問題への有効な対策も取りえない。環境政策の展開にあたっては、環境と経済の両立に資するしくみの構築を基本とすべきである。

2. 「環境税」はじめ経済的手法には反対

「中間とりまとめ」において、環境に関する税、課徴金、及び事業者に予め排出枠を設定するキャップ・アンド・トレード型の国内排出量取引制度などの経済的手法の導入について「環境負荷を低減させる点で有効性が期待されるとともに、資源の効率的配分にも資するものとする。(中略)その適切な活用について検討する。」と指摘しているが、これらの手法は経済統制につながる可能性が高く、環境と経済の両立に反するものであり反対である。

特に「環境税」については、昨年、地球温暖化対策の目標達成の方途として導入が提案されたが、同税には次のとおり根本的な問題がある。

- ① 二酸化炭素排出が増大している民生・運輸部門への効果は期待できない。他方、厳しい企業経営環境下、コストの価格転嫁は困難であり、地域経済や雇用に及ぼす影響は甚大である。とりわけ中小企業の経営環境への影響は軽視されるべきでない。
- ② 「環境税」の導入はわが国産業の国際競争力に大きな打撃を与える。これにより、エネルギー効率の高い日本から効率の低い中国等へ生産が移転し、却って地球全体の温室効果ガスの増大を招く。
- ③ 「環境税」は、既存予算の使途の徹底的な見直しもないまま、国民に対し新たな税の負担を求めるものであり、まさに「環境税」ありきの考えである。

3. 既存のストックを活用した、環境にやさしいコンパクトなまちづくりの推進

① 郊外開発が環境にもたらす影響

わが国ではこれまで、高度経済成長と人口増加を前提とした郊外開発に軸足を置いた都市拡大政策がとられてきた。都市が過密化する一方で、郊外部で住宅開発が進み、低廉な地価の郊外地

域に事業所や工場、産業施設等が次々と移転し、さらにはモータリゼーションの進展により、郊外の幹線道路沿いに、大型店等の大規模開発が進んだ。加えて、中心市街地の地価高騰や駐車場不足などから、行政庁舎や病院等の公共機関の郊外移転が加速し、人の流れを大きく変えた。

少子高齢化が進展し、人口の減少が予想される現在に至っても、なお従来型の郊外開発が続いているが、こうした郊外開発は、環境に大きな負荷を与えている。マイカーによる中・遠距離ショッピングを前提とする郊外立地の大型店や、深夜営業を行うエネルギー多消費型の大型店は、国・人類をあげて地球温暖化対策に取り組もうとする状況に全く逆行するものである。

その結果として既存の中心市街地が寂れ、これまで蓄積された社会資本ストックの利用効率の低下に伴い、安全・安心を保障するコミュニティ機能が低下している。

また、「中間とりまとめ」で指摘されているように、「農林業を始めとする第一次産業の活動及び森林が地域の国土環境を保全する機能を発揮している面」があり、また、田園景観の形成等の面からも農地の確保は重要性を増しているにもかかわらず、郊外型大型店進出などにより、農業振興地域からの除外（農振除外）や農地の転用（農転）が多発している。

②中心市街地における既存ストックの活用

「中間とりまとめ」でも言及されているように、今後は国民自身が自らの消費行動や生活様式を見直すことが必要である。この点で、中心市街地が、長い歴史の中で伝統・文化を育み、行政、商業、都市型製造業、居住、教育、医療、福祉、創業、娯楽など、様々な都市機能が数多く集積していることに注目すべきである。郊外開発を抑制するためには、こうした中心市街地の既存ストックを適切に維持・管理し、最大限活用し、環境にやさしい21世紀型のコンパクトなまちづくりを進める必要がある。

このような取組みは、エネルギー効率が高く、自然環境をはじめ、環境と共生する持続可能な都市（サステイナブルシティ）の実現にもつながる。

また、中心市街地に多様な都市機能を集積することで、移動距離が短縮化され、自動車利用から徒歩や自転車、公共交通機関への転換が期待されるため、自動車に過度に依存しない、エネルギー消費の少ない交通体系を構築するためにも、コンパクトなまちづくりが重要である。

4. 技術開発の重要性

「中間とりまとめ」で指摘されているように、「持続可能な社会形成に向けては、環境保全に関する科学的知見の充実や各種の技術開発の一層の推進が不可欠」である。わが国の産業界は、これまで長年にわたり省エネルギー努力や環境開発に関する技術開発を進めてきた結果、世界最高レベルのエネルギー効率を実現している。環境問題、特に地球温暖化問題解決のためには、産業界としてこうした省エネルギー努力に引き続き取り組んでいかなければならない。その点で、「中間とりまとめ」で「例えば、省エネや3R推進等に向けた技術革新、製品における環境配慮や新たなビジネスモデルの構築等環境負荷を減少させる努力が正当に評価され、報いられるための仕組みづくりや消費者の意識改革のための取組が必要」と指摘している点は重要である。

5. 国際的な取組の強化

環境問題は長期的な視野に立った取組が必要である。また、その際、環境への影響などについて不確実性の残る段階で施策を決定することになるため、国民とのコミュニケーションを十分に図ること

が重要であることは、「中間とりまとめ」で指摘されている通りである。

その一環で、国際的な枠組みで環境問題に対処するにあたっては、わが国が応分の役割を担うことについて、国民の総意を得て取り組むことが重要である。

具体的には、環境問題とりわけ地球温暖化問題の解決には、米国や中国・インドなど主要な温室効果ガス排出国が参加した、真に公平で実効性ある枠組みを構築していくことが何よりも重要であり、政府は、これら諸国との交渉にリーダーシップを発揮すべきである。

また、「中間とりまとめ」で指摘されているように、「日本の経験、施策や技術も活用しつつ、開発途上諸国における環境問題の解決に積極的な役割を果たす」ことも重要である。

「四. 持続可能な社会に向けた重点的な取組」について

1. 地域及び中小企業における取組み

「中間とりまとめ」では、「現在の環境問題は、人々の普段の暮らしぶりを原因とするものが多い」として、「環境保全の人づくりと、そのような人々の暮らしを支える地域づくりを一体的に捉え、取り組んでいく必要がある」としている。

その関連で、日本の企業数の99%以上を占める中小企業は、地域経済の活力の源泉であり、地域における主体の一員として、中小企業による環境問題への取組みは重要である。中小企業は大企業に比べると人材や資金面で不足する部分があり、環境問題への取組みは、経営の負担になる部分も出てくる。また、最先端技術の導入にはリスクを伴うこともある。しかし一方で、中小企業であるがゆえに意思決定が早いなど小回りが効くこともある。したがって、中小企業が環境に配慮した経営に自主的、前向きに取り組めるよう、国や地方自治体による資金面や技術開発面等での支援が必要である。

2. 環境教育の重要性

「中間とりまとめ」では、環境教育について、「地域コミュニティの支援を受けつつ、地域の人材を活用すべきである。NPO等の地域に存在する組織との協力やネットワークづくりも含め、地域の人材を活用していくための条件を整えていくことが必要である」と指摘している。地域の総合経済団体である商工会議所でも、地元企業による環境関連の技術を小学校で紹介するなどの取組みを行っている例があり、地方自治体、企業、市民など様々な主体が、地域の実情に応じて環境教育に取り組んでいくことは重要である。

3. 多様なエネルギー源の確保

「中間とりまとめ」では、原子力エネルギーについて、「安全性を大前提として、長期的な視野を持って取り組む必要がある」としているが、エネルギーの安定供給の確保や環境保全、および地域の振興の観点から、発電過程で二酸化炭素を排出しない原子力発電等の促進のための環境整備に努めるとともに、原子力電源地域等と電力消費地の相互理解の増進・活発化を図ることが重要である。

また、「中間とりまとめ」では、バイオマスエネルギーなど再生可能エネルギーの技術開発の必要性について言及しているが、地球環境問題への対応、エネルギーの安定供給の確保の観点から、資源

制約が少なくクリーンなこのようなエネルギーの一層の導入促進が必要である。

以 上

<提出先>

環境省

<実現状況>

第三次環境基本計画は平成18年4月7日に閣議決定された。その中で、コンパクトで環境負荷の小さい都市となるような空間利用の実現や、環境負荷の小さな交通を一層推進するための対策の実施、研究・技術開発及びその成果の普及の重要性、国際的な取り組みの強化、環境教育の推進、原子力発電はじめ多様なエネルギーの活用などが盛り込まれた。

16. 「公正取引委員会規則原案」に対する意見

平成17年8月3日

日本商工会議所

東京商工会議所

独占禁止法に対する考え方は、今回の改正に至る過程において、法律の厳正な運用はもとより必要であるとの認識に基づき、過去2回のパブリックコメントなどを通じて述べてきたとおりであり、今回の公開草案で意見を募集している審査、審判および課徴金減免制度、犯則調査権限などについての考え方にも変わりはない。

6月に公開された公正取引委員会の4つの規則原案に対して、詳細は以下に述べるが、基本的な考え方は、憲法第31条の「適正手続の原則」による被処分者の防禦権を十分に尊重し、法の運用にあたり、基準やルール明確化がなされるように規則においてより具体的に記述することを求めるものである。

「公正取引委員会規則原案」に対する意見は下記のとおりである。

記

1. 「審査に関する規則」について

独占法違反事件の審査規則は、違反事件を適正に審査し、適正な行政処分を行うことを目的としていることから、適正な審査を行うためには違反事件を効果的に調査する権限を設けることと、その権限の行使が行政処分対象者に適正な防禦権を十分に保障することが重要である。

憲法第31条の法定手続の保障は、「適法手続の原則」(due process of law)と同趣旨であり、また刑事手続と同様に行政手続にも適用されると解されている。この原則は、単に法律で定められた手続のみならず、法定手続の運用においても守られるべき原則とされている。

したがって、独占禁止法の審査手続に関する規定を具体化する規則の設定においても、憲法で保障された「適正手続の原則」が基本的人権の観点から十分尊重されるべきである。

特に今回の改正により、公正取引委員会の審査権限が、罰則を含め、抜本的に強化されているので、その適正な行使を審査規則において保障することが重要である。

(1) 弁護士の立会いについて

審査活動の全過程において、関係者に弁護士の立会いを認める規定を置くべきである。米国連邦取引委員会(FTC)の審査手続においては、例えば証言を録取する際にも弁護士の立会いが認められている。

これは、証言する審査対象者が、証言内容において事実と法律判断が混合した場合、法律上の問題については弁護士が立ち会って助言をすることが証言内容を正確にすることにつながる点でも必要である。

(2) 提出資料等の写しの入手について

法第47条第2項の権限行使により審査官が取得し又は作成した資料又はその写しはすべて被処分者が保持しうるようにすべきである。

提出資料の閲覧・謄写については、規則原案第18条に新たに規定が置かれたが、この資料の保持は、行政処分対象者(被審人)の防禦権の保障のため、また適正手続の原則の見地から、最も基礎的な資料であることから、規定において以下を明確化すべきである。

① 調書の写しの提供を義務化すること

審尋調書(規則原案第11条)・供述調書(規則原案第13条)・留置調書(規則原案第15条)・検査調書(規則原案第21条)については、被処分者にその調書の写しを提供する旨を規定する。米国連邦取引委員会法及びその審査規則にはその旨の規定がある。

② 提出資料は原則として写しとすること

報告命令及び提出命令(規則原案第9条)については、提出の対象となる資料は原則として写しとし、かつ命令の実施については一定の合理的な期間を定めて行う旨を規定する。米国連邦取引委員会法第20条(c)(1)及び(3)はこのことを明確に規定している。

(3) 立入検査について

① 立入検査は検査調書の作成に限定すべきである。

立入検査権限の行使は、それにより事務所や資料の状況を検査しその状況を検査調書にすることである(規則原案第21条)。しかし、現実の立入検査は、今回新たに導入された法第102条の裁判所の許可状に基づく「臨検、搜索又は差押え」と同様に行使されている。

今回の改正において第102条が新設されたことから考えても、立入検査はその本来の検査調書の作成に限定されることを明記すべきである。また検査調書に明記された資料については、別途適切な期間の余裕を与えた資料提出命令により、該当資料の提出を命じることを規則に明記すべきである。

② 立入検査の秘密保持義務

立入検査が行われると多くの場合、複数のマスコミ媒体により違反被疑事件が大々的に報道さ

れるが、これは違反被疑事件の初期の段階で行われているため、独禁法第39条で禁止されている秘密保持義務違反に相当し、これについては同法第93条で罰則が規定されている。

企業にとっては、独禁法違反の疑いの段階でその事実が報道されるとそれ自体で重大な被害が生ずるばかりでなく、その後の企業の防禦権行使にとっても極めて不利になることなどに鑑み、規則の中にとくに立入検査に関して法第39条の秘密保持義務を確認、明記すべきである。

(4) 排除措置命令前の手続について

①認定事実の詳細な記述を行うこと

改正法第49条第3項から第5項までは、排除措置命令前の手続を定めている。独占禁止法の基本的禁止規定は、その基礎要件として「競争の実質的制限」又は「公正な競争を阻害するおそれ」という抽象的な要件をおいているので、法第49条第5項第2号（規則原案第24条第1項第2号）の「事実」は十分に詳細かつ具体的なものであること、かつ同項第3号の命令の名宛人はその「事実」について弁護士を代理人として十分な意見を提出して防禦できることが、憲法第31条の「適用手続の原則」から要請されており、規則においてこのことを明確にすべきである。

すなわち、改正法第49条第3項から第5項までの排除措置命令前の手続はその規定方法から、口頭審理主義を前提としていると解されるが、規則原案第24条第1項第3号および第26条第1項において、意見申述の方式として「文書」をもってすることを要件とし、それを前提に同条第3項において口頭による意見申述を「特に必要があると認める場合」に制限することは、法第49条第3項から第5項までに「文書による」という制限がないことから、法第76条第2項に違反し不適法である。排除措置命令前の手続が口頭審理主義によるのか、書面審理主義によるのかは命令の名あて人にとっては、重大な利害関係があり、後者の場合には著しく命令の名あて人の防禦権が制限される。排除措置命令の場合は、一般行政庁の行政処分の場合と違って、法第77条第3項の規定により、裁判所に提訴することが否定されているから、排除措置命令前の手続を口頭審理主義から原則書面審理主義に変更することは重大な防禦権の制限であり、憲法第31条に違反する。また、規則原案第25条は「証拠の説明」が規定されているが、「証拠の説明」の前に当然認定事実に関する「証拠の提示」があり、これを明確に規定すべきである。

なお、事前聴聞手続を経た排除措置命令は、相手方の反論を踏まえて、認定事実が明確に分かるように詳細である必要がある。米国やEUの独占禁止法違反行為に関する命令や決定はいずれも詳細に事実が認定されており、500頁に及ぶもの（04年3月のEUのマイクロソフト事件決定）も少なくない。

②資料の閲覧・謄写を認めること

一般の行政庁の不利益処分については、行政手続法第18条により、聴聞の際に被処分者は関係資料の閲覧権が認められている。独占禁止法第70条の21は行政手続法第18条を含む同法第3章の適用を排除しているが、それは公正取引委員会が準司法機関で慎重な事前審判手続をとっていたからであり、今回の改正により一般行政庁と同様の行政処分をすることになったのであるから、少なくとも規則原案第26条に、行政手続法第18条と同様の資料の閲覧権を被処分者に与える旨の規定を置くことが、憲法第31条の「適正手続の原則」から要請されていると考えられる。

(5) 課徴金納付命令手続について

課徴金納付命令手続においては、詳細な認定事実の記述と資料閲覧権の明記をすべきである。

課徴金納付命令は違反行為による不当利得の剥奪を基礎概念とし、今回の改正で制裁的性格も強め、課徴金率も大巾に上げられているのであるから、命令の要件である法第7条の2第1項の「実行としての事業活動」及び法第2条第6項の「合意」並びに「競争の実質的制限」の事実認定は、排除措置命令の場合より具体的かつ詳細である必要があることも規則原案第29条に明記すべきである。また、規則に行政手続法第18条と同様に、資料の閲覧謄写の規定を規則に置くべきである。

(6) 排除措置命令の執行停止

改正法第54条及び審査規則原案第34条は審判請求があった場合においても、原則的に排除措置命令が維持されることを前提に規定されている。しかし、法第70条の13は、「緊急の必要がある」場合には緊急停止命令により排除措置命令の執行を停止できるのであり、審判請求があった場合において「緊急の必要がない」のに、執行力を維持することは理由がない上、審判手続の公正性を阻害するので、法第54条第1項の「必要と認めるとき」については緩やかに解し、原則として命令の執行を停止し、審判手続の公正性を確保することを規則で明らかにする必要がある。

2. 「審判に関する規則」について

今回の改正により事前審判制度が廃止されたことにより、従来は委員会が審判において審議する案として事件の要旨を示していたのに対し、排除措置命令制度の下では、委員会はすでに合議による決定として排除措置命令を行い、その効力がすでに発生している（法第49条第2項）ことから、この手続の公正性については基本的に疑問がある。

少なくとも改正法の審判手続においては、憲法第31条の「適法手続の原則」の見地から、裁判所と同等の司法的公正性・中立性・被審人の防禦権保障を担保し、審判官の独立性の確保、審判事件に関する委員会の中立性確保、審査官の当該事件に関する手持ち資料の全面開示等について明確に規則に規定することが必要である。

(1) 委員会の中立性

委員会は、審判手続中の審判官の処分に対する異議の申立て（規則原案第35条及び同第75条）については、排除措置命令を行った合議体としてではなく、全く中立的な白紙の合議体として審理し決定することを規則において明記し、委員会と審判官の間の隔離を明確にしなければ、審判手続の公正性は保障されない。

(2) 認定事実と法令の適用を詳細に記述すること

審判請求者が審判手続において十分に排除措置命令の適正性を争うことができるように、審査官は法第49条第5項による排除措置命令に関する書面の内容を十分詳細かつ具体的に提示することを規則に規定すべきである。

(3) 審査官手持ち資料の閲覧謄写権

審査官は、公益上の見地から、法第47条に基づく強制的権限を持って関係者から資料の提供を求めて事件を調査して記録として所有し（手持ち資料・事件記録）、それに基づいて委員会は排除措置命令を行っている。

審判手続において排除措置命令を争う場合には、被審人は、審査官の手持ち資料について、事業者の秘密及び公正取引委員会の内部検討資料を除いて、そのすべてを閲覧しなければ、排除措置命令の適正性の問題点を把握することはできない。これは被審人の防禦権の基盤であるので、被審人の審査官手持ち資料すべての閲覧権を規則で明記すべきである。

(4) 審判の公正性と被審人の防禦権を確保すること

規則原案第18条は、適正かつ迅速な審理の実現を規定しているが、その全体からは迅速な審理が主眼とされていると考えられる。

この原則規定は審判手続の基本原則を定めており、審判手続全体に影響するところが大きいことから、審判手続の公正性と被審人の防禦権が、法第59条第1項の内容を含め、明確に規則に規定される必要がある。

(5) 審判手続全体をわかりやすく記載すること

審判手続は審判請求から審決に至る一連の手続の流れであるので、独占禁止法第8章第2節に規定されている審判官の権利、審査官の権利、及び被審人の防禦権、審判手続の基本原則等を含めて、分かりやすい審判手続の一連の流れをすべて規則に規定し、関係者が審判規則を使いやすいようにすべきである。

3. 「犯則事件の調査に関する規則」について

公正取引委員会の職務は、独占禁止法違反行為の行政的な排除であり、同法違反の行為に関する刑罰の適用は基本的に検察庁の職務である。公正取引委員会は独占禁止法違反の犯罪があると思料し、それに刑罰を科すことが必要であると認めるときに、法第74条および第96条により専属告発権が認められているが、告発に関する犯罪調査は本来検察庁の職務であり、改正法においても、告発に関する犯則事件の調査に関する規定は、公正取引委員会に関する独占禁止法第8章ではなく、新設の法第12章に規定されている。

「犯則事件の調査に関する規則」（原案）では、行政処分のための調査と犯罪調査のための調査とを分離することや、公正取引委員会の職員についても、行政処分の調査を行う職員と犯罪調査を行う職員とを分離し、その間にファイア・ウォールを設けるとされているが、そのことが規則に明確に規定されていない。

また、同一職員が同一事件の行政調査と犯則調査を兼ねないこと、および、各調査結果についても隔壁を設けることに関して、規則の規定がなされておらず、これらの点についても規則における明確な規定が必要である。

(1) 許可状の雛形の明確化

法第102条は犯則事件の調査に必要な裁判所の許可状について規定しているが、この犯則疑者等に対する許可状の提示は重要であるので、規則に許可状の雛形を掲載することが必要である。

(2) 犯則調査手続の明確化

犯則調査は、対象者に重大な負担を負わせる処分であるので、法第12章に記載されている犯則調査手続の流れをすべて規則に記載し、かつ臨検・捜索（身体検査・家宅捜索が含まれるか否等）・差押え・領置等について解説をするべきである。

4. 「課徴金の減免に関する報告及び資料の提出等に関する規則」原案について

欧米では、違反行為者の情状酌量（故意・過失の程度、行為の態様、当局の調査に対する協力の程度等の考慮）に基づく制裁金の加減裁量基準（量刑基準）があり、その一環としてリニエンシーが設けられているのに対し、わが国では当局への情報提供に対する報酬として、画一的な条件により、課徴金の減免を行うこととしているため、この制度の運用については、減免の条件や文書が明確である

ことが必要である。

(1) 規則原案第1条の様式第1号等の内容の明確化

様式第1号、様式第2号及び様式第3号の入札談合についての説明文中において、入札に関する主要発注者名及び受注予定者の決定方法を記載内容に加えなければ、違反行為の特定は不十分である。

(2) 法律要件の規則への記載

この制度に関する法律の要件、特に法第7条の2第12項の要件（提出文書への虚偽記載の場合等の不適用）は、減免の条件に係る重要なものであり、該当する行為等についてはより具体的に規則原案及び様式第2号並びに様式第3号に明記すべきである。

(3) 「当該違反行為をしていた者以外の者」の範囲

法第7条の2第7項第2号及び同条第9項第2号でいう「当該違反行為をしていた者以外の者」とは具体的にいかなる者かについて、規則で明確にすべきである。

以上

<提出先>

公正取引委員会

<実現状況>

「公正取引委員会規則」（10月公表）においては、排除措置命令前の手続の厳格化などが実現された。

17. 「公正取引委員会政令案」に対する意見

平成17年8月23日
日本商工会議所
東京商工会議所

7月20日に公表された「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見は下記のとおりである。

記

1. 「購入カルテルに係わる課徴金額算定の基礎となる購入額の算定方法」、
2. 「支配型私的独占に係わる課徴金額算定の基礎となる売上額の算定方法」について
購入カルテルおよび支配型私的独占については、今回の法改正により新たに課徴金制度の適用対象

となったが、個々の違反行為が課徴金の対象になるかどうかは不明なため、実際の適用にあたり無用の混乱を起こすおそれがある。ついては、これに該当する具体的な事例類型を予め公表するべきである。

3. 「軽減算定率が適用される組合の規模」について

現行法第7条の2第2項の立法趣旨は、違反者が小規模事業者である場合、非小規模事業者に比べて収益力が弱いこと等に着眼して、特に軽減算定率を適用しようとするものである。一方、独占禁止法違反事業者には個人または会社形態以外の各種組合や公益法人等のいわゆる中間法人も含まれるにもかかわらず、軽減算定率を適用する対象として中小企業関係法令の定義に従い一定の会社または個人形態のものに限定して規定した。このため、協業組合カンセイに対する件（平成9年（判）第2号）のように、会社または個人に該当しない違反事業者に対しては軽減算定率を適用するか否かについて解釈上の混乱が生ずる余地があった。そこで本来の立法趣旨に則って、新改正法7条の2第4項第6号が新たに追加されたものである。

この点については、平成15年の同上協業組合に対する軽減算定率適用に関する最高裁判例において、「法7条の2第2項の趣旨は、事業規模の小

さい企業に対して軽減算定率を適用することにあるところ、同項の規定の適用対象となり得る「会社」又は「個人」と事業規模においてこれらと同等というべき事業者との間で軽減算定率の適用上取扱いを異にしなければならないという理由は見出すことはできず」としていることから明である。

また、軽減算定率を適用するか否かの企業規模の判定にあたっては、違反事業者の組織形態は勿論のこと、それが会社、組合等の法人である場合、その構成員の属性や実体には一切顧慮することなく、違反事業者自体の形式的規模（資本の額または従業員数）により決定することとしたものである。そのことは、改正法7条の2第4項第1号から第5号までの会社（または個人）については、当該違反会社が大企業の百パーセント子会社であれ、複数の大企業が競合する1つの事業分野に関してそれぞれが分社化し、統合を図った結果として設立した会社であれ、株主の実体を顧慮することなく（すなわち収益力や経済に及ぼす影響の差異は考慮に入れることなく）、違反企業自体の形式的な規模要件（資本金または従業員数）のみで小規模事業者該当性を判断していることから明である。したがって、同項第6号として追加された組合形態のものについても、構成員の属性や実態によって差異を設けることは勿論、いわんや当該組合の構成員の資本や従業員数を合算しなければならない理由は見当たらない。

（さらに敷衍すれば、第6号の組合には、会社と実体を同じくする営利目的の協業組合および企業組合と、事業協同組合のように構成組員は会社などの営利目的の事業者であるが組合は個々の組員の事業を補完することを目的とする共同施設事業など、営利性（収益性）の低い事業を行うものに分かれる。前者は会社および個人事業者と同様に扱うことが妥当であり、後者は収益性の低い性格のものであるので会社なみに扱えば十分すぎるものである。）

以上のことから、協業組合等についても、他の違反事業者の小規模事業者該当性の判断と同様に、その営む主たる事業との関係における資本（出資額）または従業員数の規模に基づき、形式的に判断されるよう改めるべきである。

以上

<提出先>

公正取引委員会

<実現状況>

「公正取引委員会政令案」（10月公表）においては、購入カルテル等の類型の公表が盛り込まれた。

18. 「信託法改正要綱試案」に関する意見

平成17年8月31日
日本商工会議所

「信託法改正要綱試案」（以下、「試案」）に関する意見は下記の通りである。

記

○総論

現行の信託法は約80年前に制定された後、抜本的な改正が行われることなく今日まで至っている。したがって、変化する経済・社会的なニーズに対応できるよう、昨今の規制緩和の流れを踏まえつつ、信託法を全面的に見直し現代化を図ることは重要である。

○各論

1. 「第62 いわゆる後継ぎ遺贈型の受益者連続について」

わが国は、まもなく人口減少、超高齢化社会を迎え、後継者難や事業承継問題が一層深刻化することが想定されるが、経営者の世代交代をいかに円滑に行うかは経営上の重要課題であり、円滑な事業承継が行われなければ、地域中小企業の活力を削ぎ、持続的な成長は見込めなくなる。

このため、税制面をはじめとして、中小企業における事業承継の円滑化のための環境整備を図ることが喫緊の課題となっており、このうち信託に関しては、信託業法の改正により信託業務を行える者が拡大したこともあり、今後、事業承継において信託制度の活用が期待される。

については、試案では、後継ぎ遺贈型の受益者連続について論点となっているが、事業承継に関する選択肢の幅を広げる観点から、その導入に賛成である。

2. 「第66 有限責任信託（仮称）について」「第68 いわゆる信託宣言について」

中心市街地の衰退は一層深刻さを増しており、これに伴い、コミュニティが衰退し、社会・文化・生活・環境面、行財政面など、様々な分野で弊害が発生しており、これらが構造的な停滞感・閉塞感をもたらし、「地域全体の危機」とも言える状況にある。

このため、まちづくり推進のための新たな枠組み構築が喫緊の課題となっており、このうち信託に

関しては、空き店舗の活用や老朽店舗の立替を促進するため、信託制度を活用することで地権者の契約や資金調達の不安・負担を解消し、地権者の土地活用・再開発意欲の喚起が期待される。

については、信託制度を利用したまちづくりに関する選択肢の幅を広げる観点から、試案で論点になっているうち、「有限責任信託（仮称）」については甲案（制度の創設）に、「いわゆる信託宣言」については乙案（委託者と受託者が同一である信託を設定することについては、特段の制限を設けない）に、それぞれ賛成である。

3. その他

「試案」全般について、今回の法改正で事業者、特に中小企業に対する弊害が生じないように、そのような要素がある場合には事前に極力排除するとともに、改正法施行後、万が一、弊害が生じた場合には、速やかに見直し是正を図るべきである。

以 上

<提出先>

法務省

<実現状況>

第164回通常国会に提出された「信託法案」（平成18年6月18日現在衆議院で閉会中審査）において、いわゆる「後継ぎ遺贈型」の受益者連続の信託規定の創設やいわゆる限定責任信託制度の導入などが盛り込まれた。

19. 今後の男女雇用機会均等対策に関する意見

平成17年8月31日

日本商工会議所
労働小委員会

「I 検討に当たっての現状認識」について

「中間的取りまとめ」で指摘されているように、「今、我が国は人口減少社会の到来という事態に直面」しており、そのため、「労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備することは（中略）以前にも増して重要な課題」である。

もちろん、その場合であっても、従来から主張している通り、個々の労使が十分な話し合いにより主体的に労働条件を決定することを可能とする労使自治を基本とすべきことは言うまでもない。

「中間的とりまとめ」では、「男女雇用機会均等の確保を徹底するため必要な法的整備を行うべき時期にきていると考える」と指摘している。しかしながら、昭和60年に制定、平成9年に拡充された男女雇用機会均等法は、いまだ歴史が浅く、その目的、基本理念はこれまでわが国にはなかった概念である。近年、企業の努力によりその内容は浸透しつつあるが、差別禁止やセクシュアルハラスメントなど、労働者の主観により個別に生じる様々な事情に企業経営の現場では苦慮しつつ対応している状況である。したがって、まずは現行法の浸透状況を検証した上で、効果的な内容の周知や理解の促進を徹底すべきであり、国民の意識改革なくして、更に新たな概念を法制化することは反対である。

仮に、各企業の実情を考慮せずに、更に新たな概念が法制化されれば、それがかえって企業活動の足枷となり、企業経営を萎縮、硬直化させ、ひいては日本経済の活力を損なうことを大いに危惧するものである。

「Ⅱ 男女の雇用機会均等の更なる推進のための方策の検討」について

今後の男女雇用機会均等対策の検討にあたっては、経済活動や企業経営の実態を十分に考慮する必要がある。厳しい経済状況の中で、企業は、国際競争力を保持すべく懸命に努力しながら雇用の維持に努めている。特に、日本の企業数の99%以上を占める中小企業は、地域経済の活力の源泉として日本経済の基盤を成し、また、雇用の7割を支えている。したがって、男女雇用機会均等対策の推進にあたっては、特に中小企業の実態を十分に反映してはじめて実効性のある内容となるため、十分な配慮が必要である。

そのような観点で見ると、「中間的とりまとめ」で取上げられた「仕事と生活の調和（均等法に規定することの是非）」「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」「間接差別の禁止」「差別禁止の内容等」「ポジティブ・アクションの効果的推進方策」「セクシュアルハラスメント対策」「男女雇用機会均等の実効性の確保（性差別救済委員会の設置など）」など、仮に法律で一律に義務化された場合、企業経営への影響が大いに懸念される項目が数多くある。

「男女の雇用機会均等の更なる推進のための方策」を検討しても、その内容が企業経営や経済活動の実態に合わず、企業の競争力を失わせるようなものであれば、企業経営、ひいては経済活動の活力が失われ、結果的に雇用に悪影響を及ぼすことが懸念される。今後、分科会の最終報告の取りまとめにあたっては、企業経営や経済活動の実態を十分に踏まえた議論がなされるべきである。

以 上

<提出先>

厚生労働省

<実現状況>

第164回通常国会に提出された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案」の概要は以下の通り。同法案は6月15日に成立した。

1. 概要（（1）～（4）は男女雇用機会均等法関係、（5）は労働基準法関係）

（1）性差別禁止の範囲の拡大

○男女双方に対する差別の禁止

○差別的取扱いを禁止する雇用ステージの明確化・追加

配置における権限の付与・業務の配分、降格、雇用形態・職種の変更、退職勧奨、雇止めについて規定。

○間接差別の禁止

省令で列挙する以下の要件について、業務遂行上の必要など合理性がある場合を除き、間接差別として禁止する。

- ・募集・採用における身長・体重・体力要件
- ・コース別雇用管理制度における総合職の募集・採用における全国転勤要件
- ・昇進における転勤経験要件

(2) 妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止

○妊娠・出産・産休取得その他省令で定める理由（母性保護措置等）による解雇その他不利益取扱いの禁止（原稿は、妊娠・出産・産休取得を理由とする解雇の禁止）

○妊娠中・産後1年以内の解雇の無効

事業主が妊娠等を理由とする解雇でないことを証明しない限り、無効とする。

(3) セクシャルハラスメント対策

○男性に対するセクシャルハラスメントも対象

○セクシャルハラスメント対策として雇用管理上の措置を義務化

(4) 男女雇用機会均等の実効性の確保

○調停及び企業名公表制度の対象範囲の拡大

セクシャルハラスメント及び母性健康管理措置（妊娠中の時差通勤等）について、調停及び企業名公表の対象に追加

(5) 女性の坑内労働の規制緩和

○女性の坑内労働禁止について、妊産婦及び作業員を除き解禁

20. 平成18年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望

平成17年9月14日

日本商工会議所

わが国経済は、全体として景気に明るさが広がりつつあるものの、景気回復の波は、わが国企業数の99%以上、約469万社にのぼる全国の中小企業に広く及んでいるとは言えず、また、長期に亘るデフレ、原油価格の高騰、急激な構造変化の中で、地域中小企業にとって依然として厳しい状況が続いている。

中小企業がその活力を大いに発揮していかなければ地域経済の再生、日本経済の活性化はありえないが、わが国の中小企業対策予算は平成17年度政府予算全体（一般歳出）のわずか0.366%に過ぎず、

その規模はあまりにも小さい。中小企業が自らのダイナミズムとバイタリティを存分に発揮することができるよう力強く支援していくための諸施策を大幅に拡充強化するべきである。また、三位一体改革が進展する中で、各地商工会議所の相談指導体制が弱体化することのないよう国および都道府県が十分かつ安定的に予算を確保し確実に執行していくべきである。

以上の観点を踏まえ、日本商工会議所は、平成 18 年度中小企業・小規模事業対策に関して、下記事項の実現を強く要望する。

なお、税制措置に関しては、「平成 18 年度税制改正に関する要望」において別途要望する。

記

<主要事項>

I 創業促進と経営革新など中小企業の成長支援

- ◆創業塾・第二創業コースの拡充とシニアアドバイザー事業の拡充強化
- ◆高度部材・基盤産業を支える中小企業に対する、川下産業とのネットワークの構築と研究開発への支援強化

II 金融セーフティネットの整備・充実と中小企業の再生

- ◆景気動向に十分配慮した柔軟な金融政策運営による、内需主導の自律的な景気回復の実現
- ◆金融セーフティネット貸付・保証の充実と無担保・無保証融資の促進
- ◆政府系中小企業金融機関各々の持ち味を活かした融資機能強化
- ◆中小企業再生支援協議会の機能強化と再生ファンドの設立促進

III 小規模事業対策推進のための万全な予算措置

- ◆平成 18 年度小規模事業対策予算<概算要求額>の満額確保
- ◆経営指導員等補助対象職員の人件費の確保

IV 「環境税」の導入反対と温暖化防止対策支援措置の拡充

- ◆環境税の導入反対
- ◆環境に配慮した経営に自主的、前向きに取り組む中小企業への支援措置の拡充

V 総合的まちづくりの推進と観光・地域産業の振興

- ◆中心市街地活性化対策の拡充強化
- ◆「まちづくり推進法」(仮称)等新まちづくり 3 法の制定
- ◆地域の観光振興に向けた施策の拡充強化
- ◆地域産業振興策の拡充強化

VI グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

- ◆中小企業分野での協力を含む質の高い経済連携協定(EPA)の早急かつ戦略的拡大
- ◆東アジア等へ進出する中小企業や輸出振興のための支援の拡充

Ⅶ 中小企業の人材育成支援等

- ◆「草の根eラーニング事業」の推進等若年者を中心とする人材育成・就業促進対策の強化
- ◆先進事例の普及・広報等による中小企業の少子化対策促進

重点要望項目(個別事項)について

I 創業促進と経営革新など中小企業の成長支援

1. 創業・経営革新等の総合的支援

(1) 創業・第二創業（経営革新）支援策の拡充強化

地域の活性化や雇用の創出に貢献する新規創業や第二創業（経営革新）を強力に支援するため、創業人材育成事業の拡充を図られたい。特に第二創業コースについては、業種別・目的別コースを新設されたい。また、創業希望者の啓発、中小企業・小規模事業者に対する第二創業（経営革新）の必要性の啓発等を目的とする「創業・第二創業セミナー」（仮称）を創設されたい。

(2) スタートアップ期の創業者に対するフォローアップ事業の創設

創業直後のスタートアップ期にある創業者は、経営上の困難を乗り越える知識やノウハウが乏しいため、事業から退出する危険性が高いことが明らかになっていることから、創業者が一定の経験を積むまでの期間（創業後5年程度まで）の支援策として、当該事業者が行う他の事業者との交流・情報交換やビジネスプラン作成・見直しなどに対し支援を行うフォローアップ事業を創設されたい。

(3) シニアアドバイザー事業の拡充強化

商工会議所等の優れた支援人材が創業や新事業展開を志す者に対し、ビジネスプラン策定や市場調査等の支援を行うことにより創業、経営革新の実現を図るシニアアドバイザー事業について、一層の拡充強化を図られたい。

2. 中小企業の成長支援とものづくり力強化

(1) 高度部材・基盤産業を支える中小企業への支援

「新産業創造戦略 2005」に挙げられている先端的産業分野等の競争力の源泉となる、高度部材・基盤産業を支える技術を担う中小企業に対し、川下産業とのネットワークの構築に向けた取り組みや、また、革新的・ハイリスクな研究開発、生産プロセスのイノベーション等を実現する研究開発を支援されたい。

(2) 中小企業新事業活動促進法による支援体制の強化

使い易さ、分かり易さを追求して、創業・経営革新支援施策体系全般を整理・統合・充実させるなど法制定の趣旨に鑑み、申請手続き指導、審査の迅速化等利用者が活用しやすい制度運用を図られたい。また、新連携支援事業について、さらなる予算の拡充を図るとともに、新連携支援地域戦略会議により事業計画の策定段階から市場化に至るまで責任あるフォローアップを行うことはもちろん、事業計画の認定・承認後、関係各機関の支援を円滑に実行されたい。

(3) 技術開発の支援促進とSBI Rの支出目標額の一層の増額

産学官連携による共同研究を支援促進するため、中小企業と大学・研究機関による地域新生コ

ンソーシアム（共同研究体）研究開発事業など諸施策を拡充されたい。また、中小企業の技術開発を支援するS B I R（中小企業技術革新制度）について、より多くの中小企業者の利用が可能となるように支出目標額（特定補助金等）の一層の増額を図られたい。また、各制度の周知期間・募集期間を十分に確保するなど中小企業者の応募の利便性の更なる向上を図られたい。

（４）企業等OB人材活用推進事業の拡充

継続的なOB人材の発掘ならびにマッチング事例の多数創出を促進するため、全国47都道府県に設置された地域協議会において、広報活動およびマッチング機能の強化ならびにOB人材データベースの充実に向けて、必要かつ十分な予算措置を図られたい。また、ブロック代表地域協議会を設定して活動拠点の集約化を図るとともに、モデル事業者によるマッチング事業を大幅に拡充されたい。

（５）中小企業のIT化支援策の総合的推進

①電子行政手続き普及への利用者インセンティブの付与

「e-Japan 戦略」に基づき、総務省、国土交通省をはじめ、都道府県等の入札が電子化されるなど、電子政府・電子自治体の構築は進んでいるが、電子手続きの利用については必ずしも期待通りには普及していない。電子行政手続きの普及促進のためには、利用者が紙による手続きよりもメリットを具体的に感じられるようにすることが必要である。また、電子行政手続きは行政機関における事務の合理化に著しい効果が期待できることから、合理化効果を利用者に還元するとの考え方にに基づき、電子行政手続きの手数料等を引き下げ、かつ、処理期間の短縮を図るなどの具体的メリットを利用者が感じられるような措置を積極的に講じられたい。

②デジタルデバイド（情報格差）の解消

IT（情報通信技術）革命の進展が、企業活動に大きな変革をもたらしているが、中小企業の間では今なお、いわゆるデジタルデバイド（情報格差）が濃く残っており、ネットワーク社会の恩恵を十分に受けられない企業が少なくない。中小企業・小規模事業者におけるIT武装の立ち遅れは、日本経済の基盤の立ち遅れにつながる恐れが大きい。中小企業のIT化支援施策に対しては、十分な予算措置を講じ、多角的な支援措置を継続していただきたい。

③ブリッジ認証局に接続している電子証明書の共通利用および電子手続きシステムの共通化

行政手続きの電子化に伴い、既に多くの中小企業が民間認証局の発行する電子証明書を取得している。ところが、多くの行政機関が、行政機関ごとまたはシステムごとに利用できる電子証明書に制限をつけているところから、複数の行政機関に手続きを行う場合、複数種類の電子証明書の購入が必要となっている。利用者の立場に立ち、ブリッジ認証局に接続している電子証明書は共通に利用できるように変更すべきである。また、行政機関ごとに手続きのシステムが異なる場合が多いが、中小企業にとって利用の障害となるこの点を解決すべく基本的なシステムの共通化を実施されたい。

（６）新会社法の施行に向けた周知活動等の実施

新会社法の施行によって、機関設計が柔軟化される等により、個々の企業がその時々の状況、成長段階に応じて、定款自治により最も適した形態、運営方法を選択できることが可能となる。また、既存の有限会社は、特例有限会社として存続するか、通常の株式会社へ移行するかを選択できることになる。そのため、中小企業が新会社法による多様な選択肢に円滑に対応できるよう、新会社法を分かりやすく記載した冊子の作成・配布や、これから多くの商工会議所で開催予定の

セミナー・説明会の支援、ホームページなど各種広報ツールによる情報提供等、きめ細かな周知活動等を実施することによって、新会社法の積極的な普及浸透を図りたい。

(7) ADR（裁判外紛争解決手続）制度の活用

商事取引に関する紛争解決方法としてADR（裁判外紛争解決手続）への関心が高まっており、その拡充・活性化のため昨年、ADR法が公布された。今後は、制度が広く活用されるよう、調停および仲裁業務等に対応できる人材育成や、セミナー・フォーラムの開催等を、積極的に協力・支援するため、予算措置を拡充強化されたい。

(8) 中小企業における円滑な知的財産権の取得等のための環境整備

知的財産を積極的に活用することは、わが国の産業競争力を強化し、地域経済の活性化を図るために極めて有効である。政府は、知的財産推進計画に基づき「知的財産立国」の実現へ向けた施策の充実を図っているが、中小企業においても容易に知的財産権を取得・保持し、その活用ができるよう、特許権取得に係る費用減免、海外特許に係る助成措置の拡充、特許取得等に関する税制上の優遇措置の創設等、国内外への特許出願等の円滑化のための支援策を講じられたい。また、地域の中小企業が知的財産を十分に活用できるよう、平成17年度に設置された「地域知財戦略本部」の積極的活用を図るとともに、中小・ベンチャー企業に対する知財侵害への対策として「知財駆け込み寺」の整備を図られたい。

(9) 「中小企業の会計に関する指針」の普及浸透

中小企業の資金調達や取引の円滑化のために、計算書類の作成と開示が重要となっており、また、めまぐるしく変化する経営環境の中で、自社の経営状況を的確に把握するためにも、財務情報の精度の向上を図ることが求められている。さらには、新会社法において、取締役・執行役と共同して計算書類を作成する会計参与制度が新設されるなど、中小企業における会計整備の必要性、重要性が高まっている。

については、平成17年8月に日本商工会議所をはじめとする民間4団体が策定した「中小企業の会計に関する指針」について、「中小企業の会計の質の向上に向けた推進計画」に基づき、セミナー、研修会の実施や中小企業への普及浸透、相談・指導を行う人材育成等を積極的に実施するとともに、WEB等の活用により、効果的な周知広報を図られたい。

(10) 下請取引の適正化と下請事業者への配慮

親事業者による下請事業者に対する不当なしわよせが生じることの無いよう、下請代金支払遅延等防止法の厳守を徹底されたい。また、下請中小企業振興法に基づく振興基準を周知し、下請事業者に対する下請代金の早期支払い、下請事業者との十分な協議を踏まえた取引対価の決定等下請事業者への配慮を行うよう努められたい。

(11) 成長中小企業を対象とした出資事業の拡充

中小企業基盤整備機構が実施するベンチャーファンド出資事業や「がんばれ！中小企業ファンド」出資事業の予算を拡充するとともに、プロジェクトファイナンス型の投融資の普及に向けたPRを強化されたい。

II 金融セーフティネットの整備・充実と中小企業の再生

1. 景気動向に十分配慮した金融政策の展開

わが国経済は、全体として景気に明るさが広がりつつあるものの、いまだデフレからの脱却は実

現できずにいる。特に、わが国企業数の99%以上を占める中小企業は、脆弱な経営資源の中で、バブル経済崩壊後の構造変化の波に洗われ、厳しい経営環境にさらされている。また、依然として続く原油価格の高騰に加え、今年度後半にかけて社会保険料の引き上げや定率減税の縮減など、個人消費を冷やしかねない施策が続くことを考えれば、先行きに対しての警戒感は依然根強い。

デフレ経済を克服し、持続的な経済成長を図るためには、内需主導の自律的な景気回復の実現が不可欠である。日銀はさる5月の政策委員会・金融政策決定会合において当座預金残高が目標を下回ることを容認し、その後、目標下限である30兆円を下回る状況も散見されているが、着実な景気回復を遂げるには、今がまさに正念場であり、景気動向を十分配慮し、柔軟な金融政策運営を行うべきである。

2. セーフティネットなど金融対策の充実

(1) 金融セーフティネットの充実・多様化

現下の景気回復は中小企業や地域経済への本格的な広がりには至っておらず、特に中小企業は厳しい経営を強いられている経済環境の下、挑戦する意欲と能力のある中小企業や、債務を抱えながらも本業が順調な中小企業が貸し渋りや貸し剥しにより経営破綻に追い込まれることがないよう、万全な中小企業の金融セーフティネットが引続き必要である。資産価値の下落や民間金融機関のリスク負担能力低下の中で、不動産担保や個人保証に依存した従来型融資が限界に直面する状況下において、政府系金融機関や信用補完制度等を有効に活用し、セーフティネット貸付・保証の一層の充実を図るとともに、無担保・無保証融資制度の促進など中小企業、ベンチャー企業の資金調達の円滑化・多様化に引き続き注力されたい。

また、信用保証協会・政府系金融機関においては、既往の債権について期限の延長や返済条件の緩和などにより事業継続が見込まれる場合には、個々の事業者の実情に十分配慮し、一層の弾力的な対応を講じ、地域における金融機能が一層安定確保できるよう、引き続き注力されたい。

(2) 中小企業金融の円滑化

「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」に基づき、8月末までに地域金融機関が「地域密着型金融推進計画」を策定した。金融庁では、今後、各金融機関における計画の進捗状況についてフォローアップを行うこととなる。しかしながら、その際、目標達成ばかりを求めるならば、地域金融機関における不良債権処理を過度に加速化させ、その結果、挑戦する意欲と能力のある中小企業や、債務を抱えながらも本業が順調な中小企業が、貸し渋り等による経営破綻に追い込まれることが懸念される。このため、金融庁においては、金融機関の自主性を尊重するとともに、地域経済の状況を十分踏まえ、一方的な監督、指導は行わないよう、十分配慮されたい。

(3) 政府系金融機関の機能強化

セーフティネット機能を有する政府系中小3金融機関（商工組合中央金庫・中小企業金融公庫・国民生活金融公庫）は、中小企業にとって不可欠である。

創業・経営革新・再生等への金融支援、担保・保証に過度に依存することのない融資、民間金融機関と協調・補完し多様な資金供給が円滑に行われるための「呼び水」としても、政府系中小3金融機関の役割・存在意義は大きい。さらに、政府系金融機関による街づくり・市街地開発等の地域開発支援や地域経済活性化の機能も今後とも必要である。

政府系中小3金融機関はそれぞれ固有の特色をもって存在している。これらの機能を統合してしまえば、各機関がそれぞれの分野で培ってきた「目利き」のようなノウハウが薄れ、審査判断の拠り所が専ら定量的・数値的データとなってしまったり、中小企業への非価格サービスや育成・指導力など各機関の有する特性が打ち消される恐れがある。さらに、統合によって組織が大きくなる分、小規模事業者が軽んじられたり、審査スタンスがいずれかの機関に引きずられ微妙に変わるといった弊害も生じ易くなる。また、民営化されれば、収益重視の経営となってしまう、中小企業の長期安定的な資金調達に大きな影響を及ぼしかねない。

従って、政府系中小3金融機関は、各々の培った専門的な持ち味を活かしつつ、各機関ごとにその貸付規模・組織・機能を強化するべきである。

(4) 金融検査マニュアル別冊の周知および弾力的な運用

中小企業をめぐる金融環境の円滑化を図るため、昨年改訂された金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の趣旨・内容に関して、中小企業の経営実態を十分に踏まえた弾力的な運用がなされるよう、金融検査官に対する指導の徹底、金融機関および借り手である中小企業・小規模事業者に対する周知を図られたい。また、金融機関の目利き機能を高めるための支援策等についても、引き続き検討されたい。

(5) 小企業等経営改善資金（マル経）の充実

小企業等経営改善資金（マル経）融資について、利用者の利便性向上のため以下の措置を講じられたい。

- ①平成18年3月31日で期限切れとなる貸付限度枠の別枠措置(450万円)を本枠(限度額1,000万円)に統合。
- ②返済期間の特例措置（運転資金5年、設備資金7年）の恒久化。
- ③国民生活金融公庫が行う生活衛生関係営業者に対する設備資金の貸付について、事業者の利便性向上のため、小企業等経営改善資金(マル経)の融資対象に追加。

(6) 倒産防止共済制度の共済金貸付限度額の引き上げ等

厳しい経営環境が続く中で、中小企業の経営安定に資するため、中小企業基盤整備機構の実施する倒産防止共済制度の掛金限度額および共済金貸付限度額を引き上げるとともに、貸付額に応じた掛金権利消滅の割合（現行は貸付額の10%）を引き下げられたい。

3. 中小企業の再生の促進

(1) 中小企業再生支援協議会の機能強化

中小企業の再生を一層加速させるべく、窓口相談、再生計画策定支援業務の強化、再生計画策定後の計画実施のフォローアップの充実等支援措置を一層強化することにより、中小企業再生支援協議会の機能強化を図られたい。このため、中小企業再生支援協議会が万全な相談・支援体制を確保できるよう、専門家の増員や研修等に必要な予算を十分確保されたい。

また、中小企業再生支援協議会が取り扱う案件について、整理回収機構、信用保証協会等他の関連機関との連携も一層強化されたい。

(2) 再生ファンドの設立促進

地域の中小企業を対象とした再生ファンドが各地で組成されてきているが、引き続き、中小企業基盤整備機構の「中小企業再生ファンド出資事業」の積極的な活用等による再生ファンドの設

立および出資を促進されたい。

Ⅲ 小規模事業者対策推進のための万全な予算措置

三位一体改革が進展する中で、小規模事業者対策が大きく後退し、各地商工会議所等における地域小規模事業者のための相談指導体制が、弱体化していくことがないよう、国および都道府県にはそれぞれ責任を持って、次の2点について、十分な政策的配慮をお願いしたい。

- (1) 小規模事業者の経営改善普及事業等の従前通りの実施のため、平成18年度小規模事業者対策予算<概算要求額>の満額確保。
- (2) 小規模事業者への相談指導事業の人的体制が後退することのないよう、経営指導員等補助対象職員の人件費の確保。

(「平成18年度小規模事業者対策に関する主要個別要望事項」は別紙を参照)

Ⅳ 「環境税」の導入反対と温暖化防止対策支援措置の拡充

京都議定書が発効し、わが国の温室効果ガス排出量が基準年比で増えている状況にあるため、目標達成は非常に困難を伴うことになる。目標達成には、ライフスタイルの変更など、国民一人ひとりに大きな変革を求めていかなければならないことから、政府は、国民に目標達成計画を十分説明し、理解を求めていかなければならない。温室効果ガスの排出抑制は、経済や国民生活に大きな影響を及ぼすものであるだけに、地球温暖化対策の推進にあたっては、「環境と経済の両立」という大原則のもとで、国、自治体、企業、市民などすべての主体が、それぞれの立場で積極的に進めていく必要がある。環境税は、温室効果ガスの総排出量に応じて課税するまさに経済統制的な手法であり、「環境と経済の両立」を阻害するものであるため、その導入には断固反対である。

また、温暖化問題に対しては、中小企業が環境に配慮した経営に自主的、前向きに取り組めるよう、政府系金融機関の活用による資金面の援助や技術開発面等を支援する措置を講じられたい。さらに、各地域において中小企業の温暖化防止対策の取り組みや環境教育等の促進を図られたい。

Ⅴ 総合的まちづくりの推進と観光・地域産業の振興

1. 中心市街地活性化対策の拡充強化等

(1) 「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」の拡充強化

コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを実現するため、「都市機能の市街地集積」と「中心市街地のにぎわい回復」に一体的に取り組む地域を支援する「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」を拡充強化されたい。

(2) 「実効性確保診断・サポート事業」の拡充強化

TMO等が実施する中心市街地活性化に向けた取り組みを支援するため、地域のまちづくりプランや施設の運営手法などを総合的に診断し、中心市街地活性化対策の実効性を高めるための助言等を行う「実効性確保診断・サポート事業」を拡充強化されたい。

(3) 少子高齢化等に対応する事業の創設

商工会議所等が行う高齢者対応型アーケード等商業基盤施設等の整備を支援する「少子高齢化等対応中小商業活性化施設整備事業」(仮称)を創設されたい。また、商工会議所等が行う防犯施設や空き店舗を活用した保育サービス施設等の設置・運営を支援する「少子高齢化等対応中小商

業活性化支援事業」(仮称)を創設されたい。

(4) 人材支援事業の拡充強化

まちづくりのリーダーの育成や既存店舗の経営革新、商店街振興組合等の事務局の機能強化を図るため、まちづくりの中核となる人材の発掘・育成事業や、「中心市街地活性化アドバイザー派遣事業」、「商店街活性化シニア・アドバイザー派遣事業」、「商店街事務局強化アドバイザー派遣事業」を拡充強化されたい。

(5) 中小商業ビジネスモデル連携支援事業の運用改善等

中小事業者等が商工会議所等と連携して行う新たなビジネスモデルの開発を支援するため、「中小商業ビジネスモデル連携支援事業」の対象事業の拡大等改善を図られたい。また、TMOの活動状況に関する情報提供や、シンポジウム等の開催により、中心市街地活性化についての普及・啓発を強化されたい。

(6) 「暮らし・にぎわい再生事業」(仮称)等の創設・拡充

虫食い土地の集約、都市機能のまちなか立地および空きビルの再生等を総合的に支援する「暮らし・にぎわい再生事業」(仮称)や、幅広いまちづくり事業を行う民間事業者を機動的に支援する「暮らし・にぎわい再生ファンド事業」(仮称)の創設等を行われたい。

また、中心市街地におけるにぎわいを再生するとともに、まちなか居住等を促進するため、「まちづくり交付金」、「まち再生総合支援事業」、「街なか居住再生ファンド(基金)」などの拡充を図られたい。

(7) 「元気な地域づくり交付金」の拡充

都市と農山漁村の共生・対流を図るため、交流拠点・体験交流空間の整備や、都市部における交流・ふれあい活動などに必要な基盤整備等を行う「元気な地域づくり交付金」を拡充されたい。

(8) 中心市街地活性化法に基づく税制措置の拡充

地方自治体が「中心市街地活性化法」に基づき、商業基盤施設の固定資産税を軽減した場合に、減収分の一部を地方交付税交付金で補填する措置を延長するとともに、適用対象の拡大を図られたい。

また、「中心市街地活性化法」に基づき、商店街振興組合等が整備する一定の商業施設等に係る特別償却制度を2年間延長されたい。

(9) 中心市街地活性化のための税制措置等の創設・拡充

まちづくり3法の見直しに伴い、中心市街地の土地・建物の有効活用、住宅、事業所等の立地促進などを推進するため、中心市街地活性化に資する土地・建物等について、固定資産税、都市計画税、相続税、登録免許税、不動産取得税、所得税、法人税等の軽減措置や、金融支援措置等を図られたい。併せて、公共施設や商業施設等の生活に必要な都市機能を中心市街地に集約するための税制・金融措置等の拡充を図られたい。

なお、税制措置については、「平成18年度税制改正に関する要望」において別途要望する。

2. 「まちづくり推進法」(仮称)等、新まちづくり3法の制定等

コンパクトなまちづくりの実現に向けて、「まちづくり推進のための新たな枠組みの構築に関する要望」(平成17年7月5日、中小企業関係4団体)に盛り込まれた、①コンパクトなまちづくりの理念を確立し、まちづくり3法を運用する際の横串的な機能を担う「まちづくり推進法」(仮称)の制

定、②都市計画区域外であっても都市計画法の一定の網をかけることや、広域調整メカニズムの導入を含む都市計画法の抜本的改正、③大規模集客施設の立地が生活・社会・経済環境に及ぼす影響を事前に評価し、立地後もフォローアップする「大規模集客施設立地法」（仮称）の制定、④農振法・農地法の厳格な運用等、その趣旨の実現を図りたい。

3. 地域の観光振興に向けた施策の拡充強化

(1) 国際競争力のある観光地づくりの推進

地域における外国人観光客の増加、地域の経済活性化等を目的とした観光地域づくりの取り組みを支援する「観光地域づくり実践プラン」や、観光地の国際競争力向上に向け、活性化に取り組む民間の活動を支援する「観光ルネサンス事業」を拡充されたい。

また、地域の交流人口を増加させるサービス産業の創出に資する事業等を支援する「サービス産業創出支援事業」の拡充、特に集客交流サービス分野の支援を大幅に拡充されたい。さらに、団塊の世代などの都市住民の農山漁村との交流促進に向け、「グリーン・ツーリズム総合推進対策」を拡充されたい。

(2) 「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の高度化の推進

「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を官民一体となって強力に推進し、インバウンド振興のための戦略的な情報発信、今後のマーケット拡大が期待される中国をはじめ東アジア市場におけるキャンペーンを行うとともに、特に地方広域連携事業の重点的な拡充を行う等、施策の高度化を図りたい。

(3) 地域の観光振興に資する人材育成の推進

国際観光産業の中核を担う起業者・経営者の人材開発育成プログラムの開発、通訳案内士および地域限定通訳案内士制度の活用促進など「国際観光人材育成戦略プログラム」を策定するとともに、地域住民を対象とした「観光カリスマ塾」や「もてなし塾」の開催など、地域の観光振興に資する人材確保・育成策を積極的に支援されたい。

4. 地域産業振興策の拡充強化

(1) 「JAPANブランド育成支援事業」の拡充

地域資源を活かし、内外市場で通用するブランド力の育成・強化を目的とする「JAPANブランド育成支援事業」をさらに充実し、より有効に活用される仕組みを構築されたい。また、地域ブランドづくりの取り組みを推進する「地域ブランドアドバイザー・フォーラム事業」を拡充されたい。

(2) 地場産品・伝統的工芸品の販路拡大に対する支援措置の拡充

産地組合による地場産品等の需要開拓などの取り組みや伝統的工芸品産業の振興を図るため、「地場産業等活力強化事業」、「伝統的工芸品産業支援補助金」を拡充されたい。

また、食品、日本食の輸出拡大に向け、販路創出・拡大と効果的なPR手法を確立するため、「農林水産物等海外普及対策事業」と「農林水産物海外販路創出・拡大事業」を新たに実施されたい。

(3) 対日投資促進に対する支援措置の拡充等

対日投資を促進し、地方への外国企業立地を支援するとともに、地域間の産業交流を促進する

ため、日本貿易振興機構（JETRO）の「外国企業誘致地域支援事業」や「Local to Local 産業交流事業」の一層の拡充を図りたい。

Ⅵ グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

1. 経済連携協定の積極的展開

今後わが国が、東アジアにおける財・人・資本などの自由な流れを確保するため、政治の強いリーダーシップを発揮し、質の高い経済連携協定（EPA）を、戦略的に、かつ、スピード感をもって拡大されたい。さらに、知的財産等の法制度整備や、通関システム等の貿易インフラ、日本語教育などの分野において、経済連携協定と政府開発援助（ODA）との機動的な連携を図るとともに、中小企業分野での協力を含めた包括的な協定とされたい。

なお、各国とのEPAの締結に当たっては、特惠原産地証明書の発給ならびに中小企業等への普及浸透について、商工会議所の経験とノウハウの十分な活用を図りたい。

2. 東アジア等へ進出する中小企業への支援の拡充強化

東アジアやアセアン等への進出を図ろうとする中小企業に対して、現地の投資・経営環境に関する情報提供、在外日本人商工会議所や日本貿易振興機構（JETRO）など関係機関による相談、低利の融資制度など、各種支援をさらに拡充強化するとともに、それらの措置が有効に活用されるよう一層の周知に努められたい。

3. 中小企業の輸出振興のための支援の拡充強化

輸出取引を図ろうとする中小企業に対して、現地市場等に関する情報提供、日本貿易振興機構（JETRO）など関係機関の専門家等による相談指導、海外見本市への出展助成など、各種支援をさらに拡充強化するとともに、それらの措置が有効に活用されるよう一層の周知に努められたい。

Ⅶ 中小企業の人材育成支援等

1. 若年者を中心とする人材育成・就業促進対策の強化

若年者の高失業率ならびにフリーターの増大は、適切なキャリアの形成を妨げ、ひいては日本の経済活力を低下させかねないことから、教育・雇用・産業に係る政策連携の強化、人材育成への政策資源の重点的投入とその効率的な活用を図られたい。

（1）新たな人材育成システムの整備

若者・フリーターや中小企業の従業員等が、就職・仕事に役立つ知識、ビジネススキルを、eラーニングにより手軽に学べる機会を提供する「草の根eラーニング事業」について、中小企業の人材育成ニーズを踏まえた新たな学習コンテンツを開発・提供するとともに、商工会議所等を活用して学習拠点を拡充するなど事業の普及・推進を図られたい。

また、若年者等が自らのキャリアプランに基づき、職業訓練、能力開発の機会をより活用しやすくするとともに、これを支援するため、「バウチャー制度」の導入を図られたい。

（2）雇用のミスマッチの解消

① 中小企業の人材確保・育成支援

団塊世代が大量に定年退職を迎える平成19年を控えベテランが持つものづくりに関する

技術やノウハウの継承が次世代に円滑に行われるとともに、若年者の雇用情勢のさらなる改善を図るため、教育・雇用・産業に係る政策連携の強化を通じて、中小企業における若年人材の確保や社内人材の育成、特に、中小企業の魅力を若者に効果的に発信し、中小企業への就職を促進するための取り組みを推進されたい。

② ジョブカフェを通じた若年者の人材育成・就業促進

全国各地でジョブカフェ事業が展開されているが、地域の人材育成と就業促進を図るためには、中小企業に対する若年者の理解と関心を深めることが不可欠であることから、地域の特性を把握している商工会議所等をより積極的に活用するなどさらに拡充強化し、地域や産業界に有効に活用される仕組みを構築されたい。

③ 産業界が求める人材、能力スキルについての情報提供

労働者の主体的な能力開発や企業の人材育成投資、離職者の能力転換・向上に資するよう、人材ニーズ調査の結果等を踏まえて、産業界が求める人材、能力・スキルについて分析し、広く情報を提供されたい。

④ トライアル雇用・紹介予定派遣制度の拡充

若年者の就業促進やミスマッチの解消に有効なトライアル雇用、紹介予定派遣などの仕組みについて、中小企業による活用を促進するため、実施期間の延長や対象の拡大など制度を拡充するとともに、あらゆる機会を通じて制度の周知広報を図られたい。

(3) キャリア教育・職業教育の推進

インターンシップや日本版デュアルシステムなどの制度は、若年者の就業意識の醸成やミスマッチの解消、中小企業の役割、意義についての理解を深める仕組みとして企業側の期待も高いが、関係府省相互の十分な連携が取られていないため、企業や学校など事業に取り組む現場では、真に実効性のある仕組みづくりに非常に苦心しており、結果として実効性があがっていないケースもみられる。

特に現場レベルでの省庁の壁を越えた政策連携を強化し、政府一体となって、キャリア教育・職業教育の推進に取り組まれたい。

(4) 産学連携による人材の育成

ものづくりのベテランの技やノウハウの若い世代への伝承について、地域の中小企業を含めた産業界と大学等の教育機関が協力して取り組めるよう施策を推進されたい。また、IT、サービス、MOT（技術経営）等の専門分野の人材について、大学等が産業界から求められる能力・スキルの体系化とカリキュラム・教材等の開発を行う取り組みを支援されたい。

(5) 高年齢者雇用の支援

65歳までの雇用を平成25年までに段階的に確保するため、現在、企業においては、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保のための準備が進められている。こうした動きを支援するため、高齢者雇用に関する様々な助成金制度について、手続きの簡素化など制度の改善を実施されたい。

2. 少子化時代に対応した経営への支援

仕事と育児を両立できる職場環境作り等、少子化に対応した経営を行っている中小企業の調査・分析、先進事例の普及・広報等により中小企業の少子化対策を促進されたい。

3. 雇用保険制度の事業再構築を含めた抜本的改革

雇用保険制度は、産業構造の変化や就業形態の多様化、少子高齢化などの環境変化の中でも、持続的かつ安定的に運営できるよう、給付と負担のあり方を抜本的に見直し、制度を再構築することが重要である。

特に、事業主が保険料を全額負担する雇用保険三事業については、施策ごとに数値目標を設定し評価することになったが、本来の使命である雇用安定、雇用福祉、能力開発の達成に有効に機能しているかどうかが判然としないため、徹底的な評価を行い、廃止を含めそのあり方について抜本的な見直しを行われたい。

雇用保険制度の見直しについては、年金・医療などの社会保障負担増大に伴う企業の国際競争力低下も懸念されるため、税制や他の社会保障制度全体の改革を進める中で一体的に検討すべきである。なお、今後必要となる雇用対策の追加的コストの手当てについては、雇用保険料率の安易な引き上げによるべきではない。

4. 外国人労働者の受け入れの大幅拡大および外国人研修・技能実習制度の運用緩和・拡充等

(1) 外国人労働者の受け入れ拡大

国際競争の激化および少子高齢化社会の中で、わが国の経済・産業の活力を再び活性化させ、持続的な成長を維持していくため、外国人労働者受け入れは重要な戦略であり、以下の点を中心に推進されたい。

①高度人材外国人労働者

知識・技能を有する優れた高度人材外国人労働者について、在留資格認定要件の緩和や在留期間延長など制度の見直し、手続きの合理化・簡素化を行われたい。また、経済連携協定（EPA）に向けた政府間協議において、看護師、介護士等の日本での受け入れ緩和について、日本語および専門分野での能力確保を前提に、受け入れの道を開くべきである。

②単純労働者

今後、労働力不足が予想される製造、建設、林業、観光、看護・介護、メイドなど、わが国の経済社会や国民生活にとって不可欠な産業分野において、一定の管理の下に外国人単純労働者を受け入れる制度を創設されたい。仮に、すぐさま全国一律の制度として導入することが著しく困難であるならば、まずは構造改革特区制度を利用して、台湾方式による受け入れ制度の導入を検討されたい。

(2) 外国人研修・技能研修実習制度の運用緩和・拡充

外国人研修・技能実習制度に関して、成果が一定水準を満たしている場合の再研修・技能実習の制度化、受け入れ人数枠の拡大や、技能実習移行対象業種の拡大、研修中の夜間を含むシフト勤務の許可、受け入れ手続きの簡素化・迅速化等、近隣諸国や国内企業のニーズに沿った運用緩和・拡充を図られたい。特に、構造改革特区における受け入れ人数枠の規制緩和措置について、その効果を検証し、早急に全国的な規制緩和に踏み切ることが望まれる。

5. 産業別最低賃金の廃止および地域別最低賃金の引き下げ

産業別最低賃金は、地域別最低賃金が定着をみた中で、屋上屋を重ねることになっているので廃止されたい。また、中小企業を取り巻く依然として厳しい経済情勢に鑑み、地域別最低賃金は引き

下げられたい。

6. 適格退職年金制度からの円滑な移行促進等企業年金制度に対する一層の支援

多くの中小企業では、適格退職年金制度に加入しているが、平成 24 年 3 月末までに廃止し、他の制度に移行しなければならないことから、経営に及ぼす影響が大きい。このため、中小企業が複雑な制度移行を円滑・適切に進めることができるように、適格退職年金制度からの移行に係る中小企業対策を強力に推進するとともに、そのために必要な予算措置を講じられたい。

また、中小企業にとって最適な企業年金制度を構築しやすいものとするため、その選択肢を拡大する観点から、適格退職年金制度からの移行対象に「特定退職金共済制度」を新たに認める支援措置を講じられたい。

さらに、特別法人税を直ちに撤廃するとともに、平成 18 年度に確定拠出年金法等の見直しの時期を迎えることを踏まえ、確定拠出年金の拠出限度額の一段の引き上げおよびマッチング拠出の認可をはじめ、厚生年金基金等他の企業年金制度との関係を勘案し、中小企業が一層利用しやすい制度となるように抜本的な見直しを図られたい。

以 上

別 紙

平成 18 年度小規模事業者に関する主要個別要望事項

三位一体改革が進展する中で、小規模事業者対策が大きく後退し、各地商工会議所等における地域小規模事業者のための相談指導体制が、弱体化していくことがないよう、国および都道府県にはそれぞれ責任を持って、次の 2 点について、十分な政策的配慮をお願いしたい。

- (1) 小規模事業者の経営改善普及事業等の従前通りの実施、および、そのための平成 18 年度小規模事業者対策予算概算要求額の満額確保。
- (2) 小規模事業者への相談指導事業の人的体制が後退することのないよう、経営指導員等補助対象職員の人件費の確保。

なお、特に実現を要望する小規模事業者に関する主要な個別事項は、以下の通りである。

(1) 経営改善普及事業

4,170,195 千円

消費者ニーズの高度化・多様化、技術革新、情報化、国際化の進展など、小規模事業者を取り巻く環境は大きく変化している。こうした状況を踏まえ、引き続き全国の商工会議所等に経営指導員等を配置し、相談に対するきめ細かい対応や、ニーズに応じた専門家の派遣などを実施し、小規模

事業者の経営改善を支援されたい。

さらに、小規模事業者の人材育成、新事業展開、全国的な販路拡大など、小規模事業者の経営革新に向けた取り組みを支援されたい。

また、経営改善普及事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、引き続き全国団体等を通じた支援をされたい。

(2) 創業人材育成事業 (創業塾等)

1,630,295 千円

創業・新事業展開等を促進するため、全国の商工会議所等において「創業塾」・「経営革新塾」を開催し、創業のための実践的な能力の修得や、新事業展開等に必要な経営戦略等の知識・ノウハウの体得を支援されたい。

(3) 小規模事業者新事業全国展開支援

1,007,320 千円

地域経済の活性化のためには、地域の小規模事業者が全国規模の市場へ向けた事業展開を行うことが重要である。しかし、消費者ニーズはますます高度化・多様化しており、これらのニーズを的確に踏まえた製品作りなどを行うことが重要である。

このため、全国団体等と各地の商工会議所等が連携し、小規模事業者による全国規模のマーケットを狙った新事業展開に対する支援事業を実施されたい。

(4) 全国統一演習研修事業

113,767 千円

小規模事業者の高度化・多様化するニーズに対応し、創業、経営革新につながる提案型指導を一層充実させるため、商工会議所等に配置された経営指導員の専門化や一層の資質の向上を図ることが緊急の課題であるが、そのためには、抜本的な対策が必要である。

このような状況を鑑み、全国統一のカリキュラムによるインターネット上での能力開発システムをさらに改善し、全国の商工会議所等の経営指導員を対象にした研修を強化されたい。

(5) 経営安定特別相談事業

215,902 千円

全国の主要商工会議所等に「経営安定特別相談室」を設置して倒産の危機に直面した中小企業者からの相談に応じる体制を整備し、経営的に見込みのあるものについては関係機関等の協力を得て再建の方策を講じ、見込みのないものについては円滑な整理を図ることにより、中小企業の倒産に伴う社会的混乱を未然に防止することを支援されたい。

(6) JAPANブランド育成支援事業

1,110,078 千円

地域には、技術、ノウハウ、伝統、文化など、特色ある資源が多数存在しており、こうした資源を活用することにより、世界市場でも通用する製品・サービスの開拓が可能であり、そのためには、地域の事業者が協働して消費者ニーズを踏まえた製品開発と積極的な情報発信を行いブランド力の育成・強化を図ることが重要である。

このため、商工会議所等が主体となって、地域の中小零細企業をコーディネートしつつ、ブランド力を育成・強化し、新事業にチャレンジしていく先進的な取り組みについて重点的に支援されたい。

(7) 小企業等経営改善資金融資補給金(マル経)

3,800,000 千円

中小企業のうち特に小規模企業者は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいべき金融確保の面で極めて困難な立場に置かれている。

小企業等経営改善資金融資制度は、こうした状況に鑑み、商工会議所等の経営指導員による経営指導を通じて、国民生活金融公庫が無担保・無保証人で融資を行い、もって小規模企業者の経営の改善を図るべく、昭和48年に制定されたものであるが、制度の円滑な運営のために国民生活金融公庫に対し、財政措置を講じられたい。

(8) 小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金

320,000 千円

担保や資金調達力が脆弱である小規模企業者等の設備導入を支援するため、都道府県の貸与機関が有利な条件で割賦販売やリースを行う設備貸与事業を実施し、小規模企業者等の創業および経営基盤の強化に必要な設備導入の促進を図られたい。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党、全国知事会、各都道府県知事

<実現状況>

I 創業促進と経営革新など中小企業の成長支援

1. 創業・経営革新等の総合的支援

(1) 創業・第二創業(経営革新)支援策の拡充強化

○「平成18年度中小企業関係施策に関する要望(平成17年6月)」参照。

(2) スタートアップ期の創業者に対するフォローアップ事業の創設

○「平成18年度中小企業関係施策に関する要望(平成17年6月)」参照。

(3) シニアアドバイザー事業の拡充強化

○平成18年度政府予算においてシニアアドバイザー事業が拡充された。

18年度予算額 18.0 億円 (17年度 12.0 億円)

・18年度 180 箇所 (17年度 120 箇所)

2. 中小企業の成長支援とものづくり力強化

(1) 高度部材・基盤産業を支える中小企業への支援

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望 (平成 17 年 6 月)」参照。

(2) 中小企業新事業活動促進法による支援体制の強化

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望 (平成 17 年 6 月)」参照。

(3) 技術開発の支援促進と S B I R の支出目標額の一層の増額

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望 (平成 17 年 6 月)」参照。

(4) 企業等 O B 人材活用推進事業の拡充

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望 (平成 17 年 6 月)」参照。

(5) 中小企業の I T 化支援策の総合的推進

① 電子行政手続き普及への利用者インセンティブの付与

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望 (平成 17 年 6 月)」参照。

② デジタルデバインド (情報格差) の解消

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望 (平成 17 年 6 月)」参照。

③ ブリッジ認証局に接続している電子証明書の共通利用および電子手続きシステムの共通化

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望 (平成 17 年 6 月)」参照。

(6) 新会社法の施行に向けた周知活動等の実施

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望 (平成 17 年 6 月)」参照。

(7) A D R (裁判外紛争解決手続) 制度の活用

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望 (平成 17 年 6 月)」参照。

(8) 中小企業における円滑な知的財産権の取得等のための環境整備

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望 (平成 17 年 6 月)」参照。

○「知的財産推進計画 2005」に基づき、知的財産の活用課題を有する中小企業のため、知財の活用ノウハウや問題解決の相談窓口を整備するとともに、知財活用セミナーを開催する「中小企業知的財産啓発普及事業」(1 億円)を平成 18 年度に実施する。

(9) 「中小企業の会計に関する指針」の普及浸透

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望 (平成 17 年 6 月)」参照。

(10) 下請取引の適正化と下請事業者への配慮

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望 (平成 17 年 6 月)」参照。

(11) 成長中小企業を対象とした出資事業の拡充

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望 (平成 17 年 6 月)」参照。

II 金融セーフティネットの整備・充実と中小企業の再生

1. 景気動向に十分配慮した金融政策の展開

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望 (平成 17 年 6 月)」参照。

2. セーフティネットなど金融対策の充実

(1) 金融セーフティネットの充実・多様化

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

(2) 中小企業金融の円滑化

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

(3) 政府系金融機関の機能強化

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

(4) 金融検査マニュアル別冊の周知および弾力的な運用

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

(5) 小企業等経営改善資金（マル経）の充実

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

(6) 倒産防止共済制度の共済金貸付限度額の引き上げ等

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

3. 中小企業の再生の促進

(1) 中小企業再生支援協議会の機能強化

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

(2) 再生ファンドの設立促進

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

Ⅲ 小規模事業者対策推進のための万全な予算措置

(1) 小規模事業者の経営改善普及事業等の従前通りの実施のため、平成 18 年度小規模事業者対策予算<概算要求額>の満額確保

○小規模企業等活性化補助金（商工会議所・商工会・商工会県連向け補助金）については三位一体改革により全てが都道府県に移譲された（17 年度 104 億円）

(2) 小規模事業者への相談指導事業の人的体制が後退することのないよう、経営指導員等補助対象職員の人件費の確保。

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

Ⅳ 「環境税」の導入反対と温暖化防止対策支援措置の拡充

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

Ⅴ 総合的まちづくりの推進と観光・地域産業の振興

1. 中心市街地活性化対策の拡充強化等

(1) 「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」の拡充強化

○経済産業省および中小企業庁は18年度、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」に一体的に取り組む地域（中心市街地）が行う商業活性化事業に対して支援する「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」を大幅に拡充して59.1億円を予算化（17年度41.0億円）。さらに18年度から新たに「中心市街地活性化協議会」の事務局経費に対する支援が盛り込まれた。

(2) 「実効性確保診断・サポート事業」の拡充強化

○中小企業庁は18年度、中小企業基盤整備機構の専門的ノウハウを活用し総合的に診断・助言を行うとともに、これらのノウハウや成功事例等を広く普及することで、全国の中心市街地におけるタウン・マネジメント活動のバックアップを図る「実行性確保診断・サポート事業」として5.2億円を予算化（17年度5.2億円）。

(3) 少子高齢化等に対応する事業の創設

○中小企業庁は18年度、中心市街地以外の地域において、商工会議所等が一体となって行う少子高齢化、環境保全、安全・安心・防犯・防災等の国家政策的課題と調和した商業活性化への取組みに対して支援する「少子高齢化等対応中小商業活性化事業」として28.9億円を予算化（新規）。

(4) 人材支援事業の拡充強化

○中小企業庁は18年度、商業者、商店街等による中小小売商業活性化に資する取組みを支援するため、商業機能強化に有為なアドバイザーを派遣する「中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業」として1.4億円を予算化（17年度1.4億円）するとともに、大手小売業のOB人材を新たに登録し、派遣登録者の充実を図る。また、「商業活性化アドバイザー派遣事業」、「商店街事務局強化アドバイザー派遣事業」合計で、0.2億円を予算化（17年度0.2億円）。

(5) 中小商業ビジネスモデル連携支援事業の運用改善等

○中小企業庁は18年度、中小商業者等が商工会議所・商工会と連携して行う調査研究事業で、全国的な波及効果が期待される先進的なビジネスモデルの開発・普及事業を支援する「中小商業ビジネスモデル連携支援事業」として1.9億円を予算化（17年度2.6億円）。

(6) 「暮らし・にぎわい再生事業」（仮称）等の創設・拡充

○国土交通省は18年度、中心市街地の再生を図るため、新たに意欲のある地区を選定し、空きビルの再生並びにこれに関連する賑わい空間施設整備や計画作成・コーディネートに要する費用について総合的に支援する「暮らし・にぎわい再生事業」として90億円を予算化（新規）。

○国土交通省は18年度、まちなか居住等を促進するため、「まちづくり交付金」を大幅に拡充し、2,380億円を予算化（17年度1,903億円）するとともに、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づく事業を行う地区について、交付限度額における市町村の提案事業枠を1割→2割に拡大。

○国土交通省は18年度、市町村が定める都市再生整備計画の区域内で民間事業者が実施する都市開発事業に対して、民間都市開発機構が資本を拠出することによって立ち上げ支援する「まち再生出資業務」として60億円を予算化（17年度120億円）。

また、同出資業務や参加業務等について、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内で一定の要件を満たす場合などの際の要件を緩和。

○国土交通省は18年度、中心市街地等で行われる民間の多様な住宅等の整備事業を主な目的として設立される会社に対して出資を行う「街なか居住再生ファンド」として25億円を予算化（17年度25億円）。

○国土交通省は18年度、中心市街地における優良な共同住宅を供給する「中心市街地共同住宅供給事業」を創設（52億円の内数、新規）。

(7) 「元気な地域づくり交付金」の拡充

○農林水産省は18年度、都市・農山漁村の共生・対流促進を図るため、都市住民が田舎とふれあう機会の拡大（都市住民に対する各種メディアを活用した情報発信、都市部での交流フェアの開催）や、

団塊の世代など都市住民の交流と定住の促進などを図る「元気な地域づくり交付金」を予算化。(415億円の内数、17年度466億円の内数)

(8) 中心市街地活性化法に基づく税制措置の拡充

18年度税制改正において、以下の措置を行う。

- 18年度、改正中心市街地活性化法に規定する認定中小小売商業高度化事業、認定特定商業施設等整備事業により商業基盤施設を設置した事業者に対し、地方公共団体が条例を定めて不動産取得税、固定資産税の軽減を行った場合に、減収分の一部を国が地方交付税交付金で補てんする。なお、適用対象の拡大については、検討中。
- 18年度、改正中心市街地活性化法に規定する認定中小小売商業高度化事業に協力する形で、空き店舗を活用し、テナントの出店管理に努力する地権者等の自主協定などの取組が、土地等の財産評価に適切に反映されるよう、改正中心市街地活性化法および事業計画等の概要・制度等を財産評価に当たる行政担当者に周知する措置を講じる。
- 18年度、改正中心市街地活性化法に規定する認定中小小売商業高度化事業の用に供するために土地を譲渡した場合、当該土地の譲渡所得の1,500万円を特別控除する措置を講じる。
- 中心市街地活性化法に基づき整備される商業施設の特別償却制度の延長については実現せず。

(9) 中心市街地活性化のための税制措置等の創設・拡充

18年度税制改正において以下の措置を行う。

- 地上階数4以上の中高層耐火建築物を建築する等、一定の事業の用に供するため、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内に所有する資産を譲渡した場合の譲渡所得につき、所得税・個人住民税20%→14%の軽減税率、法人税5%重課の適用除外を行う。
- 中心市街地への誘致を推進するため、市町村が作成し、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域外から区域内への土地・建物等の買換えにつき、所得税・法人税の課税繰延80%を行う。
- 地上階数4以上の中高層耐火建築物を建築する等、一定の事業の用に供するために土地等を譲渡し、当該事業等により建築された建築物等を取得する場合について、課税繰延(法人税80%)を適用する措置を5年間延長する(所得税100%は恒久措置)とともに、適用対象地域を国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内に見直す。
- 国が認定した基本計画により定められた一定の中心市街地の区域内で行われる土地区画整理事業において、同意保留地制度の対象施設に住宅等を追加し、現行と同様の税制上の措置(所得税・法人税は保留地の対価に対する1,500万円控除、不動産取得税は施行者が取得する同意保留地の非課税)を講ずる。
- 国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内において、地権者が土地の整形・集約化に資する認定事業用地適正化計画に基づく土地交換を行った場合の譲渡所得等につき、以下の特例措置を講じる。
 - 1) 所得税(100%)・法人税(100%)の課税繰延
 - 2) 不動産取得税の課税標準控除(土地1/10)
- 優良な賃貸住宅の建設事業を実施する者に対する特例を創設する(割増償却:所得税・法人税5年間3.6割増(耐用年数35年以上は5割増))。
- 優良な住宅の建設事業に土地等を譲渡する者に対する特例を創設する(課税繰延:所得税・法人税100%)。

2. 「まちづくり推進法」(仮称)等、新まちづくり3法の制定等

(第164回通常国会で審議中の中心市街地活性化法改正案)

- 基本理念について「中心市街地の活性化は、中心市街地が地域住民等の生活と交流の場であることを踏まえつつ、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図ることを基本とし、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、行われなければならない。」と定められている。
- 内閣に中心市街地活性化本部を設置。本部が基本方針案作成し、内閣総理大臣はこれを閣議で決定する。市町村は基本方針に則って基本計画を作成するが、この基本計画には内閣総理大臣の認定が必要となる。
- 市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画に基づいた中心市街地活性化事業に必要な事項などを協議するため新たに設立される中心市街地活性化協議会を法制化する。本協議会は、①まちづくり会社または中心市街地整備推進機構等と、②商工会議所または商工会等のうちからそれぞれ1団体以上が共同して作るが、この他に自治体や地権者にも参加を求めることができる。また、国は協議会が協議して進める認定基本計画に基づいた特定民間中心市街地活性化事業に対して、選択と集中の観点から積極的な支援を行う。
- 中心市街地活性化法は、公布後3ヵ月以内の政令で定める日から施行予定。

(第164回通常国会で審議中の都市計画法改正案)

- 非線引き都市計画区域、準都市計画区域の白地において、床面積1万㎡超の店舗、映画館などの大規模集客施設は原則、立地できないこととなる。立地する場合は、用途地域の指定、または用途を緩和するための地区計画制度を活用することが必要。また、広域調整の強化のため、都道府県知事が市町村の都市計画決定等に対する協議同意を行う際や準都市計画区域を指定する際に、関係市町村から意見を聴取できることとした。
- 改正都市計画法は、公布後、段階的に施行され、1年6箇月以内の政令で定める日から全面施行の予定。

(大店立地法関係)

- 「大規模集客施設立地法」(仮称)の制定は実現せず。しかし、改正中心市街地活性化法において、認定中心市街地の場合、「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」を指定することにより大店立地法に基づく届出が不要となる。また、認定中心市街地以外の区域であっても、「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」を指定すれば手続きが簡素化される。
- 商業施設に加え、サービス施設についても対象となるよう大店立地法第4条1項に基づく指針の改定を行う。さらに、退店時の対応など業界が自主的に社会的責任を果たすよう、中心市街地活性化法の事業者の責務規定を受けて、経済産業省が関連業界団体に対し業界ガイドラインの作成などを強力に指導する。

3. 地域の観光振興に向けた施策の拡充強化

(1) 国際競争力のある観光地づくりの推進

- 「平成18年度中小企業関係施策に関する要望(平成17年6月)」参照。

(2) 「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の高度化の推進

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

（3）地域の観光振興に資する人材育成の推進

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

4. 地域産業振興策の拡充強化

（1）「JAPANブランド育成支援事業」の拡充

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

（2）地場産品・伝統的工芸品の販路拡大に対する支援措置の拡充

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

○農林水産省は、18 年度、輸出を始めようとする民間団体等を対象に、展示・商談会での販路創出、海外百貨店等での通年型販売、これらに併せた試食会やセミナー等を実施する「農林水産物海外販路創出・拡大事業」に 4.3 億円、「農林水産物等海外普及対策事業」には 1 億円を予算化。

○農林水産省は、18 年度、食品小売業者や商工会議所、商店街振興組合などが生産者・産地と連携して行う地域農水産物の付加価値を高めるための商品開発などの事業を支援する「食品流通高付加価値モデル推進事業に係る地産地消モデル事業」を拡充して実施する。

○農林水産省は、18 年度、食料産業クラスター事業を拡充。地域伝統食品ブランド定着推進費により地域伝統食品のブランド化に向けた掘り起こしおよび品目ごとの基準策定等を支援する。また、地域食品ブランド高度化支援費を拡充。地域ブランド保護のための知財活用ガイドラインの作成、知財活用のための人材支援、特色ある地域食品の製法の確立・規格化の普及推進、食品の機能性を活用した地域食品開発の技術支援等を実施する。

（3）対日投資促進に対する支援措置の拡充等

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

Ⅵ グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

1. 経済連携協定の積極的展開

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

2. 東アジア等へ進出する中小企業への支援の拡充強化

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

3. 中小企業の輸出振興のための支援の拡充強化

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

Ⅶ 中小企業の人材育成支援等

1. 若年者を中心とする人材育成・就業促進対策の強化

（1）新たな人材育成システムの整備

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

（2）雇用のミスマッチの解消

①中小企業の人材確保・育成支援

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

② ジョブカフェを通じた若年者の人材育成・就業促進

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

③ 産業界が求める人材、能力スキルについての情報提供

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

④ トライアル雇用・紹介予定派遣制度の拡充

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

(3) キャリア教育・職業教育の推進

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

(4) 産学連携による人材の育成

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

(5) 高齢者雇用の支援

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

2. 少子化時代に対応した経営への支援

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

3. 雇用保険制度の事業再構築を含めた抜本的改革

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

4. 外国人労働者の受け入れの大幅拡大および外国人研修・技能実習制度の運用緩和・拡充等

(1) 外国人労働者の受け入れ拡大

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

① 高度人材外国人労働者

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

② 単純労働者

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

(2) 外国人研修・技能研修実習制度の運用緩和・拡充

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

5. 産業別最低賃金の廃止および地域別最低賃金の引き下げ

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

6. 適格退職年金制度からの円滑な移行促進等企業年金制度に対する一層の支援

○「平成 18 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 17 年 6 月）」参照。

2 1 . 平成 1 8 年度税制改正に関する要望

平成 17 年 9 月 14 日

日 本 商 工 会 議 所

わが国経済社会は、持続的な成長・発展を遂げることができるかどうか、現在、大きな岐路に差し掛かっている。景気は全体として明るさが広がりつつあるものの、原油価格の高騰をはじめ原材料価格の上昇や米国、アジア諸国の経済動向など、先行き不透明感が増している。個人消費や雇用についても、経済指標に回復の兆しが見られるとは言え、確固たる足取りを示しているとは言いがたく、むしろ、社会保険料の引き上げや定率減税の縮減などの制度改定に伴う国民の負担増により、今後、個人消費が冷え込むことも懸念される。

しかしながら、これまでの政府内の議論や国会等における審議においては、国・地方の厳しい財政状況を背景として、財政再建のための歳入増の議論ばかりが先行している。昨年末にとりまとめられた平成 17 年度与党税制改正大綱においては、平成 19 年度を目途に、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現することが明記され、政府の税制調査会も本年 6 月に、個人所得課税の増税を柱とした論点整理をとりまとめた。

国民の負担増は、経済活力のみならず、景気に少なからず悪影響を与える。一方、経済が拡大すれば、税収増も期待できる。現に、平成 16 年度の国税収入は、景気回復により法人税収が当初予算比で 2 兆円以上増え、所得税や消費税の税収も当初予算を上回る実績を示している。もちろん、財政再建は重要な政策課題であるが、経済成長の芽を摘んでしまっては元も子もない。景気回復とデフレからの脱却を最優先し、経済の持続的な成長を図っていくことが、結局は財政再建への近道である。景気がようやく上向きかけようとした段階で、消費税や社会保険料の引き上げなどにより国民に負担増を求めた 1997 年と同じ轍を踏んではならない。

もとより、財政再建にあたっては、まずは歳出削減を図ることが必要不可欠である。わが国は、本格的な人口減少・高齢化時代を迎え、今のままの歳出構造を維持できないことは明らかである。しかし、新たな負担を求める前に、国および地方が自ら襟を正し、聖域を設けない歳出削減をはじめ徹底した行財政改革を断行して、身の丈にあった歳出規模へ転換していく必要がある。

特に、今後の財政に影響を及ぼす社会保障制度については、年金、介護、医療といった個別制度ごとの改革による保険料や自己負担の引き上げなどで、国民や企業に負担を強いるのではなく、給付水準の引き下げを含めた整合性のとれた社会保障制度全体の抜本改革を行う必要がある。その際、持続可能な社会保障制度の構築には、経済活力の維持・向上が不可欠であることから、国民や企業の負担能力を踏まえ、納得して負担できる水準として、潜在的国民負担率を 50%程度に止めるべきである。

また、公務員数についても、「小さな政府」に立脚して業務の要・不要を厳しく見直し、あわせて、市場化テストなど民間開放や規制改革を推進し、今後 5 年間で国・地方それぞれ 10%を大幅に上回る純減を実現するとともに、地方公務員給与の地域の官民格差是正等により、総人件費を大幅に削減す

べきである。こうした改革をせずして、新たな負担を求めようとしても、納税者である国民や企業の理解を得ることは到底できない。

財政再建は、わが国経済が順調であって、はじめて達成可能となる。2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化の達成にこだわるあまり、わが国経済社会の安定的な成長・発展を損ねてはならない。

一方、わが国経済の発展のためには、今後とも企業の経営基盤の強化や国際競争力の向上、地域経済の再生を図ることが必要である。そのためには、特に、企業数の99.7%、雇用者数の70%を占め、わが国の産業や雇用を創出してきた中小企業が、今後とも成長力の源泉として大きな役割を果たすことが求められる。中小企業の自助努力による技術革新や生産性向上を前提としつつも、支援策の拡充や税制面でのサポートを通じて、挑戦する意欲と能力のある中小企業が自らのダイナミズムとバイタリティを存分に発揮できる環境の整備を図ることが不可欠である。

以上の観点を踏まえ、日本商工会議所では、平成18年度税制改正にあたり、以下の事項の実現を強く要望するものである。

I. 重点要望項目

1. 新たな事業承継税制の確立

わが国の相続税の課税理念には、経営の承継による事業の継続という観点が欠落しており、事業用資産について一般の財産とは区別なく課税が行われる。事業用資産は、企業が継続的に活動していくための基盤であり、一般の財産とは性格を異にするものである。そこに課税することは、経営の承継による事業の継続を阻害し、長年培われてきた経営ノウハウや技術、さらには雇用機会の喪失を招くなど、わが国経済にとって大きなマイナスである。

一方、諸外国における相続税制について、欧州では近年、事業の継続性に着目した制度改正が行われており、米国においても、2010年までに相続税を段階的に廃止することとしている。また、アジア諸国においては、一部の国を除き、そもそも相続税制自体が存在していない。これに対し、わが国の中小企業は事業承継にあたり、極めて高い相続税負担をしなければならず、こうした事態を是正しなければ、わが国中小企業の国際競争力の維持・強化は困難となる。

このため、事業用資産については本来、非課税とすべきであるが、まずは欧州諸国の例に見られるように、5年程度の事業継続を前提に課税対象額の5割を控除するといった制度を創設するなど、包括的な事業承継税制を確立すべきである。

あわせて、取引相場のない株式の物納について物納基準の緩和による相続税の納税環境の円滑化や取引相場のない株式の評価方法の改善、種類株式の評価方法の明確化、相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件の引き下げなど、事業承継円滑化のための税制措置を講じるべきである（詳細は別紙「平成18年度事業承継円滑化のための税制措置に関する要望」を参照）。

2. 中小企業関係税制の是正・拡充

わが国の中小企業は、脆弱な経営基盤の中で、バブル崩壊後の厳しい構造変化の波に洗われながらも、地域経済の安定化と再生、振興に極めて大きな役割を果たしてきた。今後も新事業創出、新分野への進出や、研究開発の促進、知的財産の戦略的活用、人材の育成等を通じて真摯に経営革新に取り

組む意欲的な中小企業の存在は、わが国経済の再生、雇用の維持にとって、必要不可欠なものであると言える。

しかしながら、長引くデフレ経済のもと、中小企業をめぐる経営環境は依然として厳しく、また、今後、経済のグローバル化、海外との経済連携の推進に伴い、中小企業は、内外市場において大変厳しい環境に直面することになる。

もちろん、中小企業自身が、経営基盤を強化し、競争力の向上を図るため、一層の経営努力を積み重ねることが必要であるが、こうした中小企業のために、国においても万全な支援策を講じる必要がある。特に現行の税制を見る限り、中小企業の経営基盤の強化を図るには不十分であり、それどころか、むしろ経営努力を阻害する要素が依然として残されたままになっている。

わが国の大宗を占める中小企業の存在の重要性を改めて認識し、中小企業の活力を強化する観点からの税制改正を講じることが必要である。

(1) 中小同族会社に対する留保金課税の廃止

同族会社の留保金課税制度は、法人税と所得税の税率の違いによる税負担の格差是正、および同族会社における恣意的な内部留保を防止するため、配当支出を促進するために設けられた措置である。しかし累次の税制改正により法人税率と所得税最高税率との格差は大幅に縮小されており、個人事業者と同族会社との間の負担の公平を図るという留保金課税の存在意義は、もはや失われたものと言える。また、同族会社と非同族会社の内部留保率の差も5%程度しかなく、同族会社が過大な内部留保を行っているとは言いがたい。

むしろ、もともと自己資本が少なく、資金調達を金融機関に依存している中小企業にとって、新規の設備投資、研究開発や経営基盤の強化を図るためには、内部留保の拡充が極めて重要であり、留保金に対する課税は、企業の内部留保の充実を阻害する一因となっている。また、わが国の留保金課税制度は、所得や留保金の性格にかかわらず一律に課税されるという点で、諸外国にも見られない制度であり、わが国の中小企業の国際競争力を阻害する要因の一つになっている。

したがって、中小同族会社に対する留保金課税については直ちに全面的に廃止すべきである。

(2) 中小企業の研究開発や設備投資の促進のための税制措置の延長

中小企業が厳しい競争に勝ち抜いていくためには生産性の向上を図ることが不可欠であるが、わが国の生産設備の使用年数は長期化しており、また、長く続いてきた景気低迷により、依然として、中小企業は債務の圧縮を優先せざるを得ない経営を余儀なくされている。

中小企業が新たな顧客ニーズにきめ細かく対応していくためには、新規の研究開発や設備投資を拡大し、生産性を向上していくことが必要であり、引き続き、税制面における促進策を講じていくことが重要である。

このため、平成17年度末で適用期限の到来する以下の税制措置について、適用期限の延長を図るべきである。

- ① 中小企業技術基盤強化税制の税額控除割合上乘せ措置
- ② 中小企業投資促進税制
- ③ 中小企業者等の少額減価償却資産の特例

(3) ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

わが国経済は、開業率と廃業率の逆転現象が指摘されて久しいが、経済の活力を維持していくためには、ベンチャー企業や新規創業が次々と出現し、経済の新陳代謝を高める環境を整備していく

ことが重要である。

ベンチャー・新規創業の支援としては、これまで、最低資本金規制の緩和や有限責任事業組合制度の創設などの措置が講じられ、また、包括根保証契約や破産の際の自由財産の範囲拡大など、万一の際のリスクを軽減する制度的枠組みも整備されてきた。しかし、ベンチャー・新規創業者にとって、創業に際しての最大の課題は資金調達である。事業を起し、拡大していく過程で、新たな投資のための資金を必要とするが、その際、税による資金の流出は、その後の成長・発展に大きな影響を及ぼすことになる。むしろ、事業が成長し、収益も拡大すれば、納める税額も増えることから、ベンチャー・新規創業支援のための税制措置を充実させていくことが重要である。このため、現行のエンジェル税制等について、以下の措置を講じるべきである。

- ①設立5年以内の中小企業者等に対する欠損金の1年間の繰戻還付措置の適用期限を延長すること。
- ②設立後5年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除を創設すること。
- ③現行のエンジェル税制について、ベンチャー企業への投資ロスと他の所得との損益通算を認めるとともに、繰越控除期間を3年から5年へ延長すること。
- ④投資誘発効果を高めるため、ベンチャー企業に対する投資額の20%を税額控除する制度を創設すること。

(4) 交際費課税の損金算入規制の撤廃と交際費の範囲の見直し

交際費については、損金算入を無制限に認めると、法人の冗費・濫費を増大させるおそれがあるとして損金算入に一定の制限を加えているが、交際に要する支出は、法人の事業の遂行にあたり不可欠なものである。特に中小企業においては、取引先が限定されるケースが多く、販売促進の手法も自ずと限られることから、売上げを伸ばすために使った費用も、税務上、交際費として取り扱われてしまい、一定の範囲内でしか損金算入が認められない。

このため、企業経営に対する費用的性格の高い支出である交際費については、全額損金算入を認めるべきである。

なお、平成17年度与党税制改正大綱において、「交際費等の範囲に関し、その実態等を踏まえつつ、課税上の運用の明確化のための検討を行う」とされたが、会議費や福利厚生費、情報提供料など、隣接費用との区分について、企業活動の実態を踏まえた見直しが必要である。

3. 経済活力強化のための法人課税の見直し

経済のグローバル化や中国をはじめ新興諸国の追い上げなどに伴い、国際競争が激化する中で、わが国企業の国際競争力の低下が懸念されている。法人所得に係る課税については、近年、世界的に負担を軽減する傾向にあり、わが国においても、累次の改正によって、実効税率は低下してきているものの、欧州やアジア諸国と比べると依然高い状況が見られる。

一方、少子高齢化が進む中で、社会保障分野における企業の負担増と相まって、企業のコストは増加している。このため企業活力を高め、産業競争力の強化に資する法人課税の実現が求められている。

(1) 研究開発促進税制の延長

経済のグローバル化が進み国際競争が激しくなる中、今後わが国が引き続き産業技術力の優位性を確保し経済発展を続けていくためにも、企業の技術力の強化が不可欠である。わが国の研究開発投資は、平成10年以降、微増微減の状態にあったが、研究開発促進税制が拡充されたことを契機に、

平成 16 年度の民間研究開発投資は対前年度比で 6 % 強の伸びが見込まれている。また、研究開発は、産業の生産性向上と競争力強化に直結するものであり、平成 15 年度以降 3 年間で、実質 GDP を 3.4 兆円押し上げ、20 万人を超える雇用誘発の効果があると推計されている。

このように、研究開発促進税制は、わが国経済の活性化および雇用促進、わが国を支える製造業における中長期的な競争力の強化、さらには税収増加効果が期待できる制度である。このため、研究開発促進税制において時限措置とされている税額控除割合の上乗せ措置等について適用期限を延長することが必要である。

(2) IT 投資促進税制の延長

IT の活用は、企業の生産性を向上させ、競争力を高めるための極めて有効な手段である。IT 投資促進税制が創設された平成 15 年度以降、IT 投資額は前年度比 4 ~ 6 % 程度の割合で伸びており、また、IT 投資促進税制によって、平成 15 ~ 17 年度までの 3 年間で、約 2.7 兆円の実質 GDP の押し上げ効果があると推計されている。これは、減税総額の約 2 倍にのぼる規模であるが、これこそまさに、経済の活性化による税収増加効果の表れと言える。

IT については、今後、企業組織の再編成や新たなビジネスモデルの構築など経営戦略面での活用が期待される場所であり、また、個人情報保護などに対応した情報セキュリティを確立することも必要となってくる。このため、IT 投資促進税制の適用期限の延長を図ることが必要である。

(3) 減価償却制度の改善

企業の前向きな投資や研究開発を促進することは、新たな雇用や産業の創出のみならず、生産技術に関する国際競争力の強化にとって、極めて有効である。しかしながら、わが国の設備については、長きにわたる経済の低迷により、法定耐用年数よりも長期間使用されている老朽化した設備がある一方、急激な技術革新や高度化に伴って、法定耐用年数が経済の実態にあっていない状況が見受けられる。

また、わが国の減価償却制度を主要国と比較してみると、残存価額が 10% に設定されていることにより、減価償却ペースが総じて遅くなっており、また、諸外国には例がない償却可能限度額の設定により、国際的に不利な状況にあると言える。こうした状況を放置するならば、企業の設備投資意欲を阻害し、将来にわたり、長期的にわが国製造業の国際競争力を失わせることになりかねない。

このため、減価償却資産について、法定残存価額および償却可能限度額の見直し、法定耐用年数の短縮化等の見直しを行うべきである。

(4) 知的財産権の取得に係る税制措置

企業のたゆまぬ研究開発により生み出された技術は、わが国の産業基盤を支える貴重な財産であり、その技術を知的財産として保護するとともに、休眠特許など眠っている知的財産も含め、その流通を促進することは、「知的財産立国」を目指すわが国にとって極めて重要である。知的財産の積極的な活用によりわが国産業の国際競争力を高めるために、知的財産権の取得費用の一定割合を税額控除できる制度を創設すべきである。

(5) 欠損金制度の改善

課税上の期間損益の通算は、企業が中長期的な視点に立った経営を行う上で極めて重要である。欠損金の繰越期間については、平成 16 年度税制改正において 7 年に延長されたことは評価するものの、欧米先進国に比べて依然短く、また一部を除き繰戻還付も認められていない。国際競争がますます激しくなる中、わが国企業が果敢にリスクのある事業に挑戦できる環境を整えるため、引き続

き、欠損金制度の見直しを図るべきである。

(6) 法人事業税の外形標準課税の撤廃

法人事業税の外形標準課税はさまざまな問題を抱える税制であり、諸外国においても同様の税制は廃止の方向にある。一方、わが国においては、平成 16 年度から導入されたが、世界的な競争が激化する中で、わが国産業の国際競争力や雇用に悪影響を及ぼす税制と言える。また、すでに今年度、はじめて納税申告が行われたが、実際の実務においても、税額の算定過程が極めて煩雑であり、経理システムの変更等も発生するなど、事務負担や費用負担の増加を指摘する声も聞かれるところである。

こうした税制については、そもそも反対であって、撤廃すべきである。ましてや将来、外形標準課税の対象範囲が資本金 1 億円以下の企業にまで拡大されることは、絶対にあってはならない。

4. 土地税制等の見直しと中心市街地活性化のための税制措置の創設

わが国の地価動向を見ると、一部の地域で下げ止まり傾向が鮮明になっているものの、全国的には依然として地価の下落が続いている。特に地方都市においては、資産デフレから抜けられず、中心市街地の衰退を招き、地域経済に大きな影響を与えている。資産デフレからの脱却を図り、新たな産業構造に対応した土地利用を実現するため、不動産の流動化を促進するための税制面の措置が必要である。

(1) 土地流通課税等の軽減

土地税制については、近年の税制改正において一定の進展が見られているものの、依然として土地の資産としての有利性に着目した税制措置が残っている。土地の取得コストを軽減し、土地の有効利用を通じて新しい産業構造への転換および地域経済の再生を図るため、以下の税制措置を講じることが必要である。

- ①登録免許税について、登記事務に要する費用と比較して過重となっており、手数料程度へ引き下げること。
- ②不動産取得税を廃止すること。
- ③特定の事業用資産の買換の場合の課税の特例について、繰延割合を100%へ引き上げるとともに、適用期限を延長すること。
- ④法人の土地譲渡益重課制度の恒久的廃止を図ること。

なお、登録免許税および不動産取得税については、平成 17 年度末で特例措置の期限切れを迎え、このままでは、登録免許税は 2 倍、土地に係る不動産取得税は 2.7 倍の負担増となる。

全国的に依然として地価の下落傾向が続く中で、土地流通課税の引き上げは、土地の取得コストを過大にするおそれがあり、産業構造転換、地域経済の再生、住宅投資や中古住宅流通など広範囲にその影響が及ぶことが懸念される。このため、上記の要望事項が一気の実現できない場合、最低限、不動産登記に係る登録免許税の税率の特例措置ならびに不動産取得税の標準税率の特例措置および土地の課税標準に係る特例措置について、適用期限を延長することが必要である。

(2) 固定資産税の負担軽減等

商業地等における固定資産税の負担は依然として高水準で推移し、地価水準との乖離が続いている。現に地価は、平成 3 年をピークに下落に転じているにもかかわらず、固定資産税収は、近年減少に転じているとはいえ、地価の下落幅と乖離した水準で推移している。平成 16・17 年度において、

負担水準の高い商業地等について、条例により一律に税額を減額できる制度が創設されたが、実際に条例を制定した地方自治体はわずか数ヶ所に止まり、期待されたほど実効はあがらなかった。

このため、平成18年度に固定資産税の評価替えを迎えるにあたり、産業競争力の強化、地域経済の活力増進の観点から、商業地等に係る固定資産税の評価方法の改善や税率引き下げ、負担水準の上限の引き下げ等により、税負担の軽減措置を講じることが必要である。

家屋に係る課税については、現行では、評価対象の家屋と同一のものを評価時点で新築すると仮定して、その建築費に基づき評価額を算定するが、その算出方法が極めて複雑化している。そのうえ、具体的な評価にあたっては、評価基準である経年減点補正率基準表において、法人税法上の法定耐用年数に相当する経過年数が長く設定されており、また、建築後の年数の経過によって生ずる損耗による減価等の状況をあらかず経年減点補正率の残価が大きいといった問題がある。家屋については、収益力等を基準とするなど、評価方法の抜本的な見直しが必要である。

さらに、償却資産への課税については、国際的にも例外的な制度であり、わが国産業の国際競争力を削ぐことから、撤廃すべきである。

(3) 中心市街地活性化のための税制措置の創設

「まちづくり3法」（大店立地法・中心市街地活性化法・改正都市計画法）の制定後、約7年を経過したが、当初期待された効果が得られていない。無秩序な郊外開発等によってまちなかの疲弊は一層深刻さを増し、これに伴い、コミュニティが衰退し、社会・文化・生活・環境・行財政面など、さまざまな弊害が発生している。今後、少子高齢化が進展し人口の減少が予想され、また地方財政が逼迫する中で、中心市街地における既存のストックや多様な都市機能の集積を活用し、伝統・文化が継承され、事業機会や活力があふれ、高齢者にも環境にもやさしく、歩いて暮らせる、安全・安心で美しい21世紀型のまちの再構築を図る「コンパクトなまちづくり」を実現する必要がある。

このため、中心市街地の土地・建物の有効活用、事業所等の立地、まちなか居住の促進などを推進するため、以下の税制措置を講じるべきである。

- ① 中心市街地活性化に資する土地、建物等に対する固定資産税、都市計画税について軽減を図るとともに、地方交付税による減収補填措置を講じること。特に、地方交付税による減収補填措置については、現行では中心市街地活性化法により認められているが、対象が商業基盤施設の設置の用に供する家屋等に限定されていることから、テナント導入やテナントミックスの促進など空き店舗の解消を図るため、適用対象に個店を加えるなど、要件の緩和を図ること。
- ② 中心市街地の区域において、中心市街地の活性化に資する建物を新築または増改築した場合において、固定資産税の軽減を図ること。
- ③ 中心市街地活性化に資する事業用宅地に関して、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算特例の適用について優遇措置を講じる等、相続税の軽減を図ること。
- ④ 中心市街地活性化に資する民間都市開発事業等を実施する事業者等に対し、割増償却および特別控除、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、事業所税の軽減措置を講じること。
- ⑤ 中心市街地の区域において、中心市街地活性化に資する土地、建物等の譲渡をした場合の譲渡所得に係る軽減税率を講じること。
- ⑥ 中心市街地の区域外から区域内の土地、建物等を買換等した場合の譲渡所得に係る課税繰延措置を講じること。

- ⑦特定民間再開発事業の建築物等における特定の事業用資産の買換等の特例措置について拡充するとともに、適用期限を延長すること。
- ⑧中心市街地の区域において施行する土地区画整理事業および市街地再開発事業について、特例制度を創設し、それに伴い、所得税、法人税、印紙税、登録免許税および地方税の特例措置を講じること。
- ⑨中心市街地の区域において、土地の有効利用を促すための認定事業用地適正化計画に関して課税繰延措置、不動産取得税の軽減を図ること。
- ⑩中心市街地活性化に資する一定の駐車場の整備について、不動産取得税、固定資産税の特例措置の拡充を図ること。
- ⑪まちなか居住を推進するため、優良賃貸住宅の建設事業者等に対する割増償却、固定資産税の軽減措置を創設すること。また、優良な住宅の建設事業に土地等を譲渡する者に対する課税繰延措置を講じること。
- ⑫中心市街地活性化法に基づき整備される商業施設等の特別償却制度について、適用期限の延長を図ること。
- ⑬まちづくり活動を主たる目的とする公益法人やまちづくり公益信託に対する寄附金、拠出金について、所得控除、別枠の損金算入、相続税非課税措置を講じること。
- ⑭市街化調整区域および非線引き白地地域内で条例により都市計画税の課税区域外とされている地域ならびに都市計画区域外の地域において、上下水道等の都市基盤インフラを利用している者に対し、当該インフラ利用に見合う税負担を求める仕組みを講じること。

5. 住宅税制の拡充

わが国経済が自律的・本格的な経済成長を遂げるためには、民間の活力が最大限発揮できる環境整備を図り、地域経済に新たな需要を創出させることが必要である。この点、住宅建設は、経済的な波及効果が大きく、1,400兆円にのぼる個人金融資産の有効活用につながることから、その促進は、デフレ解消へ向けた呼び水として期待されるところである。

平成15年度税制改正において相続時精算課税制度が創設され、あわせて、住宅取得等の際の特例措置が講じられたが、同制度は、住宅取得目的では30～40歳代の者の利用が高くなっており、子育てや子供の教育等への支出の大きい中堅層における消費増について一定の効果があったと考えられる。

また、わが国には、中古住宅が多数存在しており、耐震化を含め防災等の面からも、その改修、建替えの促進は喫緊の課題であると言える。

このため、住宅税制について、以下の措置を講じることが必要である。

- ①優良賃貸住宅の建設や住宅リフォームの場合の税額控除制度を創設すること。
- ②住宅ローンの支払利子を所得から控除する「住宅ローン利子所得控除制度」を創設すること。
- ③住宅ローン税額控除制度における所得要件を緩和すること。
- ④新築住宅に係る固定資産税の減額措置、優良賃貸住宅促進税制、新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置の適用期限を延長すること。
- ⑤相続時精算課税制度における住宅取得等のための資金の贈与を受けた場合の特例措置の適用期限を延長すること。
- ⑥住宅取得資金贈与に係る贈与税額の計算の特例（5分5乗方式）の適用期限を延長すること。

⑦住宅の耐震改修に係る税額控除制度を創設するとともに、省エネ・防災・バリアフリー住宅等の普及促進に資する税制措置を講じること。

6. 事業所税の廃止

事業所税は、固定資産税等との二重課税であり、また、人口の多い市部にのみ課税され、自治体間の公平性の観点からも問題である。

加えて、市町村合併により、新しい自治体の人口が30万人を超える場合には、新たに事業所税の課税が可能となる。平成17年4月に施行された合併新法（市町村の合併の特例等に関する法律）では、旧合併特例法と同様、5年間の課税猶予措置等を講じているものの、その期間が過ぎれば結局は課税されることとなるため、市町村合併を阻害する一因ともなっている。市町村合併を推進する一方で、こうした税制を残しておくことは、国の施策として一貫性を欠いたものと言える。

このため、事業所税については、早急に撤廃すべきである。

7. 会社法制定に伴う税制の整備

今般成立した会社法では、近年の会社法制改革の集大成として、会社の再編を容易にする措置が講じられた。簡易かつ多様な組織再編方式の導入は、会社経営の機動性、柔軟性を向上させ、わが国経済の活力強化に結びつくものである。このため、会社法に基づき可能となる組織再編行為の内容を踏まえ、適格要件の見直しなど、企業組織再編に係る税制を整備することが必要である。

また、新たに創設される合同会社に対して構成員課税の適用を検討する場合においては、既存の合名・合資会社に影響を及ぼすことがないようにすべきである。

さらに、会社法では、取締役の報酬・賞与は利益処分ではなく職務執行の対価としての報酬等と位置付けられることから、これまで損金不算入とされてきた役員賞与等について、税務上も損金算入を認めるべきである。

8. 少子化対策、子育て支援のための税制の充実

人口減少問題は、わが国の将来を決定付ける基本的かつ最大の問題である。このまま出生率の低下に歯止めがかからなければ、人口減少と人口構成の歪みにより、わが国の経済社会全体に未曾有のインパクトを与えることになる。

出生率を高めるためには、あらゆる資源を優先配分し、実効性の高い対策を講じる必要がある。特に、子供を持つ個人の経済的負担の軽減の観点から、児童手当や奨学金制度の充実を図ることに加え、税制面においても、児童税額控除の創設、N分N乗方式の検討、企業の設立する育英基金への税制上の支援などを図ることが必要である。また、子育てと仕事の両立に対する支援として、保育所の整備や育児休業支援のための助成策の拡充のほか、企業内保育所の設置・運営に係る費用の税額控除制度および固定資産税の免除等を講じるべきである。

9. 個人所得課税の見直し

税制は、そのあり様により、個人の生き方や働き方のみならずわが国の経済社会に大きな影響を及ぼすものであり、それだけに、経済社会の構造変化を十分に踏まえ、かつ経済情勢にも十分配慮して、制度の見直しを行うことが必要である。しかしながら、本年6月に政府の税制調査会から公表された

「個人所得課税に関する論点整理」は、全体に税込確保の観点が強くなり出過ぎており、増税を意図したものと感じられる。

もとより国および地方が自ら歳出削減に真剣に取り組むことが必要不可欠であり、そうしたことをせずに、安易に国民に追加負担を求めるようでは、到底国民の理解は得られない。

また、デフレが解消していない中で、個人所得課税の増税論議は、国民に心理的な影響を与えるおそれもある。いま、個人消費を冷え込ませることは、せっかく明るくなりかけてきた景気に悪影響を与えることになる。まずは、景気回復を確実なものとするべきであり、諸控除の縮減など、個人消費に水を差すような政策はとるべきではない。

(1) 定率減税の縮減・廃止について

定率減税については、平成 17 年度与党税制改正大綱において「今後の景気動向を注視し、必要があれば、政府・与党の決断により、その見直しを含め、その時々々の経済状況に機動的・弾力的に対応する」とされている。定率減税はもともと低迷する経済情勢に配慮して設けられた措置であり、その見直しにあたっては、景気動向を十分考慮しなければならない。

わが国の経済情勢を見ると、景気は明るさを増しているものの、いまだデフレからの脱却は実現できず、原油価格の高騰や個人の負担増など、景気の足を引っ張る要素が伺える。景気回復感が広がりつつある今こそ、デフレからの脱却を図り、景気回復を確実なものとするために、個人の消費意欲を喚起する絶好の機会であり、個人消費に水を差すような政策はとるべきではない。

したがって、定率減税の縮減を予定通り実施するかは、今後の景気動向を慎重に見極めることが必要である。もとより、平成 18 年度税制改正において、定率減税を全廃することは時期尚早であり、行うべきではない。

(2) 寄附金税制の充実

今日、価値観や社会のニーズの多様化が進む中、市民活動から企業の社会的責任に至るまで「民間が担う公共」の領域が拡大し、ボランティア活動などその領域を支える民間の非営利活動の重要性が高まってきている。その活動を資金面で支える大きな柱のひとつが寄附金であり、今後、寄附をしやすい環境を整備することが重要となってくる。

このため、「民間が担う公共」への資金面での支援を促す観点から、寄附金控除限度額の引き上げや適用下限額の撤廃など、寄附金税制の充実を図るべきである。

10. 国と地方のあり方と税制

(1) 三位一体改革について

三位一体改革については、平成 18 年度までに 4 兆円の国庫補助負担金の削減と 3 兆円規模の税源移譲を目指すとしている。これまでに、3 兆円程度の国庫補助負担金の廃止・縮減と 2.4 兆円の税源移譲について一応の決定を見ており、来年度、改革の最終年を迎えることになるが、これが達成されたからといって、地方分権体制が完成するわけではない。行財政改革の基本は、徹底した国および地方の歳出削減を行った上で、国から地方へ、官から民への流れを加速させ、地方が主役となる真の地方分権体制を構築していくことである。これまでの改革を足がかりとして、最終的には、地方向け補助金約 20 兆円のすべてを削減し、地方に任せの方が効率的で、かつ地方の活性化につながるものについて、地方の行財政改革の徹底を条件に、国から地方に所要の税源移譲を行っていくべきである。

その際には、税収中立を前提として、基幹税である所得税と消費税の一定割合を地方税に切り替え、結果として国と地方の税収比率が逆転するようにすべきである。

なお、平成 17 年度与党税制改正大綱では、三位一体改革による税源移譲として、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本とするとしているが、所得税の税率を調整しても、所得税と個人住民税の課税最低限が異なることから、個人住民税のみ負担している低所得者層にとっては、増税になるおそれがある。税源移譲は税収増を招くものであってはならず、個々の納税者の負担に変化が生じないよう配慮が必要である。

地方交付税については、地域間の財政格差の調整のため、現行の地方交付税に替わる地方の個性ある活性化が図られるための新たな調整の枠組みが必要である。

また、これらの改革に加え、地方債についても、公募地方債の市場整備や公正な評価メカニズムの構築とあわせ、地方自治体の財政責任の下で自由に発行できるようにすべきである。

(2) 地方の課税自主権について

地方の課税自主権については、地方分権を進めていく上で、拡充していくことに依存はない。しかしながら、各地で行われている独自課税の内容を見ると、法人への課税が多く、「取りやすいところから取る」といった姿勢がどうしても否めない。地方自治体は、課税自主権を行使することが、地域に対する重い責任を伴うということを十分認識し、まずは徹底した行財政改革を行うべきである。その上で必要があれば、税財源の用途やその調達について納税者に十分説明を行い、住民の利益と負担の選択のもとに地域住民全体を対象とした独自課税を実施すべきであり、法人への安易な課税による税収確保は行うべきではない。

11. 中小企業が利用しやすい企業年金制度の構築

わが国は、本格的な人口減少・高齢化時代を迎え、従来のような質・量の社会保障サービスを継続することは困難となっている。すでに、公的年金については、昨年の年金制度改正によって給付水準の抑制が始まっており、こうした中で、老後の生活を補完する観点から、企業年金の果たす役割が大きくなってきている。

わが国の企業年金制度については、平成 13 年度以降、確定拠出年金法および確定給付企業年金法が相次いで施行され、企業年金の枠組みが大きく変更された。その後、確定拠出年金制度について一部改善が図られてきたところではあるが、年金制度の利用者である企業および従業員にとって、十分な仕組みが構築されたとは言いがたい状況にある。

(1) 適格退職年金から特定退職金共済への移換について

多くの中小企業が加入している適格退職年金制度は、平成 24 年 3 月末までに廃止されることになっている。その際、資産移換が認められているのは、確定給付企業年金および確定拠出年金制度等のほか、労働保険特別会計からの助成を得て、独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済（中退共）に限られており、所得税法施行令に基づき民間主体で実施されている特定退職金共済（特退共）は移換対象となっていない。

適格退職年金は、これまでに約 2 万件が契約解除されているが、このうち中退共等他の制度へ移換したのは、約 3 割に過ぎない。これは、厳しい経営環境のもと、中小企業にとって、新たに退職給付制度を設けることの困難性を示すものであり、移換した 3 割についても、そのほとんどは中退共を選択している。残り 7 割は、契約解除に伴い他の制度へ移換しておらず、退職給付制度そのも

のが廃止されている可能性が非常に高い。このことは、中小企業の従業員の労働環境を悪化させ、退職後の生活の安定を脅かすとともに、中小企業の円滑な人材確保の観点からも非常にマイナスといえる。いまだ適格退職年金は中小企業を中心に約5万件が存続しており、他の制度への移換が3割程度というこれまでの実績に鑑みれば、制度の廃止期限まで7年をきった現在、早急に移換できる対象先を増やすことが必要である。

特退共は、中退共とともに中小企業に広く定着し、中小企業の従業員の退職後の生活の安定と福祉の向上に大きな役割を果たしている制度である。もとより、政府が進める「官から民へ」の流れの中で、民間においてもできることは、民間にも委ねることができるよう、選択可能な対象先を増やすべきであり、このため、適格退職年金から特定退職金共済への移換を認めるべきである。

(2) 確定拠出年金制度における拠出限度額の引き上げなど中小企業が利用しやすい企業年金制度の構築

企業年金制度については、ここ数年の税制改正により一定の制度改善が図られたことは評価するものの、制度間の移行や自由な給付設計面等の手当てについては、いまだ十分とは言いがたい。このため、企業年金制度を中小企業にとってさらに利用しやすいものとするため、以下の措置を講じる必要がある。

- ①確定拠出年金における拠出限度額の一段の引き上げおよび中途引き出し要件の一層の緩和を図ること。
- ②確定拠出年金のマッチング拠出を認めること。
- ③年金積立金の運用段階を対象とした特別法人税を、凍結の期限を待つことなく直ちに廃止すること。

12. 環境問題への対応と税制措置

(1) 環境税導入は断固反対

京都議定書が発効し、わが国は、温室効果ガスについて、基準年（平成2年）比マイナス6%という厳しい目標を課されることになった。わが国の温室効果ガス排出量は、基準年である1990年比で増えている状況にあるため、目標達成は非常に困難を伴うことになる。目標達成には、ライフスタイルの変更など、国民一人ひとりに大きな変革を求めていかなければならないことから、政府は、国民に目標達成計画を十分説明し、理解を求めて具体策を講じていかなければならない。

温室効果ガスの排出抑制は、経済や国民生活に大きな影響を及ぼすものであるだけに、地球温暖化対策の推進にあたっては、「環境と経済の両立」という大原則のもとで進めていく必要がある。

環境税については、平成17年度与党税制改正大綱において「真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である」とされたが、環境税は、温室効果ガスの総排出量に応じて課税するまさに経済統制的な手法であり、「環境と経済の両立」を阻害するものであるため、その導入には断固反対である。

昨年、環境省が提案した「環境税の具体案」では、化石燃料の価格上昇により使用削減等を図る価格インセンティブ効果や、財源効果等により温室効果ガスの排出抑制を図るとしていた。環境省の主張通りであれば、最近の原油価格の高騰により、すでに価格インセンティブ効果が生じる条件は十分満たされているはずであり、これ以上の増税は必要ないことになる。また、財源効果に関しても、平成17年度地球温暖化対策推進大綱関係予算は、すでに政府全体で1.1兆円に達しており、さらなる追加財源が必要という点も明確にされていない。本当に財源が必要であるならば、安易に

増税に走るのではなく、既存の予算の重点配分や効率的な執行により捻出していくべきである。

むしろ、温暖化問題に関しては、中小企業が環境に配慮した経営に自主的、前向きに取り組めるよう、税制や金融、技術開発面等における支援措置を講じていくべきである。

(2) 森林環境・水源税の導入反対

森林整備に係る財源の確保のため、一部に「森林環境・水源税」導入の議論があるが、そもそも、森林や河川の保全による利益は広く国民一般に及ぶものであることから、引き続き一般財源で対応することが適当である。また、森林や河川整備については、税を創設せず、基金を創設して対応することですでに決着済みの問題である。

13. 公平・公正・効率的な納税環境の整備

(1) 納税者番号制度の導入

経済活動のボーダーレス化、金融資本取引の多様化、電子商取引の拡大や電子申告・納税制度の導入などIT化の進展の中で、適正かつ公正な課税を実現するため、納税者番号制度の導入を検討すべきである。ただしその際は、事業所得など個々の取引の把握に関する限界も念頭に置きつつ、導入する場合のコスト・ベネフィットを十分勘案し、さらに個人のプライバシーが漏れることが絶対にならないよう情報遺漏防止に万全を図り、目的を逸脱した使用には罰則を科すなどの措置を講じることをあわせて検討する必要がある。

(2) 利子税・延滞税の見直し

利子税・延滞税の税率については、低金利下のもとで、市中金利と比べて高いとの批判があり、このため、平成12年に一部見直しが図られたところであるが、利子税は延納期間の約定利息の性質を有し、延滞税についても遅延利息に相当するものであり、市中金利との格差を踏まえ、税率を見直す必要がある。

また、予定納税に関して、予定納税時期の納税が遅れた場合にも延滞税が課せられているが、予定納税は前払い的な性格を有するものであるため、予定納税時期の納税が遅れた場合の延滞税の課税を廃止すべきである。

(3) 納税事務負担の軽減

① 税と保険料の徴収一元化

社会保険庁については、国民の信頼を回復するため業務・組織両面にわたる改革が検討されており、その一環として保険料徴収の徹底が図られつつあるものの、国民年金保険料の納付率は60%台であり、また、医療保険料の徴収率も低下傾向にある。社会保険庁改革を契機に、効果的な徴収体制の確立と、納税者の負担軽減と徴税・徴収事務の効率化による行政コストの削減の観点に立ち、現在、国税と地方税、税と社会保険料に分かれている徴収体制の一元化を進めることが必要である。

② 電子申告・納税の推進

電子申告・納税制度については、平成16年に国が開始したのに続き、本年から一部の地方自治体においても運用がはじまったが、添付書類について電子的に提出できないものがあるなど、利用者にとって使いにくい点が見受けられる。納税者の負担軽減を図り、電子申告・納税の一層の普及を促進するため、より使いやすい制度となるよう改善すべきである。

14. 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施

非営利法人課税の見直しは、個々の公益法人等の活動実態を十分に踏まえて実施する必要がある、そうした観点にたてば、商工会議所法に基づき設立されている商工会議所のような特に公益性の高い法人については、その存在意義や役割がむしろ地方自治体や公共法人と同等であると言える。このため、課税対象所得の範囲や軽減税率、資産課税等について、現行以上の課税強化は行うべきではない。

なお、民間が行う公益的活動を支援する観点から、寄附金税制について一層の拡充を図っていくことが必要である。

Ⅱ. 要望項目

A. 国税

1. 所得税

- (1) 中小企業の設備投資促進のため、以下の措置を講じること。
 - ① 中小企業投資促進税制の適用期限の延長。
 - ② 中小企業者等の少額減価償却資産特例の適用期限の延長。
- (2) ベンチャー・新規創業支援のため、以下の措置を講じること。
 - ① ベンチャー企業への投資ロスと他の所得との損益通算を認めるとともに、繰越控除期間を3年から5年へ延長。
 - ② 投資誘発効果を高めるため、ベンチャー企業に対する投資額の20%を税額控除する制度の創設。
- (3) 研究開発促進税制において、以下の措置を講じること。
 - ① 試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除割合上乗せ措置の適用期限の延長。
 - ② 中小企業技術基盤強化税制の税額控除割合上乗せ措置の適用期限の延長。
 - ③ 特別共同試験研究税制について、適用要件の見直しを行った上で税額控除割合上乗せ措置の適用期限の延長。
 - ④ 開発研究用設備の特別償却制度の適用期限の延長。
- (4) ITの活用により企業の生産性向上と競争力の強化を図るため、IT投資促進税制の適用期限を延長すること。
- (5) 減価償却資産について、法定残存価額および償却可能限度額の見直し、法定耐用年数の短縮化等、減価償却制度の改善を行うこと。
- (6) わが国産業の国際競争力を高めるために、知的財産権の取得費用の一定割合を税額控除できる制度を創設すること。
- (7) 土地等の資産の有効利用を通じて地域経済の再生を図るため、特定の事業用資産の買換の場合の課税の特例について、繰延割合を100%へ引き上げるとともに、適用期限の延長を図ること。
- (8) 中心市街地活性化のため、以下の措置を講じること。
 - ① 中心市街地活性化に資する民間都市開発事業等を実施する事業者等に対する割増償却および一定の従前地権者に対する特別控除。
 - ② 中心市街地の区域において、中心市街地活性化に資する土地、建物等の譲渡をした場合の譲渡所得に係る軽減税率。
 - ③ 中心市街地の区域外から区域内の土地、建物等を買換等した場合の譲渡所得に係る課税繰延措置。

- ④特定民間再開発事業の建築物等における特定の事業用資産の買換特例等の適用区域要件について中心市街地の区域を拡充するとともに、適用期限の延長。
 - ⑤中心市街地の区域において施行する土地区画整理事業および市街地再開発事業の特例の創設に対する現行特例措置の適用。
 - ⑥中心市街地の区域において、土地の有効利用を促すための認定事業用地適正化計画に係る課税繰延措置を適用。
 - ⑦まちなか居住を推進するため、優良賃貸住宅の建設事業者等に対する割増償却および優良な建設事業に土地等を譲渡する者に対する課税繰延措置。
 - ⑧中心市街地活性化法に基づき整備される商業施設等の特別償却制度の適用期限の延長。
 - ⑨まちづくりを主たる目的とする公益法人やまちづくり公益信託に対する寄附金等について寄附金控除を適用。
- (9) 地域経済に新たな需要を創出させるため、住宅税制について、以下の措置を講じること。
- ①優良賃貸住宅の建設や住宅リフォームの場合の税額控除制度の創設。
 - ②住宅ローンの支払利子を所得から控除する「住宅ローン利子所得控除制度」の創設。
 - ③住宅ローン税額控除制度における所得要件の緩和。
 - ④優良賃貸住宅建設促進税制の適用期限の延長。
 - ⑤住宅の耐震改修に係る税額控除制度の創設および、省エネ・防災・バリアフリー住宅等の普及促進に資する税制措置。
- (10) 児童税額控除の創設やN分N乗方式の導入により、子供を産み、育てやすい環境整備を図ること。
- (11) 定率減税の縮減を予定通り実施するかは、今後の景気動向を慎重に見極めること。また、平成18年度税制改正において、定率減税を全廃することは時期尚早であり、行わないこと。
- (12) 寄附金税制の充実を図るため、寄附金控除限度額の引き上げや適用下限額の撤廃を図るとともに、特に公益性の高い団体に対する寄附における控除限度額を拡大すること。
- (13) 中小企業が利用しやすい企業年金制度の構築のため、以下の措置を講じること。
- ①適格退職年金から特定退職金共済への移換を認める。
 - ②確定拠出年金における拠出限度額の一段の引き上げおよび中途引き出し要件の一層の緩和。
 - ③確定拠出年金のマッチング拠出を認める。
- (14) 非上場株式を含めた金融所得課税の一元化を推進すること。
- (15) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (16) 事業用建築物に関して耐震改修・省エネ改修を行う際の工事費について、特別償却または税額控除を認める制度等を創設すること。
- (17) 給与所得者が職業能力の開発・向上に資する自己啓発を行った場合の費用を特定支出控除の対象とすること。
- (18) 青色申告特別控除制度について、青色事業者の勤労性所得を考慮した「事業主報酬制度」を創設すること。
- (19) エネルギー需給構造改革促進税制について、対象設備の見直しを行いつつ、適用期限を延長すること。

- (20) 一般公害防止用設備の特別償却制度の適用期限を延長すること。
- (21) 再商品化設備等の特別償却制度の適用期限を延長すること。
- (22) 「観光立国」を実現するために、観光客誘致のためのイベントに対する寄附金について寄附金控除の対象にすること。
- (23) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一定の政策目的に合致した工場等の移転等に対して、譲渡益課税の繰延べを認める買換特例制度の適用期限を延長すること。

2. 法人税

- (1) 中小企業の内部留保を拡充し経営基盤の強化を図るため、中小同族会社に対する留保金課税を直ちに全面的に廃止すること。
- (2) 中小企業の設備投資促進のため、以下の措置を講じること。
 - ① 中小企業投資促進税制の適用期限の延長。
 - ② 中小企業者等の少額減価償却資産特例の適用期限の延長。
- (3) 中小企業の体質強化と活力増進を図るため、中小企業軽減税率について適用所得金額の引き上げ等を図ること。
- (4) ベンチャー・新規創業支援のため、以下の措置を講じること。
 - ① 設立5年以内の中小企業者等に対する欠損金の1年間の繰戻還付措置の適用期限の延長。
 - ② 設立後5年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除制度の創設。
- (5) 交際費について、以下の措置を講じること。
 - ① 企業経営に対する費用的性格の高い支出である交際費については、全額損金算入を認める。
 - ② 交際費等の範囲に関し、企業活動の実態を踏まえた見直しを行う。
- (6) 研究開発促進税制において、以下の措置を講じること。
 - ① 試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除割合上乗せ措置の適用期限の延長。
 - ② 中小企業技術基盤強化税制の税額控除割合上乗せ措置の適用期限の延長。
 - ③ 特別共同試験研究税制について、適用要件の見直しを行った上で税額控除割合上乗せ措置の適用期限の延長。
 - ④ 開発研究用設備の特別償却制度の適用期限の延長。
- (7) ITの活用により企業の生産性向上と競争力の強化を図るため、IT投資促進税制の適用期限を延長すること。
- (8) 減価償却資産について、法定残存価額および償却可能限度額の見直し、法定耐用年数の短縮化等、減価償却制度の改善を行うこと。
- (9) わが国産業の国際競争力を高めるために、知的財産権の取得費用の一定割合を税額控除できる制度を創設すること。
- (10) 欠損金の繰越期間のさらなる拡充を図るとともに、租税特別措置法で一部を除き不適用とされている繰戻還付の適用を認めること。
- (11) 土地等の資産の有効利用を通じて地域経済の再生を図るため、以下の措置を講じること。
 - ① 特定の事業用資産の買換の場合の課税の特例について、繰延割合を100%へ引き上げるとともに適用期限の延長。
 - ② 法人の土地譲渡益重課制度の恒久的廃止。

(12) 中心市街地活性化のため、以下の措置を講じること。

- ① 中心市街地活性化に資する民間都市開発事業等を実施する事業者等に対する割増償却および一定の従前地権者に対する特別控除。
- ② 中心市街地の区域において、中心市街地活性化に資する土地、建物等の譲渡をした場合の譲渡所得に係る軽減税率。
- ③ 中心市街地の区域外から区域内の土地、建物等を買換等した場合の譲渡所得に係る損金算入措置。
- ④ 特定民間再開発事業の建築物等における特定の事業用資産の買換特例等の適用区域要件について中心市街地の区域を拡充するとともに、適用期限の延長。
- ⑤ 中心市街地の区域において施行する土地区画整理事業および市街地再開発事業の特例の創設に対する現行特例措置の適用。
- ⑥ 中心市街地の区域において、土地の有効利用を促すための認定事業用地適正化計画に係る損金算入措置を適用。
- ⑦ まちなか居住を推進するため、優良賃貸住宅の建設事業者等に対する割増償却および優良な建設事業に土地等を譲渡する者に対する課税繰延措置。
- ⑧ 中心市街地活性化法に基づき整備される商業施設等の特別償却制度の適用期限の延長。
- ⑨ まちづくりを主たる目的とする公益法人やまちづくり公益信託に対する寄附金等について別枠損金算入措置。

(13) 地域経済に新たな需要を創出させるため、住宅税制について、以下の措置を講じること。

- ① 優良賃貸住宅の建設や住宅リフォームの場合の税額控除制度の創設。
- ② 優良賃貸住宅建設促進税制の適用期限の延長。

(14) 会社法制定に伴い、以下の措置を講じること。

- ① 会社法に基づき可能となる組織再編行為の内容を踏まえ、適格要件の見直しなど、企業組織再編成に係る税制の整備を図る。
- ② 新たに創設される合同会社に対して構成員課税の適用を検討する場合においては、既存の合名・合資会社に影響を及ぼすことがないようにする。
- ③ 職務執行の対価としての報酬等と位置付けられることになった役員賞与等について、損金算入を認める。

(15) 少子化対策や子育て支援を行う企業を支援するため、企業の設立する育英基金への税制上の支援、企業内保育所の設置・運営に係る費用の税額控除制度の創設等を図ること。

(16) 寄附金税制の充実を図るため、寄附金の損金算入限度額を拡大するとともに、特に公益性の高い団体に対する寄附における損金算入限度額を拡大すること。

(17) 中小企業が利用しやすい企業年金制度の構築のため、以下の措置を講じること。

- ① 確定拠出年金における拠出限度額の一段の引き上げおよび中途引き出し要件の一層の緩和。
- ② 確定拠出年金のマッチング拠出を認める。
- ③ 年金積立金の運用段階を対象とした特別法人税について、凍結の期限を待つことなく直ちに廃止する。

(18) 法人における受取配当益金不算入割合を100%に引き上げること。

(19) 事業用建築物に関して耐震改修・省エネ改修を行う際の工事費について、特別償却または税額

控除を認める制度等を創設すること。

- (20) エネルギー需給構造改革促進税制について、対象設備の見直しを行いつつ、適用期限を延長すること。
- (21) 一般公害防止用設備の特別償却制度の適用期限を延長すること。
- (22) 再商品化設備等の特別償却制度の適用期限を延長すること。
- (23) 「観光立国」を実現するために、観光客誘致のためのイベントに対する寄附金の損金算入を図ること。
- (24) 固定資産の減損会計の適用による減損損失について、損金算入を認めること。
- (25) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一定の政策目的に合致した工場等の移転等に対して、譲渡益課税の繰延べを認める買換特例制度の適用期限を延長すること。

3. 相続税・贈与税

- (1) 円滑な事業の継続・発展のため、以下の措置を講じること。
 - ①事業用資産に対する相続税については、本来非課税とすべきであるが、まずは欧州諸国の例に見られるように、5年程度の事業継続を前提に課税対象額の5割を控除するなど、包括的な事業承継税制を確立する。
 - ②取引相場のない株式の物納について、物納基準の緩和による相続税の納税環境の円滑化を図る。
 - ③取引相場のない株式の評価について、類似業種比準価額方式において大会社、中会社、小会社ごとに定められている斟酌率を会社の規模を問わず小会社の0.5にあわせるなど、評価方法の改善を図る。
 - ④会社法の施行にあわせ、財産評価基本通達における種類株式の評価方法を明確化する。
 - ⑤相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件を引き下げる。
- (2) 中心市街地活性化に資する事業用宅地に関して、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算特例の適用等について優遇措置を講じる等、相続税の軽減を図ること。
- (3) まちづくりを主たる目的とする公益法人やまちづくり公益信託に対する寄附金等について、相続税の非課税措置を講じること。
- (4) 相続時精算課税制度における住宅取得等のための資金の贈与を受けた場合の特例措置の適用期限を延長すること。
- (5) 住宅取得資金贈与に係る贈与税額の計算の特例（5分5乗方式）の適用期限を延長すること。

4. 登録免許税

- (1) 登録免許税について、手数料程度へ引き下げること。
- (2) 登録免許税の手数料程度への引き下げができない場合には、以下の措置を講じること。
 - ①不動産登記に係る登録免許税の特例措置の適用期限の延長。
 - ②中心市街地活性化に資する民間都市開発事業等を実施する事業者等に対する登録免許税の軽減。
 - ③中心市街地の区域において施行する土地区画整理事業および市街地再開発事業の特例の創設に対する現行特例措置の適用。
 - ④スーパー中核港湾における荷捌き施設等に係る登録免許税の軽減。

5. その他

- (1) 印紙税について、非課税限度額を引き上げるとともに、税負担を軽減すること。
- (2) 中心市街地の区域において施行する土地区画整理事業の特例の創設に対し、印紙税に係る現行特例措置を適用すること。
- (3) 中小企業組合の信頼性の向上等のための中小企業等協同組合法の改正に伴い、引き続き所要の措置を講じること。

B. 地方税

1. 住民税

- (1) ベンチャー・新規創業支援のため、以下の措置を講じること。
 - ①ベンチャー企業への投資ロスと他の所得との損益通算を認めるとともに、繰越控除期間を3年から5年へ延長。
 - ②投資誘発効果を高めるため、ベンチャー企業に対する投資額の20%を税額控除する制度の創設。
- (2) 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の適用期限を延長する。
- (3) 中心市街地活性化のため、以下の措置を講じること。
 - ①中心市街地の区域において、中心市街地活性化に資する土地、建物等の譲渡をした場合の譲渡所得に係る軽減措置。
 - ②中心市街地活性化のための土地区画整理事業および市街地再開発事業の特例の創設に対する現行特例措置の適用。
- (4) 住宅の耐震改修に係る税額控除制度の創設および、省エネ・防災・バリアフリー住宅等の普及促進に資する税制措置を講じること。
- (5) 児童税額控除の創設やN分N乗方式の導入により、子供を産み、育てやすい環境整備を図ること。
- (6) 定率減税の縮減を予定通り実施するかは、今後の景気動向を慎重に見極めること。また、平成18年度税制改正において、定率減税を全廃することは時期尚早であり、行わないこと。
- (7) 公益性の高い団体に対する寄附における控除制度の創設等、寄附金税制の充実を図ること。
- (8) 中小企業が利用しやすい企業年金制度の構築のため、以下の措置を講じること。
 - ①適格退職年金から特定退職金共済への移換を認める。
 - ②確定拠出年金における拠出限度額の一段の引き上げおよび中途引き出し要件の一層の緩和。
 - ③確定拠出年金のマッチング拠出を認める。
- (9) 非上場株式を含めた金融所得課税の一元化を推進すること。
- (10) 給与所得者が職業能力の開発・向上に資する自己啓発を行った場合の費用を特定支出控除の対象とすること。

2. 事業税

- (1) 法人事業税への外形標準課税を撤廃すること。
- (2) 外形標準課税の撤廃が実現しない場合には、欠損填補を行った場合の法人事業税の課税標準の特例措置について恒久化すること。
- (3) 中心市街地活性化のための土地区画整理事業の特例の創設に対して、現行特例措置を適用する

こと。

3. 固定資産税・都市計画税

(1) 平成18年度に固定資産税の評価替えを迎えるにあたり、産業競争力の強化、地域経済の活力増進の観点から、固定資産税について以下の措置を講じること。

- ①商業地等に係る固定資産税について、評価方法の改善や税率引き下げ、負担水準の上限の引き下げ等により、税負担の軽減措置を講じる。
- ②家屋に係る課税については、現行の家屋の評価額の算出方法が極めて複雑化しており、そのうえ、法人税法上の法定耐用年数に相当する経過年数が長く設定されているほか、経年減点補正率の残価が大きいといった問題があることから、家屋に係る評価方法について抜本的に見直す。
- ③償却資産への課税については、国際的にも例外的な制度であり、わが国産業の国際競争力を削ぐことから、撤廃する。なお、償却資産への課税が撤廃できない場合には、中小企業者等の少額減価償却資産（取得価額30万円未満）について、課税対象となる償却資産から除外する。

(2) 中心市街地活性化のため、以下の措置を講じること。

- ①中心市街地活性化に資する土地、建物等に対する固定資産税、都市計画税について軽減を図るとともに、地方交付税による減収補填措置を講じる。特に、地方交付税による減収補填措置については、現行制度では、中心市街地活性化法により認められているが、対象が商業基盤施設の設置の用に供する家屋等に限定されていることから、テナント導入やテナントミックスの促進など空き店舗の解消を図るため、対象に個店を加えるなど、要件を緩和する。
- ②中心市街地の区域において、中心市街地の活性化に資する建物を新築または増改築した場合において、固定資産税を軽減する。
- ③中心市街地活性化に資する民間都市開発事業等を実施する事業者等に対し、固定資産税、都市計画税を軽減する。
- ④中心市街地活性化のための土地区画整理事業および市街地再開発事業の特例の創設に対し、現行特例措置を適用する。
- ⑤中心市街地活性化に資する一定の駐車場の整備に係る固定資産税の特例措置を拡充する。
- ⑥まちなか居住を推進するため、優良賃貸住宅の建設事業者等に対する固定資産税の軽減措置を創設する。
- ⑦中心市街地活性化のため、市街化調整区域および非線引き白地地域内で条例により都市計画税の課税区域外とされている地域ならびに都市計画区域外の地域において、上下水道等の都市基盤インフラを利用している者に対し、当該インフラ利用に見合う税負担を求める仕組みを講じる。

(3) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置および優良賃貸住宅建設促進税制の適用期限を延長すること。

(4) 仕事と子育ての両立を支援する企業の取組みを支援するため、企業内保育所について、設置・運営コストに係る固定資産税等の免除を行うこと。

(5) 「観光立国」を実現するために、政府登録ホテル等の建物に対する固定資産税等の軽減措置について、全国における完全実施を促進するとともに、地域の観光振興に資する集客施設等を軽減措置の対象に含めること。

- (6) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。
- (7) 廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。
- (8) 2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の参加国等が有する一定の家屋等に対する固定資産税等の課税免除の特例措置の適用期限を延長すること。
- (9) 新潟県中越地震災害による被災代替家屋等に対する課税標準の特例制度を創設すること。

4. 不動産取得税

- (1) 不動産取得税を廃止すること。
- (2) 不動産取得税を廃止できない場合には、以下の措置を講じること。
 - ①不動産取得税の標準税率の特例措置の適用期限の延長。
 - ②土地の課税標準の特例措置の適用期限の延長。
 - ③中心市街地活性化のため、中心市街地活性化に資する民間都市開発事業等を実施する事業者等に対する不動産取得税の軽減。
 - ④中心市街地活性化のための土地区画整理事業および市街地再開発事業の特例の創設に対する現行特例措置の適用。
 - ⑤中心市街地の区域において、土地の有効利用を促すための認定事業用地適正化計画に係る不動産取得税の軽減措置を適用。
 - ⑥中心市街地活性化に資する一定の駐車場の整備について不動産取得税の特例措置の拡充。
 - ⑦新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置の適用期限の延長。
 - ⑧2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の参加国等が有する一定の家屋等に対する不動産取得税の課税免除の特例措置の適用期限の延長。
 - ⑨スーパー中枢港湾における荷捌き施設等に係る不動産取得税の軽減。

5. 事業所税

- (1) 事業所税については、二重課税および都市間の課税の公平上の問題があり、また、市町村合併推進の阻害要因にもなっていることから、廃止すること。
- (2) 事業所税を廃止できない場合には、中心市街地活性化に資する民間都市開発事業等により整備された事業所に対する事業所税の軽減措置を講じること。

6. その他

- (1) 自動車税のグリーン化について、所要の見直しを行った上で適用期限を延長すること。
- (2) 自動車取得税について、以下の措置を講じること。
 - ①低燃費車に係る特例措置について、所要の見直しを行った上で適用期限を延長する。
 - ②最新排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置について、見直しを行う。
- (3) 2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の開催に伴う国有資産等所在市町村交付金の特例措置の適用期限を延長すること。
- (4) 中小企業組合の信頼性の向上等のための中小企業等協同組合法の改正に伴い、引き続き所要の措置を講じること。

C. その他

1. 国と地方のあり方と税制

- (1) 地方が主役となる真の地方分権体制を構築していくために、これまでの改革を足がかりとして、最終的に、地方向け補助金約20兆円のすべてを削減し、地方に任せの方が効率的で、かつ地方の活性化につながるものについて、地方の行財政改革の徹底を条件に、国から地方に所要の税源移譲を行うこと。
- (2) その際には、税収中立を前提として、基幹税である所得税と消費税の一定割合を地方税に切り替え、国と地方の税収比率が逆転するようにすること。
- (3) 平成17年度与党税制改正大綱にあるとおり、三位一体改革による税源移譲に伴い、個人住民税所得割の税率のフラット化を行う場合には、個々の納税者の負担に変化が生じないように配慮すること。
- (4) 地域間の財政格差の調整のため、現行の地方交付税に替わる地方の個性ある活性化が図られるための新たな調整の枠組みを構築すること。
- (5) 地方債については、公募地方債の市場整備や公正な評価メカニズムの構築とあわせ、地方自治体の財政責任の下で自由に発行できるようにすること。
- (6) 地方の課税自主権については、住民の利益と負担の選択のもとに地域住民全体を通じた独自課税を実施すべきであり、法人への安易な課税による税収確保は行わないこと。

2. 環境問題への対応と税制措置

- (1) 環境税は、温室効果ガスの総排出量に応じて課税するまさに経済統制的な手法であり、「環境と経済の両立」を阻害するものであるため、その導入は行わないこと。
- (2) 温暖化問題に関して、中小企業が環境に配慮した経営に取り組めるよう、金融、技術開発面等の支援のほかに、税制における支援措置を講じること。
- (3) 「森林環境・水源税」の導入は行わないこと。

3. 公平・公正・効率的な納税環境の整備等

- (1) 適正かつ公正な課税を実現するため、納税者番号制度の導入を検討すること。ただしその際は、事業所得など個々の取引の把握に関する限界も念頭に置きつつ、導入する場合のコスト・ベネフィットを十分勘案し、さらに個人のプライバシーが漏れることが絶対にならないよう情報遺漏防止に万全を図り、目的を逸脱した使用には罰則を科すなどの措置を講じることがあわせて検討すること。
- (2) 利子税・延滞税の税率について、市中金利との格差を踏まえながら絶えず税率を見直すこと。また、予定納税は前払い的な性格を有するものであるため、予定納税時期の納税が遅れた場合の延滞税の課税は廃止すること。
- (3) 納税者の負担軽減と徴税・徴収事務の効率化による行政コストの削減のため、現在、国税と地方税、税と社会保険料に分かれている徴収体制の一元化を進めること。
- (4) 電子申告・納税について、納税者の負担軽減を図り、制度の一層の普及を促進するため、より使いやすい制度となるよう改善を図ること。
- (5) 高額納税者の公示制度について、納税意識の高揚等の所期の目的が達成され、また、プライバシーの侵害などの弊害を指摘する声もあるため、平成17年4月に個人情報保護法が施行されたこと

にも鑑み、廃止すること。

- (6) 現行の源泉徴収制度においては、企業が納税事務負担を負っており、このことが給与所得者の納税意識と税への関心を希薄化させる一因にもなっていることから、特定支出控除の拡充などにより、納税申告を促進させるための環境整備を図ること。
- (7) 納税事務負担に配慮して前年所得課税となっている個人住民税について、現年課税を検討する場合には、納税者や納税義務者に事務負担を負わせることのないようにすること。
- (8) 租税制度に対する納税者の信頼を高めるため、税務執行における手続規定を定めるなど、納税者にとって望ましい税務行政の確立を目指すこと。
- (9) 新日米租税条約の発効に伴い、わが国の年金基金が米国で有価証券等を運用し、年間1万ドル超の配当等を受ける場合に、租税条約に基づく税の軽減内容等について米国当局への開示が義務付けられているが、その対応のため、年金基金が大きな負担を負わないよう、開示義務の減免について支援されたい。

4. 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施

- (1) 非営利法人課税の見直しは、個々の公益法人等の活動実態を十分に踏まえて実施する必要がある。そうした観点にたてば、商工会議所法に基づき設立されている商工会議所のような特に公益性の高い法人については、その存在意義や役割がむしろ地方自治体や公共法人と同等であると言える。このため、課税対象所得の範囲や軽減税率、資産課税等について、現行以上の課税強化は行わないこと。
- (2) 民間が行う公益的活動を支援する観点から、寄附金税制について一層の拡充を図ること。

以 上

別 紙

平成 18 年度事業承継円滑化のための税制措置に関する要望

平成 17 年 9 月 14 日
日 本 商 工 会 議 所

日本の企業数の 99.7%を占める中小企業は、雇用者数の 7割を支え、付加価値額の 5～6割を安定的に生み出しており、まさに、地域経済の活力の源泉として、わが国経済社会の基盤を成す存在である。この中小企業が自らのダイナミズムとバイタリティを存分に発揮できなければ、わが国経済の持続的な成長はなしえない。しかし、長期にわたるデフレの影響で、地域経済は疲弊し、多くの中小企業が苦しんでいる。わが国経済が本来の活力を取り戻すためには、厳しい構造変革の波に洗われながらも、地域の経済活力と雇用確保に大きな役割を果たしている中小企業を支援する環境整備を図ることが必要である。

とりわけ税制は、企業行動に直接の影響を与えることから、企業活力を創出させ、わが国の国際競争力の強化に資する税制措置の実現が望まれる。しかしながら、依然として、わが国の税制には、中小企業の存立を危うくする仕組みが残されており、その最たるものの一つが、事業用資産に対する相続税の課税である。

そもそも企業は、継続事業体（ゴーイングコンサーン）として長期にわたり事業活動を行うことが期待されている存在であるが、経営者は自然人であるため、活動の過程で経営の承継が発生することは避けられない。特に中小企業は、経営と資本が未分離の場合が多く、また同族的な性格が強いことから、個人事業者の場合はもちろん、法人であっても、相続により経営者が交代することが多い。

企業の経営資源には、資金、設備、人材、情報、ノウハウなど様々なものがあるが、特に中小企業においては、経営者本人の資質や信用も重要な要素である。このため、中小企業における経営者の交代は、取引先や金融機関など対外的な信用力の低下や、先代との経験の差からくる経営の不安定化、従業員に対する指導力の低下などを招来する危険性をはらんでおり、まさに、危機に直面した状況にあると言える。こうした中で、さらに事業用資産に対して相続税が課税され、納税のための資金負担が求められることは、事業継続を一層困難にさせることになる。

また、厳しくかつ変化の激しい経営環境のもとで、中小企業は、まさに生き残りをかけた経営努力を強いられている。事業を承継した後継者も、単に先代の経営資源を引き継ぐのではなく、経営資源を活用して、思い切った経営革新や新分野への進出、新技術・新商品の開発などいわゆる「第二創業」に取り組み、事業の改革、新展開というリスクへの挑戦を行っていかなければ、生き残っていけない時代となっている。経営革新や新事業の展開等を図るためには、自己資金などの安定した資金が必要となるが、事業承継にあたっての過大な相続税負担により、こうした新たな挑戦が阻害されるのみならず、後継者の事業継続意欲を喪失させることとなっている。

かかる事態は、まもなく人口減少を迎え、また後継者難が一層深刻化している今日、雇用の維持をはじめわが国経済の安定的な成長を損ない、長期的に見れば、法人税をはじめとする税収の確保にも支障を生じさせることになる。

したがって、事業の継続を第一義として、事業用資産については相続税の課税対象から除外することが必要不可欠である。

一方、諸外国においては、欧州では、近年、事業の継続性に着目し、事業承継を阻害しないために、事業用資産に対する相続税の減免措置が講じられており、また、米国も 2010 年までに相続税を段階的に廃止することとしている。また、わが国中小企業が熾烈な競争を繰り広げているアジア諸国においては、一部の国を除き、そもそも相続税制自体が存在していない。

今後、経済のグローバル化が進展し、海外との経済連携が進めば、経済的な国境は一層取り払われ、中小企業といえども否応なく国際競争の波にさらされることになる。わが国の中小企業が、事業承継にあたり非常に高い相続税を負担しなければならないという事態を一刻も早く是正しなければ、わが国中小企業の国際競争力の低下は避けられない。

以上のことから、平成 18 年度税制改正にあたり、事業承継円滑化のための税制措置について、下記のとおり要望する。

1. 事業用資産に対する包括的な事業承継税制の確立

わが国の相続税制は、事業用資産とそれ以外の一般の財産について明確な区別なく課税が行われており、事業の継続という理念が欠如している。事業用資産に対する課税については、累次の税制改正により徐々に改善されているものの、いまだ、欧州諸国のように、事業の継続性の観点から、事業用資産を一般の財産と区別して課税するような仕組みにはなっていない。事業用資産は、企業が継続的に活動していくための基盤であり、そこに課税することは、経営の承継による事業の継続、一層の発展を阻害し、長年培われてきた経営ノウハウや技術、雇用機会を喪失させるなど、わが国経済にとって大きなマイナスである。

このため、事業用資産については本来、非課税とすべきである。平成 18 年度税制改正にあたっては、そこに至るステップとして、まずは欧州諸国の例に見られるように、5 年程度の事業継続を前提に課税対象額の 5 割を控除するといった制度を創設するなど、包括的な事業承継税制を確立すべきである。

2. 物納基準の緩和による相続税の納税環境の円滑化

取引相場のない株式の物納については、平成 14 年度税制改正において物納の要件およびその取扱いが明確化されたところであるが、原則として、相続により取得した財産のほとんどが取引相場のない株式であり、かつ、それ以外に物納に充てるべき財産がないと認められる場合に限定されるなど、依然、厳しい要件が課されている。

非上場株式を財産として評価し、相続税を課税するのであれば、物納にあたっては、非上場株式を他の財産と同様に取扱うべきであるにもかかわらず、非上場株式が不利な取り扱いを受けているのは、一貫性を欠いたものと言える。非上場株式について課税対象として評価する以上、物納基準の緩和措置を講じ、円滑な相続税の納税環境を実現することが必要である。

3. 取引相場のない株式の評価方法の改善

取引相場のない株式の評価については、平成 12 年度税制改正において、類似業種比準価額方式による評価方法について収益性が加味された結果、一部の収益性の高い企業において、かえって株式評価額が上昇してしまう結果が見られている。事業の拡大を図り、収益が拡大するほど、換金性がないにもかかわらず、株価だけが低い評価を受け、そこに課税されることは、事業者の意欲を阻害することになる。特に後継者は、被相続人の生前から、先代社長の右腕として事業の発展に貢献している場合が少なくないが、後継者が頑張るほど、結果的に相続時の税負担が大きくなってしまふ。頑張っている企業や後継者のやる気を削ぐことのないよう、取引相場のない株式の評価のさらなる改善を図ることが必要である。

また、取引相場のない株式については、評価の不安定性を踏まえ、会社の規模により斟酌率に格差を設けて評価を行っているが、企業経営が多様化している今日、会社の規模により、その会社の評価に伴う各種のリスクの大小を判断する必然性は存在しない。このため、類似業種比準価額方式における斟酌率について、大会社 0.7、中会社 0.6、小会社 0.5 と会社の規模により異なる現状を改め、一律、小会社の 0.5 にあわせるべきである。

4. 種類株式の評価方法の明確化

今般の会社法制定により、会社の運営についての自由度が高まり、会社や経営の実態に合わせた手法が取りやすくなった。特に議決権制限株式や譲渡制限株式等の種類株式の活用が容易となり、会社の経営権を維持したまま、会社の株式により資産の分与を図るなど、中小企業の円滑な事業承継に向けた活用が期待される場所である。

しかしながら、現在のところ、種類株式に関する評価方法が明確になっていないことから、種類株式を活用しようとしても、相続の際の株式評価額を予見することが困難であり、制度の活用とその結果に対する不安定性を排除できない。

このため、会社法の施行にあわせ、財産評価基本通達における種類株式の評価について明確化すべきである。

5. 相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件の引き下げ

平成 15 年度税制改正において、相続時精算課税制度が創設された。本制度創設の趣旨は、高齢者から若年層への資産移転の円滑化を図ることに主眼が置かれていたが、本制度を活用し、非上場株式を生前贈与することにより、事業承継にも資するものとされており、制度が創設された平成 15 年において、非上場株式については、1,700 件余の利用がなされたところである。

わが国企業における事業承継の準備の有無と承継後の企業成長率の関係を見ると、事業承継の準備がある企業の方が成長率が高くなっており、早い時期から事業承継を意識し、その準備を進めることが望まれる。もちろん、事業承継のタイミングについては、個々のケースによるが、少なくとも、被相続人や後継者が早い段階から準備ができるよう、多様な選択肢を用意することが望ましい。

このため、現行では原則 65 歳以上とされている贈与者の年齢要件について、引き下げるべきである。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

重点要望項目

1. 新たな事業承継税制の確立（事業承継円滑化に資する物納制度の改正）

相続税の物納制度について、手続きの明確化・迅速化等の観点から次の見直しを行う。

①物納許可基準の緩和・明確化

これまで不明確だった物納不適格財産を法令で限定・明確化。取引相場のない株式については譲渡制限株式のみが物納不適格とされ、それ以外の株式の物納は、業績等を問わずに認める。

②物納手続きの迅速化・明確化

- ・物納の許可に係る審査期間（原則 3 カ月以内）の法定
- ・物納手続に必要な書類の明確化及び提出期限の法定、等

③その他納税者の利便の向上等

- ・延納中に延納困難となった場合に物納を認める制度の創設、等

(注) 上記の改正は、平成18年4月1日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税に適用。

2. 中小企業関係税制の是正・拡充

(1) 同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し

同族会社の留保金課税制度について、以下の抜本的見直しが行われた結果、課税対象法人が同族関係者1グループで過半株式を保有している法人のみに限定され、残る対象法人についても、内部留保に対する控除額の見直しによって、平均並みの配当を行えば課税されなくなること等の改正が実現した。

①課税対象

同族関係者3グループで保有株式50%超を、1グループで50%超に変更。

②留保控除（以下の最も多い金額）

- ・所得基準＝所得等×35% → 所得等×50%（大企業は40%）（変更）
- ・定額基準＝年1,500万円 → 年2,000万円（変更）
- ・積立金基準＝資本金×25%－利益積立金（不変）
- ・自己資本比率基準＝自己資本比率30%相当額－実際の自己資本比率相当額（中小法人のみ）（新設）

→（例）自己資本1,000万円、自己資本比率20%の場合

自己資本比率基準控除額＝30%分－20%分＝300万円－200万円＝100万円

③留保金課税の一部停止措置

既存措置を廃止し、以下の措置を講じる。

- ・中小企業新事業活動促進法の経営革新計画承認企業（不変）（平成18～19年度に開始する各事業年度に適用）

⇒現行の「設立後10年以内の中小事業者」、「自己資本比率50%以下の中小法人」規定は廃止された。

（注）平成18年4月1日以後に開始する事業年度に適用。

なお、同族会社の留保金課税制度のあり方については、今般の制度改正の効果、平成18年5月の新たな会社法施行後の事業形態の選択の状況、今後の抜本的な税制改革に伴う税率構造の変化、法人経費の更なる適正化のあり方等を踏まえ、今後とも検討を行う。

(2) 中小企業の研究開発や設備投資の促進のための税制措置

①中小企業技術基盤強化税制の見直し

平成15年度に講じた研究開発税制の控除率の上乗せ措置（3%）は、適用期限の到来をもって廃止する。

各事業年度において、試験研究費のうち増加相当額（比較試験研究費を上回る部分）の税額控除率につき5%を加える措置を講ずる（平成18～19年度に開始する各事業年度に適用）。

→中小企業等の場合は、恒久的な部分が12%であることから、増加額に対して合計17%の税額控除となる。

②中小企業投資促進税制の拡充・延長

適用対象資産〔7%税額控除または30%特別償却の対象資産〕に一定のソフトウェア及びデジタル複合機を追加するとともに、適用対象資産から電子計算機以外の器具備品を除外したうえ、適用期限を2年延長する。

③中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

年間の合計損金算入限度額を300万円までとした上で、現行措置（取得価額が30万円未満の減価償却資産を損金算入する）を2年延長する。

（注）平成18年4月1日以後に開始する事業年度に適用。

（3）ベンチャー・新規創業支援のための税制措置

①設立5年以内の中小企業者等に対する欠損金の1年間の繰戻還付措置の延長

適用期限を2年間延長する。

（4）交際費等

①損金算入の特例の延長

現行措置（資本金1億円以下の中小企業において400万円の9割まで損金算入可）を2年間延長する。

②交際費の課税上の範囲の明確化

実務上、一人当たり3,000円が交際費と会議費等の区分の目安とされていたところ、交際費とは別に一人当たり5,000円以下の飲食費（役職員間の飲食費は除く）について損金算入を認める。

（注）平成18年4月1日以後に開始する事業年度に適用。

3. 経済活力強化のための法人課税の見直し

（1）研究開発促進税制の見直し・強化

平成15年度に講じた増加試験研究費の税額控除制度及び税額控除率の上乗せ措置（2%）は、適用期限の到来をもって廃止する。

試験研究費の総額に係る税額控除制度※1について、試験研究費のうち増加相当額（比較試験研究費※2を上回る部分）の税額控除率につき5%を加える措置を講ずる（平成18～19年度に開始する各事業年度に適用）。

※1. 試験研究費の8～10%税額控除（恒久的措置）。中小企業等は12%。

※2. 過去3事業年度の試験研究費の平均額

→この結果、増加額に対しては、合計13～15%の税額控除となる。

→中小企業等の場合は、恒久的な部分が12%であることから、増加額に対して合計17%の税額控除となる。（再掲）

（2）産業競争力のための情報基盤強化税制の創設

①IT投資促進税制は、適用期限の到来をもって廃止する。

②産業競争力のための情報基盤強化税制の創設

産業競争力の向上に資する設備等であって情報セキュリティ対策に対応したものを取得等した場合に、取得価額の10%税額控除または50%特別償却措置を創設する。また、資本金1億円以下の法人について、リース投資をした場合には、リース費用の総額60%について10%税額控除措置を創設する（平成18～19年度の2年間）。

税額控除については、法人税額の20%相当額を限度とする。

[対象機器等]

ISO15408認証（セキュリティ対応）を受けた次のソフトウェア等の年間投資額の合計が1億円以上（資本金1億円以下の法人については300万円以上※、資本金1億円超10億円以下の法人については3,000万円以上）の場合のこれらの機器

・OS（これと同時に設置されるサーバーを含む。）

- ・データベース管理ソフトウェア(これと同時に設置されるアプリケーションソフトウェアを含む。)
 - ・ファイアウォール(組織内のコンピュータネットワークへ外部から侵入されるのを防ぐシステム)
- ※リースの場合は、リース費用の総額が420万円以上。

(3) 減価償却制度の見直し

減価償却制度は費用と収益を対応させる観点から設けられているものであるが、最近の償却資産の使用の実態や諸外国の制度を踏まえ、企業の国際競争力や財政への影響に配慮しながら、抜本的税制改正と合わせ、総合的に見直しを検討する。

4. 土地税制等の見直しと中心市街地活性化のための税制措置の創設

(1) 土地流通課税等の軽減

①不動産登記に係る登録免許税の改正

不動産登記に係る登録免許税の税率の特例(税率を本則の1/2に軽減)は、適用期限(平成17年度末)の到来をもって廃止する。

土地に関する次の登記に係る登録免許税の税率を、それぞれ次の通り軽減する(平成18~19年度の2年間)。

- (a) 売買による所有権移転登記：1,000分の10(本則：1,000分の20)
- (b) 所有権の信託の登記：1,000分の2(本則：1,000分の4)

②不動産取得税の特例の見直し

宅地等の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置を、3年間(平成18~20年度)延長する。

住宅用土地・家屋、店舗・事務所用土地について、標準税率(本則4%)を3%とする特例措置を、3年間(平成18~20年度)延長する。

店舗・事務所用家屋については、特例措置を廃止した上で、標準税率を3.5%とする経過措置を講じる(平成18~19年度の2年間。20年度以降は4%)。

(2) 固定資産税

①条例減額制度の延長

平成16年度から講じられている地方公共団体の条例による減額措置(条例減額制度)を、3年間(平成18~20年度)延長する。

②負担調整措置の見直し

負担調整措置について以下のとおり改正を行う。

- ・負担水準が60%未満の商業地等について、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を当該年度の課税標準額とする。
- ・ただし、当該額が評価額の20%を下回る場合には20%相当額を当該年度の課税標準額とする。

(3) 中心市街地活性化のための税制措置

関係法律の整備に伴い所要の税制措置を行う。

⑤中心市街地の区域において、中心市街地活性化に資する土地、建物等の譲渡をした場合の譲渡所得に係る軽減税率を講じること

→地上階数4以上の中高層耐火建築物を建築する等、一定の事業の用に供するため、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内に所有する資産を譲渡した場合の譲渡所得につき、所得税・

個人住民税20%→14%の軽減税率、法人税5%重課の適用除外を行う。

※適用対象地区について、中心市街地活性化基本計画の区域のうち都市再開発法第2条の3第2項の地区から、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域に見直し。（拡充事項）

- ⑥中心市街地の区域外から区域内の土地、建物等を買換等した場合の譲渡所得に係る課税繰延措置を講じること

→中心市街地への誘致を推進するため、市町村が作成し、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域外から区域内への土地・建物等の買換えにインセンティブを付与する。具体的には、市町村が作成し、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域外に所有する資産を譲渡し、区域内の資産を取得した場合の譲渡所得につき、所得税・法人税の課税繰延80%を行う。（新規事項）

- ⑦特定民間再開発事業の建築物等における特定の事業用資産の買換等の特例措置について拡充するとともに、適用期限を延長すること

→地上階数4以上の中高層耐火建築物を建築する等、一定の事業の用に供するために土地等を譲渡し、当該事業等により建築された建築物等を取得する場合について、課税繰延（法人税80%）を適用する措置を5年間延長する（所得税100%は恒久措置）とともに、適用対象地域を国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内に見直し。

※適用対象地区について、中心市街地活性化基本計画の区域のうち都市再開発法第2条の3第2項の地区から、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域に見直し。（拡充事項）

- ⑧中心市街地の区域において施行する土地区画整理事業および市街地再開発事業について、特例制度を創設し、それに伴い、所得税、法人税、印紙税、登録免許税および地方税の特例措置を講じること

→国が認定した基本計画により定められた一定の中心市街地の区域内で行われる土地区画整理事業において、同意保留地制度の対象施設に住宅等を追加し、現行と同様の税制上の措置（所得税・法人税は保留地の対価に対する1,500万円控除、不動産取得税は施行者が取得する同意保留地の非課税）を講ずる。

※同意保留地の対象となる現行の対象施設に公営住宅等を追加。（拡充事項）

- ⑨中心市街地の区域において施行する土地区画整理事業および市街地再開発事業について、特例制度を創設し、それに伴い、所得税、法人税、印紙税、登録免許税および地方税の特例措置を講じること

→国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内において、地権者が土地の整形・集約化に資する認定事業用地適正化計画に基づく土地交換を行った場合の譲渡所得等につき、以下の特例措置を講じる。

- 1) 所得税（100%）・法人税（100%）の課税繰延
- 2) 不動産取得税の課税標準控除（土地1/10）

※適用可能区域について、現行制度では3大都市圏、道府県庁所在の市及び人口10万人以上の市において計画認定が可能とされているところであるが、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域においても認定可能とする。（拡充事項）

- ⑩まちなか居住を推進するため、優良賃貸住宅の建設事業者等に対する割増償却、固定資産税の軽減措置を創設すること。また、優良な住宅の建設事業に土地等を譲渡する者に対する課税繰延措置を講じること

→優良な賃貸住宅の建設事業を実施する者に対する特例の創設（割増償却：所得税・法人税5年間3.6割増（耐用年数35年以上は5割増））（新規事項）

→優良な住宅の建設事業に土地等を譲渡する者に対する特例の創設（課税繰延：所得税・法人税100%）

（新規事項）

- ⑬まちづくり活動を主たる目的とする公益法人やまちづくり公益信託に対する寄附金、拠出金について、所得控除、別枠の損金算入、相続税非課税措置を講じること
- NPO法人に対し、所得税における寄附金控除を拡大する。具体的には、現在の寄附金控除額を導き出す算式「特定寄附金の合計－1万円」の「－1万円」を、「－5千円」とし、控除を拡充する。

5. 住宅税制の拡充

- ④新築住宅に係る固定資産税の減額措置、優良賃貸住宅促進税制、新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置の適用期限の延長
- 適用期限を2年延長する。
- ⑤住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の延長
- 適用期限を平成19年12月31日まで2年延長する。
- ⑦既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の創設
- 一定の区域内において、住宅（昭和56年5月31日以前に建築された家屋）の新耐震基準を満たすための耐震改修をした場合に、当該耐震改修に要した費用の10%（上限20万円）を所得控除する（平成18年4月1日～20年12月31日）。

※住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の創設

昭和57年1月1日以前から存していた住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、現行の耐震基準に適合させるよう一定の耐震改修工事（一戸当たり工事費30万円以上のもの）を施した場合に、申告に基づき、当該住宅に係る固定資産税の税額を、一定の期間、2分の1に減額する（減額対象は、1戸あたり120平方メートル相当分まで）。

※税源移譲に伴う住宅ローン減税の見直し問題をはじめとする住宅税制のあり方について、今後、引き続き検討を行う。なお、税源移譲に伴い既に適用を受けている住宅ローン減税の控除額が減少する者への対応として個人純民税において講じられる減額措置について、その円滑な執行に向けた万全の体制整備を行う。

7. 会社法制定に伴う税制の整備

（1）組織再編成税制について、次の見直しを行う。

- (a)株式交換及び株式移転に係る税制について、所要の見直しを行ったうえで、本則の制度とする。
- (b)非適格合併等により資産等の移転を受けた場合には、その非適格合併等に伴って引き継いだ従業員の退職給与に係る債務に相当する金額等を負債に計上するほか、その資産及び負債の純資産価額とその移転の対価の額との差額を資産又は負債に計上し、これらの内容に応じた処理を行う。
- (c)分割型分割の範囲等について、所要の整備を行う。

（2）法人の支給する役員給与について、次の見直しを行う。

- (a)いわゆる定期定額要件の緩和
- 予めの定めに基づいて確定時期に確定額を支給する役員給与（役員賞与含む）について損金算入を認める。
- (b)業績連動型役員給与の損金算入の見直し

非同族会社において、算定手続等の適正性・透明性が確保※された業績連動型役員報酬・賞与について損金算入を認める。

(c) 実質一人会社の社長報酬の損金算入の見直し

実質一人会社※のオーナー社長報酬について、給与所得控除相当部分の法人段階での損金算入を制限する（ただし、①所得※3,000万円以下かつ役員報酬が所得の1/2以下、②所得800万円以下、の小規模零細企業については適用除外）。

※実質一人会社：オーナー及びその同族関係者が株式を90%以上保有し、かつ、常勤役員の過半数を占めている同族会社

※所得：課税所得＋オーナー社長報酬

（注）平成18年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

※新たに創設される合同会社に対して、構成員課税の適用は検討されなかった。（合同会社は法人であるため、法人課税の適用となる。）

9. 個人所得課税の見直し

(1) 定率減税の廃止

定率減税については、平成16年度及び17年度の与党税制改正大綱の考え方に沿って、17年度は半減したところであり、18年度においては、経済状況の改善等を踏まえ、廃止する。なお、今後の景気動向を注視し、必要があれば、政府・与党の決断により、その見直しを含め、その時々々の経済状況に機動的・弾力的に対応する。

なお、所得税の定率減税（所得税額の10%相当額：限度額12.5万円）は平成18年分をもって廃止する。個人住民税の定率減税（個人住民税額の7.5%相当額：限度額2万円）は、平成18年度分をもって廃止する。

(2) 寄附金税制の充実

所得税における寄附金控除の適用下限額を5千円（現行1万円）に引き下げる。

（注）上記の改正は、平成18年分以後の所得税について適用する。

※個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するものであり、地方分権を支える重要な税であるという性格を踏まえ、均等割について、その標準税率を引き上げる方向で検討する。

10. 国と地方のあり方と税制

(1) 三位一体改革について

① 国から地方への税源移譲

個人住民税への3兆円規模の税源移譲を実施。これに伴い、所得税および個人住民税の税率構造を次のように改める。

所得税		個人住民税	
課税所得	税率	課税所得	税率
～ 195万円以下	5%	一律	10%
195万円～ 330万円	10%		
330万円～ 695万円	20%		

695万円～ 900万円	23%		
900万円～1,800万円	33%		
1,800万円～	40%		
減収額：30,300億円程度		増収額：30,100億円程度	

【現行】

所得税		個人住民税	
課税所得	税率	課税所得	税率
～ 330万円以下	10%	～200万円以下	5%
330万円～ 900万円	20%	200万円～700万円	10%
900万円～1,800万円	30%	700万円～	13%
1,800万円～	37%		

※上記の改正は、平成19年分以後の所得税および平成19年度分以後の個人住民税について適用する。

※都道府県税と市町村税の税率については、国庫補助負担金改革の影響額を基本としつつ、基礎自治体である市町村の果たす役割にも留意し、都道府県税4%、市町村税6%とする。

⇒税源移譲に伴う上記改正により、個々の納税者の税負担が極力変わらないよう、個人住民税所得割額の減額措置等の配慮がなされた。

②平成18年度の所得譲与税

※平成18年度については、所得譲与税として3兆94億円を国から地方へ移譲することとする（都道府県へ2兆1,794億円、市町村（特別区を含む）へ8,300億円を配分する）。

11. 中小企業が利用しやすい企業年金制度の構築

(1) 適格退職年金から特定退職金共済への移換について

年金受給者に対する受給権保護を担保する仕組みを法律上位置づけた上で、非課税移換するための所要の措置を講じるべく検討を進める。

12. 環境問題への対応と税制措置

(1) 環境税導入は断固反対

わが国は環境先進国として、地球温暖化問題において世界をリードする役割を果たすため、平成17年4月に京都議定書目標達成計画を閣議決定し、国、地方をあげて多様な政策への取り組みを開始し、6%削減約束を確実に達成することとしている。環境税については、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。

13. 公平・公正・効率的な納税環境の整備

(1) 納税者番号制度

納税者番号制度については、適正公平な課税の実現及び納税者の税制への信頼の向上に資するため、番号利用にかかるコスト、プライバシー保護の問題を含めた種々の問題に留意しつつ、その導入に向けた取組みを進める。

14. 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施

(1) 公益法人制度改革に係る検討事項

公益法人制度改革については、政府が講じる法制上の措置等の具体的内容を見極めた上で、新制度施行までの間に、それに対応した税制上の措置を講じる。

具体的には、新たな制度の下で公益性の認定を受ける法人の課税対象範囲、税率等について、公益的な事業活動が果たす役割の重要性に配慮しつつ適正な課税の確保を図る観点から、公益的な事業として行う事業の内容や営利競争の排除の必要性等を踏まえ、検討する。

また、公益性の認定を受ける法人やその寄附者等が寄附金税制の適用を受けるための要件、手続きのあり方を検討する。

(2) 認定NPO法人制度

認定NPO法人の認定基準の緩和等を行う。

①パブリック・サポート・テスト（PST）の見直し

②役員・社員又はこれらの親族以外の寄附者からの寄附金に関する事項について、閲覧対象から除外

③小規模法人におけるPSTの計算方法の簡素化、等

なお、認定NPO法人制度については、今般の改正後の実施状況を見極めるとともに、活動の透明性の確保にも留保し、上記公益法人制度改革の施行までに、新制度にかかる寄附金税制の取扱いを踏まえつつ、所要の総合的検討を行う。

(3) 寄附金控除

所得税における寄附金控除の適用下限額を5千円（現行1万円）に引き下げる。（再掲）

要望項目

A. 国税

1. 所得税

(1) 中小企業の設備投資促進のための措置

①中小企業投資促進税制の適用期限の延長

→重点要望項目2. (2) ②参照

②中小企業者等の少額減価償却資産特例の適用期限の延長

→重点要望項目2. (2) ③参照

(3) 研究開発促進税制における措置

①試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除割合上乗せ措置の適用期限の延長

→重点要望項目3. (1) 参照

②中小企業技術基盤強化税制の税額控除割合上乗せ措置の適用期限の延長

→重点要望項目2. (2) ①参照

③特別共同試験研究税制について、適用要件の見直しを行った上で税額控除割合上乗せ措置の適用期限の延長

→適用範囲に、希少疾病用薬品及び希少疾病用医療機器に関する試験研究費を加える。

(4) IT投資促進税制の適用期限の延長

→重点要望項目3.(2)参照

(5) 減価償却資産について、法定残存価額および償却可能限度額の見直し、法定耐用年数の短縮化等、減価償却制度の改善

→重点要望項目3.(3)参照

(8) 中心市街地活性化のための措置

→重点要望項目4.(3)参照

(12) 寄附金控除限度額の引き上げや適用下限額の撤廃

→重点要望項目9.(2)参照

(13) 中小企業が利用しやすい企業年金制度構築の措置

→重点要望項目11.(1)参照

(14) 非上場株式を含めた金融所得課税の一元化の推進

→わが国金融・証券市場の透明性・効率性の向上、個人投資家の市場参加の促進の重要性を踏まえ、金融商品間の課税方式の均衡化、損益通産の範囲の拡大を進めていく。その際、国債の大量発行下における個人保有の拡大策についても、金融を取り巻く諸状況を踏まえ、検討を行う。

(16) 事業用建築物に関して耐震改修・省エネ改修を行う際の工事費について、特別償却または税額控除を認める制度等の創設

→建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、一定の耐震改修工事を行う際、一定の条件の場合、その工事に伴って取得等をされる建物の部分について10%特別償却措置を講ずる（平成18～19年度の2年間）。

(19) エネルギー需給構造改革促進税制について、対象設備の見直しを行いつつ、適用期限の延長

→対象設備の見直しを行ったうえ、適用期限を2年延長する。

(20) 一般公害防止用設備の特別償却制度の適用期限の延長

→対象設備を見直した上で1～2年間延長する。

(21) 再商品化設備等の特別償却制度の適用期限の延長

→対象設備を見直した上で2年間延長する。また、固定資産税の課税標準の特例措置（導入から3年間3/4）について、対象設備を見直した上で2年間延長する。

2. 法人税

(1) 中小同族会社に対する留保金課税の全面的廃止

→重点要望項目2.(1)参照

(2) 中小企業の設備投資促進のための措置

① 中小企業投資促進税制の適用期限の延長

→重点要望項目2.(2)②参照

② 中小企業者等の少額減価償却資産特例の適用期限の延長

→重点要望項目2.(2)③参照

(4) ベンチャー・新規創業支援のための措置

① 設立5年以内の中小企業者等に対する欠損金の1年間の繰戻還付措置の適用期限の延長

- 重点要望項目2.(3)参照
- (5) 交際費についての措置
- ②交際費等の範囲に関し、企業活動の実態を踏まえた見直し
- 重点要望項目2.(4)参照
- (6) 研究開発促進税制における措置
- ①試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除割合上乗せ措置の適用期限の延長
- 重点要望項目3.(1)参照
- ②中小企業技術基盤強化税制の税額控除割合上乗せ措置の適用期限の延長
- 重点要望項目2.(2)①参照
- ③特別共同試験研究税制について、適用要件の見直しを行った上で税額控除割合上乗せ措置の適用期限の延長
- 適用範囲に、希少疾病用薬品及び希少疾病用医療機器に関する試験研究費を加える。
- (7) IT投資促進税制の適用期限の延長
- 重点要望項目3.(2)参照
- (8) 減価償却資産について、法定残存価額および償却可能限度額の見直し、法定耐用年数の短縮化等、減価償却制度の改善
- 重点要望項目3.(3)参照
- (12) 中心市街地活性化のための措置
- 重点要望項目4.(3)参照
- (14) 会社法制定に伴う措置
- 重点要望項目7.参照
- (16) 寄附金控除限度額の引き上げや適用下限額の撤廃
- 重点要望項目9.(2)参照
- (19) 事業用建築物に関して耐震改修・省エネ改修を行う際の工事費における特別償却または税額控除を認める制度等の創設
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、一定の耐震改修工事を行う際、一定の条件の場合、その工事に伴って取得等をされる建物の部分について10%特別償却措置を講ずる(平成18～19年度の2年間)。
- (20) エネルギー需給構造改革促進税制における対象設備の見直しおよび適用期限の延長
- 対象設備の見直しを行った上で、2年間延長する。
- (21) 一般公害防止用設備の特別償却制度の適用期限の延長
- 対象設備を見直した上で1～2年間延長する。
- (22) 再商品化設備等の特別償却制度の適用期限の延長
- 対象設備を見直した上で2年間延長する。また、固定資産税の課税標準の特例措置(導入から3年間3/4)について、対象設備を見直した上で2年間延長する。
- (25) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一定の政策目的に合致した工場等の移転等に対して、譲渡益課税の繰延べを認める買換特例制度の適用期限の延長
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の業務に新たに追加された中小企業新事業活動促進法に基づく創業者等向けの用地譲渡等業務について、既存の工場用地譲渡業務等と同様に税法上の収益事業

の範囲から除外する措置を講じる。

3. 相続税・贈与税

(1) 円滑な事業の継続・発展のための措置

②取引相場のない株式の物納について、物納基準の緩和による相続税の納税環境の円滑化

→重点要望項目1. 参照

(2) 小規模宅地等における相続税の課税価格の計算特例の適用等についての優遇措置

→重点要望項目4. (3) 参照

(3) まちづくりを主たる目的とする公益法人やまちづくり公益信託に対する寄附金等についての相続税の非課税措置

→重点要望項目4. (3) ⑬参照

(4) 相続時精算課税制度における住宅取得等のための資金の贈与を受けた場合の特例措置の適用期限の延長

→重点要望項目5. ⑤参照

4. 登録免許税

(2) 登録免許税の手数料程度への引き下げができない場合の措置

①不動産登記に係る登録免許税の特例措置の適用期限の延長

→重点要望項目4. (1) 参照

5. その他

(3) 中小企業組合の信頼性の向上等のための中小企業等協同組合法の改正に伴う所要の措置

→中小企業等協同組合法改正に伴い、事業協同組合の行う共済事業の見直し等に併せて、既存の税制措置の取扱について整備を行う。

B. 地方税

1. 住民税

(2) 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の適用期限の延長

→重点要望項目2. (2) ①参照

(3) 中心市街地活性化のための措置

→重点要望項目4. (3) 参照

(7) 公益性の高い団体に対する寄附における控除制度の創設等、寄附金税制の充実化

→重点要望項目14. (1) 参照

(9) 非上場株式を含めた金融所得課税の一元化の推進

→わが国金融・証券市場の透明性・効率性の向上、個人投資家の市場参加の促進の重要性を踏まえ、金融商品間の課税方式の均衡化、損益通産の範囲の拡大を進めていく。その際、国債の大量発行下における個人保有の拡大策についても、金融を取り巻く諸状況を踏まえ、検討を行う。

2. 事業税

(3) 中心市街地活性化のための土地区画整理事業の特例の創設に対する現行特例措置の適用

→重点要望項目4.(3)参照

3. 固定資産税・都市計画税

(1) ①商業地等に係る固定資産税の措置

→重点要望項目4.(2)参照

(2) 中心市街地活性化のための措置

→重点要望項目4.(3)参照

(3) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置および優良賃貸住宅建設促進税制の適用期限の延長

→重点要望項目5.④参照

(6) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長

→対象設備及び特例率を見直した上で2年間延長する。

(7) 廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長

→対象設備及び特例率を見直した上で2年間延長する。

(8) 2005年日本国際博覧会(愛・地球博)の参加国等が有する一定の家屋等に対する固定資産税等の課税免除の特例措置の適用期限の延長

→2005年日本国際博覧会(愛・地球博)の円滑な撤去作業の実施のため、不動産取得税、固定資産税、都市計画税及び国有資産等所在市町村交付金について、特例措置を1年間延長する。

(9) 新潟県中越地震災害による被災代替家屋等に対する課税標準の特例制度の創設

→新潟県中越地震災害により被災した家屋、償却資産に代わって、新たに取得した家屋、償却資産に対する固定資産税等を、当初4年間は1/2に軽減する特例制度を創設する。

4. 不動産取得税

(2) 不動産取得税を廃止できない場合の措置

①不動産取得税の標準税率の特例措置の適用期限の延長

→重点要望項目4.(1)②参照

②土地の課税標準の特例措置の適用期限の延長

→重点要望項目4.(1)②参照

④中心市街地活性化のための土地区画整理事業および市街地再開発事業の特例の創設に対する現行特例措置の適用

→重点要望項目4.(3)参照

⑤中心市街地の区域における土地の有効利用を促すための認定事業用地適正化計画に係る不動産取得税の軽減措置の適用

→重点要望項目4.(3)参照

⑦新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置の適用期限の延長

→適用期限を2年延長する。

⑧2005年日本国際博覧会(愛・地球博)の参加国等が有する一定の家屋等に対する固定資産税等の課税免除の特例措置の適用期限の延長

→2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の円滑な撤去作業の実施のため、不動産取得税、固定資産税、都市計画税及び国有資産等所在市町村交付金について、特例措置を1年間延長する。

6. その他

（1）自動車税のグリーン化について、所要の見直しを行った上で適用期限の延長

→大対象要件を見直した上で2年間延長する。

（2）自動車取得税についての措置

①排出ガス性能や燃費性能に応じて自動車取得税を軽減する。

②環境に優しいトラック・バスの普及を促進するため、排出ガス規制に適合し、かつ燃費性能に優れたトラック・バスに対し、自動車取得税の軽減を行う（平成18年度、19年度の2年間）。

（3）2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の参加国等有する一定の家屋等に対する固定資産税等の課税免除の特例措置の適用期限の延長

→2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の円滑な撤去作業の実施のため、不動産取得税、固定資産税、都市計画税及び国有資産等所在市町村交付金について、特例措置を1年間延長する。

（4）中小企業組合の信頼性の向上等のための中小企業等協同組合法の改正に伴う措置

→中小企業等協同組合法改正に伴い、事業協同組合の行う共済事業の見直し等に併せて、既存の税制措置の取扱について整備を行う。

C. その他

1. 国と地方のあり方と税制

（3）平成17年度与党税制改正大綱にある三位一体改革による税源移譲に伴い、個人住民税所得割の税率のフラット化を行う場合の、個々の納税者の負担に変化が生じないための配慮

→重点要望項目10.（1）参照

2. 環境問題への対応と税制措置

（1）環境税の導入見送り

→重点要望項目12.（1）参照

3. 公平・公正・効率的な納税環境の整備等

（1）納税者番号制度の導入の検討

→重点要望項目13.（1）参照

（5）高額納税者の公示制度について、廃止すること。

→所得税、相続税、贈与税、法人税及び地価税の申告書に係る公示制度を廃止する。

（注）上記の改正は、平成18年4月1日以後に公示する場合について適用する。

（9）新日米租税条約の発効に伴い、わが国の年金基金が米国で有価証券等を運用し、年間1万ドル超の配当等を受ける場合に、租税条約に基づく税の軽減内容等について米国当局への開示が義務付けられているが、その対応のため、年金基金が大きな負担を負わないよう、開示義務の減免について支援されたい。

→開示義務が減免された。

4. 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施

(1) 非営利法人課税の課税対象所得の範囲や軽減税率、資産課税等についての課税強化

→重点要望項目14. (1) 参照

(2) 寄附金税制の拡充

→重点要望項目14. (3) 参照

2.2. 適格退職年金から特定退職金共済への移換に関する要望

平成17年9月14日
日本商工会議所
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会

わが国は、本格的な人口減少・高齢化時代を迎え、従来のような質・量の社会保障サービスを継続することは困難となっている。すでに公的年金については、昨年年金制度改革によって給付水準の抑制が始まっており、こうした中で、老後の生活を補完する観点から、企業年金の果たす役割が大きくなってきている。

わが国の企業年金制度については、平成13年度以降、確定拠出年金法および確定給付企業年金法が相次いで施行され、企業年金の枠組みが大きく変更された。その後、確定拠出年金制度について一部改善が図られてきたところではあるが、年金制度の利用者である企業および従業員にとって、必ずしも十分な仕組みが構築されたとは言いがたい。

特に、適格退職年金制度が平成24年3月までに廃止されることになっているが、その際、資産移換が認められているのは、確定給付企業年金および確定拠出年金等のほか、労働保険特別会計からの助成を得て、独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済（中退共）に限られており、所得税法施行令に基づき民間主体で実施されている特定退職金共済（特退共）は移換対象となっていない。

これまで、適格退職年金は約2万件が契約解除されているが、このうち他の制度へ移換したのは約3割に過ぎない。これは、厳しい経営環境のもと、中小企業にとって、新たな退職給付制度を設けることの困難性を示すものであり、移換した3割についても、そのほとんどは中退共を選択している。残り7割は、契約解除に伴い他の制度へ移換しておらず、退職給付制度そのものが廃止されている可能性が非常に高い。このことは、中小企業の従業員の労働環境を悪化させ、退職後の生活の安定を脅かすとともに、中小企業の円滑な人材確保の観点からも非常にマイナスと言える。いまだ適格退職年金は、中小企業を中心に約5万件が存続しており、他の制度への移換が3割程度というこれまでの実績に鑑みれば、制度の廃止期限まで7年をきった現在、早急に移換できる対象先を増やすことが必要

である。

特退共は、中退共の1／3程度の被共済者を抱えており、しかも、現行制度上、特退共と中退共の間では通算制度が確立され、掛金の引き渡しが可能となっている。また、中退共に加入できる企業は中小企業に限定されているが、特退共への加入には企業規模の制約がないことから、中退共に加入できない中堅企業はもとより、中小企業であっても、中小企業を卒業した後も制度を継続できるメリットを有している。

このように、特退共は、中退共とともに中小企業に広く定着し、中小企業の従業員の退職後の生活の安定と福祉の向上に大きな役割を果たしており、税制上も同様の取扱いを受けてきた制度である。それにもかかわらず、適格年金制度の廃止が決まった平成14年の制度改正で、特退共のみ移換できなくなったが、本来であれば、その時に特退共も移換対象に加えるべきであった。もとより、特退共を移換対象として認めないことは、政府が進める「官から民へ」の流れに逆行するものである。民間においてもできることは、民間にも委ねることができるよう、選択可能な対象先を増やすべきである。

上記の観点から、適格退職年金から特定退職金共済への移換を一刻も早く認めるよう、強く要望する。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

年金受給者に対する受給権保護を担保する仕組みを法律上位置づけた上で、非課税移換するための所要の措置を講じるべく検討が進められている。

23. 当面の諸課題に関するポジション・ペーパー

平成17年10月31日
日本商工会議所

わが国経済は全体として明るさを示しているものの、原油価格の高騰や海外経済の動向など、先行き不安定要因を抱えている。また、長期にわたるデフレの影響等により、地域中小企業をめぐる経営環境は、依然として厳しい状況が続いている。

こうした中で、わが国が抱える諸課題についての議論が進みつつあるが、このうち、特に当面する重要課題である税制改革、政策金融改革および、まちづくり3法見直し問題の3項目について、以下のとおり考える。

1. 税制改革について

(1) 消費税の引上げ論議について

政府税調や自民党において、財政再建や社会保障財源に充当するための増税議論、特に消費税の引上げ議論が活発化しており、その中で、税率の引上げを当然のこととして、具体的に何パーセントにするか、という議論が先行しているが、そのような議論のあり方は疑問である。

もちろん、財政再建は重要な政策課題であるが、経済成長の芽を摘んでは元も子もない。デフレから脱却し、経済の持続的な成長を図っていかなければ、安定した税収増も望めず、再び景気が悪化すれば、それこそ財政再建どころではなくなる。景気がようやく上向きかけようとした段階で、消費税や社会保険料の引上げなどにより国民に負担増を求めた97年と同じ轍を踏んではならない。

消費税は、「広く薄く」国民に負担を求める公平な税制であり、また輸出免税となることから、法人税等に比べ、国際競争力に影響を与えないと言われる。

しかし、仮に税率を引き上げた場合、消費者に広く転嫁されるならば、消費税が有する逆進性ゆえに、特に低所得者層に打撃を与えるという問題がある。一方、実際には、厳しい競争環境のもとで、流通関係の中小・零細事業者にとって価格への転嫁は困難であり、納税・申告のための事務負担も非常に大きい。

加えて、税率引上げは、個人消費などに大きな影響を及ぼすことから、景気回復に水をさすことになる。

もとより、本格的な人口減少・高齢化時代を迎え、増大が予想される医療費の給付抑制をはじめ、社会保障制度の抜本改革による国民負担の軽減や、国・地方公務員の総人件費の大幅削減をはじめ徹底した行財政改革による聖域なき歳出削減の断行など、将来へ向けた歳出削減のスキームを示すことが優先されなければならない。

そうしたことをせずに、たとえ福祉目的のために消費税を引上げるといわれても、国民は納得しないだろう。

(2) 経済活性化と中小企業の活力強化のための税制措置について

経済のグローバル化や中国をはじめ新興諸国の追い上げなどに伴い、国際競争が激化する中、今後わが国が引き続き産業技術力の優位性を確保し、経済発展を続けていくためには、新たな投資や技術力の強化が不可欠である。

景気は全体として回復傾向にあるものの、中小企業においては、脆弱な経営基盤の中で、バブル崩壊後の厳しい構造変化の波に洗われ、また、長引くデフレ経済のもとで、経営環境は依然として厳しい状況にある。

商工会議所L O B O調査においては、原油価格高騰による仕入コスト上昇などを受けて、業況DIは足踏み状態にあり、また、日銀短観や、経常利益、生産動向などの経済指標についても、大企業と中小企業の格差が拡大しており、中小企業はいまだ本格的な景気回復には至っていない。

わが国経済は、大企業と中小企業が相互に補完しあいながら成り立っており、大企業ばかりがよくなっても、中小企業の経営環境が好転しなければ、わが国経済社会全体がよくなっていかない。

もちろん、中小企業自身が、経営基盤を強化し、競争力の向上を図るため、一層の経営努力を積み重ねる必要があるが、国においても、中小企業の活力を強化する観点からの税制措置による支援が不可欠である。

このため、事業承継税制の拡充や中小同族会社に対する留保金課税の完全撤廃、今年度末で適用期限の到来するIT投資促進税制をはじめとする投資促進税制や研究開発促進税制について、その延長が是非とも必要である。

2. 政策金融改革について

(1) 政府系中小3金融機関の機能について

政策金融改革について、最近の議論では、初めに統廃合ありき、民営化ありきで拙速な内容が散見されているが、借り手の中小企業の立場に立って大変危惧している。

特に、10月27日の経済財政諮問会議において、「政策金融改革ヒアリングに基づく民間議員所見」が公表されたが、少なくとも、政府系中小3金融機関の見直しにあたっては、民間金融の実情についてのユーザーの声を反映しているとは言えない。融資規模の半減や組織の統廃合をアプライオリの前提として、残すべき機能を整理したものと言える。

中小企業は、景気動向に左右され不安定な経営を余儀なくされる上に、自己資本が過小であり、資金繰りは借入に常に依存せざるを得ない。特に業況悪化時には、銀行からの融資に頼らざるを得ず、そうした意味で、金融はまさに命綱であり、中小企業にとっては、長期の安定的な資金供給が必要不可欠である。

このような広義のセーフティネット機能こそが、3機関の最も重要な機能と言える。赤字が続いたり債務超過に陥っても存在価値のある中小企業に対し、健全性と効率性を旨とし営利を目的とする民間金融機関が、3機関に代わって、手間をかけてまでも必要な金融を行うことは期待できない。しかも、地域中小金融機関は、財務体質の健全性向上へ向けた取組みの最中である。

また、不況時や構造変化への適応のため、新分野への進出や経営革新などリスクを伴う資金ニーズに対する融資が重要であるが、民間金融機関がこうしたニーズを充足できるのか？答えは否である。

さらに、「3機関は直接融資をしなくても、民間金融機関への債務保証で十分ではないか、海外でも債務保証主体である」との意見もあるが、やはり直接融資は必要である。直接融資により、3機関は中小企業の現場と日常的にコミュニケーションを図ることができ、独自の目利き力を培うことも可能となる。このような民間金融機関では容易にはできない、手間のかかるリレーションシップの構築があるからこそ、厳しい経営環境に直面し、あるいは、新規事業に取り組む際にも、極めてスムーズに、手早く金融支援を行うことが可能となり、それが、民間金融機関の呼び水にもなり得るものである。

なお、欧米主要国において直接融資を行っていない国は事実上、イギリスだけであり、そのイギリスにおいても、保証主体による制度運営は難しいとの由である。また、連邦国家であるアメリカやドイツにおいては、連邦政府と州政府との役割分担が明確になされており、産業政策における州政府の役割は大きい。州政府が様々な直接融資を行うことで、中小企業金融の円滑化に大きく貢献している。このように政策金融制度について連邦制を採用している国との比較を行う場合には、連邦政府単独と比べても意味がなく、連邦政府と州政府との制度を併せたうえで比較検討すべきであ

る。

メガバンクのみならず、地域金融機関が、これまで3機関が果たしてきた中小企業に対する金融サービスを十分担いうる意欲も能力もあることが実証されない限り、3機関の機能縮小には納得できない。

(2) 政府系中小3金融機関の統廃合について

「農林中金は民営化できて、なぜ商工中金は民営化できないのか」との指摘もあるが、農林中金と商工中金とは全く異なる機能を有する組織と言える。農林中金は農業従事者などの余剰資金を農協等の系統機関経由で吸収し運用している機関投資家であり、政策的な機能は乏しく、すでに昭和34年で政府出資はなくなっている。

一方、商工中金は市場等から資金を集めて、資金が不足している協同組合や中小企業者のために資金を供給する機関である。商工中金は政府の最小限の関与で大きな政策機能を発揮しており、この点を中小企業も高く評価している。商工中金のこうした機能を喪失させることは、中小企業にとって大きな痛手である。

3機関の統廃合は、「借り手」にとってはサービスの著しい低下を招き、大きな損失と言える。統廃合の効果をあげるためには、支店・人員の削減などの措置が不可欠であり、また、人事交流も必要となる。このことは、これまで3機関が各々培ってきた目利き力や専門性を失わせ、融資先への目配りも中途半端になりかねない。さらに、審査に手間取ったり偏りが生じたり、小規模事業者が軽んじられたりするなど、中小企業に対する育成・指導力が低下するおそれも懸念される。

3機関を統廃合するということであれば、機能・サービスが低下しないということを実証する必要がある。

また、統廃合によりどのような効果が生じるのかも具体的に数値で示すべきである。それが明確にならない限り、政府系中小3金融機関のユーザーとしては納得できない。

3. 自民党の「まちづくり三法見直しに関する中間取りまとめ」について

自民党の中心市街地再活性化調査会（中曽根弘文会長）のまちづくり三法見直しワーキングチーム（甘利明座長）がこれまでの検討結果を「中間取りまとめ」として決定された。11回にわたる関係者ヒアリングを行うなど、過去に例を見ないほどの精力的な審議に感謝申しあげ、深く敬意を表する。

今回の「中間取りまとめ」にある現状認識、問題意識、また、今後の方向性として打ち出された、合計7項目にわたる提案も基本的にわれわれの意見と合致するものと評価できる。

しかし、「ゾーニングの強化と広域規制の導入」において、基本的にゾーニングの強化を謳っているが、まだ内容が明らかになっておらず、今後、用途規制の対象など内容を詰める必要がある。

また、「まちづくり3法の見直し」とされながら、肝心の大店立地法について、評価や改善の方向性が全く触れられていないことは問題である。

以上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

1. 税制改革について

- 「平成18年度税制改正に関する要望（平成17年9月）」参照

2. 政策金融改革について

- 「日本商工会議所夏季政策懇談会政策アピール（平成17年7月）」参照

3. 自民党の「まちづくり三法見直しに関する中間取りまとめ」について

- 「まちづくり推進のための新たな枠組みの構築に関する要望（平成17年7月）」参照

24. 第3次小泉改造内閣に望む

平成17年11月7日

日本商工会議所

第3次小泉改造内閣は、先の衆議院選挙において示された民意を受けて、「改革なくして成長なし」の構造改革を推進されるものと大いに期待している。小泉総理の強力なリーダーシップのもと、構造改革の総仕上げとして、持続可能な社会保障制度の確立をはじめ、思い切った行財政改革を断行するとともに、わが国経済の持続的発展のため、特に地域経済や中小企業の活力強化に取り組まれない。

大企業はもとより地域中小企業を中心に150万の会員企業を擁する地域総合経済団体である商工会議所として、下記事項の実現を強く要望する。

記

1. コンパクトなまちづくり推進のための新たな枠組みの構築

中心市街地の空洞化を克服しコミュニティの再生を図り、地域の健全な発展のために、コンパクトなまちづくりと商店街や大型店・ナショナルチェーン店等が地域社会において両立、共生し、まちづくりに貢献していくための環境整備を図るべきである。

このため、政府は、今回の政権公約ならびに連立与党重点政策に沿い、また欧米各国の制度も参考に、次期通常国会において、

- ①中心市街地活性化法を発展的に改め、まちづくりの理念を確立するとともに、都市機能の適正立地と賑わい回復の両立を基本理念とする基本法的な法律とすること
- ②都市計画法のゾーニングを強化し、郊外の無秩序な大規模開発等を一定の手続き規定のもとに置くことや、広域調整メカニズムを導入すること
- ③大店立地法の対象に、店舗と一体的に設置されるサービス施設を加えるとともに、地域活動に協力すること等、大型店が社会的責任を果たすことを担保する仕組みや、高齢者の利便性の低下等、周辺地域に及ぼす社会的・経済的悪影響を解決する仕組みを創設すること

などを柱とするまちづくり3法の抜本的見直しを実現されたい。

2. 政府系中小企業3金融機関の機能強化

中小企業対策予算が限られている中で、これまで中小企業を支えてきたのが、政府系中小企業3金融機関による政策金融である。

これまで3機関が行ってきた広義のセーフティネットとしての長期安定資金の供給や、創業・経営革新・再生等のリスクを伴う資金供給は、民間金融機関では取り組むことが困難な分野であり、こうした機能こそ、まさに官が担うべきである。

政策金融改革にあたっては、民間金融機関では充足することが困難な中小企業金融の実態を十分踏まえ、3機関の機能・役割を強化する方向で検討すべきである。

3. 中小企業関係税制の是正・拡充等

中小企業は、わが国企業数の99.7%を占め、雇用の70%を支え、個人消費の60%近くを担っており、この中小企業が活力を十分発揮できなければ、わが国経済社会全体の発展は期待できない。特に、資金や人材などの経営資源に乏しい中小企業が、国際競争力を高めていくためには、経営基盤の充実とあわせ、技術力の強化を図ることが極めて重要である。

このため、中小企業対策予算を大幅に充実させるとともに、事業承継円滑化のための税制措置の確立、中小同族会社の留保金課税の完全撤廃、IT投資をはじめとする設備投資促進税制や研究開発促進税制の延長など、中小企業関係税制等の是正・拡充を図るべきである。

なお、温室効果ガスの排出削減効果が期待できず、「環境と経済の両立」に反する環境税は導入すべきではない。

4. 国民が安心できる社会保障制度改革の断行

いま、国民が最も望んでいるのは、厳しいながらも安心して暮らせる将来像の確立である。そのためには、信頼できる社会保障制度の構築が欠かせない。このため、社会保障制度全体を総合的に検討し、国民や企業が納得できる負担と給付の水準を考慮して、贅沢ではなくとも持続可能な社会保障制度を確立していかなければならない。

いずれにせよ相当な国民負担の増加は避けられないと思われるが、まずは急激な伸びが見込まれる医療について、「名目成長率の伸び率の範囲内」という目標を設定して総額抑制を図る必要がある。

5. 国民や企業が納得できる財政再建の取り組み

財政再建は、わが国にとって最も重要な政策課題の一つであり、現在の財政赤字に加え、少子高齢化の進展に伴い、社会保障費の増加が避けられない。これには国をあげて対応していかなければならないが、その際、国民が求めているのは、公務員の総人件費の大幅削減など、聖域なき行財政改革の断行である。徹底した歳出削減なくしては、国民の理解は得られない。

また、財政再建を急ぐあまり安易な増税に頼り、経済成長の芽を摘んでしまっては元も子もない。このため、まずは、内需主導による持続的な景気回復によって税収増を図ることを優先すべきである。

財政再建のための増税論議は、こうした手順によって、国民や企業の納得を十分得ながら進めていくことが必要である。

6. 少子化対策の抜本的な拡充

人口減少問題はわが国の将来を決定づける基本的かつ最大の問題である。人口減少と人口構成の歪みは、経済社会の活力を失わせ、わが国の国力を削ぐことになる。

政府は、少子化克服のため今後5年間で「重点強化期間」と位置づけて資源を優先配分し、実効性の高い対策を講じる必要がある。将来の国を支える出産および子育てへの先行投資という観点から、少子化対策予算を抜本的に拡充すべきである。

以上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

1. コンパクトなまちづくり推進のための新たな枠組みの構築

○「まちづくり推進のための新たな枠組みの構築に関する要望（平成17年7月）」参照

2. 政府系中小企業3金融機関の機能強化

○「日本商工会議所夏季政策懇談会政策アピール（平成17年7月）」参照

3. 中小企業関係税制の是正・拡充等

○「平成18年度税制改正に関する要望（平成17年9月）」参照

4. 国民が安心できる社会保障制度改革の断行

○「医療制度改革に関する意見」参照。

5. 国民や企業が納得できる財政再建の取り組み

○「日本商工会議所夏季政策懇談会政策アピール（平成17年7月）」参照

6. 少子化対策の抜本的な拡充

18年度政府予算で、児童手当の支給期間延長（小学校3年生から6年生まで）、中小企業子育て支援助成金の創設、出産一時金の増額などが実現した。また、官房長官や少子化担当大臣などの少子化関係閣僚と経済界、労働界などで構成される「子育て官民トップ懇談会」が設置されるとともに、本懇談会において、商工会議所が子育てに関する国民の意識改革の必要性を強調したところ、官民挙げての国民運動の必要性が確認された。

25. 法令外国語訳・実施推進検討会議中間報告に関する意見

平成17年11月10日

日本商工会議所

本年9月30日に公表された「法令外国語訳・実施推進検討会議中間報告」（以下、中間報告）に関する意見は下記のとおりである。

記

1. 法令外国語訳推進の方向性について

- 中小企業の国際活動をより円滑化するとともに、対日投資促進による日本経済活性化に資することを目的として、政府において、十分な予算措置を講じた上で、統一かつ体系的な法令外国語訳を可能にする体制を速やかに整備し、信頼できる質の高い日本法令の外国語訳を容易に継続的に利用することが可能な環境を早急に実現すべきである。

2. 翻訳推進の在り方について

- 法令外国語訳は、わが国がグローバル化した国際社会に対応し、国際的な競争力を強化していくための基本的な基盤（インフラストラクチャー）である。上記1.の目的に鑑み、既に外国語訳が存在する法令の改正や新規立法の場合を含め、必要性、緊急性の高い法令を選択し、速やかに翻訳を行う必要がある。
- 「中間報告」によれば、「政府は、平成18年度から20年度までの3年の期間を対象とした翻訳整備計画を策定し（中略）所要の措置を講ずるべきである」としているが、同計画の終了する平成20年度以降においても、政府の責任において「統一かつ体系的な法令外国語訳を可能にする体制」を整備、改善すべきである。
- 実務上、政省令が重要な役割を担っている法律に関しては、政省令の外国語訳についても整備する必要がある。

3. 翻訳された法令の利用（アクセス）を容易にする体制の整備について

- 国内外の利用者の利便性に鑑み、一元的に閲覧できる専用ホームページを設けるとともに、検索機能や日本語との参照機能などの諸機能を加えるなど、利用者の立場に立ったアクセス体制を整備すべきである。その際、日本の法令データを提供しているホームページ「法令データ提供システム」（総務省行政管理局／<http://law.egov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>）との連携を強化すべきである。

以上

<提出先>

法務省

<実現状況>

法令外国語訳・実施推進検討会議の最終報告（平成 18 年 3 月）において、法令外国語訳推進のための基盤整備、翻訳推進体制の整備、翻訳された法令の利用を容易にする体制整備など、要望事項が実現した。

26. 日智経済連携協定交渉入り合意について

平成 17 年 11 月 30 日

日本商工会議所

日智経済委員会日本国内委員会

日本商工会議所ならびに日智経済委員会日本国内委員会では、わが国にとって重要な資源供給国であり、また長年の友好国であるチリとの経済連携協定（EPA）は、両国の経済関係強化に資するだけでなく我が国の国益にも適うものとして、以前よりその早期実現を要望してまいりました。

自由貿易協定（FTA）先進国であるチリは、現在 45 ヶ国以上と貿易協定を締結しており、近年は韓国や中国を始めとするアジア地域との FTA 締結を加速させております。一方、チリとの EPA 未締結の日本にとっては、チリ市場での日本企業の競争力低下に対する懸念を生じつつあります。

このような状況下、我々は本年 11 月 18 日に日智 EPA に係わる政府間交渉の開始について合意がなされたことを大いに歓迎いたします。今後は EPA 締結に伴う国内産業への影響にも十分な配慮をしつつ、一日も早い協定締結を期待するものであります。

以 上

<提出先>

小泉純一郎 内閣総理大臣、麻生太郎 外務大臣、谷垣禎一 財務大臣、中川 昭一 農林水産大臣、二階俊博 経済産業大臣

<実現状況>

日本・チリ経済連携協定交渉入り合意後、平成 18 年 2 月の第 1 回、5 月の第 2 回に続き、7 月には第 3 回の交渉が予定されている。

27. 日ASEAN包括的経済連携協定の早期締結を求める

平成 17 年 12 月 2 日

日本商工会議所

(社)日本経済団体連合会

(社)経済同友会

(社)日本貿易会

わが国にとって、地理的に近く経済関係が緊密で、今後更なる成長が期待される東アジアは極めて重要な地域であり、本年 12 月にマレーシアで開催される初の東アジアサミットを契機に、これら諸国との経済関係がより一層強化されることを強く望むものである。

特に、わが国企業が長年にわたる事業展開を通じ強固な相互補完関係を構築してきた ASEAN 諸国は、わが国産業全体にとって引き続き重要な生産拠点であり市場である。また、近年の域内経済統合の進展に加え、東アジア全体のバランスある発展を図る観点からも、ASEAN の重要性が高まっている。

このため、わが国が現在推進している ASEAN 各国との二国間経済連携協定 (EPA) に加えて、ASEAN 域内国間の取引や二国間 EPA のない国々との貿易、更には投資面を含めたビジネス環境の整備等をも対象とする日 ASEAN 包括的経済連携協定が必要不可欠となっている。

この協定の実現により、日 ASEAN 域内全体において、より自由で円滑な事業基盤の確立が容易になるとともに、更に分業・協力体制を深化させることができる。とりわけ、わが国で生産した高付加価値の部品・素材等を ASEAN の加工・組立拠点に輸出し、それらを組み込んだ製品を ASEAN 域内において低関税で取引できるなど、わが国企業はより柔軟な海外事業展開が可能となる。一方、ASEAN にとっても、新たな製品の生産拠点としてわが国からの投資の拡大が見込まれるなど、本協定は日 ASEAN 相互の発展に資することとなる。

現在、東アジア地域では、中国や韓国等が ASEAN 全体との自由貿易協定 (FTA) への取り組みを加速している。わが国企業は中韓との厳しい競争状態にある ASEAN 市場において、こうした動きに乗り遅れることになれば、競争力を失うだけでなく、日本国内で高付加価値製品の生産拠点を維持することが困難になる惧れがある。

従って、われわれ経済界は、今後の東アジア全体の経済関係強化に向け、高度な自由化と包括的な内容を目指し、かつ、簡素で明確な累積原産地規則を有する日 ASEAN 包括的経済連携協定の交渉を加速化させ、早期に締結するよう強く求める。

以 上

<提出先>

内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣、外務大臣、農林水産大臣、財務大臣、各省庁幹部、政党等

<実現状況>

日本とASEANとの間の包括的経済連携協定の政府間交渉は、関税率の譲許の方法などめぐって双方の立場に隔たりが大きく、一時期且交渉が中断していた。本要望書の提出を機に、わが国政府では、平成17年12月の経済大臣会合や首脳会談を活用し、交渉の再開と、交渉開始から2年以内の可能な限り早期に交渉をまとめるよう努力することで合意した。その後、平成18年4月に第3回の交渉が再開された。

28. 三位一体の改革に関する要望

平成17年12月15日

日本商工会議所

去る11月30日の三位一体の改革に関する政府・与党の合意により、全国の商工会議所等に対する国の「小規模企業等活性化補助金」が平成18年度から完全に廃止され、地方に税源移譲されることが決定されました。

この決定に対して、全国の商工会議所からは、現行の国と都道府県等による助成の枠組みにおいても、都道府県の財政事情等から予算化されず事業が執行できない状況が多々見られることから、今後地域における小規模事業対策が後退するのではないかとの懸念の声が寄せられております。

小規模企業は、全国で410万社を超え、全企業数の87.2%を占め、創業、経営革新等を通じて、地域経済の活性化、雇用の維持・創出に極めて大きな役割を果たしております。全国の商工会議所等は、小規模事業対策の重要性に鑑み、国と地方公共団体の事務・事業を代行して、地域の小規模事業者が経営基盤の強化を図りながら、厳しい経営環境の変化に柔軟に対応していけるよう、きめの細かい相談指導事業をはじめとする経営支援事業を展開しております。

今回の決定により、国の「小規模企業等活性化補助金」は廃止されることになりましたが、商工会議所としては、この改革は、地域経済の振興に大きな役割を有する地域小規模事業者への支援の一層の拡充強化のための改革でなければならないと捉えており、くれぐれも小規模事業対策予算の縮減のための改革であってはならないと考えております。

小規模事業対策について、今後は、地方公共団体の自主性を活かした事務・事業として、その責任の下で、十分かつ安定的に予算が確保され、地域の経済環境や小規模事業者の実態に応じて、商工会議所等とより緊密な連携をとりながら、確実に予算執行されるよう強く要望いたします。

なお、商工会議所としても、引き続き、職員の資質向上等に取り組み、地域の小規模事業者支援体制の一層の強化に向けて努力していく所存であります。

以上

<提出先>

地方六団体会長、各都道府県知事

<実現状況>

本件に関し、二階俊博経済産業大臣からの「小規模企業等活性化事業が地方自治体によって確実に実施されるようにして欲しい」との要請に対し、麻生渡全国知事会会長（福岡県知事）より、「中小企業振興は地域経済にとって最も重要な課題であり、小規模企業等活性化事業が各自治体で実行されるよう、責任をもって各知事に説明し、その趣旨を徹底させる」との回答を得た。

29. 『石綿による健康被害の救済に関する法律案』大綱に対する意見について

平成17年12月15日

日本商工会議所

石綿による健康被害の救済スキームについては、これを早急に確立しその具体化を急ぐべきである。しかし、このほど決定された「石綿による健康被害の救済に関する法律案」大綱については、救済に必要な費用負担のあり方をはじめ、下記の点について疑問を抱かざるを得ない。

同大綱は、既存の制度では救済が困難な場合におけるこの種の救済スキームのあり方に少なからず影響を与える重要な意味を持っているにもかかわらず、専門家や関係者によるオープンな議論、また費用負担を課そうとする者に納得のいく説明がなされないままに決定されたことは誠に遺憾である。

法案作成にあたっては、本大綱にとらわれず広く関係者に意見を求め、少なくとも費用負担者が納得する内容となるよう見直すべきである。

記

1. 大綱では、①原因者およびその有責度が特定できないため、救済費用負担の対象および根拠を、有責の有無にかかわらずすべての事業活動を営む者は石綿の便益を享受し経済的利得を得ているとみなし、さらに、②その有責度は雇用量（賃金総額）に比例するとみなして労働者を雇用する事業主に対象を絞り費用負担を課すこととしている。

しかし事業活動にあたって、事業者は多かれ少なかれ産業基盤として活用されてきた石綿の便益を享受してきた面があるとしても、その程度はそれぞれの事業によって著しく異なる。原因者を特定できないまま、石綿の利用による便益を受ける程度がそれぞれ異なる事業者に対して一律にすべてを石綿の応益者として被害者に対する救済費用の負担義務を課すことは甚だ妥当性を欠く。

2. 仮に事業活動の規模に応じて負担するという考え方に立つとしても、①事業活動の規模と石綿による経済的利得を受けた度合いは相関しないし、②事業活動の規模は賃金総額だけで決まるものではない。むしろ建物、設備に含まれる石綿の量などに応じて決めるのならともかく、雇用量（賃金総額）で石綿による応益度を計ることは著しく不当である。特に一般的に資本装備率が低く労働集約的な中小企業にとって、負担度合いを高くすることになり適当でない。

3. 以上から、原因者も特定できないし、有責度も明確にできないケースにおいて、既存の救済制度との間の隙間を埋める救済スキームの構築にあたっては、そもそも対象を絞って、これに課税したり、負担金を徴収することには無理があり、到底負担を課される者の納得が得られない。公的に救済対策を講ずる必要があるとすれば、明らかに石綿による便益を直接的に享受し、経済的利得を得た企業は別として、他の必要財源は、租税等を一般財源とする一般会計予算に計上することによって対処することが筋であると考えられる。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

石綿（アスベスト）問題については、7月1日に関係省庁会議が設置され、対応策の検討が開始された。日商では、厚生労働省からの要請により、7月27日付け文書で各地商工会議所に対し、会員企業向けの文書「石綿による健康障害防止対策への適切な対応について（通知）」を発信し、石綿にかかわる事業者向けの情報を提供した。

11月、政府は「石綿による健康被害の救済に関する法律案」大綱を発表したが、石綿被害の原因者を特定できないまま、責任の有無にかかわらず、労働者を雇用するすべての事業主を対象を絞り費用負担を課すなど費用負担のあり方が合理性に欠けていることから、当所では、12月15日の常議員会において本意見書を取りまとめ、政府・与党、関係省庁に提出した。これに対し環境省は、石綿による健康被害については、個別的な因果関係の立証は困難なものの、すべての事業者が事業活動を通じて石綿の使用による経済的利得を受けていることに着目し負担を求めることとした、などの理由を主張し、費用負担の対象は変更されなかった。

1月17日、自民党アスベスト問題関係合同部会は、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」と大気汚染法などアスベスト対策に関連した法律の一部改正案を了承。18年度通常国会において、2月3日政府原案通り可決され、2月17日に施行された。

30. 「会社法関係の法務省令案」に対する意見

平成17年12月28日
日本商工会議所
東京商工会議所

法務省より平成17年11月29日に公表された「会社法関係の法務省令案」に対する当会議所の意見は下記のとおりである。

記

1. 会社法施行規則案について

(1) 子会社の定義（第3条）、親会社株式取得の禁止（会社法第135条）規則案第3条において子会社

の定義に実質基準が使用されることにより、従来、商法第211条ノ2に照らして親会社・子会社の関係になかった会社が、会社法施行後、新たに親子関係となるケースが発生する。

会社法第135条では子会社による親会社株式の取得を禁止しているため、規則案第3条により子会社とされる既存の非子会社は、現に保有する（新たに親会社とされる会社の）株式の処分を迫られることとなる。この場合、会社法第135条第3項の適用を受け、「相当の時期」に処分をすることが求められるのか、適用を受けずに会社法施行日に処分をしなければならないのかが不明であるため、条文上明らかにすべきと考える。

いずれにせよ、十分な準備期間の確保及び適切なタイミングでの親会社株式処分を可能とするため、十分な周知を行うことを求める。

（2）事業報告

①公開会社の特則（第77条第3項）

規則案第77条第3項のうち、第3号及び第6号については、文言中の「重要」か否かの判断・区別が難しいことに加え、本業以外のものの記載はボリュームばかりが増えてしまう恐れがあるため、記載事項から除外すべきと考える。

仮に記載するとしても、「重要」についての具体的な基準を示すべきであり、また事業報告ではなく、web開示でも足りると考える。

第4号の「会社役員報酬等の総額」については、役員報酬は株主総会決議に基づく支給であるため、事業報告ではなく附属明細書への記載とすることで十分と考える。

第7号の「監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実」については、「相当程度の知見」の有無の基準が明確ではないうえに、経歴から推測することも可能でもあるから、記載は不要と考える。

②社外役員等を設けた株式会社の特則（第78条）

社外役員に関する事業報告記載事項として、同条第1項第1号では、社外役員が他の会社の役員等であるときはその事実及び当該株式会社と当該他の会社との「関係」を記載せよと定めている。しかし、そもそもこのような「関係」について事業報告への記載は不要と考えるし、仮にこの規定が存続するにしても、ここにいう「関係」が資本関係だけでなく、業務上の関係も含むものなのか不明であるため、「関係」の具体的内容について明記すべきと考える。

第2号では、社外役員を兼任しているときはその事実を明らかにすることとされているが、記載の必要性がないと思われ、また本業以外のものの記載のボリュームばかりが増えてしまう恐れがあるため、記載事項から除外すべきと考える。仮に記載するとしても、web開示で足りると考える。

第3号についても、同様に記載事項から除外すべきである。「三親等内の親族その他これ準ずるものであるとき」は範囲が広すぎ、このように対象を広範なものとする必要はないと考える。

第4号イ及びロにおいては、社外役員活動状況として、取締役会への出席状況、発言状況等をも記載することとしているが、社外役員についてのみこのような開示を求めることは、社内役員との間でバランスを欠き、不相当である。

よって、これらの規定は不要と考える。また、第4号ニにおいては、「重要な」といった限定がされていないため、微細な法令・定款違反または不当な業務執行の事実についても記載が求められるようにも読めるが、これは実務上酷に過ぎる。したがって、ニについては、会社の経営に影響を与える重大な違反行為か、または主要な予防・対応行為という形で、違反行為または予防・

対応行為のいずれかまたは双方につき範囲を限定するよう文言を挿入・修正すべきと考える。また、少なくとも社外監査役については不正行為に限定される旨を明示すべきである。

第5号の責任限定契約については、定款規定に基づくものであることに鑑みると、web開示で足りると考える。

第6号の社外役員の報酬等の総額については、社外役員についてのみ別掲する必要があるのか疑問である（社外役員が1名である場合には、個人の報酬を開示することになってしまう）。よってこの規定は不要であり、仮に開示するとしても、附属明細書で足りると考える。

第7号及び第8号の、社外役員が親会社等から役員としての報酬等を受けているときの報酬等の額については、親会社役員としての情報開示レベルよりも詳細なもの（8号の財産上の利益の状況等）を社外役員就任会社側で行うのは妥当とは言えず、事業報告への記載は不要と考える。

第9号の過去5年以上社外役員となっている旨の事実については、選任時の参考書類に記載されていれば足り、事業報告への記載は不要と考える。

（3）責任追及等の訴えの不提訴理由書の記載事項（第125条）

株主の責任追及等の訴えの提起に対し、会社法第 847 条第 4 項により調査を行った結果、同条第 1 項の但書に定められている訴えの提起をすることのできないケースに該当する場合も、規則案第 125 条に定められる不提訴理由書を通知する必要があるかどうか、規則案では不明確であるので、規則で明示すべきと考える。同条第 1 項の但書に該当する場合にも、規則案第 125 条に定められる不提訴理由書は通知しなければならないとすれば、不提訴理由書の作成対応に係る会社の事務負担の増大が懸念され、実務上、望ましいとは思われない。

2. 株主総会等に関する法務省令案について

（1）招集の決定事項（第3条）

省令案第 3 条第 1 号ロにおいて、公開会社である場合は、該当日と同一の日において定時株主総会を開催する他の公開会社が著しく多い場合は、当該日に決定した理由を定めることとされているが（会社法第 298 条第 1 項第 5 号）、同一日に株主総会が集中するか否かは不明であることから（他社の開催状況は直接には分からない）、取締役の決定事項とすることは相応しくないと考える。

（2）取締役等の説明義務（第9条）

商法第 237 条ノ 3 第 2 項においては「株主ガ会日ヨリ相当ノ期間前ニ書面ニ依リ総会ニ於テ説明ヲ求ムベキ事項ヲ通知シタルトキハ取締役及監査役ハ調査ヲ要スルコトヲ理由トシテ説明ヲ拒ムコトヲ得ズ」と規定されており、「書面」で通知することが明確に規定されているが、省令案第 9 条第 1 号イにおいては、単に「通知」とあるだけで、通知の手段について特段の定めがなされていない。したがって、イについては口頭による通知が許容されると解する余地があるが、仮に口頭の通知で足りるとすると、実務の運用において不都合が生じる恐れがある。したがって、省令案第 9 条第 1 号イにおいて、「通知」の語の前に「書面又は電磁的方法による」の語を挿入することにより明確にするとともに、株主が株式会社に対して通知を行う際の手段が「書面」または「電磁的方法」に限定されることを要望する。

（3）取締役の選任の際の参考書類（第12条）

同条第 2 項第 2 号として「候補者が他の会社等を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く）」とされているが、「代表者」か否かを記載させることの意義が不明であり、また、

重要でないものかどうかの判断の基準が不明確である。よって条文上、これを明確にするか、そうでなければ削除すべきと考える。

同条第3項第2号では、過去5年間に他の会社の業務執行者であったときは、他の会社における地位及び担当を記載するよう定めているが、会社においては組織変更等がなされることもあるので、その全てを記載させることは事務手続上、煩雑であるばかりでなく、参考書類の一覧性という点からも疑問があるので、略歴として合理的に記載すれば足りる（5年分の地位・担当を全て記載する必要はない）と考える。

第4項第4号では、過去5年間に他の会社の役員に就任していた場合において在任中他の会社において法令・定款違反を行った事実等があるときにはその旨を記載することとされている。しかし、他の会社での事実を、自社においてどこまで正確に把握できるのか、実際には不可能な場合がほとんどではないかという問題があり（会社が当該他の会社に照会をしても、真実かつ完全な返答が得られる保証はないし、照会に対する回答を拒んだ場合、回答を強制する手段がない）、また、事実を把握したとしても、それが法令・定款違反であるか否かを第三者が正しく評価できるのか疑問であり、参考書類の作成という会社の義務についてどの程度まで行えばかかる義務を果たしたことになるか不明確であるとの懸念があるため、削除すべきと考える。

第4項第5号で社外取締役候補者につき、当該候補者が、職務を適切に遂行することができるものであることを示す事実を参考書類に記載しなければならないとしているが、同項2号では、当該候補者を社外取締役候補者とした理由を参考書類記載事項としている以上、2号の規定で十分であり、5号は削除するか、条文の内容を具体的・客観的に明確となるよう規定すべきである。

第4項第6号ハでは、「当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者の三親等以内の親族その他これに準ずるものであること」とされているが、範囲として広すぎる。また、特定関係事業者のうち「主要な取引先」については判定基準が不明瞭であり、規則において一定の指針を示す必要がある。

第4項第7号の責任限定契約については、定款規定に基づくものであることに鑑みると、重任の場合にはweb開示で足りると考える。

（4）取締役の報酬等に関する議案（第20条）

商法施行規則第13条第1項第5号では、取締役又は監査役の報酬に関する議案の場合、参考書類には「報酬算定額の基準又は改定の理由」を記載することとされ、改定の場合は理由のみ記載することが通例であった。

一方、省令案第20条第1項において、第1号（監査役の場合は省令案第22条第1項第2号）では「法第361条第1項各号（法第387条第1項各号）に掲げる事項の算定の基準」とし、同2号で「既に定められている法第361条第1項各号（法第387条第1項各号）に掲げる事項を変更するものであれば変更の理由」と並列して掲げている。並列とした意図が、改定の都度、理由とともに新たな基準を明示すべきということであれば、過大に過ぎると考える。

（5）議決権行使書面（第34条）

省令案第34条第2項で、議決権行使書面には、「株主の同一性を確認するための措置を講じなければならない」とあるが、「株主の同一性を確認するための措置」とは何を想定しているのか明らかに願いたい。

これについては、現行、商法施行規則では「押印する欄」を設けることを規定しており（規則第

26条)、株主名の印影があれば株主登録時の印鑑との照合をすることなく、株主本人から提出されたものとして扱っているが、現行規則の考え方と同一であると理解してよいか。

3. 株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令案について

(1) 体制(第4条、第5条、第6条)

省令案第4条、第5条、第6条で規定される内部統制システムの範囲は広範にわたるうえ、文言が抽象的であることから、各号において最低限求められる体制の具体的な内容とその程度について明示されたい。

(2) 事業報告における開示(第7条)

会社法第348条第4項および第362条第5項により、大会社においては内部統制システム構築の方針を取締役が決定または取締役会で決議する義務があることを、また大会社以外の会社では任意で内部統制システム構築の方針を取締役が決定または取締役会で決議することができることが規定された。

しかしながら、その開示を定めた省令案第7条の柱書を読むと、「株式会社は、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める事項についての決定又は決議の概要をも事業報告の内容としなければならない」とされており、この「株式会社は・・・しなければならない」という文言を見ると、内部統制システム構築の義務のない大会社以外のすべての会社において、事業報告に内部統制システムについての何らかの記載をしなければならないように読みうる言葉使いになっている。当然のことながら、大会社以外の株式会社では内部統制システムの構築は任意なのであるから、それらの会社で内部統制システム構築について決定・決議をしなかった場合には、事業報告で書くべき内容は存在せず、したがってこのような会社についてまで事業報告への記載を強制するように読める同条の記載は不適切である。

以上より、大会社以外の株式会社で内部統制システムの構築について何の決定・決議をしなかった場合には事業報告への記載義務がないことを文言上明確にするため、同条柱書は、「株式会社は、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める事項について決定または決議を行った場合には、その決定又は決議の概要をも事業報告の内容としなければならない」と規定すべきである。

4. 株式会社の計算に関する法務省令案について

(1) 株主資本等変動計算書(第32条第1項、第65条)

株主資本等変動計算書は、会社法施行に伴い新たに導入される計算書類であり、すべての株式会社が会社法第435条第2項により、その作成を義務付けられる。株式会社の大多数を占める中小会社においては、法律や会計に精通した者が社内にいるとは限らず、新たな計算書類作成に向けて、周知を含め相当程度の準備期間が必要である。しかしながら、法務省公表のパンフレットによると会社法の施行が平成18年5月に予定されており、仮に、法務省令が平成18年初に公表され、株主資本等変動計算書の記載内容が確定し、明らかになったとしても、周知の期間は十分とは言えず、利用者に不安と混乱を与えかねない。

したがって、株主資本等変動計算書の作成については、対応可能な会社から任意に適用するなど経過措置が必要であると考えられる。なお、当局におかれては、その間、十分な周知活動を行われるよ

う求める。この点は、「法務省令で定めるところにより」、省令での対応が可能であると思料する。

(2) 注記表

計算書類の注記に関し、現行の商法施行規則では、小会社に対する特例が認められているが、会社法のもとでは、会社区分の変更に伴い、これまでの特例の対象からはずれる中小企業がでてくることが予想される。

本案では、継続企業の前提に関する注記、リースにより使用する固定資産に関する注記、関連当事者との取引に関する注記等が規定されているが、これら項目の注記を義務付けることは、中小企業にとって過重な事務負担となりかねない。特に、「関連当事者との取引に関する注記」については、中小企業に広く影響が及ぶことが予想される。

このため、計算書類の注記について、過重な負担を課すことのないよう、再検討されたい。

5. 株式会社の監査に関する法務省令案について

(1) 監査役監査報告等の通知期限（第13条他）

省令案第13条第3項では、「監査役が第1項の規定により通知すべき日までに同項の規定による通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監査役の監査を受けたものとみなす」とあるが、これは、通知のみならず、監査役が監査を行わなかった場合についても「監査を受けたもの」とみなす趣旨か。また、「監査を受けたもの」とみなされた場合、それは監査の結果（監査人の意見）について一律に適法とみなす趣旨か、不明であるため、規定上それらの点を明示されたい。また、監査役の監査という会社にとって重要な職務を、簡単に「みなす」ことが許されるのか、本規定が濫用される懸念はないのか、本条の導入にあたっては慎重な議論と配慮が求められるべきと考える。よってこれらの点が明確でない場合には、本規定を削除すべきと考える。

また、同様の規定が第21条第3項、第26条第3項にあり、上記と同様に考える。

以 上

<提出先>

法務省

<実現状況>

平成18年2月に公表された「会社法施行規則」、「会社計算規則」及び「電子公告規則」において、株主総会をいわゆる集中日に開催する際の開催理由の記載義務の緩和、中小企業等における個別注記表の記載義務の緩和などの要望事項が実現した。

3 1. 「消費者契約法の一部を改正する法律案（仮称）の骨子」に対する意見

平成 18 年 1 月 24 日
日 本 商 工 会 議 所
東 京 商 工 会 議 所

情報化の進展に伴い、電子商取引の普及が予測されるなど取引形態が多様化するとともに、消費者契約・販売方法に関わるトラブルは年々増加している。

今般、内閣府が、消費者救済・予防の早期化・実効化を目的とする消費者団体訴訟制度の導入に向けた「消費者契約法の一部を改正する法律案（仮称）の骨子」（以下、「骨子」）を取りまとめたことは、消費者と事業者の公正な取引を推進できるという意味において意義があると考えられる。

ただし、制度導入の際は、消費者を過度に保護し、正当な事業活動を萎縮・阻害するなど、健全な経済活動を損なうことのないよう留意すべきである。

なお、「骨子」に対する具体的意見は下記の通りである。

記

第 2 制度の内容

1. 差止請求権

差止判決の周知（公表）に関して、大会社が差止めの相手先となったことなどによって、下請企業などの関係会社に風評被害が生じないように、正しい情報が提供される仕組みを構築することが求められる。

また、こうした企業が、風評被害により経営難に陥った場合、行政が早急に正しい情報を周知することは勿論のこと、機動的にセーフティネットを発動することができるような仕組みを検討することが望ましい。

2. 適格消費者団体

（1）適格消費者団体の認定等

消費者保護の見地から消費者団体訴訟制度を導入することに鑑み、行政においては、本制度が公正に運営され、実効性を確保できるよう、適格消費者団体の認定、更新の審査要件として、「骨子」にある要件に相当数の構成員を有することを加えるなど、厳格に審査すべきである。

（2）差止請求関係業務等及びその監督等

制度の公正な運営や信用の維持・確保のためには、適格消費者団体が、不当に差止請求権を行使した場合や、認可申請はじめ各種報告（情報開示）関係において虚偽記載があった場合など、悪質な場合について、罰則を定めるべきである。なお、更新の際は、当該時点における適格性を判断するため、認可申請時と同じ要件に基づき判断すべきである。

また、更新できなかった場合や不当に差止請求権を行使した場合など、適格消費者団体の要件に

反する行為を行い、認可が取消しとなった場合などにおいて、係属中である差止請求の取り扱いを明確にすべきである。

3. 訴訟関係

①について

適格消費者団体が事業者に対し書面による事前通知を行う際の連絡手法・内容については、書面に最低限記載する項目の提示あるいは雛型の提供を行うなど、公正かつ当事者双方に不便がなく負担が軽減されるようにすべきである。

「書面の到達」については、訴訟提起の法定要件となる以上、裁判所に疎明することが必要となることを踏まえ、受領の確認手段を明確にすべきである。

また、「一週間経過後」との記載については、事業者における社内調査や改善策等を検討するための時間を考慮すると一週間では短い。さらに、この一週間の中に休業日などが含まれている場合には、事前通知の効果を得られないケースが想定されるため、原則、「7営業日を経過した後」とすべきである。

さらに、行政においては、不当な事前通知（強迫など）が生じない仕組みを構築するとともに、不当な事前通知を受けた事業者からの通報を受付ける体制の整備を検討すべきである。

③について

管轄裁判所については、訴訟の受動的立場にある被告への便宜の観点から、全国に事業所がある企業などは、営業所や工場よりも、本社で対応する方が手続き面などで迅速な対応ができると考えられることや、同時複数提訴による弊害を解消する観点などから、原則、被告の本店所在地とすべきである。なお、特別裁判籍（事業者の営業所等の所在地の管轄）所在地を管轄する裁判所については、当事者双方の合意がある場合に限り認めるべきである。

その他

消費者団体訴訟制度の実効性を高めるため、本制度の周知を図ることは勿論のこと、中小企業については周知にある程度の時間がかかるため、経過措置を設ける等の配慮が必要である。

以 上

<提出先>

法務省

<実現状況>

第164回通常国会に提出された「消費者契約法の一部を改正する法律案」（6月公布。平成19年6月7日施行）において、適格消費者団体認定の厳格化などが盛り込まれた。

3 2. 「事業再生の円滑化のための対応策」に対する意見

平成 18 年 2 月 10 日
日 本 商 工 会 議 所

好調な業績を背景とする企業の設備投資の拡大等に支えられ、現在のわが国経済は回復基調を維持している一方で、地域経済や中小企業においては、あまねく景気回復を実感できる状況にはなく、大企業と地域・中小企業の格差がむしろ広がりつつあります。こうした中で、地域経済を支える存在である中小企業の事業再生の円滑化は、地域経済全体の再生のために極めて重要となっています。

日本商工会議所といたしましては、今般の対応策により、私的整理による事業再生を早期かつ円滑にするための仕組みが充実することは極めて有用であると認識しており、また今後、地域中小企業における事業再生の円滑化に資する方向で関係各位の更なるご検討が進むよう、期待をしているところであります。

なお、当所の金融問題・中小企業政策合同小委員会において本対応策について検討したところ、各地商工会議所から下記の通り意見が示されました。については、今後の具体的な検討にあたりご配慮いただきたく、よろしく願いいたします。

記

1. 事業再生にあたっては、経済社会の構造変化にいかに対応していくかという点が重要となる。そのため、従来、重視されてきた財務的アプローチに加え、企業のビジネスモデルの転換も含めた真の事業再生に関するコンサルティング機能の強化が求められる。そのため、ターンアラウンドマネージャーの育成や事業再生に関するノウハウ・経験の共有が重要である。

2. 全国各地に設置されている中小企業再生支援協議会は、今後も引き続き地域における中小企業の事業再生の中核として期待されることから、中小企業再生支援協議会の機能強化を図ることが重要となる。

特に、地域においては、一企業にとどまらずにその地域全体を面的に捉えた再生支援への期待が高いことから、支援体制の見直しや人員の増強等、中小企業再生支援協議会のさらなる強化について検討が必要である。また、DIPファイナンス等の円滑化を図るために、中小企業再生支援協議会とファンドの連携強化を図ることも重要である。

なお、中小企業再生支援協議会による再生支援スキームについては、平成20年3月末までに廃止を含めて見直しを行うこととされているが、中小企業再生支援協議会が地域経済の再生に果たす役割は極めて大きいことから、むしろその役割・機能の強化を図るべきである。

3. 大企業と中小企業では経営実態が異なり、また、地域経済の状況も千差万別なことから、事業再生についても、一律の対応策ではなく、地域や中小企業の特성에応じた対応が求められる。そのため、

地域や企業規模に応じたガイドラインの策定の検討をお願いしたい。

4. 事業再生を進めていくためには、制度的枠組みの整備もさることながら、金融機関等の債権者による債権減免が円滑に行われるよう、環境整備を図ることがより効果的と思われる。このため、貸倒れに係る無税償却について柔軟に認められるようにすべきである。

以 上

<提出先>

経済産業省

<実現状況>

「事業再生の円滑化のための対応策（案）への意見及び回答について」（平成18年2月。産業構造審議会新成長政策部会事業再生小委員会）における実現状況は以下の通り。

○事業再生に関するコンサルティング機能の強化について

「民間主体における事業再生の円滑化に向けた環境整備としては、事業再生を支える人材の育成が重要。政府としてはこれまで大学等との連携の下で事業再生人材の育成を行ってきたが、今後とも地域のニーズを踏まえ事業再生人材の育成について方策を検討したい。なお、産業再生機構の経験を積んだ人材が市場に輩出されることも重要と考える。」との回答を得られた。

○中小企業再生支援協議会の活用、機能強化について

「地域経済からのニーズを踏まえながら、産活法（産業活力再生特別措置法）の見直し期限との関係を含め、引き続き検討」することとされた。

○地域や企業規模に応じたガイドラインの策定の検討について

「引き続き事業者のニーズを捉えた改善に努める」との回答を得られた。

○事業再生における税務上の取扱いについて

引き続き事業再生の円滑化に向けた検討が続けられることとなった。

(3) 刊行物等

- 電子会計実務検定試験初級公式ガイドブック「勘定奉行」対応版（7月）
- 電子会計実務検定試験初級公式ガイドブック「弥生会計」対応版（8月）
- ビジネス認証サービスタイプ1-G パンフレット：電子定款作成代理業務（8月）
- 販売士検定試験3級ハンドブック<新版>（9月）
- ビジネス認証サービスタイプ1-G パンフレット：OCNタイアップ電子証明書プレゼントキャンペーン（1月）
- 実践！まちづくり（「石垣」創刊25周年記念出版）（2月）
- 電子会計実務検定試験初級公式ガイドブック「会計王」対応版（3月）
- 電子会計実務検定試験中級公式ガイドブック（3月）
- 日商PC検定試験（文書作成）3級公式テキスト（3月）
- DCプランナー（企業年金総合プランナー）メールマガジン 第58号～第80号
- 日商ニュース・ファイル 第395号～第474号
- Eメール通信 第400号～第451号
- メールマガジン「まちづくりニュース」 第55号～第64号
- メールマガジン「Quali」 第52号～第63号
- 日商PC通信 第1号～第12号
- 会議所ニュース（旬刊） 第2191号～第2221号
- 「石垣」（月刊） 第299号～第310号
- 所報サービス（月刊） 2005/4～2006/3

<資料サービス>

資 料 名	送 付 月 日
安全保障貿易管理に係るリーフレットの送付について（経済産業省作成） 輸出管理 社内規程の整備に向けて その輸出!!ちょっと待った！ 「まち再生総合支援事業」について 愛・地球博シンポジウム「考えよう！環境と人にやさしいまちづくり」	5.19
「街なか居住再生ファンドのご案内」「商工会議所の“今”を紹介！」の送付	7.29
電子会計実務検定試験のPR用パンフレット	9.1
「会議所ニュース」（8月1日号抜粋） 「会議所ニュース」（11月1日号抜粋） 「旅フェア2005」出展のご案内について 中小企業基盤整備機構 産業用地の分譲に関するご案内について	12.16
YESプログラム（若年者就職基礎能力支援事業）パンフレット（厚生労働省）	3.7
JAPANブランド育成支援事業広報用DVD	3.24

(4) 技術・技能の普及

① 検 定

ア. 珠 算

(1) 珠算能力検定試験（文部科学省後援）

珠算能力検定試験は、6月26日（第174回1級～3級）、10月23日（第175回1級～3級）、18年2月12日（第176回1級～3級）の3回施行した。その結果、受験者数は、1級23,001名、2級35,421名、3級50,735名の合計109,157名で、前年度と比較して3,944名の減少（前年度比3.5%減）となった。合格者数は、1級6,082名、2級12,385名、3級24,861名の合計43,328名であった。

○第174回珠算能力検定試験

（6月26日（日）、443商工会議所で施行）

級	受験者数（名）	実受験者数（名）	合格者数（名）	合格率（%）
1級	7,565	7,377	1,927	26.1
2級	11,529	11,236	4,200	37.4
3級	17,492	16,994	8,863	52.2
合計	36,586	35,607	14,990	—

○第175回珠算能力検定試験

（10月23日（日）、432商工会議所で施行）

級	受験者数（名）	実受験者数（名）	合格者数（名）	合格率（%）
1級	6,988	6,967	1,874	26.9
2級	10,963	10,659	3,797	35.6
3級	16,098	15,605	7,635	48.9
合計	34,049	33,231	13,306	—

○第176回珠算能力検定試験

（2月12日（日）、444商工会議所で施行）

級	受験者数（名）	実受験者数（名）	合格者数（名）	合格率（%）
1級	8,448	8,234	2,281	27.7
2級	12,929	12,519	4,388	35.1
3級	17,145	16,600	8,363	50.4
合計	38,522	37,353	15,032	—

○珠算能力検定試験1級満点合格者

各回の満点合格者数は、以下のとおり。

- 1) 第174回 19名
- 2) 第175回 21名
- 3) 第176回 11名

(2) 視覚障害者珠算検定試験

当所ならびに全国盲学校長会主催による第41回視覚障害者珠算検定試験は、11月14日～18年1月31日までの間に、全国45盲学校で施行した。受験者数は190名で、前年度と比較して50名の増加（前年度比35.7%増）となった。合格者数は98名であった。

○第 41 回視覚障害者珠算検定試験

(11月14日(金)～18年1月31日(火)、45盲学校で施行)

クラス	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
Aクラス	7	7	1	14.3
Bクラス	23	23	2	8.7
Cクラス	31	31	10	32.3
Dクラス	43	43	22	51.2
Eクラス	29	28	15	53.6
Fクラス	58	58	48	82.8
合計	191	190	98	—

イ. 簿記検定試験

簿記検定試験は、6月12日(第110回1級～3級)、11月20日(第111回1級～3級)、18年2月26日(第112回1級～3級)の3回施行した。その結果、受験者数は、1級37,908名、2級195,089名、3級322,297名、4級4,336名の合計559,630名で、前年度と比較して9,525名の増加(前年度比1.7%増)となった。合格者数は、1級2,957名、2級46,463名、3級103,501名、4級1,550名の合計154,471名であった。

○第 110 回簿記検定試験

(6月12日(日)、498商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	16,874	13,700	1,398	10.2
2級	54,214	39,859	16,264	40.8
3級	101,274	79,825	46,520	58.3
4級	1,780	1,495	708	47.4
合計	174,142	134,879	64,890	—

○第 111 回簿記検定試験

(11月20日(日)、500商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	21,034	16,608	1,559	9.4
2級	74,425	55,876	18,539	33.2
3級	115,391	89,482	19,574	21.9
4級	1,273	980	428	43.7
合計	212,123	162,946	40,100	—

○第 112 回簿記検定試験

(2月26日(日)、497商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
2級	66,450	48,273	11,660	32.3
3級	105,632	80,570	37,407	41.4
4級	1,283	1,033	414	44.2
合計	173,365	129,876	49,481	—

ウ. 販売士検定試験(全国商工会連合会との共催、経済産業省・中小企業庁後援)

販売士検定試験は、1級を18年2月15日(第33回)、2級を10月5日(第33回)、3級を7月9日(第56回)と18年2月15日(第57回)に施行した。

その結果、受験者数は、1級1,449名、2級15,737名、3級41,515名の合計58,701名で、前年度と比較して2,470名の減少(前年度比4.0%減)となった。合格者数は、1級129名、2級7,931名、3級23,286名の合計31,346名であった。

昭和48年度に第1回試験(3級のみ)を施行して以来、これまでに、のべ1,439,234名が受験し、709,383名が合格している。18年3月末日現在の販売士資格登録者数は、1級5,237名、2級71,436名、3級199,011名の合計275,684名となった。

また、小売業を取り巻く環境の急激な変化に対応するために、科目体系の見直しを行うことを決定した。18年度から3級、19年度から2級、20年度から1級試験を、順次新しい科目体系に移行して施行する。

なお、各地商工会議所の担当者や指導者などを対象にした新しい科目体系に関する説明会を10月に東京と大阪で開催した(詳しくは、(6)研修会等をご参照)。

○平成17年度結果

級	施行会議所数	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	142(第33回)	1,449 (9)	1,151 (8)	129 (1)	11.2 (12.5)
2級	270(第33回)	15,737 (167)	14,278 (162)	7,931 (67)	55.5 (41.4)
3級	313(第56回)	21,650 (413)	19,908 (388)	12,735 (232)	64.0 (59.8)
3級	311(第57回)	19,865 (682)	18,227 (657)	10,551 (300)	57.9 (45.7)
合計	—	58,701 (1,271)	53,564 (1,215)	31,346 (600)	—

※()は、各地商工会の受験者数等(内数で表示)。

エ. 日本語文書処理技能検定試験(経済産業省後援)

日本語文書処理技能検定試験は、1級を10月2日(第21回)、2級を5月21日(第35回)と10月1、2日(第36回)に施行した。3級は、9年7月から随時施行している。

その結果、受験者数は、1級460名、2級9,540名、3級33,251名の合計43,251名で、前年度と比較して9,095名の減少(前年度比17.4%減)となった。合格者数は、1級71名、2級3,459名、3級19,733名の合計23,263名であった。

なお、本検定試験は、平成17年度で終了した。代わって、平成18年度からは、日商PC(文書作成)＜マイクロソフト株式会社特別協力＞をネット試験として施行する。

○平成 17 年度結果

級	施行会議所数	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	156(第21回)	460	445	71	16.0
2級	293(第35回)	4,789	4,457	1,446	32.4
2級	289(第36回)	4,751	4,479	2,013	44.9
3級	229(4月～6月) 随時	3,721	3,520	2,296	65.2
3級	270(7月～9月) 随時	10,124	9,206	5,955	64.7
3級	319(10月～12月) 随時	12,391	11,711	7,197	61.5
3級	212(1月～3月) 随時	7,015	6,666	4,285	64.3
合計	—	43,251	40,484	23,263	—

オ. キーボード操作技能認定試験

(1) キータッチ 2000 テスト (文部科学省後援)

キータッチ 2000 テストは、合格・不合格を判定するものではなく、試験時間の 10 分間に入力できた文字数でタッチタイピング技能を証明するもの。試験時間の 10 分間以内に 2,000 字全ての入力を終えた受験者には、「ゴールドホルダー」の称号を付与している。

17 年度の受験者数は、5,172 名で、前年度と比較して 1,119 名の減少(前年度比 17.8%減)となった。

○平成 17 年度結果

施行月	受験者数(名)	ゴールドホルダー(名)	施行月	受験者数(名)	ゴールドホルダー(名)
4月	55	7	11月	474	72
5月	248	20	12月	504	41
6月	706	52	1月	598	38
7月	983	82	2月	381	31
8月	369	22	3月	150	14
9月	382	32			
10月	322	44	合計	5,172	455

(2) ビジネスキーボード認定試験

ビジネスキーボード認定試験は、基本的なタイピング技能を認定する「キータッチ 2000 テスト」の中・上級試験にあたり、ビジネス実務で要求される速くて正確なキーボードの操作技能を証明する試験。試験は、日本語、英語、数値の 3 科目で構成されており、3 科目すべてにおいて最上位の S 評価を取得した者は、ビジネスキーボードマスターとして認定する。

17 年度の受験者数は 1,322 名で、前年度と比較して 674 名の減少(前年度比 33.8%減)となった。

○平成 17 年度結果

施行月	受験者数(名)	施行月	受験者数(名)
4月	303	10月	376
5月	58	11月	35
6月	53	12月	160
7月	127	1月	19
8月	72	2月	21
9月	74	3月	24
		合計	1,322

カ. ビジネスコンピューティング検定試験

ビジネスコンピューティング検定試験は、1級を18年2月19日（第8回）、2級を9月11日（第15回）と18年2月19日（第16回）に施行した。3級は、10年度から随時施行している。

その結果、受験者数は、1級31名、2級4,137名、3級18,868名の合計23,036名で、前年度と比較して4,454名の減少（前年度比16.2%減）となった。合格者数は、1級2名、2級1,207名、3級10,631名の合計11,840名であった。

なお、本検定試験は、平成17年度で終了した。代わって、平成18年度からは、日商PC（データ活用）＜マイクロソフト株式会社特別協力＞をネット試験として施行する。

○平成17年度結果

級	施行会議所数	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	22(第8回)	31	28	2	7.1
2級	211(第15回)	2,157	1,984	572	28.8
2級	206(第16回)	1,980	1,814	635	35.0
3級	273(4月～6月)随時	1,885	1,788	1,183	66.2
3級	263(7月～9月)随時	6,946	6,578	3,943	59.9
3級	176(10月～12月)随時	3,899	3,667	2,053	56.0
3級	251(1月～3月)随時	6,138	5,727	3,452	60.3
合計	—	23,036	21,586	11,840	—

キ. DCプランナー認定試験（社団法人金融財政事情研究会との共催）

DCプランナー認定試験は、9月18日（第8回1級、第9回2級）と18年3月12日（第9回1級、第10回2級）の2回施行した。

その結果、受験者数は、1級2,682名、2級8,652名の合計11,334名で、前年度と比較して1級は、137名の減少（前年度比4.9%減）、2級は1,792名の減少（前年度比17.2%減）となった。合格者数は、1級が2,682名、2級は8,652名の合計11,334名であった。

○平成17年度結果

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級(第8回)	1,199	863	136	15.8
1級(第9回)	1,483	1,003	118	11.8
2級(第9回)	4,629	3,395	2,040	60.1
2級(第10回)	4,023	2,906	1,104	38.0
合計	11,334	8,167	3,398	—

合格者のうち、希望者はDCプランナーとしての資格（1級、2級とも）を登録（資格の有効期間は2年間）できる。1級の登録者は「1級DCプランナー」、2級の登録者は「2級DCプランナー」の称号を付与しており、18年3月末日現在の「1級DCプランナー」は1,676名、「2級DCプランナー」は6,003名である。

なお、本認定試験の内容を広く理解してもらうことを目的に、平成18年度から通称（企業年金総合プランナー）を付与し、併記することにした。

ク. 計算能力検定試験（日本数学協会後援）

計算能力検定試験は、次代を担う子供たちの基礎能力の育成のみならず、社会人として必要な職業能力の1つとしての計算能力や計数感覚、論理的思考力を向上させることを目的に施行している。レベルは、1級～10級までの13段階（準級含む）あり、5月28日（第4回1級～4級、第6回5級～8級、第1回9級～10級）と11月5日（第5回1級～4級、第7回5級～8級、第2回9級～10級）、18年3月12日（第6回1級～4級、第8回5級～8級、第3回9級～10級）の年3回施行した。

その結果、受験者数は、1級～準2級が50名、3級が75名、準3級が8名、4級が48名、5級が51名、6級が105名、7級が173名、8級が164名、9級が149名、10級が151名の合計974名で、合格者数は1級が0名、準1級が0名、2級が1名、準2級が0名、3級が10名、準3級が1名、4級が25名、5級が18名、6級が36名、7級が99名、8級が121名、9級が126名、10級が119名の合計556名であった。

なお、本検定試験の内容を広く理解してもらうことを目的に、平成18年度から、名称を「計算力・思考力」検定試験に変更することにした（試験内容の変更はない）。

○平成17年度結果

級	施行 会場数	受験者数 (名)	実受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)
1級～準2級 (第4回)	34	20	20	0	0.0
1級～準2級 (第5回)	35	12	11	0	0.0
1級～準2級 (第6回)	35	18	17	2級:1	2級:5.9
3級 (第4回)	34	10	8	5	62.5
3級 (第5回)	35	23	22	4	18.2
3級 (第6回)	35	42	42	1	2.4
準3級 (第4回)	34	3	3	1	33.3
準3級 (第5回)	35	4	4	0	0.0
準3級 (第6回)	35	1	1	0	0.0
4級 (第4回)	34	10	9	0	0.0
4級 (第5回)	35	11	11	4	36.4
4級 (第6回)	35	27	26	21	80.8
5級 (第6回)	34	16	16	6	37.5
5級 (第7回)	35	13	13	5	38.5
5級 (第8回)	35	22	21	7	33.3
6級 (第6回)	34	33	31	10	32.3
6級 (第7回)	35	31	31	8	25.8
6級 (第8回)	35	41	41	18	43.9
7級 (第6回)	34	60	59	37	62.7
7級 (第7回)	35	45	44	24	54.5
7級 (第8回)	35	68	65	38	58.5
8級 (第6回)	34	44	40	30	75.0
8級 (第7回)	35	46	43	39	90.7
8級 (第8回)	35	74	72	52	72.2
9級 (第1回)	34	45	42	36	85.7
9級 (第2回)	35	37	37	33	89.2
9級 (第3回)	35	67	67	57	85.1
10級 (第1回)	34	39	38	23	60.5
10級 (第2回)	35	38	37	30	81.1
10級 (第3回)	35	74	72	66	91.7
合計	—	974	950	556	—

ケ. 電子メール活用能力検定試験

電子メール活用能力検定試験は、電子メールの利用に際し、必要とされる知識や能力の習得・育成を図り、その適切かつ有効な利用を推進するため、平成15年7月に創設した。試験の実施から採点までの全てを、インターネットを介しダウンロードした自動実行プログラムで行うネット試験で施行している。

○平成17年度結果

受験者数(名)	合格者数(名)	合格率 (%)
308	171	55.5

コ. 日商ビジネス英語検定試験（日本貿易振興機構（ジェトロ）後援）

日商ビジネス英語検定試験は、企業実務で日常的に使用する英語のビジネス文書（計画書や企画書、報告書、契約書、提案書、履歴書、電子メールによる文書など）の作成及び海外取引に関する知識を有し、IT時代に対応した国際ビジネスコミュニケーション手段として、英語を活用できる人材を育成するために、平成15年9月に創設した。レベルは1級～3級の3段階あり、平成16年4月から3級の、平成18年1月から2級の施行を開始した。

その結果、受験者数は、2級56名、3級621名の合計677名、合格者数は、2級17名、3級428名の合計445名であった。

なお、1級は、18年9月30日、10月1日と19年2月17日に施行する予定。

○平成17年度結果

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率 (%)
2級	56	17	30.4
3級	621	428	68.9
合計	677	445	—

(求められる程度・能力等)

級	程度・能力	出題内容
1級	豊富な海外取引の実務経験があり、英語による十分なビジネスコミュニケーション能力を有する。	市況レポートに基づく状況分析等、契約書の作成、プレゼンテーションやネゴシエーションの方法など。
2級	入社前あるいは入社後1～2年以内に身につけるべき英語によるビジネスコミュニケーション能力を有する。	海外企業や外資系企業との取引で実際に使用されている英文電子メール、英文レター、企画書や報告書の作成、国際マーケティングなど。公式テキストの記載内容を中心に出題。
3級	入社前に身につけるべき英語によるビジネスコミュニケーション能力を有する。	入門知識や常識などを含めた英語でのビジネス文書や海外取引の基礎など、最低限覚えておいた方やよい内容。公式テキストの記載内容を中心に出題。

サ. EC実践能力検定試験（財団法人日本情報処理開発協会・電子商取引推進協議会後援）

EC実践能力検定試験は、社会のあらゆる分野で情報ネットワークの利用が基盤となる本格的なネット社会が到来する中、企業においてネット社会への対応を推進する、幅広い知識と実践的なスキルをもつ人材の育成に資することを目的とし、ネット試験により平成16年4月から3級の、平成16年10月から2級の、平成17年10月から1級の施行を開始した。

その結果、受験者数は、1級17名、2級112名、3級1,067名の合計1,196名。合格者数は、1級10名、2級86名、3級706名の合計802名であった。

なお、最上級のECマスターは、平成18年9月30日と平成19年2月17日に施行する予定。

○平成17年度結果

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率 (%)
1級	17	10	58.8
2級	112	86	76.8
3級	1,067	706	66.2
合計	1,196	802	—

(求められる程度・能力等)

級	程度・能力	出題内容
ECマスター	企業をネットワーク社会に対応させていく、企画立案能力、指導力、実行力を有し、企業におけるIT・ネットワーク戦略の中核的役割を担う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク運用のポリシーの作成・運用 ・情報ネットワークセキュリティポリシーの作成・運用 ・社内教育計画の立案と実施
1級	専門的な知識を踏まえ、企業実務で個別事案にあてはめて対応できる、実践的なスキルを有し、企業におけるIT・ネットワーク事業のリーダー的役割を担う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク運用 ・電子メール運用 ・ホームページ運用 ・セキュリティ対策 ・社内教育
2級	情報技術、ネット関連法規、情報セキュリティ対策など、企業実務で必要とされる専門的な分野に関する知識、スキルを有し、企業におけるIT・ネットワーク活用を先導する役割を担う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット社会と企業経営 ・ネット関連法規 ・情報技術と情報セキュリティ
3級	電子コミュニケーションや電子商取引など、企業実務に必要とされる基本的な知識を有し、企業におけるIT・ネットワーク活用を実践する。	<ul style="list-style-type: none"> ・電子コミュニケーション ・電子商取引

また、実際に電子証明書を取得・利用し、電子商取引やネットワーク運用等を体験するスクリーニングによる研修（認定講師による「EC実践研修基礎コース」「EC実践研修応用コース」が、それぞれ同検定2級、1級試験の受験要件となっている）の指導にあたる講師の養成・認定を行っている。応用コースの認定講師は、平成17年度から養成・認定を開始し、51名を認定した結果、平成17年度末までのべ292名が認定講師として認定された（基礎コース講師：241名、応用コース講師：51名）。

EC実践研修講師認定研修会の開催実績は次のとおり。

種別	期日	参加者数(名)	開催都市	主な内容
基礎コース	6.4	15	東京	<ul style="list-style-type: none"> ○ネット社会と電子認証 (ネット社会と電子認証/電子証明書の取得 電子署名と暗号化 / EC関連法律 / Eラーニング教材の概要と学び方 等) ○情報技術 (ハードウェアとソフトウェア/サーバとクライアント / 記録メディアと接続規格/デジタルデータとネットワーク 等)
	7.9	11	東京	
	7.30	28	大阪	
	12.13	12	東京	

応用コース	6. 17～18	13	東京	○インターネットとネットワーク運用 (インターネットの仕組み/クライアントソフト/電子メール/サーバ/ネットワーク運用/ホームページの仕組みと運用 等) ○情報資産とセキュリティ対策 (情報資産とは/データインフラ/セキュリティ対策/セキュリティケーススタディ/サーバログ解析/セキュリティホールとその対策 等)
	7. 1～2	11	東京	
	7. 30～31	15	大阪	
	2. 23	16	東京	

シ. 電子会計実務検定試験 (日本公認会計士協会・日本税理士会連合会後援)

電子会計実務検定試験は、本格的なネット社会を迎え、会計実務においても、パソコンソフト等の活用による電子会計が、業種・業態、企業規模を問わず普及していることから、企業、特に中小企業における電子会計の実践およびこれに対応できる人材の育成に資することを目的に、6月に創設した。

レベルは、初級、中級、上級の3段階で、試験対応会計ソフトは、「勘定奉行」「弥生会計」「会計王」「PCA会計」の4種類(「会計王」と「PCA会計」は18年度からの対象ソフト)。このうち、「勘定奉行」と「弥生会計」による初級試験をネット試験として9月21日から施行を開始した。

その結果、17年度末の初級の受験者数は419名、合格者数は195名であった。

また、7月には初級公式ガイドブック「勘定奉行対応版」を、8月には「弥生会計対応版」をそれぞれ発行した。また、18年度からの試験対応会計ソフトの増加に対応するため、18年3月には、初級公式ガイドブック「会計王対応版」を発行した(「PCA会計版」は、18年度上期中に発行の予定)。

さらに、中級試験の18年4月からの施行開始に向け、18年3月には中級公式ガイドブック(対象会計ソフト共通)を発行した。

なお、18年4月8日から「会計王」と「PCA会計」による初級試験を、18年4月15日からは「勘定奉行」と「弥生会計」による中級試験を各々施行することを決定した。

また、上級は、18年9月30日、10月1日と19年2月17日、18日に施行する予定。

○平成17年度結果

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
初級	419	195	46.5

(求められる程度・能力等)

級	程度・能力	出題内容
上級	電子会計を用いて経営の支援や指導ができる者	各種電子帳簿書類やキャッシュ・フロー計算書、外部ファイナンス情報等にもとづく、利益計画、資金計画、予算管理、部門管理、プロジェクト管理等、会計ソフトの導入・運用、インターネットバンキングの仕組みの理解等、電子帳簿保存法等の理解、財務情報のWebサイトへの公開、電子申告、電子納税、電子申請・届出等の理解、NPOや公益法人等の会計の仕組みの理解
中級	企業や公益法人などの会計実務及び財務責任者	購買、製造、販売、在庫管理、給与計算等の関連業務から生成される各種業務データの活用、支店別・営業所別会計等からの会計データの活用、決算書・資金繰り表等による損益の状況や資金の状況のとらえ方等、電子会計データの保管・管理方法等

初級	企業の経理担当者、NPO、公益法人などで会計実務に携わる者、および一般社会人、学生・生徒	各種原始証憑の見方・取り扱い、会計データの入力、各種電子帳簿書類の出力、電子会計データのバックアップとバックアップデータのリストア（復元）や各種電子帳簿書類の見方等
----	--	--

ス. 日商PC検定試験

日商PC検定試験は、ITを活用した昨今の企業実務の実態を踏まえ、単にパソコンの操作スキルだけではなく、どのように活用すれば効率的・効果的に業務を遂行できるかを問う検定で、11月17日開催の当所常議員会において、創設が承認された。

本検定試験は、文書作成・データ活用の2分野からそれぞれ知識科目と実技科目により構成されるネット試験として施行することから、18年4月の3級の施行開始に向けて、システムの構築や公式テキスト等の編集を行うとともに、各地商工会議所やネット試験会場に対して、説明会（15都市で17回開催し、1,298名参加）や指導者研修会（3都市で6回開催し、206名が参加）を開催した。

なお、2級試験の施行開始時期は、18年7月、1級は、18年9月30日、10月1日と19年2月17日、18日に施行する予定。

（求められる程度・能力等）

級	文書作成分野	データ活用分野
1級	必要な情報を入手し、業務の目的に応じた最も適切で説得力のあるビジネス文書、プレゼンテーション資料等を作成することができる。	自ら課題やテーマを設定し、業務データベースを各種の手法を駆使して分析するとともに、適切に説得力のある業務報告・レポート・プレゼンテーション資料等を作成し、問題解決策や今後の戦略・方針等を立案する。
2級	与えられた情報を整理・分析し、参考となる文書を選択・利用して、状況に応じた適切なビジネス文書、資料等を作成することができる。	表計算ソフトを用い、当該業務に関する最適なデータベースを作成するとともに、適切な方法で分析し、表やグラフを駆使し業務報告・レポート等を作成する。
3級	指示に従い、ビジネス文書の雛形、既存文書を用いて、正確かつ迅速にビジネス文書を作成することができる。	表計算ソフトを用い、指示に従い正確にかつ迅速に業務データベースを作成し、集計、分類、並べ替え、計算、グラフ作成等を行う。

また、説明会、指導者研修会の実績は、次のとおり。

○日商PC検定試験説明会

期 日	開催都市	参加者数（名）	主 な 内 容（共通）
11. 21	北九州	35	(1) ITを活用した人材育成支援について (2) 商工会議所のネット試験について (3) 日商PC検定試験の概要について (4) 日商PC検定試験の会場設備要件について
11. 28	広島	15	
12. 7	千葉	16	
12. 8	札幌	40	
12. 12	東京	302	
12. 14	福岡	132	
12. 16	大阪	219	
1. 11	名古屋	147	
1. 16	東京	78	
1. 16	岡山	40	
1. 17	徳島	24	
1. 19	新潟	41	

1.26	長崎	32
2.2	仙台	70
3.1	札幌	39
3.3	草津	30
3.6	福島	38

○日商P C検定試験指導者研修会

期 日	開催都市	参加者数 (名)	主 な 内 容 (共通)
2.10	東京	32	(1) 知識科目の指導法について
2.11	東京	32	(2) データ活用分野 実技科目 (3級) の指導法について
2.12	東京	39	(3) 文書作成分野 実技科目 (3級) の指導法について
2.25	東京	18	
3.10	大阪	59	
3.24	名古屋	36	

上記のア～スの各種検定試験等の認知度の向上及び普及を図るために、主に以下の媒体により、受験者をはじめ関係機関（学校や企業）等に対してPRを行った。

種 別	部 数 等
検定ホームページ http://www.kentei.ne.jp/ (携帯サイト) http://www.kentei.ne.jp/mobile/	2,846万ビュー *のべ1,100万人(見込)が利用 *ビュー数には、携帯サイト分を含む
商工会議所検定試験ガイド(17年度版)	200,000部
PRポスター(15種)	320,000枚
パンフレット	50,000部
・電子会計実務検定	5,000部
・販売士検定	30,000部
・計算能力検定	40,000部
・キータッチ2000テスト	40,000部
・ビジネスキーボード認定試験	40,000部
検定情報ダイヤル(NTTハローダイヤル) TEL:03-5777-8600	27,869件

このほか、新聞や資格関連雑誌・ガイドブック等に各種検定試験の紹介記事を多数掲載した。

② 各種検定試験最優秀者の表彰

17年度に施行した各種検定試験の1級合格者のうち、各回の最優秀者を表彰した。

なお、表彰式は、18年5月30日(火)に行った。

下表の()内は、受験した商工会議所名。

第110回簿記	廣 川 智 朗 氏 (東京)
第111回簿記	増 村 明 彦 氏 (川越)
第33回販売士	石 野 桂 氏 (京都)
第21回日本語文書処理技能	手 塚 睦 美 氏 (松本)
第8回ビジネスコンピューティング	熊 沢 千 里 氏 (東京)

③ 日商マスター認定制度

平成4年度からスタートした日商マスター認定制度は、パソコンなどのOA機器の操作を教えるだけでなく、ビジネス文書や正しい日本語、複雑なデータ処理までを教えることができる指導者として認定してきたが、進展するIT社会、ネット社会に対応していくため、同認定制度を見直した。具体的には、認定までの学習内容として「教育技法」「コミュニケーション技法」「教育心理学」等のみならず、「eラーニング指導法」や「簿記・会計知識」の修得などを加えることで、個人や企業の個別ニーズに対応した質の高い指導ができる指導者を育成・認定するものとした。

また、平成17年9月から「電子会計実務検定」が施行され、平成18年度からは「日本語文書処理技能検定試験」及び「ビジネスコンピューティング検定試験」に代わって、「日商PC検定(文書作成)(データ活用)」が施行されることから、両検定試験を受験資格に追加した。

【研修会等の実施状況】

1. 日商マスター数(18年3月末日現在):394名 *名誉マスター数:2名
2. 指導研修会修了者(マスター候補者)(18年3月末日現在):80名
3. 指定教育機関(17年3月末日現在):161機関
4. 日商マスターIT指導者養成研修会
前期 8月3日(土)~5日(日)(於:日商特別会議室・26名受講)
後期 —
5. 認定研修会
前期 7月30日(土)~31日(日)(於:日商特別会議室・11名受講(5名合格))
後期 3月4日(土)~5日(日)(於:日商特別会議室・17名受講(9名合格))
6. 個別研修会
日商マスター指導・認定研修会
平成17年9月16日(金)(於:アプロスパソコンスクール・6名参加)
7. その他
 - 第8回日商マスター研究学会(当所後援)
9月17日(土)~18日(日)(於:那覇(沖縄ロワジールホテル)・86名参加)
 - 日商マスターブラッシュアップ研修会(前期認定研修会と併催)
平成17年7月30日(土)(於:日商特別会議室・7名参加)
 - マスタークラブ代表者会議
平成18年2月4日(土)(於:日商特別会議室・14クラブ20名参加)
 - 日商マスターブラッシュアップ研修会(後期認定研修会と併催)
平成18年3月4日(土)(於:日商特別会議室・12名参加)

(5) 経営改善普及事業

① 小企業等経営改善資金融資（マル経）制度

17年度における貸付限度額は、16年度と同様に、本枠550万円に加えて、別枠450万円（経済環境変化経営改善貸付：変経。期限：18年3月31日）だったが、関係方面への働きかけの結果、19年3月31日まで延長された。また、返済期間の延長措置（運転資金4年→5年、設備資金6年→7年）についても同様に19年3月31日まで延長された。

17年度の商工会議所における推薦実績は31,555件（前年度比93.5%）、1,171億7,750万円（同93.9%）となった（表1）。

これによって、商工会を含めた融資実績は56,296件（同93.3%）、1,963億1,063万円（同94.2%）となり、貸付規模5,000億円に対する消化率は39.3%となった（表2）。

この結果、昭和48年10月の制度発足以来の商工会を含めた融資累計は、454万5,851件、10兆7,029億7,112万円となった。

一方、事故率（金額ベース）については、3年度を底に上昇傾向にあったが、17年度に入り減少傾向に転じた。また、13年2月の中小企業庁通達「小企業等経営改善資金融資制度の貸付事故の防止等について」に基づき事故防止対策に取り組んだ。

表1 推薦実績

件数 (件)	金額 (百万円)
31,555 (93.5)	117,177.5 (93.9)

() 内は前年度比 (%)

表2 融資実績 (含商工会)

融資規模 (億円) ①	融 資		消化率 (%) ③/①	平均融資額 (万円) ③/②
	件数 ②	金額 (百万円) ③		
5,000	56,296	196,311	39.3	348.7

図1 金額ベースの構成比 (含商工会)

(1) 用途別構成比

(単位：%)

運 転 資 金	設 備 資 金
76.8	23.2

(2) 新再別構成比

新 規 貸 付	再 貸 付
26.0	74.0

(3) 業種別構成比

小 売 業	建 設 業	製 造 業	サービスマ業	卸 売 業	その他
28.2	26.7	16.1	14.6	8.6	5.9

(4) 商工会議所・商工会別構成比

商 工 会 議 所	商 工 会
56.8	43.2

② 小規模事業対策関連会議関係

わが国の景気が回復する中、一部の中小企業にとっては脆弱ながら改善の動きが見られるようになったものの、依然として小規模事業者を取り巻く経営環境は厳しく、商工会議所では、小規模事業者への支援をはじめ、新たな経営革新への取り組み、創業による新たなチャレンジへの支援等、より多様なニーズへのきめ細かい対応をするため、経営改善普及事業をはじめとする小規模事業対策の一層の拡充・強化を図るとともに、経営指導員等の資質向上を図ることが求められている。このため当所では、各地商工会議所等主催による諸会議、研修会等に参加し、支援・連絡を行うとともに、各ブロックの商工会議所連合会と共催でブロック別の中小企業相談所長会議を開催した。また、当所主催により特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議、政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議等を開催した。

<小規模企業対策関連会議>

開催期日	会 議 名	場 所
10. 11	関東ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	東 京
10. 26	北陸信越ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	小 松
10. 31～11. 1	特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議	浜 松
11. 2	四国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	高 松
11. 4	東海ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	名古屋
11. 8～9	中国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	山 口
11. 10～11	九州ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	北九州
11. 14～15	北海道ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	小 樽
11. 22	近畿ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	大 阪
11. 24～25	東北六県ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	久 慈
18. 1. 24	政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議	東 京

<各地商工会議所主催研修会・諸会議での指導・連絡>

開催期日	会 議 名	場 所
4. 21～22	16 大都市商工会議所中小企業相談所長会議	名古屋
7. 12	山形県下経営指導員研修会	山 形
7. 14～15	16 大都市商工会議所中小企業相談所運営相談課長会議	福 岡
9. 8～9	15 大都市商工会議所中小企業相談所金融担当課長会議	名古屋
18. 2. 2～3	15 大都市商工会議所中小企業相談所金融担当課長会議	札 幌

(6) 研修会等

期 日	研修会等の名称	参加者数	開催場所	主 な 内 容
5.10～12	平成 17 年度商工会議所会報編集担当者研修会	55 名	キャリアック	<ul style="list-style-type: none"> ○編集とはこんな仕事～編集者に必要なもの～ (講師：編集工房 P R E S S F 船木春仁氏) ○記事作成のポイント (講師：サンケイ総合印刷(株)企画編集部長 笹谷嘉和氏) ○会報編集の実務〔記事の書き方・見出しの付け方・レイアウトの仕方・写真の撮り方など〕 (日本エディタースクール 講師 西村良平氏)
5.23～25	平成 17 年度第 1 回商工会議所貿易証明業務担当者研修会	50 名	キャリアック	<ul style="list-style-type: none"> ○貿易取引・貿易書類 (講師：国際商業会議所日本委員会 シニア・アドバイザー・小林 達明 氏) ○商工会議所の証明業務と登録制度・原産地証明書、サイン証明、インボイス証明、その他証明の発給業務 (講師：大阪商工会議所証明センター所長・庵 政伴氏)
6.1～3	平成 17 年度商工会議所特定退職金共済等事業担当者研修会	31 名	キャリアック	<ul style="list-style-type: none"> ○講義Ⅰ「個人情報対策について」 (講師：日本商工会議所事務局) ○事例発表「商工会議所の運営問題等について」 (発表者：浜松商工会議所専務理事・伊藤寿章氏) ○事例発表「共済事業の推進事例等について」 (発表者：宇都宮商工会議所総務部会員サービス課・主任主事・松本泰宏氏、半田商工会議所福祉共済課係長・竹内稔晴氏) ○講義Ⅱ「わが国の企業年金の現状」 (講師：アクサ生命保険株式会社企業保険部企業年金グループアシスタントマネージャー・徳永和幸氏) ○講義Ⅲ「特定退職金共済制度の基礎知識」 (講師：アクサ生命保険株式会社企業保険部企業年金グループリーダー・古屋智子氏、福田明子氏) ○講義Ⅳ「特定退職金共済制度通算制度」 (講師：アクサ生命保険株式会社 企業保険部企業年金グループアシスタントマネージャー・岡部恭子氏) ○講義Ⅴ「共済制度にかかわる個人情報保護対応」 (講師：アクサ生命保険株式会社業務統括部コンプライアンスグループ部長・鈴木史夫氏) ○グループ別討議「共済事業の運営・推進問題について」 ○グループ別討議報告
7.8	平成 17 年度 J A N メーカーコード登録受付業務担当者説明会	70 名	ホテルルポール麹町	<ul style="list-style-type: none"> ○流通情報システム化最前線 (J A N メーカーコードを利用したシステムを中心に) (講師：(財)流通システム開発センター流通コードセンター普及推進部部長 齋藤静一氏) ○J A N メーカーコード登録受付業務の手順等の説明 (日商事務局) ○J A N メーカーコード登録受付事務処理のチェックポイント (講師：(財)流通システム開発センター流通コードセンター普及推進部 門脇美智江氏、河野亜冴子氏)
7.22	電子会計実務検定試験に関する説明会	161 名	東京 (日精ホール)	<ul style="list-style-type: none"> ○企業会計の電子化と人材育成について (講師：横浜国立大学 国際総合科学部教授 野々山隆幸氏) ○ネット社会における電子会計実務について (講師：N P O 法人 O C P 総合研究所 理事長 桑山義明氏) ○電子会計実務検定試験の概要および運営について ○今後の商工会議所検定事業について
7.28～29 8.2～3 8.4～5	TOAS/Web コード等の設定・データ活用研修会	43 名	富士通オフィス機器株式会社研修室	<ul style="list-style-type: none"> ○TOAS/Web 版の初期設定、データ活用方法について (講師：松本商工会議所・米窪英人氏)

7.29	電子会計実務検定試験に関する説明会	121名	大阪（関西経理専門学校）	<ul style="list-style-type: none"> ○企業会計の電子化と人材育成について（講師：横浜市立大学 国際総合科学部教授 野々山隆幸氏） ○ネット社会における電子会計実務について（講師：NPO法人OCP総合研究所 理事長 桑山義明氏） ○電子会計実務検定試験の概要および運営について ○今後の商工会議所検定事業について
8.31～9.2	平成17年度検定試験担当者研修会	69名	キャリアック	<ul style="list-style-type: none"> ○検定試験の現状と課題～受験者数の拡大を目指して～ ○事例発表（京都商工会議所「京都検定」について、大阪商工会議所「PWA検定」について、横須賀商工会議所「キャスポート事業」について、日商マスター（岐阜）「ネット試験」の施行について） ○販売士検定試験の科目体系の見直しおよび電子会計実務検定について ○クレーム対応について（講師：アイベック・ビジネス教育研究所 常任講師 村野栄子氏） ○分科会 ＜視察＞「愛・地球博」
9.26～30	平成17年度（財）日本容器包装リサイクル協会からの委託業務に関する研修会	359名	キャリアック	<ul style="list-style-type: none"> ○容器包装リサイクル法の概要と仕組みについて（講師：（財）日本容器包装リサイクル協会） ○容器包装リサイクルの委託業務について（委託業務の概要、申込書等の記入ミスへの対応等）（講師：（財）日本容器包装リサイクル協会） ○パソコンの入力に関する研修（講師：（財）日本容器包装リサイクル協会） ○容器包装リサイクル法の見直しの状況について（講師：日本商工会議所 産業政策部） ○視察
10.4～5	平成17年度個人情報漏えい賠償責任保険・PL保険・休業補償プラン担当者合同研修会	55名	キャリアック	<ul style="list-style-type: none"> ○「個人情報保護法施行後の動向と個人情報漏洩時における緊急対策」（講師：㈱インターリスク総研 災害リスク部課長 中村 純一 氏） ○「日本商工会議所 個人情報漏えい賠償責任保険制度の概要について」（講師：三井住友海上火災保険㈱ 公務第一部営業第三課 課長 原田 武久 氏） ○「中小企業PL保険 PRのポイント」（講師：東京海上日動火災保険㈱ 広域法人部第一課 課長 早川 嘉樹 氏） ○「中小企業PL保険制度に関するニーズ調査の集計結果報告」（日本商工会議所 産業政策部） ○「休業補償プラン PRのポイント」（講師：東京海上日動火災保険㈱ 広域法人部第一課 課長 早川 嘉樹 氏） ○「日本商工会議所 個人情報漏えい賠償責任保険制度 PRのポイント」（講師：三井住友海上火災保険㈱ 公務第一部営業第三課 課長 原田 武久 氏） ○「商工会議所事例発表①（商工会議所）」（豊橋商工会議所 業務推進部 山本 照夫 氏、川口商工会議所 サービス事業課 池田 智子 氏） ○「商工会議所事例発表②（保険会社）」（東京海上日動火災保険㈱ 広域法人部第一課 課長 早川 嘉樹 氏） ○「募集代理店事例発表」（㈲グローバルネット 代表取締役 二瓶 敏哉 氏）

10.12～14	平成17年度商工会議所経理担当職員研修会	50名	キャリアック	<ul style="list-style-type: none"> ○商工会議所をめぐる諸問題 (講師：日本商工会議所事務局) ○TOAS Web版経理システム等の概要説明 (講師：松本商工会議所情報事業部長 伊藤淑郎氏) ○商工会議所職員に期待すること (講師：敦賀商工会議所専務理事 中村秀男氏) ○改正消費税の概要と会計処理 (講師：公認会計士・税理士 城所弘明氏) ○商工会議所の会計実務 <ul style="list-style-type: none"> ①会計上の慣習と個人的判断について(事例研究を含む) ②正味財産の増減計算について(事例研究を含む) ③収益事業の概要及び税務計算 ④商工会議所会計における課題と問題点 (講師：公認会計士・税理士 長澤栄一郎氏) ○情報交換会(分科会)
10.14	販売士検定試験の科目体系の改定等に関する説明会	81名	大阪(大阪商工会議所)	<ul style="list-style-type: none"> ○科目体系の見直し等の概要について ○新科目体系に基づく3級ハンドブックについて(講師：株式会社流通サイエンス研究所 代表 鈴木豊氏)
10.19～20	平成17年度全国業務・検定担当者会議	135名	東京(日精ホール)	<ul style="list-style-type: none"> ○検定試験の厳正施行等について ○平成18年度各種検定試験の受験料及び施行日、制度改正(検討状況含む)について ○事例発表(青梅商工会議所・船橋商工会議所「検定業務システムの導入について」、北大阪商工会議所「ネット試験会場の運営について」) ○講演「企業が求める人材とは」(講師：カゴメ株式会社 人事部長 野田龍弘氏、ブラン・ドゥ・シー・セールス プロモーション株式会社 専務取締役 北田久雄氏(1級販売士)、多摩中央信用金庫 業務部主任調査役 長島剛氏)
10.20	販売士検定試験の科目体系の改定等に関する説明会	105名	東京(日精ホール)	<ul style="list-style-type: none"> ○科目体系の見直し等の概要について ○新科目体系に基づく3級ハンドブックについて(講師：株式会社流通サイエンス研究所 代表 鈴木豊氏)
10.26～28	平成17年度商工会議所政策・調査担当職員研修会	48名	キャリアック	<ul style="list-style-type: none"> ○講義及び演習「地域活性化ビジョンのまとめ方-『知産創育』地域を目指し、地域価値倍増を」(講師：日本能率協会コンサルティング最高顧問・シニアコンサルタント、北陸先端科学技術大学院大学教授 近藤 修司氏) ○講義「『磨き屋シンジケート』の構築について-知産創育ネットワークで得たもの」(講師：燕商工会議所 産業振興課 課長補佐 高野 雅哉氏) ○講義「もうかる生産現場変革塾について」(尼崎商工会議所 産業振興グループ 井上 雅文氏) ○講義「政策・調査担当職員に求められるリサーチ能力」、「データの分析ならびにレポート作成の実務演習」(講師：日本銀行 調査統計局 地域経済担当 企画役 加藤 正人氏)
11.1～2	日墨EPA特定原産地証明書発給業務研修会	5名	東京	<ul style="list-style-type: none"> ○日墨EPA原産地証明書法等について (講師：経済産業省貿易管理課課長補佐・浅井 洋介) ○日墨EPA原産地規則について (講師：日本商工会議所国際部副主査・岡本 大輔) ○発給事務について (講師：日本商工会議所国際部課長・會本 尚) ○経済産業省からの挨拶 (経済産業省貿易管理課室長・山越 伸子)

11.7～8	平成17年度商工会議所総務担当管理職研修会	44名	キャリアック	<ul style="list-style-type: none"> ○講演「65歳への雇用延長と人事制度の対応策ー改正高齢者雇用安定法施行（平成18年4月）を控えてー」（講師：高野労務管理事務所所長（社会保険労務士）高野浩一氏） ○講演「危機管理とクライシス・コミュニケーション」（講師：井澤リスクマネジメント事務所所長（東京商工会議所危機管理アドバイザー）井澤幹夫氏）
11.28～30	平成17年度第2回商工会議所貿易証明業務担当者研修会	46名	キャリアック	<ul style="list-style-type: none"> ○貿易取引・貿易書類（講師：国際商業会議所日本委員会シニア・アドバイザー・小林達明氏） ○商工会議所の証明業務と登録制度・原産地証明書、サイン証明、インボイス証明、その他証明の発給業務（講師：大阪商工会議所証明センター所長・庵政伴氏）
12.8	日商検定事業に関する北海道内説明会	67名	北海道（札幌すみれホテル）	<ul style="list-style-type: none"> ○平成18年度各種検定試験の受験料・施行日・制度改正等について ○ITを活用した人材育成事業について ○日商PC検定について ○販売士検定試験の科目体系の改定等について（新科目体系に基づく3級ハンドブックの主な記述事項等 講師：株式会社流通サイエンス研究所 代表 鈴木豊氏）
18.1.19～20 2.3～4	TOAS/Webコード等の設定・データ活用研修会	34名	富士通オフィス機器株式会社研修室	<ul style="list-style-type: none"> ○TOAS/Web版の初期設定、データ活用方法について（講師：松本商工会議所・米窪英人氏）
1.31	平成17年度マル経総合研修会	217名	日精ホール	<ul style="list-style-type: none"> ○小企業等経営改善資金融資制度（マル経）の現状と課題（講師：中小企業庁経営支援部経営支援課課長補佐・恒藤晃氏） ○小企業等経営改善資金融資制度（マル経）の事務処理上及び審査上の留意点について（講師：国民生活金融公庫業務第一部経営改善貸付課長・加野浩之氏） ○事例発表：小企業等経営改善資金融資制度（マル経）への取り組みについて（講師：柏商工会議所中小企業相談所長・小林義雄氏） ○講演：金融支援におけるコンサルタントの視点（講師：報徳経営相談事務所中小企業診断士・山名欽也氏）
3.29～30	日墨EPA特定原産地証明書発給業務研修会	12名	東京	<ul style="list-style-type: none"> ○日墨EPA原産地証明書法等について ○日墨EPA原産地規則について ○発給事務について（講師：日本商工会議所国際部課長・會本尚）

(7) 後援・協賛事業

開催期日	名 称	主催者名	部
4.1～5.20	第18回日経ニューオフィス賞	日本経済新聞社、(社)ニューオフィス推進協議会	総
4.1～11.19	平成17年度ふるさとづくり賞	(財)あしたの日本を創る協会	流
4.5	中国煙台市投資環境及び重点産業説明会	煙台市人民政府	国
4.7	「第5回建設環境倫理セミナー」	特定非営利活動法人建設環境情報センター	産
4.9	第57回世界保健デー創設記念大会	(社)日本WHO協会	国
4.21	MOT(技術経営)シンポジウム	東京農工大学	総
4.22	「マレーシアにおけるビジネス機会」セミナー	マレーシア工業開発庁東京事務所	国
4.22、5.9、6.2	中国(大連市、黒龍江省、広州市、天津市、湖南省、海南省)投資誘致セミナー	中国国際貿易促進委員会	国
4.25	講演会「敵対的買収防衛策～企業価値を守るために～」	(財)経済産業調査会	総
5.5～11	平成17年度児童福祉週間	厚生労働省、(社)全国社会福祉協議会、(財)こども未来財団	企
5.16～22	第2回北京－日本投資促進フェア	北京市投資促進局	国
5.18	21世紀都市発展フォーラム	中華人民共和国建設部、中国国際貿易推進委員会	国
5.20～H18.3.31	「福祉用具の日」推進事業	「福祉用具の日」推進協議会	企
5.31	中国福建省投資説明会及び投資商談会	福建省対外貿易経済合作庁	国
5～6月	第39回SDA賞	(株)日本サインデザイン協会	事
6.2	浜松ビジネスウィーク'05	浜松商工会議所	流
6.3～5	BOWLEX JAPAN 2004 in YAMAGATA	(社)日本ボウリング場協会	総
6.8	カタール国首相ご夫妻来日歓迎レセプション	日本・カタール友好協会	国
6.9	韓・九州クラスター技術交流会	韓国産業団地公団	国
6.9～10	第17回日伊ビジネスグループミーティング	日伊ビジネス・グループ	国
6.10	総合経営革新フェア@2006	総合経営革新フェア実行委員会	中
6.11	第28回未来の科学の夢絵画展表彰式	(社)発明協会	事
6.15～16	「みやげ品見本市ジャパン2005」	全国観光土産品連盟	流
6.13～18	第25回台湾大型技術・投資・貿易商談訪日団	台日商務協議会	国
6.19、11.20	平成17年度(第11回、12回)ジェトロビジネス日本語能力テスト	日本貿易振興機構	国
6.21	平成17年度共同店舗運営研修会全国大会	(協)全国共同店舗連盟	流
6.23	2005日本パッケージングコンテスト	(社)日本包装技術協会	事
6.26	日本ビジネス・マネジメント学会第2回全国大会	日本ビジネス・マネジメント学会	事
6月	第13回社会に開かれた大学・大学院展	社会に開かれた大学・大学院展実行委員会	事
6月	第49回全国学芸科学コンクール	(株)旺文社	事
6～9月	平成17年度グッドデザイン賞	(財)日本産業デザイン振興会	事
7.1	平成18年度全国発明表彰	(社)発明協会	事
7.1	第58回広告電通賞	広告電通賞審議会	広
7.6	事業再生実務家協会シンポジウム	事業再生実務家協会	中
7.10	第34回全国氷彫刻展夏季大会	日本橋三越本店屋上	中
7.19～21	タイ投資セミナー「金型・金属部品産業における投資機会」	タイ国大使館経済投資事務所	国
7.20～22	e-Learning WORLD 2005 Expo & Conference	日刊工業新聞社、(株)シー・エヌ・ティ	広
7.21	新事業創出全国フォーラム～新連携・地域の元気がニッポンの元気～	日本ニュービジネス協議会連合会、全国フォーラム開催委員会	広
7.27	グローバル化する流通の経営戦略セミナー	日本小売業協会	流
7.27	平成17年度沖縄企業誘致セミナー	沖縄県知事 稲嶺 恵一 殿	流
7.28～29	電子政府・自治体戦略会議	日本経済新聞社	情
7.29～8.5	第18回 JAPAN TENT－世界留学生交流・いしかわ2005－	JAPAN TENT 開催委員会	総
7.31	第21回わんぱく相撲全国大会	わんぱく相撲全国大会実行委員会	総
7～8月	第25回全国高等学校IT・簿記選手大会	(学)立志舎	事
7～2月	渋沢栄一賞実施事業	埼玉県	総
8.3	第50回全国和裁技術コンクール	(社)日本和裁士会	事
8.5～11	学生のための国際ビジネスコンテスト OVAL BEIJING	学生シンクタンク WAAV 内 OVAL BEIJING 実行委員会	中

8.6~7	全国都市再生まちづくり会議全国大会	特定非営利法人 日本都市計画家協会	流
8.9	パキスタン・イスラム共和国首相ショーカット・アジーズ閣下歓迎昼食懇談会	日本・パキスタン経済委員会	国
8.23	「愛・地球博」市民プロジェクト・「エココミュニティ」共同企画による「環境及び協働のまちづくりシンポジウム」	特定非営利活動法人エココミュニティ・ネットワーク	流
8.29	中国呉江市投資環境説明会	中国呉江市人民政府外事弁公室	国
8.30~9.2	第21回フルードパワー国際見本市 IFPEX2005	(社)日本フルードパワー工業会 フジサンケイビジネスアイ(日本工業新聞社)	国
9.1~3	ジャパン・ジュエリー・フェスティバル2005	(社)日本ジュエリー協会	流
9.3~10.27	工芸都市高岡2005クラフトコンペティション	工芸都市高岡2005クラフトコンペ実行委員会	流
9.10~11	2005 発明くふう展覧会	2005 発明ふくろう展覧会	事
9.10~11	かばん技術創作コンクール2005	(社)日本鞆協会	事
9.12~13、11.14~15	グローバル・ベンチャー・フォーラム(GVF)05	グローバル・ベンチャー・フォーラム開催協議会	国
9.12~15	国際物流総合展2006 LOGIS-TECH TOKYO 2006	(社)日本ロジステックスシステム協会、(社)日本能率協会	流
9.13~15	第46回海外日系人大会	(財)海外日系人協会	国
9.15	がんばってます!!にいがた コンベンションビジネス交流会	新潟県知事	流
9.22	第3回勇気ある経営大賞	東京商工会議所	広
9.24~10.1	「環境衛生週間」	環境省	産
9.28	「第24回工場緑化推進全国大会」	(財)日本緑化センター	産
9.29	第25回「緑の都市賞」	(財)都市緑化基金	産
9.29~30	全国商人塾サミット大分県大会	全国商人塾サミット大分県大会実行委員会 大分県商店街振興組合連合会	流
9.30	「ネット社会対応」経営セミナー	岐阜商工会議所	事
9月	品質国際会議2005-東京	(財)日本科学技術連盟	事
9~11月	2005年NDCモードコレクション	(社)日本デザイナークラブ	事
9~11月	2005年フレッシュマン産業論文コンクール	日刊工業新聞社	総
10.4~8	「CREATEC JAPAN 2005」	(社)電子情報技術産業協会	産
10.9	第7回沖縄県パソコン競技大会	沖縄商工会議所	事
10.12~14	中小企業総合展(東京)	独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小企業庁、関東経済産業局、近畿経済産業局 共催)	中
10.13~14	経営指導員事例研究コース	九州商工会議所連合会	中
10.13~14	平成17年標準化管理全国大会	(財)日本規格協会協会	事
10.13~15	諏訪圏工業メッセ2005	諏訪圏工業メッセ2005実行委員会	流
10.15	関東IT経営応援隊DAY2005	関東IT経営応援隊プロジェクト推進事務局	事
10.15~16	日本ベンチャー学会第8回全国大会	日本ベンチャー学会	中
10.16、12.10~11	2005年度 ジェトロ認定貿易アドバイザー事業	日本貿易振興機構	国
10.18	第2回全国県境地域シンポジウム	両毛五市商工会議所協議会	流
10.18~22	2005日本国際包装機械展	(社)日本包装機械工業会	事
10.19~20	ロジスティクス全国大会2005	(社)日本ロジスティクスシステム協会	流
10.21~22	ITC Conference 2005	ITコーディネータ協会	情
10.21~22	2005上田地域総合産業展	上田地域総合産業展運営委員会 上田商工会議所	流
10.25	国際商事仲裁セミナー	(社)日本商事仲裁協会	国
10.26~27	第3回生活文化創造都市 横浜会議	(財)日本ファッション協会	流
10.28	「産業廃棄物と環境を考える全国大会」	(社)全国産業廃棄物連合会	産
10.29	「ネット社会の人材育成とEC実践能力検定」セミナー	NPO法人IT静岡	事
10.29~30	きものサミット in 京丹後	きものサミット in 京丹後開催委員会	流
10.29~30	第14回全国ボランティアフェスティバル火の国くまもと	第14回全国ボランティアフェスティバル推進協議会	企
10.31~11.9	東京発 日本ファッションウィーク事業	ファッション戦略会議	流
10.31~11.2	中国・香港自動車関連産業パートナーシップセミナー	香港貿易発展局	国
10月	第54回全国小紋友禅染色競技会	全国染色協同組合連合会	事

10月	暮らしの包装商品展 2005	(社) 日本包装技術協会	事 事 流 流 事 産 流 流 国 流 中 中 国 中 流 国 国 企 流 国 国 産 情 流 事 国 事 流 産 事 流 産 広 総 流 国 事 事 国 産 国
10月	2005 全日本洋装技能コンクール	(社) 全日本洋装技能協会、(社) 日本洋装協会	
11.1~20	第47回日本民芸公募展	(社) 日本民芸協団	
11.1~3.10	第14回優秀店舗コンペティション	(財) 店舗システム協会	
11.1~30	第46回品質月間	(財) 日本規格協会	
11.2	第3回地球環境経済人サミット	日本経済新聞社	
11.2~8	第23回米国最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	
11.5~6	第4回ドリーム夜さ来い祭り	第4回ドリーム夜さ来い祭り実行委員会	
11.7~12	第26回台湾貿易・投資・技術商談訪日団	台日商務協議会	
11.8	日米流通業 I T フォーラム 2005	日本小売業協会 全米小売業協会	
11.8~13	エッセイ with フォト展	(財) 日本ファッション協会	
11.9	中小企業経営診断シンポジウム	(社) 中小企業診断協会	
11.9~10	第19回東京ビジネスサミット 2005	第19回東京ビジネスサミット 2005 実行委員会	
11.9~11	アジアサイエンスパーク協会 (ASPA) 第9回大会	ASPA 第9回大会日本開催委員会	
11.12~20	第8回全日本金・銀創作展	全日本金・銀創作展開催委員会	
11.15~1.15	地域に根ざした食育コンクール 2005 日本食育フェア	(社) 農村漁村文化協会	
11.16	第15回マレーシア総合セミナー 「アジアの共栄」～東 アジア首脳会議とアジアの未来を考えるシンポジウム～	(社) 日本マレーシア協会	
11.16~18	ジャパン・テキスタイル・コンテスト 2005	ジャパン・テキスタイル・コンテスト開催委員会	
11.18	唐山市投資セミナー	中国唐山市人民政府日本事務所	
11.18~19	第5回次世代育成支援推進全国フォーラム in 舞鶴	第5回次世代育成支援推進全国フォーラム in 舞鶴 実行委員会	
11.18~19	平成17年度あしたの暮らし・ふるさとづくり全国フォー ラム in 兵庫	(社) あしたの日本を創る協会	
11.19	第11回訪問看護・在宅ケア研究交流集会	(財) 日本訪問看護振興財団、(社) 日本看護協会	
11.22	小売業 IT 戦略フォーラム 2005	日本小売業協会	
11.22~25	2005 東京国際家具見本市	(社) 国際家具産業振興会	
11.22~25	ドイツ産業フォーラム 2005 in Japan	インヴェスト・イン・ジャーマニー日本代表事務所	
11.24	土地・住宅税制改正実現総決起大会	土地・住宅税制改正推進協議会	
11.24	CRM ベストプラクティス賞	CRM 協議会	
11.25~12.18	平成17年度全国伝統的工芸品公募展	(財) 伝統的工芸品産業振興協会	
11.26	第39回日本視覚障害者ワープロ競技会	社会福祉法人日本盲人職能開発センター・毎日新聞 社点字毎日部	
11.29	香港貿易発展局・江門市人民政府主催セミナー	香港貿易発展局	
11月	平成17年全国職業能力開発促進大会及び全国職業能力開 発推進者経験交流プラザ	中央職業能力開発協会	
11.29~30	SCM フォーラム 2005 SCM ソリューションフェア 2005	(社) 日本ロジスティクスシステム協会	
11.30~12.3	「2005 国際ロボット展」	(社) 日本ロボット工業会	
11~H18.2	関東 I T 経営応援隊プレスクール	関東 I T 経営応援隊プロジェクト推進事務局	
12.1	中心市街地活性化シンポジウム 2005 「交流人口を増やす まちづくりシンポジウム」	特定非営利活動法人まちづくりネットワーク T O M ネット	
12.1~31	「平成17年度大気汚染防止推進月間」	環境省	
12.1~2	生産性運動 50 周年記念 「生産性シンポジウム」	(財) 社会経済生産性本部	
12.2	第44回電話応対コンクール全国大会	(財) 日本電信電話ユーザ協会	
12.6	ツーリズムサミット 2005	(社) 日本ツーリズム産業団体連合会	
12.6,8,9	KOREA IT ビジネス商談会 2005	韓国中小企業振興公団	
12.7~9	2005 年第47回全国カタログ・ポスター展	(社) 日本印刷産業連合会、(株) 印刷出版研究所	
12.7~9	第57回全国カレンダー展	(社) 日本印刷産業連合会、(株) 印刷新聞社	
12.8	第43回全日本包装技術研究大会	(社) 日本包装技術協会	
12.10~18	2005 年ダラット、フラワーフィステバル	ベトナム社会主義共和国大使館	
12.15~17	「エコプロダクツ 2005」	(独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構	
18.1.10	2006 年新年賀詞交歓会	(財) 日中経済協会、日本国際貿易促進会	

1. 11	新しいまちづくり政策シンポジウム	特定非営利活動法人エココミュニティ・ネットワーク	流
1. 13～19	全米小売業協会（N R F）交流米国最新小売業視察会	日本小売業協会	流
1. 18	国際環境保護製品技術・取引センター開幕式	中国蘇州国家高新技術産業開発区環境保護局	国
1. 18～24	第6回ニューヨーク最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
1. 25～27	中小企業総合展(大阪)	独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業庁、 関東経済産業局、近畿経済産業局 共催）	中
1. 26～27	みやげ品見本市ジャパン 2006 春	全国観光土産品連盟	流
2. 1～3	ENEX2006「第29回地球環境とエネルギーの調和点」	(財) 省エネルギーセンター	産
2. 1～28	第17回「職場における健康診断推進運動」	(社) 全国労働衛生団体連合会	産
2. 1, 2. 8	横浜市立大学リカレント講座「電子会計実務教育の必要性 と検定試験」	横浜市立大学	事
2. 9～11	「2006NEW環境展」	(株) 日報アイ・ビー	産
2. 10	2010年日本の小売業	日本小売業協会	流
2. 15～16	Kyoto Style Cafe2006	ファンション京都推進協議会	流
2. 15～16	コミュニティービジネス研修事業成果報告会	(財) 社会経済生産性本部	流
2. 15～19	学生のための国際ビジネスコンテスト OVAL Seoul 2006	学生シンクタンク WAAV 内 OVAL 実行委員会	中
2. 16～21	伝統的工芸品展 WAZA2006	(財) 伝統的工芸品産業振興協会	流
2. 17	平成17年度地域ブランドフォーラム全国大会	独立行政法人中小企業基盤整備機構	流
2. 22～23	2005年度流通大会	(財) 流通経済研究所	流
2. 23～24	ロボット・関連産業マッチングフェア 2006	独立行政法人中小企業基盤整備機構九州支部	中
2. 24～25	第5回たま工業交流展	たま工業交流展実行委員会	流
2. 24	平成17年度全国消防団員意見発表会・消防団地域活動表彰式	総務省消防庁	企
2月下旬	第31回（平成17年度）発明大賞等表彰	(財) 日本発明振興協会、日刊工業新聞	事
3. 2～8	第39回なるほど展	(社) 婦人発明協会	事
3. 3	第2回キャンパスベンチャーグランプリ全国大会	日刊工業新聞社	広
3. 3～4	第2回沖縄金融専門家会議	沖縄県、名護市、国際情報通信・金融特区促進協議会	中
3. 7	第16回流通交流フォーラム	日本小売業協会	流
3. 7～8	第6回G S Cシンポジウム	グリーン サステイナブル ケミストリー ネットワーク	総
3. 7～9	フランチャイズ・ショー& ビジネスエキスポ 2006	日本経済新聞社	流
3. 7～10	J A P A N S H O P 2006	日本経済新聞社、(財) 店舗システム協会	流
3. 7～10	RETAILTECH JAPAN2006 (第22回流通情報システム総合展)	日本経済新聞社	流
3. 7～10	SECURITY SHOW 2006	日本経済新聞社	流
3. 10	第49回全国学術科学コンクール	(株) 旺文社	事
3. 10	第64回全日本学生児童発明くふう展 第54回全日本教職員発明展	(社) 発明協会	事
3. 14～17	第27回フード・ケータリングショー/シンポジウム	(社) 日本能率協会	流
3. 14～17	第6回厨房設備機器展	(社) 日本厨房工業会、(社) 日本能率協会	流
3. 15	日本クリエイション大賞 2005	(財) 日本ファッション協会	流
3. 17～24	東京発 日本ファッション・フォーク事業	ファッション戦略会議	流
3. 20～3. 9	第15回優秀店舗コンペティション	(財) 店舗システム協会	流
3. 27～28	第3回沖縄金融専門家会議	沖縄県、名護市、国際情報通信・金融特区促進協議会	中
3. 29	第3回モノづくり部品大賞	日刊工業新聞社	広
平成17年度	国旗のある自由画コンクール	(社) 国旗協会	総
—	メンタルヘルス・マネジメント検定試験およびPWA検定	大阪商工会議所	事
—	I S O 9001 講演会	(財) 日本規格協会	事
4. 5～7	INTERMEASURE 2006（第22回国際計量計測展）	(社) 日本計量機器工業連合会	中
H18. 4～H19. 3. 2	第46回防錆技術学校	(社) 日本防錆技術協会	事
H18. 6～H19. 1	2006年度国連公用語・英語検定試験	日本国際連合協会	事

9. 対処すべき課題

(1) 過年度の事業実施状況

15年度は「全国商工会議所の総力を結集した迅速・的確な政策提言活動の展開」、「中小企業の再生、セーフティネットの整備・拡充、成長・発展支援」、「地域産業空洞化問題の克服と総合的な街づくりの推進」、「経済のグローバル化に対応した国際活動の積極的な展開」、「I T時代に対応した商工会議所事業の展開」、「全国商工会議所の組織・財政基盤強化と交流、合併・連携の支援」を重点項目として活動した。

16年度は「全国商工会議所の総力を結集した迅速・的確な政策提言とその実現」、「中小企業の再生、セーフティネットの整備・拡充」、「地域産業空洞化問題の克服と総合的なまちづくりの推進」、「経済のグローバル化に対応した国際活動の積極的な展開」、「I T時代に対応した商工会議所事業の展開」、「全国商工会議所の組織・財政基盤強化と交流、合併・連携の支援」を重点項目として活動した。

(2) 対処すべき課題

わが国経済は、全体的には内需主導による景気回復の動きが見え始めるものの、デフレは依然として解消しておらず、また、地方経済や中小企業においては、あまねく景気回復を実感できる状況にはなく、むしろ、大企業と中小企業、大都市と地方の間での格差が目立つようになってきた。さらに、少子高齢化の進展と社会保障制度改革、まちづくりや地域コミュニティの再生と地域産業の振興、経済のグローバル化に対応した諸外国との経済連携の推進など、わが国は幾多の重要な課題に直面しており、安心できる将来像の構築が強く求められている。

地域性、総合性、公共性、国際性を兼ね備えた総合経済団体である日本商工会議所は、こうした課題に対し積極果敢に取り組み、地域経済社会、ひいてはわが国経済社会のさらなる発展のために日本再生のリーダーとして、課された使命を果たしていく所存である。

一方で、商工会議所は、商工会議所法に基づき、大企業・中小企業、会員・非会員の別を問わず、全ての商工業者のために活動することが求められており、日本商工会議所は、特定の者の利益を目的としない公平・公正な事業運営に努めていく必要がある。

こうした状況のもと、18年度においては、日本商工会議所会頭と全国商工会議所会頭等役員との緊密な意見交換を行い、『健康な日本』のさらなる飛躍に向けて、「政策提言活動とその実現」、「中小企業の健全な成長・発展と、創業・経営革新への挑戦支援」、「コンパクトでにぎわいのあるまちづくりの推進と地域産業の振興」、「諸外国とのF T A・E P Aの推進と国際ビジネス活動支援」、「新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開」、の5点を重点課題として、全国の商工会議所と一体となって取り組むとともに、次の事業活動を強力に推進している。

●平成18年度事業活動項目

1. 政策提言活動とその実現
2. 中小企業の健全な成長・発展と、創業・経営革新への挑戦支援
3. コンパクトでにぎわいのあるまちづくりの推進と地域産業の振興
4. 諸外国とのF T A・E P Aの推進と国際ビジネス活動支援
5. 新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開

Ⅲ 関係団体等

1. (財)全国商工会議所共済会

会 長 植松 敏 (当所専務理事) 専務理事 篠原 徹 (当所常務理事)
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル6階 TEL (03)3518-0181
職 員 数 2名 基本財産 700万円 (当所出捐額 50万円)

(1) 退職年金共済制度 (昭和 38 年 9 月実施)

- ① 本共済制度については、平成 16 年 4 月 1 日から導入されたキャッシュバランス型 (給付が予め定めた指標利率=10 年国債 5 年平均利回り=に連動する) の枠組みにより、前年度に引き続き予定利率 1.5%、指標利率 1.2% で運営され、掛金率についても基本料率 1000 分の 68 が維持された。
- ② 年金資産の運用については、バランス型 (国内債券・国内株式・外国債券・外国株式の伝統 4 資産で構成) 且つ低リスクを基本方針としており、17 年度は景気回復基調が続く中でとりわけ内外株式相場が好調だったことから、予定利率を大きく上回る実績となった。資産運用の委託先については、16 年度の投資顧問会社の一部削減につづき、17 年度は信託銀行についても競争原理を導入するための見直しを行い、10 月から新たに信託 2 社体制とした。運用方法は、伝統 4 資産に加えて代替資産を引き続き組み入れて運用した。
また、年金資産運用の一環として、「年金資産運用評価・検討会議」を適宜開催し、運用実績、運用委託先機関、運用計画等についての評価・検討を行い、理事会・年金委員会における審議の効率化を図った。
- ③ 本制度の新規加入者は 195 名、退職者は 207 名で、本年度末現在の加入商工会議所等は 210 カ所 3,837 名となった。本年度末基金現在高 (時価総額) は、248 億 62 百万円となった。
- ④ 年金基金からの退職一時金給付は、17 年度給付ベースで 213 名 (うち、年金受給資格者で一時金とした者 96 名) に対して 12 億 40 百万円であった。年金給付は 590 名 (退職年金 566 名・遺族年金 24 名) に対して 6 億 1 百万円であった。

(2) 保健・福利厚生に関する事業

- ① 労働災害保障特約付団体定期保険 (昭和 48 年 4 月実施) の加入商工会議所は 263 カ所・4,790 名、死亡保険金給付金額は 0 件 0 円で、掛金額の 75.6% が利益配当された。
- ② 災害保障特約付団体定期保険 (昭和 42 年 8 月実施) の加入商工会議所は 408 カ所・5,726 名、入院・死亡保険金給付金額は 13 件 2,743 万円で、掛金額の 68.9% (本人・配偶者加入) が利益配当された。
- ③ 総合傷害補償制度 (昭和 55 年 1 月実施) には傷害保険と所得補償保険があり、傷害保険の加入商工会議所は 104 カ所・952 名、支払保険金は 58 件・169 万円であった。また、所得補償保険の加入商工会議所は 24 カ所・41 名、支払保険金は 0 件・0 円で、無事故払戻保険料は 18 万円であった。
- ④ 成人病特約付医療保険 (無配当保険) (平成 4 年 8 月実施) には保険期間によって 80 歳型 (定期医療保険) と終身Ⅱ型 (終身医療保険) があり、80 歳型の加入商工会議所は 214 カ所・635 名、支払保険金は 38 件・449 万円であった。また、終身Ⅱ型の加入商工会議所は 45 カ所・71 名、支払保険金は 7 件・112 万円であった。
- ⑤ 休業補償プラン (奥様安心プラン) (平成 11 年 9 月実施) の加入商工会議所は 10 カ所・54 名、給付は 0 件 0 円であった。
- ⑥ 福利厚生施設 (宿泊施設) については、「豊友倶楽部メンテルス大塚・巣鴨」の他、「マロウドイン赤坂」、「弥生会館」と法人会員契約し、各地商工会議所役職員 333 名の利用に供した。

(3) その他

本共済会のホームページにより情報公開を行うとともに、教養の向上に関する事業の一環として経済・景気情報等の提供を行った (アドレス <http://www.cin.or.jp/kyosaitop/>)。

(4) 債権・債務状況

当所と本共済会との間に記載すべき債権・債務関係はない。

2. 日本珠算連盟

会 長 植松 敏 (当所専務理事)

事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル 6階

T E L (03) 3518-0188 (代) F A X (03) 3518-0189

事務局員数 5名

(1) 組 織

連盟会員 265 団体、その会員は 4,675 名、特別会員 8 団体、正会員 40 団体、賛助会員 19 社
役員は、会長 1 名、理事長 1 名、副理事長 4 名、専務理事 1 名、常任理事 8 名、理事 38 名、監事 3 名
職員 4 名

(2) 事業概況

① 検定試験 (受験者数)

○珠算能力検定試験 (1 級-3 級 1,319 カ所 109,246 名) <日商からの事務委託>

○珠算能力検定試験 (4 級-6 級 1,554 カ所 43,898 名) <日商からの事務委託>

○珠算能力検定試験 (7 級-10 級 1,249 カ所 28,755 名)

○暗算検定試験 (1 級-6 級 1,243 カ所 56,124 名)

○暗算検定試験 (7 級-10 級 493 カ所 3,292 名)

○段位認定試験 (準初段-十段 739 カ所 11,764 名)

○読上算検定試験 (1 級-6 級 35 カ所 1,273 名)

○読上暗算検定試験 (1 級-6 級 27 カ所 1,383 名)

② 競技大会等

○あんざんグランプリジャパン2005 参加選手 238 名 (7/24 於:兵庫県姫路市「姫路商工会議所 大ホール」)

○2005 年全国あんざんコンクール 136 団体 15,657 名

○2005 年全国そろばんコンクール 154 団体 19,812 名

○各地珠算競技大会の支援 後援 158 カ所、賞状 587 枚、メダル 676 個

③ 珠算指導者講習会

<基 礎> 6 カ所 476 名 <低学年> 10 カ所 552 名 <応 用> 5 カ所 581 名

<暗 算> 3 カ所 100 名 計 24 カ所 1,709 名

④ 研修会等

○幼児・暗算セミナー 参加者 84 名 (7/17 於:和歌山県和歌山市 「和歌山商工会議所」)

○幼児・暗算セミナー 参加者 78 名 (8/28 於:埼玉県さいたま市 「さいたま商工会議所」)

○幼児・暗算セミナー 参加者 38 名 (11/16 於:山梨県甲府市 「甲府商工会議所」)

○珠算指導者講習会 参加者 37 名 (9/17~18 於:岐阜市「岐阜観光ホテル十八楼別館」)

○見学研修会 参加者 86 名 (3/26~27 於:栃木県宇都宮市「ホテルニューイタヤ」)

⑤ 刊 行 物 「日本珠算」(年 6 回発行) 第 588 号~第 593 号

⑥ P R チ ラ シ (第 25 号) 62 万枚

⑦ 優良生徒表彰 146 団体、賞状 3,256 枚、メダル 2,477 個

3. 国際珠算協会日本国内委員会

会 長 植松 敏（当所専務理事）

事 務 局 東京都千代田区丸ノ内3-2-2 日本商工会議所事業部内

国際珠算協会は、1961年（昭和36年）11月に設立され、日本、韓国、台湾の3カ国の商工会議所、珠算関係団体で構成されており、各国にはそれぞれ「国内委員会」が設置されている。

日本国内委員会においては、珠算振興の一環として、3カ国持ち回りによる隔年での「国際珠算競技大会」の開催、日本商工会議所会頭および国際珠算協会日本国内委員会会長名による「珠算技能国際認定証」を交付している。

(1) 国際珠算競技大会の開催

国際珠算競技大会は、1961年（昭和36年）から日本、韓国、台湾の3カ国持ち回りで開催（1964年（昭和39年）までは毎年、以降隔年で開催）していたが、第23回大会（2001年（平成13年）8月に神戸市で開催）以降、当面の間、開催を見送ることとし、新たな形式での大会の開催について検討を続けることとなった。

これは、各国の珠算界を取り巻く環境が厳しくなっており、特に韓国では2001年から珠算検定を廃止したことや本大会に出場できる選手がいないことから、従来の名称や実施方法のままであれば参加することは不可能であると表明しているため。

(2) 珠算技能国際認定証の交付

珠算能力検定試験の1級～3級の合格者のうち、希望者に対し、日本商工会議所会頭及び国際珠算協会日本国内委員会会長名による英文の「珠算技能国際認定証」を交付している。17年度は、1級～3級までの合計で630名に交付した。

4. (社)日本販売士協会

会 長 小柳 重隆

事務局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル6階 TEL (03)3518-0191

(1) 会員の状況

正会員 32 団体、特別会員 110 団体、賛助会員（登録講師）703 名

(2) 事業の概要

1. 販売士制度の普及および振興

一般向けの他、小売店、販売士検定試験受験希望者、資格取得者向けに次のようなPR事業を実施した。

①販売士検定試験リーフレット「流通業で即戦力となる知識を習得できる!!」の作成・配布（5,000部）

②“販売士のいる店”標識登録制度の推進

③通信教育講座の実施

・2級更新 2,725名 ・3級更新 3,371名 ・2級養成 227名 ・3級養成 397名

④販売士養成講習会および販売士資格更新講習会の開催に対する助成（計33カ所）

2. 各地販売士協会の設立および活動強化のための支援

①販売士交流会の開催

当協会賛助会員および各地販売士協会会員の研修を目的として、各地販売士協会との共催により、「北海道・道央地区販売士懇談会」「九州販売士交流会」をそれぞれ開催した。

②流通・接客セミナーの開催支援

流通業の新しい動向や販売促進のための接客のあり方等をテーマにした各地販売士協会主催の「流通・接客セミナー」を支援した。（計17回）

③各地販売士協会事業への後援

3. 講習会等講師の養成と視察研修事業

①講師登録研修会の開催

「平成17年度販売士養成講習会等講師登録研修会」を平成17年10月1日（土）、東京国際フォーラムにおいて開催し、全国各地から1級販売士をはじめとする73名が参加した。

②登録講師研修会の開催

当協会登録講師（賛助会員）の資質の向上と相互交流を図るため、平成18年3月18日（土）、東京商工会議所ビルにおいて47名の登録講師の参加のもと、「第27回登録講師研修会」を開催した。

③最新商業施設視察会

当協会と日本小売業協会との共催により、平成17年7月28・29日に関東地区、10月27・28日に沖縄地区を対象に視察会を実施した。

4. 広報活動

当協会会員をはじめとする全国の販売士資格取得者に対する情報提供とともに、広く社会に販売士制度を周知させるため、ホームページやメールマガジンによる情報発信、会報「販売士」の発行などの広報活動を行った。

5. 全国観光土産品連盟

会 長 細田 安兵衛（東京ブランドみやげ品協会会長）
副会長 篠原 徹（当所常務理事） 他 10 名
事務局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル6階 TEL (03)3518-0193～4
職員数 2名

(1) 第 46 回全国推奨観光土産品審査会の実施

日本商工会議所と共催で 12 月 13 日、東商ビル国際会議場で開催。全国各地から応募の観光土産品の中から公正表示、郷土色、食品衛生、品質、デザイン等の審査基準に基づいて審査し、全国推奨観光土産品を選定した。この中から特に優れたものに大臣賞、日商会頭賞などの各賞を授与した。出品点数は 47 都道府県の 541 社より 1,168 点（菓子 429 点、食品 625 点、民芸品 114 点）。入賞品の表彰式は 18 年 2 月 24 日、東商スカイルームで開催した。

<大臣賞入賞作品>

菓子の部<厚生労働大臣賞>古酒泡盛酒ケーキ、食品の部<農林水産大臣賞>米沢牛入り いも煮、民芸の部<国土交通大臣賞>いやしの福とんぼ、工芸の部<経済産業大臣賞>ガラス工芸うるし塗グラスぐいのみ(ペア)。他に日商会頭、全観連会長、全国連会長、日観協会長、全振連理事長、日専連理事長、日本商店連盟会長、全日本小売商団体連盟理事長の各賞と日商会頭並びに全観連会長努力賞が各部門ごとに授与された。

(2) 展示会等の開催・斡旋

4 月 22 日～24 日に旅フェア実行委員会（(社)日本観光協会）主催の「旅フェア 2005」が千葉県・幕張メッセで開催され、上記第 45 回審査会入賞品を展示 PRすると同時に会員含む 30 社が出店、販売を行った。

(3) 経営戦略セミナーの開催

全国観光土産品公正取引協議会共催により 2 月 9 日に島根県松江市・松江商工会議所で観光土産品等事業者セミナーを開催、参加者 50 名。講演テーマは次の通り。「観光土産品の開発と顧客ニーズ」（学校法人森谷学園観光総合研究所 主任研究員・上村 脩 氏）、「地方発の商品と商標の役割～地域ブランドの新制度について～」(弁理士・河野 誠 氏)

(4) 第 16 回全国観光土産品連盟会長表彰

埼玉県秩父市上宮町 23-22 (株)せきた商店 代表取締役社長 関田 喜久雄 氏

(5) 広 報

「観光土産品ニュース」第 42、43 号を刊行。全国推奨シールの作成・頒布。第 46 回全国推奨観光土産品名簿を作成・配布するとともにホームページ、会議所ニュース等で全国推奨品を紹介した。

6. 全国観光土産品公正取引協議会

会 長 細田 安兵衛（東京ブランドみやげ品公正取引協議会会長）

副 会 長 片谷秋田県協議会会長 他 8 名

事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル6階 TEL (03)3518-0193～4

(1) 公正競争規約の遵守励行と周知徹底

地方・地区協議会の認定審査会、試買検査会等の実施を奨励し、規約の遵守励行を呼びかけると同時に違反商品については改善するよう指導した。また、消費者センターや一般消費者から寄せられた苦情を処理するとともに規約の解釈等についての質問に対応した。

(2) 審査会等の実施

地方・地区協議会では認定審査会、試買検査会を実施し、公正競争規約に基づき必要表示事項、過大包装、特定事項の表示基準などについて審査している。本協議会では、認定審査会で合格した商品に認定証を交付しているが、17年度認定数は26協議会1,929点であった。

(3) 第40回全国大会（ひょうご大会）の開催

本協議会主催・兵庫協議会の主管で10月27日～28日の2日間、神戸市中央区・ポートピアホテルで開催。参加者167名。①最近の景品表示法の運用状況等について（公正取引委員会事務総局取引部近畿中国四国事務所取引課長・田邊陽一氏）、②地域活動報告—沖縄県協議会の事業活動報告—（沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会事務局長・米盛達雄氏）。また、(財)阪神・淡路大震災記念協会理事長・具原俊民氏による「震災—そしてこの10年」と題する講演を聴取した。

(4) 第31回事務担当者研修会の開催

富山県協議会の主管により7月14日～15日の2日間、犬山市・リバーサイド犬山で開催。参加者14名。(財)2005年日本国際博覧会協会営業管理室担当課長・竹林一郎氏から「“愛・地球博”の見どころ」また、全国観光土産品公正取引協議会事務局長から「公正競争規約等について」を聴講した。2日目は愛知万博を視察した。

(5) 経営戦略セミナーの開催

全国観光土産品連盟共催により2月9日に松江市・松江商工会議所で観光土産品等事業者セミナーを開催、参加者60名。講演テーマは次の通り。「観光土産品の開発と顧客ニーズ」（学校法人 森谷学園観光総合研究所・上村脩氏）、「地方発の商品と商標の役割～地域ブランドの新制度について～」（弁理士・河野誠氏）

(6) 表 彰

全国協議会表彰規程に基づく17年度の表彰。

会員の部 13名 <特別功労者 1名 永年勤続者 9名> 職員の部 3名

(7) 広 報

「会報」第59号、第60号を発行するとともに、ホームページにて協議会事業、観光土産品公正競争規約の内容などを紹介した。

7. (財) 日本産業協会

会 長 歌田 勝弘 (味の素㈱特別顧問)
事務局 東京都千代田区内神田 2-11-1 島田ビル 3階 TEL (03)3256-7731
職員数 14名 (非常勤嘱託を含む) 基本財産 5億3千万円

大正10年3月に財団法人として設立され、戦後は活動を停止していたが、昭和55年7月に「消費生活アドバイザー試験」の実施機関として再発足した。

1. 「消費生活アドバイザー制度」は、消費者と企業のいわばパイプ役として、消費者の意向を企業経営に反映させるとともに、消費者に適切なアドバイスができる人材を「消費生活アドバイザー」として認定し、産業界の消費者志向体制の整備に役立てようとするものである。本資格試験は、経済産業大臣の事業認定を受け、日本商工会議所ならびに札幌・東京・名古屋・大阪・福岡の各商工会議所の後援・協力を得て実施している。平成17年度の試験の概況は次のとおりである。

① 受験申請者は、2,661名(前年比12.9%減)で、457名が合格(合格率19.1%)した。申請者の内訳は男性1,063名(前年比10.8%減)、女性1,598名(同14.3%減)となった。

② 合格者457名の内訳は男性225名、女性232名で女性の比率は前年の59.5%から50.8%へと下降した。年齢別構成では30歳未満53名、30歳代153名、40歳代151名、50歳代以上が100名となっており、合格者の平均年齢は42.2歳で前年比上昇した。職業別構成では、有職者が364名で79.6%を占め、無職者は88名で19.3%となっている。また、業種別では製造業(26.9%)、金融・保険業(18.6%)、流通業(8.1%)、国・地方公共団体(6.8%)、サービス業(5.9%)等となっている。

③ 合格者の内、申請のあった449名に対しては平成18年4月1日付で消費生活アドバイザーの称号を付与し、これにより本制度実施以来の認定者数は10,807名となった。

2. 消費者啓発の一環として実施している通信講座の受講者は4,979名で、うち修了者は3,123名であった。

3. 消費者志向優良企業の経済産業大臣表彰については、被表彰企業の推薦母体である当協会内に選定委員会を設置し、調査(回答)票提出のあった企業を対象に厳正な審査を行い経済産業大臣に推薦した。(約1,340企業・団体に案内) その結果、総合表彰として「㈱平和堂」、「明治乳業㈱」、「ユニ・チャーム㈱」の3社が、また、分野別表彰として「㈱ソフマップ」、「㈱ハート」、「ハウジングオペレーション㈱」の3社がそれぞれ経済産業大臣表彰を受賞した。

4. 経済産業省主催の「第24回消費者担当役員懇談会」を協賛事業として実施した。

5. 企業等において消費者対応部門に従事する消費生活アドバイザー等を対象に、電子商取引に関する法律知識やインターネットに係る技術知識・スキル、問題解決に必要な実務能力等の向上を目的にITEC研修会を開催(東京・2回)した。

6. 産業界の消費者志向を促進するため、「特定商取引法」に基づき企業、消費者双方からの問い合わせ、相談(約600件)に対して指導、助言を行った。

7. 経済産業大臣より「平成17年度特定商取引適正化事業」の委託を受け、特定商取引法の規定に基づく主務大臣に対する申出制度の活用を図り、訪問販売取引等の適正化に資することを目的として、本制度に係る指導・助言、啓発活動を展開するとともに、近年の情報化の急速な進展に伴い多発する電子商取引に係るトラブルに対処するため①電子商取引モニタリング事業②起業環境整備調査等事業を実施した。

8. 消費生活アドバイザー制度普及のため、広報誌「あどばいざあ」(季刊)の刊行、ポスター・パンフレットの作成・配布のほか新聞、雑誌等を活用して全国的にPRを展開した。また、ホームページを拡充し、消費生活アドバイザー制度、当協会の事業活動等を広く紹介した。

9. 昭和55年に創設された「消費生活アドバイザー制度」は発足25周年を迎え、消費生活アドバイザー試験の合格者も1万人を突破した。そこで、四半世紀という大きな節目に当たり、制度の変遷を整理・確認するとともに、将来展望への足掛かりとすべく①消費生活アドバイザー現状調査の実施②公開記念シンポジウムの開催③大阪記念イベント開催への支援④功労者の顕彰⑤記念式典の開催⑥記念誌の発行などの記念事業を展開した。

8. (財)日本産業デザイン振興会

会 長 山口 信夫 (当所会頭)

事務局 東京都港区浜松町 2-4-1 世界貿易センタービル別館 4階 TEL (03) 3435-5633

職員数 14名 基金財産 9億9,000万円 (内基本財産4,000万円)

(1) Gマーク事業

17年度のグッドデザイン賞事業は、過去最多となる1,303社の企業・団体等から昨年を上回る3,010件の応募を受付けた。1次審査および2次審査を4ヶ月間かけて厳密に行い、最終的には1,158件(598社)がグッドデザイン賞を受賞した。さらに、大賞をはじめとするグッドデザイン特別賞には65件が選ばれた。8月下旬には東京ビックサイトで行った2次審査会場を一般に公開しデザインフェア「グッドデザイン・プレゼンテーション」を開催し約29,000人以上の来場を集めたほか、イヤーズブックやGD新書の刊行、大手メディアと連携したPR企画、歴代の全受賞データ(約31,000件)のインターネットによる公開等、様々な振興活動を展開した。さらにアセアン各国(ラオス・カンボジア・インドネシア・マレーシア・フィリピン・タイ・ベトナム・シンガポール)に専門家の派遣を行う「アセアン・デザインセレクション」を実施するとともに、日本でも展示会やセミナーを行った。

(2) 情報事業

①産業デザイン館の常設展示、②国内外のデザイン関係図書、文献等の情報収集と提供。

(3) 地域デザイン振興事業

国内各地域におけるデザイン振興施策の情報交換を行うため「全国デザイン振興会議」を開催。

(4) 国際デザイン交流事業

I C S I D (国際インダストリアルデザイン団体協議会)等海外デザイン関係機関との情報交流。

(5) 「デザイン月間」推進事業

10月をデザイン月間とし、全国の地方自治体、経済団体、デザイン団体等で実施する事業を「デザインの月間」記念事業として登録し、支援した。

(6) デザイン&ビジネスフォーラム事業

経済産業省「戦略的デザイン活用研究会」の「デザインはブランド確立への近道」と題する40の提言を受け、「デザイン&ビジネスフォーラム」が結成され、山口会長が代表に就いた。17年度は、デザインの創造・活用の重要性をテーマとしたセミナー、シンポジウムを全国で6回開催したほか、デザインを活用して成果をあげた企業(デザイン・エクセレント・カンパニー)21社の表彰等の事業を実施した。

9. (社)日本商事仲裁協会

会 長 山口 信夫 (当所会頭)
事 務 局 東京都千代田区有楽町 1-9-1 大正生命日比谷ビル 4 階
T E L (03) 3287-3051
職 員 数 19 名

(1) 商事紛争に関する仲裁・調停・斡旋

① 仲裁：

- 1) 17 年度に申立てのあった仲裁事件は 10 件であった。これに前年度よりの継続事件 26 件を合わせ合計 36 件の仲裁事件を取り扱った。そのうち 16 件については仲裁判断が出され、4 件は和解が成立して取り下げられた。この結果、平成 18 年度への継続事件は 16 件である。
- 2) 本協会は、モンゴル国の ADR 機関と仲裁協定、協力協定を締結した。各協定締結国は累計 44 カ国となった。
- 3) 米国ワシントンで開催された国際商事仲裁機関連合会 (I F C A I) 総会 (6 月 3 日) に本協会国際仲裁部長 中村達也が出席し、関係者と意見・情報交換を行った。シンガポール (9 月 21 日～23 日) 及び中国ハルビン (10 月 28 日) で開催された国際仲裁会議に本協会理事・大阪事務所長 大貫雅晴が出席し、関係者と意見情報交換を行った。

② 調停：本年度に申立てのあった国内調停事件は 10 件で、そのうち 4 件については和解が成立、1 件は取り下げられ、5 件は不応諾により終了した。この結果、平成 18 年度への継続事件は 3 件となった。

③ 斡旋：17 年度に申立てのあったあつ旋事件は 3 件であった。

(2) 商事紛争に関する相談事業

- ① 一般相談：相談・問い合わせのうち、国際取引や紛争に関するものは 476 件であり、国内商事紛争に関するものは 166 件であった。
- ② 法律相談：涉外弁護士による無料法律相談は東京、大阪および名古屋の各事務所で開催し、その相談件数は合計 105 件であった。一方、日本貿易振興機構との共催により、貿易実務相談および中国専門法律相談を東京事務所において開催し、その相談件数は、それぞれ 66 件および 16 件であった。

(3) 調査研究および普及・広報活動

我が国の国際商事仲裁の振興と仲裁法の啓蒙を図るため「東アジア地域における国際仲裁の展望と諸問題」をテーマに国際セミナー(10月25日)を開催した。アメリカ、中国、韓国及び I C C 国際仲裁裁判所より幹部を招聘し併せてパネルディスカッションも開催した。弁護士、学識者、企業法務担当者等 200 名を越す参加者を得た。

① 調査研究：

- 1) 仲裁法規集の第 35 回追録を刊行した。
- 2) 大阪事務所および名古屋事務所において「国際取引研究会」を、それぞれ 5 回から 6 回開催し、仲裁や国際取引契約をめぐる諸問題等のテーマを設定し、メンバーによる調査・研究を行った。

② 普及活動：

- 1) 月刊機関誌「J C A ジャーナル」の発行やホームページによる情報発信を通じ、広報普及活動を実施

した。

2) 経済産業省より、「平成 17 年度起業家育成・経営人材プログラム導入促進事業（裁判外紛争処理対応人材育成プログラム導入促進事業）」の委託を受け、以下の事業を実施した。

- ・調停人養成講座中級編の教材の作成およびカリキュラムの開発について委員会（座長・稲葉一人元大阪地方裁判所判事）を設置し、合計 24 回の会合を持ち作成にあたった。
- ・上記委員会により開発、作成された教材をもとに、経営指導員および企業人を主体として、大阪（1 月 24 日～26 日）、東京（2 月 14 日～16 日）において調停人養成中級講座を開催し、合計 78 人の参加者を得た。また参加者全員にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて教材、カリキュラムの見直しを図った。
- ・ADR の利用促進（TV 会議システムを利用した ADR 担い手研修）
全国 523 商工会議所に担い手研修を短期間に実施することを目的として、TV 会議システムを用いた研修を、東京、福岡、甲府の 3 会場をネットワーク化し実施した。講師が遠隔地に出かけることなく複数の会場において、効率的に研修が実施できる利便性が確認できた。
- ・ADR 担い手研修事業について、商工会議所の経営指導員を対象とした説明会を、仙台、岡崎、名古屋、高知、山口、鹿児島各商工会議所において実施した。また名古屋商工会議所及び愛知県弁護士会の協力を得て「ADR フォーラム・模擬調停」を開催し、200 名を超える参加者を得た。

3) 東京、名古屋、大阪、神戸の各都市で、仲裁、取引契約、紛争予防、輸出入の実務、外為・貿易決済等をテーマに計 18 回のセミナー、講習会を開催し、ADR の普及活動を行うとともに国際契約等に関する各種情報提供を行った。

(4) A T A カルネ事業

日本商工会議所の委託を受けて発給している A T A / S C C カルネ（免税扱一時輸入通関手帳）の発給件数は、10,522 件で前年度比 20.64% の増加となった。なお、日本発給の A T A カルネ通用国・地域は新たに「ロシア、ベラルーシ、アンドラ、イラン」が加わり、58 ヶ国・地域となった。

10. (財)日本ファッション協会

理事長	馬場 彰
副理事長	平井 克彦、池田 守男、岡田 邦彦、畑崎 重雄、古屋 勝彦、植松 敏(当所専務理事)
理事	34名 監事 3名 評議員 58名 顧問 5名 参与 13名
相談役	石川 六郎、岡田 卓也、稲葉 興作、山口 信夫
事務局	東京都江東区有明3-1 T F Tビル東館9階 TEL (03)5530-5641
職員数	17名(契約社員等含む) 設立 平成2年4月4日(通商産業大臣認可)
基本財産	18億1,600万円(平成18年3月31日現在) 出捐企業・団体数 147 賛助会員数 243

(1) 協会の役割

本協会は、ファッションが多くの人々の共感を得て広がり、生活文化へと発展する源であるとの認識に基づき、ファッションの向上を図ることを目的として、平成2年4月に設立された。ファッションの向上を図るため具体的な事業として、東アジア地域との相互理解・交流とファッションビジネスの促進支援、心の豊かさを育む都市の再生プロジェクトの推進、新たな生活文化の創造に貢献する活動に対する顕彰、世界に向けたジャパンファッションの発信、アジア・オリジナル・カラーの研究など豊かな生活文化の創造を目指した事業を実施している。

(2) 事業概要

- ① 東アジア地域におけるより豊かな生活文化の創造を推進するとともに、広く国際社会にアジアのファッションを普及させることを念頭に置き、日本・中国・韓国3カ国の各ファッション協会共同で設立した「アジアファッション連合会」の第2回日本大会を6月3～5日に名古屋市などで開催した。
- ② 個性豊かな都市、日本人の心の豊かさを育む都市の創生を目指した「生活文化創造都市」創生プロジェクトを推進するため、生活文化創造都市のコンセプトに賛同する15の都市・地域が参加して、愛・地球博出展事業「Creative Japan」を実施した。また、委員会を設置し、同都市のコンセプトや政策メカニズムなどに関する研究を行った。さらに、ファッションタウン推進都市、MONOまちづくり推進都市等の行政や団体などの関係者を対象に、シンポジウム「生活文化創造都市・横浜会議」を、全国から150名の参加を得て10月26日に開催した。
- ③ 今後求められる生活文化関連産業に従事する人たを、より国際競争力のある人材に育成する仕組み等を開発・実施運営するため「人材育成委員会」を設置、検討し、「ビジネス創造プロデューサー養成塾」と題した人材養成講座を平成18年4月から開設することとなった。また、新たな生活文化の創造に寄与する優れた諸活動に対する功績を顕彰する「日本クリエイション大賞」と、永年にわたって生活・文化・産業・教育・スポーツなど分野で、フレッシュかつ中核的な役割を果たしている女性を表彰する「ダイヤモンドレディ賞」の合同表彰式と記念パーティを3月15日に、また、多くの良い映画、上質な映画を公開した配給会社表彰する「シネマ夢倶楽部賞」、夢と感動と映画の素晴らしさを与えてくれた映画を表彰する「ベストシネマ賞」の表彰式と上映会(1位作品「ALWAYS 三丁目の夕日」)を2月20日に東京で行った。
- ④ 世界に向けたジャパンファッションの発信や国際的に通用する人材の育成などを図る、展示会開催等事業(インターナショナルファッションフェア(以上7月20～22日、1月18～20日実施)、大阪ファッションウィーク(9月5～9日ほか実施))、新進デザイナー育成事業(2005新人デザイナーファッション大賞(9月2日最終審査会・公表))を実施した。
- ⑤ アジアファッション連合会事業の一環として、アジア・オリジナル・カラーデザインのあり方を研究するため、関係団体・企業により設置した「アジア・ファッションカラー研究会」や、中韓の色彩機関の協力を得て、第2回カラーフォーラムを開催したほか、「アジアベーシックカラー(日中韓)」、「日韓中の色彩意識調査」などを発行した。

11. (株)キャリアック (商工会議所福利研修センター)

代表取締役 篠原 徹 (日本商工会議所常務理事)

所在地 静岡県浜松市村楠町 4597 TEL (053) 484-4155

(1) 会社設立の目的

全国の商工会議所の役職員や会員事業所の経営者・従業員等の研修やリフレッシュのための施設である(株)キャリアック(商工会議所福利研修センター)の運営・管理を行うため、日本商工会議所が各地商工会議所の協力のもとに設立。

(2) 会社の概要

①設立登記日 平成4年6月10日 ②本店所在地 静岡県浜松市 ③資本金 5000万円

④役員 取締役9名 監査役1名(18年3月31日現在)

代表取締役：篠原 徹(日商常務理事) 専務取締役：中島 芳昭(日商理事・事務局長)

常務取締役：藤井 史朗

取締役：広瀬 一郎 取締役：大野 隆夫 取締役：工藤 尚武

取締役：清水 孝男 取締役：伊藤 寿章 取締役：安永 裕相

監査役：橋本 恵夫

⑤従業員数 16名

(3) 事業概要

①稼働状況

17年度の利用者は、宿泊利用が16,362人、日帰り利用が3,025人で、合計19,387人となった。宿泊利用者は、昨年度に比べ5,905人減、稼働率では7.7ポイント減の21.2%となった。

②営業活動・各種イベント等の実施

稼働率UPをはかるため、浜松地域はもとより愛知県・静岡県・神奈川県等近隣の市町村に対し、営業を強化いたしました。また、日本商工会議所・各地商工会議所、アクサ生命保険(株)の協力のもとに、企業、業界団体、教育機関等への訪問、ダイレクトメールやEメールによるPR・営業活動を精力的に行いました。また、インターネットやマスコミなどのメディアを通じて施設のPRを行ったほか、各地商工会議所の機関紙やHPにも施設紹介記事を掲載いたしました。さらに、利用促進を図るため、「季節限定プラン」「愛・地球博プラン」等の独自企画を実施するとともに、各団体・機関の行うセミナー、イベント等の誘致を積極的に実施しました。その結果、各大学・高等学校主催による研究会・受験合宿、青少年サッカー合宿、オーケストラ・吹奏楽の合宿が開催されました。商工会議所関係では、日本商工会議所が主催する商工会議所役職員を対象とした各種研修会の受け入れを行った。このほか、週末利用の促進を図るため、高砂香料工業株式会社ほか多数の企業・団体と提携し、利用の促進に努めました。なお、福利利用のお客様に対し、年末年始・ゴールデンウィーク期間中、特別イベントを実施いたしました。

③債権・債務状況

当所とキャリアックの間に記載すべき債権・債務関係はない。

12. (財)日本容器包装リサイクル協会

理事長 山口 信夫 (当所会頭) 副理事長 林 周二 専務理事 新宮 昭
理事 45名 評議員 51名
事務局 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階 TEL (03) 5532-8597
職員数 32名 基本財産 1億2,028万5千円

1. 平成17年度において、当協会は特定事業者70,540等から再商品化の委託を受け、全国1,812(前年度1,993)の保管施設を対象に入札選定作業を行い、特定分別基準適合物(無色のガラスびん、茶色のガラスびん、その他の色のガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装)ごとに再商品化事業者を選定・委託し、再商品化を実施した。
2. 平成17年度の市町村からの引取実績は、ガラスびん全体で336,029ト(前年比97.6%)、PETボトル169,917ト(88.6%)、紙製容器包装27,477ト(97.7%)、プラスチック製容器包装528,528ト(118.3%)、合計1,061,951ト(105.0%)であった。
3. 業務効率化と運用維持コストの削減を目指した新業務システムは、予定通り18年度準備業務開始月である平成17年7月から稼動を開始した。
4. 平成18年度の容器包装再生処理事業の実施を希望する事業者に対し、登録申請に係る説明会を開催し、容り法見直しなど容器包装リサイクルを取り巻く環境や登録に関する資格要件の厳格化と審査体制の強化等につき事前説明を行なった。
5. 当協会が委託するガラスびん、PETボトル、紙製およびプラスチック製容器包装の再商品化事業者を対象に、設備審査マニュアル等に基づく処理施設の確認ならびに再商品化製品の販売先の引取同意書による販路の確認など登録審査を行なうとともに、再商品化実施状況に関する立入り検査を行い、再商品化の適正化に努めた。
6. 分別収集品の品質調査を行い、品質向上に努めた。プラスチック製容器包装で著しくベール品質が悪かった4市に対し品質改善アプローチをし、それでも改善が進捗しなかった1市の18年度の引取り申し込みを断った。
7. 平成18年度の再商品化の実施に向けて、当協会登録の再商品化事業者(ガラスびん98社、PETボトル59社、紙80社、プラスチック98社)及びジョイント運搬事業者を対象に、東京で入札説明会を開催した。また平成17年度に引き続き、保管施設ごとに落札事業者名、落札数量、落札価格等入札選定結果を当協会ホームページで公表した。
8. 高止まりしているプラスチック製容器包装の落札価格を改善するため、平成18年度入札にあたり、初めて上限価格を設定し、それを超えた札は無効とした。その結果、30億円強のコスト削減効果が得られた。
9. 商工会議所、商工会に再商品化委託申込受付・コンピュータ入力に関する業務を委託し、特定事業者との再商品化委託契約の申込・受付業務を実施した。
10. シンポジウム、講演会等への講師派遣並びに新聞、テレビ、雑誌等を通じ、法の概要および当協会の役割と業務内容の普及・啓発に努めた。
11. 当協会作成の容器包装リサイクル法に関するパンフレット「なぜ?なに?リサイクル」などを、事業者、自治体、消費者等に配布し、容器包装リサイクルの普及啓発に努めた。
12. 会報『日本容器包装リサイクル協会ニュース』を2005年初夏号(No.29)から2006年冬号(No.32)まで4回発行した。また、ホームページ(<http://www.jcpra.or.jp/>)を分かり易く、アクセスしやすいものにするよう努め、効率的かつ適時な情報発信と普及啓発に努めた。
13. 主務5省との連絡を緊密にするとともに、内外のリサイクル関係諸機関との交流、情報交換の推進に努めた。
14. 容器包装リサイクル法施行10年の見直しに対し、主務省の審議会に委員として参加するとともに、見直しに関する情報の収集・提供に努めた。
15. 賛助会員21社から頂戴した賛助会費を会報『日本容器包装リサイクル協会ニュース』発行費用に充当した。

13. 商工会議所年金教育センター

理事長 植松 敏（当所専務理事）

理事 9名 監事 2名 顧問 2名

事務局 東京都千代田区神田美土代町7 東英美土代ビル2階

職員数 2名 設立 平成13年9月12日

（ホームページ <http://www.cci-nenkin.jp>）

(1) 設立の目的

商工会議所の会員企業を中心とした中小企業や個人事業主等が、安心して企業年金や退職金制度等を導入できる社会環境を整えるために、各地商工会議所等の中小企業団体が行う企業年金・退職金制度、ライフ・プランニング、金融商品、投資等に関する各種教育、啓発・普及活動を側面から支援することを目的とする。

(2) 事業概要

①教育研修事業

- 第7回登録講師養成研修会を開催した（4月14日～15日）。厳正な審査の結果、45名の登録講師が誕生し、累計では412名となったことから、各地商工会議所からの要請により、企業年金・退職金制度に関するセミナーの講師や相談員を紹介できる体制がさらに拡充された。また、既に登録講師として活躍している者のうち、希望者を対象とした初めての研修会を開催し、受講者した10名が知識のブラッシュアップに努めた。
- 各地商工会議所が開催した会員企業向けの企業年金・退職金制度や65歳までの雇用延長対策に関するセミナー（30回・講師30名）に対し、講師の紹介や教材の提供等により支援した。
- 「今こそ改革！退職金“2007年問題”を超えて」をテーマに、年金専門家による講演やDCプランナー（企業年金総合プランナー）等からの事例発表、金融機関の関係者等によるパネルトーク、各界の有識者によるパネルディスカッションなどを内容とした「商工会議所年金フォーラム2005」を開催した（12月7日、参加者数：816名）。
- 確定拠出年金制度を導入している企業からの要請により、加入者等を対象とした社員研修に関し、研修内容の企画やレジメの作成とともに、登録講師を紹介したうえ、確定拠出年金法第22条の範囲を踏まえた初級レベルの投資教育を行った。
- 早稲田大学日本橋キャンパスとの連携による「企業年金シンポジウム（11月11日、参加者数：120名）」及び「退職給付コンサルタント養成講座（2月9日～3月16日、毎週木曜日・合計6回開催、受講者数：17名）」を開催し、これらの企画から講師の紹介、受講者の募集、当日の運営面等で協力した。

②出版・企画事業

- 中小企業における人事制度や企業年金・退職金制度を再構築するうえで参考となる各種の情報を提供するために、「商工会議所年金ネットワークマガジン（CCI-PEC）」（14万部）の第2号を発行し、各地商工会議所等を通じて中小企業の経営者等に無料で配布した。
- 「適年対策実務マニュアル」（2,836部）をはじめ、「企業年金制度移行ガイドブック」（1,560部）や「企業年金の制度と知識」（1,428部）、「確定拠出年金法関連条文集」（502部）、「公的年金・社会

保険ハンドブック」(453部)などのパンフレットや書籍等を作成、頒布した。

③ I T活用事業

- 日本証券業協会証券教育広報センターと連携し、確定拠出年金制度や資産運用などについてインターネットで学習できる投資教育ネット・プログラム「投解道」の普及推進に努めた。
- ホームページのコンテンツを充実させ、企業年金・退職金制度に関するトピック的なニュースや解説等、タイムリーな情報提供に努めた。

④ D Cプランナー（企業年金総合プランナー）支援事業

- 1級または2級のD Cプランナー（企業年金総合プランナー）としての資格を登録している者に対する情報提供サービスの一環として、メールマガジンを毎月2回（1日・15日）定期的に配信したほか、必要に応じて臨時増刊号を配信するとともに、会報「D C P L A N N E R」を年2回（8月・2月）発行した。
- 資格の有効期間（2年間）が平成18年3月31日で満了する1級または2級のD Cプランナー（企業年金総合プランナー）を対象とした資格更新通信教育講座を開講した。受講者数は、1級（302名）と2級（1,418名）の合計で1,720名。
- 受験者数の拡大のために、ホームページ等の各種広報媒体を活用してD Cプランナー（企業年金総合プランナー）認定試験のP Rに努めるとともに、受験対策のための通信教育講座を開講した。

⑤ 調査・研究事業

- 企業年金・退職金制度の改善要望として、適格退職年金制度からの移行に係る中小企業対策の推進、適格退職年金制度からの移行対象に「特定退職金共済制度」を新たに認める支援措置、確定拠出年金の拠出限度額の一段の引き上げ、マッチング拠出の認可等を日本商工会議所に提言した。

⑥ その他

- 国や関係諸団体、各種マスコミ機関等と連携し、商工会議所年金教育センターの活動を各方面に広くP Rした。